1

所

振替貯

發行東京市京橋區南鍋町一二

振替貯金口座東京八五三番

者

行

所

印

複

者

HEY

印

許

來

編輯代表者

1

明治四十三年六月

明治四十三年五月二十二日印刷

郵便館

文

隆

吉

社

東京國

東

會合

番地

區宗十郎町十

東京市京橋區 南鍋町 1丁目 二番地

草 村

東京市京橋區宗十郎町十五番地

武

和

城

古

(肥後文獻選書第四卷奥付)

肥後文獻叢書第四卷 終

識

文化辛未七月

武藤嚴男校

順

李

也朱子党謂明道之語圓轉而周於事理此語其庶幾乎吾友非訓導獲諸

退回蓀監察君而寶藏之貽子孫不亦宜乎

此退野大塚先生手書授志水兵太夫之說也

示初學之周備者

に疑さも出来いたし是を種さいたし後に網學は大形

如此者さ申事合點參り候色々の註解にたより早く會

得致したるは益あるやうに候へとも自己の發明は曽

無之事に候

肥後文獻叢書第四卷

六七五

ひの流

見るともなくうつらくこ見居候内にあそここゝ

すなからも暫

いにし秋此由に遊びぬる時さゝはりて来らざ

らねは

山は山水はみつにてありなから共になかめし秋にあ代の松から

かそへてる五十の春のみぎりにはかねてそしるき千

をくる

中瀬君の五十の賀によめる和歌

年々の名殘やおちふつはくらめ斯る深谷にを

谷

渡り越し浮世の橋の跡見れはさても危く過きし物哉

中瀬豊長七十の賀

世

深谷なる流をいかに人とはゝしらぬ昔の友さこた

き

さきの

生れね

住吉の松の緑の千代かけてかはらぬ色そけふにしる

ける

白川の深谷に落る瀧津瀬はけに名にしおふよめる

雪にそ有

正月十二日五十の御賀ありければ凧のこゝろ

瀧の歌二首

顔あ

つ雲雀よ

頓花

あめつちに受けし誠をそのまゝにさきてそしほむ朝夏の野はちかやまてこそ繁るあれ雲にはいるなひざ

雲 雀

ゆつれ狩人の齢にわかの浦のあしへの田鶴の己か千

年かよふ心は

いにし秋此山に同じく遊びし友とちのもとへ

學文の仕形道筋之義先達之導なくしては路頭を誤り

候事にて候敢舟之疑敷にいたり候ては幾度も御遠候

が能御座候夫にても御合點なく候は御工夫を被成

御覽可被成候又は合點のゆか人の再び遊ばゝ必とちぎしに今は黒人

も世をはやうせちをうらみてよめる

さらともざちきりし人は昔にてひとりまた見る山あて御學御覽被成候様是正道理にて候年月久敷詠幕

初春の恵は四方に隈もなく戸毎にすむ壽の酒

はしられす

元

なすべきはけふはかりなる我身哉昨日は過きつ明日

老らくの幕行年も惜けれていさ新玉の春を迎へん

題しらす

歳暮

唯憶古賢達禮樂尚後素、 幽窓咸德音、感久何不賦、束の間もたゝ白菊の心地して明し暮せる樂の國

ほのさま

薄誦古人言、清風排烟霧、榮衰何足謀、活手酒中趣、君は先に誠の家にかへるてふわれまたすてぬかりい

上流淺易過、下流濁難渡、 愛知夸毗子、不烏又不鷺、

りけり

飛鳥相與還、人焉無歸路、我是庇蔭士、性才愧不具、

行ところ終に同しき道なれは後れ先たつ人の世の中

和某韻

竹堂先生熊谷修霊前に奉る和歌

何日重來臥深幽、

梅か枝もきりて過きぬる一枠を卯の花信ひなける鶯

四月廿五日栗崎善左衛へ遣され候御状の中に

偶與親朋天外遊、世情相遠得淹留、笑談未盡促歳早、

へ被遣候歌

しみの

溪上月明照深叢、

行

自漢中歸

つかの間もたゝ百歳の心地してあかしくらせるたの

只是風雲變態中、元來不易妙天工、幾人到此勞精力、

うつみ火の元

成

偶

とにかくにたくみし事のわすられてたゝよりそふる

目擊相知情意同、

君か爲とはしらすして賤の女の日にくくめる山の

夏日雪崩魂欲晰、頻興細雨谷朦朧 三盃豪氣獪難敵、井の水

頻興細雨谷朦朧三盃豪氣猶難敵、

再遊鰷回

手をとりて永き別をせしまゝにしのひもあへぬ涙な

前程不可能、躬耕難着屢、茫々三千年、心欝如叢樹、

右一篇/趣スデニ流布ノ書二見ェ候得バ事フリ候 壁巖千古存、顔色豈無變、人生百年間、敢自分貴賤、

様=御坐候得共信心要旨説明ラメ候書少ク御 混々彼水流、萬化由此見、

故ニテ御坐候聖教ヲ信ズルト申候心全體ヒッ

ステ信ズル實心ァ申候此實心アリテ後聖人ノ教書

二見へ候一言旬モ其實心ニウケカヒ候カハ學

問實地ソナワリタルニテ御坐候孔門弟子各孔子

問メサレ候事身=切ナル愛用所ニ至リテ敷

言=不及候,終身ノ愛用ニメサレ候事論語二見へ申

候然レバ今聖人ノ言ノヲノレニ切ナル語エラヒ

出シ信心ファックシテコレヲ守り候吾ヲ是トス

ル大病自ラ去リ善か日々ニ其中二生シ人倫正ック

家治平ナルヘキ事必然二御坐候此意味ァ會得イ

ズシテ學間ト心得テ聖經ヲヨミ申記儒ノ學ト申ラ

己ァ脩人ヲ治スル用コレナクカクノ如ク信心

レアリ候上ニコソ好學ト申務モコレアリ候故二孔子

口篤信好學守死善道下説給と候此信モ取チカヘ外

ツキ候得バ今時日蓮宗 法華經ヲ信シ候樣似申ヘ

ク候左候却テ吾ヲ是トスル大病ノタスケト成り

申ヘク候

山中國興

鰷囘瀑布

七十三年安樂春、東風到處柳條新、雪殘山谷卜嘉瑞、

雲映落晡诜俗塵、貧簍自堪甘藜滢、官途既謝着眞巾、

老來何事累心境、七十三年安樂春、

丁巳孟春首尾哈

退野庵中安樂己か

候此旨愚昧ナガラ數年心ヲ用候シルシニ自家

體認出シリ申故かカリヲカヘリ見ス申上候

公モ此信心ノハシ御體驗ノアト御坐候間夫》

御推シヒロメ道ヲ御信得被成候好學ノ御志生

シ申候ト奉存候左候宗社ノ輔佐不少ト奉存

候不備大塚久成頓首再拜

ブベカラザルノ疑御坐候是イマタ信心ノヒラケス

身、老來無事逆新春、孤棲花盛鶯囀、

天柳枝垂風又馴、問巷烟濃家遺難、朝廷禮正各思寅、

聖時難遇更何慮、眼裡山川效智仁

激湍飛雪水還靜、巖石無情起百雷、遊客至茲忘出處、

休言深谷莫良媒、

生ッキサマナラフウチニ又身ヲ私スル人

ヲョクワキマヘ候ヌ故學テカナサル道理信 欲ト申モノ有リテ是ニヒカレテ善ト知リテモ行フィ

シ候人スクナク御坐候學問本意何タル事カト心 ナラス惡トシリテモ去ル事ナラヌ病ニタヒクッシテ

ニイレフカク推究メ見候得凡人々ノ生レッキ大 タマ(起リタル志モキエウセ申候人多御座候是

ヤウ巽ナルコトハナク候得共幼ョリ見習聞習事ノ俗 初ニワキマヘ候處フカ・ラズ志眞實=立申サル故

ニシタカフ所ョリ皆々ヲノレカ得テカタト好ム事ト ニテ御坐候學問/本意ヲ深クワキマヘ知ラス信心ァ

ヲ是ナットシテ是ヨリ上ニポルコトナク我意ヲノミ 具セス所ョリ志真實立申サズ候志サヘ立候得バ善

フルマと候故一箇ノ私ニヲチイリ家ニイテ家ヲサマ ヲナシ惡ァ去事ハカタカラヌ位御坐候此信心學問

ラス國家ヲ治候ヘバ國ャスカラズ士民苦ミテ終亂 命脈ニテ御坐候其信心即人ノ教ヲ信スル心ノ骨

ヲ生ズルヲ聖人ハレミ給ヒテ教ヲ立給其人 ニトホリラニッナキ味ニテ御坐候此信立候得バ毀譽

ニ具ラ事ヲシイテナサシメ給フニアラズ天ョリ人 得喪貨色生死モ障礙ヲナスコトアタハヌ御坐候此

々授興給フ道理一身=具足イタシ候ヲトリ出シテ故二程子信道篤則必果ト説カレ候此信心學問/根

教ヲ立給フ其後ヲ信用イタシテ務候ヲ學ト申候此學本一身ノ主宰是ニマサレルコトコレナク候然聖人

・好ミ懈リナク務候ヘバ身ヲサマリ心樂シク家齊と ノ教甚博ク候得バコト(信行ハン事皆人及

與某

知ラス候故聖人是,開示シ給フナレ共ニョリテ

也論語右ノフタツノ小ワリヲノヘタル書也天下ノ

ヲノヘタル書也天下ノ

道此四ツニテスマヌコトナシ御徒然ノ中御覧モ候

右心持ニテ御ラン被成候様=奉存候御ナクサミ

二書付進申候以上

國治り候事ウタガヒナキ所ニテ御坐シカレバ

我二得ル所本來具足/道理ナレトモ凡人

ニテ専ラ己ァ修道ニテ大學明徳ニテ又歸スル

我ニ具ル道理ヲ學ビナラとテ身ニ全フスルハモトヨ

リカタカラヌコトニテ候此コトハリヲワキマヘ候ヘ

パ學ハスシテ叶スト思フ志ヲコリ申候カク志ヲコ

聖人数ハタレモ學ヒタキ心候ヘ共學問/本意 候テモ

目アテコキミガイテシタモノグサテ精き事 仕様ヲ書タル書也ソノ學問ノシャウ我身ヲヲサム

皆スキト小學ノナリノツマッタモノソサルホドニ小 ルト人ヲヲサムルトノニッナリ學問モ政モ此ニッョ

學習ノ十分ニッマッタ上デッコデ大學ヘ入テアタ リ外ニ有之事ナシソノシャウ天道ノ自然從力ヒ

マカラ格物致知極テ工夫ヲツメタモノッ小學デョ 人作ナラヌ所有之ヲ手本ニシスリニナルヲ至善ト

イコロニメヲクト合點ノアラフ様カナイ小學デ十 イフ中庸天道カラ人出來タレ天道ノ通り二人

分養イタラタ上デナケレバ大學ニステァノ八目ノ工 ハアル筈ナレハ其通リニスルワサヲノベタルガ中庸

ア

バス小學習其事大學學共事之所以トアルモ此合點

デ意得ョタヾ意ハツイ知レタ語デョク見テ扨大義!

掛重イ語知行書/合點ヲョンテョクセ其學ブ

所以ヲパ格物致知事ブ其小學デヲ習身ガスグニ

ドコマデモシテイタモノゾ其格物ュク知ヵ又ヒタト

共小學デ習タ事ニナリスグニソレが熟シテュクソ

カ則誠意正心修身ソ習其事ト云〃ャハリ修身!

業ブ

與某

ホノマ

ヒニャシナイタチ・スデニ七八分ノ聖杯摸ヵ出

ル段最平日熟讀スペシ其外朱先生平生数云及

ノッ誠意正心修身則明倫敬身力行工夫ノッマリ 夫缺タモノモアノ或問敬 得テ小學ヲ兼補

タモノブ後因テ説ク至善ヲト云モ小學デ養タ上ニト ヘット云モ右段々ノヌキサシナイ聖學旨ヲ以テッ

小學ヲ主トシテ言と出シタ語ソ小學デ涌養純熟養 敬學之所以成始而成終也爲小學者不由乎此下有

テアルジヲ根ニッテヲツカマヘラミガキヲカ

ケル其デ後因テ説至善フト云ッテ合點此朱子ノ

語スペシ又国小學成功ト云々ト云モソコヲ強

説キックテ云タモノゾ小學大學ノナリテト八ノ生

レテ成人スルト同コトゾ全體ノ四支百體ノナリ生

レ落カラソロウテ有何モ後出來ト云コトハーッ

モナイブサレ共只成人スレ其力漸口手足モッョ

クノビ身モカタマルトモノゾサルホドニ是ブ推テ

見レバ格物致知誠意!正心修身ノトコトスベテ

至善ト合點テ立タソレデ朱子ノ章句モスキト至善ヲ 大學聖人ノ代二天下人々へ問ヲサセラレタル

タツルスベガスキトナッタ程=學術氣象全クソデナ

イゾコニ一大事種々深切ノ旨アルト思エソコラ朱子ノナダイテ平生ネテモサメテモロヲハナサヌ居敬窮理又シテモ涵養ト云ハマッ其タメゾ小學ノ書見上タトホリニヤワラカナ易ナコトバカリゾソノナ處ッヒキシメ身ヲメルト云所が合點骨髓段々學術ヲ云立ルモ畢竟此大事ニ云ッメテト云コト業ト思テ随分得力様ニスベシ先今日サシアタリ初學ノ人朱子がアレホド四書六經多キ中何が不足デ此小學ヲアタソレバ何デアラフトイカイ分ノ有ルコトト覺フベシ云テモ此小學博カラシテ身ニヒッシリト引シメテ學間ヲスルトコトガナイジサルホドニ居敬窮理/カタジケナイソコブ居窮ト云ヘカラ合點フスベシサウナウラハ學間がドコマデモタヾ作リコトニナルブ身心ァ收斂スルトコロノ端的サマ存養ノ工夫皆カワレドモ引シメテ括ル合點コヅ平日涵養出門如見大賓ノスジ極テ親切ナト云モデ合點スベシ畢竟兎角身引

メラ持守純熟スルソコガ小學端的ソコガネパ何タ

ルコヲセウニモ己が身トハナレテュクサルホドニ智

ガ高テモトコカラョウテモ學ガ己ニ本ツカズ根ヵ立

スホドニヲ朱子ノ極ラ緊ク云コトゾベッタリト聖

學ヲ失ソ能々ノミコムベシ昔學者アタマカラ身

デ學ブ今ノ學者書學ブ何トシテ古人=及ブコト

ガナラゾカウ云事ヲ耳に聞き其意ヲ受テ此序ヲキ

クベッ扨々ヒッシリトシタ親切ナコトブ短イ序ナレ

ドモ小學ト云モノヲスキトシタ此ノ今其全書ノ前ノ

也ト云字マデ云取テアル別シテ習與智長化與心成ト

八字至極精粹小學緊要親切字也蒙養集載テ

アル漫々地養他トアル處!合點思ヲ得テ意得ラ

見ョコレコソ聖學純粋ノナット云モノダ聖賢抔摸が

出來ト云段爰マデ能々合點スベシサテ又小學カラ大

學ト云事ノ朝夕事勿論今小學ヲ讀モノが大學ガ

アトニアルホドト思テ小學デ只分コトノスムョウ

ニ思テョムヒョンナコトブ八一代終身業/ナリ

小學デスキトスンデアルゾサルホドニ大學只小

學ノナリノ大精クナッタバカリナニモカハルコト

ナイゾ爰デ彼ノ知行書行之大小知之淺深ト云ュト

カヒッシリト動ヌブ格物致知誠意正心修身體小學

ニミナアルゾ大學格物則チ其知ノ精ヲ極メタモ

只今ャコノ小學ニムカフラ聖學ヲ發明シラレン最

大抵學問ト云カラ誰モ知タコト誰モスルコト誰が

スルモ同コトョサラ漢唐以來博文ト云者モ文章好ク

書ク者モ又記誦ニスグレテ達人モアリ歴々トシテコ

レホドニアリソレガスルコトジャト云テ別ノコトデ

ナイ同ジ樣書ヲ讀ミ同様随分精ク磨イテ形ノ

如ク義理ヲモ見ャウトスルコトハ口所無シテ漢唐以

來誠二幾千萬人ト云數知レヌソスルニ何トシテア

ノ歴々ノ學者共マンマル學ヲシラヌト先初學ノ合

點ノユカスコトデナイ歟スレバナンデアラフトソ

コニハワケノアルハッッ其合點ガナフテ何ホド書

ヲ讀デモハッタリト聖學ョ知ラスト云ワレテカラハ

ノッヒキナラヌ スイコト朱子以來學者形如

ク歷々トアルケレドモサアコレゾ朱子學統合點

シタト云稍指折スルパカリソコノヲシライデ

如此、 嗚呼哀哉、相識門人、以碑銘屬震庵薮兄、以

行狀屬久成 嗟交游之久 知遇之厚,有不可得而辭

者、然拙訥之文、不得發掘其德義之鑑 以記見聞

之著者云、亨保九年八月日肥藩番士大塚久成謹狀

小學初講口義

マンマル己ガ身ニ湊合チョセイサシニッナガヌ錢

樣ニナッタリタ、今日コノ身ニヒキシメテ根本ヲ

ホノマ・

初ニチョドス工夫ヲ得ヌゾ古三代/時小學大學ト立

テ八歲十五歲ト立テ置レタ段二天地自然當然至善

ノ學術居敬窮理根元 朱子一代コノコトノミゾ

其中一代=磨キタテ書テ置レタル此序大學ノ序

及或間最初ブ次第々々ニョク吟味スベシ先惣體サ

シアタリ/受用合即此小學上デ處々デ云聞スベ

シ小學ト云書板行レテァレ讀ヌモノモナシ又

何トナリト合點セス者モナイブサレドモ只論語》讀

デモナコト大學ヲヨミテモキコエタコト小學ヲ讀

モ只其オリニ同ジコトノャウニ思ティムナラバ朱子

何用ニコノ編フッ別シテヲョク聞ベシ先朱子以

前漢唐以來/諸佑/純粹ニナイト云モベッタリトコ

ノ小學ノナリヲ知テニカァ用イコ、二足ヲ蹈シメ

テ學/根本トスルヘヲスキトシラザリシホド=知思

知高ヒモノハ己が知見ニッ禪=流テ己が

身ヲ忘レ者專業二心馳テ己が身ヲ忘レ功名=

流レ今日此己が身ニヒッシリト引シメラ持守シ根本

エルスベヲ知ザリシホド=何様知恵カミカケテモ

近婦女、而恬然而終焉、鳴呼君之志於道也如此、

厲言警惰、是以有二三門人所興起者也、其自爲學也、 其所見所守又如此、而其年纔踰强仕、未見其成,天

初年從事文章、自經史、自詩文 以至諸子百家、無哉、詩文稿若干卷、藏于家 散失無葉者亦多.久成

所不讀焉、晩悔悟往日所爲、無益於身心、實始志於|識君於畎畝、及其府居也、與我連墻.日夜往來、講

道、從是潛玩書詩四書 周程張朱之言、以身之、 學論文.其始有異同亦久而有定.予之固陋浮薄、

以心體之、而後覺聖賢不吾斯、謂主一立心、明理破|得君警發者多矣、常惶君多病不以壽終焉、今果至於

也、殺私恩而隆義家、與人交也、不欲矯惰巧

良友而取正也、自是惟進食藥外、無應答、向有戒、

無其人、旁探他門、則不合事宜、吾自有處置、子其昏、以友輔仁、此三者、實爲入德之門也、而未曾不

無憂、至此乞以義父直房之子半彌爲嗣、命日、佐藤 從于此也、方其衰病閑暇、潛心讀易、謂其理可說、

某所乞、誠爲義擧矣,允之、時半彌在襁褓,少於其」而未達其蘊.古人造道之深、豈易窺乎、又嘗語門人

子十歳、聞者莫不駭然怪之、君言正某正系者、於我|曰、程子朱子、其道一也、今人多謂朱子德不及乎明

則足矣、若夫利害不暇計焉.聞者終服其宜、命下之一道,以予觀之、明道可謂聖人、朱子亦可謂聖人、然

七日、卒干府之北舟山別業、是歳癸卯十二月十四日」而我一人之言、豈保使人々信之耶.吾子記之、後世

也′十七日葬玉名郡十町里先塋之傍、君為庶士時、 無子雲者乎.又嘗謂朋友曰、吾初不開古之道、而出

娶良家女、三男子、一夭、雲平、小平次、二女皆夭、 處之義過矣,其繫累如此、吾已改轍 志于聖質之學

九年二月恩命曰、佐藤某病而不起一是以賜義子半彌」雖不能極其廣大精微、於習俗則脫然、世之學者汲

禀食若干、爲祿士之班、長有其才、則祿秩有加賜勢利者、何哉、此固無論.唯憂夫英傑之士、内抱功

子雲平周急之禀若干、父業是勉、業成則除官、君爲一名之志、外託聖學之任、按排聖經、各建立一家、曰

人朴實沈毅、風雅不凡,其居家也、澹然真亮一事親|古學.曰古文辭、而恣詆譏程朱、將以亂道統之傳爾、

思色難、其立朝也、簡然如愚、事君恐不直、及其爲病革少間、告門人曰、吾沒後、講學勿怠、當求明師

人之後言以苟合.又不有己而友道 若夫求我者、致意示方 不六六七

竽存稿拾遺

容之.其書雖親友,而不得與聞、又焚其褰、五年罷

祿、室鯧嶆士教授

不堪其器、則別擇其人爲義子,是爲故事也、今

詣門受業者,則以其所聞告之一惟夙夜黽勉、啥義祖 子之子幼矣、其才不可豫知、盍謀于此、日、吾門下

將及飢寒、夫師弟猶父子也 襲其職祿者固爲榮

職待之甚厚、爲之獎勸開道、而文章大進.未閲數 謂人之生也直、豈可罔之生耶、自是篤信古、而所行

年、先生物故、君卒隱鄉里、而讀書賦詩、求不開達、 不苟、一日讀張敬夫一樂堂記、概然謂、昔日吾不知

而適志於山水之間、將以此終此生、正德二年、竹 有此理、從流俗冒他姓、固得名教之罪、方今遽然復

塢先生嗣子直房、牛四 以疾不供職命選竹塢門人高|本姓、則亦其勢有不可者、自非苟有得時、安得改其

弟一人爲義子、還頭命下議之一時門人精業者 君與|過乎,遭所生外艱、乃依爲人之後者、爲本生降一等

小川景明已、景明受業先焉 故議者以爲景明可矣、 之禮、執心喪期而斷、且傷無兄弟主祭、宅別室、置

景明固辭不就、遂及君、君辭日、吾生側陋、習簡慢、 本姓父母之神主.用朔叄俗節忌祭之儀、少伸其情耳、

安身於林野者、固其分也、何爲釋褐貪名途,呪其學 但爲有二尊之嫌、未正祭也、享保元年、擢近臣之班、

鹵莽、以就吾師之職、此辱先生之尤者也、父兄詰之一時侍游燕、君謂.事君之誠、不可不獻其所學、然不

日、先生之門、當繼其業者.唯景明與汝已、景明辭、 講,又不召言、何時見其衷乎、乃撰治道要錄獻之、

汝亦辭、則先生之世業 至此而絕矣 且嗣子兄弟者、

末竟,而失所依歸、如瞽無相、如舟無柁、然自刻勵|之業是恨、家藏竹塢先生文稿、撰爲前後二集、前集

不已、博涉群書、而未識所嚮、時本府竹塢佐藤先生 已刊行、時又得二三士人爲友、而講道學之要、始知

文章德義、冠于一方一君乃執逵見、先生愛其藻思溫」有古人為己之學、而悔前所學者無其實、發憤興起、

末疾、醫者危之、乞致仕不允,但緩職護疾、因謝

其辱與不辱、由己之勤惰耳,汝其世辭 君不得已而「汎交者、惟有朋友暢懷管絃和氣郊野樂神而已,幸而

諾、乃以聞.合佐藤直房致仕 以君為義子、襲賜其末疾癒、然而衰憊矣、八年罷近臣之班爲番士、頃之

*地百石儷卽爲番士之員一君拜命府居、於是倚|病日惡.自知不起、先是同僚告曰、凡術業之家、有

閣閑事、致精於簡册、汎爲士人講解經傳詩文、或有子而稱長之進 又稱文右衛門、別號松洞、後改醒軒、又

改固庵、本氏草野、世肥後玉名郡和仁鄉人、高祖

人、曾祖宮內、祖吉兵衛、考的庵、妣竹下氏、世系

實.具考碑文、君以天和癸亥某月某日、生於鄉十

町里,生異常兒、幼授書”不數過成誦“亦稍曉文義、

- 比成童、游學于筑後州柳川儒臣省庵安東先

考奇之

生之門 從游將三歲、先生物故、時君未弱冠、肄業

小學字訓跋

君諱實祐、字白天、舊名惠、字迪甫、假名半七、舊

孰能體之故假之爲糊,寂之爲佛、無之爲老、外之

肥藩故儒臣固庵先生佐藤君行狀

中、亦皆精切緊要、

聖人敢人以仁爲名矣、仁之爲道也、洋々乎發育萬物 固有益於學者、但其卷帙浩穰、猝不易見、故今抄出

峻極于天、其存乎人也′禮儀三百、威儀三千、優々「數十條、以爲初學之一助、顧其所未録者、亦當不出

焉行、豈容執柯伐柯、睨而視之勞乎、非欲之斯至者、 乎此也、夫爲仁由己、讀者勿以文字觀云、

朱夫子嘗病學者見仁字不的切、故著仁說一篇、且作

仁者竽齋存稿拾遺

而却厭此編之略、夫詳者不費思而得,略者不沉思則

心之德、而萬理具、毫釐有不合於理、則心不能

安.是以仁與不仁者、在安與不安 故國逃、殺身爲

仁、夷齊求仁而得仁者、當事其心之正理不害而安、

猝然全體之德爲著明而已、

不得、今之學者、不堪沉思、則宜哉厭此編、而不信

焉、此編惟小子之學焉乎、大學致知之道、亦斯爲要、

學者夫可忽乎、享保丁酉孟春晦,大塚久成跃、

紫陽言仁要錄序

之圖、豈有以加之哉、若其曲暢旁通、顯微辨差、與

求之體之之功、則散見文集語類爲俗儒、故日、尊德性而道問學、致廣大而盡精微、

極高明而道中庸.溫故而知新、敦厚以崇禮、其然、

用力於此、下學而上達、毫釐有差、則天人間隔、聖

人敢人以仁爲名、豈可不信哉、

右小學字訓者、朱子門人程端蒙所著也、先生稱之日、

言語雖不多,却是一部大爾雅、予偶得此編熟讀之、

起而嘆日、鳴呼簡而盡哉、世儒多喜性理字義之詳、

孚存稿卷之三

別に啓蒙之御疑問候而重て御示諭待申候今度兄

此一件甚善々々、如此去私意、平易之實地工

夫無間晰、則何患不見道乎、

私儀も不打置西銘玩味仕候段々に稗田先生にても義講じ申候大

凡に心に移り候は學は一滴の身善するの あらず天下萬物の

さけさせろも只己が性分の事被存候黒故は天地の塞吾其體

天地の帥は吾其性一草一木さいへども我になる以故には

是仁求のみちなり如何只書を見申候は聖賢の言葉に打任て先

人是それよさいひ置しに従いて其道理 る事にて己より強て

さくり来る事に非ず舊来むだに勞して自分手に道をほり出させ

こさ接排にて御座候さ略覺申候西銘の如きも彼に打任せてい

つ迄も玩味しておる事に候や是を以て見れば日工夫も先人に随

て力を用るのみ又自分別に色々さ求る事にあらずや

二程書御覽之御様子被仰聞珍重に存候御紙面之通

に候へは養に成御喜意に御座候由珍重先如此に御

養ひ此上に意思を御求候事不可然候朱子曰未發之

前不可尋求已發之後不可按排申語此上に落在い

たすべき存候中庸首章は未下落無御座由是習

熟之功にありご存候余は申殘候口一日

程子曰君子義缺字命不足言此語或人二說兼之誠元

定者幸缺字此人歟11月

な故に如此さいかん!

六六五

先日進益御座候旨御歸以後にも其意落着候處御

座候而喜悦も有之候哉承度候志賀丈も其後見へ論

語を被講候學彌以深切歡申候出府可有之の嘶に

御座候定而被出候さ存候余期後便候不具頓首

丑十一

月晦日

數日之御滞留に而大慶不少に御座候講論多候内啓

蒙大極の論を講し候へは十分下落無之候此段融釋

無之内は道理さわりふさかり候處間々可有之候が

は是のみを収分極め候と申而も急迫の病を生し

来月御發駕已後には從壹丁目迎可遣様子に御座候

左候は、於彼方可得御意候以上田明

一任助頃日見へ申候先頃者塞り故修理も不明に御座

一草野生先日之高氣自反にて不易にかへり被申候よ

し是又珍重武藏流口口を聞被動候由此段氣毒に御

座候

一語類之問答により御自反御尤に存候書を讀候は如

此己に體認すべき事に御座候論語玩味之御説も味

有之候但窮格と書にて無之とは一偏之説に而御座

候知を致の中玩味もこもり申候いかん(

一御試之條々御示し致熟讀候我字の害を御省克復之

力を御用候得共其力を不被得之旨左樣可有之候先

意に手をかけ不申直に無我ならん事を欲し候得者

工夫之序無之と存候張子之語寫懸御目申候此語之

上より被着御工夫可然存候

由以鄙意申候得者是則氣にては無之即理に而御座

候所謂此條理實然たる物無無臭の本然にて候何

外に求むへけんや若御疑も御座候は期面會候

一爲後生語孟之會講釋なと思召立候由珍重に候

一吉田又左衛門在宅存立にて御座候處極り申候はゝ

筮を御元と御頼被申候樣に申談候此度出府に御案

内を可申さ存候爰許替事無之候

一畑朱子年譜を卒度議候に元定の配所におもむかれ候處誼候に

平日學ぶ所得處誠に後のなそろふへき處にあらず相見候然に

元定親を離れ妻を捨て異境に赴被申候人情のやむ事を得

嘘に然るに其従たる事平日の如く朱子も是稱し給ふ元定

の意いかん或日君命の重を受て只是に従び外に思ふ事なし故に如

或かつて命を知る是以此頭倒の境に至りても心に動く處

性は用につきて見物々の性用處より見すんは何

を以てかわかたんや人は四端によりて其性を見る

にあらすや

一物は共用所をさして性人は唯仁義智をさして申候物ももこ

より仁義なきにてはなし然に物には共用處て悪性をいふは

馬の乗せ牛の耕

すの類の如し、

未如何なる事にて候や

如此なれは中庸字下落なき事尤に候中庸は道の面

目を見候は實所可有之候

御座候時さして退て観すれば舊日捨てる様之物にてはなく只

是當下活々發地さ被存候境いかんして得すべき此處買見なけ

れば性たる物たる物も如何なる物やら言を出し萬物を照し聲を

ここもあしき事に覺申候一歩を進る事を得ば月の思びたさく

存候に得る處なくしては夢の力を得たるこは申がたく被存

候頼は先生に至るの道を御示可被下候

候近來開發之旨を被談成程實見聞致太慶候

一性之論源頭に及不申候間後書に御示し今又具に御

正常之御論無不足と存候珍重々々

一物之價貴賤を箏候事俗に處するの不免事御座候會

津屋説にて處之條理出來之由左可有御座候

一主膳因責善而憤發有之行珍重手帖もり申候意

思開發之旨相見へ申候此人外俗之病痛初より少有

之候故頼敷存候果して如此開發誠不易得候

一彼三年之功無怠御受用之由珍重古人之學自家に信

ある端を専一に功夫有之と見へ申候程ふり候へば

初の意ふるくなり功夫の條目別に生事吾輩の通病

にて御座候可警之事に御座候

或人の説人心壯老無異の意其所指を推不申候はで

は如何さも論じがたく御座候他の語により御發明

之趣と聞申候得共御落着なきは他人のあづから

ざる事に候仰け

一氣の多過不及か其物々の性にて別に一物性を受る

にては無御座と相見申候山此處に至り理氣の分到

然として初て性を云べしさ存候

座候雅極の字に意味有之候しらほしきと意味不

同候稗田宅にて中庸を脅讀之段珍重に候

一近來進歩之味もなく世事之難も御座候て御學意も

ふるひ候様に思召候旨然さも内外之分者判然と御

體驗之由珍重存候且又死して不往生して不來之意

略御見得候得さも是は氣にて理之上面見へ不申候

六六三

一御體認之意味御示し致承知候今度之御體驗は日

には異御工夫ます(精功に聞へ申候數語を下し

様に被命候得共此處に至りては言語を着へき様

も無之延不問答之中大極動て生陽の間候條先生曰

亦是此理、中庸以喜怒哀樂未發已發言之、又就人

身上推尋、至於見得大本達道處、又襄固只是此理

就人身上推尋、若不於未發已發處看、卽何緣知之、

此語により語脈相知可申さ存候夫故舊日も中庸之

首章を御すゝめ申候少々端緒出來候様に御覺候由

重に候伊川曰理心一而人難知之此語口約に候余

事は致略候不具張計

廿一日

一別紙も明白に御座候同じくは文字に御直し可被成

候則致返進候 +

一中庸二子之意味無落着旨御意思何等之旨なるや難

推御座候程語之意は不偏之旨と聞申候或問地之中

も不偏之形容と見へ申候得再喩申候

條理経語等茫やうさして無かこさ然共是を見るに自分又條理あ

り氏包数の程子の説性のこさき無干渉いかん!是一

追々申上候色々の語を忘れ見申候に山あり川あり火あり水あり物

あり晝あり夜ありてた不巳のみ一筒の身歸宿の地なして思

此一説御體認致感心候心之本體如此候へば尋求之

工夫は却て心を害するにて候只此上存養之功用ひ

日を重ね候は、自然に心得之處可有之候必此外に

按排の御思慮被加まじく候

い有之候處唯今より見候得者何もなきこそ心のありまへにて候へ

然も何も無心日用事物の上に充滿しておるにて候朱子日孟子求放

心さ給ふも後に心不待求さ此言小天に而二程子語要中を見候

而面白覺申候此上に而存候に亡日の功は又自然さ有之こさ存候

是に付存候は未發中巳の和などの意不斗存候に喜怒の情 しさ

名前は皆さ被仰候語之意を以見候に只無事の時適なきの心

未愛の中なり無事の時かたより是ぞさ有する私なき故に其發や

中せざるはなし然日用の工夫は縦て有する私を去り私意のき

ざしなさるのみさ被存候然者一筒の落着あるに似候然るに性道教

の旨飛魚躍所の程子の語にして見申候に物をへだてたるやう

のさわりありて洞然さ無之は如何然さも是如此無さ申て患る事に
は非さるべし若叉如何さも意をつくれば則不足さ存候如何尊敬
願申候德は積て後に成もさよい然り然さも又一度に落着あれ
ば則德有る也是等もさより日用の間身上に充滿してあらはなるべ
未當否をしらず如何々々

理の高妙を知らまほしき意も心外につき申候無盆
の事と御省御尤存候中庸に極高明而道中庸と御座
候得者高妙を知らまほしきも心外の事にては無御
然るに性道教の噓と相合快たらず来のふさかりす斗しらけ不
申候いかん顔は尊敬を待奉るのみ
未發之中已發の和性道と融會せずんば性道何處に
て手を下さん
養ひ候處不全候故其中不立候此養さはまた外に一事こさあろにあ
らず此心二三ならしめざるりさ存候わづかに思之は則巳
いふは此未いかんさ思ふ心則巳にして未發なる物に非ず未
の前は不可尋は此謂如何(

此段未發の中にあらす

物に伏し候此語如何なる意味なる哉聞へがたし

皆一つにして其實は無事にて候此則の中たる物にて候や以

是見候に天下唯是未發にて御座候

此中全書を讀候内に入心主不得而見如冠讐而不可制如此非常累心

して心累事可識天下無一事さいふ語面白覺申候事さ二つに相成候

放心煩び申候事物に伏し候得者其實は事も無之さ彩るも起るも間

敷事も

歸宿叶

一五

著語曰天地萬物本是一體、吾亦萬物中身、如何尋

六六二

象なるにや願くは尊敬を求ろしいならし

存稿巻之三

一部に者の趣を考て見るに各得る處有りさ覺申候然るに共人にの

み被申趣が異なり自己のつさめ處又一路づき有りさ相見申候

然るに其大法は朱子格物居敬之主さしたる如くにて候さ相見申

此論甚善

一心街の工夫は只心中に物無やうに致斗さ被存候退溪先生の心術是

さもいたしがたく覺申候只此上には致知の功用天人一致の嘘を

融會化候迄:被存候如何

ウマレツキ

此意大概是也末端的

一大極の事もて存居候筋も少は有之候得さも庇書を見候に意の隔

有るやうに覺一々如是さめんもくつけがたく覺申候大極動靜の説

略存候は大極は理にて御座候得は動靜有間敷被存候然ども人の心

推て見候に無事之時に此上に此理有之候或は父は君に

向び候得ば早此理感し孝忠之道あらはれ候此理動にあらざれば此

氣び不孝忠之上に靜之理具りて有乂君父に感じ止静に返り候

得者此理靜上に有りて忠孝之理上に具りて有也今ぜされぱさ

て一向無さいふにてはなし是無朕の時動靜之理具るさいふの理な

り則物来れば則此理感じ氣隨び申候大極の動静氣乃動靜にてな

理の動靜申事は如此にては如何

男女物也、善悪者事也、物可言性、事不可言性、

是所以不同也、然在天地生男女、在心生善惡其象

一也

に近く覺申候其他之病痛不足の事は性の事にて候へば急にいかん

中和のここ頃日不斗存候には此間も段々御咄承り申候に自己にわ

づかにかふそふさ申底等の意有之候へば是則私意さ被仰候此尊旨

殊之外面白覺申候夫により此等の工夫を下し見申候知所の物先の

頃は心に見るやうにあらざれば意の理に遠ざかるやうに心あんば

六六一

一大極を読學問日用の間に切實の意も有之かさ覺申候千萬徒然の言

進め申候罪不少候得共願はくは下し給へかしFE

此旨は此書朱子の時分世に流行す不得止して註解

を出し給ふなるべし

一大極の説は周程子斯のごさく重んじ門弟子に安に授け不給候然る

に朱子註解をなしく世に行ひ給ふは何ぞや、

學術分多端、後學迷從事、實可嘆、在己欲不差、

則莫若讀朱子書饰要、此故退溪先生憂學之志、全

在於此、可信可敬

然るに其學の不同は何ぞや後来になりては同じく格物にて
も各宗旨が立私如きのに力を得不申者はいつくによらんかたも
なく相成可申被存候額は下し給ふての法を垂られ可下
候左候は夫より己が意思のびたため申後来ても此をそこ
なび不申一度積の以は脚立の地を求度奉存候誠に此道至て
大に有之候得者一朝一夕の功にては參り不申如く被存候此間一旦
通する事もあらんかさ略見来る物を取さめなごいたし申事は妄作
の至りかご存候唯日々夜々のつさめたかへ身理さ一致にして
自然の地を求る事にて候わすかも心を付るものは滅の道を知るに
ては無之さ被存候

持實、窃論作用是性之說、以爲是則以動靜語默之天然自然者、言
心之妙、而未知此心之體虛靈中具衆理而應萬事、各有一定之則也、
故有其作用所不省察眞妄如何者矣、我如所謂心、則不然也、此心如
於父則孝應之.如於君則敬應之、五倫之間皆各隨所遇者、其應不
同、而亦有一定之則、及如於水火亦同、如於水其應不可以火、如
於火則亦其應不可以水者焉、是則具象理而應萬事者也、其體之虛
靈何哉、日未接物也、湛然無事,而非有天下萬物之理,塊然在於

胸中、而來則斯、而事出雖事出 然亦無可見所以其

然之跡如何者、是乃其體虚而震者也歟、伏請尊

日

此十九說恐偏锫妞八月

一自謂思者、疑而所不通者、在心之謂、而唯非時設之、以思之謂

歟

此說尤善、

持實嘗疑治人、則己此心就於外了、唯言修己而可也、近復思之、

不然、己典人本無異、其治人亦修己的之事、而但有本末之分殊、

不可以有遇本末而用功夫之差失而已、

一修已治人

今人見得學甚輕了,故不能孳々勉力、而或云學已足也矣、何殷心

之卑狹如是哉、愚竊意、如宋朝諸賢溫公魏公等、固君子、然以學言

之、則恐有其上一間所未達者也、是亦朱子所謂不発爲鄉人者、

不免爲鄉人者、孟子爲勉人而發、今引而詐君子氣

象不善

一好學論、至聖人之道也、

一此間も弘生にて圖解之所は略講候に文理は開へ申候様に御座候

善悪は男女の分也の意十分に落着無御座候天より男女を生じ申候

に人之善惡分り候かあたり申候則人の萬事あるか萬物の申

より見申候に左様には聞へ候得ごも善悪を以男女にあて候事不穩

やうに御座候男女にもさ各一性にして一大極なり善も人さなり

ては有之こさながら一般には論じがたく候共故は善悪一性さは論

がたく有之かさ覺申候

此一段讀書の要法不惟讀此書也

す覺申候

答

十二月

二日

先頃御示被成候に任せ大極圓就六日より見申候へごもす斗開へ口

有兼申候或は此間あんに推置申候道理に符合仕候事も間には有

之候啓蒙は只數理上之事のみ大極は天さんさを合説に相見別て讀

がたく有之さ覺申候書候ては色々の安排之説を掃除去

而周子の言意朱子の解説に打任せあなたより其意の聞へ来る相

いく返しも圖解より説にかけすら(-下大全なぎだん

-に看過化候者此書言意の表に脱然聞へ候は此書を作った

る人の意も一般にて可有之さ被存候按排之知に而知りた斗は

如何程候も進之意にては有間敷被存候省略候得者學者求處

何も少しは立所あるに近く覺申候て此學彌大にして柔弱短

オのたやすく得かたき事に而夜を以て日にぐの勤なし不申候

而は共底室はもとより も何びがたく被存候只學おこたりや

丑此論於理固如此、然文字不順處多,改作而可歟

一弘老兄時々朱説の有無をさりて義理論じ給ふ事有り愚意不

私に意道書にあらず天地の間に充滿せり就此に窮其理朱子一

一色欲利欲の如きも克つくしがたき事有其源ある水の如くあるなれ

ばなり若實につゐて脱然たる事あらば今煩ふ其人欲さいふ物あら

んやて悦ぶ一語あり蟬脱人欲之私春天理之本然さ蟬脱春融の

字極味有り唯此境強知に力なく力行に不能いかん我先生に

教示願ふ處他に非ず唯一歩進み此頃弘老兄へ往見

性無善悪之説の幸性道之説を書て教を受ろに二説さもに能

へ候由被仰候へども我愛さくにたらず覺申候

聖門より此に至て甚善要在養知耳

一頃日罷歸候以後進症候哉さ被仰下承知仕候御在宅さは違び世事紛

擾にて存主之功つきがたく物より物に移り心の明失び申候唯

茫然と見る處の物もなく過光院候のみにて御座候唯聖人の道廣大

無究にして知以不可見行以不可敏之其廣大をかたれば四時行ばれ

百物生無一息之滞共小にして近きな言孝悌忠信一息之間なく此

身も供に天地の流行にして我身ささすべき物なし其實見如何さ己

にさへば面に墻立る如く一理さして見る事なく聖門の衆のあさ た

姉認して見候に身に道を一つにして過て有るも其人を不煩身に

つさめて爲すのみ覺申候孝悌忠信のごときも自分勉なすさいふ時

は其のびまいかんそや唯心存して其不孝悌を省み知るの

みさ被存候道を求ろも或はし或は束して求る事には非ず唯かく

こさくなる處に姉用性命行はる事はあるさ被存候

御座候前以きづかひを加へ候へば客慮にて候

みにて語孟を窮不申事後悔仕候取きわめ語孟など見可申さ奉存候

一知る事未盡さいへごも我明徳は日用事物の間に照然さして不味物

好比力

有之様に覺申候すべて此間比のやうに存居申候如好色如惡悪臭

一程子合内外之道、是則以心與物姑分内外、其實初無内外之可言也
、

二條亦善

六五九

雖忠信之士、不好學則不能問君子之道者、故朱子以爲不免爲鄉人

而已、

一十室之邑章

二子以爲物者、天下之、何達己一之用哉、善勞者、天下之善勞、

非己一箇之有矣、然子路以物與人共、而顏洲以善不自私之、但可

見、皆有與人共之公心則一、而其大小之不同者、而不免自己分上

功夫也、如夫子則因物之曲直大小、而其應不同、是則天地之氣象、

而萬物各得其所之妙處歟、亦忘了自己分上功夫耳、

一洲路侍章

此段意思甚善好色悪臭の好悪如此意誠而善悪之好

惡不誠者何乎

一孟子などの語を素讀仕見申候に誠に上下に徹して面白く申事の

に入水に入の理の如き近日見申候に皆買事にて有之様に御座候凡

人にても意誠多御座候如く共通に無申迄之事にて御座候さ被存

候如何

*

タト

此論未盡

人の知天下の理盡し一人の語天下の事物を盡すにたらんやさ被

存候如何

一五倫之説専ら有之候未聞不申候追々一説書候上にて懸御目可申候

一仁助出府にて所義所仁之有之候孫兵衛説も有之候私意思は

西銘上にていふ時は天下如此萬物異形なれども一理なる所を實

一啓蒙聞へ不申候只今河圖のより反復仕候大傳之語凡天地之數五

十有五此處以成變化而行鬼神也此數之成變化鬼神を行ふを如何

なる事に候哉色々思ひ候得共一定の論を得不申候然し妄説

一懸御日申候此五十有五の数は天地自然のなり圖書の如くつらな

りては生成の道をなし或は四象さなり消長なし五行さなりて

相生相克其間に行ばれて萬物生育地の用いたす此處の上

にて見ゆるさいふ事にて御座候哉此就ても未落着候御示教本願候

此説最明白にして此上落着なく何以下鉄文

此書の讀やうも前書格物の意を用ゆべし急迫に求

べからず

一西銘不聞候頃日逐一力を以推窮文義なごは講釋もする様に有之歟

覺申候得共全の意にさつふりこ無御座候此書は如此力にては

推窮する書にてはなく自分落着をまつこさにて候哉如何

此論亦是

一頃日格物の分限を覺候様に御座候共意を折々味ひ見候得者一講習

之上にも一格物あり十日して一格物あり月を越て一格物有只道理

思ひきわめて己が意に足る處一格物の場なり此味不覺中は道

理を深くきわめても一時の講習でも終り止期なし又格物ならず

如此の積り言口意の表に貫通は得るものあらん性命の理を推窮め

て知るべし然ごも知るさも貫通の意に非ず

肥後文叢書第四巻

兄さ講じ候得共私意の疑ふ處に答へあたり不申候様に御座候

此一段是に似て非なる故愈近理して大に真を例に

て候此地に至りて鑑佛異同然たらざる先も多

一近日も妄意に御座候は儲佛之分微なる所被存候朱子格物之學

の至る處己が固有之德を全ふし佛の至る所も己が固有の徳を全く

するのみ其固有の德を識得するにわづかのちかひにて大に末に至

異なるありさ被存候故意に得斗別不申故弘老

御自反珍重々々

一先夜弘老日得る事を先するありさ夫より後候得 意

覺申候仍而退てたさへば性道の名義を究申心に候誠に學者の

望己が妄霧を去り固有の全德識得するに候

此一段珍重候其上に塞出來候と是も亦好事に候暗

は明の道にて候噌は養ふまでにて明を求る意思を

つけ候得て却てあさかへりに成申候

九日

先日道之字御講習承り少は道の己に固有して借らざる趣の

ばしを開候様に御座候然しながら又其上に疑を生じ彌塞り茫然さ

相成申候

此説適當ご存候任助未見へ不申候だ左月

に知候處則仁さ申事如此分別あるか知りたる處則義さ申事にて知

之字甚重~御座候知らざる前は一物づばなれ!如此知る所有

て知上に貫所あるなり是則仁たる所さいふなり委細は任助御講習

可申上筈に御座候如何々々

一森生先日出府の神崎生にて講候其中森生吉永生なご私病處

人に受學申事被告略意を知り大慶仕候此處私病の深所にて

候朋友中などにも出台之席も一座或はなきこさ共多有之候已

推政之後可疑事など有之時は講も有益己一定の見なきに論する

は己を欺事さ存居候如是有之故朋友さの講習申候二子の告候

後省候得者若如此己に明らかになりたらば何朋友さ講學するに及

ばん中庸にも催思は審問之後に有り論語にも近思は切間の後にあ

時習は學の後にあり其私意古人の数にあらざる事著明なり誤り

のときに非ずや其後如何成人にも講習可相成候様に覺申候己は

別に要法なし唯下學のみ

稗田よりも惰を引立られ候意有之候と申來致太慶

子十一月廿

候朋友之益不少候除は期後信候不具謹言

六日答書

家伯御見廻申上候に付一筆啓上仕候私儀も相替不申講候然し

十日斗は喪中いたみ申候氣和中湯服仕候して物を見懸ヶ

急ぎ廻る様には覺不申候如何成故にて御座候哉是も心術のたかひ

にて有御座奉存候如何方も御座候は御示被成可被下候夫

故今日なども書思を少し放意にして近所へ遊出可か存居申

候兎角日本養候功夫怠り申候處より如此相成申候さ被存候

然此處の工夫がたく御座候外物のに此心を誘引去り申候惣而

身心求る所道の上して名利上の求のみ故日用事物上に落着

成不申折々此意の向候處省察仕候得者唯如是するのみにて外に

如何さもする事不成事被改候此所の要法も御座候は御示教本願

候

|

一節要不経讀申候何ぞ相替不申候様に覺申候乍然朱子の則少し自分

上に覺候様に御座候其たかびもや有之候少し愛に書付懸御目申候

一理一物一文字に至る迄此物の上に就て後に伏て共意を思ひ或は

講じ不忽是學面の謂なり不多不務博不局狹不留少見只反履玩味

して意に落着ある時習の謂なり若僅に此一書に通じたりさて是を

彼こに持行或は是かさむれば朱子格物さ貫通するの學に非ず如何

此說甚善

六五七

一近日吉永生講學仕候に此人先難後得之意落着の言葉の表に聞

申候誠不及こさ共に奉存候た自分私までの敷恥るのみに御

座候

此の如く御自反積德の基たるべし珍重々々此上又

深く意を用ひてくるべからず

唯後學なれば人に可愛のみ學ぶの意なれば路人にも講學成なり然

さも如此知りでも此病處私深處折々再仕候誠に此等の處より能

省候得者自分朋友に愛の誠き事を存申候朋友の告なくは于今

自分の慮しさして病だる處不知なるべし朋友の相寄りて立處

如此にあり朋友さ共々に道を明すにあらずんば何ぞ朋友の信さい

はんや赤道明にするはた朋友のみにかぎらず天下人物ささ

もに道明にするのみ人殺に朋友さみ講して明道するもの

勢他人に及事ならぬなればなり然ごも他人善にすいみなごすれ

己の意思あり是私の甚斂ものなり特實此病を受る甚深折

々獨恥のみ是西銘の落着せざる噓より如此あるなるべした此書

反覆するのみ外に力づくべきなき如何

一前書に教弟を被論候一段者明當に閉兼申候

一理氣之一段は却て先得之病と聞申候後書の御意思

にては此段も其病を御見得と存候故論を致略候

一河岡五行萬物に具り候を被推候て焼物に木氣見へ

給ぬこの御不審御に候得ごも器物之類は人工に

一前書に御示し之旨と後書に御示し之旨とならへ見

申候得者學意は奮作を御見得と相見珍重存候田尻

生も其後相見申候て御學意改候旨承り稗田も太慶

被仕段珍全にて彌以後書之通御受用所希に御座候

夫故後書に者鄙意加へ懸御目申候

答中村感齋

て人のする程の事は致しならふさ覺へ申候故に終に

程子の格物に達し不申候此一段は大學或間にくわし

く見申候こゝに功夫を用候へば書多くよみ不申さ

聖門の學にて御座候問いたし候には我身のよし

あしを言て悔み申事にては無御座候専一に意を用道

理の無窮を深く知り候へば自然とあしき處もよく成

可申候尤日用の嘘はあしき事御座候而者學文なき人

さてもかなわぬ所にて心のおよひ候處は善をい

たし候にてよく御座候序にあらまし申上候也

一神崎貴善められ候へばよく調容られ候よし珍重

一西銘河圖との意と相通する哉の御間も切に聞申候

乾坤母則乾坤之二卦にて候得は相通候理明白に

御座候猶々御疑候は可愛再喩候

一五十有五の數成變化行鬼神の説又類を以て来るの

説は助講にのへ置申候間御覽可有之則助講懸御目

申候

一河岡之數一二三より十に至るの名御不審可然御疑

に候凡敷の名皆自然に出申候此に有物則一と名付

申候此外に物有則二と名付申候是より推て十に至

候得者本の一にて候此故に用數は九に止り中候十

数の内自ら陰陽有之奇を陽とし隅を陰さし陰陽の

中各大小の分有之四象と名立申候又十數寄偶を論

せすして生成を分て陰陽を論じ候へば一二三四五

は皆陽にて六七八九十は皆陰にて候然者一二三四

五の生の次第か則六七八九十の成の次第となり申

候是等の修理皆人のなせる事にて無之候得ば天に

出るの理御得心可被成候

出申候故生氣無之候木氣は則生氣にて御座候是を

以て御推候は〝聞可申候

孝子父母=事ルニ能力ヲ盡シ私ナシ愛理ナリ りなりとも其理を反覆いたし共理を深く知る事にて

孝子は父母に事るに能力を盡し私なし是は孝さいふ 御座候天下の事さて技しわざの處にて申事にては

べし愛の理とはさしかたし勿論愛の理の外には申さ 無御座候大方の學者致知格物と申候へば天下の事と

にて御座候

孝ナレットテ仁者ト難謂仁者本ヨリ孝ナラス

トコト有ヘカラス

此語孝字の解にてはなし孝を行所にての御説に而御

座候凡仁は性にて孝は共用の所にて申候孟子に所

謂孩提之童無不知愛其親也是なり人生きて少ものを

知る處候得者はや親をしたひ申候處にて仁の用い孝

たるの貫しらる所か見へ申候故に仁政を行候事

は孝弟が本さなり申候性を論申候には仁か孝弟の本

となり申候今右の御説は仁政を行は孝より初るの事

にて御座候

申候

仁義禮智信之道不揃故仁者ナラス

孝仁ノーッニシテ仁道ョリ生スル成ベシ

理に當て私心なし故に仁者と可申候

此語は仁の名つくる噓の解にて仁者愛之理さ云は如 仁者は五倫のまじはり全くして一の人欲なく悉く

是さくはしくさかされはしかたく御座候

仁者愛之理心之德也

仁者;亦君臣父子夫婦朋友迄ェ孝子ノ如ク愛ス

ル心アルニョッテ

仁孝

不具頓首季冬廿三日孚齋久成 履齊賢兄机下

れまじく候得共共さし申處少々の殊る所御座候半歟

仁義禮智信は性にて人々にそなわらざることなし

道を盡し候處不全候人欲盡去り候得ば心の本體唯此

仁義禮智耳是を仁者可右論じ候處當否しらず候へともまた御工夫なされ違

御座候は、御示可被下候凡學門の道は外なし爲己

帝士深山の別なく花開く時は花ひらけ

耳夫草木は

候學文も人の見る見ざる處にかわる處なく己がな

すべき所をなし中はかりにて候次は致知格物にて御

座候いまゝで何になりごもつきて理をしらざること

なきものにて御座候夫に就て反深思して道理のき

わまりなき嘘をしるべし天下の事につきていづれよ

此語は能聞ら申候御説の通一殿下文字御好之旨先に承り申候玉山時を被得候と

存候爲己の學は天下寥々たるのよし左可有之候共

上に徂徠學流行と承候得者我輩は抱經伏窮山候事

當然之勢にて御座候當務繁多御讀書も御懈怠にて

可有御座然さも日用之處には功夫間斷有之間敷と

一前時兩通之惠殺忝八月に御服を孫兵衛迄遣置申候

延引如何今は相違候さ存候其節も早々に而盡情懷

不申其後者時變故不及拜伏候如命非常之大變驚憒

如御察御座候即時之台命士民安し申候

一前日雲来訪にて雨日滞留にて講學いたし候近來

功夫實地に力を被用候味承之太慶いたし候致知の

功も大に進み申候出府候は、共旨御聞可被成候此

人文字を乗られ候故他人の類にあらす候故此道不

孤殊更致喜悦候最早無余日明春可得御意候不具

十二月十八日

一先頭御出候時分之御詠御改候て御示し忝候改り面

白く感賞いたし候韻を次申度思索を用ひ候へこも

出來不申候

いまた不参牧丈小森會津屋と書會珍重

肥後文獻叢書第四巻

一先書に申遣し候哉手前にも常三月五郎助に妻を迎

へ申候生質和順にて家齊て太慶不過之候朋友中も

分に随進歩有之候間増人意申候中度事多候得さも

寒中筆を執候事なやみ候故申殘候明春可得御意候

一本田平八郎殿開書 東照宮之上意を記し被置候を

一覧に及候御覽無之哉本佐録者多候得共此本は希

成書に御座候七太を頼寫候出來候は可懸御目さ

存候いまた出來不申候公卿太夫之御覧可有書に而

御座候

察申候先書の端書に俗中之三事御役義に就て甚御

守難旨御示し是又左も可有之察入申候如何御守立

申候哉他山之石成己之助と存候御處置候御様子承

度候御己之意より見申候得者羞惡之心を不失に有

之と存候若力不足して一旦俗に随ひ申さも改過候

得者學には害は無之儀さ存候陶齋も 承り及

申候倍々舊友如此志立不申候事歎するにたへ申候

是によりても愼庵之賢益申候先書に申候哉復齋

も物故學に入人にては無之候得共操守は人に超ら

れ候悼入申候丸山翁も下世是又悼入申候慕祭の文

作り候へとも寒中寫得不申候懸御目不申候

一如仰野夫先般邃致仕生前之活計此事に御座候罷歸

候以後も熊本朋友彼是訪來にて講學歡を得申候先

以先般御力被用候一書被差上御案堵之旨察入中

候就夫御賜も御座候由致至悅候數月之儀御勞被

成候由御光に存候今度御取集之文字爲後日一書に

可被成旨一段可然候出府之儀は隠居之名に應じ手

前よりは出申間敷候若誰人にても駕夫被差越

呼被申候は、罷出可申何へも申達置候先日も藤

又

一日外稗田見へ申候刻中庸誠は自成之章文字を論じ

申候此章脅しがたく候間異同可有之候間被講候様

にさ申御聞不被成候哉と存候京町にては折々御語

被成候さ存候申進度事も多候へごも紙に臨み候

得者急に出合不申筆留申候以上十一月廿日

ホノマ

候易は借々讀がたき書にて御座候第一老性簿記身

にては得盆有兼申候

一論語之語類抄を被思召立候由致喜悦候頃日京町よ

子書借候て列子に讀かり申候前かごさつと見

申候か今度見甲候而者文義分り候故一入面白覺中

字も出来不申と存候

一先日八郎右に遣候鄙字御覧被成候由言葉の調否も

不計唯當時之情をうつし申迄に而御座候彼人の評

六五三

又

一其節御意思も近來之過を御省察候様に被仰候彌

分明に御座候哉外境にひかれ不知不覺して外に向

ひ申爲己之實にふく成申候彌猛省可被成候私足

痛大かた能成申候最早年内は罷出不申候間明春可

得御意候以上十二月十七日

又

一御口口意之越御光に存候朱子曰世間萬事須史變滅

皆不足處心唯在窮理脩身之事耳如此に候得者春に

なり御願達候様に御座候へかしさ今日之應接にの

み止り候て者無本意事と被存候寒中筆取候事も苦

に成候故早々申殘候頓首十二月七日

一閑中入用にも可有之さ墨一挺御贈投不淺忝存候數

月之用を達可申候折節兵書小筆有合候間二對進中

候御用に候得ば本望候

崎家より駕夫被差越候間彼宅迄に参り候て屋敷へ

も寄不申罷歸申候如此候へば春に成候て出候事も

難定御座候

一日外御見せ候五倫之御説にて御存寄之趣被進候御

志にて御草稿御見せ乍早々一覧候御深切之旨威入

申候諸國の事にかゝり候は僭越之儀も可有御座哉

又

一七右衛門殿奥方長病故舅家之意にまかせられ御離

別之由先以苦々敷事に御座候然共此中の通にては

親類のさわり有之候得ば却て不幸の幸とも可申哉

且又あそう田の兄生計迫切冬は大津へ御所替之

旨左様可有御座候寔以親族之困乏愛患之尤切なる

境にて御座候人情たへがたき事御尤に存候是によ

聖人の難及を質に御宥得之由是弥生聖人は何

等之作用凡人異り今更自家之意を以て聖人に難

及とは看得候哉古人に難及とは申候へし聖人に難

及とは簡様之一端につるて申は却て聖人を低見に

ては無御座候哉如仰諸賢親切之工夫近來不承事に

御座候是又しひ可申様無御座うつらく押移候

事は僕もおこたりにて御座候珍敷心術の御論を承

て不覺鄙意をのこさす申遣し候當否如何御再喩待

申候余者不具九月七日

語は他人へ謝かたく候

小森御講釋に被參候由間々御講論も候哉其後者

一あそう田の事被仰聞御尤に存候命にまかせ候とは

乍申人情迫切なる境難處事に御座候當時の勢は何

も質骨に至り可申夫は當家之事にては無之候得共

御心底察入申候

一御口之儀共御紙面御尤に存候如何共通に埒明申候

戈承度候

一忠信之説明白に相見申候頃日震丈之説白言白と不

審に御座候得共却て其説疑敷再論に及び申候此字

如是異同可有之さは不存口宇愈以十分に極不申候

而者不叶儀と存候

と思召候由一篇學にかゝり申候へば僣の意には有

御座間敷さ存候委細見候は文中には存寄候處も

可有御座候得ごも大意には存寄無御座候間則致返

進候且又敬之御心法之御意も出來申候旨珍重奉存

候私風邪輕き事なからさめ申候御勤方も先只今

之通にて御見合候と思召候由定而御意思可有之

さ存候廿五日頃多分當番に可有之候其節可得御意

候以上十一月十一日

六五二

一先書の御報大延引故御狀相達候を力にいたし早々

御報調申候夫故不詳候何卒同日情意のへ得御意

可申候筆取候事別而難儀此紙面漸々のへ申候

存稿巻之三

一四月十六日日光山之あれ駿州參州の山々もあれ御

城二ノ丸焼失同日に而御座候段頃日承申候是は天

下の先兆恐入申候治平百年奢靡如此に而截制之方

無御座候而者もあやうき事に御座候閑散之身に

候へは己にあつからさる位御座候仁者の心にあつ

からす耻しく存候

一其御地風俗より御覧候得者は却て美に見へ候

山いかさま其郷にのみ被居候而者共風を不知事尤

に御座候またそのうちにも其長する所可有之候ら

へは一偏には論しかたきには無之哉さ存られ候

一天下に真に學る人は無之哉御示数はかり見候に

も左様に見申候如仰鳩巣先生は豪傑の主たるべく

候たたく徂徠のみ聞へ申候太宰も承及申候

此後銘々に異見を立新論を初候學可有之候

一香山にも御出會可被成候俗にうつされられ候よし

左様可有之候俗にても稗田程に立得候學者も少

御座候

一先般出府之節手収に御尋之由忝其節京町え宿いた

し候而間違早く致歸宅不得御意殘念に御座候頃

日事繁多にて靜所御工夫成に而は進益有之間

敷と御心附漸々事を御はふき候思召寄御光に存候

林下善事三十年と申候得は吾輩のこさく酬酢多候

而者致知之一段も古人に及かたく御座候家庭の實

初よりかぎ可申樣無御座候古人も晝耕夜讀と中

候得は此につゐて何角妄想を生し可申樣無御座學

術親切之處はかならす經より究候にもより不申候

得は事業隙無之故進益無之さ申も疎略之意たるへ

きかと存候書講多文義益は有之候得とも自家仁術

に者遠き樣に思名候由是又御に存候乍然は學

之御座候得は後學誘候も己か事自 にて仁術

之外ならぬに而者無之也千言萬語自家無怠慢候

ゞ文義上之さはきも養になり可申候退溪草花之翫

も心志を養ふたすけさ説れ候得者況聖麗の章を玩

業仕候事何ぞ草花と同しかるべきや自家本領の説

明白ならざる種々安排生と申すにては無之哉此

筆跡にて御察可被成候頓首卯八月廿五日

一御屋敷御出勤不相替さ存候自身信し其餘に人の信

も開發有之候人の開發なきは自ら信の不足所是即

一然れとも野夫は暑中之草臥に打添候故風後殊外致

羸疲候依之平橋見佐樂請申候間相應に而頃日氣色

は快く罷成候得とも未力すき不申候少々業にも勞

申候肌肉も少々完復候様に覺へ申候當月中保養専

らに致し候は、本復と存候病中外事を断候故別而

静に却て主宰分明に覺申候先書に陶齋えも申遣し

候本領一大事如何と被存候先般牧生へ御對話講習

も有之由御説承度候 困靜之府中諸事外に口

日子を口とは大に異り可申病中別而其意味被察候

夫故氣象も宜敷ご存候

一中和論衡之次序如仰舊説之序中に置候而不安候

此故に巻尾にうつし可然存候此書は七太より取寄

候様に覺申候七太よりも返し候様に申來候間其元

迄進し候間此段被仰通可被下候申度事多候得さも

長文者殊勞に成候間申殘し候最早夜中は涼氣を

よふし候何さそ御見合御來臨所希御座候老拙出府

晩秋に何こそ出申度存候不具七月十九日

又

一書肆こも御出珍書も有哉と尋候御志候得とも

其暇隙も無御座候而御事繁段察入申候やうやく四

書を求被成候由然者從爰元御持参も無之さ存候今

の御暇なきよりは御熟談も成候と存候然共聖

語は一言句も誦候に無究やしなひ御座候と存候

一寫山之説御示しょことに一見仕度候へとも生前不

叶事に御座候此段御羨敷存候

一御示教之趣御尤に存候外境之不順切磋に相成德を

成候事古人固如此存候書上にて知得申候道理

實處にて力を得候事別而かたき事に御座候此處御

試有之味も御座候と被仰聞候得とも御志之健成事

及感心候然共學上より申候へは人々如此ならされ

は學之成就成りかたきと論候而者道理一偏に落

候日用之功は初學よりかぐまじき事に候へ共致知
之功上面に至り不申候而者其力及かたきとの先賢
の定論に御座候己か身を以て學を論し候事は私意
にて御座候一己の受用は格別にて御座候
又

行有不得反求諸己旨と被改候千萬申し候以上八
月廿一日
先日承り候雲平講釋に可被名寄旨其後如何に而
御座候哉是により心附申候如此學問之御志篤御,
座候に友なくしては御進もなる間敷候雲平講
釋までに而は共益少かるべく候然ば其人ゑらひ
候は、平野權九郎當り可申候貴様にも御存知之
人に候得ごも前と違ひ抜群之進御座候私見及
申候近來者程朱之學に専ら力を用内に向之意切
實に御座候此故に中庸の中和の味も的當之體認「
御座候其意味と鄙見相合申候其志伊尹を慕び申

候此處も實に相見へ申候共上に易程傳を信三四
年も熟識にて御座候此故條理も活當世之務にも

追啓
後戦断さ申候意義にあづから申候御會得之意と
同否可蒙再喩候於二者御會得親切に候得者此學不
間後世有望珍重々々見得如此に而も涵養之功有間
則進德事難成御座候雖得易失古人深戒可畏候剛
近來涵養之功之大切なる旨を信得仕力を用候
時とも間斷多候無餘年身に候得ば上達雅得歸泉下
可申候願は此功御力可被盡候 期拜話候頓首七
月九日
一般論語を識之御約束之由彼下學之意一向廢し
被申候得者唯文字を論する迄之儀さ存候

一會津屋中庸の説に御語も有之候致一見候身は心の
あらはれたら者道在其中に之語又々評を遣候

は御論無之哉近來致治之驗に見所出來珍重已後講

學有助歡申候

一御勤方ゆるりこ御座候故舊學溫習の益御座候よし

珍重に候要の書御請於朱學御篤信御座候由珍

重恩借之古訓外傳一覽終申候彼學脈つゝまる所覇

術に而候此故に孟子を討候事甚敷御座候吾儘之害

楊墨よりも甚敷御座候文字を論候内に者公なる處

も御座候右讀終り候得共章により再見仕度所も御

座候故仝度不致返候

又

ביון

通し被申候書生之論にては無御座候如此之人者

外には見及不申候當時有學之賢者なるへしこ鄙

意には信し申候近日御對談候而部見誤る哉當る

哉を御試可被成候左候而無異儀思召候は、御進

被成候事貴樣之忠義たるへきと存得御意申候護

一先日之趣に付尚又兩條之御間行當申候急には御答

も難成氣色を見合候而一文字を以て申上候老衰文

一先月十六日御隱居御家督被仰出候由承之恐悅仕候

因茲は御寸暇も無之御勤と存候

自是可得御意志候處彼是紛冗にて延引候處去月

十一日の御狀熊本屋敷便無之同廿六日相忝致拜

見候残暑にも御壯健珍重に存候野夫も大いたみも

無之打暮申候

一綱鑑之業やかてたへ可申山夫故宇宙之盛衰之大綱

御認得之由珍重御示教之趣御同意に存候手前にも

綱目高宗之建炎之時迄よみ申候宋之様子も兼而推

量とは大に異り申候尤同所も御座候寔以古今君子

の立がたく小人の志を得候事勢の自然と見へ申候

夫故治日は少く亂日は多く候宋之徽欽に至りては

弱の一字に天下を失ひあられ候さ存候此所見いた

吾國ならぬ事ながら切齒仕候事に御座候來喩得

人心擧賢者候へば興り失人心害賢者候得ば亡の

大綱御同意に存候擧賢者か故に得人心にて御座候

此語前後懸替條理可然と存候云々六月廿一日

一近來御學意進逹候而爲己之意分明にて義理判決之

處に御自得之由脩々目出度候慰願望申候誠に義

利之辨者聖門之第一義たる事は往々學者も口に

候得ごも其味を不會候得者信立不申力を用候事不

叶して俗中を挺出いたし候事不能して鄕人たる

終るもの多御座候可憤事に御座候利明決に候得

ば今日事にし候事も不難候意用功之手段前

一先日者後丈各御對談如仰好資質不得易候得ごも己

を用るの私意多今もかへりみも付不申と存候如此

にては大任には當りがたく御座候惜しき人品にて

御座候

宇條理不分明所可有御座候御推見意を迎へ御覧候

而宜被仰上可被下候彌以御弊法御更改之尊志日出

度奉存候八代主も御同意御發起御座候旨傳承候改

正之機會天に出る哉さ奉存候御役代之様子も共に

何方よりも不申來候長谷川御勝手方之御断にて被

差除候由承り候是又草蕃身も開眉申候所謂舉皇陶

伊尹て不仁者退候旨致暗合候稲津も願之通之御役

被仰付候由舉賢才之論開候と致喜悅候其志行わ

候得かしと希申候

一此間者別而事繁多にて御讀書成兼候由御尤に存候

然とも近思章を逐日習熟之功を御用味も御覺候旨

感心不少々御座候且又御屋敷之御勤御様子等委

細御示御尤に存候心短くては後世人を誘候事別而

成可申様無御座候自家之誠意たに立申候は其

なき事は有之間敷張子之學をめされ候勇言語同

斷吾輩愚弱之質を以優々之學を仕候而者宜哉無慮

一周張全書全部恩借忝候正蒙を熟讀いたし候ご存

候

一先日的場氏御出る筈之様子承り彌御出にて候哉

承り度候幕に及ひ筆を留申候猶期後日候不具五

月四日

一論語講義日弝御增無御懈怠候战雲平不絕見、申候

哉若懈怠候は愼庵御通し可被成候

一小森生文字被遣自分よりも別之文字被差越候今度

之文字は明白に聞へ申候仁憂之説なとは別而善見

へ申候何れ内に開明之端出來と被存候御示會御助

候はゝ分明に進步之處可有之候

一禮講不絕御出會被成候由珍重

一論語講無御懈怠候間珍重に存候御體驗之意御尤に

存候克己之功も成程喩に而は候得ごも吾も人も

力を加へ不申故其實驗を得不申候終に不仁に共す

る人に成行申義難斗候御力行珍重々々

一 小森書文字二通致落手候如仰詩言之章之說明白書

中に二通是亦明白に候先日も申遣し候樣に識に開

明のはし出來候と存候總體意思もよく相見段々文

字を加へ遣し申候惣體文章さゝのひ不申候間愼庵

兄正を被請候程に申遣候此上は朋友之助にあら

ざれば不叶儀に候問いづれ出會を被召候様に申遣

し候

進かさ尤之事に候然さも氣力を強而付而も却て力

盡て廢學成可申候志だに真に立申候は、我分を

盡し申程之事は可有御座候先日は稗田來訪に

兩日之を得申候何ぞ新意も無御座候牧八郎右

先日出さ陶齋より被申越候御參會候哉と存候今

度者手前に書も來り不申候來月致出府候而も滯留

も成兼候左候へば緩々得御意候事も支可申候諸賢

無別條候と存候五月廿四日

一近來者御閑暇も候而近思録開巻節要等も御讀候由

御得益御座候旨珍重年月過而之御憤り御尤に存

一此頃論語徵を借見申候いまた一覧もおへ不申奇論

怪辯驚耳申候然とも其意鄙陋氣象我慢少有識人は

可致見得候間中々不百年して世に行はれ申間敷候

愛に不足さ存候兎哉角さ押移り候内御下図にも成

可申其内者以書得御意申間敷候不具頓首正月廿三

一香山生御變之時分獨立にふりさはき御座候而心有

之人は感し候由承り申候珍重に御座候曲節は不承

候久々書中之往来も無之候間に者御出會も候哉全

體は廢學と察し入申候

一秋山生侍講之外ひたと御前に被出何角爰元の御尋

なさ有之御請に迷惑と風間承候外何某とやらに小

學之講釋被仰付候由此人は鳩巣先生之門人之様に

承り候如何御出會候哉秋山には折節は御參會可有

之哉と存候

一爰元朋友中も無懈怠面々は少々進も御座候而悦申

候事長(候故致略候

一別之字慎庵兄え御咄被下候由彼方よりも申來候何

れ剛柔之説優り候様に被改さの儀に御座候兎角文

字出來之上定論可有之候

一先日御見せ候一書之義に付而御示教御尤に存候人
情大に行當り候處候而菩提心起る輩多く御座候利
心薄く候人は此處頼有る事に御座候學なき人は大
抵好人にても事を執上はけちかひに相成候事は勿
論之事と存候幣三月十九日
候羅氏も六十にして性印理也之語御座候得は愈御
精力を被加候様に希申候先般平小二氏と御會之鬼
神之設定論聞兼候由左様可有之候小森より長々た
るかな文被差越候見所融し不申批判を此度加へ遣
し申候平野よりは文字にて被論候文字之上に不安
處多御座候急に難論及返語候如仰性命鬼神精愷
之論少口さ御座候へは定語に違出来申候老境心
力薄く精微之處には分辨ゝき不申然さも致仕已
後外境を絕中故心地は安稔之意思御座候萬々可得
面話と早々申殘候不具二月廿五日

如此認め候處従熊本知らせ忝候御暇命有之候其内

兄候無御別條珍重に存候先日者預御狀相

會津屋迄遣置申候未た相達不申候哉さ存候

さも無之御直書被下難有奉存候内に行當中

不得見惣體に御請者申上候此旨宜御披露可被下

候老衰致仕之身として分を惜し對老可申樣無御

座候此段は左樣被思召平日御取成賴存候今度被下

候御文字大に感心仕候如此大任之御志立申候事誠

以御國之吉祥不過之奉存候是尤數年貴樣之御忠诚

之験と致大悅候先書にも申入候樣に丸山翁より迎

候筈に付廿一日彼宅罷出候間彼處え御出可被

成候晝之内は亭主も詿所詰に而候故随分靜に御座

候朝飯後に御出可被成候緩々 下脱す 五月十九日大

塚退野 栗崎善左衛門樣

御狀

答栗齮某

は如何にしても無理事に御座候禮に仲春會男女

見へ詩にも此月を婚禮之正月さ有之候先方の

いみ無之者は來月申事に候は来月に被成候

愈可然と存候乍聊存出候故申進候月末出府可得御

意候以上正月十五日丹左衛門 七太夫様

六四 五

一武野燭談と申寫本御寫せられ候書之大抵御示致

感歎候如仰百年治平無御座候而は如此者有之間敷

候御下之上一覽可仕候

一被仰下候委曲面話之味に不異拜誦致再三候先以天

理人欲之間判然と御体験之旨珍重不過之候克己之

功も從是下手之力をたべると集註にも見へ申候吾

不得力候は此一關通り不得故にて御座候爰元に

而も天理人欲の堺を論し申候共趣は事上に就て分

ち申候義理之辨にて足り申候然るに明道先生天理

之二字は自家體貼来るこ御座候へは心上之上に共

味有之さ被存候山も默澄心して天理を體認何

ご説候得者事上之天理人欲をのみ差言へきに非

すさ講申候此論如何可愛再喩候

答栗崎某

養子願上を掠候罪を御正し被成候由此間是等之事

隠れ居候今度あらはれ候は舊弊御改之一事珍重

候其外之命只不行跡との事故事は不承候此書狀

藤崎方之便に遺候間從彼方相達可申候不及御報侯

得共爲念相達候は、被仰聞可被下候以上同日退野

善左衛門様

一承及候へば助之進様御鐵炮頭被仰付候由々目出

度奉存候御大悦奉察候乍延引貴報旁如此御座候恐

惶頓首霜月十六日退野久成 柯庭樣鈎下

一退野之字御考被下是亦忝奉存候御思召付至極と心

付其儘用申候猶更出處も御座候而別本意に叶申

候

一冷泉殿式紙一枚被下思召入不淺奉存候閑中を慰し

申候家珍可仕候

一致仕を御賀し被成御詠歌被下別して不淺忝泰

存候御返し可仕志申候處何角に押移出来かね申候

やうくにつらね申候呈鈞下申候

一右之通故いまだしか読書も不仕候自省録一宥仕

候久々に而よみ申候ます(退溪之學之至不可測

さ奉存候此人なくんば紫陽之微意不明して俗學さ

なりおわり候干さ奉存候思召寄も御座候は御示

教奉願候猶期後便之時候恐怕謹言五月二十九日大

塚丹左衛門久成花押 中瀬助之允様參人々御中

到急に改がたく古きにしたがひ申候以上

も左氏講は精力およびがたく奉存候

便有之致啓達候先日者度々得御意大慶殊に一意御

得心愈以上に新意を生候哉さ奉存候且又先日御

約束御硯箱小道具一ッ末に候得共進中候御用に

立候得者大慶に侯當月中には被遣候哉推量に二

月はきさらぎの名にいみ候故世俗大よけ候是

與某

一御立前緩々得貴教御心術之趣をも精々承之感心仕

候愈以前日天王は聖明なりの語を御信し被成候を

はしに被成聖人の語を御信篤被成候様に奉願候古

人の學は直に聖賢につかへ其教を信受化より外は

無之さ承申候論訣之上にても此越此味見へ申候聖

の一語を信得仕旨をH用の間に無間斷功を用

候へば是が本さなり候て夫より千言萬語をよみ巾

は己が心を開明仕候益と罷成申候畢竟理明らかに

疑ふ處なく信立候へば行ひがたき事は無之さ古人

も申置れ候此事自分に試申候に如此御座候へ又

々申上候此外にも存付候條々も御座候へごも貴報

を承り候上可申上さ略仕候首再拜三月十五日大

塚丹左衛門久成 平九郎右衛門様

與平野某

六四

一綱目もよみ仕廻中候御影に而大願成就大慶仕候好

便之節奉壁可仕候天下之治亂條理明白に御座候序

李癖存稿巻之三

一復軒行を送候序如何御座候哉中瀨え被遣可被下候

一雲平母儀十町よりかへり被申候哉雲平相變儀も無

御座候哉さなたを御出候時分被召連候は手前

見舞可申この儀に御座候且又宇田左助は何頃下り

に耐候哉承り度候

一易可與幾之説程説二條寫懸御目申候此説によ 候

へば舊説も非なりこも申難く御座候倍々文字見難

〈覺申候

一佐九郎殿事何と多分御下までは其分にて可有御

座候

無御別條御座候さ至悦仕候正太選申御口上之趣

具承候近日可被王駕忝日々相待居申候當時秋凉野

行之好時節に而御座候江亭被存立之様子に相聞へ

申候左様に候へば旁本懐に相叶申候

一佐藤傳之進出 逢可被成さ存候筑後之様子御聞

被成候牛と存候時勢心得がたく御座候御境目に御

人數なご出中程に者成中間敷哉熊本之取沙汰如何

に而御座候哉

六四三

一在氏講は私闕候而も其元様儀御支不被成候は、不

絶様に御會可然奉存候末 御懈怠に成候而者大部

之書はかぎり申間敷候此書は私闘申候而も残念に

無御座候則萬之允様にも其段申進候代相罷歸候而

一作講はもいまだ罷出候程に有御座間敷候間御延

引可被下候

一彌御變不被成珍重奉存候私儀廿五日五ッ程爰元

え着仕相勁申候前日に者御出被下候へごも他出仕

不得貴意殘念之至に奉存候爰元存候よりは佳境に

而御座候然共雨故遊行も不仕候何角と承申事さ

御座候而不寂寞候是は當分之事に御座候

贈中瀨某

一江亭履齊御心得被成可被下候かん相能時分に候間

若は見へ申候哉さ心持は仕候猶從跡可得貴意候

以上九月十三日丹左衛門 久左衛門様机下

一牧殿より書参候返書御屑被成可被下候其後御參會

無之候哉病氣風のあしき煩之様に申候如何にて御

座候

に皇朝通紀をよみ可申哉さも存候又は諸子を請可

申哉も存候易にはかこり不甲候

酷暑無御別條さ奉察候私儀先日出府之内暑いたみ

一舍弟方へ宰相之旨御教示今度も長江丈御論寔に

以學者之規摸こゝにおよばず候故自然區々の事業

におはり申候しかるに此上につゐては伊川先生之

年譜を見て真の儒者規模のある處見へ可申候

存候此段又他人にかたりかたく覺申候如何々々猶

後便候不宣頓首仲春八日久成拜 震華兄机下

一爾來時事事體如何様とも不被仰下候定而御聞不被

成候ご奉察候少御心を被用候は其端はきこへ可

申様に奉存候

一長江丈に御傳言佩服仕候千萬面論を待申候日月の

ゆく事年々にはやく覺申候當年もはや四十日立行

申候御駕も廿七日所發候初夏の初に者御着定に無

紛義候

存も

一未發之御説も鄙意一般に御座候乍然御書面かくれ

たる處御座候様に而其實は如何今少可承高渝候白

家にありてもいまだ言に得不中此言に得不申か不

明瑩故さ 今少加涵養候は゛定論可有之さ奉

存候

一天文御説又々一岡御示忝容易解がたく一兩日思量

仕候而其旨を會申候前後之數通を考申候不可通處

多御座候其内差當り候處別紙に疑問を獻申候渾天

之説を用候得ば岡地にあらざれば數行れ申間敷候

平地之説を用候は周髀に而合可申候圓益方匣に

而は何ほごも障多出來可申候右之疑問御會通御座

候は゛其餘之疑難を布陳可仕候御一笑々々

一時事改革之物音不承候如何成事に御座候哉萬事因

脩怠慢如此に成行申候熊本の沙汰さて承候に御家

老中其外にも段々財用耗散之故を御問難御座候さ

申候其沙汰御聞被成候哉虚にても可有御座候得共

君に望ある處の人情是のみ頼ある事と奉存候藤翁

もいまだ手をいたし不被申さ奉存候此一段は彼質

に而御座候得者力に及び不申候御番も近日當り可

申候押而も罷出可申萬般其節貴面不具頓首丹左衛

門 久左衛門様 御示之數通不殘返進仕候以上

罷歸候而腹中ぁしく御座候さゝのひかね申候何ぞ

氣色食事等に異儀無御座候夫故昨日之御證月にも

出府不仕候

此に志を立候て師にしたがひ友によりて聖人の書を

讀賢意を知りて身に行ひ怠りなく勤候得者人の人た

る道にかなひ申候此志元服の時より立初め候故其趣

を書記し示し申候我等も七十を越候へば死も近く成

候此書の旨御信用候て無懈怠御勤候は、地下にて

満足いたすべく候あなかしこ(丙亥八月吉日大塚

退野久成 藤崎喜八郎殿

人の人たる道にかなふ事はこれあるまじく候此故に学齋存稿巻之三

一頭來御工夫之趣此間之數條にて粗韻共感意不少

候誠以吾輩は道問學之事はほゝろそかならず

候へごも尊徳性本源之涵養大に古人に異りさ覺申

候來教感應之一説別而親切舊時本領之旨得貴意候

も鄙見も此處にありての事に御座候愚夫愚婦を證

申候は平易之地頭につゐて語り申候事に御座候其

實は當下是也と申たく候へども語るやまひ有之ゆ

其時分説破不仕様只々此處愛人利物之理にかな

ひ申を古人仁と名をよひ申と奉存候如何然る 仁

者と申は人の全きにつるて申事に候へば其分可有

之候

*四一

一長江沈着にて一雨も仕候好時節を失ひなされ御

遺恨奉察候無據申わけさも承申候學も力を得候處

如此所に見へ可申候彼人にありて如此候へば人意

不快源子夫のみ申候而憤激仕事に御座候古人貧

賤不能移富貴不能淫威武不能屈之三語一をかき候

ても非吾事さ奉存候

十五より以上は古より元服と申て首に冠を加候 安穏にて禍患も無之候此五ツの内に父母に事まつる

唐も大和も共に是あり候十五よりは大人の部にて 孝君に事まつる忠もり申候今の人も忠孝の名は知

候放此時より初年の志を捨候て大人の道を學び行ふ り候へごも淇道は學ばざるによりて知らず知らざれ

べしさの数にて候此故に古は此禮元服を重られ候 ば何をつとめて忠孝にかなふべき様も無之候まして

今も上つがたには冠麗有之候得共中より下つかた や五倫の道に名をたに知らぬ人多くこれあり候此五

には是なく候只前髪を去るを元服といふて冠殿になの道を行ふの法を學術と申候術によらずして

かたむきおもはく

にて御座候本より聖人の道は文學にのせて御座候へ

ば文學なくては知りがたき筈に御座候へども其理は

皆人のよく知りよく行ひ易く候故理さへ通し申候

へば事たり申候其理に通じ申事は彼文學をかな

は彼文學をかな書や

俗語に直し候へば文學

其理には通し申候當

時は聖語をかな書にやわらげ候書多出來申候是をも

てあそひおもひをいたし候へば則問をいたすにて

御座候此趣先の御志にて御座候是を承り既に申

上候はぬは私におひて本意に非ずと心付候故はゝか

りながら書印懸御目申候御用捨は御了次第に御座

候得者しゐては不申上候恐惶頓首初冬二十五日久成

拜上 源太夫樣釣下

學なくてはならぬもの心得候はへ申候扱大人の志とは別なる事にては是なく候

人の人たる道を盡し申迄に候人の人たる道にそむけ

は禽獣に同じく候禽獣に同じくてはい耻敷事にあ

らずや愛を以人の人たる道は所謂五倫の道にて候五

倫とは父子さ君臣と夫婦と兄弟と朋友との五ッを伝

道は父子には親と云居臣には義と云夫婦には別と

云兄弟には序云朋友には信と云此親義別序信の五

ツを五倫の道申候聖人は此五ツの道を全く盡し

給ふ人にて候此故に古の聖人則父子有親君臣有義夫

婦有別兄弟有序朋友有信五の目を進て萬民を敢

給ふ是悪人の強てこしらへ人になきものを殺へ給ふ

には非す人々の生出る初に天より興へ給ふ仁禮禮智

信の性に随て行ふべき事を給ふにて候此道を能す

れば心正しく身脩り家齊ひ國も治り候身を終るまで

凡人與藤崎某

候然者聖人の道を信用被成御間に御志を立候事

則親の志を糖の第一さ奉存候聖人中庸の書に夫孝善

繼人之志述人之事者也とさき給ひ候扨學文さ申は文

不被成候時節可有之と思名候との御物語毎度承り申

かなひ

候一つは御生質の美と一つは先日の御を御

一別紙近御を承御勤之筋をも伺ひ見申候に忠義候ては父子善をせめずさ申金言にそむき申故御つけ

御志御誠意に出申處を見請申甚感心仕候

御發被成候により來候さ奉存候忠孝の名は異なり

候へごも其心は二つにては無御座候此故に古人も忠

臣は孝子の門に出さ申おかれ候家にあつての孝かす

なわち君に事ふるの忠にて御座候聖人も夫孝始於事

親中於事君終於立身と考麗にとき給ひて候へは親存

生の内のみにかぎる事にても無御座候既に右に申述

候如く忠義の事は先公の御志を御成候へば是

をおしひろめられ全體の御志を御被成候事全く御
孝行さ奉存候私儀不思儀の御緣にて常に御座に侍り
居中に御こゝろをおかれず御も承り候内御志の趣
を御しらせ中旨御座候御咄の趣は御家督之後御奉公
御の御心にかなわせられ候此上には何ぞ聖
人の道を御信用被成御學問の御志出來申候へば御本
望にて思召殘る處も無御座候然共此義直に御告被成
答藤崎裝
は心悟に存すさもさかれ候今度の御自反右の旨に合
當仕候さ奉存候先日申上候には古賢の言を引不中故
元日申上候には古賢の言を引不申故
如何敷今度申上候印證に被成御信心をふかく御取
候印證に被成御信心をふかく御取可
被成さ如此御座候拇他田地日用の間にひ申されば
舊習のなこりにさへられくらみやすくなり申候此故
に此段の工夫甚持しかたき境に御座候さ奉存候扱
手段は欲をすくなく仕候と聖經をきわめ候この二つ

にこまり候と奉存候しかるに是等も或は間斷多く

成行候事は信の一字不立放さ奉存候然るに此字も自

反の地に具り候故今新に信をおこし候にては無御座

候其後段々御試さも可有御座と奉存候参上の刻可承

御示殺候便次第さ如此したゝめ召置申候頓首拜久

成 作左衛門様

開被成候により候さ奉

聞被成候により候ご奉存候是は先年御孝心の誠初て

たしたる境に良知の本體あらわれ候によりまた良知

先公御志を御被成候て目出度奉存候未御學問さ

ても不被成候得共御奉公之筋自然に義理に便に良知の用をしめされ候究竟の所は萬法を放下い

も思召候は重て可申述候

候へさ 固致したる見識を失ひ申候時初て此田地を丁得いた

も曽得せぬ人より申候へば鬼神の説のみならず性命 し候田地を自反と名附られ候此處に温和慈愛惺々恭

幽微の理も同前にて御座候且又亡靈の説は沈魄滞魄 敬底の氣象備候を良知名附られ候と承り候善を

の所爲にて分明なる事故御答も不仕候尚又御不審に知り悪をしる是良知陽明ごかれ候は初學入所の方

示し被置候此旨を得仕候には前來是なりと執

候奉存候夫に付承傳候儀申上候自家本分の田地は

天理完具して何の不足もなく尤力を用中にも不及唯

虚靈なるのみしかるに心の虚なる事學文に志ある人

たれも想像して知る事には御座候得さも凡夫習心の

私にさへられ此本分を識待する事かなわす質に工夫

修行仕候得者必善を我に有し中より外無御座候善を

有する其味は却て本分のさへになり候事をわきまへ

候夫によりすぐに己に備る意思あるをもわきまへ

しらず終に意必固我の病を生し人さ我と二つになり

本然の愛敬物と流通する事をふさき不仁におちいる

事常の學者のまねかれる事に御座候此故に此本

分をしらしめん爲に藤樹先生も前後截斷當下一念な

申候此公共の二氣印考の精神にて顧考の精神

ても只此公共の二氣さひとしく成申候此故に鬼神

一先日御自反之旨を承誠得かたき火位を御自待被成

らは本の公共の氣さひさしく成申候故億兆の人死候

魄冥冥の中に居住するにてはなく候魂魄は

答藤崎某

る公共の氣にて候故人一人死し候へばとて一人の魂

は印我精神にて御座候此故に子孫敬をして祭候

得は考の鬼神をせしめて來格有る事に候來格有

さいへごも生前のこさく言語形状などのある事にて

は無御座候然は凧考の鬼神は子孫ある内は冥々の内

に有りと申候若子孫絕候得者其鬼神なき理にて御座

候此故に士人も他是天地間妙用,以用、以爲有亦不

可、自家要有便有 自家要無便無、這裏有妙理、三

日齊五日戒、要集自家精神、と申され候前にも申

さく其論にてはすみかたく御座候と中は畢竟三世輪

迴を立さるによりヶ様の何とも合行かぬ說などに

て彌人をうたかわせ候など佛家のそしり可有し候へば知覺ことなく成候事目前の儀に御座候

佛家の心と申候は此知覺不滅と論じ候と承候夫へ

三世流轉の説に至り申候儒家に生前の知覺は死して

なく成候さ申より先麗の祭禮に不審出來申候祭禮は

鬼脚の事に候故に儒を學候者も其理を含しかたく色

々我見を立申候古人も鬼神の説は言語を以てさし

かたく自家の見得に有りさ被申候得者中々の先に

一佛家に心識さ申候て獨知の名なり此心を悟り得 て聞へ候樣に申わけかたく御座候然さも荒々なれさ

ば常住不滅の理を究覚す儒家天より初て得るさいふ も御返答不申候は窓御不審多可有御座承傳候事

事御不審不少候旨是又大切なる御難問にて御座候佛 とも申述候夫人の生るや天地の氣聚りて形を生し候

家の旨は委敷不承候故如何さも申がかく候五倫の傳 死するや氣散して形滅す形體は生滅有りさいへごも

所より申候へは夫人は性を以て本さいたし候得ごも 其氣は生前死後も一物にて候生る時には陰陽の

心字は見へ不申候性は物の一源にて本源本有實 相合して霊魂魄さなら生前の運用をなし申候

理元より人物のへだてなく人生れも来るにあらず 死する時は魂魄はなれて魂氣は天にし魄氣は地に

死すれごもに非常在不變の本體なら此故に性をして生前の運用なくなり申候然るに本二

しる上には基樂有之事と承僖初て天より得る事氣の霊たる物は天地の間の妙用にて宇宙に充満した

*三七

李齊存稿巻之二

かなひ脅し得ざる時は名跡になつみ申候故程于日、

沖漢無朕、萬象森然已具、 未應不是先、已不是

後、如百尺之木、自根本至枝葉、皆是一貫 不可

上面一段事、無形無兆、却待人旅排引入、入

塗轍、既是塗轍、却只是一箇塗轍、中庸の書は此理

を明らめん爲に許多の文字有之候若中間に出候許多

の道理を含し不申候て天命性をのみ談し候てすみ申

てすみ申

候は無用の多言にて御座候

氣あ まりて共用あり氣散すれば共用もなく候人死

に心あれば知覺の用あらわれ申候知覺も其理は性に

て候得ごも共用は氣にあらざれば顕れ不

跡不二の旨知る人少御座候故會し得候時は本分に

候其本體はもとより名言をは

た候にては無御座候々管理流行の自然の名にて御座 は理氣妙合したる物故心理氣の和

自

然るに命の字をくだし候事は人物の生する夫の 八字は天道人性を言盡したる名にて候元より此理有

形あり形につるて其具る處の性が天さひさしきを明後の名にては候へも造化流行の跡につひて名付

四字許多の道理をかね申候西銘の書は此儀を詳に論

可申哉此義傳候趣粗御答申候夫人物の性以本然論 せられ候大體信のわかれも此四字を講明致し候へ

之則平等而無差別即天命也一天命なる則天人無間は濟申候さ

申候と古人も申置候又元亨利貞仁義禮智の

に候條理

一水喩佛者の意を以て強て不審を立て儒者を破り とは萬物事の形状異なる所印條理にて候所謂萬物

候て見不申候はねば儒者の極意を得たきさ存候此 皆備於我は是を申候北道を明らかに致し候か儒

義御尤に候何事も極所に押付不候はねば皆噉事」の文にて工夫候得ば悟る處に一貫の妙御座候若

にて御座候扱天命の事天に主たる者有りと聞へ候さ大極の一理をぐのみに一番に得候斗にて修理に暗

の御不審是又切なる御難問にて御座候此故に中庸の候へば中正の學にては無御座候此故に理一分殊の

書讀がたく候如仰無聲無臭の一理に何ぞ主の名を立

て御座候來天理の正を守りて却て身をそこな

ふ事々添もなき天命かさ存候思見より申候へば自

家一身を己の物と認られ候故によりて出候御言葉と

存候塩の罪も此所にて知れ可候吾のは此

一身を以萬物の中に投こみ萬物一列して見得仕候

儀を肝要と致し候此故に性命の理を説候にも必人物

を拝せて論候事に御座候若此趣に御工夫をめぐらさ

れ候は右の御疑問もはらりさ濟彼三世有無の論も

辯舌を待すして明らかなるべき存候

らめにしはらく今日君命の命をかりて申たるにて

偶の命をば彼にまかせてあひしらふ事儒者の用心に

其實は天を主君とし人倫を臣下さし二物相對して

いへるにはあらず候若命令の主一物にして天に有り

さいは妄説にて候然さも天地人物も他より生じ

へば他人物の主といふさも何のさまたげのあら

や故に古聖人も主宰の旨あるを以て帝さ名づけられ

候扨又人物かく形をなし候處より申候へば彼天命は

一物一事に全く具り候により此身卲主さなり申候ゆ

へ致中和天地位馬萬物育馬と中庸に説候全く具る

さは物々の修理をあまさずもらさず具候事孚齋存稿巻之ニ

る物に色々と其品巽り候故千萬人皆不同候偶命は氣

運のに出候故人と成或は同じく或は異り申候如此

御座

候旨左様可有御座候此義は大學に有之候致知格物の

其図はわから御座候て命たる事はかわり不申候得さ

も天命を主として氣偶を客として唯天命を奉持し氣

六三五

御つ

き候は千萬幸甚老拙も無遺恨除年を終り可申候恐

惶謹言五月三日大塚久成拜 牧八郎左衞門様机下

答中村某

死生有命の語一件は聞へ申候得さも御不審不少異ならものにて候氣命は人物の此體をうく

にして死生順等の萬人といふ

萬一にも鄙言を御取上舊見を洗去て下學の實に送り己を是させす賢をひ人に從人を責すして己を 工夫を真實に用不申候はねば會通なりかね候により

貴是則下學の要たる事を宥得信用致候是以每々下學 儒を學び候者も大方にては落着不仕唯文字の上の噂

によらざれは上達も有體て無用して真の上達にては 斗にて打過申候憚多候得とも承り及候者荒々申述候

有之ましき旨を告申候へり御見所異なり候故か御容 先命の字の意は自己の鹽梅了前にてはならぬ處自然

愛も見へ不申候あまつさへ此ころは高慢勝心の小人 さ定り有る事人君の命令のことときを名付て命と申候

徂來を愛しられ説も御取用の端見へ中により是は さて此命に三ッの品御座候理命氣命偶命と立申候理

殊に獻非候へ共無御許容候今に至りて又々申候得 命と申候は仁義禮の理にて御座候所謂天命の性五

は數斯疏の戒にもそむき候得とも久成尊公の思を 十而知天命等の命にて御座候氣命と申候は五行の氣

紫り候事他人に異り賢者を補翼すべきの貴有之に如 凝取して人生を生し候初に氣の定り様に出申候所

此に初にあやまりて其偏を助け今日に至り候事他日 謂死生有命脩身以俟命不知命無以爲君子等にて御座

地下にての申わけも無御座候かく申候迎もや 候偶命は世歳時の勢ひに行逢たるを申候秦の

わか御許容も有之ましく存候然こも承及候様にては 白起か趙の卒四十萬人を一度に穴殺しいたしたる類

御家庭の不順目をつみ候は罪を官僚に得給ふべきにて候若一人の上にて申候へ者孔子の時にあわす孟

恐れ有之候故やむ事を得す愚情を盡

を得す愚情を盡し申斗に御座候一子の魯公を見る事不能にて候然るに理命の無始無終

云べき處もなく候千ざる求於己さいへらすや若行有不得を徳の至らさるに跡

先夕盡愚情獻樂石候へとも少も無御許容のみならず して自反脩德の功を輕し候はんは擧さ云へけんや且

却て否塞ありさ御正しを蒙り候其以後は御出も無之 己を責るの意なくして人を責るの情先立候は家和

候得者定て御文字にて御示して相待候へ共于今不承 せす人信せさる事は必然にて候於是來を推考し其

候是にて相やみ候ては朋友の情遺憾に候故高意に逆 本を求申候に賢者もとより穎敏の質理を照され

ひ譴責をかふむるべきをかへり見す又々述愚情申候 子貢にまされり此故に早年春 春江先生の門に在て先生

先以鄙心塞り有所を自反を用ひ默驗致し候得さも何

たま(程子の書を

を輕忽し其小學の教を信用な

の處に隠伏致し候や顧みさゝき不申候其端を御示候 よみ其高論をよろこび候事塵埃を脱離すべき御志有

は、反觀致し迷ひをひらき可申候再喩を希申候扨又 之久成も是をよろこび傾倒贊美の外無他候夫聖門之

先夕家庭外接の不順有之は下學之切缺候放さ論候然 数は全く下學に在り候事を不覺知たに随し附益

者於是はしばらく其意を受られ御自反も可有之事に のみ事致候それにより愚を被信候事も他人に異

却て読者の方にかゝりて其塞を御正し候事は下學の 申候今よりかへりみ申候へば師長を輕忽せるは傲

意有之と申候や又御答云是は徳のおよはさるにか 氣の病小學を信用なきは下學を輕するの基たる事を

かって學の罪にあらず學は異ならさるにあらぬ事を ささしいましめ不申して反って夸邁をたすけ候事久

論候の御不審にて候此旨も甚不安候もごより人を成大に人をあやまり候罪不少候近來聖門の學は己を

奉存候故憚

かへり見す申上候尤口上にて申上候よりは紙面に

て申上候は繰返御反復被遊候爲に相成可申奉存

如此御座候誠以恐入たる申上事にて御座候此段は御

免被遊可被下候恐惶敬白六月廿九日

に御座候を心を盡し不申候は不忠信と化し候事盛徳の至りにて候へは學者に責可申様は無

之候然るには入徳の門にあらずや故に下學の實功

ありて己に得るの明験無之事は古より未開所に候是

を以を化するにいたらざれさも在家無怨在國無怨

以者のさいたし給はさるや孟子も行有不得反

の不至にて御座候得は空に可成様も無座候如 々御撰み被遊御意の所にかけ御省み被遊候様に御

此御同心既に事行はるへきに到り一人の私情より事 座候へかしと奉願候此意味先日申上度奉存候へとも

をはゝみ被申意思につき行れ不車にいたり候歟 憚多奉存候てひかへ申候然共罷歸つら(思慮仕候

左様に御座候ては御誠意のたらさる處に懸り可さに此事の懸る處は少々の事にても無御座大切の儀

b見申候得者此召立も何も様御同心無之候へば時 指の聖語にも自然さ叶ひ可申さ奉存候此重を能

之御職分を御盡し被遊たるにて御座候又事の上よの御爲には無此上吉事たるべき様に

所謂舉直

此儀により彼人を退き 者國家

に御座候へは明日御役儀御のき被遊候

き被遊候ても御殘念無

事も御息めに成目出度奉存候然に一人の異儀にて御 奉存候先日の御意のはしに如此御候へば御志は

延別之筋に御座候へは御志は既に被仰達候得者此上 達し申候此上はあなた次第と思召候さ承候此處に少

の儀はあなた次第さ思召候旨一往は御尤に奉存候然 思召違にても可有御座さ奉存候前にも申上候こさく

共此儀は仁政の本を御開き農民を安く被成候儀御國 御同心無之候へはあなた次第の事に御座候得さも是

本にて御座候此度御發起被成候に御一同に可 は御同心一決化候上に一人の私情に御誠意を御くじ

然と一決仕候は時節到來之吉事さ奉存候然處に一人 きあなた次第と思召候事は御志のにぶれ申にては無

の私談にて小なる事を引上隔られ候御延引さ御 御座候哉減さは始終一なる味にて御座候如此時節も

座候儀あふなく奉存候何も様御同心の御もゆるひ 到り申候處に彼收の私意に御成候ては所謂砧

終に行れ不甲様に成行可申哉さ奉存候去年以来御誠 息の御意思にても可有御座さ奉存候又事の上より

意御座候を思召立候儀是程に一決仕候に却て無に成 出して候は道理の正しき仁蚊の本を御開き被成

申様に御座候ては彌以收の御政道のみ日々長し候事何も御同心に御座候を一人の私意に任せられ此

家乍恐奉存候此一事立申候得は生の御志を御

達成候て上は天理に叶ひ下は萬民澤を蒙り申儀

萬長澤を蒙り中儀

行不候は、此後彌以正は邪に不勝して收い

やましに形成可被成様も無御座候は必然の理と奉

存候若上の御恩を難有 存候事骨に通り歡喜可仕候左候へ 別紙を以申上候先日承候棄て思召立候一事上の方何

上某執政

なご御増被下候御手當も有之間敷候夫に打

ば田地を重し農業にまめしけありて力を盛し可申候

如此にて食さへ足り申候は何しに姦計を企候

民はも直なるものにて候へども共すぎわひぞうは

ひ候へばさせひ難儀仕候處より色々さいつわりたく

みも生じ申候是天下古今の民情にて御座候又事の上

よりたさへて申候は賣物も直段易く候へば昔人夫

を望み買手多く御座候田地も苑下りかたに御座候へ

ば作り手多く成申候しかれは上高も復するの道は是

を外にしてはおさまりかたく可有御座候若此事行は

候は彼亡所にて明高に成候處に百姓を仕すへ候

道も其中に出来可申候畢竟氏は國の本にて御座候へ

ば民を仁愛被成候事上一人の御心をうけられ諸御役

方も此處に御誠意御座候は、天道の加護必然に御座

候事聖人毎々被仰候へばうたがふべからざる事と奉

存候ヶ様に申上候事其位にあらざれば御政をはから

ざるの戒にそむき申おれも御座候得さも若君太夫

の間あれば申この本も御座候故憚をかへり見す心

久成謹上

を盡し申上候千萬恐多奉存候以上

そへ民ま

で困窮仕候たさ、年並に天災無御座候ても人力不足

仕候より作毛あしく可有御座候へば御物成のまし候

御家中へ手取の御増可有之時節見へ不申候民力強

成候で上高もせんに復し申御物成も増し申候

は、御家中への御心付支間敷候然は民力つよく成候

が御家中へ御手當の本にて御座候此理を辨へ申候は

ゞ何しに恨出來可申哉問日しからは主苑御ゆるべ被

成候分數は如何日此分數大切の儀に御座候御役人衆

の御はからひさ奉存候然さも其大概を申候得者あま

少しにては民のうるをひに成申間敷候々 夕しては御

勝手のさわりに成申候惣ならしの上にて何歩かゆる

べ被成候御つもりをきわめられ其小わりは其郡其

村の困窮の甲乙上高の品にしたがひ夫々に委敷御

吟味被成候て段分に被仰付候は、一同の御恵みゆき

わたり候さ奉存候又難して日今の民情にて候へば

様の御恵御座候は、彌利方を専らにいたし姦計

彌多成可申候解曰此難は人情に通せざる疑にて御座

候如此困窮の民に如此非常の仁悪かうむり申候は、

來可申候へば大なる御にて御座候此遠慮無之目前

迄の見様にては扨々危き事と奉存候拇又土苑少御ゆ

るべ被成候ての御損失と申も其實を考へ候へば大分

にては有之間敷候常時の勢ひにては至極の年なら

すしては御苑想さなりに成可申さは見へ不申候當

こざきの八分の年さへ損方多しと承り候推量仕候に

高もとをり方にて可有御座候左候へば御土苑る

べられ候儀打聞は線高にかゝり候へごも御ゆるべ被

成候分は半高にかゝ

きり申候當年よりも毛上あしく候

はゝ彌損方多可有御座候得者御ゆるべの高はわづか

にて御座候損方の儀は至極くたびれ候村々は損引の

時御内檢の心を付不申候へば亡所と罷成申故たさひ

毛上宜敷本方はさをりのたに候處も上高の損引には
徳懸に心持有之事と聞へ申候御の内にも不功者
又は不了の面々も御座候へば毛上の外の御損何程
可有之候哉難斗御座候此ならしを以考候へば當も
ならしの御免は中通り程に可有御座候至極の豊年は
二三十ヶ年の間にもまれなるより見申候へば夫をな
らしに仕候ても中よりは下に參り可申候然れば土苑
御ゆるべにて民安じ作毛宜敷御座候はさをり方多
毛大分にて候に見かゝり高かゝり不被仰付して萬事
を御そぎ被成候にて相知れ申候彌以入方は少きをも
て主さなされ出方は夫に感じ御そぎ被成候は何を
御支に至り候はんや難じて口民には如此仁惠の御施
有之候ても御家中へ御心付なく候は諸氏の恨も出
可申は如何解して日御家中のつまりも年々さ車内
にもはや十分程に聞へ申候夫も今の分にては手取
に間を御渡し被成候より來り申候惣て財の用様は入
る事をはかり出す事をなすが古今の通法にて御座候

にそむき候故御勝手ヶ様に御つまり被成候此處の本

さへ立申候はゞ御所務の少々減じ候は御爲ならざる

には無御座候當分御所務減申迎も後年國富民豊に

相成申候は目出度御事にては候はずや去年入事を

はかり出す事をなすの御政立申

をなすの御政立申しるしには去年御損

〈損方少(候てならしの御苑は中よりはまし可申候

是見候へば右御ゆるべの御損は至極豊年の時ばか

に有之見へ申候扱又御差支の方より見申候へば

常時の御不足は前々財のかたに定規なく御出方の

方は何事も無事さて入方の不足をかへりみず用ひ

られ候共足らざる處

られ候其足らざる處は民に御かけ被成候てや

地を重んじ申民情はいまだ見へ不申候來春も上高増 當分の御損さ申は却て後年の御爲にて御座候問日後

可申様子に相見へ申候此故に今非常の仁恵の御施し 年の例にならざる仕様は如何曰民困窮に付今より何

御座候いゝ民心安和仕君をひ命に随ひ田地を重ん ヶ年の間御苑を少々御ゆるめられ春苑に被仰付候

農業の力を盡し可申候彼心ならずの計も自ら止 今迄の御土苑をかへられ候にては無御座候困窮御す

み可申候如此民安じ申候は、天地の和氣をまねき其 ひの爲に候間年數明申候ては御土苑に御かへし被

感應御座候て作も宜敷可有御座事必然の道理何しに 成候と正二月の中に被仰付候は、民情よみがへ

たかひ申候はんや五穀成就の御所臓なごは尤末なる 申候如此にては後年本の御土苑に御かへし被成候事

事にて及びなき事に御座候先年従公義被仰出候御諚 何の障り可有御座候哉問日春免被仰渡は大かた三月

にも民は國の本木固けれは國安し御座候民安んせ に御座候に今正二月の中さの儀は何故に候哉日是は

すして農業に力を盡し不申候は國の危きにて御座候 上高にひき候處をふまへ申候又難じて日當時御勝

或曰非常の仁恵とは何たる事にて候や曰御國中の土 手至極の御支にては少の御損失さへ大切の儀に候處

苑をゆるべられ候事にて候是は常格にはづれ候事故 に御土苑御ゆるべ被成候事は大分の御損に候へば差

非常に申たるにて候故民共御恵みを忝がり申事萬々 當り御爲にならざる事にて候解して日此段は一通り

たるべきと奉存候難じて日土苑るべられ候事は永 の見様からは左様に見へ候得とも夫はおもんばかり

々の御損に成候へば御爲にならざる大事にて行はれ のみじかきにて候今のごとくに民困窮仕上高一年ま

難き事に候解して日光なる難にて候然ごも永々の御 しに多成り民もひたもの遊民さ罷成候は是非に御

損にならざる仕やう御座候今夫御損を恐れ行れず候苑は次第に下り可申は必然にて御座候左様に成行候

別に民情の安田地を重んじ御仕置御座なく今では上下共にせんかたなく罷成可申候へば誠以御大

の分にて被召置候は、上高年々に増候は以外 事恐多き事に奉存候今之内に仁悪の御政御座候はゞ

なる御大事にては有御座間敷候哉此處より見候へば民情よみがへり後は民力つよく作毛も地相應に出

々かゝりの割付に成申候是に迷惑社持かゝりの 加もつき申事例多く御座候近年のごさく収斂か

地を合せて上高に仕候如此にて候割付も叶かたき さなり候ては當春は百姓彌田地にうごみはなれ上高

處は總作に相成申候然處に是を作り申候得者持かゝ も大分に成可申候勢ひに相見へ申候處に去年見かゝ

りを作り申よりは利分見へ申故持かりの地を不 り高かゝり等の先納御かけ不被成御仕置に付民情も

上村に罷在候て割付の内を作り候者も御座 少は落付上高もすくなく御座候夫共に御苑をせり申

候又は下田地をぬき出しつぶれ百姓の名にもたせ處は又上高を願出申候此見かゝり高かゝりはもごよ

て上高に仕候姦計をいたし候處も御座候此兩條は吟り御免外の物にて候へば夫を御かけ不成さ申迄に

味のたらぬ處に行はれ申候へ共畢竟は上高初り候末ては困窮を引かへし申程の御仁惠にて無御座候故田

*二九

中により田地多く作り申ても徳分無御座

候故持かゝりの地さへ持あぐみ: 候出作を取候者 の御施無御座候はではかへら申間敷候年々の収斂に

は中に及ばす前々質地に取置 候處も質をすて地主 困窮いたし候百姓てに候へば仁悪の御施し御座候は

へかへし申候もごよりつ れか 候百姓’

夫を詰持 其收のいたみをわすれ申候て田地を重んじ農業

候へはつぶれに成申候右つぶれ百姓の地相当

地相對にて作一に安じ可申候如此に民情かへり申候いゝ上高も増不

り可申申者無御座候故上高を願出申候無事故村中々に復し可申候古より民困窮の至りには國の冥

申様に民情をかへし甲道は上

の流にて御座候如此に百姓田地を憎んし少しの事に

ても高をはなれ申を苦に不仕候故遊民多く罷成村に

て商を仕候を治候道は百姓の志立かへり田地を重

んじ何さしても高をはなれ候をいさひ風俗に成不

車内は末につき色々方便をおさめ候とも上高増

は仕候も少しも高生に成候者は有御座間敷候然者

田地を重んじては共知行に百姓なしに成候も御座候夫より百姓共

損引に功まわり少甲分有之候は損を願中候如此

に人も減申す上に近年は潜水夫米二の日など出

米も増し其外惣並の出来もヶ條多く成村々内田米も

多成其上にも見かゝり高かゝり等の先納いやまし

に出し夫つかひは公役人役ともに名成耕作の手入

まで 旨さ仕候からき苑取立共は無御座候其問

此上高さ申儀近年多く混成年々増は仕候得ごも減じ にも奉免など申支配御座候へごも夫はまれにて其給

申様子は見へ不申候是に依共郡々にて色々取斗ひ御 人もつぶれ申方も御座候段承り及申候然處に御内検

座候ても村々の割付に成候夫も不叶所は惣作に相しらへに成候て右の土を用ひ見候に付百姓共

成中より外者無御座候左候へば豊年にても上高分はためしに恐れ候て土苑をうけ難き毛上にても通りか

損又は免落なご申て年々の御損失大分之儀に御たに請合候是により年貢まさひに混成かぶたをし

座候百姓も年々にくたびれ居申候持かりの地さに罷成候百姓多御座候て給知は人も減じ處により

田地上高治様御尋に付申上候覺

上高治様之次第

凡夫は生死のひ深く候事典木我身を我物とおもふ心のくらきより出申候右の如くあきらめ候得者生死のまよひはれ申候此よひ時候へば明徳の光明のわれ申候是則人の本心にて候佛のも此本心をさ外は皆方便と申て人をみちひきける手だてにて候此心をささらぬれは凡腦妄想のくるしみをまぬかれて常にゆたかに楽しむ位を得候明徳も佛性もつゝまる處此心の事にて候よき序にて候ま先つ荒々申述候疑煎事は問ねはいつまでもほとけ申さぬものにて候めて度かしく六月廿日丹 おるい殿参ろ

にまかせ候心は此事にかきらす道もささぁ候初にてへ作り無居申候處に是非に割付にあひ申故手に及かたく初て損引の願を仕候て詰合作り候故こやし草さらへ等もおろそかに仕候により中の位の地にても毛上は下に成中候まして惣作の分は役夫にて作り候の

へ猶々しく昔と草さ同じく生長仕候て下々の毛上

にても無御座國土の

に相成申候如此にては御損生

やせに成行申候此上高多成候由來を考見申候得者一

旦の事にて無御座候其初は給知を御役人しらべに罷

成候に本づき申候其時分給知の土苑極置候は夫を用

左も無御座候はむかし上知の時の土用それも知

候は時分のならしにて土苑を立られ候是により

給知は何方も多くは免上り申候總て給知は銘々心に

て免取立候に仕候故不同多く候へごも百姓のつぶれ

ざるをこももはやこゝろよく候先の比は御父あら御返

事申候其後もくり返し詠め申候扱よくそく御ささ

り候とよろこびかきりなく候我身を我ものとおもふ

處よりいろ!~のまよひも出申候親にうけてあるし

にまかせ候身 れば何か我物と思ひ候との一段殊

更難有御こゝろのひらきとおもひ參らせ候誠さ申も

二心なく夫に身をゆだね候處に極り申候此所皆人あ

しく取ちかへ我よく仕へてもかなたに思愛なければ

はなれしもこさわりのやうに覺へ候孝子忠臣貞女な

こをも父母君夫順なるに誰か孝忠真を失ひ候はんた

ゝに不順なるにむかひ候てこそ共誠あらわれ候より ごよみしはよく聖人の教にかなひ申候我をかへら見

其名も聞へ申候此故に御文のこさくおもひ定てはた る事中(難き事にて候又夫婦の中は何事もかく

ひ恩愛なく身はくちはて候とも父母の家に帰らぬ さぬ道にて候と申事は夫婦一體の道理にて候へば我

かなりさすこしも疑ひなく我を捨てあるしを愛敬 一身にて見るに何か隔て候事にてこれなく候一體さ

いたし候處こそ誠の心さ申候此故に忠臣不仕二君貞 中内に夫は天に比して貴く婦は地に比して賤敷候

女不見兩夫さの金言もある事に候前にも申候あしく 夫の方よりは妻に大事の談合をはしらせぬ事も道

収の思ひより夫の家を出る心少しもこれあり候は 理にて候婦の方よりは何事の大切なる事もかくさぬ

其誠ならぬこそ雨夫に見ゆるのもひにて候へば能その道にて候先日一通り申演候得とも言葉たらす

々恐るべき事に候扨此心定り二心なくしてこそ夫婦と思ひ候より又申入候抑我身を我物させずして君父

人のわろきはわかわろきなり

のかよきに人のわきからはこそ

ては思はず家のため舅姑のため子孫の為に和の道行

なはれかしさひたすら願ひ候へば此願は身にかゝら

す道にかゝり候へ誠の感とき必和の道おこな

はれ申こさわりにて候かくのごとく能會得いたし候

へばいひ出がたきこさもいひ出すべきすし見へ申候

いづれに我身を先にたてゝ申さばこそさからひ候は

しめてもなり候はん我身をゆだねおきていゝのへ候

はんになかいかたき事か候はん古歌に

も御無事よろこび申候我等もあつさいたみ致し候へ

の和を貴ひ候事に候あるしの思愛きも我身にかけ

かの人に對しての事なら祭や喪や火事などの時は今はあつさの最中にて候へごも一雨日は雨ゆへ暮し

きらひなかるべし是も舅姑の仰あらはそれにしたよく何れも様御息災目出度そんしょらせ候それへ

るいに與ふ 藤崎某

古は男女の別ち正しからしめんと男女手つからのがよきに人のわるきがあらばこそ

人のわろきはわがわろきなれ

たらぬ處を責べからずおしべてがてんしてあしき事

はあらたむるやうにすべし若いゝつけなどきかね

ことありともかならずいかるべからず唯人のうへご

なりてはあわれみめぐむこゝろを本とすべし此心ま

ことあれば下の我にそむく事はなきものなるべしす

べてこのこさわり人 るものしりてかへ歌見るべ

きことなり歌に

人のわざなり

召仕のものは萬にたらぬ事あるものなりかならず其

召仕の男女あはれみやうの事

かふべし今の世の酒の座にて男女打まじり老若と

なくさかづきごとするならひなり是等も世のならわしにて舅姑の御差圖ならばいなひ申まじさなくはかならずかたく外の男子と盃ことすべからずすいぶん念北にことわりを申べし殊に出家者座頭などにはとりわけ盃さすべからず

ふここ一日もおこたるべからずおよそけはひせぬは病とおちき喪ある時となり其外に君子他國なごにふ留のまなごはせぬよしなり是等も舅姑の抑あらはそれにしたがふべし女のけはひしかねつくる事人によく見られんとの爲にはあらず夫をうやまひ身をつゝしむのいはひことなり世の末になてはだてにすること心得て家に居る時は大やうにて門より外へ出る時一きわけはひかみかたちまでも念を入れてかひつくろふ事こそあさましきわざなれ心あらん人は夫をかろしめる女なりごこそ

いふべけれ外に出るさも常さまよりこになるかひ

つくろひすべからず足のつめあかなきやうにすべ

し見へぬ處故おろそかに成りやすきものなりすべ

て見へぬ所心をつける事よき手

わたしに物をわたさぬ法なり今とても何とぞ手

たしにせぬやうにありたきことなの下に置てか何

にのせてうけざりわたしすべし是も舅姑夫のほ

学存稿巻之二

女は生れてかならす其父母の家をはなれて人の家に

ゆきて身をおわるものなれは夫の父母がすなはち我

父母なり此故にいにしへ聖人ものふくをさだめ給ふ

に父母は三年のふくなり女の人にゆきては夫の父母

が我父母なるによりて三年のふくうくるなりさる

により本生の父母には三年をへらしてむかはりまで

期の服をうくるなりかくのごとくさだめをき給ふに

てよくしるべしさるによりて本生の父母のごさく孝

のまことをつくすべし孝行の品おほしさいへとも

つめていへばよくいさおしむこ能くうやまふさの
ふたことにさまれり此心をもさして萬事仰のま
にしたがる時は必ずよろこび給ふべし父母よろこ
び給ふにいたりて孝行のしるしこすれば若御心にか

君子の父母につかふまつりやうの事

びよみてのちには読むなきものなれごそれぞくり
返しいくたびもよむべし後にはおもしろくなるもの
なりことにひめかみはいにしへ聖人の御言葉もお
ほけれはかなかきながら打つけには聞へがたし能
くくり返しょむべし必ず聞得るものなら此二書を
よくよまば我此文はあまりものなるべし

あさいして寐顔を人に見すべからずけはひし髪の

六二五

身のたしなみは身の守りにくらふればかろきすべの
事なりこいへども此等のかろきに心をつけてつさ
むる時はおのづから心もなく身もすくやかなるべ
しその事あまたありさいへごもさしあたりおもき事

ごもをこゝにしるしぬ此外はみづからはからひつと

むべし

身のたしなみやうの事

女は一たび人に嫁して夫婦となりてはこと人に見へ

ぬこに身を終るまでの守りなり此まもりの堅固なる

を貞女と云もしも髪にあふて死すさいへごも此まも

かへざるを熟女と云夫死してだにかたく守る道

なるに存生の内にうしろくらき心あるは畜生の

り此殼にかりにも人のあやしみをなすべきやうの事

わざをは常に心にかけてつゝしみさけて人のうたが

ひをうけぬやうにすべし

身の守りやうの

なはぬ事あらば我身をいくたびもかへり見て孝行の

たらぬをせむべし順逆共につかふまつりや姫か

み鏡草にくわし

りこも恨みの心もつべからずあまさかさまの事あ

りとも我心とおこなひさのさかぬ故にぞかくあ

らめとわが身にかへりみ我たらぬことをつとめ
おこなふべし此こと眞實あらばなごかは人をもあ
われて思はせさんもしもうらみの心ふかくば君
子にすてられ舅姑ににくまれて身のわざわひ立ご
ころにきたらむぞかし三ッには嫉妬ねたむのこゝ
ろ露もあるべからず其故は夫の妻をむかふるは子
孫をまふけて先祖のまつりをつがしめはんしやう
のためぞかししかるに妻たるものしつとあれは子
孫出生せずまつりたへぬるたぐひおほく然れは人
の家をほろぼす大なる罪科成なりそれのみなら
しつとのこゝろあれば家内さわがしく其身も常
に安からず此故に聖人も妬あればさるべしさの御
おきてありすこしも此あしきこゝろをもつべから
す若おもと人なごはらめる事あらば随分いたはり
産さすべし子生れはよく養ひそだつべし或は世
のきこへをはかり小産なごせさせんとのはから
ひありさも必ず申とめて平産さすべしそれもか

なひがたくは舅姑にねんごろにこひ申べし扨又名

およそ文をよまざれば心のかみあきらかならず心

のかみくらけれは萬事よろしきをうしなふもの

り姫かみかみぐさ絶すくりかへしょむべし一だ

仕ひの者の年々密通のなきやうによくく制しい

ましむべし是は嫉妬にてはなくかへつて君子の爲

にはかるなり世の女は我夫にのみしつとして家内

男女のみだりかわしきをゆるすはさかさまら

四ッにおこたり是は君子のおはせ事をおろそかに

又我なすべきわざをのびにして心まゝなるふ

るまひをいふ此おこたりはさしつけて害とは見へ

ねとも此まめしげなく氣随なる心が常となりぬれ

ば後に害いでき家とゝのふらぬものなりよく

つとめておこたるべからずおよそつとめおこたら

ぬは上壹人より下萬民までなくてかなわぬ事にて

婦人の身にかぎらねご女は内にのみ居ておこた

やすきものなれはとりわけ心をつけてつさむべし

或は君子のいつくしみをうれは初つゝしみしこさ

ともをわすれてなれしくなるはいやしき女の

くせなりと是をよくわきまへよくつゝしみてなれ

(ふるまひあるべからず

そむくべからず陽はいざなひ陰はやはらぎて萬物も

生るゝにもとづきて夫婦よくむつまじくやはらぎぬ

ればかならず子孫はんじょうすかりそめにもまめな

らすうらめしきこゝろをもつべからず此うやまひし

たがひむつまじくやわらぐ四ッの徳をうしなわぬや

うに日~つとめてまことあればかならず家さゝのひ

子孫はんじやうす身やすく心たのしむ事そのうちに

あり是此四ッの徳は生来るをりから天より女

にあたへ給ふものなりされぞも生れ来るより見る事

きく事のならひにくらまされて此徳我に生れ得てそ

なわりあることをしらざるなり今たしかに本來我にある事をしてあつく信じつとのおこなふべしさて又此徳をそこなふ人欲をかち去べし人欲の品多きうちにいかりうらみしつとおこたり此四ツの病ひすこしも心にきざゝばきつくいましめかちこらして胸のうちにあとなくす色にあらはれ言葉に出ざれごも人の心にうつるものなりよくくつとめてから去べし一ツにいかりはらたつこと人にごになきことはなけれごもかろきうすきありおもくあつきありかろきは少し心にきざせごも色にあらはれすうすきは色言葉にあらはる>といへどもそのまゝきくてあさなくかろきはなきにひざしうすきは外は見ゆさいへごも物に害あるにいたらす重さは言葉にあらはさぬさいへとも色にあらわるあつきは言葉あらくいふまじきこざをいふてふさがりあごさきのかへり見もなくてわざわいをまねくなりもしさなくとも心にこもり一日二日はつねならぬこゝろ

あひあるもあつきの類なりさて何故はらはたつぞ

さいへば我にさかうよりおこる事おほく此もとを

ふかくかへりみてそのもごをふさぎ念慮のきざし

に心をつけてはやくはらひ去へしすこしも胸中に

置べからずニッにはうらみいきごほり是は大やう

我にあひらしからず我にへだて意ある時にうらみ

の意出来なり是大なる悪心なりおよそ人の世にす

むに我さ我をくるしめて胸をこがし身をあやぶめ

て一時の安きこゝろなきは此恨のこゝろあれはな

家の内に一人うらみの心あれば其家不和にして

おさまらず女の人の家にゆくは家をごゝのふるた

すけなるにかへって我紋に家不和になごなるは其

罪のがるべから此故にいかなる無理なることあ

六二三

ひしたがひてかりそめにもあなどりかろしめもとり

男は陽にしてたつとく女は陰にしていやしきがすな

馬はのせ牛はたがへすそれにだにおよばぬものはとはち天地の道なりこれにもとづきて常に夫をうやま

りなき人

だもの

君子につかふまつりやうの事

人にして人の心のなきひとはかたちの人ににたるけ

一召仕の男女あはれみやうの事

よくふかき心のうみのはてを見よ世にたちめぐるお

きつしら浪

一身のたしなみやうの事

けさこたへん

一身のまもりやうの事

一君子の父母につかふまつりやうの事

よ

世をわたる道はことはとにかくによくの淺瀬をゆ

一君子につかふまつりやうの事

見ぬぞすくなき

やむべからざれごもそれは後の日のことならし

よめのしるべ

しひ

て得らるれ

得ぶるかたななけれ

やすけれ

つみためてたからをのこす家の子のおちぶれざるを

物はみなみつれはかくる常にたったらぬ程こそ人も

ひと道

へしのぶこゝろしなくば誰もみなよくさいかりにさしぶりて我身きゆべき夕べまで露もわするな孝の

身はたもたじを

人はたゞさみておたらすまづしくてへつらふこゝろ あしき人~いあらためてよくならばむかしのあしき

なくばよからん

さふなさがむな

あるがうへにつとめてつめるこがねこそわが身をや

まじきをしひて得にける寶こそみなまた人に丙午のとしむすめの人にゆきけるがいまだ物の

ことわりをしらされば人の家をやぶらんことを

恐れておしへいましめのことともかきてつか

わし侍を大やう五品をゑらび出しぬこれのみに

ひきてことわれ

誠なくて神にいのるは物もたす市にいづるのたぐひ人とともにはかりし事のやぶれなはさがをわが身に

をしれ

らせ給へ

ほらし

心たきよくてなほき人にこそよろづの神も冥加あなに事も心のうちのまことよりおもひたゝすば末は

千早振神にはいれさりながらこゝろけがればかひなさぼやとおもふ事あらばくりかへしはじめにはか

なかるべし

れていなかるべし

樂は苦の中にありけり人はたらくもこめは苦をわが人につさむべきそばつさめつゝわれにつこめぬ

もこむべし

人などがめそ

我にくむ人のよきそばあしく見てあしきをよき見 かほや手のよごれは常にいざへごもこゝろのあかを

なすくらさよ

すぐ日なき

さやかくさ人のこゝろをはかるなよわれすぐなればかすならで世のまつりこさよしあしと口にまかする

人もゆがます

人ぞうるさき

のぼるべき時きてのばれくらいそがば道にまよ よしあし人を見る目はあるけれごわが身のうへは

ひもそする

ぬばたまのやみ

人のさ我にまさるねたむなよ身のおよばぬう まことあればおのづからうる名さしらでよ所にもこ

らみにはして

むるこゝろおろかさ

えきもなきわざにありさもたらちねのこのむさしら人のしる事をいとはその事をやめてせぬこそよき

ばしばしいさなめ

手だてなれ

かしこくは見えもせぬかな年ごとにむれて神のまかくす事は人こしらね千早ふる神のみる目をいか

つりする人

でよくべき

うつらん

このむにくさよ

ひさのふかくつゝめる事をもれ聞きてよ所にかたる 山つくり花う小鳥かふひさはひる寝の隙にをや

人はよし淵にもしづめ我身だにうかばゝ思ふひざりわきて見きくまじきは今やうのまひにおざりざ

は人かは

糸竹のこゑ

いさけなきをあはれみ老をうやまふはわが親子に 見きけばぞ心はうごくみきかでもあるべき事は見き

たぐへてぞよき

かぬぞよき

常にたものをあはれむこゝろをぞ道にちかしさい 常ににゃ野山のあそび町ありきもの見にをしき日を

ふべかりける

な暮しそ

人のうへいはんとおもふこゝろあらばまづみづか いたづらに月日すぐして死ぬる身はうまれ出にしか

らの身をかへり見よ

ひもやはある

世の人のひがこさせぬはおほかたは耻あるゆゑぞは いたづらに年へて老いしくやしさをわかくて人のし

ちをしひさ

るよしもがな

くながむな

月花はよしめてぬこもつとむべきわざある人はいた人のいさめ耳にはいたくさかふさもこゝろにはたゞ

うけてよろこべ

めつらしく一本

歌よむはやさしけれどもなすわざにさはるさらば あしき人はあしくいふさもよき人によしさせられば

しばしやむべし

何かくるしき

るどこそきけ

さにあるも心のすなほならざればかへりてあださな武士の身にはかぎらす人さしてたけきこゝろのなか

るべしやは

さわのほぎ人にますさもいろにみせ口にいださばうしたしきもうさきち人のいたみをば常に我身につみ

るさかるべし

しらなん

やしづめん

はくいぬことなし

うすこほりふむこゝろせよ何事もうかめてなさば身 たつはらはしひておさへよわがまゝにいかりてのち

を人の身につゝしむべきは何よりもまづことの葉です ほめられてのちしらる人はみなほめられけりご

くなかるべき

身をおもふゆゑ

わさ

しらずかほなる

よからでもくるしからねご同じくは手はうるはしくしらぬ事をしりかほするはしらぬなりよくしる人は

かきならひてよ

むがまされり

ねとこそきけ

ならふべき道はつさめてならふべし大ぞらならばや

てくるしむた

わかき時身をやすくのみおく人は老いてくるしむた

なまなりカ

からめや

みちなる

さけのわかきざきならはぐならへ何事もえしらでおいぼくさかづきはしけくなあげそこにかくにおほくのまね

身のわざのいさまもあらば減しきふみをばまなべた色をこのむこゝろにかへて道しれる人をしたは、人

かきいやしき

なるべし

召つかふ人も人ならわが身もておしはかりてようさ あやまりてふとひこさをせし人はまだせむことを

もつらさも

ふかくおそれよ

しぞなき

あひおもふ友といふさもなれすぎてたはふれかちの人にますちからはあれどとにかくにわが私にかつよ

中はあやふし

友だちの中はかりにもいつはらてうやまふこころ常 さわがしき人はこゝろもさだまらずたおもやかに

にわするな

身をばもたなむ

てにくむなりけり

はらからのしたしからぬはおのが身のなかばをわきねにふして寅におくるもあるものを朝ぬる人ぞあま

りったなき

け

いなるはうるかは

ざこんなの

味はたわれさもとめよときめける人にたよりてう 手よりてに物をもさりはったへざれめがつまならぬ

ふるもありとは

ひぞつたへし

聞やいかにおやをなげきのふちごろもぬかで三年を

人の妻のおさこよりげにしおきする家はほろぶさい

ゝのがれば

すつるならひを

後の世もいかでよからん身のために親ある家をいで

しれや人われにはよきもちはゝのめでぬつまをば

みのふかさよ

やもつらん

老らくの親うちすて、世をいふひとのこゝろのついましめの道もしらず世の人の親にもつげてつま

人はしらではてめや

しからずして

おやのこゝろ子をもちてこそしれさいはゞ子もたぬ 女と男とはなれすぎざるを道させよさながら中はあ

まや

しばししたがへ

いもさせも兄とおさゝもそれくの道をまもれる家

さゝのふ

たらちねをいさめてきかぬ時はたゃねにうちなきて

にぞありける

こゝろしてまし

君と父にならべてあがむべき人はわがものならふ師

たらちねのわれをよかれとうつ杖はなでさすらる

父 一や君一本

くらすな

ときはさるべし

のがれ得ぬ事にしなくば親もてる人は一夜もたびま あしきことあらば君をもいさむべしいさめてきかぬ

人の子はたやまひのみおそるべしおやにさきだつ 君のためいくさにのぞむひとはたゞいきてかへらん

ここもこそあれ

身になおもひそ

いつはあれごあかつきごとの父はの老の彩さめはつかへては何はおもはすきみのため身をつくしてぞ

おこたらずとへ

忠といふべき

人はたゞいとけなきよりまこざしくたゃしきことをうやまひのすぐるも

見きゝてぞよき

いゝならわせること葉もて下さまの人の耳に近く

をうけてうたつくり兒童のすじなきそゃごさにかへ

しめなばいさゝか誠にたよりやせん何によりてか

しかおもふ和歌は唐の詩のことし宋伊川の何がし

周詩をいへらくいわく共詞簡便にして今の人ささし

やすからす別に待つくりて重子にをしふる洒掃應對

等の事をいひて朝夕是をうたはしめばたすけあるべ

しさなん是わが思ふさころなりしかれば我にして

もそのこと葉簡奥ならで彼おろかにいやしきが耳に

ちかきあらば童子にたすけなからうめやわれおふ

けなく伊川のこ葉のしたわれ侍りてたゞにはやみ

かたくおぽへ侍れはこのごろにおもひおこして歌

に似たる狂言自あまりつゃり出して近きわたりのわ

らはべにおしべてはねくるう内も目にこれをいわし

むよりて名つけて竹馬歌とす歌はわがしる道ならね

もしひてもとめて此狂言を得たりもし歌し給ふ

人の心をもちひよみおき給ふて聞人みな勸せば

いかばかり世の減とならむ

六一七

やまひのすぐるもあやなたらちねにむかへる色は

たいのさかなれ

いとほしみまたはうやまひさまぐにおやにはつく

せ人の子のみち

父はゝのめさばよろづをうちすてゝゆきてまみねよ

時をうつすな

おやによくつかへむとならばよろづたわが身もて

せよすさおふくさも

見るやいかに鳥だにおやにむくゆとてもゝかのゑを

ばはこぶありさま

かしこきもひじりも人の孝をのみよろづの道のもこ

>こそさけ

ちゝはゝによくつかふればあめつちも神もめぐみは

ふかきんきく

さなきがしくそだつはうしろ見さよりあふ友に

よるさしるべし

いさけなきをおごしてなきをやむるなよこゝろおく

るゝくせもこそつけ

こさかしくをしへなすこそ人の子のまことうしなふ

はじめなけれ

申候へば善人を害し申事多候故罰せずして不叶候是

ろを得なりこゝにひそかに思ひ見るに今の世に

ち知れ申候たさへば君につかへて其職役を精力 らしめんためにて候則人を愛するに歸し甲候仁者

盡し勤申候は忠の姿にて候得さも其心が主人の氣に の心如此に御座候是愛の公なる所より出候彼姑息

入または人にほめられて立身加増を心がけ候處に出 の愛は私の愛に出候私に出候故義にあらずして仁

候へば是己を利する心にて候故義にあらず候是己を にそむき申候是等を先識得仕候はずして只に仁

利する心にて御座候故公にあらす候若仁心立候て己 のみ名申候ては仁義のむねにあたり不申候此分の

をわすれて君を愛敬仕心より事に精力を盡し勤候 までにては仁義の旨盡し不甲候得さも先あらま

得は義にて御座候是を體立て用行る>と申候又君 を述候をはしにして深くきわめ可申事致知格物

の爲と汁り心得て國民をしたげ財用を取集御にの専要にて御座候大塚久成識

納るも今日財用不足より見候へば事の宜様に見へ

ざも此の事により諸人迷惑いたし候へば事の宜さ

ては無之則不義

候人を迷惑いたさせ候は 和歌はからの詩のこし世の民みなよくそのこ

竹 馬 歌

にカ

に義なきれば利をはなれ申候此故にさ利さならべ 則事の宜處にて義にて御座候此故に仁者唯能好人

ていづれが義いづれが利と見申候得ば大やうわか 人と聖人も仰られ候悪をするは人々をして安穏な

人を愛するにそむき候故不 不仁にて御座候然は義なら

ざれば仁も立不申候扨仁は愛にて候へごも只いた

づらに人を愛するとまで中候て義によらざれは所謂

姑息の愛にて却て人をそこなひ申候子さもそたて

候にうばやしひさ申俗語のこさくにて候政事の上

にて申候に悪人を罸し候事不便なるこてたすけおき

ば懲の盆いかてなからむされは上古の歌を

見るにいまた耳目のもてあそびなさすた 誠の

はしとすごこそ貫之もいへれしかはあれごちかき世

はその道た〝衣櫻家のわざさなりて下さまにはおふ

やうしらすましてわらはべなどのふるきうたきゝた

るは馬の耳ふく風のごとし其歌みなこ葉ふりむね

とふければ存稿巻之二

六一五

仁義候事學ば

くなるべからす故に今公法の服忌も養父母の遺跡

を相殺すとも實父母斗は定式の服忌を受べしと見

へたり養父母の遺跡を受継ときは其思父母にひさ

しければ一等を加へて十三ヶ月にのほするは禮經の

旨なれば公法の服忌ものこし然ば懐中抄に如

本親有服忌と云は尤然かるべし此時不着本親服云

は何のより所あるや疑しくは實方父母の外親の事

をいはんこして略して誤れるにやあらんさにかく

に天理人情に叶ひがたければ信用すべからざるべし

予此方の古實に精しからざれば例を引て断じがたし

暫く見る處を論するものなりし寛保三年八月朔日

のなりし寛保三年八月朔日

齊久成識

之名

明なる に候如此に

に事の宜申て

は

初より有之候を見候へ

ば是義は外に在申にては無之

出候

するとも人子の心忍びさるべし天下の公法かくの如

服をつける事有べからず若是非に此法を守らんと笑い内より出候数
外に行こ申候此故に人の道は仁義のみに

て御座候聖人さ申も唯此仁の熟したる位の名にて御

座候今仁のすがたを申候へばうるはしくのんさりと

して人を愛し物を利するの心にて御座候此心は人皆

生候初に天より興へ給ひて全く我に具り居候得とも

人欲の私にくらまされて自ら是をしらず仁さ申は外

にあるものをさり來りていたす事のや

人の道たる仁義は我になきものをてなすさ心得

候は大なるあやまりにて御座候我

て人を愛し物を利する心は

ざる候へごも常人は人欲利害の心が主に成申候故本然の

仁愛をそこなひ申候共故は義に明らかならざるより

り申候義はいかなる物か申候事々物々に共宜道理御座候共道理を知りて道理のま

にことをおき候心を義さ申候今の人は只事の宜さ

仁義の二字皆人知たる様にればへて仁義々々さ其名

は申候得とも押きわめて仁は如何なる物はいかな まて合いたして道理の吟味無之により世のならは

る物と吟味する人少御座候故此二字其實を知り得るし今日のすがたの宜をこめて義さ覺候事大なるあ

人尤まれに御座候先あらましを申して見候は、仁はやまりにて候世俗の宜申は多は利にて御座候義さ

體にて義は用にて御座候此仁内にて外に行申利さは相對してわづかに利なれば義にそむきわづか

を養子に行養方の家をつぎ思頂きとても實の父母に

なし

にる

一巻父母の服百五十日初三十日は阿蘇服忌介

重んして夫より段々にへらして制を立り父母の服の

養子さなる者養父母親類の服を不受父母の親類の服はれごも五段の次第は彼にもとづくと見の父母の喪を

法のこさく愛で一日も減する事なし

今按するに養父母の服忌諸家皆同し遺跡相織の義

一養父母 假三十日服百五十=

異な

板行伊勢服忌介

1

右二書遺跡相の文あり

養父母のいまれ 百五十日此内忌三十日

荒木田神主俊重明暦八年改本之寫

神祇服忌你父母之條

懷中抄口遺跡相續則如本親有服忌也此時不着

本親服

一養父母服百五十日忌三十=

白井宗因白雲抄

さる

板行神祇服忌介吉田二品兼倶卿の本と云

一巻ひ父母のけがれ百五十日出仕のいとま三十日

但跡を譲り得たらば生のおやのけがれをうけ

*一四

るかためにに日用の工夫概にして此處明をさざるを

肥後文獻叢書第四巻

以て殺法を立則博約の旨に異なる處也を以て共

に於ては異端の費を免れざる處あり其流は狂安

なる事疑ふべからず日心の運用活發々地を見得る

と云へは佛氏の誠心見性に同じからすや日不然他

初より殺の上に於て觸發す此故に此心の活發々地

を云さいへごも温和慈愛と云を以て佛氏見性に同

じからずして聖門操舎の旨に叶ふあり故に應事

接物の間倫理を不失此心を以て其人を語る時は君

子といはざる事を得す吾子其つまひらかにせよ

論する事此二書のみ是大に疑へし白雲抄既に拾芥

式及文保永正兩度記諸耐禮義等を考さいひて此條に

懐中抄のみを引ときは外に古書には是なき事知られ

侍る夫五服の制義禮に出て唐國古今是を用此方も

是にならひ服を五段にたつると見ゆる其日數は忌也

右三書共に遺跡相の文重さは天理人情當然たり此故に遠國に有りて時過て

後聞たりこも聞付る日より十三ヶ月の服をつく然る

秋頃藤樹先生の門人に登られし書簡を讃て先生の心

を用るの親切たくいなきを知るしかるに其人となり

を見れば温厚愼密誠に君子の人なり其所謂現在の心

欲に不動物に不滞時溫和慈愛恭敬猩々の心を見付

て不失といへるものは心の體を見得て尤親切程朱操

さいへる傳心の旨に暗にかなひたるにや然ごも本

源格致一貫の實理を見得なきか故に其心偏狹にして

聖人博約の旨にかなはす工夫の手段も危殆艱難にし

李濟存稿卷之二

藤樹學意辨

右一篇は恐名候へごも拙きを染候既に諸

見へ不珍候へとも信心の一段自身に體驗仕候事故

繰り返し申上候此信心の端をば已に御燃驗被成候

夫は一事思言を御信し被成候是を推して上聖人の

語を御信じ被成候は、御志立申候て宗趾の佐不少

奉存候誠恐敬白

候ても記誦の學て人道の用になり不申候如是信

心有之候上にてこそ好學と申さめ有之候故孔子日

篤信好學守死善道と御座候能々此旨を反復明辨被成

候は言外に此説の虚妄ならざる事を御得心可被成

奉存候

て佛氏に近し此故に自家の徳行除り有るか如しさい

本朝に明らかにするに

へども聖門の眞學を開我

たらす却て門に遊ぶの士傳心の輩は又は大に道を害

するにいたる有れはうらむべきの甚しきなり我その

かみ先生の徳を慕ふて安に其學を談す中年俗務に役

々として共初心を失ふ今や竊に有聞て程朱の學を信

して其書を讀のあまり此書簡をよみて先生の徳行を

慕ひ又共學のたかへるに於てはわきまへさる事を得

若先生信する人あらはともにもにかたるべし

或人日吾子此論に傳心に程朱の旨にかなふさい

ふ心は統主宰なれば聖門の學億心の外に何事か

あらん然るに又一貫の實理見得なきといへるは疑

ひし何等の旨越有之如此論するや日別に旨な

只黒人の上につひて見得る事如此し唯傳心にか

ふといふは少説殘す事あり他心の運用活發々地見

得て疑なき爲に日用の間従容自得して和氣充滿す

所謂仁の意思なり然とも中庸にいはゆる未發の眞

に於ては未見得いたらず違ふ處にあり此故に仁

の意思ありといへども全き事不能程子の所謂不安

まぬかれざるのみ此一點の噓明を見る事親切な

六一三

聖人の殺は誰人も學び度心候へごも學問の本意を能 是は初に辨へ候處深からず志真實に立不申候故にて

辨へ候はぬ故學ばでかなはざる道理を信じ候人少く 御座候學問の本意を深くしらず信心を具せぬ處より

御座候學問の本意は何たる事かと心にいれ推究見候 志真實に立不申候志立候へば善をなし悪を去事かた

得者人の生付大様異なる事はなく候へごもより己 からぬ位に御座候此信心學問の命脈にて御座候其信

が得て習事の俗にしたがふ處より好事を是といたし 心は則聖人の数を信するこゝろの骨に透りて二つな

是より上に求る事なく我意をのみふるまひ候故一箇 き味にて御座候此信心立候得者世間の毀得喪貨

の私に陥り家に居て家治らず家を治め候へとも國 生死其障礙をなすこと能位有之候此故程子も信

道

安からず士民苦しみ其終りは亂を生するを聖人憐み 篤則行必果と説れ候得者此信心が學問の根本人身の

思召て敎をたて給ふ其は人にそなはらぬ事を強て 主宰是に過たる事無御座候然るに聖人の敎博~御座

なさしめ給ふに非ず天より人々に授興へ給ふ道理一 候を悉く信じ行はん事は晩學の者及ぶべからざる疑

身に具足致し候をさり出して敎を立給ふ其教を信用 御座候是未信心の開けぬ故にて御座候聖經を信する

いたし候を學と申候しかれば學は去來具足の道理な 中は心の全體にひつすべて信する實心にて御座候

きこも凡人は辨へ知る事なき故聖人是を開き示し給 此實心有りて後聖人の書に記し置れ候一言句も共

ふなれば激によりて我に具る道理を學びならひて 信心にうけがひ候が早學問の實地備りたるにて御座

身に全ふするはもとよりかたからぬ事にて候此こさ 候孔門の弟子孔子に問答めされ候事身に受用候處

はりを辨へ候得者學ばずしてかなはぬと思ふ志起り に至ては數言に過す候を終身の業にめされ候事論語

申候斯おこり候ても人々の生つきさまざまのうちに に見へ申候然ば今も又聖人の語の己に切なる處を擇

人欲と申もの有之候是に別れて善と 出して信を篤ふして守り候は、善は日日に其中に生

知りても行ふ事ならず悪と知りても去事ならぬ病に し惡は自ら退去て人倫正敷國家治平なるべき事必然

退屈してたまく起りたる志も消申候人多く御座候に御座候此意味を能信せずしては申經を讀

れも父如此して日夜怠る事なく候へば積累の功によ

字の上にのみ心を用候故聖教を講明致し候事は全朱

子の説を用ひ詳審にあかし候へごも彼佛氏家の

さばきと同前にて心術のたすけには成り不申候誠に

爲己爲人のさかひ大切至極の事にて候

りて脱然貫通の妙に至り申候如此格物の功を用候

が其の物の手段にて御座候此工夫易きが如くにて

難き事にて御座候外向に効いそぐ心有る輩の不能

事にて御座候此等の法にて今の朱學者己に益なく却

て師門の罪人となり候事しろしめすべく候

答是は最前にも如く學者の志爲己の意無之言語

一

問此讀書の要の文も今時の朱學者の見る處にて候理にあへば其理を推究融釋脱落して後別事を究むそ

何故今の朱學者外に向ひ候や

て候取分讀書の要と中文に明らかに見へ申候如此な

らざれば徒に博學の俗學と成申候

し新奇可喜之説を愛せず古人平意の説にしたがふ是

問格物の手段會得なきご會得有さの差別は如何

深く

の逆は如何

答格物の工夫として書を耐候は朱子丁寧の毎々に

を喫緊に示され候知行兼進て明徳の本然に全く返り

申候大學の次第知先行後に候へごも先に小學の力行

存養ありて其田地を設けてそれに格物致知の知の

功を下し候故格物につき外に向ふの病は無之候無

之は致知格物も虚文と成申候此故に明道も先立誠意

而後究其理との説御座候

答につき申候

問しからば爲己する志有之候て教のごとく書を讀

候へば格物の功は是にて濟申候哉

に法を立られ候により於傅文誠意の工夫行の真實

問格物究理の説大抵承得申候扱書を讀候に格物の

功夫になり候讀様と徒に博學になり候の読かた

如此に限り申候事が則朱子格物説本意に背

き申候學者少しにても私に意思を立候事有之候得者

則それが道理に離れ候等の私意を辨へ去て後格

物工具答其得なき申候は工夫の様あやまりあるより

申候さて得しての用様は先虚心平氣に本を致し

候事肝要にて候此上にしるしをいそがす得たる處に

せずうかがはしき處を常に心に存して思を等の意思をそなへて後格物の功を用申候共用様はの私ならぬ修理にて共總會は我にて共運用も心の

手段とを何得なき處より彼説の提徑なるがよりよ

かるべく候故彼を信用致し候者有之より起り申候彼

説により申候へ者一向智底の工夫を缺申候博學審問

愼思明辨の功なくして篤行一つを守るが如し聖門の

殺に叶ひ不申と申事を則是等の處にて察有べく候

程朱格物の義事ふり候得ともあらく申述候夫明

徳の體には衆理悉く備り申候が感に随ひ日用の處に

應じ申候事物も亦其前を得申候此理申は天下の理

にて古往今來萬事萬物の上に有て古往來易らぬ

問明徳は虚靈不味の物と説候へば心と二つにて

は有之間敷候しからば心たにあきらかに致し候へ

ば明徳も明らかになるべく候心を明らかに致し候
は心の發する處意の上に工夫を用候が第一たるべ
く候意さへ誠に成候は心も正敷なるべく候致知
格物は誠意の工夫にして意の善悪を良智にたいす
陽明の發明も彼の事にては無之候哉然らば程子
格物の説はなにたる深意最上の事有之候哉
答此うたがひは己の志ある人の程朱格物の義
ら申に不及候

智に顯れ申候此故に智覺は理をてらし候が基本分
にて候聖人は氣質全く人欲なくして理のまゝなるに
より此智覺日々と常に明らかにして一點のくもりな
~候故日用に行はれ候處皆道に叶ひ申候衆人は氣質
人欲に別れ此智明らかならぬ故理をてらし候事ま
さかならず候是則明徳のくらみにて候此くらき智覺
にては日用行事も道に叶ふべき様無御座候を以大
學の始の物々にある窓の理を則物の上にて推究

究盡し候へば己が智覺も明らかに成申候是則彼に明
らかなれば此に喩るにて候此工夫間なく日々に積
月々に重り候得者自然と脱然貫通の妙處有之候此地
に到り候時からし明德も本然の明に踊り申候此工
夫事物の上にて理を究め候へば心外に向ひて己に益
なきよふに疑付申候へごも所謂理は内外彼是のへ
だてなく候源を先信じ不候より起り申候如此工夫
初は理さ我と二つなる如の意思を免れ不申候らへご
も貫通の地に至っては内外彼是のへだてなき意思を
得申候此工夫に付程子眞知の説をとかれ候は深意最
上の事とも可
上の事とも可申候眞知なきは行の工夫をまたずして
其徳日用に流行いたし候然とも大學のは衆人の爲

は致知格物にて候へ共今の學者爲己の志 答此段のうたがひは昔より不審したる人多く候ゆへ

なく其上に格物の方を誤り候得ば明々徳の工夫と成 稲子の答明白に候則大學或問にのせ置れ候得ば今さ

答能御不審敷如何

如何

問し候事なげかしき事にて候

候

問然らば博く書を讀申候は格物の功にては無御座

候哉

はんや

或問日大學格物の説朱子王子異いづれに従ひ候の心にかわる事は無之候かくの如く己に益なき學を

體驗説

不申候て何程博學にて六經史子を讃盡し候とも心の

は聞事に候へごも自家用の心事は不學以前流俗

孚齋存稿巻之二

くらみは寸分もあかるく成不申候書に向て道理を説

候答日陽明は格物の訓のみ異なるにあらず全體の聖
門の数に叶ひ不申候得ば従ひ可申様もなく候朱子の
學は程子の流を得て全體大用悉く聖門の数にかなひ
候得ば格物の説も博文約禮明善誠乎身博學審問慎思
明辨篤行學而時智之等の聖語に其道なり候得ばう
たがふべき様もなく候専ら篤信じて力め行べき事必
然に問しからば朱子格物の説は事々物々に就て共理を
究この儀に候得ば他をつとめ候はゞ學者日用内に
向て心を用候意思なくたゞに博學にのみ馳可申候
此故に朱子をつとめ候人を見候に爲己の學さは異
り申候なさんよりは聖經の一語二語を會得して一生夫を守
候が却て道に近かるべく候
答朱子も汎然事物の理を究めんよりは能聖敬を究
候が格物の要は設置候得ば博書を讃候が誤り
にては無之候得とも共讀様が格物の方を守らずして
讀候故明明徳の工夫となり不申候畢竟は明明徳の大
頭腦の志立不申候故共工夫も自ら其非を不知功を費

格物は事々物々の理を究むとなれば書斗に限り

申間敷候然るに書さへ博くは讀待がたく候まして

天下の事々物々の理悉く究つくさんとせば歳月心

力も及申間にて候夫學は明徳を明にする工夫にて候

工夫の始將以斯人輔斯文、又恐禀氣之薄或不壽乎,今月病

痘.雖治療盡、不能起、病雖劇、澹然逝矣、哀哉、

天何不假年,其弱冠而天哉、世之學者多,其所以爲

實、蚤有志于求聖人之道.我初見以爲可與語道 天

維寛保三年四月甲午、番臣大塚久成、謹以香菓酒觴、 長夏既徂秋未涼、午天炎氣滿文房、佳人不到半瞑目、

奠于故河野生、進修忠郎之靈、嗚呼生之資.明敏篤」唯有鳴暉在魯桑、

祭河野生進修文

索十年見道希、甘心己我賦天機、訂頑懇告同流意、

始識吾儕有所依、

茗、

究僅三月、重來省穸壇、草筵莽讀西銘

々、宅兆數尋、世道之

退、豈謂遽棄予而死也耶.鳴乎哀哉、既哭奠柩前、 桃李未華梅出拿、陽春起我躍且欣、道明濂洛懷憂意、

哀迫言不文、又以足疾之故、不能逐臨於穸、已邁|常鼓素琴愛淡雲

退而各自脩、期斃而後已矣、兄壯而有進、我老而幾

和佐藤文韵

友之、志同心契、所謂大學之道、相與切磋而究之、

未起草、抑昔日有欲挺拔者、兄聞之固辭而止焉、近 學者、不過出入于口耳之間、求其篤志力行、以期入

官府有擧用之議、而未行、奄一夕而長終、不能行其| 于聖賢之域則鮮矣、惟生粹美之資、得於天禀、孜孜

所蘊、命其如之何、來邦都之遺憾、極吾黨之哀悯、 問學 立其志也高、篤其信也導、致其知也審.踐其實

失後學之程準、嗚乎哀哉、予也狷介之性、與世不合、 也固,我尚其資之不凡、愛之如子、生亦敬我如父、

中年初聞有古人爲己之學、求友最切、然未得其人、 終期有成、豈思如此其天哉、嗚乎己矣乎、從游僅四

唯兄妙年,而有志于此學、我尚其不凡、不挾長少而一年、奚止從游之情悲哀而已、嗚乎哀哉、尚饗、

平生之懷,交切于中、有涕橫落´讚奠香燭酒幷寄此情、精爽不味、尚垂歆、

李存稿卷之一

程朱之爲學也、行狀具載之,誠至大至廣、至精至密、吾輩

如何夫可學之乎、予應之曰、固如子之言、何夫可學

焉、然不既曰學者效先覺之所爲乎、然則知朱夫子之

所爲、則如何不可以學之乎、是以潛心求之、有知其

所爲、由是信而學焉、請為吾子言之、夫朱夫子之爲

學也、固以求仁復性爲志、初以榮悴休戚不容乎心,

便又欲與天下後世共之、而不欲獨善其身而止也、於

是佩先師之格言、奉先烈之餘矩、以百不能百不解之

心、導致力於分殊之實,而不敢急思於理一之極、得維延亨元歲次甲子、五月朔戊寅、越十三日庚寅、

寸守寸、得尺守尺、而既所知所能、一切不認其迹於|塚久成、謹致尊于故友藪震華君之墓、告于其靈鳴乎

靈臺、知過甚速、而改之不憚、常戒向前討市聽退步 天何降短于斯文耶˙慎菴奚至於不壽耶 道學將誰使之

融釋好先緊苦而步大路,先功驗而由捷徑、思而不正、君德將誰使之盛一後世將誰使之有立、斯民將誰

得則憂而忘食、既得則樂而玩之、性理是見´物我相遺. 使之無憾耶、若雜學辨、孰能繼其志平、至若愚病、

如是者約之以敬,終日乾乾不已、是所以至於義精 亦孰能爲之砭乎,然則兄之亡、易爲不堪慟哭耶、鳴

仁熟也、由之觀之、學之之次序、下手之工程、親切」乎兄有達明通幽之才、而不以自能、有孝弟寡欲之德、

著明也,是豈難至愚、有不可企而及乎、唯憂世之學」而不以自多、循々々、唯學是務、是古人之所難在

世之學者、徒知居敬窮理之四宇、朱夫子之爲學、而一兄能之、况胸有雲夢之富.詞有黼黻之華、而不敢矜

在其用功之實,則不有分寸之相近者.子亦知之哉、 於人者.於兄足以稱之耶 今也道學四分五裂、孟

問者唯唯而退、

正統、幾啥于地、兄唯憂之、欲作書辨之、而

或有語於予曰、吾子信朱夫子而學其學、夫朱夫子之

右一篇·余壯歳、本於退溪先生之言、熟讀朱子書節

要、竊窺得朱夫子之所爲如是者而汜之、終藏之胸

臆`信而從事於斯幾四十年、雖知未有所得不復他

求、將終此生、今歳吾友克齋渡瀨秀才、游學於京師、

送無金帛.易之以言、古之道也、然老衰病患不能

作文、直寫舊稿之篇以送、吾子其勉哉、鸣呼余齡

過古稀、此行期七年,不可得再會也必矣、復何言

哉復何言哉、寬延元年十月大塚退野久成謹書

祭藪震華文

明敏果斷有餘,而精思遠慮有所不足、又不能無自有

游學於京師序

于此、則恐於其職所失者多矣、空言何益、竊謂高明无咎、又勸以此云、

右一十六條高明所學知也、初不俟愚言、雖然不從事|其行、書之贈之、易日、君子終日乾乾、夕惕若厲

於

私欲必

意心致無

藩比年蒙國化,而爲學聖人之道者往往有焉、庶幾可

虛己容人善

勿專獨斷阻衆謀

謀事法古典

勿剝民利上

勿以姑息忽擧措

勿見近利失遠謀

勿迫勢出下策

要不使財用詳輕重體量入為出

勿小費以輕

本信義

序

却、有助於萬一、

睦衆職

送復軒氏家君趨東都序

宗社之祉士庶之甦、孰不歡喜哉、藤老固有委身之忠

時運否塞、士庶算不懷其憂者、以非年饑用不足而國」其善、矜其能之病、說命曰、有其善喪其善、矜其能

空虛也、是以希大府度支得其人、而有改革之政者、「喪其功.擧此二者、布左右者、而責不備之藥石也、

如大早望雲霓矣、今也藤老以次相領大府、高明長度 高明恕其狂言.勿罪幸甚、七月廿八日久成頓首拜上

支、實愜人望矣、之泰之運見于此改革之機斯决、 長度支大契兄座前

肥後文獻叢書第四卷

誠、而擢擧高明、同心謀之、則無道而不行、無事而一愚嘗聞之,人各有所學、或因其性之所近、或因俗間

不擧"其孰禦之、久成辱知、以道誼相友、豈徒止賀辭 之所尙而爲之、未嘗學聖人之道、是天下之憂也、本

耳哉、於此時亦何有所諱焉、謹布愚悃如左、尙不被

急緩之先僚下擧忠直

之權出於商

以慰君子之憂也、然竅其實、則不免有為人之意者多、

而知有爲己之實者最鮮矣吾友復軒氏家君、從事于

此乃己知有爲己之實、一H觸發曰、天下無不足矣、

人物各自足、吾初無缺闕何外求邪、向來事業皆非矣

却恨回朝之不早也、愚聞之贊歎且勸曰、古之學者為

己、益當如此耳、誠不易得也、自此以往、當不安小

成而到其至處、至處者何也、義精仁熟之地也、安畏

其遠大、可以中道而廢乎、是歲秋氏家君、丁邸衞趨東

都、此行也度在彼經二春、別離之久、不能不悵然送克齋渡瀨秀才李
癖存稿卷之1

* 五

不取異端之說者、然不知其說、乃自陷於異端之中而

別紙

於其心害於其政,發於其政害其事,可不畏與世固有一有益也、

、生 某恩而所從事者在是、願高明細釋而反復焉、庶幾世

答直夫

用之間、精察不舍、則工夫趣味、將有非言語可及者

惡其聲、亦舉一隅、使學者推之耳、日

也、内之、以何爲人欲而克之、此未易言也、天理微妙而難

惠示所著之敬說、與慎菴之批評、再三詳之、便見愼 明、人欲洶湧而
易起、君子亦豈無欲乎、而莫非天命

菴兄之所批皆有其理、愚亦請論之、說曰敬者心存而 之流行、不可以人欲言也、常人亦豈無一事之善哉、

不二、毫不煩於人欲之位也、愚謂此語不安,心存而 然其所謂善者、未必非人欲也、故大學之道、以格物

不二者、心之誠而敬行乎其中也毫不煩於人欲之位 致知爲先、格物以致知、則天理可識、而不爲人欲所

者、心存之驗、而敬之成功也、未見有欲適當之意、 亂、不然雖如異端談高說妙、自謂作用自在、學者視

况以此爲敬之體者、可謂誤了、敬乃存心之術、何體 之、皆爲人欲而已矣、孟子折天理人欲之分、深切著

有之一先賢未嘗說道敬有體、此初不有一物之可指之 明、如云今人乍見孺子匍匐將入于井、皆有怵惕惻隱

故也、其他批評中悉之,故不贅、益吾子認得一物、 之心、非所以內交於孺子之父母也非所以要譽於鄉黨

名之爲敬、以不待脩爲者爲體一以用其力而不失者爲 朋友也、非惡其聲而然也、蓋乍見而怵惕惻隱形焉

方、以觀其體而後持之者、爲用功之實,此所以有異 此益天理之所存,若內交、若要譽、若惡其聲、一乎

同之論、未得歸宿之處也、夫心者操則存、合則亡, 其間、是乃人欲矣、雖然怵惕惻隱、其苗裔發見耳、

非敬奚其存乎、故朱子曰、敬者所以操心之道、請倚|目由見而體認其所以然、則有以見大軆、而萬理可窮

閣舊見看此話頭、庶乎有得.珍重、友生大塚久成

答稗田某

之學者皆能言有是二端也、然不知以何爲天理而存

幅餘、以時々保衛、區區至懇不宣、正月廿日久成頓 不自知,此則學之不講之過也、試舉天理人欲二端言

首再拜上狀愼菴兄儿下

交要譽甚矣學之難言也、毫釐之差、則流於詖淫邪遁之域前日因陶齊附書、拜假借之粒物還納、想達信後、雨」他固自負其才、且有聞見之素定、雖欲與共學、而不

雪霖霖山野咸變色、唯海沙自若、抑異城中觀、欲作」可相入必矣、雖然他是闔府之偉人也、與之爲友則

和歌未成、成則呈、間說闔府益困、有復藩邸轉運之「求仁之一助也、是以前日獎篙志、今有爾、則至有客

責、有司如何辨之談之、復當閉稟、仰食之徒如之何氣既平、技倆不有者歟、此亦足以見所以爲偉人、若

哉、左右前爲所告之一事既不行〝則東西之情無人之管」有回朝、而向古人爲己之學,則大賴矣、非朋友之幸

轄可恐可恐又間諸太夫受狙之欺、既到剝牀亦不知」而已、東儀去留如何、夢想有善計否、以字疑議具別

過人目所盡、九十一度、正一十一度′在彼北卷、此乃所以爲偉人也、從事于此、則豈有患乎不盡

極不可見也必矣,此可疑其四也、其他可疑者.略|其才哉、又竊嘆、京師之儒先、所學所導、非古人爲

而不布陋、惟論其甚者如此、寛恕寛恕 久成謹識 己之實、則他之所學、亦恐非求仁之道也、如其用功

贈藪愼菴書

之手段、無實地之可步者、不待問而知焉不亦惜乎、

準之

* 四

是以自中土之中行、各四十五度:而至東土西土之一焉、到剝膚則悔何往矣,如何無丈夫之志乎、藤崎翁

中在東土則以己之初爲日中在西土則以未之終爲有書謂、與左右論時事,忠孝究竟也,今時何人之識

日中、由此計則各土之日中、固爲午天也、當與此及于此,誠可貴重、得陶文書,近來知舊時用心非

極對、而不對其如此、曆術以何起推步乎、此可疑,而斯本于孝弟之實,其慰,詳其言有抵著平鋪之意似

其二也、北極常居、與中土之中相對然地之平面以學爲一件事之病、面論亦然否、前示喻、牧君會

隨赤道、東去四十五度、而亦以北極爲正北,則南|話稍熟、中君亦曰、他立課程、讀大學甚美、蓋他者

土亦

極却在西、而不當正南 輌上 〝 其如此二極之爲天樞 閫府之偉人也、其才質有大過於人者、久成曽畏之、

者、不可立、此可疑其三也、又推所計南北二極、「大抵有才力者、自憑其才而不肯讀書况於志于學乎, 其隱見者、人目之所及、盡九十一度、則自東土之一故其所爲難善、不免有非禮之禮非義之義、牧君不然、

中赤道之下、至北極之下、相距度一百二度有奇、 在京師時、志于學、與儒生先學游、更畜積經史數千

李存稿之一

計謂、人在赤道之下、見南北二極、與地不準、

各南北行、至地面九十一度、則見二極之高、亦各

九十一度、二極常居不動、其低則由人月之遠近,

故北行一度、則北極一度昂、而不見南極亦一度南

行、亦如此、是以赤道以北之地者、南極隱而不見

1

疑問

去秋作b置之候一書古此度相添申候被遣置候數並不

殘返進仕候以上

之 皆以不圓平方言之、非玉圓立方之謂、今也不然、

正欲證立方之地、其亦可得乎、天地直以立方、難論

此、故曰、面闢而不底、翕而圓、又曰、其方體之實

也、中藏也、據此言、則以方爲德之說亦不相遠也

苍天圓地方、雖皆以德解之、何妨之有,卒颐之曰、

未開以方爲德、鸣呼奚言之過乎、六二象言、直方大、

是非指其德哉、况坤文言、明言至靜而德方、不謂

兄之有此失矣、今書可疑者不爲少、別奉一二問目、

老衰精力不足、不能悉其義、伏惟草已成、無示人而

可也、若欲公於天下、則多招爭難、而徒勞精神、宜

藏之巾筒俟後賢、愚悃在此、亮察幸甚、久成頓首再

拜、奉藪震菴傅兄座下

一、計謂、地端在二極之下其相距度、二百八十二度、

久成因地面半界之說推之、則地面者圓經也、大氣
運旋之下際者、圓周也、以圓術算之、結圓經一百
八十二度、則圓周五百四十六度、過周天之度、直
一百八十一度、曆術推步之道、於是乎茫洋焉、

一、計謂、今此中土、日出卯之中沒西之中"東土者、
日出寅之初沒未之終、西土者、日出已之初沒成之
終、此故中土者、晝夜齊、東土西土者晝多夜少、
此計甚可疑、請論其一二、蓋日在赤道、

益日在赤道、則中土東
土西土南土北土皆晝夜之分、不能不齊、聞天竺紅
夷、亦以二分爲晝夜齊,則日在赤道、雖地異、
五十刻、夜五十刻者、不可差、可見所計東土西土
晝多夜少者則爲日不在赤道平、若爲日在赤道、以
北則所圖十二文之計不可立、此可疑其一也、所計
之東土西土者、以中土之兩端、爲東土西土之中、

六〇三

也、久成按、此則數理之所在、所謂勾股術爲之、
爲一章、非惟人目之然也、益二極常居不動、而其
高九十一度則是與地面相去之本象也、二極對待,

天樞在此、而地面其低九十一度則向所計地面半界

之說、於是乎不立、其牟盾如何

男女有別之義也、與夫婦有別之義混不得也、益男女 故以此言爲聖人立之、久成老衰、不得識記見何經、

之別者、萬民爲一男一女!言之未嘗見自其合而言之 若不見經、則不免有無證之誹、今引易曰、乾爲圓坤

之義也、夫婦之別者、以萬民各一婦、故有萬夫婦、 爲方煦、久成考之經說卦曰.乾爲天爲圜云云,坤爲

而彼此自別、所以自其合而立言也、別之義雖同、其地爲云云 爲大輿云云、今圜作圓方大作方何哉、

用不同、見其所主、則並行不相悖、向江亭之說,亦|圆圓音同當通 大與方甚不同、據何改作乎况此廣卦

與來諭同、他還言、天地之間、唯有一男一女、而便象之說、假合作爲圓爲方、亦不足以爲證也、久成竊

為夫婦、此時別道卽全、奚有配偶不亂之謂耶、當時 謂、天圓地方、古昔之常語、其理不可易、故先賢用

、其說也

長、今論別之義、以陰陽剛柔、各不同其道言之、則|兄從來惡地球之說、欲主天圓地方之言、以廢彼

不然、則請再見教幸甚頓首、久成拜復

示喩:夫婦有別之別字、捧讀再四、有以開發愚蒙

而言自

愛.則如來喩所訶、陷爲我之私者必矣”畢竟自愛字、

不能無病、豈不服批誨耶、大塚久成謹奉

辨之日、* 二

離己字者最可味、然愛者恃也、用也、就發處五倫者人道也、人生生而後語其道也、若以

氣化之人言之、則唯有一倫、而無四倫、豈以此時

有立致耶,他亦不達於人合之意、而爲此說也、賢者

又謂、配偶不亂者、言形迹耳、君子所重豈言之耶、

是亦不然、不誠無物、古人豈以心迹、二之乎、又解

字義曰、別者二而不雜之謂也、是恐不當,不雜之言

者可解純字、改作不交,則如何、竊謂五敢之目 二

物相合之中有之、各自論其道、則有十義之目、故五

敢者人道之大端、不由之、則天下致亂、其義大哉

由此觀之、則別之義、各一夫婦之說、足以明古言之

意、復以爲然未見至當之義、故在僕則未知舊說之所非.是以推

舊說復論之、益五倫之爲物,其道也、雖具無物之先、

其實者卽物而在、所謂有物必有則者便是也,若無此

物、豈有此則耶、均是人也,各有合而後有親義別序信

之名,父子兄弟者天合也、君臣夫婦朋友者人合也、

聖人説敎、由其物之然立之名,故親也、序也、本天

合、所以易見也、義也、別也 信也、始人合* 一

李存稿卷之一

近世之儒者、多以學別爲一件事了、口口口趣猶信篤 欲見之、則茫々蕩々、無下落、故論孟中說仁處、不

別紙

而

是謂天地生物之心、卽物而在者,於是當默識推之、

則所謂用功之克己敬恕、實踐之致命途志、自此自愛

中來、若無此本領、何以其能然哉、故愛字、非始以

發用言之也、若夫不然、而廣於天地萬物同體之上、

更考之,文拙理昏、而不得言者亦多、鄙懷亦在別紙、

皆必有不當,莫空下載、久成未習文法 是以敬以以

敬之差、與卑往來之式、皆有犯之、以言語不罪、

則幸甚、閏正月念四日

天下無一物、而己獨生、則雖無物之可愛、却自愛了

獨者、實寀動靜,而所重者亦在已發之上、是否斬到此說仁之理固然,如惡之酒精、嶼勒二世、恐不

如⊥影翻醋鄷泄不何異論之有,

其意亦可見來教察識端倪之言、恐爲得之,又證嘉點向所謂以自愛、為說仁之理者、未初爲定論,然所以

引語類者是、而引經註者似無交涉經註者却說其効、 爲此說者、有自意思、益仁者物之本領也、欲明本領、

故變毋爲無,無自欺、來陳維明此旨也 交會筆錄詳諭之、 則當以不待外物,而自若者言之、故推爲之說曰"若夫

欲審其幾者、不慎獨、則莫知所發、而慎獨者亦有間|手教、則除去此二字而可也、若不然非朋友有信之道

斷、則何以知所發哉、然則慎獨之功、不貫動靜歟是請改之、久成啓

以妄謂中庸之慎獨者所其指' 偏在已發之上、大學慎

在欲發而不發之際、於是審其幾則已發而不至自欺、 恐是出于一時之私意、而非公言也在此體軸的

一條者"自致知 經曰、欲戫其意者、先致其知、「之僧徒、可哀而已、此言也、愚不知其味、而向來不

又曰知至而后意識、故所其知者、善惡既分、則好善 領會、頃以病患、應接大段廢之、惟病間思釋舊聞、

惡々之本心呈露、而無自欺有也 然衆人者物欲交廠、 而始知此言有味、甚歡喜、是以欲進座前,而却不得

而雖知其善惡,未能真知其極、是以意之所發、有自|言矣、依復思之、於是看得分明、而於日用之間、以

斯、於是痛不用功、則却不能開真知、故傳曰必誠其身體之、則無淩高踰等急驗之病、而洒落之氣象、亦

意、章句曰、自修之首也、皆有此意也然功夫則當 可庶幾者歟、高明以爲如何,益又來敢有先生二字, 兼最廣、故程子曰、

久成謹啓、病患如舊、昨日辱手教、欣然而拜讀之、 學問之道無他也、知其不善、則速改以從善而已.以

久成排暴之性、偶若有少所見、則妄以講論之爲喜是｜大學言之、則八目皆有此功、請思索之,竊按誠意之

偏倚則心之所發、有自欺哉、

力

恐不字

欲學道者先須知爲己、而後有所施博約之功也、後世」故一場之說話、而終自忘之、不謂高明記其曲節、而

之學者、或議論行實出于人表、雖如不可企而及、而一久煩於心胸、如來論、又且以不鄙明辨其不當,而蒙

自非藉氣質之美,則皆不過徒假之外而已、徒假之外」批誨、何幸如之、益又有見高明致知之餘、雖芻號言

則不得其樂與夫醉生夢死者、所爭五十步百步之間」*OO

不鄙、而究其極者、而於僕者刺病金鈙敢不受之哉、

耳、豈惜耶、此其立志之始,以不知爲己之故也、所」於是始知鄙論之不可,且舊日誤於高明者,愧懼而不

謂爲己者欲得于己焉,故於其初身外之事、榮襄休戚堪、然今幸高明以進學之故、自不辨之者、僕罪無所

毀得喪、一切置之度外"不容其心、而常見其在己者」逃、實荷厚賜、以何報之矣、病問欲奉酬、而反復來

為何物、既知在己者爲何物、則如飢渴飮、不可有一敎、亦讀大學而味之、則於高論可疑處、有一二、書

絲毫為人之意也、如此而初共可學道矣、夫不如此、一之謹投左右、折衷毫釐而所載、來敎曰、蓋大學之經註、

則雖務致知力行、固爲虛功、恰如鏤氷描脂、豈其有」既言意者心之所發也,則是用功於好惡已發之後也昭

物乎、是以告諸同志倚閣從前許多工夫,而直以此語」晰突然則大學導有已發之功、而阙未發之功哉,不然

偽格言、虛心受之气向靜處一著功夫、會得則心有知先」既言之意者心之所發、則意之所本者心也,依舊戒懼

賢不吾斯、而愚言亦有補助之功矣、若一日而不會. 而無一毫偏倚、磁翻依舊者、自何處帶來哉、無

便是可謂正

則加時習之功而可以會之、不可以爲常語而忽之也, 心之功也云云、如此說者恐近是´唯意之所不者心也

是所以望於朋友也、古人之學、其始既如此.故博約」一句似不安、諸以火臂之、今日所用之火者心也自木

之功有所施、而不能自已,北至于月嵇年累、則有自石所發者意也,木石之中所藏者心體也、不知是否

不知至乎聖賢之域者也、吾人欲學古人、是亦何效乎, 以心兼體用之說,采察之、改過之事、不可屬誠意之

答藪震菴書

功考固是也,益改渦之說者、其李齊存稿卷之一

數說、反復之、邊似有見朱說之歸宿、便亦喩舊見之

解、於是考索程朱之諸說、竊謂幾字指事物之幾 四敢文行忠信、叉曰、子所雅言、詩書執禮、叉曰、

言、學到知至至之之地、則天下之理無不知、故事物 下學而上達、至天道性命之說者所罕言、而子貢亦

之幾微不照于此如此者傍人說道可與幾也、幾字之「言之不可得而聞、然程子之敎人也、動說性與天道何

中自含知字意、以此說與朋友講之、有異同之論、而異於孔門之敎法乎、程子旣續千歲不傳之緖、則是必

累年不得定說、頃讀易到于此、虛心平氣復取語類之「有故、二三子其辨明之、

愚嘗讀易文言忠信進德一節知至至之、可與幾之幾孔門見其用、乃以爲幾字活者可觀之、今得說如此、乃書

失題

字

以請正於諸友

古人所謂孟子才高、當使齊梁之君爲湯武、而非所以

腐儒曲學之知之者亦可見焉、

試 策

何共論治道之簡而易從之乎、宣惠能肯此言,誠於王」不是、請嘗論之、益幾者事之初動處也、故有此幾而

天下何難之有一或曰雖如此、齊梁之君共有能肯乎、後有此事有此事則必有終處 故知至至之、則忠信之

夫湯武之於道,曰身之也、則雖不同生知之聖、而其實動於内、造道之事發于此、所謂幾也.有此幾則日

本無私欲之害仁者一也、是故擧伊呂而能受其言肯之一進不已、而後守之到其極度、所謂知終終之可與存義

有誠、其終有天下所以爲湯武也如彼二君蔽塞尤深、 也 以此意推之,則語類之數條、皆可通、而惟先知

私欲顯然、則雖孟子不爲求道、雖開其言豈能肯之「爲幾幾也、先知之謂也之二語有不合耳,所以其不合

乎、而望當爲安不可得而已、吾子誦之爲簡而易從之、者何、大抵可與某之辭者、某字皆活字、解幾字爲先

何信室如此甚乎、曰不然、自人見之、宣惠之心、誠蔽」知則爲死字、是爲可疑而已、或曰如吾子之說、却未

寒固深、孟子盡心覺得闢之乎、天若欲平治天下、則」明於幾字之爲活字,何以見其不同耶、曰以知至者、

如宣惠亦見孟子而必有所感興也、奚論人欲之淺深乎、 直爲幾、則幾字死、今言知至至之中有此幾發、則自

之教法、在日用常行至近至切之地、故曰、子以

不得孟子勸齊梁失題

易曰、艮其背不獲其身、行其庭不見其人、艮山也、

山者不動不變.而隨時而見其色、背者中和不倚不見

なから霞まぬ山にかくれてそ見れてもみへぬ四方

の色さへ

心法勿他求、唯在艮背而已,長背者千古聖聖

相傳之道、學者自鄉人所以可至於聖人之學脉

也

於各詠歌,予亦助云爾

今年戊申之歳旦、二三子共詠和歌一首、自袖」而常提撕警覺其意可知矣、

之來與予披之咏嘆、僉在求一貫之心法、一貫 今朝霞簇四山生竟濃、因有感于艮背二字、肆慣

未發之中者、卽心指性、故曰道之體、已發之和者、一於中和猶小人之於財色.故全體精神内守,而無一

固情也、故曰道之用、夫指未發,而專言性、則朱子 滲漏而艮其背,是以於其利害存亡如遺失然也、所謂

未定之說、而不合程子中非性之旨未發已發者、因心|逐獸者不見山,攫金而不見市人、此厥心思在獸金上、

體流行而有其名、故曰中者道也、道之名因用而得名、 故於山與人也見而不見、君子之心亦專在中和、故於

故其體者理、而其用者氣也、非是以氣爲道、已發氣」人之不是也、見而不見、必盡其道矣、夫財與色、雖禍

用事者是也、未發亦不可言無氣,故心者理氣之合也、 機之所伏,而見其可欲則如彼、况中和之爲德也有

以動靜分性情、靜者氣不用事、故可言性、而天下之「無上大樂而百福之源乎、福與樂小人之所甚希也、若

大本也、動者道之用、而氣得中,則天下之達道也.|見厥可欲.不獲其身不見其人、雖小人豈難乎哉、只

長背解

昏迷而不見其可欲之實而已,是故聖人以德與色對算

見其人者、謂不見人之不是而盡可行之道也、蓋凡夫

之溺於財色、不顧其身利害存亡如遺失然也,君子之

中和說

庭者接物應事之地、行其庭者、謂對應接之境也不

之象.不獲其身者、不顧厥身利害存亡如遺失然也、

綴志三十一字、以供試筆之事、

且以應幾心友之一之君、以推不忍人之心而行不忍人之政、

早川故事

古城貞吉校

宇野東風校

島無能樣

渡 邉

正德三巳年十一月日

申-老是非(久を御用に加藤平左衛門殿

被仰談人分之にも成り可申手筈御座候へ共趾方

放罷成不申候拙老歳に成相果申候右之名殘の

かな書妙薬を以私儀 相旦は金丹の影にて助

命仕八十餘年相存へ罷有候石之由緒を以私惣領碎

中村庄兵術殿御供參勤在江戸中に御領内に在懇

に御申候故に頼壽山と申たるを平野古九郎右衛門

殿御奉行職にて江戸の被成御發足候に頼壽山江戸

え差上せ申候處に中村庄兵衛殿岩田玄周老と被

談盛方院公の御弟子さ成し被下御一統の密傳一言

に将被仰付候との御事にて壽山を一言と盛方院公

被成御改御一流方御免許之御書出し頂戴化器

田舎にては良さ申候處に追々四十二齢にて卒去

仕候乍憚養孫助命仕業勤務仕候様に被遊御了簡

可被下候編に奉願候以上

様の御前領千石之内之下早川にて神田對馬殿さ

の取置の醫之由に御座候然は彼の越前右軍兵衛方
より在京仕被罷在候を呼下如此に清正公へ有付ヶ
候事と申元來一家の故私亡父証業を譲り渡申候て
相勤申候得共貧敷罷有申候故越前方より是非共彼
鈴木氏の弟子に亡父者名久藏と申たるを醫弟に仕
候て勿論耐役を仕らせ渡世の為に可然候と軍兵術
に被申越候に付軍兵衛尤と一同仕就堅の弟子に十
八より罷成申候由に御座候久藏儀越前方より衣食
仕遣申候て心易醫傅仕候由に御座候就堅滞留中に
無類の手柄共仕被申候に第一之手柄は忠廣様之御
奥女の内以外大病にて御座候を御醫師替 被
成御療治候得共不快氣に付加藤右馬允殿より被仰
頼御藥被進候處早々すき!御快相成被申候様
に仕立被申候故右分之御銀拜領いたし越前屋敷内
に部屋を建被罷有候に折々御家老衆何れも被成御
尋向候由に御座候然處に紀州様御前様の被成御附

候抑三白さ申醫罷下被召候元來就堅さ古朋友之由
にて折々就堅部屋に見廻被申居候に久藏正路に師
考の儀見開被有感心候由に御座候然は三白近比歸
宅の儀に付就堅見立名殘之ふるまひに三白御出候

飯後に就堅は三白御語候は久藏師考の爲全驚
候妄伽も無之候得ごも夜白合孝行候事殊勝に存
候間置土産に金子壹枚取せ可申さ存分持參候と仰
候て到金壹枚御鼻紙入より被取出候を就堅収て御
戴候て被申候は是程難有被申付候からは可被成御
苑候間申候金子は返申候間貴殿へ師より密槽の靈
方の萬金丹妙効の方を久臟に傳受候と可給候無心
賴入候譯候て某には無傳愛貴公迄傅方にて難有樂
方にて候と就堅逹て被申候金子は無理に返し被申
候由に御座候亡父折々昔に笑語申候は若輩の砌
放てきさふく來申候に師匠にいかゝ如此は仰候や
と存候ひたると笑語にて御座候三白老扨は是を遣

候上にも可分傳受候得共就堅御存之通に無二之炒

方にて金子にかへ傳受候さ久藏存候へは藥方重

思ひ入も能く間は金子に萬金丹之妙方相替候

問能々可妙用候と仰候て書付給候藥方の由に御

座候就堅御了簡之通に金子拙老迄相傳可給哉世間

流布外の靈方萬金丹故私儀六十餘年萬金丹之樂給

金子一枚二枚之助成可有之哉左様仕候て以後就堅

歸洛之供仕罷上數年相勤罷下り申候由に御座候忠

附り申上候覺

一其後御船川上島之様に御堀せ被成候には多郡の人

夫被召寄候て御堀奉行をひち方金左衛門と申仁に

被爲仰付下奉行を軍兵衛承り堀せ申候由是に付て

段々細書御座候得共書出不申候被成御書聞候はゝ

又々書出懸御目可申候存出〳〵書申候故前後不都

合可有御座候被遊御免覽可被下候

つばひにも見可申候と被仰上候へば御意に左候はん時には此犬塚めは重實之山にて候其大水此犬塚にて水の腰をなぐり候故に水さき熊本之城に當候ても城は無別條候大水の水さきは海上にても真直に流れる物にて候然共水のこしをなくり候へは水の勢ひよわり候物にて候と被仰候て又被仰出候は甲佐下りの川に高さ七間にねばり百間つきごめ十間餘に塘をつき候へは洪水にも永々不切候然共甲佐下田の用水に是程の塘をつき候へは川ほれて深くなる故用水の便り無之候あちらこちらへ川流候て川に成候は分扨又川瀬替りたる跡は田に成(便へしさ被仰出候由軍兵衛承り候と申をら候と申候

一清正様御五十有餘にて大病被爲患候に付御直に被仰出候には京都にて高下を不論療治ときめき申候醫を呼下度被思召候の御事にて其吟味の處に佐渡越前多年京都に浪居候旨達上開能の左様な

るを居候哉と被遊御候に鈴木就堅法橋と申左
樣之醫罷有候を奉存候旨申上られ候得は今日台罷
立令同道罷下候樣にと被仰付越前即日罷立京都芸
被致右之通被申達候處に勿論御所司代にも被仰進
旁に付翌々日に就堅京都被罷立早船にて急速に
崎へ被致着船候處に清正樣被遊御他界候間京醫被
致歸洛候樣に被仰付御銀百枚被道御歸し被成候御
使者鶴崎御出候に就堅被申候は御用に相立不申殘
念に存候熊本へ参り越前さ咄休息仕可申候間先々
銀子は返上被致熊本え被彬越願被申候は法橋儀無
妻子者にて御座候間熊本へ當年は滯留仕罷有候て
越前久敷友の儀に御座候間致延氣泥歸可申被
申候故御家老衆幸に被思召米共宿等可進と御座
候得共粳用所持仕候宿の儀はやつは越前長屋に罷
居可申長屋へ自飯にて竹善さ申小ものに食をた
かせ被罷在候由に御座候元來出家落の仁にて導徳

一清正公は四季に御廻國被遊をり申候に有時矢部よ

り馬之谷と申深山之道被遊御通水越と申在所へ被

遊御出上早川 下早川の様に遊被御出候に出御

目見仕乍序乍憚奉言上候下早川留に井手を見立召

置候を被遊御覽井手に被仰付被下候は畠成田を

仕立申候て進上可申候と御直に申上候へば御機嫌

宜能(社見立候御覧可被下さ被仰出御廻國之砌は

井手見達名に松村茂吉と申仁毎度被召連候に被成

御見せ候へば能井手に成可申茂吉被申上御直

にも被遊御覽翌春は堀せ被下候即私罷在候門筋の

井手流れ百九十九間にて當分下早川北早川兩村の

井手にて田を作り申候軍兵衛元来の作取配分仕百

姓を仕立宇土領の砌清正之御領に混成候時迄

に當所の百姓當分の百姓先祖軍兵衛仕立召置申候

一如何様左様之譯にて候哉軍兵衛儀清正様へ御目見

仕仁分に可被仰之様に御家老加藤平左衛門殿被仰

付候由に御座候得共右之通之社方故に自退仕申候

て朽果申候由に御座候

高森北之里下之城旁次第に被召出仁分に被仰

付於于今其孫々等被罷在候由に御座候

成田を仕立田作仕候初穂にて平米仕奉懸御目候と

申候て差上候へば被仰出候には軍兵術でかしおつ

たと被仰出從馬上平米を御つまみ 御供衆に喉へ

(被仰出其上にて軍兵術め其方が能き田と思

ふ田を作取に三反無年貢にて取せ候と被仰出被下

候を清正様御生代は御意之池にて御座候へ共御意

迄にて御書出は不被下候故被遊御他界候年より被

召上候其砌は上下に右之通の類多御座候ひたるこ

中傳候加藤平左衛門殿御存生に御座候は左様有

御座間敷にと取沙汰共其砌仕候山に御座候

一只今御郡奉行衆へ罷出申候よりも軽く御座候に付

軍兵衙御跡に付何公仕候に付犬塚の山上にて御前

好之池内左太衛門と申仁へ被仰出候は此碧川が甲

佐下り雨のはたへ一ぱひに洪水すべき事もあるべ

きや被仰出候に左太衛門被申上は日向境より流

出候大河にて殊山鹽申大水なご出申候はゝい

一其翌秋當森又々清正様被遊御一通候に畠成田之稲

にて平米を仕ゆりと申器物に入喜六と申候者の頭

にかづかせ向ふの道に軍兵衛罷出御馬の鏡下に畏

謹て御直に奉言上候は御堀せ被下候井手にて

一前後の書筆にて御座候得共思ひ出し書申故前

後御免可被下候已前宇土領最中に早川城落去之砌

之城主新越前守落去後南郷高森城も落去仕申候故

彼浪人と同道往昔の一家近頃は軍兵術従弟にて御

座候故呼下小西殿は乍領主邪宗門故密々清正公へ

御縁引を以彼越前御奉公に有付に御知行虱百石被

下櫻馬場に御屋敷被下被罷在候處に右 出申候

通に共砌

共砌沉は小西殿清正公御入魂之砌に 天草に
御加勢御出陣に被名逆越前御供仕候處に清正公御
目前にて敵一人鏡を突かゝり申候をおつさまに
の鶏の首近く追取引合中候に大男之大力にて鍵を
もき取申候へは敵かひふつて申候故討洩し無是
非引取申候て越前名佐藤九兵衛さ申者に被申候け
闥侍さて御知を被下候處に夫首をも取不中儀無面
目候さ被候を九兵衛軍兵術に共旨申候由之處
に清正様御歸陣被遊越前被爲召候て被仰付候は前
々敵の首を取候者は只敵の打物を取敵を迯し申候
渚は無之目前にて手柄仕候と被仰出御加増百石被
上候故討取肥後一回ふさねて清正公へ被爲拜仙候
申傳候
一成政公肥後の古國侍一揆を起し申候砌成政殿へ敵
の後詰阿蘇家の士勤可進候との使佐渡丹波を御城
中隱密之内通申上候使を丹波より進上申候を建
部兵庫頭承成政公へ被申上候彼兵庫頭は以後清正

之御家人に被罷成清正公之御前目出度御座候故成

政公へ後詰密忠の譯段々被申上候故にて御座候哉

五九三

一先筆に書出申候通佐々殿に御切腹被仰付段秀吉様

成政公之無道の諸色ちゃろかし申間鋪候同家來

立除申間敷旨被仰付候一事は清正公へ肥後半國被

遣成政公の家来の男士は行長公へ被道武士の道具

は清正公へ御拝領之山中傳候

下御鐵炮十挺被遊御預面目を取申候由に御座候

一右之御印軍兵衛生中奉拝戴佛融等(奉存亡父へ

相譲申候を亡父も右之通奉敬拝私へ相譲申候に付

亡父に私十八九之比申候者由緒を相添被下候様に

申候得者臨終病重(野筆勇儀無之拝請仕當分迄

も拝み罷在候先年私の若輩の砌左様成物所持仕候

は公義に差上申せこの御觸共御座候へごも由緒

書は無之に公義に差上申候ては如何と奉存相扣へ

召置當分慥に拝戴罷在候

一此事書出懸御目中度奉存色々書出し右書出候様

益城は小西殿第一良領にて御自分は關ヶ原御出陣

に付宇土家老衆より私襯父渡邊軍兵衛吉次古侍之

段御存知然共被者前々より有名成る神道産業之者

故方々遠近有知無知彼者に對し邪宗門に罷成不申

さて行長殿を初失ひ度被思召候軍兵術故家老諸

役人衆より軍兵衛儀益城郡の野伏頭に被申付益城

中の野伏千人を引率し關ヶ原へ罷上候へと被申付

其儀に隨ひ野伏引率し罷上申候由に御座候然に

軍兵衛軍法軍配合戰勝負の陰氣陽氣見申候處

沼殿小西殿方に悪氣陰氣立申候故忍ひ申候て大府

公様の御陣へ參上仕御目附ら敷御方へ私儀は小西

行長領内紀州益城郡内へ罷在候古侍筋の者にて當

分百姓土民さ罷成一村之庄司にて渡邊軍兵衛吉次

病の縮氣御差發關ヶ原へ不被成御出陣御名代計被

爲右の儀被仰上候得は忝も諚には清正持病差

發肥州へ被罷在候儀幸に被爲思召上候九州へは石

田方有之候に清正一人被罷在候得は忝も御心易被爲思召上候との御意にて清正公御賀觀不斜被思召候由御座候ひたるこ中傳候

候て忝も御印被下候を守袋に奉納大坂にても支不中海陸相支へ不申國元え歸着仕申候へははや三成公小西殿御生捕にて關ヶ原落去大府樣御勝利被爲成候由にて清正公御持病押て御出陣成りをらせられ候に大津の上車歸の峠にて右之通飛脚大坂留居衆より慥に申來候由に付御引歸り大津より鹿來瀨川を被押渡木山町より御放火御船熊之庄より宇土に御取懸宇土城代南條安宅遽降札二十日に落城被仰付大府公槎元宇土傾落着肥州無事之旨被仰拜織仕せ野伏引連國許へ罷下候へと被仰付

と前々申候者にて御座候今度關ヶ原に行長公出陣に盆城之野伏之頭に小西殿之家老下役人より被申付野伏一千程引率し罷上申候然は大府樣之御陣に

は陽氣之能氣立見へ申候石田殿小西殿之陣へは陰

之選氣立見へ申候間隠密に引率申候野伏共召連夜

白不論罷下可申さ奉存候慮外乍憚御味方之下々

可申候間御書付受仕度旨願可申上處へ申上候

而願之通にさ御座候て軍兵衛に人を被附置御繡候

て被仰付候は下々には有心成者と被思召候忝も大

府様の御印を被爲拜領候間關所(其外咎め候處

五九二

早川故爭

熊無用之庄之城右宇土城之近所故二ヶ城虎之

助殿御城番之由

城なり

城は古麓相良殿城之山古老共申傳候

一宇土之城に本郷之

加 藤 虎 之 助殿

一八代之城に

一隈本城に

一御舟城に

生駒雅樂頭一山鹿城村之城に

一從秀吉樣隈部有動謀叛之國侍以後に被尋出被誅候

て追々肥後の侍の城々天正十六年三月下旬に

城御番人被爲差下候

一從天下御横目御下被成見聞不相殘相知个分明候は

んは其以後森壹岐守殿從秀吉樣被爲差下成政公へ

一規候仁人御誅罰候後詰密忠之仁人は一人も不

被誅肥後謀叛人の城々に御城番從秀吉樣被差下候

に阿蘇の御後室御子樣方成政公之御居城に御忍入

之儀相知れ御明白故にて候はん哉矢部濱の御城に

は御城番不被仰付候

迄密忠人之孫々譯候者共は残念に存候

一菊池之城に

殿

蜂須賀 阿波守殿

黒田官兵衛殿

淺野彈正忠殿

福島左衛門太夫殿

此八代の一關ヶ原御一戰の砌も行長殿は石田殿御味方清正公

は乍慮外家康様御味方にて其御陣の砌清正公は御

五九一

右之城御番同年之五月末頃に設召上候由に御座候

一左御座候て成政公に切腹被仰付候砌成政公之武具

兵具戰具散失無之様に扨又成政家へやつは逐電仕

間敷候悪敷は不被仰付さ被仰出同年之五月從秀吉

様加藤虎之助主計頭さ被仰付小西攝津守兩人に肥

後半國宛御分頭にて清正公御所知人之一番有動一

家の除殘堂城に取籠罷在候を二十日御乘取落去

被仰付候さ申信候行長公は宇土え御在城清正公は

熊本へ御城被遊候て御常分に御城御建立御殿

初北は御中能被成御座候故天草之古侍行長公之御

手に御入難成候を清正公御加勢に天草へ被成御出

陳ぁぶなし彈正か大矢にて御大事さ御座候得共共

前後迄は御兩殿御中目出度高麗御陣御艋陣の砌よ

b御不和扱又石田治部少輔三成公と清正公御不和

に被成御座候は第一三成殿は邪宗門行長殿も同宗

にて行長殿と三成殿御懇中労々にて清正公と行長

殿以後は以の外不中にて御座候ひたると申傳候

一阿蘇内牧之城に

壹

千九百除御討取勝間御上被成候に一方は退散仕候

へ共上方は強罷在候最早日暮に混成候城戸を向

め敵も進み得不申夜は其分之山に御座候

一其砌國主御入城候得共息て治り不甲候に付矢部南

郷兩高森北の里下の城西北雨以梨迫男成井下阿蘇

家惣田上早川城主兄弟渡部彼頭へ従前々阿霊殿

金石無二の忠節成仁人故密談候は内乍無事語

謐無之候間阿蘇御後室幼君惟光惟善に坂梨西の雨

老を供奉人に致し成政公の御居城に入置可申

談此行各一同に佐々與左衛門殿迄奉願候處に成政

公宜被思召各願の通に被出前以南老供にて御三

人を御城内に願へ置候今度の侍一揆人數一分

にては無之候得共和加人なり候得は殺害候故不

心加人遠(取罷在候に一同に个密談城中より致

内通明日分後詰寄手敗北させ城に御勝利を附母子

三人安心ならしめんこ申合早川佐渡越前の弟丹波

辯の達人色々覺悟の仁にて候間彼仁城に忍ばせ

如此之密談申上明朝未明中黒の旗を両之手へ差立

可申候間夫れを御目営に城より御出戰可被成候中

黒の籏各西より後詰可仕と内意の旨丹波得意

肥後文獻的書第四巻

半に忍城之夜廻之頭衆に此段申證交相渡成政公

之御前好仁に御意度旨申候得は丹波に敷人の仁

人を付置段申上候に建部兵庫中仁委細被承

御大将ね證文は差上日談の段々被申上候へは成

政公被成御出塀之内より渡成御見聞御器悦にて明

朝中黑之を御目常に夜成御出候に如申上候後詰

仁此手よりくづれ立被爲得御勝利候成政公御直聲

に軍法御免候悉く下々迄出陣討て切れと御座

て二時程之間に上下貳千三百八十餘人被成御討取

候て勝間御上被成候に敵一人も不罷在退散候大

將菊池香右衛門合目害候甲斐武臟は落人に紛れ何

地ともなく申候を從天下被召出被誅候

一左候 後詰密忠仕候仁人翌日御城へ被爲召御懇之

御詞に懸り申候御意は御治の右に書出申候

様に阿蘇神主へも御朱印の外に可被成御寄附候以

下をも仁分に可被仰付と御直言に被仰出候得共御

當城は如此御利逆に成候得共但馬守籠城落去無

御座候に付筑後川殿に成政公御加勢御を合戰御

座候以後成政公從秀吉様被霸召だか崎にて切腹被

付阿蘇主殿も後詰忠節之各も其分に成行當分

密々書状を以申遺候各御心得之可有事に候は今日

は人之上明日は我身の上にて候其子細は隈部有動
を亡し佐々殿の家來之侍ごもの知行に可被遣
事に候然上は當地之附け城は蠶綿の自縛と物か
さ存候何れも如此になるべく候間急渡引拂隈本之
留守居は無勢に可有之候條急々に取掛候て落城齢
ひ有間敷候左も候は佐々殿後詰被成んさて急に
御歸陣可被成候御歸陣之切所!え伏兵候はゝ
討留候はん事必定にて候さ寄手の方へ如此書
状を數通認め遣申候何れも披見光(と申
て國侍衆其夜皆々引沸申候に付小代下総守斗
難背さて一人引退不申候後加藤清正様肥後北
國被爲拝領候砌彼小代殿の作法御感被遊被召出
結構に被仰付候と申候それより閫侍一同に佐々殿
御居城を取巻候由に御座候大將分には菊池香右衛
候成政公御直に但馬守居城ら被成御取掛候へは鎮
永家へ城中より如此之書を寄手の方へ遣候故寄
手は大形五十餘人の侍衆にて各申候て成政

公之御手を放迯去り成政公の隈本御居城を取

申候由に御座候共謀書の趣は

人共は引取不申候然共成政公信長公秀吉公の御軍

配を御存候て後成御指図にて御城代神保安藝

守城戸を開き突き出し敵を四角八方へ追散し敵首

五八九

左往に成立被得御勝利候へごも城を聞み候兵

門甲斐武藏侍各徒黨し城を責申候さ隈本城代

保安藝守より成政公へ注進被有候故成政公被召連

候御家老佐々興左衛門と申仁早々御返し被成候處

に道筋山本郡の内の内村と中在所に内空閑重房さ

申侍有動之幕下乍旗下有動之妹にて御座候彼

軍士を引率し手痛く急戰仕候に付與左衛門無人

敷にて被致討死候此事成政公被開召御勢千騎程に

本道は右之通と被思名合志の様に脇道十里被抑

御歸府御覧候へは城を幾重とも無く取大將分の

者は小高き所より陣取候て罷有候成政公心は猛

(被思召候得共敵の備えも能勢も多く思召頓御覧

候に向ふなる茶臼山本陣を被成御覧松原五郎兵

申侍に被仰付候は鍵を一文字に本陣に御か

可被成さ被仰候へ共高地を使りに陣を取候故城

候ごさくにて候鐵炮を打かけるひ脛を出され千人

程ごつさ突上られ候に付勢は申くづれたち

天正十五年六月六日

秀吉御朱印

右之條々無相違可相守此旨也仍血如件

一上方普請命免許候事

一一揆不起様に可有遠慮事

一百姓等不痛様に肝要之事

一肥後國五十二人之國人に如先規知行可相渡事

一三年検地有間敷事

一左御座候處に天正十五年六月三日に從秀吉様佐々

內藏助成政殿肥後國被爲拜領御朱印國吉之御腰

之物井御小袖五十重に御制書御一紙被遊御添被爲

拜領時迄は内臓之助殿さ申候を陸奥守に被仰付

成政公被成御頂戴候御制書

に奉拜上候薩摩え御入馬 被遊候に深水休市相

良義陽公之御幼息供奉仕 仕奉迄御礫候球片を御拜

而之山中傳候其甲斐宗存生にて候は、深水老

臣之通に阿蘇之幼君をも奉途御一瀫可被申ものを

さ有心の仁人被申たる由に御座候

禮に女使者被差上候と被仰上候へは御機嫌宜兩幼

之子爲養育三百町秧為拜領候との御朱印被成下候

其御證印於于今阿蘇神主殿へ正御所持にて下老

肥後文獻産書第四巻

被居候國侍五十你人に先規のごとく知行被選候

へは成政御藏納御家人衆に被遣候和地弓地も無御

座候以之外成政公被成御當惑候に付五十餘之仁人

に従前々被碩來候田畠之畝反之差出し仕候様にと

御觸砂成候處に右奉得意候の御請之處に山鹿

郡隈部但馬守鎮永一人差出候儀罷成不候と被

申上候然は成政公従上方日吉太夫さ申能太夫召

連御下被成候に能をさせ御見せ可被成候間右五十

你人之國侍何日に登城候へ御觸被成候て御饗應

被仰付能見物後に一同に被成御對面候て但馬守鎮

永に被仰出候は五十人餘各畝反の目録可差出さ受

合候處に鎮永一人不被得其意候段不屈に候急度可

致差出候さ仰候にて御申事熟成候さ申候て

被罷立候成政公以外御立にて此上は但馬守可

被討候各其通に相心得候へと被仰出候事に成申候

由候鎮永罷歸籠城之由にて大合戦に成申候由御

候籠城旁細々書出置候をいつそか奉懸御日可申

右之通に肥後國を佐々成政公被成御非御入國隈

本古城へ被成御入城候處に御制書之通前々そこ

佐々陸奥守殿へ

五八八

早川故事

一渡邊右衛門太夫吉久幼少の兩人御前に被召出兄

之又太郎前々の通權大宮司相務させ候様にさ藤次
郎と申吉久家老に被仰付弟孫四郎儀は兄さ一所に
罷成阿蘇殿へ奉公相守罷有申候て盛身仕右に書出
し申候通に名譽の男道を相守薩摩の軍士阿蘇へ趣
候砌も御南幼君惟光惟善を相守罷在候處に兄之又
太郎右に書出申候通に權大宮司役相譲り孫四郎を
一圓寺善忠司無官師の仇敵を即日に討申候間神
妙に被思召候とて師の供養被下佛領無御改易被
仰付圓脇寺後住職前々の通の山中傳候
一右之通被致討死候早川城主佐渡越前入道跡式城領
共に如前々仰付亡父の假名を改易なく越前守秀
被仰付舎弟同丹波執事さ罷成向後軍役相勤め
候へさて亡父追幅用に被仰出大分の砂金従惟將
公被為拜山御城代相務被罷在候由申傳候
正蓮宗運さ一家之儀に候間兩入道熊の庄へ發向
能無田の城乘取候へと從矢部惟將公被仰付印年兩
老被致發向落城にて御座候委細此段に限り不申拾

集仕候覺書數卌見聞之趣書付置申候をいつそ懸御
目可申候
一孫四郎仁達と申候 中々剛武に罷成弓馬の道無不
足剛力之者に罷成右書出申候通にて御座候然は天
正十三年比に薩摩島津殿鎮西六州を大形手に入
州の内六州の屋形取持候大友宗麟子息義統を可
被亡とて軍士發向に付秀吉様御下向被遊候に六州
の上下武士各一織を被申上肥後國人薩摩え爲御入
馬薩摩之道筋被遊御一通候に肥後そこ爰之頭主領
主阿蘇菊池山鹿有動合志相良之幕下作五十餘人御
一通之道路へ出數十萬人無御支御機嫌宜皆共へ
持懸之領知可被下との尊諚を非聞仕右之持主(
を心々に背仕天下御直々之侍に罷成可申致心
罷在候處に薩摩御入馬遊被爲降札御静に
て被遊御踌城追々肥後を佐々内臓之助殿へ被道
候實に肥後画面の開へ阿蘇惟種之御後室より小相
幸さ申大女郎を御使者として阿蘇惟種後室より御

惣領さ罷成し又太郎は家の文書殿島明神凪の物

退失不面目と申候て自身落髪逐電仕京都本願寺へ

参り居數年寺住空間と改號仕罷下早川當分の西幅

寺と申眞宗寺の開忌右空間にて當分之持は空圓

高孫にて御座候

念成儀共にて右之者共の門家出人用之便を

を忘却私も下見に笑見仕候時世のひとは作中無

せ申候者共之曽孫々只今は奴婢任

持

所

私頑父軍兵衛作取を令配分作らせ百姓分申付さら

百姓さ成下り罷有候前々天正中頃迄右之通中山

九尾村々領主中山田上氏之一類にて當分百姓さ成

果申候當下早川村に私下々の者に迦申百姓さては

彼者共にて御座候前々天正之年中迄下分の者殊更

一中山田上さ申候て阿蘇家の田上は阿蘇明神の御分

神にて南郷吉見の神社の御末孫か阿蘇家の田上に

て御座候中山田上申は小莚村さ申村中山の内に

て御座候彼中山の分の田上にて前々中山の内九尾

申村の領主の子息圓福寺の弟子に被罷成候の

善忠さ申候恥か敷事御座候は九尾殿の子故てき

めんに師の敵を日の内に取候其後は圓寺寺

領右に書出申候通に御坂上百姓馬負地に混成申候

故に善忠司兩人の勢九尾より呼寄寺領の高地を兩

人のおひに作せ百姓に天正十五年比より百姓さ成

申候おひ共の孫々圓福寺寺地に混在候木左衛門

入道太兵衛入道なご先祖は彼善忠司の甥之孫々

肥後文獻書第四巻

牛馬澤山を討捨候はんすれごも布目熊の圧勝利と可存候

城守天堂 ら被成御追放候左候て竹宮の城主

無據免許候とて阿蘇殿共砌前古より矢部濱之城

被成御座候故矢 矢部え即日被言上候に村伊世野山

故野

津

候一此砌も落城無之結句早川の上下討死此段は

一搦手へ發向の宗蓮早川城主を始め悉く敗北討死仕

候承飛鳥の如く三百騎計かけり大河成松沈目

村の林を小楯に仕罷在候處に眞一文字にかけ込大

將の入道眞先に眞一面に鍵を入ゑひ整を出し突崩

し多勢を打取被申候に宗運領内山出中在所の大

武明神のへ田上周防守と申者大河六彌太を討取

申候領内の地侍に井芹河内と申者成松式部を討収

申候本將武藏右之通の上に兩侍頭如此に付軍士周

章敗北仕沈目村下の佐田へ各迎入見苦敷討死を仕

候者多殘り少々うちなし勝時をあげ宗引取被申

候左候て入道笑語被申候には自老儀天慮に相叶武

冥の者にて其譯ヶは宇士之騎兵如此之處に大手よ

b罷出令後詰候は、餘程自老も可令迷惑候に左無

之候は不思儀に一笑被申候

受相冀中候

入置候相見伯耆守の弟武藏守に大河六彌太成松式部と申兩侍頭に騎馬武百雜兵五六百餘にて宇七より野山を忍び舞の原下沈目中所へ着陣罷在合伏兵時分を伺ひ罷有候事早川の人々努々不存約束の刻限に任せ大手口へ押寄申候墟に大手よりは甲斐帶刀同運天さ申熊の庄侍頭兩手打て懸り申候處に赤旗一流にて大軍眞黑に合後詰候故早川軍士敗北仕向ふ敵さ別組差違へ悉く討死仕候然共大將越前入道休雲吉久田寺三人圍みをかけぬけ本鄉武藏守本陣際にかけより候に付武藏周章いたしかけ出候に休雲馬上に て引組將差選へ討死負之本望は宇土方の大將武蔵守休雲と如此有様死後に休雲眉目を取り被申候然處! 古久春藏司馬を乗捨歩立に被罷成八人の敵と被相戰候に八人之内兩人討取六人さ戰候處に又兩人討取四人ご相戦れ候中

に渡邊吉久致討死候に春職司は四人之内又壹人長

刀にのせられ候に敵一人走り來り春蔵司討取一人

首をかく所に春藏司之弟子善仲と中小信師匠の陣

立跡追仕十六七之砌麥畑の中に隠見候のが手鉾

ふりかたけ居申候にて師の首をかき候者の眞た、

中を突通鉄を捨師匠の長刀を追取の原東下

村不領さ申候筱村七の内て名主は各陣

立仕候に圓福寺の末寺御座候ひたるに走り入死を

かれ長刀をふりかたけ泣(歸寺仕候て以後は

住持に阿蘇殿より被仰付成程の出家の山に御座候

亡父童幼の彼圓寺落去なから持職相務居被

申候て手習庭訓之類識被申候に彼吉久春藏司之働

善彦役致細語候を慥に承り候に善忠被申候は師匠

の悠々六尺之屏風を立候てふちに上り飛越別長

刀を仕ひをり被申候善忠私亡父に棚をりしを承

候と亡父開置被申候其長刀善忠本の彌陀

之先きに立置師の廻向居申候處に追々秀吉様

九州へ御下向被遊九國寺社の領御取上被成侍頭に

被仰付候砌圓福寺六町の寺演も御以上被成候て當

所右に書出候通に御座候渡邊三蔵さ中宇土

の家中侍之知行に相成此長刀を収見被甲候に鎌

ゑひの様になかごは打まげたる長刀にて御座候

小西殿へ被有御進上候に正真の正宗にて小西殿

寶物に成居候と申傳候不領村に於于今此堂御座

候は右の道にて御座候はんずれ

五八五

昌方より宇土本郷伯耆守へ被申

に多分阿

は思慮深き仁故被致心免爲何支りも無之處一然属弦の庄守昌對宗運無首尾成事御座候を被入 大宮司一同に大手口へ趣申候に前以如此之時節

一左様御座候得は文明の年中比迄早川の城主式部少

の知をも前々被下置候故權大宮司領の外にも知領

給り申候て乍社方軍役相勁居申候然は早川に承光

山田寺と寺其砌も當分も御座候是は早川之

城主阿蘇殿の御菩提追稲城主#旦家之菩提所にて
御座候阿蘇殿より御代々田畑六町御寄附にて三吐
の寺にては無之軍役をも相務被申たる寺の由に御
座候
蘇惟將公迎可被申上と扨は阿蘇之幕下を放るべき

蘇の大官司惟岡公被仰付候得共元來武家少々懸命

輔正秀さ申たる御座候其子に式部少輔邦秀と申た
る御座候邦秀智仁勇三之弓取の由に御座候惣
に娘致出生候乍女文能書風雅珍敷質女の由に御座
候彼娘私曽襁父右衛門太夫吉久と申者之妻にて御
候彼妻女之弟越前守吉秀と申候彼吉秀は甲斐民
部親直入道宗運御船城主惣領にて御座候熊無田
の庄城主甲斐右馬之允守昌は二の舞にて甲佐松の
尾の城主伊津野山城守と申仁は三番にて御座候
吉秀法師武者にて休雲申候

さて宇土本郷伯耆守を頼薩摩島津之幕下に可罷成

との支度宗慥に承り不日に惟將公に被申上候に

付守昌不屈不忠不道の到早々熊無田の城乗

と宗道に被仰付候故一年中城を貴被申候得共名城

故落城不申候に付惟將公より宗が共の見こ

らしの爲に早川松の尾雨城代共宗に加力の

庄之城え可致發向候甲佐赤星市太夫早川渡邊吉久

同圓寺春藏主雨城主に介與力令出陣候得と被仰

出永祿八年三月に大將宗運右雨城主引率し被致發

向惣大將宗運は城より西所搦手今村と申方に陣取

被申候早川三人は吉野山一之谷口と申所に陣をは

り中候由甲佐一手は熊の庄城より二十町外出水さ

申村の碧川之川原に陣取被罷在候早川甲佐兩勢二

百餘騎雑兵一千程にて大手之城戸より貴入宗は

搦手より責入被申候約束の刻限に任せ早川三人籏

三本押立右刻限にまかせ舞の原大手口へ被

得共甲佐一手及遅々申候故早川一手勿論理寺權

頼可申入之旨守早川故事

五八三

乍徑右之通書出奉入御披見候序に御慰可被成御一右渡邊次郎清私先にて首に共砌の領主より阿

書出申候通に建長五年に秀村右之通弟次郎清兄は

七半済在々を阿蘇從惟國公弟同次郎清は當所三社

神明之權大宮司に被仰付矢部管之城領を御早川

に被遣秀村より歴々被致城住天正十三四年比名字

天正以前より佐渡さ相改佐渡越前守秀家と申仁之

砌早川の城落去仕候彼古城前々城名早川之城さ申

たるは甲佐川を碧川と申候彼之碧川甲佐上村の

ひくみより横田惣庄屋の下のひくみより立岩と申

候森の下流れたていは森の中に常分迄少々湛水

淵形ら敷所御座候彼所前々立岩淵と申候さ甲左

川下り之水神頭之由申傳候彼立岩より淺井と申所

のひくみの所より碧川筋にて早川の南ぎしに川先

流來り城下大淵にて共淵下下早川之前川以之外成

早瀬川にてへばの手前白岩さ申すに流れ申候其砌

早瀬川さ申候故事にて城名も早川の城と中村を

早川村さ申候

老急老眼故落字御免可被下候

島無能公様

十一月日

一早川古城開城は渡邊近江守秀村と申仁新城を右に

芝成る養父故相摸後見に罷成不申自老極老仕殊更

若年よりの脚氣再發居去等(罷成眞年四年出府

をも仕得不甲頃年諸方の病用用捨仕罷在申候故老

命の助成仕 候仁人も無御座候故相摸守へ後見

仕遣可申手立も罷成不中候近年は大風故世上之作

宅不宜妻子育申候事明春共はひら!)と混成申間

敷不便千萬に乍存可仕様無御座候貴様御儀は常趾

の御本地辨才天御信仰の儀に御座候間被成御工夫

御 の上にて少々彼者飢死仕不申様に奉願候私

奉願候は上々下々當分は世上なみ惡敷御座候へは

御守を彼者被遊御進御侍衆の御屋敷に進上

申候て一紙一文宛之御助成を受仕申候様に被成

御進語候御衆様と被仰談被下候は忝可奉存候

日外當社之前兮之書付入御被見申候様に被仰候

故乍老筆如此御座候間萬慶奉期貴面拜候以上

渡邊玄察 敬白

笑覽ために乍慮外私形見に昔物語拾び集め書置申

候物五六冊明春度々可被遊御覽候

隠居領さて毛頭所持不相摸方より成助仕不申貧

生不仕候に付惣領娘に詫摩郡竹宮村眞光寺と申眞一

宗寺の住持慶飲さ借之次男に彦之進さ申を養子聟一

に乞娘に見合申候て翌年安藝御證狀申受俘病氣

若輩者にて御座候故老親罷上官御許狀拜請之願

申上候さ肥後方取次の家老鈴木兵右衛門と申

作法をも不奉存落髪不淨之身にて難有さ忝さは天

山に奉存候得共と申上自退仕申候得共阿蘇殿に被

爲對是非御禮を御詣可被遊さ被仰出候に付御目見

申上吉田殿之御家老鈴木石見守殊外

个石見守殊外懇にて祠官仕

らせられ罷下申候然は安藝に役相

一右之通之孫々にて建長五年より當所へ罷出私迄的

傳仕來申候て玄伯に拜社申付吉田殿へ阿蘇下社家

にて御座候に付祠官玄伯無官名勝太夫さ申砌社頭

へ申逵添狀を申請乍落髪私勝太夫を召罷上祠官

其外御免物就中中臣神道第一之御苑にて祠官安

檬に被仰付安察儀阿蘇より譯有之者にて候と被

仰進候問吉田殿御目見へ可被仰付と御座候に付

出馬の砂亂奶人に由緒證文被押取左樣之故事即轉

仕就在の早川迄にて居祭勤行仕申候就夫牛濟早川

吉田之祠官御許狀にも奉願かゝせ申候也

肥後文獻叢第四巻

に申入祠官神道裁許狀申受罷下追々神役相讓申候

追々凬老の私阿蘇殿御病保養に公義え御願上被成

候て元蔵十三年御上京候 候て相摸守へ十八神道御苑

之御書出拜愛申様に憚吉田殿へ被仰入願之通に

被成御免候は阿蘇家氐中に十八神道の仁人兩三人

御座候間彼衆にて傳受被仰付被下候は可忝老身

神主殿舘へ参り申候て御發駕前に数日滞留仕申候

て願頼申候得は前々譯有下祇家にて候間成程御粳

入可被下さ御座候處に其年之霜月成就可仕候様に

候間其作法色々心得候得さ御書付被下候處に翌同

十四年之二月如奉願候に首尾仕候旨從京都被仰下

候に付其春相撲阿蘇に逗留に差越春中逗留せ十

八神道再往傳受仕常分如此御座候然は前々私先

右之通に四百餘町支配申候祠司筋にて御座候得共

當分は前々七半濟の内早川分の村々迄の人に成

果申候て上下早川北早川糸田村梅木村今高二千石

餘にて夏秋産神へ産子中進申候初穗物にて身命不

に罷成何共無念に存申候私達に混在候は数

之影に後見仕くれ申度存申候へごも八十二に成

迫り明日の餘存も相知不申養父玄伯儀疎と申

同村田代森天神

上早川村天神肚

糸田村楠木之艸吐

下早川村金銅之神武當分無社神軀は厳島之本殿に

御座候上早川村山口之神森

同竹之迫之右社天神 右同断

梅木村の森神

上早川村河勢と申所へ御座候加位録の小神社梅木

村に御座候天神之神社早川天満宮の御分耐也上早

川村に御座候右口之神社

隠居之分にて御座候此支配權大宮司仕申たる儀に

御座候前々本元之由齊漢竹之名笛御綸旨傳物薩

摩出馬之吉次儀は御幼君之神主御兄弟を家老各

同前に付廻深山幽谷に御兩幼君を隠密に奉公怠慢

致問敷との剛慮にて右之證文御物は吉次兄に

其砌の就役相務させ右之通之處に合兄又太郎と中

右之色々家人に持せ黒岩さ申山中に忍入仕申候

處に薩摩妨人大勢押懸むりやりに押取仕候に付

本證文に散失仕候

一右三社之神社末社

チ

一かりほ田 圍之前

品 島之こり田宮島のさこ

田 矢滿下之さこ 一小市郎田 矢一七宇濟申在々は早川十八町 天正中地迄に

神喉方田村中に淀劇曲線津志田、田口、吉田一中山ふ

さねて五十五町豊田九十町六百六十町是を七

濟と申候前々當厳島明神は七半濟の鎮守にて

追流鏑馬執行之時昔は右七ヶ所之名主!)群集仕

流鏑馬執行仕居申候得共右に書出申候通薩より

五八一

早早

は上

右之通に早川城主(寄附にて御座候

九一九日田池田

一神

滿下之前

一寄進宮苑淵之上

1

神上鏡

淵之上

一神 樂 田島之本

一つゃみ田 島廻り

一鏡

田宮一菜

田之前

宮本

け田 こりふちの上

一霜月祭田 宮島

一志之田 こり御本向へつる

一春秋彼岸田

一荒

九田 島之本

同所

荒

田

一從前々早川城主寄進所

下早川村下高原下北早川村之内迫田の畔に御座候

石像の妙見前々より今座之通に御座候右末趾は三

凪の末社にて御座候

同村大嶺森林之神

一同壹町

同 多門院本館毗沙門天 寺地梅木一同村

同 養壽院寺地下早川村

但此二丁性權大宮司一百丁之内口你

一同武町 同 同本地辨財天供具領

二丁は各別に書出申筈にては無御座候

一同壹町

嚴島本地堂阿彌陀寺寺地�島

環島社僧

一同三町

祝部關氏領

一田畑壹百町

權大宮司渡邊氏領

一同三町同修理体

一田三町三社之御供具領

一右之通にて宮島社地の竹木共に被爲領宮下産子

立會相拂申候て遷宮用銀不足仕候に少々出錢共仕

取敢不申遷宮住候故E本社拝殿扱見苦敷御座候

に付野老者に方々遠近藪醫相務居申候助勢を以

只今之通汇取建他力毛頭相請不修建住申候

一阿蘇大宮司宇治惟國公正嘉元年御改定之趣前書

可を前後書出申候

の御惣庄屋手永にて太郎兵衛右遷宮願之差出取次

差上申候處御吟御埒明當分之產地&御遷宮仕申

候

肥後文獻叢書第四巻

一同壹町 同 藥師寺本 藥師

同壹町

同 延命寺一同壹町 同 地福寺本尊寺改製世音彌陀

藥師觀音權現壹町 社家領寺惣合四百餘町前には七半済中在々の内より配

仕申候由御座候根本由來記!!延命寺相迦居中候

神笛領樂人領

山下両名に田畑六反宛

一兩山口

一兩梅木

一兩大嶺

一兩竹迫

一兩小原 一兩田代

一兩知行

一兩河野

一兩大谷

一兩中原

一兩小谷

一兩大原

一兩木留山方里方名

一兩比

一兩井手口

三社之巫樂人

右三趾之社信寺院十三ヶ所

一同壹町

□桃 寺地下早川本地村

社

站

、本天神社

一同壹町

兩別當坊 坊地下早川村矢滿下

地藏

桔現之社僧

寺地梅木村

一同台町

同無量壽寺本俘阿彌陀

寺 地 同

村村村 村 村村

寺地图

同

前 本地藏

地 同

地藏院本尊地藏

一同壹町 同

一同壹町 同

觀世音寺本傳觀音

寺地

一同壹町 同

寺 地 上早川村

地藏寺本尊地藏

五八

早川故事

一彼馬場上犬追流鏑馬之當り於于今犬之馬場と申候

田畑の下ヶ名早川村の田畠糸田村之田畑に彼馬場

當分田畑又は水収の大井手にも成申候田畑の下ヶ

名御荒跡所川よけ井手迄も前々より當分迄犬之馬

場と申傳候

一三の注連は天満宮御注にて御座候右に書出申候

射場之本に東西へはり申候東は早川北は名の山方

名主西の方は同名の里方名主よりはりをり申候右

馬場の方角注逆の張様右之通にて御座候

より南へ渡り上りの西之方榎木の森御座候ひたる

に東西に張申候東之方注連はり竹は早川井手のロ

名主東は同山方名主西は同里方名主より張申候

一二の注逆は馬場脇に前々大桑之木御座候ひたるに

東西張をり申候此二の注迎は權現之御注逆にて

御座候東之方注逆竹は早川木留名之山方名主より

はりをり申候西之方注連は同名之里方と申名主よ

りばりをり申候役所前々大桑木御座候て右之通の

を以只今馬場も桑の木も無御座候田畑さ罷成

居申候へ共桑之木つると申候尤作地之下ヶ名と申

物にも桑之木づかくさ出申候

一彼明神寛文年中迄は宮島にて御座候に宮島の社地

寛文年中迄は竹林にて大竹も見事に御座候私も証

首仕候同氏もやつは只今之屋敷へ罷在社役相務申

候に遠方申惣て人倫遠き社地故毎日非人乞食夜

白無理に不斷罷泊り大竹を盜筭之時分はかぎ喰酒
にかへ同行さ酔狂ひ喧嘩たゝき合度々血をあや
し申候証人一人 制止仕にくゝ産子共も火要心
旁以之外迷惑仕右小市郎森 禮地にて神慮にも
奉叶不申さ惣產子は勿論社人共も存中候故御圖を
申請候處に小市郎森の地ら御遷宮之御剛下り申
候に付寛文五年の春其の御奉行弓削太郎右衛
門殿牧八郎右衛門殿へ其砌は木倉太郎兵衛早川村
五七九
一右嚴島神右に書出申候龜島を宮島と名付彼宮島に
前々より御在趾を當分の所に御遷宮申候譯は只今
御在趾之地は右三月三日九月九日御輿出御之大祭
禮還御之地にて彼森中に御輿を居へ奉り神楽を奏
し供具を備へ奉る祭禮所にて御座候就夫追ふ流
鏑馬之拾り矢を拾ひ小市郎森に納めをり申候淇故
事を以同氏相撲居申候所を矢滿下さ申候やをみて
る下さ書申候

法存申候様に御座候ひつれ共當分は善悪之御百姓

一一之注連は厳島明神之御注連にて負其笈小川を北

下野伏にて候彼者共覦父私若輩之砌迄は上下之禮

申名主は乍下社人作取申付置候

下山方!~老人共唱し聞申候此次第後筆に書出可申道に此宮之木の本
追流鏑馬の馬場上迄十八町前々は三祇

の注連をも同はり申候馬場は負其笈と申所之川を

渡り北の方より南へ打渡り申候渡り上りの西之方

に當分大御座候榎之本より南右に書出し申候塔

右衛門さ申たる者一人出生仕早世仕候に付後妻に

低用七十餘丁之領主佐々原後藤兵衛と爲申仁之妹

呼申候後妻腹に出生仕候男子私亡父にて孫兵衛吉

政さ申候私亡父迄は古香りも御座候は亡父廿斗

之比軍兵衛門脇に罷在候名子之者助太助六と申親

子軍兵衛少々右勝手に御座候色々を親子にて盗取

助太さ申者助六三人八代に少々有縁之者にて共

方を心常に走り申候を軍兵衛方作之私亡父孫兵衛

に追付き搦候て牛に結付参候へと申候て只亡父一
八小者も付ヶ不申夜中に遣申候處に二里程迯走り
候を追付聲をかけ申候へは親子竹鏡をかまへ此上
からは是迄にて候と申候て眞一文字に親子突かゝ
り申候を切拂ひ刀之みね打に生死不定に打倒し高
手小手に括り牛に結付助太が母に牛を引かせ申候
て乍下々目をさまし申候由近比迄は直に見聞仕候
一三社の御馬場嚴島明神之注連を高場に張權現天神
一右に書出申候通當嚴島明神從安藝宮島御勅請之使
開越後守笈に請御幣を奉納仕背負罷歸候早川
上下の人々御迎に罷出各共笈を手々に取負ひ申候
處材下に負其笈と申所御座候當分はおそのふさあ
やまり申ならはし候おそのを道上に茶植置候丸き
島前によりかめ島と申候彼龜島に物請厳島明神を
崇め奉り置申候奉納候笈を納申候處笈之島さ申候
島之邊りに笈之島森さ申森御座候

候

後守一老小鰯上野守娘軍兵衛女房にて私伯父九郎

さ罷成善百姓さ罷成候者共下八下女數多召仕申候

自老儀は漸小者さへ召置得不申様罷成殊に八十二

迄相存へ生恥をさらし是非も無之無念なる事共

奉存之馬場にて御座候當分は早川糸田村之田畠と混成

居申候馬場筋の道辻に其形御座候

者にて御座候をも討取阿蘇へ不忠仕薩摩島津茂久

公え阿蘇へ御出馬被成候様にと内通を阿蘇家の井

芹一家都合七十餘人以連劉密札を遣候儀露顯仕甲

宗そこにて討被申候に大將井加賀守と申

者をも吉次討取代落去之惟の御孫惟光善

申を其後薩州より阿蘇家へ軍人發向候時分右

兩人之若君阿蘇家老の仁人と等~深山幽谷へ供奉

令隱居以後肥後國從秀吉様佐々内藏之助成政公h

被進候に譯御座候て國中悉成政公を相背及一戰

候砌随一と罷成阿蘇惟種之後室惟光善御三人に

阿蘇之一老坂梨孫太郎二老西源兵衛さ申家老兩人

供仕り佐々殿之熊本御居城に預賴申候て入城させ

置申候て 御城を相かこみ責申候砌も随一之成政

公之御味方と成り好士之同士申合名譽之後詰各一

同に仕成政公御居城を助城仕一日之内に御勝利

を被爲得候砌軍兵衛一人にては無御座申合候者共

御目見仕御懇に被仰出候發言軍兵衙申上候は從秀.

吉樣阿蘇後室三自丁幼少に被下候との御朱印頂

戴仕候上は對御國主樣に叛逆殊幼少私共進め可申

樣無御座今度國之一揆に同意仕不申候得は即

早川故事

時に討申候故先假りに相加り皆共各は遠陣を取罷

有御助城之後話可申密忍仕申上させ候者は早

川城主佐渡越前守實弟同丹波者を進上仕如此

にて御座候さ随一に逹て軍兵衛申上候山に御座候

然は成政公被仰出候は今度之密忠宜被思召上候御

治國之上にて阿蘇神主人とも御朱印之外に可被成

御寄進候各人も宜仁分に可被仰付と被仰出候處に

御城は無御別條御城取巻候者上下兩度之戦に三千

程御討取御利運被成御座候得共山鹿有動一家治

不申成政公上方八從秀吉様被爲召御切腹被仰付密

忠仕候右之各天下に相知不申神主殿を初阿蘇家之

者共謀叛人之名を蒙り無念之事共存候由申僖候

一佐々殿え弓を引候譯ヶ佐々殿御自分己地も無く國

侍へ如前々知行被遣候得は成不申譯秀吉様肥後國

侍五十餘人え前々之通に知行可被下さ國侍へ前以

薩摩御入馬之砌御直に被仰付候御書出之譯國人

一揆之譯佐々殿御切腹被仰付候譯由鹿有動籠城之

譯山鹿落城無之柳川殿御加勢之譯以後謀叛人共

從秀吉様被為誅候譯其外色々覺書仕召置申候在書

出懸御目可申候凧父秀次迄は仁分之由に付川尻肥

手口付神事祭麗執行

先

仕右之道成四十八祭正嘉年中より天正中北迄祖以來麗父軍兵衛吉次極大宮司にて後筆に書出

は乱

右大祭禮六ヶ度小祭禮四十二ヶ度大小之祭禮都合

四十八祭にて御座候

十一月十五日より十二月晦日迄之間に小祭禮

七度作法如詢

一十一月十五日天神の祭禮にて御座候此祭禮の作法

十月十日に等し

此十月十日より十一月十五日迄之間に小神事

七度作法如以前

北九月九日より十月十日迄之間に下祭禮七度

御座候此小祭禮の作法右之通にて御座候

一十月十日の祭禮此祭職は權現の祭禮にて御座候此

御神事七月七日に等

龕宅へ御一宿碉早川主膳進上仕被申候右之

例にて當時の阿蘇友隆公先年御出府之序に従熊
本矢部男成趾に御参詣之砌も私宿へ御一宿頭年七
越瀧御見物に御出の砌も一雨日私宅へ御滞留にて
御座候

候通三就之班份下社家共に申惟將公へ申上候處に刀一般被下假名孫四郎を改高
名仕候とて其時軍兵衛と被仰付木倉志摩清二
名御加增下以後祇用小夏さ申名主乍下々手だれ
藤沢を討政宗道の見巻に入申候入道設立にて阿蘇
居候由に御座候得共領權大宮司領其外元來渡邊
先藏清儀當早川古城開城之渡邊秀村弟清同年に右
出候通に當三社の首權 大宮司に被仰付従前
々之武士にて罷在候故武家を用拾仕候儀無本意奉
存候旨申上候に付權大宮司之外に遠近にて佃領
被下候故子々孫々の渡邊軍兵衛吉次殿若輩より度
々阿蘇殿の御用に罷立益城豐田警之原へ相良義陽

公御發向に甲斐宗運忍ひ出陣に跡より一人罷出

之坪と申處へ相良を討取引陣取被居候處に參

て經之坪之田原縄手を長刀横たへ武者一人不臆常

體に引申候を吉次見申候て此武者は様有げに見中

候討取懸御目可申宗に尋常に双方名乗候て

勝負仕可申候某は渡邊孫四郎と申者にて候ご申候

へば左候業は相良家人豊永藤次申者にて候家

人討死馬手負見苦敷歩立に罷成候と申長刀を

まくりかけ候を二尺五寸之刀にてさすり合□つく

一九月九日犬追物の流鏑馬祭禮天下太平國家御長久

國土安全之祭禮此事の作法は三社の御輿出御に

て行列は三月三日に等しく天正年中比迄は此流

馬執行仕申候に付其側は阿蘇殿頭にて彼流鏑馬見

物に御出に付彼馬場の眞中より南に寄西の方に往

昔には塔之木さ申榎の木之大木御座候ひたる由

木の遊に新假屋をたて八間に作り申候て南三間に

三社の御輿北三間に阿蘇神主次に二間に早川城主

此七月七日より九月九日迄之間小神事七度作

法右に

一七月七日產子無災之神祭正月七日に誰候

此三月より七月七日迄之間小神事七度作法右

同前

借衆馬上隨兵從早川城主不淨改奉出勤次に惣產子

出思々に作り物を捧げ供奉次大太鼓笛調拍子にて

馬場を南に合參行候二三の注連以上養壽院之門前

より早川城下北に向け御輿還御矢滿下小市郎森之

中に御輿を奉居色々供具備へ數番の神楽社借衆讀

經募四ッに遷宮注迎地後筆に書出可申候

着馬上次に御輿產子男女老少奉荷負之次に部

一神主殿へ從前々舊例にて共晚權大宮司疎宅にて饗

膳を合進上候早川城主直之給仕にて被致馳走首

一彼犬追流鏑馬之次第は三の注連以上乗り田早川圓
福寺之通りを射場之前當分申傳候彼射場の前よ
以上三之注連假屋之以上迄馬場之南北東西に埒
を結廻し犬の迯げ失せ走り不申様に相圍ひ共埒
中に犬十二疋放入射手十二人にて生犬を追ひ其
犬を射殺不申様犬に恐敷思はせ上下馬場を十二行
かけて射申候流鏑馬にて此やぶさめを犬追物と申
傳候騎馬射人は阿蘇殿六騎早川城主六騎生犬は宮
下産子中より出仕候射手の人々は早川城主之家
家中の侍不浄を改射申候流鏑馬終り御輿還御之
作法三月三日に准て三社の御輿は小市郎森之 地
に新殿を三間に建て御輿入御供具を備へ諸説經
暮四ッに遷宮
權大宮司外の假家に武蔵部巫樂人城の家へ流鏑
馬一見此犬追物の流鏑馬は前々有藤城下に一所當
早川迄に國内兩所の流鏑馬にて御座候此九月九日
は嚴島神社之祭禮にて御座候得共三社の御輿右

之通出御にて御座候

一前後仕申候得共書出奉懸御目候然に前々當三趾に

趾司無之神事泥亂仕候七濟在々の無道に御座候

さて人皇八十八代 後深草院の御宇建長五癸丑年

阿蘇五十一代之神主惟國益城矢部之管に往昔以

來城住仕居申候渡邊近江守秀村と申たる者に七半

濟在々を被下早川罷出相守候様に従惟國被仰

付秀村早川へ菅の城より罷下り早川に新城を築き

入城仕候同年に七濟の神事無吐首にて个混亂候

間秀村之實弟渡邊次郎清兄弟菅一所に令領住候を

早川え罷越三社之權大宮司職相勤候様にさ被仰付

兄弟一同に次郎清即年より常所三社之首さ罷成

當分迄相摸守如此に相務申候委細後筆に書出し可

旨襯父渡邊軍兵衛さ申者實子私亡父に懇談仕置中

候を私亡父六十年以前に申閉置候其之根朽枯仕

於于今被成御覽候通厳島明神の趾中に御座候

一右三社之祭禮年に四十八ヶ度の大小祭禮従前々執

行仕候社頭渡邊軍兵術吉次後筆に書出可申之通に

大宮司役天正二年之比迄慥に執行仕候由に御座

候得共同十三四年比秀吉様御下向之砌寺社領被

上右之祭禮旁空しく斷絕仕候

肥後文獻上第四年

二三月三日天下國家御長久五穀能成之祭禮此祭禮之

式法は厳島之御輿負其笈に出御ましくて一の注

連の本より馬場を南に行列之次第は眞先に榊幣次

に水火王面に御鉾三本次に權大宮司烏帽子狩衣

此正月七日より三月三日迄之間に小神事・

小神祭之作法は供具奉備樂人神楽を奉奏候供

具奉備候所は矢滿下小市郎森の下當分相摸守

罷在候屋敷

正月七日天下國土太平安全之祭禮此祭禮は社頭配

部中臣秡を始諸税之巫樂人數番の神樂社僧仁王眞

四十八祭之事

一前々右從惟信被仰付置候諸韻之上に被成御加領就

中渡邊氏從惟國三の首權大宮司に被仰付從建

長五年天正十四五年迄四十八祭襯父渡邊軍兵衞若

輩之比迄權大宮司役執行仕候得共天正中比に合

落去右四十八祭落去候

奉掛御目候

一御同帝之御宇正嘉元丁巳年惟 常三社の祭禮年に

四十八祭之式法神社寺外領旁御改定

五七四

早川故事

一天滿天神奉勸詩候元由は人皇六十代 醍醐天皇之

一石三社の内嚴島神社を濟々の鎮守と奉申候

一嚴島明神最初安に被成御出現候根元は人皇三

十四代椎古天皇元癸正年の御事と申候

一早川に右嚴島明神を奉請候事は人皇四十九代

光仁天皇之御宇實二辛亥年諸國に飢疫の災無之

様に何にも日本諸神の内何れの神にても請

仕候得依勅定其砌は阿蘇御神領之時世にて阿蘇

三十四世に神主宇治の惟信従安國厳島明神を早

川井 被成御請候委細の儀は後筆に書出し可申

候

一肥後國益城郡甘木之庄濟早川付三さ奉申候は

嚴島明神熊野權現天滿大自在天神を三奉申

候

上益城早川村に御鎮座之三社神々の御事大形略書仕

懸御目申候三社の内厳島神社と申本地辨財天被成御

信仰候故老身右之由緒書の中又は中傳を覺申候儀共

書出奉懸御目候覺

早

川 故 事

御宇菅相神を日本に天神さ奉崇敬候時節仁皇六十

二代 村上天皇の御宇天暦十丙辰之年從筑前國宰

被奉請候譯は人皇八十一代 安徳天皇之御位

申壽永二癸卯年駿河小市郎大納言と申たる仁從紀

州熊野山當早川村山上に御話にて御座候右之小

市郎殿の陵を霊神と奉崇候小市郎さ申候て當分迄
は厳島武中に朽根名殘の生木之新楠御座候然處慶
長之初比熱に肥後南半分小西攝津守行長殿北半國
加藤主計頭清正殿え從秀吉樣被成御拜領候に小西
は邪宗門故御領之佛神の寺無御敬彼小市郎
森に當分迄御座候楠之朽根生木之は大形壹畝に
反申候大楠之由に御座候を益城郡小西殿御領にて
當早川村の御給主渡邊三藏さ申候彼仁彼楠を見立
數日に剪たをし被申候に木の桁は糸田村にかゝり
申候由楠を以大船を作り高麗御陣に行長公御出
陣に付次男を高麗へ私見物に右之三藏守り致し渡
海之處類船順風晴天無浪の内對馬の沖にて彼舟一
艘計り轉りくさ轉び廻り海底に沈み乘人は勿論
有船の諸色一物も相見不申跡形も無之旨申傳候此

一同十四年十八神道玄察發願《無上京乍居御傳授
教傳授草部圖書同靭負宮川大膳委細拾集匯玄察被

令細書設候

一同十二年三社之神職請取

一同八年之霜月從養父詞官相動神道其外數通之御朱

印拜給

一元祿七年從健宮早川渡邉安藝掾所人來住

膽邊建長以來之故事

二十 渡邊相摸守隆許

一寛文十二年より當所三之就役從吉行惟不受取る

一同十二年此年趾職相摸守に相議候

安藝掾以後入道號玄伯

候

一右之通に養父兩仁大加力被仰付候

任意神職を孫四郎方に相讓候

一同八年之霜月養子の名代に吉田殿へ罷上詞官神道

婦にいたし候

一吉行令内作候故不浄を改候事難成候間女房の弟玄

趾之故事書に玄察介細書被置候

一比年熊野權現御神軀三尊之像刷修有加力願主同

一寛文五年に従宮島之社地當分宮代え遷宮の分ヶ三

一元禄十五下午年同宮之拜殿淸建願主同人

一慶安四年より役受取假名をも孫兵衛

一比年天神社井厨子新建與力施主願主同

十八 渡邊孫兵衛吉行以後入道號休可

施產子同

温

一當社之三社神職をも相譲惣領に押立居屋敷をも同一貞亨四丁卯年
嚴島御本殿當分の趣願主玄察上下無

一其以後木綿繦き四通之秘事御朱印御殿法も右同

物にて候

呼受玄

察惣領娘に見合せ假名相讓孫兵衛と云

一延寶三乙卯年玄察孫四郎在召連上京吉田殿;參上

一彼吉行事玄察三從子明可之惣領を養子聟に一慶安四年渡邊孫兵術吉行に役譲る

一玄察諸事色々覺は抬集細記に合細書可合細見候

一善許廿七に相成候砌同霜月落髪入道號亥察

詞官道裁許之御書中臣三種之御御苑の御朱印

拜受安藝投に被仰付候無勸進產子中無施物玄察自

察二男之孫四郎へ社職相譲度玄察え間尋候へは

察被答候は左存候は、厳島信仰被名候熊本岩下

光明法印當宮へ來參之御園を頼取神慮次第に可

致被示開候故共通之處に願の通りと御下り候

十九 渡邊孫四郎惟平以後詞官名

一元祿七甲戌年託磨郡健宮村眞光寺慶二男勘八と

申たる者養子に命招請惣領娘しゆんに見合せ夫

之許狀拜請詞官相摸守に被仰付添合下向候安藝

貧人故令勸進詞官相勤遣候玄察加力第一中村民御

某に詞官仕らせ様子心見候てくご

とはい氣色の候と仰候

右之酒飲斗に被召食前後を不論一両日罷在候間に
は此丸藥迄を用ひ腹中右之心持つかへの上下いつ
引有之由にて佐藤秀家を被顆候に付就堅高瀬へ
往覽之由に候法印へ就堅被相尋候は法印は幾つ比
から出家被召候哉と御座候に十六の年より致出家
候と被答候にいくつに御成候やと御座候に滿六十
才にて候と被申候就堅又仰候は十六以上當分迄魚
鳥ひしさまいらす候哉まいり候哉療治の手立に相
成候故御尋申事に候と被申候へはいかゝいたし魚
鳥たべ可申哉無勿體事を承候と法印仰候に都之出
家衆は藥喰と號しはかりにて懸てまいり被申候と
一笑被召亡父を呼其砌は白銀砡吹さいふをつかひ
に一ひねり久藏に渡され何とぞしてほしたる痛|
まぬ干鯛を取てこよ御座候に翌日漸く一つ相求
見せ申候へはあの植込之内にて身計りむしり細
としてあぶり粉にせよさ仰候故其通にいたし候へ
は兼々古米の寒さらし道明寺御所持被召候を入れ

米の飯のりにて丸め衣に丹をかけほせと候故干出

し進候を能き酒盃に半分程宛にて十五か二十粒宛

可承御神主被成御座候故を以惟善公之御下字を攻上字

善許名候以後友貞公就中御大懇被爲仰付候放

貞許さも相名乗候

一承應三甲午年八月二日に從惟善公惟満さ惟を被爲

苑實名如此に候へ共阿蘇御代々之中に惟公と申

一渡邊孫兵衛寛永九壬申二月十一日に出生賁之卦也

一同十五年六月十六日に貞許七歳之砌大里儀太夫殿

屋敷にて阿蘇宮之御神主宇治惟善公へ御目見え仕

候儀太夫殿は惟善公之御二男御知行御拜領にて熊

本へ御住勁其御屋敷にて右之通御目見え仕初名仙

十郎さ被仰付上下一具金龍黑數挺拜領

十七 渡邊孫兵衛貞許以後入道號玄察

一從慶安三年當所三社之社職受取

て中二三日逗留被召候處に共翌日法印直に仰候は

此丸藥被下候へは腹中動搖いたし候大用下り可申

かと存じ候へ共少もゆるみ不申胸のつかへ下り以

の外快覺申候と被申候やつは滞留中進候て從熊本

も同丸被進候て一月以後から四君六君益氣歸加

茶の白求之類にて仕立被申候山いかひ上手と乍不

存に覺悟仕候

五七〇

渡邊長以來之故事

一右之鈴木法橋無類の名醫にて候はんと存候は長崎

見物可被召さて亡父召長崎へ被罷越候に清正公

之御臨終御病に被召下候京醫さ九州に申ならはし

候就堅にてきめき被申候に長崎上下を不論脈を

見せ灸點を申受候にたくましく肥滿候達者成町

人身を相持候仁を見せ候を一覽其方は三年之

内外に以之外大切之柄可差發候能々禁物被用

有之候様にと被申候へは町人申候は拙者は酒飯能

被下持病なき者にて五年三年に大切の病は思ひ間

敷さ存候と見苦敷き顔色にて申候に付就堅被申候

由は其方は無質を申かけはこのかひらしく物を

たがり候さ被存候げに被察候如此之未來病を見収

不申候はでは招請に可預哉三年の内に大切成病可

差發證を見せ可申候併其方が如き邪路者には證を

見せず三年の内外に思ひ知らせたく候へ共今日の

證を見せねば一座之各被存處如何敷候間只今見せ

法橋洛の砌も供いたし形上り三四年致在京候藪

醫にて今思ふて見候に良にて候ひたるに自老漸

く二十才迄被致存命候殘念不少々存候配劑之作法

殊勝に只今存當申候

柿のさね程のまつ黑なる物を捻り出し錫鉢に満

水を入てたもれて五六合人の鉢に水を入其水に

右之ひねり出したる物を入れ一高瀬八幡の法印ふら(被相煩候迎熊本御待衆に

五六九

楊枝の房にてころか

し申候とろけて黒血となる五六合程の水すゝ色に
成候を各參來の中に出し就堅仰候はわこれは此黑
血かさとなり三年ほごして脊にさいふかさに成
脊くさり死候如此成事知り候就堅故天に通じ清正
公より被召候然は只今はさのかひさいはれまじき
ために證を見せ候證を見候てわごれが仕合と成り
候と仰候に件の町人頭を地に付致三拜候同参の旁
我を折肝を消し舌をまき五七日逗留中は豚の黠の
貴賤群集せしめ候由にて今の町人は就堅宿主を
賴就堅の機嫌を取直し饗膳を進候て黄金貳枚人參
百日歸府の土産に進候亡父には唐布上々を一疋遣
候由其金子の一步小到二南三兩は員數不相知候ひ
たる山に候
と子
可申と申肌をぬかせ一之推よりかぞへ四五推の當
りおられ候にもくろじ程のねまりをひねり出し
紙袋より針を取出しぐりめきの上を少しつきやぶ

否御穿鑿被仰付候處に佐渡代落去さ其儘合上京
候近年御家人に罷成居候彼等に被遊御戒候様にと
加藤平左衛門被申上候故に越前被為召被遊御祁候
一吉政之若輩之砌久臓の頃伯父空圓西友先生之的
傳を久燕被致傳授候處に清正公御臨終御病に都に
て高下を不論洛中外を合廻療候名高き醫被召下
御運用被遊度由被思召上候御家侍中左存候者實
つ時分に合着候へば如案三人牛をはやめ急迯候を
おのれら共何迄うするやさしい竹おふこの
さがりたるを親子ひつかまへ最早思ひ切り申候う
かと思召そと血眼に成り小膝を折りかまへ罷在候
刀のみねにて二の元をうちふせ打たしはや縄
にてひっくゝり跡鞍輪結付女房に牛を引かせ跡
より竹の鞭にて追うて即日七つ下りに軍兵衛殿宅
へ歸着候に吉次は符を書開眼被召をり候のがゆ
る(と仕廻候て吉政へは遅速の儀妙に仕候
無御申助太親子に符をのませ又候や逐電して見よ

獺病人に即日相成可歸さ計御申候由然共古老成名
子共命感譽候遠近之入々酒茶之飲此事計之由に
候此段も拾集之中に書出候

大分之金銀被下即日罷立下向之段中かまへ御早船
にて早々相下被申候て鶴崎に着被召候と其儘御他
界被遊候早々歸洛被在候様に又越前合同船候へと
加藤右馬頭殿より被御申遣御銀百枚被進候に就堅
願被申候には法橋儀無妻子者にて候田舎へ致逗留
諸病を慰見致度候第一佐渡氏多年友の名染にて
越前さ咄度存候間同くは熊本へ一兩年も致逗留度
と被申候故御家老御物頭の御衆も御大幸と御座候
熊本へ逗留之宮にて米之御扶持沙汰之處に法
橋重訴被申候は根用衣用鼻紙用錢無不足覺悟仕候
間曽て拜受申間鋪候越前長屋に可被罷在と願被申
候て越前屋敷認に宅之長屋へ被罷在候故に職
之りにも被成候間小者なり納所なり乙名なりに

一人罷成先就堅法橋之配方見せ候様に養育は秀家

受込候久是非右之通にさ緣類故秀家無他事吉次

方へ入魂に付就堅之弟子に相成候て滞府中は勿

法橋を何とそ道急速に罷下候へと被仰出

に京二條通玉屋町に鈴木就堅と申法橋出家落之仁

にて身を高く不罷在洛中外貴賤を不被撰良醫私借

宅の合壁に被罷在候旨申上候處に今日罷立上京候

渡邊長以來之故事

一亡父舍兄九郎右衛門吉夏妻 伊津野四郎右衛門娘

にて候彼四郎右衛門は伊津野山城守相良の下城主

東掃部ために甲佐日和瀨にて討れられ候彼四郎右

衙門は山城守の妹にて他出大將討死合戰に相

迯れ後刻油坂東之陣所へ發向し即日大将の敵掃部

を討取致高名候彼四郎右衛門令得道改號清念と申

候江原雲晴さ申伊津野の一老にて共子四郎右衛門

にて候山城守之妹舞以後伊津野名字免許にて伊津

野四郎右衛門さ申候彼淸念惣領娘九郎右術門吉夏

の爲體にて被致臨終痛は敷亡父被存候て銀子壹枚

合懐中進候旨兼々被語聞難

困難有存候

以後屋相

彼對馬に被个老縁候處に對

馬追々死去浪! 粮用介斷絕候,亡父夫婦申談候

て是非(可致孝養と逵て異見候へ共前早川にて

右之悪行今以ぉもはゆかり見來自退候でうる

生候實母も得道尼號妙空と相改臨終正念往生致滿

悅候然は古侍故古道具色々有之候を臨終前に夫々

遺物無殘所刀を吉政に被相殘諸道具兄之九郎右

衛門に遣酒造り居られ候酒道具も同又少々銀等有

之候は繼母合取持 對馬中前々橫野領

八代郡四浦に綠引少々有之候夫を賴みに可行候

浦之往來道拂に川之方へ追うて行けと輕くさ被

申付候由名子に老輩共數多有之候故誰々も供致

可申し候へ共はやく如此の者に逢て身をた

たるがよし早々獨行候へと被追立亡父只一人

みにもふて拂ひ川に合着わしうづさいふ谷に朝九

五六七

一吉政吉次と一家に被罷在候砌助太さ申者夫婦助六

と申倅三人吉次被召仕候處に或夜助太夫婦悴之助

六三人吉次のことひ牛に色々つけて合逐電候吉次

吉政へ追て行とて刀を被相渡被申付候由は彼等共

何の手たまり可有哉引く 牛の跡鞍輪にくゝ

付女房に引せ可

候は打切れ助太目は

之妻にて候九郎右衛門子々孫々惣右衛門十右衛門

藤左衛門助にて候伊津野山城守の獨子宮内少輔

さて有之たるを吉次清正公へ奉公仕らせ候手筈介

分明候へ共宮内少輔いかゞ被存候哉伊津野重代の

鬼太夫の大脇差を帯し筑後方へ被致逐電二度到

來無之伊津野庶孫は右之通之者共迄にて彼清念吉

次は二従弟の由に候日和瀬合戰油坂合戰書候所

に合細書候

六人内武人女子右之池にて吉次後妻に被合入來候

由に候然は織亡父若輩久藏と申たるを何とそ被

致候て久臓を追出しつれ子彌七と中に軍兵衛殿の

跡を遣度亡父舍兄は惣領別屋敷へ被罷在追々庄

役被相譲筈にて吉次の跡目分

の跡目用捨彌七へと被存候

へ共吉政は惣領分にて職家業故繼母是にこまり

扨は死後ならではさはまり久に毒あたへ殺して

跡を取らせんさて或日ひそかに毒をかはれたるに

毒賣さかめとりたる小ぐれ竹に腰以上は五六十の

すかた腰以下は十七八程の女毒を買ひ候罪おぎな

ひに書付置候とほり付圓寺より前川へ下る道の

邊りに建置候を亡父四五齡の砌見付軍兵衛殿へ見

せ即座にて亡父吉次、被申候に某は心候間もし

毒抔くひ候は、其儘可存候間氣遣は不致候と申候

て小さすが脇ばさみ被罷在候故繼母大事さ被存
召連候惣七に此無念の久にあたへ可申ため相
求候へ共久藏かごりと様も機嫌悪く候間時分
可有候其間預置候間能々取置候へとて惣七に被預
候然處に近日むしいたみ惣七不正念に成候故女房
惣七が前巾着に黒藥有之候を一ふく一度に飲せ候

敬醫に仕立給り被致露居得號休巴と改念佛被迄牲
居老寛永九年之二月出生候忝も守り立
堪忍被召候様に左候は久儀も無沙汰にて圍屋
敷に移り不通も不致孝行に可被申出其分にて
被罷在候て一兩年中に彌七は爲賣買川尻方角へ遣
亡父は吉次の跡家は被致自退やつは紫王寺下の
屋敷へ被罷在拙老本屋敷へ被移大福人に被相成候
談合吉次へ段々異見いたし無沙汰にて是非共
々死すべく候とて泣々相果候て日の内に腐れ爛れ
て沐浴もならざる山に候左候て七日に當る翌日に

か軍兵衛殿へり繼母に向ひかゝ様は御情なき御

人かな久藏に被進候毒を惣七に御預け候をはらは

は虫薬と心得惣七に飲せ申候へは右之通惣七な

(申候は介頓死候扨々久藏殿の代死は惣七仕候

大聲をたて泣く(熊本の様に罷歸候由に付

軍兵衛殿早速離別可被召上候故亡父の九郎右衛門

へは惣七此薬は何かと申候に女房巾着に有之候

黑薬と申し候へは脛を上け泣く(申候は其樂は

か様久藏殿にのませ候はんこ被召候へ共吉久殿

かざられ候故先々惣七に預置さて預候毒に

五六六

一吉政の妻の老は豊田村山丹州之家安見村之領

主末安藝守と云仁之娘津志田平左衛門妻女の

娘にて候自老母にて候右之手の中指まがりて有之

候を思老若輩の砌母に申候は中指まがりたるはか

たわらしく候を軍兵衛殿は畑に被召候哉さ合一笑

候へは母被致笑語候はまかりゆび軍兵衛殿之秘

臓にて其方が母に成候と被申候に付其の分は

渡邊建長以來之故事

申して右にひつ提たる鍵にて眞先に来る大之男を

突伏せ残る武人におのれめ共御曹子之御供して薩

摩に参らんとや高にのじり追候へ共眞下り

に合急迯候故立歸惟善公を肩にのせ奉り追付候て

惟前方の餘黨等三人我々も御供と申候を眞先の奴

原突伏殘者共をも近さしさ追ひ候へ共合急迯候

故討洩し候さ申たる語彌五助孫太郎に申候へは自

分の亡父其段實正にて候と被申候惟善公被仰出候

は軍兵衛かひつ提たる鏡に血が付てこれ有候をす

さまにく思ひたる事夢の様に被思召被成御座候さ

被仰出候由と亡父被申聞候此事拾集記に矢部の濱

之御所より目丸へ被成御座候段々書出候處に細

書候

一當三の不見苦様に致修建被置候亡父惣て信心

之人々にて候若迎の砌母早世吉次後妻に清正公之

町御用聞紅屋彌助と申人の後家を後妻に呼受られ

候彼妻發明なる婦人にて侍方馳走上戸にて酒の會

無類之由惣七と申者夫婦召連十五六の息子上下

五六五

いかゝと申候に語り被聞候は六つか七つかの

人園の柚一つ取てこよさ候故に柚子をあやし候處

共柚木の下に石をとり立てたる有之候に石之間

に柚子落入たるを右之手を入柚子取候にひら日此

ゆびに喰付候故石を左の手にて取のけひら口

の首をむすさ握りおめきたる故父來りひら口を

しみつからをいだき今々死ぬべく候さて早川空圓

軍兵衛殿の含兄にて上故即時に呼愛津志田に空

圓の弟子兄弟莖正清さて牛角の良醫にて両老の保

養にて漸く快氣候毒虫の首を

候毒虫の首を握りたる事軍兵術

殿御感候てわらは嫌に被召候

吾け

に老云はれ候ひたるは亡父屋敷の隣

來候に少も不被用心道具等は段々に外へ出し少

も不被致驚動候處に類焼もなく候に亡父を初め合

群集候人々も舌を巻れ候と申候

一阿蘇之神主惟善公を清正公被成御取立候て前々之

通大宮司になしたてられ候分は佐々殿へ阿蘇殿

家頼共一揆を起し候扨は神主殿は謀叛の頭人さ

御成被成御座候へ共家人共城を責候時節は佐々殿

の城中に神主殿井御後室は入城候て御座候分ヶは

建部兵庫佐々殿御家人にて城中に罷在其分ヶ明白

に被存候分ヶ清正公へ被申上候故惟光公は無く被

成御成惟善公は小西殿へ被育被成御座候を清正公

露さも阿蘇之家人共不存成政公之御城を取巻此段

軍兵衛など第一申談城より明朝西之手へ差立候中

黑之籏を御目常に御切出可被成候後詰仕助成

さ佐々殿へ早川城主の弟丹波を忍び得物之仁故佐

々殿之城中へ右之通の便に遣約束仕定置明朝約束

之通後詰一時の間に取候兵人抬集に書出候通二千餘之首佐々殿御取候て其儘御をひらき被申候其丹波使之取水建部氏にて候放清正公へ後詰之仁人就中軍兵衛事密々宜被申上候故加藤平左衛門殿折々吉次儀御奉公仕候へと御座候へ共萬石にても業を用捨候事不罷成候と申切り子々孫々如此に候

一薩摩亂人來國に大宮司御代々御勅許の綸旨口宣阿蘇御家之御寶物箱は坂梨孫太郎脊負惟光公は西源兵術其次に渡邊軍兵衛惟善公を肩に奉乘矢部之御殿より目丸へ令隱歩候處に三人御跡より見來」候て軍兵衛に申候は我々も御曹子達之供奉仕可申申候をふり返り見るより早く惟善公を大岩影に奉置大將はむつかり聲をいださぬ物にて御座候

一右に書出候通に阿蘇殿へ御禮申上候を渡邊之家者惣領と相成來候故渡邊吉政渡邊の頭領にて候

一軍兵衛被致死去候に付忌明日以後阿蘇惟善公へ吉

政伺公被申上候に御熟成る御意にて親之假名可被

仰付を今時軍兵衛は規度候間阿蘇の御家にて又孫

之假名分ヶ御座候假名の上字に候孫兵衛さ被仰

付候御座候て御上下御鳥目一貫被爲拜領候旨申

傳候

十六 渡邊孫兵衛吉政

熊本へ御呼寄せ内府様へ前々之通に惟善を阿蘇之

神主に被成御取立度旨被仰上候へは共通に仕候樣

被爲仰出惟善に御知行被遣阿蘇之遊に屋敷被爲

進御當分之通に候

五六四

渡邊建長以來之故事

かへす甲斐入道も又次を懇に被申付候矢部へ兩

人の子共名 出坂梨西氏へも宜く取なし賴候に

付軍兵衛も又藤次郎が倍に名字を発し緋屋の師に

付其作藤次へは酒屋を門内へ仕らせ紺屋をも相勤

御百姓を打笑ひ罷在候忠兵衛はおしたてもとにか
くちくと筆をも動し鼓をもならし小謡をも下々の
人の前にては不苦候狂言踊をも見事手前のちりを
拂ひ候上は自分若輩に候間養子分に致候と被存
四五年も亡父宅へ召置第一染物させてさてい屋
をたてせがみられ候に大酒にて毎夜酒喜候
者之所へ酔なりに泊り致居候て藍瓶屋より火
事を出来しかめ屋二間に三間を半分焼藍瓶四つ踏
崩し火を取消夫に付伊織様左馬之進殿さ申砌御奉
公仕以後は糸田慶珍さ云浪人に入聟に参渡世難成
候に付右昔の様子亡父折々被開居候を覺て罷在候
殊に前々老身は勝手も大形に有之たるに付少々借
置候銀子共自他へ不知様に合損失候て遣候上助命
不如意さ申候故蟲樂之丸樂大分令調合遣候て助命
の便に成り遣候扨又妹助右衛門困窮女房を自
分所へ召置候に長さ申ふくさ申娘彼等兩人養育
條玄宅老を始御家人に被相成候砌建部氏も人數

分にて清正公へ被相勤候故佐々殿御城中に神主殿
御時公惟光公惟善公を佐々殿へ御申上右之御三
人城中八奉預置候處隈部但馬守佐々殿之御意被達
及合戰候やつは右三人の御衆御城中に御座候をも
五六三

1

いたし候て吳候へと忠兵衛逹て申候故に彼者が曽

祖父五藤次拙者麗父軍兵衛吉永七八才之砌より守

り立仁だて候この亡父被申候を耳に聞納

候て罷在候故兩人之子共眞年四年相育助左衛門妻

合身受候砌は身代に銀二十目はね其前年母の妙

死病に能勞り吳候故乍古着母のかぶられ候古き夜

の物吳遣候吉久討死年數百四十八年にて候百四十

八年曽襯父の時之思を不忘却如此に候

一軍兵衛吉次之鞍鐙は清正公之御時代の神田對馬殿

申給主所にて被進候由に候鞍は木地に朱印有

之たる能作之由傳候具足はひ被置候を以後横

地十郎右衛門殿と申仁是も給主にて御取候由に候

一佐々殿へ被罷居候建部兵庫頭以後従太閤様小西殿

へ被成御拜領小西殿落去後に従御所様加藤清正公

へ小西の家人被名置候事被遊御苑候故宇土城代

一神主殿へ阿蘇の宮本の御家は各別其外の阿蘇家
の証人之高座は渡邊にて候既に智又兵衛に少之間
社役相勤させ申候此方角古老の人衆と同道
阿蘇へ参候時右之分ヶ坂梨左右兵衛惟延へ申進候
へは従前々之例怠慢無之共通に申付候この書付
一庄司役社職ふさねては相勤苦(候故地方庄司役は
惣領孫四郎社職は亡父に扨又従前々社職相勁阿蘇
殿へ伺公仕候は渡邊の惣領にて候自分も乍庶子
通に相心得候へと被申付従神主殿前々被下候御刀
亡父に相譲り惣領の渡邊と亡父以來成老身迄如
此候
れな塚じやさ被仰候由扨此碧川を防ぐ塘は折々見
候て合笛候に根ばり三十間に高さ七間につき候
へは洪水に何の難も無之候然共通に塘をつき水
をいため候へば脇へはひろがらず候そこをほりう
がつ故淵になりをるへく候時は彼川水を田の用
水には取れず候彼碧川は流れまゝにして置候て

ちらこちら用水をも取河成田をも仕立して置候が

よいよと被仰出候て被成御立候故に軍兵衛罷歸候

被申候由に候

申候いか、自老一家かと申候

人存候人も有之候へ共右衛門大輔吉久討死之場兩

人の子を守り立呉よさ藤次へ吉久被申含たるをた

秘忠兵衛の 作と申湍戸五兵衛殿へ

不合飢死候様に軍兵衛仕付古理右衛門迄紺屋の類

にて候軍兵衛一代は田畑作り取被申候て育まれ伝

一熊之庄にて吉久討死之場より又太郎孫四郎守立呉

よさて被差歸候後藤次は忠兵衛が曽顧父にて候共

子藤次郎と申候其藤次郎を軍兵衙熊本紺屋町に遣

置染物を習はせ 育候其藤次郎が子も藤次郎と申

候是は軍兵術酒を造らせ置被育候忠兵衛小平次と

申すを子孫同前に軍兵衛九郎右衛門被申付大體に

物をも書き候唱をも後の九郎右衛門藤七なご一

様に殺へ藤七は大鼓小平治は小つぐみ今時は

谷に此者ごもか様なるつみも無之候後藤次が倅

の藤次郎には軍兵衛より渡邊を被免候此分ヶ忠兵

一渡邊用戰に致立死候玄蕃允は傳吉が高麗父古理右

衛門か 凬父又共子玄蕃横野黒岩にて又太郎に對

合計 候左候故に古理右衛門か親を紺屋に仕立

給り候

五六二

一之井手御ほら被下候翌年之秋前川筋を清正公

御通夜遊候に畠成田にて平米を仕りゆりといふ物

に入置喜六といふ小者にかつかせ軍兵衛前川向の

道に出謹で申上候去年も堀せ被下候井手にて大

畠成田を仕立申候黒田の稲にて平米を仕り乍

奉懸高覽と申上候へは池田左太右衛門と申御前

好の御方に申上候へは御鈴下に被爲召ゆりの内成

る平米を御つまゝせられ御口に被爲入皆是をくゑ

(被遊御意軍兵衛を近被爲召候て仕立候品の

内上田を三反被爲拜領候御直に被仰出柿原孫三

渡邊建長以來之故事

一早川村中流通候井手軍兵衛見立置清正公從矢部

早川へ被遊御出候に淺井に罷成見立置候井手奉言

上杉村茂吉と中井手見の工面者被召連候に御見せ

御堀被下候此いりわり拾集に个細書候

殿跡領の者は居り申候慶音雷鳴之様に爲有之

と申傳候

カタジケナガ

一拾遺に書出候通に清正公の御領に罷成候と其まゝ

神事祭禮寺社辻堂に到る迄修理可仕旨被仰出小西

上候者は下々に多は其比無之候と被遊御感譽たる

申傳候

一亡凧父迄にも限り不申古老身共老身へ數人申聞候

に清正様に被召出候村々の庄屋分ヶ有之候大百姓

名主等被爲召候ても又は罷出候ても常分御給人か

御郡奉行衆に罷出候同前に有御座候ひたるこ申傳

候既に軍兵衛右之通平米を差出申候て御馬の跡よ

何公申上候にもふはいれさ不被仰出候ては参居

申候故軍兵衛御跡から伺公仕候に犬塚に被遊御上

御馬から下りさせられ御牀机に被爲召諸方被遊御

覽池田左太右衛門に此の碧川が雨方の山野を切

りに水出候事が可有哉と被仰出候に左太右衛門被

申上候者此川は遠方流來申候扨又山しほさ申物出

申候は多分はたべ一はいに出可申さ奉存候と被

申上候へは左る時は其水さき熊本迄り城にかゝ

るべく候然共此犬塚めにて水をなやまし水のこし

をきり候就夫城へは別條無之候向後此犬塚めは重

五六一

地に罷成候御書出拜領被申候は、只今迄も可忝候

へこも共砌は上之方にも左様の譯多候ひたると申

傳候此旨も同書に合細書候

居候處に正公被遊御他界候印年から上ヶ

郎と申役人被爲拜領候御田被見計軍兵衛作り取い

一小西殿關ヶ原之御用に盆城の下々惣人夫數千人召
連候て罷上候頭役人を軍兵術承り候て人夫名罷
上候然は吉次事は軍法式戰場善悪の氣と申物を見
候事達人にて候故關ヶ原御取合の氣を毎朝見候に
乍憚御所樣御方には能氣相見申候石田殿方へは悪
一國代落去に付早川城主越前守も被致上京二條通玉
屋町合借宅被罷在候を小西殿へ邪宗門故無沙汰に
清正公へ御逹書の首尾内所相調軍兵術方より呼下
し清正公へ有付ヶ御知行三百石被下櫻馬場に屋敷
拜領被致天草御陣にて敵の錠をもぎ取被申候を滿
正公被遊御覽御感譽にて御鐵炮十挺被遊御預得名
利被申候此旨もほゞ合細書候
証人役吉次殿に邪宗門に不合改宗候とて數度
可失命被致候へ共佐々殿御家法小西殿へ被召
置中にも建部兵庫頭殿佐々殿へ密忠之後詰之分ヶ
彙々被仰上候故難題を相遁(被致候由に候此旨
趣も拾集に合細書候

合

明此段も拾集に委細書いたし候故不及多筆候

一佐々殿御落去追々加藤清正公小西行長殿拾集に合

細書候通盆城は小西殿領分にて吉次一人神道分明

の一清正公惣て被遊御領候て御國を春夏秋冬四季に被

遊御廻國川成田海成田畠成田御開き井手堤山林村

立神社佛閣被遊御一覧其村の庄屋召出色々被遊

御問答又は名主にも理々敷者共被召出舌の善悪

古今の共委細被遊御侯に吉次程奉邃御心に申

一石田三成殿御敗北にて御所様爲得御勝利拾集合

細書候通に宇土行長之城へ從熊本被成御取懸早々

清正公彼城を被爲乗取候故を以從御所様肥後をふ

さねて清正公へ被遊御拝領上下萬民凧賀難申計候

此段も同く別冊に合細書候

氣見え申候故御所様方に密々奉言上候は私儀は小

西行長野伏を引率し罷上候人夫之下役頭にて御座

候行長邪宗門にて顔内我々うんしはて候然上は

肥後益城郡之人夫小西方へは出し申間敷候願くは

人夫召罷下り申度旨申上候へは引連可罷下候忝

も御所様之御印可被下さ御座候て御印を拜領仕罷

下候故ゆひさし申候者も無御座候て目出度罷下

即日諸方の人夫益城村々へ歸し申候に人夫共御印

を拜したてまつり在所(へ各罷歸候由に候難有

忝も御印を表具仕奉納置候

五六〇

渡邊建長以來之故事

一嚮之原甲斐人道老の發向遅く聞吉次共日の七つ下!

りより急速に豊田經の坪に被參候跡に阿高村に岩

永運情さて無比類覺之者罷在候由彼者共日の六つ

上刻に个見來吉次は嚮之原にて被致討死候此夜中

に相良勢甲佐へ可亂入候何方へも密に可被立除

候兼々吉次と親近之某故風聞候と共儘罷本候と

甲候山に候吉次妻申候は吉次は宗無他事態に仰

候間左候はゞ使を早々可給候左なくば兩人供仕候
者共罷歸可申聞候今に及暮候うかご内に入不
覺をかき被召そ申候ててぼこを取かまへ細戸に
明け外をにらまへ罷在候に彼運情肝をつぶし扱々
不思議なる女さぐめかなへと笑ふく迯去候て翌
日又來り扱も吉次は不珍事とは乍申手柄被召候由
在候のが小夏は不通に過候れ者の手だれ者さ
風聞候左候は短刀にて此方身をすて候て討
ねば仕損候不足之者は候故長刀にて追討に能候
と申候て短き刀を持せられたる由吉次物のすちら
しき女は各別にて候勿論長短の刀にはよらず仕そ
こなふ事にては無之候へ共女愛には氣心の付候と
申候て被致候など申傅へ候
一佐々殿御落去にて無御座候へば人分に吉次被罷成
候手筈有之候由に候へ共有無實否之御吟味なしに
御滅亡故成政公も痛は厳密忠後詰の旁も夢に罷成

一佐々殿へ常國侍一揆を起し成政公之御城を取巻

御難儀候處に各申明朝西の手に中黒の旗を立可

申候彼産しるべに切て御出候様にさ忍び使ひ佐渡

丹波を差遣候分ヶ彼丹波者佐渡越前の弟軍兵衛従

子にて此後詰之忠節第一人は吉次にて候此遡拾集

に合細書候

一佐々成政公御居城に御後室御雨若殿御を以御苑

候放に御三人を入させたり候思慮旁吉次之工夫

簡集に合細書候故不合委筆候

一常國代落去之時分は妻は元來紙用馬入城主の妹放

彼城領早楠と云深山人倫不知の在所へ隠置拾集に

令細書候様に神主殿の御後室御兩惟光惟善御兩御

曾子選を目深山幽谷に奉隠置色々眞實の味方

同士申合密忠仕候吉次の忠節拾集書に合細書候通

候

不斜存候さ祝詞を申候て早々罷歸候と申候此女房

は亡父が母にて候

一井芹一黨七千餘人の大將井芹加賀守を吉次被討取

候拾集書に甲斐宗運井芹一黨を被殺候さ書出候處

は昔の事を今以,了簡候に吉次眉目規 模とは存

候

一甲斐守宗運同宗立大正八年の三月袍田詫摩之境丹

花之瀨出陣に御船城代計にては無心元候早川佐渡

越前守御船へ來入候城を相守可給候扨は早川城

無心元存候間渡邊孫四郎早川城へ被致入城相守可

給候今度の陣立同刻可介感心候と御座候に付早川

殿も父さ云御用と云阿蘇殿の一之御大老と申今

度之御用陣立さ等被思召候の入道重故早川

殿は御船の城渡邊吉次は早川城に入城吉次は若男

之砌にて今度障立に相迦れ候事無念千萬に被存候

山に候へ共以後の異名は各別の由其有心の

冷感汰候由に候此行同書丹花瀨合戰さ書出候所へ

令細書候實に早川殿の家老佐渡大學之助同能登同

修理此仁人罷在候に甲斐入道早川城へは渡邊吉

介入城可給候左候は、老身心易出陣可被召

增被下候細書拾集響之原合戰之甲斐引陣經之書

に令細書候故不能詳候

肥後文

一砥用小夏の名主奉對上無法之越度有之候を軍兵衛

討候様にさ從神主殿被仰付候故に致拜領候延の

刀差出候に小鰯上野の妹軍兵術姫の所へ被育被罷

一右之妻命死去候故に衹用馬入之城主丹後守早世以

後執事篠原後藤兵衛馬入之城主に被相成候然は矢

部中島殿被致浪人篠原氏に有縁にて後藤兵衛所に

中島右近被罷在候彼右近取持候て後藤兵衛の妹を

軍兵術後妻に被相成候其腹に被出生候次男は自

老亡父休巴にて候其右近の實子又後は右近さ申候

彼右近國代落去の後右之縦に付軍兵衛を賴早川へ

來り候右之名綠元來中島之領主の譯吉次内存さい

ひ右之名線旁にて吉次大分の地方持故其内作らせ

以後には令入道行念さ申候共子宗專北子彌右衛門

其子當分の又右衛門七郎兵衛にて候

一吉次初妻は河尻殿之一老小鰯上野守と申仁の娘河

殿の之衆若達の砌は川尻一座の能太夫居致

入道荒木一白さ申候彼一白小溺の娘軍兵衛女房に

取持婚禮腹に出生候惣領が拙老伯父古九郎

右衛門にて候

に今細書候故不能交候

五五八

渡邊坐長以來之故事

吉久右之通に付早川へ入の處に天正の末比古

持深井野湛淵主水と中早川殿甲佐早川境目の

番人にて候彼主水屋敷へ明西の眞父座にて其後

明西古空間同道にて薩磨へ越山被有候砌迄は薩

摩真宗法度無之時節にて明西に歸依の人天山多く

往候は薩摩眞宗の取次にも明西可被相成と思召候

て西念寺號木佛愛にて新意明さを共

後被召連古空叫井渡邊1 家取持宇土八御越住大坊主

衆人數一分に御成候石之事を以て正姉を明宅

の内方に棚画より是非,被致約束候處追々

錦袈裟着服各別位高く御成候坊主に不似合見苦

候明西老へ断を被相被致離縁候古空間にて明

西老眞宗安心決定集の秘傳御受候由に候彼明西老

右之由緒にて古空圓孫々へは無作法にて剃髪被致

候定約有之候左候故に頓年空圓十五六齡の西編

寺院御札の殘上納のため正圓被致上京候時分下

向之砌古明宅老西遍寺え右之凬に御來寺の折節自-

分九郎右衛門市右衛門三人に有明西老診語被御申

の山にて明西の眞父分ヶ有之候て渡邊

に頼

の拜讀に秘事傳授有之由に候西念寺は前々菊池家

一天正八年に盆城へ相良義陽公發向の砌甲斐宗運引

陣所へ吉次私立に合涯參候處相良家有名の豊永藤

次を討取甲斐入道御眼前の仕方入道證立にて從

惟將公御刀被拜領假名軍兵衛と被仰付過分の御加

五五七

一吉次大力之大男打物取物無双自他感嚳上從阿蘇神

主殿下萬人に到迄彼吉次に肩を双べ候武士無之候

ひたる山に候

一渡邊右衛門大輔吉久惣領又太郎石見守吉行入道號

空川次男孫四郎後名軍兵衛吉次渡邊之惣領さ吉次

被罷成阿蘇殿の御勤當所三社の社役軍兵衛被相勤

候

出西念寺へ無御失念候間今度正圓子空内を無作法

にて剃髪可被御中附さ御座候て御剃り被下得號當

西幅寺前々開山空間にて候就夫空内を空間さ被仰

付候さて空間と申候明西老當所へ御逗留中に古空

薩摩へ御越山候様に進め被申候て供被申候

分ヶは薩摩妨人に被押取候證文色々御物萬一

聞出し見出しや致し候はんと被存候て薩摩へは同

道被致候はんこ前々より心有古老の自他人中傳候

十五 渡邊孫四郎吉次後假名軍兵衛

圓にて被致傳受候由に候御交

圓

京都本願寺へ能上拜受被致寺號を合上京本願寺より御免許勿論木佛の阿彌陀の御物薩摩観妨人に被押取不面目さ慌て令落髪

一右之古空圓事右に書出候通に渡邊家の厳島宮

令死去候源右衛門惣領に娘に男子惣て子兩人有

之候て死去候然は宇七數町の町頭本郷太兵衛と申

仁の妹を同西念寺住明西さ申坊主口達にて源右衛

門後妻に呼愛息+長臓と申すを落髪致させ空間の

庵僧に可仕さて空間内の處に空間被致臨終候追

源右衛門も被相果候故一家と申早川にて眞宗の

安心教師の空間跡目と申旁にて伯父九郎右衛門亡

父孫兵衛淇外早川中の人々源右衛門後家に念佛教

師もがなさ各願候處に小國萬願寺と申眞言宗之

寺之寺僧に被名候明空と申僧改宗候て眞宗に被相

成候のが興風伯父九郎右衛門所に被致見來候を

伯父亡父申談宇土西念寺に被申達常所の講衆中に

申談源右衛門後家に呼愛源右衛門實子長藏を法體
致させ明空彼長藏を守り立得號正圓さ申を西念寺
明西さ申持にて眞宗之作法致勸學以後西福寺と
の得號被御申付空圓さ申候京都へ數年逗本願
寺にて途法學開山高佑大帥知識之御影申揃へ鐘
を鑑調へ當分如此にて寺一分之西寺にて候矢
部に西福寺之門徒多き分ヶは吉久矢部御殿にひた
何公を居られ候故追々念佛の法流可繁栄さ
得心被致候故祈禱札守懇望仁人を以後真宗の旦
那へ成れならふと約束被置候書付を又太郎仁達
候て以後介入道右之通に被成立ほつ約束の道
を糺し近來の正圓西福寺と寺號を被申受候て往昔
の堅約介到來當分第一西寺旦那矢部に多候
一左候て立之岡真行寺は西編寺木佛寺號よりも前以
寺號木佛拜受にて候處に正圓宇士西念寺へ被介入
挙候時分やつは右眞行寺を本寺に正間共外一家九
郎右衛門孫兵衛取持罷在候處に少々分ヶ有之候て

西念寺へ直参候

に仕らせ自分は弊をいたし被居候處に源右衛門妻

右之大本繪像の阿彌陀は八代郡四浦之人

・に正圓方よりふぞく被致候左候て正圓實子西念寺

後住明宅と申持より法體被仰付西福寺開山空安心決定の秘書御文の講尺を頭

目と被致勤學候故西念寺明 真宗安心の骨目

自他の僧侶衆彼古空一然者薩摩より軍士來の吉次は妻女有方へ忍ば

せ拾集に書出候通に阿蘇御後室御兩御子に附添

廻り目丸深山幽谷に奉隱置致忠功候故に厳島之元

由記彼宮之寶物就中漢竹の笛渡邊従前々の證文阿

蘇殿御代々被成下候御感状色々の御書出同氏石見

守へ相渡置吉次は右之通の處に右亂妨人共從八代

豐田中山低用甲佐へ合亂入候故に女童部は袛用早

楠山へ忍ばせ右之色々安藩と言老臣手覺之者え密

々持せ候て横野村の山奥黑岩と言所に合隱入罷在

候處に蹴妨人大勢見來候に付蕃允すくや

か者にて或木の枝に右之寶物箱かけ置主從介一戰

兩人討取候間にかけ置候箱おつ取何地となく合逐

電候玄蕃一人ふせぎ候間に梅の木の様に落候へと

中大勢の中に切入敵一人討取合討死候石見守

横野明王堂戸之坂を越梅木の高野に入自手に合

落髮行方不知に被致逐不面目と被存致上京本願

寺門前門外に致詫鉢三年罷在大形合治候に付罷

下候由に候乗船無恙後へ个着船高徳寺に被致一

渡邊建長以來之故事

神職を相勤神主殿へ忠勤仕候者惣領に罷成候例

作法故吉次惣領と罷成られ候

一空圓一向專念の念佛道心者にて右に書出候吉久立

の岡より被致拜請候大幅之彌陀縮像を安置し娘一

八有之候に水越の内せんぞくさいふ名主源右衛門

中を入に呼請乍俗拜ませ少之内作源右衛門

五五五

一右之通にて渡邊満直書の證交寶物合盜失候不及是

非候正敷五十年以前に薩州へ木綿なご賣買候者

のどことなしに笛に厳島什物と堀付ヶ朱を入れる

を見しさ申たる人有之候故過分の禮銀可遣候間何

ご所望してたもれかして頼候へ共實否不分

明に成り候と亡父被申候

宿候に住持被仰候は何方より何方へ一通の僧にて

候哉さ被相葬候に如此の仕合にて生戀敷本願寺

を立出肥後へ罷下候と被申候へば扨は左候は御

文を被有識候へと被申候に付被致拜讀候に仕持

がを折令一通さ被望候て念佛の正語咄し被申候へ

は奥より尼公被成候て老眼に泪をたれ扨々五十年

以来に初て殊勝なる御文を致聽聞候さて被有感心

候由に候翌日空間寺を罷立門外にて尼公の儀被相

候に本願寺様の伯母様にて御持の御母にて

御座候さ申候由に候

産子に も従前々家業の

祈念所のかたくには共御

本尊かたくへは神明をかけて現世後世ふさねて

被致信仰候由に候後筆に可書出候又太郎家業の神

一俗名談致入道空間と申候

さ

吉久にふぞく被有候をへ者難有御事と致申候て八百御身の彌陀之本
尊を下に能醫先生を被遊勅許候て友先生と中名醫

之御城

にて

候はんと存候其分ヶは前々七半濟山方名の領主に

不村も七濟在々之内にて候故に神事に付不

領村の戸の内と言名主が所へ被參候に宇土立の岡

當分の信行寺高之祖父にて候はん俗にて彌陀の大

本の本尊を御文箱持參候て吉久と被致一座古今の一

咄共の中に吉久被申候由は不苦は其書文を御見せ

候へと被申候へは安き御事拝見被有候へと被申候

を見まき御文を拜見致以の外感心被致俗師に被

申候由は某は數百年以來分ヶ有之候神道家業の者

にて家業を合用捨候儀は不相成候後世往生の段殊

勝に存候問後世之勤は貴殿の弟子に相成可申候間

御持参の彌陀之本尊某へふぞくましませと被申候

十四 渡邊又太郎吉行 後名石見守入道號空圓

一吉久討死後に又太郎孫四郎從主君御態に被爲仰付

御殿中にて傘をさし候事被遊御免候あしだをはき

候事も御法外に被遊御苑太郎に如前々權大宮司

職被遊御免許共上御加增被為拜領目出度仁達被中

候由に候

職人申物にて候

被

召置候て少々密傳も可有之縁かさ亡父咄しをり被

一吉久は名人世間前後之儀を合覺知られたる仁五五四

迄も阿蘇山の宿坊は陽泉坊にて候擅越の名分に肥後文獻叢書第四巻

にて候へ共被仁立候以後分ヶ有之念佛導心者

に被相成右大本の彌陀御本尊を被奉信當分の西
寺開山にて候以後は念佛繁榮を被見付候事共
は妙智と一拾集物語に書出候通に吉久嫡子又太郎に權大宮司
役無御改易被仰付候故相勤罷在候處に彼吉行は花
奢なる生得にて詩哥之道被相勝上道心深き人に
て家業の役を弟の孫四郎に相譲り可申旨甲斐宗
運を賴上へ被申上候へば一段可然の旨被仰出候故
弟吉次に相譲り風雅に心をよせ扨又相良殿にて特の道稽古いたし味
に能書にて行之候石見申候渡邊の疎家は惣領は勿論渡邊坐長以來之
故事
一吉久惣領息又太郎次男孫四郎次は娘彼娘は甲斐
入道以口達六ヶ村百餘町野伏の頭首道願寺主馬之
一彼渡邊右衛門大輔吉久は早川城主式部少輔秀邦之
惣領聟にて候吉久の内方の舍弟佐渡休雲と申候元
來之通從大以前早川城主兄弟の分ヶにて無他事
上に右之通重縁の一家にて別冊に如个細書候永祿
八年三月十日に熊無田の庄城責に甲斐宗運發向之
砌從阿蘇惟將公早川越前入道休雲渡邊吉久圓寺

春藏司宗蓮に加力候へと被仰付候故熊之庄城へ

右三將被致出陣三人共に被致討死候細書拾遺物語

熊之庄合戰さ有之候所に合細書候

十三 同右衛門大輔吉

阿蘇神主殿矢部へ被成御座候に御夜討御合戦に致

御用死候

十二 同石見守吉盛

渡邊左近之丞吉長

十九貞同

吉死

乘為

俊吉吉

八七

討一惟將公の御一家に御亂氣に成らせられ候御方を御

祈禱吉久へ被仰付候に付罷上り一両日中に御快全

被成候様に被相勤候由に候然は阿蘇山の行者陽泉

坊修験の行者にて御加時に御殿へ相詰られ候

に右之通を印見開候て向後御自分に出入可申候是

非共旦那に成り候様に依所望、願之通にて當分

五五三

一右之道願寺へ婚禮候娘に吉久より見五と申年來

老同を付けて遣し被申候由然は彼見五郎一百三十

歳にて臨終候由亡父若き比迄相存へ昔語候に

吉久之事折々語せ聞被申候に吉久は文武の達人に

て有之候と申をり候毎月朔日十五日に矢部神主殿

へ御禮法闘し不被申三社の神々へは大方日參又は

看經所にて毎日祈鳶其砌は醫は少祈念旁真符を

服用つき物なごは病人の雨手をむすと取何やら唱

へて顔につばきを吐きかけられ候へばひめきを

出ししほくさ成りをり候と見五郎目に見る様に

咄し語居候さ亡父しをり被申候

佐と申仁へ遣被申候彼子孫同村西光寺と云大名主

にれきく身を持候大庄司にて亡父若盛迄は其孫

々合見來候が當分は他にひさしく成果候

一建長五年より當分まで渡邉連絡候左候て建長

以後猶御同帝の内正嘉元丁巳之年當社三神の神

成兄弟一同に同年早川へ來入候

へ被召下候従北崑川三社の証頭渡邊次郎満

一渡邊次郎清早川への由緒は人皇八十八代後

深草院の御宇建長五癸丑の年阿蘇五十一代目之神

主從惟國公益城矢部の管に往昔以来の渡邊次

郎清を早川三社の神明首權大宮司に被仰付早川

一鎮西肥州阿蘇之宮神主 愛秉公を渡邊主君に奉賴

從成公益城郡内矢部の管を下し給り城を築き

管只今の古城を城領在建長年中の城主を渡邊

近江守秀村さ申候秀村の弟を同次郎清と申候右之

管一所に罷在候兄の秀村へは早川十八町井七牟濟

在々諸名の里方々を被下都合貳百丁御苑領にて早

川へ入弟のは早川三社神明之首禰と罷成同時

に初入秀村新城を築き入城候元由は別冊に細

書

渡邊建長以來之故

は

事今米以に

紙

表

肥後文獻叢書第四巻

従惟下知領それ

候て次郎清に一百餘町被下七

々初穂被下三社の首禰と罷成

來記に合細書吉澄成

吉

六五四

忠吉

後宇多天皇之御宇弘安四年之五月蒙古四千艘に卒

士廿四萬人來朝候時令手柄候

三吉

阿蘇五十二世の大宮司惟直公筑前之國多々良に

て个忠死候

一渡邊次郎清

二同直 吉

一從薩摩天正年之年中肥後に亂入の砌又以後小西

行長肥後南牢國御所領の砌従前々令傳持候證文舊

筆悉く被押取益城郡中に老身を初め个所持候仁人

獨も無之漸く少々書付等有之候を見出し蟲喰を前

後察見拾,之命書出候

一建長五年癸壬年

候

連結候三社之御山

濟の内諸名の山方

事定式法神碩御公被仰付

に五五二

拾集物語」

一二條御城内へ入所其内しゃちほこ四所損す

一御幸町下ル町竹屋町下ル町一所、一烏丸通二

下ル町一所、一寺町通要法寺中松木落、1押小路

通境町之角に三所落 一椹町通西洞院西へ

町に一所、一長番町室町西へ入町に一所同、一

一徳大寺大納言様へ一所落

一仙洞様へ二百所落候佐野治大夫と申御老死去少

々當り衆有り右者御番與力御同心之由

弟も被成御預候 此年六月十九日之夜丑の刻迄朝

の九つより京都大雷大洪水

此年同氏だい所たて遣候 此年長崎高木氏喧嘩に

ほろぶ此年さか十八神殿あそにて御傳受此

年淺野内匠殿吉良上野殿御殿中にて喧嘩 淡野殿

上野殿をきりたまふ併ておわせられ候御殿中に

法外方様被仰出切腹被仰付内匠殿之御舎

編者云拾集記には

一同十四辛巳年

計り此年與一郎様御他界 此年柳川殿初而御入

城從太守様御藏之御使者に中村甚五左衛門殿被遣

候此年柳川殿日南久へ入湯に御出從太守様御馳

走人に中村甚五左衛門殿被遣候

五五一

聖護院/右同、一錦小路新町西入町同、

一魚藥師内へ右同、一西七條村一間雷火、一六

角堂ノ内へ三ヶ所同、一室町三條下町一所

新町四條上町に一所、一釜座竹屋町下ル

町に一所、一衣棚二條上町右同、一白河村

右同、一境町下ル町芝田屋に一所、

此年居屋座敷たて候相摸守へ遣候 此年三月より

古金銀すきと御禁制 此年當國北目大洪水大津町

がしらのごて山水にてきれ町にそんずる同所御惣

庄屋其洪水町にて水死南目は少洪水右之大水熊本

古町に三尺水揚る此の年江戸日本橋御修理御橋

渡初め大隅國松木村鶴井源左衛門と中百姓仕候鶴

井源左衛門年百三十四同女房年百十三同惣領子藏

右衛門年九十七同女房九十三次男源右衛門九十同

差替候日本國當三月迄にかへきり候事無之故明年

の三月迄に不殘かへ候への出此四月伺公義よ

b寺趾方迄に御觸御座候就夫先々當年迄は古金銀

つかひ候此年四月長崎大火事就夫從御國竹木

はの類大分被遣候とて御國中より持出し候 此年

田島諸作もよし 此年米高直秋初め本俵拾七八匁

此年之八月江戸大火事ちそく院の御火事番 當太

守様御類火無御座様に御自身様御出御類火無御座

候無比之御手がらこ從公方御尊諚太守様上之御屋

敷御類火 此年與一郎様水戸様之聟御様に被遊御

成御國中上下萬民奉恐悦候

一同十二己卯の年

肥後文獻證書第四巻

此年二月十五日阿蘇殿御病用に御上京 此年疱瘡

はやる當所へ疱瘡兒七十餘人内五人死す 此年の

五月十五日卅年以來之洪水南北目大水なし甲佐川

一同十三かのへ辰の年

右之通寺方は明る卯の閏九月下旬に被仰渡 此年

甲佐宮本社修建立木板葺に成る

元禄十一年寅の十二月

悉破損野稲を御臓納より無田に従公義被御取遣候

て代銀無田在々より相拂申候 當年江戸上方北國

無米に付日頃作り候酒米半分作り候様にさ従江戸

被仰渡候明秋迄 當年より十年之限さ申候質之者

普代にても被遊御苑候相對次第と被仰出候御書出

奉公人之年季前より十年を限候處に向後は年季之

儀限無之普代召仕候共相對次第たるべく候間其旨

可存候

公義被成御改本國へ被遣候 同時分益城無田

五五C

女房年九十六同三男源四郎年八十九同女房七十七

右之者共松平薩摩守殿より被成御出候 此年之六

月肥前いさはへ山鹽にてこざくく町光侍小路破

損高瀬川尻高橋宇土へ破損人船諸道具流れ來り候

拾集物語

一捨子之事從前々御觸有之候八共今以粗捨子致候

十月七日

以上

一寺社屋敷に鳶鳥の巣をかけ候は早々取掃ひ常

々も無油断念を入巣をかけさせ候様に可仕

一江戸廻り御鳥見支配之地に有之候鳶鳥の巣は其

儘かけさせ置所々百姓より御鳥見へ早々致注

進御鳥見より山本藤右衛門佐野十左衛門方へ巣

有之分を可申越候尤巣かけ初より御鳥見へ百

姓方より注進可仕事

此年六月より七月初比迄H照 此年七八月田にさ

ねもり虫いり御國中損此年折々御花畑にて御

能有り此年之冬阿蘇まさ石に御茶屋たつ 此年

同所に天滿宮御造營御遷宮にたかまひる 此年

米本俵壹俵銀貳拾日 此年より酒屋に運上銀石辻-

より被仰付候就夫酒常暮より高直になる 此年之

十月從江戸被觸趣

六月日

るにおいては本人は不及申諸親類其所之者迄可

爲曲事者也

此年之三月嚴島宮かやぶきしゅりいかしむねがは

らぉく 此年之三月迄古金銀新金銀にかへ候へと

の従江戸被仰出にて家城屋熊本うる山町に下り被

五四九

此春をり(御花畑にて御能有り 此年之三月以

下古金銀通用御禁制之御ふれ有 此年三月四日に

太守様豐前國小倉より御船にめさせられ御發駕九

州小倉海邊被成御座候

一同十一戊寅の年

十月七日

以上

一生類哀之儀兼て被仰出候彌以末々に至迄念を入

末に無之様に可被申渡候事

々より相ふれ候へ共度々捨有之不屈に候下

又は野屋敷其外末々に至迄拾大不仕念を

入候様に可被申渡候事 拾子犬之儀養ひ育難成

に付捨候者も可有之候哉左様の分ヶにて有之候

は、共支配に中出べし育難成においては共

むきくより養育可申付事

様に相聞え候向後彌捨子不仕候様堅可被申渡候

之御書出同六月八日にか従御郡奉行被差廻候を

寫置候御老中より被成御出候は安藤筑後守様如此

に被仰出候との御書出にて被成御廻候 此年八月

四日に御郡奉行書付被差廻候寫

金銀吹直に付古金銀は新金銀と彌引替可申候

御料は御代官私領は地頭より申付至遠國迄古金銀

不殘様に引かへさせ可申候古金銀之儀寅三月迄は

只今之通新金銀と一様に用之以後は古金銀通用

相止之新金銀斗可用之間可存其旨候若滞儀有之候

- 金銀吹直之場所迄可申出候以上

在四月日

此年之夏はいおらず併六月土用に入少々見候

此年蟬せいさなくこなし土用に入つくしょ

しとはふなく此年之五月廿九日六月朔日二日に

かけ大水出此前に書置候七八九十年以来にまれ

の大水と書付置候に大かた及洪水候此年妙見だ

にいりくちに三頭のくちなは見え候乍去ほそきへ

びにて候此年之六月金銀之儀從天下樣御ふれ則

御書出如此にて御座候

參

肥後文獻叢書第四卷

御國御家老衆御連刊

一前々相觸候通に似せ金銀仕者有之は訴人に出へし

縦同類たりといふ共科ゆるし急度御褒美被下あ

たをなさるやうに可申付候惣而金銀之細工仕候

には共所にて心を付少もうたかはしき儀を見およ

ひ聞およひ候は早速可中出し置外よりあらは

一大判小判壹歩判勿論有來通通用可仕事

右被成御書渡候江戸より被爲差下候御書出寫

今度新金にて貳朱列出世間に相渡候通用自由之

爲に候間間々所々迄共旨を存賣買請取方渡方無滞

貳朱到を用可申候貳朱列は壹歩半分之積たるべき

寺趾面々

八月日

御國御郡奉行

右之通寺趾中も可被奉得意候以上

七月十八日

一筆申觸候新金之儀に付去る二日に大日附仙石伯

耆守樣御宅へ御留守居衆被名寄御渡被成候御書付

寫之別紙相渡候此趣御國中末々迄堅可申付旨御意

に候間可奉得意候此段組頭衆は組中へと可被相

逹候恐々謹言

謚號圓光大師宸翰

御謚號 勅之御書出

此の年御太守越中守細利公樣御官位波遊御昇進少

將様と奉申候 去今年にかけ水越上野へ井手新に

令出來候御見立志水清右衛門 此年三月廿六日大

水出る大風もふく 此年御國中繪岡被成御取候

此年之三月早川之井手いび四ごうざきノヲいたが

へいび作事有り 此の年之春糸田村宮作事川尻大

工四月五日の晩遷宮安掾相勤候 此の年江戸増

上寺法念聖人御大師成之御祝公方様被遊御中候

被遊御成候而談議被遊御聴開以後御能被窩仰时候

に忝も御三番上様被成御遊候 此の年春寒三月初

北ゆきふる 此の年四月初風雨洪水 此の年之

正月十八日法然聖人大師號御勅許光大師呂奉申

候

一同十ひのこの北の年

有り此年五家へ天草御代官御出被成候頓而天草

<御歸bㄷㅜ御座候 此年當太守様江戸増上寺御

吹事番!從公方様被仰出候被遊御勤候 年法

然聖人圓光大師と被遊御勅許候

清五四七

かくれがさ

門

彌太郎

太 六彌 衛郎 衛門全門 郎

小鍛治

郎 衛

權 左 衙 門

大衛 庄松平飛驒守殿

衛

五三

左爛

界

是兵次

彦左

御兵即

小。

が

七御

衞

耶

羽八

E

行

右

叉叉

源新

本多伯耆守殿

三次惣宗三 忠

耶耶 門助耶衜藏部門門

丞

衞老 松

衞

九

之

右

耶

右三新一六平 喜彌

右衛門

御

高倉院 後鳥羽院 後白川院の御事也

此年三月廿六日江戸於御城御能組

三朝之帝

勅使伏原少納言

元禄十年正月十八日

勅王法與, 佛法,比等内外貴,,典章朝家同 釋家定

律都鄙仰 興盛,淨土開宗源空上人先究 聖道載,后

悶,,淨土宗 諳 彌陀誓願於胸次感 善導提撕於定

中,靚 寶樹照妙境内證明步 金蓮,現 靈光,

密因忽露即是肉身如來何疑勢至權迹三朝帝師德

重,,于當時,四海良導行應 于末代,皇化廣布 率土

法要永傳 普天 特謚號 光大師

公義之御入銀捨り井手にならず勿論田にならず候

を此年當分被仰付置候御普請奉行志水清右衛門今

之井手井今のせき所御見立候て御せき御ほり候へ

はせき所上々のせき所になりいでも上々の井手
になる水神へ御酒を供し井手如意滿足成就念願之
御祈禱同氏安藝投に御座候て志水清右衛門御惣
庄屋甲佐作之丞兩人より御連狀被差越候故同氏大
せき所本に罷出て御せき所御いでまつり執
此年去の十一月より今五月迄日までに雨ふる此
年舟津川原有安村の内新田になるせき所井手初
令出來候先年御役人衆見立にて岩ばらにいで出來
候へ共水かり不申候
一同八きのこの亥の年
人御宿從公義御まかなひ御先例之通に此年大
和國奈良の東大寺御建立之御奉加に諸一同に御
出家被成御迴候御常國へも御出被在候從公義御
奉加に白銀五十貫目被進候此年横田村正宗寺堂
建立 此年の八月の進來家 此年金海山釋加院
禪瑞出山元住山主となる御門守様にて首尾相濟申
候

此年いで祈禱御せき所の秡同氏仕候事志水清右衛

門公義へ被申上候へは同氏へ從公義鳥目壹貫被爲

拜領候此の年四ごうざきより大川に小川を御ほ

し落し四ごうざきよりすり迄の水川新田に成る

此年春糸田村のいで四ごうざきより御ほり被成候

故そ いびになる右いづれも志水氏見立此の年

江戸中野村に犬御かひ所出來此いりわり四目の

おくに書付置候 此の年古今銀すたり新銀御ふか

させられ候御頭へ右同 此年大坂中川こく印の

事斷 此年酒御法度之段候も同斷右四巻目に書

出候 此年明るより金銀新銀にかへ候へとの御

一同九ひのへ子の年

行候ゆく(此せき所いでになり田になり候様に

との秡を勤中侯此年ほうそうはやる

のを勤申候 此年ほうそうはやる 此年之四

月大地震 此年從公義御銀被成御拜領阿蘇神主殿

被遊御上京候 此年大小豆以の外悪し 此年之夏

彌犬惡(仕間敷旨從江戸被仰出候とて御郡奉行衆

より被仰渡候 此年之春與一郎樣被遊御目見候三

月四月中御當國御老中御祝之御能はやし被成候

此年彦之進祠官致候而相摸守に成申候

の川有之候湯の川の湯藥にて候ゆながれ候故い

わいしにあたりやわらかに湯がなり候に付藥にて

此年之三月廿二日に阿蘇殿へ参上申候處に明る廿

三日より小國黒川の湯御入湯被成候とて御夫婦被

遊御出候に被召連御供仕候て罷越三廻り二十一

入湯仕候彼黑川の湯は湯坪よりもちごくさ申候ゆ、一同七きのへいぬの年

一同六みつのこの西の年

此の年藤崎御靈屋御修理御結構にあそばされ候

此の年之四月八日に二夜三日嚴有院樣之御法事藤

崎御位牌所にて遊御執行候 此の年公方様之御

新蔵寺ちそくいんの御火事番太守様へ従公方様被

仰付被遊御勤行候去今年より山出の井出糸田村

わきにさぶたなをり常年より水かゝる 此の年よ

りすりの山ざわ道すたり糸田より井手につきたる

さも大道になる 右の井手又は道の見立御普請奉

行志水清右衛門是迄にかぎらずそこ愛に彼仁見立

被申候 此の年之十月五日の夜西より東へ白氣立

つ

一同五みつの中の年

ふた糸田村わきになる

此の年より明る亥の年迄熊本古町往生院公方様之

御位牌所御修建此の年に熊本阿彌陀寺に遊行上

五四五

候諸又湯川にてうち流し申候故にあたまから足迄

すいをあらひとをす道理にて候もしく黒川の湯

に行候人なご有之候時のためと申置候 此年四月

折々夕立いたし候 此年四月十五日より日でり立

六月十二日の夜迄照申候 此年諸郡所々日でり故

雨乞おざり御惣庄屋そこ爰村々一つにもあい雨乞

大踊あり 此年六月廿五日夜にかけ大風大木ふき

たをす前々岩わり風と申たる八月五日の風程有之

候其岩わり風ふき候より此かた當年迄四十一年に

なる 年ひゑだ山王社地の杉こさぐく吹こぐ

此年熊本御城下御侍衆講之取遣六つヶ敷候 此

年太守様御こぐ御ゆるし被成候 此年迄

法樂醫仕候 此年之十一月三日に阿蘇大宮司友隆

公七越瀧被遊御見物候とて被遊御出私宅へ今日御

出翌日被遊御見物兩夜被遊御宿候御詠歌御直筆に

被遊候て當殿島宮へ被遊御奉納候 此年中村嘉内

殿めしいだされ候

此年熊本せんだんばたに火事出來致候 此年七月

大水此年甲佐御やなばの御茶屋御とき被成候

此年よりひもの新はぬり又は醇などもあたらしき

をかけながしに仕間敷候つけ木もすきだけの皮

なごにて仕候様に偖又きぐ色々御法度被仰出候

此年よりのり物のぼうはせまく仕候へと従公方

様被仰出候而はせばくなり候 此牟田口わた内

のこもつく 此年舟津河原ともつくめうさ岩の向

一同二つちのこの巳の年

此の年之春熊本坪井に火事 此の年之正月犬馬哀

可申のむね拾馬仕間敷旨從公方様被仰出候寺社中

に木倉御惣庄屋所へ御郡奉行御出被仰渡候豬鹿之

賴までもころし申間敷旨被仰渡候 此の年正月六

日之夜には鳥ぬす人あり 此の年より 法樂醫致

候

一元祿改元つちのへ辰の年

四郎大工數人四月十二日に首尾調遷宮委細は棟札

に書出候 此年與市郎被遊御誕生候 此年之四月

より生類哀之御ふれ從公方様被柳出候

此年之二月熊本坪井大火事 此年より坪井ひろ小

路になる 此の年より御國中をこの道廣く被仰

付候 此の年はしかにて小兒共多く死す 此年有

安村前大川の石かきよりをちいのをお候て死

候を公義へ申上候へは御横目被遣つちを三尺うが

ち其豬御うつめ被成候 此年阿蘇のけふり前代未

聞にあれさせられ候 五月日あそ中やみとなりひ

るたいまつをともす此年高野山衆徒行者出入落着

從 天下樣被 仰付行者中數寺遠流罪 此年當

所の山木 公義太分前賣被成候 此年へばのさ

一同四かのこの未の年

此年之三月十七日妙解院殿樣御五十年忌之御法事

妙解寺にて被遊御執行候 此年より津志田村田口

村のいでめうさ岩より井手口に成る 此年な

を捨馬間敷候けが馬の事かたく從公方樣被仰出

候此年之春きゝん 此年より拾子間敷旨從天

下樣被仰出候 此去今より山林きりはらひの田畑

成る多し 此年宮島宮跡願之通に被仰付上銀上

納致候

一同三かのへむまの年

五四四

拾集物語

一壹駄荷物四拾目

日

高木伊勢守

貞享二年四月道中宿々往還之荷物貫目御定りより重くも有之一

駄荷乘掛け共によき馬出之候歩行之荷物も重候故

足も添を出し合迷惑候由に候間御定之貫目より

重からざる様にさ拙者方より何もへ彌可和解に御

老中被仰渡候以上

此年三月十六日より阿蘇神主殿御夫婦御上京之御

用心にて被名連合上京候 此年江戸より被仰出

候御觸之趣

此年より右之通 公義へ被召上置候御知行を前之

通に御給人衆へ被遊御返候併村々前々之通には不

被遣御かへ被遣候 有之候 此年より高五石作取

に中村庄兵衛殿より被下候共通之御書出庄屋惣兵

術に爲御證據御書出被下置候 此年藥王寺再修

一同二きのこの北の年

一貞享改元きの子の年

作此年より名主御惣庄屋其外御奉公人衆段々か

たなさし申候事御法度に成る 此年より金幷ぬ

もん御法度に成る

此年之春より夏にかけ上野瀧本七越明神太守樣被

遊御造營候御遷宮に阿蘇宮川大膳其外阿蘇神主殿

仰付にて同氏安藝檬も參勤致候 此年之正月十二

日より厳島宮之造營に仕掛り申候棟領大工廣瀬長

五四三

同四ひのとの卯の年

寅の三月日

段々下御郡奉行

寺社内に召置候者前々より之宗旨をかへ候か又は

旦那寺をかへ候 八才以上は切支丹之誓紙日本

之誓紙仕6世取寄召置可申候以上

此年寺社へ被 卲渡候�覺

筆申觸候江戸へ大廻船にて荷物虐炯被申候衆有

之候は、武具馬具下田三崎兩所之御器所にて御改

有之儀に候間堅つみ廻し被申間敷候以上

・寅の三月日

段々下り御郡衆

此年從江戸被仰出候御觸の覺

一同三ひのへ寅の年

一乗物かき六人 加子四人

一輕尻下 五貫日 此外おもく候は、本馬同爵

一人足一人に五貫目持

一柔かけ下二拾貫目

くいたし候由に候問いりすみも見らかね可申候自

然虚無僧なごの中(入紛可有之候御代官所私領井

顔内にあり候寺社領之中令穿鑿紛敷者於有之は早

つけにいたし候市相聞を候ひたいをもたてちいさ

此年之六月小山田彌市郎事に付又々被仰渡候覺小

山田彌市郎事當二月十四日に坊主に成り其後なで

何寺

何社

松村久右衛門

松辛

日

四月いぬの

一筆申觸候根元知兼候牢人な無之候哉前々井當

正月以来一人に念を入申様にこの仰付にて候問若

様之者共寺内に居申候は早々可有其沙汰候

根元不慥者石置不被申筈に候間此以後も共覺悟に

て早々御申出可有候爲念候間此觸狀に御形候而

可被差越候以上

迄七=嚴有院様三回之御法事に法華經千部被沉御

行候此年より寺社方御郡奉行衆之御直支配に

成る 此年寺社に被仰渡候御觸狀

肥後文獻叢書第四巻

十六辛川九兵衛

天和二年七月日

申出公義より被遊御穿鑿庄屋百姓五人御㈱罰此

年之五月廿八日將軍綱吉樣之御若君樣德松樣さ奉

申候被遊御他界候淨德院樣と奉號候 此年田畠滿

此の年太猷院樣御三十三回忌之御法事に法華千部

妙解寺にて被遊御執行候 此の年より甲佐作之丞

に御惣庄屋被仰付候 此年糸田村正屋百姓口香事

一同三みつのこの亥の年

松村久右衛門殿

辛川 九兵衛殿

掾

渡邊安藝戌の石之通從江戸被仰出候間此旨可被相守候以上

戌七月十九日 段々下り候間御兩御郡衆

此の年彌市郎事に付寺方より仕上候書物之覺

今度從 公義被成御尋候小山田彌市郎かさ無心

元存候者私社内に居不申うさんなる者見會申候は

ゞ早速其沙汰可仕候此の儀下々にも堅中付置候以

上

六月日

々江戸町奉行所へ可申來者也

戌の

五四二

冷集物語

一筑紫小武殿之御狀

一ふをんじ殿之御書かも

一今川了俊之御狀

一直冬之御直筆之御狀

御書三通か拝見仕候

一新田左中將之御吉中にも戦場より被進候と相見

申候はうすききぬきれの白きをきりさきかなま

じりに御書被進候直之御手紙一通惣而氏之

一北條殿御代々之御書

一頼朝公之御書

惣而口宣論旨新古百五十餘之内荒增奉拜候

外に

一氏直義鎌倉にて逆心をかまへ候不日にせめの

ぼり可追罰さの御綸旨

一ある神殿御代々以前御官位被遊 御勅許候御

綸旨口宣數通

一ある大宮司へ九州を引率し鎌倉へせめのぼり逆

徒追罰可仕さの御綸旨

あそ四ヶ凪の神事無怠慢從大宮司執行可有さの

御論旨

此年天下一同に小山田彌市郎と申入を御寺の御穿

鑿有り 此年之三月當厳島宮へ石之鳥居立つ 此

年之四月鳥居よせのおどり致候 此年之五月八日

一同二みつのへのいぬの年

一右之御賓物者蜀紅之錦御袋に被爲入被召

一馬之角をも見申候

一下野御狩之御繪圖

御書出は不奉拜候

一御常家從御代々樣御書出之御箱奉頂戴候御はこ

ながら奉拜候冥加怖く奉存

一從清正公被進候御折紙

一ある相良御一味被成向後可被仰合さの御警紙書

物阿蘇殿之御證文は八代白木社へ相良之御證文

は阿蘇宮へ互に被成御奉納置候と申信候實正

にて候は右の道之相良殿之御證文一通御座候

一從太閤樣阿蘇殿へ三百町被爲進候との御書出御

一通

一從大友殿阿蘇殿へ被進候御狀數々

一從菊池被進候御狀數々

一從薩摩あそ宮への御願書

御治世 此年大きゝん飢死多し 此の年創人兵

從公義被下候 此年熊本御城下町そこにてかゆ

をにさせられ飢人共に御くわせなされ候此

夲申候 此年右馬頭様將軍之宣旨被遊御頂戴天下

此年古庄兵衛殿上江戸跡より一言差立申候 此年

五月八日に將軍家綱公被遊 御他界候環有院様と

此年彥山宰府高良山博多編岡致見物候 此年ほう

き星四五夜見ゆる 此年熊本山崎小路

一同八かのへ申の年

一同七つちのこの未の年

此年より御國御知行取の御衆御上知に成る

一同六つちのへ午の年

此年手足脚氣自分相煩ふ灸治にて快氣

一同五ひのとの巳の年

此年矢滿下宮邊に隠居候 此年四五月數度大洪

水去今年之水損に御國中數萬石之水あれ有之候由

致取沙汰候 此年の夏中に水におぼれ死候もの多

し此年かみなりすくなし 此年七月三日に大風

ふく町の新地鹽塘數人数にてつく 此年の夏

瀨村の川ばたさも大水にできる>

一阿蘇山衆徒衆大宮司之任下知に天下之新稿可仕

この御綸旨

御勅許候の御綸旨

一正十三年にか薩摩之國主職ある神主 被遊御

一阿蘇神主惟豊公に従二位之口宣御綸旨

一御内裏衆より惟豐公へ被爲進候御沼默

一忝も後奈良院之御勅筆

一阿蘇社家衆同斷社頭吉見之由來

一神主殿御神孫之御系圖書

一阿蘇明神の御由來御書

此春家忠様御五十年回之御法事熊本往生院にて淨

上三部經之千部被遊御執行候 此年嚴有院様御一

周回之御法事熊本にて法華經千部被遊御執行候

此年之二月阿蘇神主殿へ御病用に被召候て數=致

逗留候間に身を清め申候て阿蘇殿へ御座候御實

物一拜被成御免奉手候其色々あらましの覺

一天和改元かのどの酉の年

御順見衆被遊御廻候諸國に此の年より在々種子

光利分いなか(うわ木蓮上被遊御免候熊本町か

ゝり物同斷

五四〇

集物語

此年之二三月長谷川十太夫さ申紛者御せんさくに

非人乞食に至迄御穿鑿にて御郡奉行衆御郡々々

に多日御逗留 此年雷すくなし 此年田にはむし

大分おし此年六月土用に涼しき事初春にひさ

し此年有安村之川ばた石垣になる 此年之二月

八代御城雷火 此年中村庄兵衛殿御知行二百石御

拜領此年之正月十八日に休閑矢滿下の屋敷たつ

る地つちをひきたいらむる事は糸田村の産子衆四

拾五人中横田村九兵衛と申御百姓之家をかひ候て

ごきもち夫上早川村產子衆六拾人餘かや三拾餘駄

梅木村產子衆家を作事南北早川村產子衆 此年之

春阿蘇神主殿に召れ休閑上假名を勝太夫に被仰付

候此の年當所三社之就役孫兵衛より勝太夫にゆ

つる 此年之春田畑能作之祈願に甲佐三宮之宮寺

神宮寺にて胡摩之供有 此年安察ざしき立る大工

八代之横山左衛門 此年女のしわがれ整にて

春夏の間向ひ川原其外にも常所にかぎらずなく聲

きこゆる 此年御船法光寺ひらむきの堂に成る

此年座敷前之泉水作る 此年おこり痢病はやる

此年の八九十十一十二月明る六月迄に牛こさぐ

五三九

一同四ひのへたつの年

此年參宮致し候伊勢高野山へ參り父母兄弟の日牌

月牌たて證文取置候同氏安藝任官仕候吉田殿

召連罷出致御目見候某も御目見致候 此年太

守様之御前様被遊御逝去候 此年あその御十ふり

あらし此年四月中に大洪水十七度碧川に此

年樂王寺本佇藥師さいしく願主自分なり

「同三きのこの卯の年

此年八月十九日大風ふく 此年田作悪し 此年の

常に五こくたかし

一同二きのへ寅の年

あり

此年の春八代御城雷火にて前々書出候通に火事の

跡矢ぐらたつ 此年の春も甲佐神宮寺にて耕作御

祈禱之胡摩之供有之候 此年六月八日土用之中に

大風ふく 此年五六月折々洪水 此年の九月廿一

日寅刻に火玉東より西へこぶ 此年おこりあかは

ら白はらのやまひ流行 此年國南の闇にて藤田事

一延寶改元みづのこの丑の年

く死す

此年之正月十八日より當川筋御普請奉行に原田十

兵衛殿朝香新之允殿御出 此年之四月熊本淨土宗

之寺々同新光寺五佛之口舌事あり筑後善導寺御

出被在新光寺勝に成候て阿彌陀寺安養院阿彌陀寺

隱居行故往生院流罪然者當國中之淨土坊主衆京都

智恩院へ罷上及御沙汰新光寺まけに又なり新光寺

流罪善導寺御隱居にて右流罪之御借衆不殘熊本へ

御歸寺 此年之六月より天下樣之尊諚にて御座候

一同十かのへいぬの年

庄町宗閑と云町人之小河童さすまうをさる此

年當村西福寺に高僧太帥眞宗之開山上人之御影來

入御此年之八月十一日より十二日迄北東之大風

十二日の晩大洪水六月之大水にひさし 此年之

十月上旬比より犬塚の杉の本の池血色に成る寛永

八年にも如此に候老人申候 此年八九十月大日

でり此年十月四日に以之外なる大つじまき此

年之十月 太守樣從江戶被遊御着座候 御着座以

後此年大分御家侍衆に御いま被道候淺山次郎左

衛門殿達右之通にて其御類おほし此年長岡左
近殿御閉塞く此年田畑之作ゎろし

此年御船若宮明神修造 此年八九月中に四度太
守様甲佐御やなに被爲成候 此の年九月十五日に
甲佐より堅志田之様に被成御座候て目南久被成
御座候 此年九月十七日に阿蘇神主宮内少輔殿熊
本より健宮明神に御出即日私宅へ御出被遊御一宿
候翌日甲佐三宮明神に被成御社參即日矢部男成明
神へ御社參此年之十月甲佐甚兵衛惣領松同神
宮寺同社人右京同道候而御禮にあそ殿へ罷出候休
閑も召連候 此年田にむしいりほかれいたし候
一同十二みづのへ子の年

山にて在々町々に酒つくり候事御法度 此年之春
夏秋比横野村之内玉虫より手瀬村にかかる井手介
出來候大庄屋木倉太郎兵衛見立にて候 此年之秋

より商人尚更御法度 此年の夏米たかし 此年か

みなりすくなし此年の夏大日でり 此年細川

京殿八月御知行所津志田村に被成御出火矢

ふ津志田村川原より邊田兒村下馬が原の下に火

つる 此年甲佐甚兵衛鬼丸屋敷へわたまし 此年

あさう原村天神之像建立佛匠熊本呉服町五郎兵衛

一同十一かのこの亥の年

ぎり御土産に被成候扨て又從能登守様伊織殿

へ被成御拝領候數數一つに 帝王女御様之被遊

御作候御香箱ほしたるだいにて御つくり成

拾集物語

意仰之通にて一定御拝領候其上に御銀五十枚御弁

領被成候又御歸の前つかたに御城逆の海に大網を

おろさせ魚を引こみ御見せ可被成さて御定日にて

御座候へども御意日之日雨風つよく致相違候にて

御座候其翌日大あみ引共に被仰付内所にておろさ

せくまびきりこみ申候を生ながら五十木三四尺

可有之を大龍あまたに五十いれ候で御足輕

持参候て御意にてこ御座候はん伊織殿座敷に

西村氏殿御もたせ御座候て一度に御出し候はね

つさんつ天井にはねあたりかべ障子にあたりさん

・申候事すさまじきほどに有之候まんまろく

してぶゑんのぶりにことならす候客屋主勿論權左

衛門殿猪右衛門殿御料理人衆其外にも被遣候て少

かゝり候故いやがり候てすなをほりはねつねつい

やはやめづらしき見物にて候數疋御取被遊候

遊御歸城候其御馬を伊織殿へ御見せ被成

氣に入候御馬を可被爲拜領と被

五三七

候ふたの上にはからいぬのすゑひろをくわへたま

とり申所を御ほらせられ候ふちは金銀にて御座候

を一合箱二つには銀子五十枚三つには右書出候道

に御馬一疋四つにはから木の御脇息五つには御ね

り藥御合箱にいれさせられ牛黄圓延齡丹蘇合丹六

つには何首酒仙傳酒共申候右之色々被成御拝領候

女御様之被遊御作候御合箱之御故事は 内裏御

炎上御作事御奉行を能登様被遊御勤色々 御内裏

様被遊 御淑其節從 女御右之御合箱能登殿に

被爲拝領被成御所持被成御秘藏候を今度乍病中臼

杵へ被成御出候御儀被成御太蔵候とて此秘物被爲

御拝領候との御事にて右之通に候 此年之六月十

八日大洪水みご川向は麻生原村山さわ此方は

早川村の各屋敷際に水ゆりあふ糸田村ながれんこ

せしむ善左衛門と申者の釜ながるに浮てまふて

流れ候上豐内村より白岩迄の間に大塘七ヶ所され

高田の大塘きれて中の瀬川一つに成候人馬多死

候岩下町中を大川の様に水ながれさをる 此年御

普請奉行井上新之允殿松尾猪之助殿いつれも御鐵

頭衆にて候自年に初ての大水 此年之六月熊之

れに手代致候人四人荒仕子八人御逗留中替々被

相勤候茶道衆三日には替々被相勤候不斷臺子をし

かけ被置不敵に濃茶にてもうす茶にても被下候町
より五人宛毎日十五六七之子共かはるきうじ
牧候御座敷へは伊織殿之間には小姓拙者其下々
には御客屋之向ふの町人所に被召置候左候て廿五
日御料理一ッ料理さて間に無御座候毎日嘉納帯
刀殿渡邊主水殿稲葉岡書殿御三家老衆毎日かは”
かばりに御見廻にて候御逗留間に御能兩度御座候
能登様芭蕉葵上御直に被遊候御次男市正様船辨慶
被遊御城御定舞室にて共に御能砂遊候伊織殿
は能登様と御同座にて御見物共御次は御三人之御
家老其御次は御物頭衆其御次は御領内中御磯被仰
上候御出家衆其御次も御侍衆其御次に伊織殿之小
姓衆拙者共被召置候而茶道衆御附居間もなく御茶
被下多田猪右衛門殿御附居色々之御菓子被下能登
様御日中御膳被爲上候時分に皆共へも御結構之御
料理被下候脩乂能登守様之御牧野御城より三里外
に御座候伊織殿御馳走之爲に御牧之馬一所に被遊

御寄せ可被成御見せて御粧りぶねにて海上三

里被爲押候伊織殿は御座ふねに被名候我々にも舟

一般被仰付右御馳走奉行多田豬右衛門殿所舟

艘に御料理衆あらしこのり候て御出にて海上に

御料理被下候彼牧狩は見物と申候ては又無類に

候三里四方之牧野にせこ斗七千人頭々は在中

領分之庄屋村々組頭共七千人之外にて候能登守様

御名馬と申候とさごまに被召岩石がけにても犬

の様にかけ上り申候名馬に被爲召御直にあひづの

貝を御ふき被成候へは三里四方の野に罷在候

すの様に見え候勢子共ときの聲をそろへあげ候

じねんくに馬を追下しいそ遊に一二町ほどに時

を結び廻しかたは海将の内は大堀三方はつい

の内に牧の馬をことぐくおひこみはだすりに

馬共間なく罷在候を足輕衆白衣切を着し五十人

おひこみ被名置候馬のせなをふみ廻り候處につい

地の上より御馬上にて能登様被遊御覧いづれの馬

をとれと被仰出候馬を足輕衆頭尾前跡之足各手取

にめされゑいたふくと聲をして各塘へ取て上

前以より海邊に馬たて五十間こしらへ被置候に

くびたまをいれつなぎ被置候へは初面(びにつな

拾舊物語

此年はしか流行老人もはしかいたし候 此年の四

月豊後國うすき稲葉能登守様へ中村伊織殿被成御

出候に供仕參上申候今度中村殿能登守様へ被成御

出候分ヶは中村殿之御親父同庄兵衛殿天下御無類

之金春八郎太夫之秘傳御能之御名人にて御座候彼

庄兵衛殿にて能登様金春一流之能を被遊御傳習候

然ば此前も伊織殿豊後へ甘餘年前に御出被成候を

れより當年迄二十餘年御能之御工夫被遊被成御座

庄兵衛殿に被遊御蕁候御同前に被思召上候故

伊織殿へ被遊御逢被成御潯度被思召上候とて當太

守様被遊御在江戸候に付而江戸へ被仰進伊織事病

中にて御奉公被遊 御免被置候へ共臼杵へ被遣被

下候様にさ被仰進候故病申さても何卒豊後うす

きへ参候て能登殿之御用相勤候様にこ従江戸被

仰出候に付臼杵へ被成御出候拙者儀は奥田一殘公

之直弟子に成候てはり傅受致候故はりも薬も御道

一同九つちのとの西の年

有奉存候 此年十一月十五日に當所彌右衛門より

屋敷外の塘をすぐめて得申候此年より野びらき

銀わすわりに被仰付候

御節分之御地へ伊織殿被成御入候にあなたの御領

境より道橋新(被仰付みここに大庄屋小庄屋罷出

人夫を出し候拙者にも馬一疋に人夫兩人にて用心

致道中守護候のつのいちご申所迄

申所迄は西村權左衛

門殿と申御侍百五拾石取御出被有候而あなた

あなた様よ

御料理人衆色々御御見來にて結構至極なる

御料理にて候翌日臼杵へ御着被成候に段々御家老

衆御物頭衆より御使打向ひに規度致候御侍衆御出

被在候尤御郡奉行大庄屋道々被出向御取持にて御

座候に乍慮外何の間も無之御乗物之跡に子小姓拙

者兩人馬上にて御城下せんば米屋文左衛門を申御

客屋之臺所之庭まで馬上にて参候分過之儀にて候

御侍小路町被成御通候すなを持置だんごを据置て

い主(上下にての外脇 やがみあなた様の

御客人と御座候故致公敬女堂は物かけより忍び候

て見申候廿五日之御滞留にて御座候に伊織殿へ

御馳走御奉行に西村權左衛門殿小姓中私共へは多

田豬右衛門殿と中候御歩之衆御料理頭料理人兩人

五三五

分過之儀無之候有之間敷候其子細者能登様之

中後へ御逗留中之御用者に被召連候一生之間に

此年春中に大風三度同二月四日狩大風 此年之二

月江戸十の物八つほどの火事さ伶風聞候 此年之-

二月廿五日に島原の御領主合力左近様御配所御城

御番稲葉能登守様 此年之前年當二月比迄西より

よる!~白氣たつ 此年疱瘡流行 此年之三月十

四日之夜熊本ゑんせうぐらに火入る 此年之春の

大水に御普請所多出來御普請御奉行に中川梶石

衞門殿柴任角兵衛殿碧川筋に御出被在候 此年之

二月卅日に孫左衛門太兵衛高出入すむ此出之事別

書に合細書人に遣候書狀に有此年太守様飯田山

觀音堂御建立被仰付候 此年當所天滿宮社地之材

木一本 公義へ申上候て拜領仕修覆いたし候 此

年從公方様寺社に被仰渡候御事を從御寺社御奉

一同八つちのへ申の年

をたてかゝり候樂王寺下邊之當屋敷地床に引掛る

同日に移る此年十二月廿五日に木俊之彌陀拜

請此年京極丹後守様御配所 此年雷しげく所々

に落雷 此年之夏幽々御仕置御見開可被遊こで御

横目衆被成御廻國候諸國御同前 此年惠心之御筆

三原御來迎之縮像阿彌陀寺より拜読

行衆被仰候 此年之十一月に舟津村まかごのの

下道に釼死の者有之を公義へ申上候へ共死候者

殺し候者もしれず候 此年十一月十四日の寅の時

にゆめに見候は熊本長谷寺の觀音に参候處に厨子

の御戸開きて御座候厨中之佛像白木にてきざみし

くわんおんにて候道臺の座に自分雨手を合せ打か

け拜居候に忝も觀世音被仰候は豚を見よさ被仰左

の御手をさしおろさせられ候に遊臺より下に御手

下り申候心に奉存候は佛は猪も御自山成御事かな

御足よりか下迄御手をさげさせられ候不思儀さ乍

奉存左之御脈をうかゝひ上申候へは又右之御手を

右之通に被遊候乍御兩手うかひ奉り候に御脈ふ

さく御手あたゝかに御座候そこで申上候は御中風

らしく奉存候さ申上候へば被仰候はいや~中風

を思ふ身にてはなく候と被仰候自分又申上候は褚

は御中塞にてもと申上候へば中塞は尤と被仰候

な か心に思ふ様に薬を得させよと被仰候と

さめ候それに付附子理中丸を調合仕丸め候

には抹香をかけ同氏孫兵衛にもたせ長谷へ遣観

音の隔子之内に奉納仕らせ候不思儀なるゆめと難

五三四

致候左候處上早川村庄屋には右長三郎相煩候砌に

不申上相果候てから申上候越度と御座候而過怠に

たいまつ百丁被仰付玄察へは右之通に候物に似候

申分にて候へ共自分「篇工夫致候に上早川村之代

に罷立自銀四拾三匁出銀候而非殿をたて申候神慮

にては無之候哉上早川村にて右之博士右之通にて

自分には上早川村之代にたち出銀致候分目

候少しは不申候上早川村庄屋には過怠被仰

愛を殊勝に奉存上早川村より人夫不出候故下早

之人夫迄にて拝殿も合成就候此一織をさせ可被

下冥慮にて長門國より拜領致候と了簡仕候故石之

通に酒をかい衆巾を呼候て衆中に申達

に申候は非殿を

上早川村之代に自分罷立候而相立候處に人夫之儀

は各之信力にて相調候此段神慮に被相叶上早川村

にて長三郎如此と御座候で被下候御銀は各へ禮を

いはせ可被成さの御方便と奉察候故酒をかい各中

詩候然上は従明神被下候と思召候而明神へ趾參候

て御禮拜被致私宅へ參りのみ被申候へと中共通

にいたし候 此年之十二月權現之木公義へ申上

候て少々拜領仕豐内御茶屋初而被成御立候此年

立かやの村之寺之事 此年四月二日に御船法光寺

に開山之御影其外之御影不殘入掛 此年二三四月

之間折々洪水此年夏御船川希有之大水御船町中

ほごより下町に水あぐる 此年之四月二日

村庄屋いか存候哉當嚴島宮雑材木にて上早川村

より鳥居令建立鳥居之大工渡邊左衛門 此年之

四月廿三日希有之大風此年之四月下旬より五月

上旬之間に折々洪水 此年之五月二日大洪水此

年之五月二日鳥子村上之堤され候面鳥下村ながる

・多く死す 此年之八月多日太守様甲佐へ被

成候而被遊御滞座候 此年之九月三日より此屋敷

此年權現に石之燈炉自分寄進 此年邊田見村東禪

寺再建に從公義被遊御苑益城郡中奉加入佛供に

阿彌陀佛經講譯三月九日より同十一日迄説主鐵元

此年同村淨德寺遷堂建立 此年下益城正成寺建

一同七ひのこの未の年

之十月より御小屋入明る四月御成就 此の年より

低用矢部之道安平村より上豊内村のさこのやうに

なる 此の年川尻大市に大坂よりおどり太夫で

差出仕候御郡奉行弓削太郎右衛門殿へ太郎兵衛

申上候へは渡邊氏療治勁申候へ共右之通と書加へ

候様に被仰共通に書上候由に候然ば通從太守
様長門閭被仰遣候に付長門御國主より太守様へ
御に御使者被進候へば長門間より拙者へ御一
枚被下候を從御前段々下り木倉御惣庄屋所へ下り
此年夏秋に七度太守様上豐内へ被成御座候 此の
年之春南條意心公御在宅所舟津村御出府被有御一
家衆に御對面之儀從太守様被遊御苑御出府被在左
近殿其の外御一家に御對面被有候然れば意心公食
傷被成候而以の外御煩被成候に左近殿御手醫衆其
外町醫衆被召寄候へ共御在宅所にて數年御用つけ
被成候渡邊玄察が藥をまいるべきこ仰候由にて從
左近殿御迎被下參上仕候處に左近殿御前に被召出
御懇に被仰付兩日來海市左衛門宅へ被名置御樂相
癒致候而御本復御在宅へ御歸被成候 此年之三月
長門國長府之博士上早川村六谷長左衛門と云御百
姓之所へ宿致罷在候而令病死候長三郎さ中博士に
て候彼長三郎病死致候との差出砌は上下早川村

木倉太郎兵衛手永の砌にて候故木倉へ上早川村

上候所之衆中はうるさい事に候早々御惣庄屋へ可
申上事を各申候へ共差扣殿を上早川村之代に
拙者罷立候而四拾三匁大工に自分手銀を遣し竹木
之儀は本社之餘分にて相調ふきさは萬金丹を遣
候て方々旦那中に設候而拝殿當分之通に建立
存候へ共御事多公義にいかと遠慮候而不申
御惣屋私宅へ持参候て右之通之いりわり被申達
被爲頂戴候實に三月廿八日に木倉氏右之通にて持
参にて拝領候右之銀四拾目にて酒八斗買如此之
規模蔵さ申候而常所衆中による舞候へば衆中も又
蔵とて同四斗買被申候而大小人數九拾一人にて終
日慰み候殘る三々は薬王寺へ奉納致候て長三郎が
追善に御經を少々讀誦頼申候長三郎死候故死骸は
不被遣候遺物之分は昔餘色御もたせ長門國へ遣さ
れ右之通に候は彼長二郎病死故にて候上彼者に可

廻向さ存如是に候に書出候通に當所産神上下

早川同前の厳島明神當地へ遷宮の砌上早川村庄屋

兵左衛門不心得にて神慮いか敷候左候へは前々

より上早川は非殿を請取切修致をり候に庄屋不

心得故今度之遷宮に取搆不申候故公義に可申上か

五三二

五三一

拾集物語

制法

邢雖望之相應輕可仕事

宣不可懈怠者也

之儀式檀

右此旨趣隨一僧侶之衣體應其分際可着之井佛事作善一起居動止可如法事

條

一若出市中行惡事可出堂中事

御下知狀

一僧伽各可着宗衣事

寛文五年七月十一日

一可除堂中塵事

者也

•

可相背之若於違犯者隨科輕重可沙汰之猶載下知狀 一於當堂晨昏勤行不可懈怠事

制法

右之條々諸宗共汇可堅相守之此外先判之條數彌不

正守守守

樂之杖其所之領主代官、相斷可任其心事

一無由緒者雖有弟子之望猥不出家若無據子細有

那雖望之相應輕可仕事

後濃和

大

雅一僧侶之衣體應其分際可看之井佛事作善之儀式檀

同年同月日

一寺領一切不可賣買之井不可入于質物之事

汰之旨依仰執達如件

附佛閣無懈怠掃除可申付事

右之條々可相守之若於違犯者隨科之輕重可有御沙

一寺院佛閣修覆時不可及美麗事

一他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍女人不可抱

閹之但有來妻帶者可爲各別

一背國法輩到來之節於有其屆無異儀可返事

一結徒黨企圖諍不似合事業不可仕事

一借在家搆佛檀不可求利用事

一以金銀不可致後住之誓約事

一檀方建立由緒有之寺院住職之儀怙爲其旦那斗之

條從本寺途相談可仕其心事

不盡之沙汰事

一檀越之輩雖爲何寺可任其心從僧侶方不可相識之

豐美一諸社之禰宜神主等學神祇之道所其崇敬之神體彌

凪方に

定

此年之三月麻生原村天滿宮再建願主南條氏大膳殿

入道玄心公御軀はあそう原村人々寄進佛匠熊

本ごふく町五郎兵衛 此年從天下様日本寺社へ御

下知狀を御下給ふ

術方は冥加に被相叶候此古宮地は御領さ存候へ
さ申候て追付供候而甲佐へ來候木倉太郎兵衛方は
私宅へゆる(被申候に邊田見村庄屋次郎左
衛門呼申候て挨拶仕らせ申候然處に太郎兵衛被申
候棄々弓削殿被仰候は厳島宮社地之竹木被爲
遷宮いたし候は、其跡は新地にも成り可申かの様
にも被仰上候故一通御覽被有候而工夫了簡可有
て今度如此に候合安堵 々孫兵衛開明ヶ見被申
候へと畠に成候て其分不成申候は其分よこ被申
候此書付其晩如此に書付置候村横目彌右衛門は御
給人に御用事故出府太郎兵衛罷立被申候跡に罷
歸申候矢滿下小市郎森之儀當所三社明神由緒書出
候に委細書出置候前前右書付置候通之彼所も由
之地にて候
肥後文獻叢書 四巻
一本末之規式不可亂之縱雖爲本寺對末寺不可有理
附立新義不可說奇侫之法事

一不存一宗法式之僧侶不可爲寺院住持事

一諸法式不可相亂若不形儀之輩於有之者急度可沙

定

寺院には

右之通書出去五年に被仰出候を六年と書出候は當

年從阿蘇殿御書付被下候故如此に候

寛文五年七月日

右之條々可堅相守之若違犯之輩於有之者隨科之輕

重に可沙汰者也

一神社小破之時其相應常々可加修理事

附神社無懈怠掃除可申付事

一神領一切不可賣買事

社家位階從前々以傳奏遂昇進 彌可爲其通事

一無位之社人可着白張其外之裝束は以吉田之許狀

可着之事

可存知有來神事祭禮可勤之向後於怠慢者可取放

神職事

村へ今晩御一宿候て明日甲佐へ被成御出候然ば其
元古宮地竹木之前跡扨又嚴島遷宮只今之宮地をも
可被成御覧候左候て甲佐三宮に山王此以前有無之
實否御溥可被成候間病用に罷出不申奉待候候に勿
論社人孫兵衛南北早川之庄屋村横目組頭罷出候様
に申來候に付各回道古宮地に罷出居候處に御所
忠右衛門は木倉小頭にて候故供致候而古宮地に御
出竹木剪跡之空地御覧候太郎兵衛方被申上候は此
宮跡は存外に作所に成り可申様にには無御座候
此中竹木立居候砌は相知れ不申候が島にて御座候
と被申候へば弓削殿御聞被成候てさればと被
仰候左候て拙者に被仰付候は此島はいか様の分ヶ
有之候哉めいよのなりの島候と被仰候に付申上候
は此島の名を宮島さ申候安芸の宮島を島さも申
候彼明神を當地へ勸請仕候砌此局に宮立 仕崇敬
於于今治之由緒にて北島を宮島と申候前々は島

さも申候のふし候様に御座候故左様も申來候就
夫此當り田畑のさげ名にも宮島さ古帳に付居
申候竹木の跡ひらき明ヶ申候とても向後こやしを
いれ申候事此島にはいか奉存候さ申上候へば
共通之由緒之上は何とぞ開明ヶ証人作り候而見候
へ自餘之者は作り候はんこは申間敷候と被仰候太
郎兵衛又々被申候は此竹木之根を孫兵衛力にては
三四年中には開き明ヶ申間敷候然共随分如御意
孫兵衛開き見被申候へこがうの上にて候間ほんぼ
んの畑には成申間敷候と被申候迄にて遷宮の宮地
の様に御歩にて御出被成候御跡に自分參候に道々
甲佐宮趾中に山王有無實否之申上候御船若宮趾
はあそ甲佐勸請之宮にて御船に山王社御座候は甲
佐勸詰之故本所之甲佐にて慥甲佐三宮之邊に山王
産地御座候さ申上候へは質を御開候と被仰候則今
之矢滿下遷宮之地御覧候而本殿之御拜之柱にくみ
物無之候をてもの事に真似形に成り共くみ物致

候はで在中大工の故に如是被仰候て御一笑被有

候其日は宮道の左右に櫻少々産子中植候を御覽被

在候宮地之道遊之櫻は此年皆植候左候て人所に

玄察宅にかちさ被成御入候様にこ太郎兵術被申

上候へ共先々御急通可被成さて甲佐の様に被成御

出候矢滿下豬右衛門下之大板の本にて御馬にめし

甲佐道の様に御出被有候忠右衛門少し立留り孫兵

迄雨多し 此年あそ六月之御神事 御名代に當所

之御給主中村伊織殿御參勤 此年之七月十日太守

様山出前川に御河狩に被爲成候 此年之初秋太守

様豐内へ御河狩に被爲成候 此年雷折々かみなり

にて死候人多し 此年川尻へ馬大市立しばみの者

共罷下りおざり狂言有り 此年當所嚴嶋明神此下

之宮嶋より矢滿下新地に遷宮此嚴嶋宮矢滿下前々

より御神地森矢滿下小市郎森之中に遷宮之子細前

々より御鎮座之宮嶋大竹林中に被成御座候へは不

斷非人乞食泊り候て穢氣多く神慮如何に產子中存

候故熊本岩之下光朝法印常嚴嶋信仰被有候に付彼

法印に御くじを賴候て見申候へは小市郎森地に御

遷宮可被成と御座候故此砌は木倉御惣庄屋太郎兵

橋を以御郡奉行弓削太郎右衛門殿牧八郎右衛門殿

に申上候て地之竹木拜領致し小市郎森に遷宮仕

候導師は右之光朝法印福城寺法印此砌之社役は渡

邊孫兵衛庄屋九郎右衛門惣產子中願上候て右之通

に候社地之竹木被爲拜領候賣立候而不足分には南

北早川畑に一軒に米五升づゝ出來候内傳左衛門

は三斗五升出し候糸田より三斗五升上早川村は庄

此年之正月光朝法印嚴島宮之善神王建立佛師熊本

五福町五郎兵衛と申者にて候此年之二月十二日

に弓削太郎右衛門殿木倉より古宮地の宮島御覽候

矢滿下遷宮之嚴島も御覽候昨十一日に木倉太郎

兵衛より拙者へ申來候は弓削太郎右衛門殿邊田見

屋兵左衛門邪心をかまへ出米出夫無之候以後冥罰

を蒙り候遷宮之宮よせにはあやつり仕候太夫は津

島市左衛門さ云者也八幡太郎義家をいたし候此

牟田畑耕作よし此年長岡中の佐渡殿御死去 此

年澤村宇右衛門殿御死去 此の年南條左近殿長岡

氏に被仰付御家老被仰付候 此の年より豊後國ひ

たくすの天下御領當太守様に被成御預候御預御大

將に牧島半之丞殿被遣候色々押へには松野紘右衛

門殿 此年邊田見村ごとく山ぎわに移る此

の年藤崎宮社僧兩寺火事 此の年より親に孝不孝

之者其外善惡之者申上候へさて御横目衆年々被成

御廻候 此の年之師走に御花畑にて御能御座候

此の年之十二月末に甲佐甚兵衛に御惣庄屋を被

仰付候

此年の三月太守様大津山にて鹿狩被仰付候 此年の三月六日矢滿下彦兵衛豬右衛門父子と立山之約東證文取置候彼山は亡父御先代に彦兵衛内の山にて候へ共たて候て見可申さて彦兵衛御山無之由申候故たて被申候に大分の御山に仕立申候内にて御當代に當所へ安松茂右衛門と申御山奉行在宅之砌大分之御塀桂被成御剪候て御爲に成候由に候近年迄ゆかみ雅之木多有之候を當所之人々薪に申請剪候前々右之由緒候故右之通に拙者又々たて申候然者當分はたて得不申あれ居候右之約束手形物入に有之候 此年の四月大雨折々洪水 此年より切支丹之影ふみはじまる御郡奉行弓削太郎右衛門殿牧八郎右衛門殿之御郡代之時淺井喜兵衛庭にてはじめてふむ此年五月三日大雨大水 此年之秋山出村大武大明神修建御惣庄屋豐内彌左衛門役職之時此年田口天滿宮今之宮地に遷宮 此年雨しげし小河嶋の向ふにできる 此年雨乞立願成就之江

言踊村々に有之候 此年之十一月廿三日之夜寅卯

の刻に高温泉山動搖して翌朝煙見ゆる

一同四きのへ辰の年

之飢饉くすほり山に田舍へ方々よりあがる 此

年之春穀物たかし 此年之四月七日熊本坪井手取

に火事二千間除焼くる四十人餘燒死 此年四月十

日大なへ一日中に四度動く此年五月十二日より

同廿一日迄南風云く同廿二日大雷大水 此年之六

月細川左京殿御新知貳萬石御拜領 此年五月七日

五二七

此年之春當熊野山樂師之厨子自分寄進 此年

此年之二月二日大かみなり 此年の春去冬より豊

後日田に事出來候はんやうに有之候との取沙汰あ

一同五きのこの巳の年

此年世上惡し 此年之九月よりほうきぼしいづる

ひかり西の方にさす後には又ひがしにさす 此年

本願寺より智運寺と申使僧被爲下候 此年六月當

所西福寺へも智運寺來寺 此年十一月七日より邊

田見村井季初而ほりはじむる 此年又豊後より切

支丹長崎へ通る 此年雲歩と申付を豊後當太

守様之御領内に被遣候正法邪法分明之爲と世上に

令取沙汰候御尤の御事と申候 此年より横田手永

改易にて木倉手永に當所もなる

此年之正月四日の夜大雷 此年之二月坪井火事五

百餘家焼る 此年の二月十九日に上野代々之内も

ちばたと云所の者共飯田山に参候て歸りに野火に

あひ四人死す 此の年太守様松本讃岐様之聟御に

一同三みづのこの卯の年

寺社は別條無之醫師も寺社同前 此年有吉内膳殿

同氏頼母殿之跡御拜領御家老從太守様被仰付候

此年之八月豊後之内よりさつま金山へ参候て罷在

候切支丹取に當村御給主中村伊織殿御出 此年之

九月自分弟孫四郎落髪 此年之九月七日より渡邊

五郎社役此年之九月十九日之夜大なへ 此年六

七八九十十一月中方々大疫病流行 此年當南早川
中に八十二人疫病人有内孫左衛門娘甘酒餅をくひ
食傷卒死其外八十一人自分藥治候にすきと快
氣候此年之十月三日老母妙空死去 此年之十一月
十三日之夜熊本古町火事同順正寺失火 此年之同
月十四日に同京町に少火事 此年之秋從公義疫病
御祈禱之御木札村々に被成御立候此年常所いで
四だうざきのいび石いびになる奉行山口傳右衛門
牧與左衛門

被遊御成候 此年釋迦院本堂修建願主禪瑞彼鱓瑞
は奥州之僧にて候道者にて候此年三月八日より
同十日迄長崎火事二千九百一軒燒る三千餘人燒死
此年三月廿日より四月廿六日迄大日照常所のぬ
ま田ひはれめ一尺餘碧川三合ほどにひる苗悉く枯
候此年四月十一日より同廿一日迄 太猷院様

御十三廻之御法事妙解寺にて妙法經千部天宗之

僧達御執行僧衆不足分は大慈寺之僧衆被遊御加候

大慈寺は法室和尚住職之時にて候當所樂王寺住持

休藏司大慈寺之連僧にて御候而御銀二枚御拜領

此年疱瘡流行當村は去十月よりほうそういたしは

じめ候今正二月迄に仕廻候四十餘人相勤候兒之内

三人死すひ疱瘡にて候 此年の春より夏末迄大

日照甲佐谷勿論方々雨乞踊有之候甲佐川常之流に

くらぶれは二合餘と人々申候 此年切支丹數十八

豊後より長崎へ通る 此年太守様之御前様御輿入

此年の八月大風 此年田畑不作七八十年に無之

老人共申候此年五こく高直 此年太守様麻生

原村下之川原に御河狩被成御座候 此年夏秋大疫

病流行 此年岩下村にかゝる田の水せき所建立い

此年の二月一日當村御百姓庄左衛門と云者の丈た

かの犬にあたり同村御百姓惣左衛門と云者熊本

いぬうちの處へ役夫にてひいて参候をいぬうち慥

に打ころし白犬にて候然處に右庄左衛門屋敷林之

中にぬかぐらを作置候に其内に右之庄左衛門白犬

來りて子をうみ候まざれなき庄左衛門がかひ置候

而御鷹の飼犬に出し候白犬にて候庄左衛門不思儀

存ひいて参候惣左衛門に乍共上相潯候へば慥に

無紛いぬうち方が打殺候而はらめる犬にて候と申

候と申候然者彼犬の子はい毛色の子にて然々目も

あかすぐすくなき候尤母犬には庄左衛門言葉

をかけ申候はおのれは御鷹の銅に遺候てすでにう

ちころされ候が如何して来て子をもち候かと申候

にげにはしか(うれしがり尾をふり候事な

拾集物語

一寛文二みずのへ寅の年

妙見明神前々山邊に地有之候を當分之杜地に遷

宮此年之多疫病流行ほうばれ多し 此年甲佐三

宮明神之馬場前々之通にひろめさくらうゆる 此

年木倉丸林觀音寺再建禪寺願主御當家様之御家侍

丹羽龜之允殿

候而母犬も子犬も一雨日過候て行方しれず候渡邊

又兵衛なごもたしかに右之犬母子共に見申候自身

物に似たる了簡にて候へ共存候は乍畜生此ぬかぐ

らにて子をもち候はんと思ふて居るうちにころさ

れ候へごも右の念にて如此かさ存候事共に候此

年金海山釋迦院熊本禪定寺之老隱周欣和尚觀音入

佛 此年春雨多し 此年あそのけふりはなはだし

此年甲佐正宗寺にて熊本順正寺寺僧に覺山さ云

僧淨土三部經講談 此年豐後九ぢうだけにけふり

いづる 此年の五月八日大雨洪水 此年五月三日

より起請文を進奥田一殘公はりの秘傳愛 此年之

五月京大阪大地震京都二條之御城も奉損候などゝ

風聞仕候 此年之五月中に有吉頼母殿京都にて御

死去此年之夏大分切支丹豐後より長崎へ通る

此年之八月十八日より同廿四日迄中程之大風夜白

ふく此年之七月卅日之夜はた雲西より東の方に

たつ 此年御船法光寺當分之堂建立大工は八代横

山吹左衛門 此年鯰村之明神當分之宮地へ遷宮

此年之夏絹布の衣類御法度つよく少のきぬぎれに

ても御惣庄屋村々廻り取集村々庄屋所へ被差沉候

互二五

る被遊御入國候に上下三千人 此年米下直さよろ

こび銀百目に二石 此年大慈寺法堂建立一國勸

進此年之三月十六日より同廿二日迄川尻大渡川

原にて喜太夫あやつりあり 此年之五月七日の

夜大寒風冬のごとし 此年五月無雨天水田方々う

ゑず 此年之五月二日にうさぎしたにいげをたて

常所養壽院古寺地に罷在候御百姓源左衛門と云者

に右のうさぎしたをくり出しくるしげに見せ候故

源左衛門其したを見候にいげたちて有之候を

てくれ候にうれしきていにて山にいる此年の六

月六日に被遊御入國候御祝之御能御花畑にて被

遊御執行候此年の六月豐内手永雨乞踊手永中一

ッに寄合候て大道を通る一千二百餘人 此年七月

十一日横田手永右同前一千餘人 此年之七月十日

大なへゆる翌十一日迄中小にゆる事三度 此年六

七月中無雨 此の年之八月八日に山出村の前川

に太守様被爲成候て被遊御河狩候 此の年右之御

用に當所孫左衛門山出村に罷在八町村之庄屋所に

無首尾事有之御河狩以後六ヶ敷候に久左衛門市

左衛門召連自分參候て庄屋に斷を申かなへ候當所!

彌右衛門村横目にて彼彌右衛門傳左衛門三郎左衙

門私宅へ參候而是非共自分參候而首尾させくれ候

様にさ申候故右之通に久左衛門は早川輿頭の名代

市左衛門は八町庄屋善左衛門差渡しのいとこ故

同道參候て無事に申かなへ候無首尾の様子は不書

出候孫左衛門手を合せ候て自分を拝し生々世々今

度之高恩忘却仕間敷と申候而目水をたれ合歡喜候

此年同二十三日にも又々御河狩に被爲成候器内
横田兩御惣庄屋に御帷子一重づゝ被爲拜領候此
の年之間八月太守樣被遊御國廻候同十九日に豊内
御惣庄屋宅人被游御一宿候 此長岡佐渡守殿御
死去智院殿申候 此年之八月二日に五郎をよ
ぶ此之閏八月邊田見東禪寺再建 此の年之九
月太守樣江戸へ被遊御發駕候 此の年右之御席に
太守樣阿蘇宮被遊御社參候大宮司殿に被遊御立寄
御小袖五ッ被爲拜領候十二宮に御散錢御銀三十枚
被遊御上候 此の年當所長石山藥王寺再建大慈寺
末山大慈寺法室和尚住持之砌なり其時樂王寺住持
自休司願主玄察此年霜月之事也 此年小木明神前
々田原に有之候を當分之計地に遷宮 此年豊田
拾集物語
此年の九月北米大豆高直銀百目に米壹石七斗大豆
此年熊本成滿寺御流罪被遊御免歸寺 此年五月よ
七月迄大日でり 此年太守樣御座船横四間長サ

十八間に川尻にて被成御作候 此年之五月廿八日

に大坂之御城雷火人多く死す此年之六月より十月

迄豐後國に切支丹あらはれ數百人はこにいり長

崎へ通る 此年松平陸奥守様御行法惡敷御座候さ

て御隠居從 公方様被爲 仰付候 此年天下に

事多し 此年甲佐三宮之鳥居たつ鳥居木は津志田

村八幡の杉八まん修造の為にうる 此年の八月圓

福寺に大慈寺道心者自休入院此年の九月十二日

川尻大慈寺へ參候て寒嚴和尚の御直筆大渡橋之

御勘文拜見舍利井からのきんのだい色々中にも第

一之賓物は綸旨右拜し申候此年江戸一のあやつ

り太夫喜太夫といふ者熊本かうらい門にて大平記

をあやつりにいたし候

此兩人は殿様江戸にて被遊御枹被遣候

右同

一ふじなわ

一こみだれ

此年正月十八日より同廿日迄江戸大火事 此年内裏炎上二條通迄焼る 此年之二月十八日に女房死す佛像を拝其手ひたいにあていきをためてあらたふとやさいふてはづみ申候と甘まゝいきたえじゅすをてにもち手をひたいにあて西の方にかけ申たる彌陀之尊像をがみなりに死す津志田自分が伯父了齋屋敷よりそうれい所見ゆるそうれいなかばにむらさきの雲あざやかに見え候とかんじ被甲候 此年の三月熊本坪井に火事 此年真宗の開山親鸞上人四百年忌之法事京都本願寺にて御執行候に諸國より上京 此年甲陽軍記令見通候 此年之三豊後より切支丹數人長崎へ通る 此年太守様四月廿八日に被遊御人國候初而被遊御入城候故上々方は不及申下々迄恐悦此御事に喜仕候益城より照後迄道作に人夫立つ熊本在々宿町作事されひに成

五二三

一寛文改元かのこの丑の年

二石 此年の九月圓福寺前田之中に前々よりたこ

ゝ有之候六地藏石圓福寺内に自休司取引入被置候

此年之十一月十五日之夜晴天に此わちがへ

ざくと見ゆる

門太兵衛

久住

一ねざゝ

藏太左衛門

同

半太兵衛

よこ車

南郷

權太左衛門

一はりがね

此年正月十七日之夜無類之大雷鳴 此年正月十四

日江戸大火事 此年右同月同日に尾張駿河御城下

も火事と申候沙汰有 此年豊後鶴崎に大火事 此

年の春より大力もの相撲取申候者共従公義被遊御

穿鑿被召出候人々

一同三かのへ子の年

申候に親八まんの法印に語り聞せ候へば法印被申

候はそれは八まんの御使にて可有之候帯を可見

さて見被申候にわにぐちの緒にて候産故悪魔を

はらひ被下候と仰候て其帯八幡の殿に納められ

候由常楽院の咄にて候此年疫病はやる 此年之

冬従公義疫病退治之御祈禱阿蘇宮藤崎宮に被仰付

阿蘇宮よりは一千座の神樂藤崎宮よりは護摩之御

札諸郡村々に御たて被成候 此年之十二月極日子

の刻に東より西の方に火飛ぶ 此年大豆高し銀百

に二石 此年*たかし

一朱 山

一有 合

一こざらし

一からくさ

宇同同同左 市 此兩人松平出羽守様之御相撲取

一ともはる

一七夕

一二太夫

江戸より御やさひ被道候御すまう取

一たかはし

うた一たぐりなわ

安太左衛門

たまな

一かいのくち

一うと山

六郎太夫

一大ひ

太 +

三太左衛門

一八角

一十八

一小町

一吉野川

玉

三郎太夫

傳右衛門

菊 池

三五太兵衛

たかはし

宇 土

一おきのかもめ

後太右衛門

徳太左衛門

同出京町

一そろり

雲右衛門

同

針之

同鳥屋町

同うる山町

兵 衛

源

久太左衛門

熊本新壹丁目

一内の牧

同

五二二

此年あそ神主友貞公御初御參内之御奉加御座候此

年延壽寺出雲國より師寺 此年上島村神々一所に

宮建立 此年より営所天満宮之御祭禮むかしのま

拾集物語

一中山手永同二千三百七十三人

一豐内手永之人夫三千九百五十人

一横田手永同三千九百二十八人

一木倉手永同三千七百八十四人

一鯰手永同四千三百二十四人

|沼山津手永同二千九百四十四人

一矢部手永同二千四百五十五人

一河江手永同三千七百四十六人

一杉島手永同二千五百九十一人

一砥用手永同二千三百一人

一廻江手永同二千三百一人

よりいで空中にいる 此年の冬よりくすね山に諸

郡村々深山野に參候 此年の暮に銀百目に大変

四石小麥二石米二石二斗粟三石うりかひ 此年十

二月やばの村上だと今のさふたに成る 其砌御惣

庄屋手永!~より人夫立之覺

五二一

其通に致候へはわらべ共ちる踊り候て親に此事

に向より侍一人被參候のがおびにつぶてをゆひ

けて是にて打拂ひ(致候へと敢へて通られ

致候に付すでに氣をうしなひ可申樣有之

此年自分落髪 此年きゝん春銀百目に米一石七斗

大麥三石八斗小麥二石八斗粟二石七斗 此年四堂

崎いびに成る當所いでせき所はじめていびになる

此年之二月廿五日大寒雪ふる 此年三月廿六日

大あられふり麥いたむ 此年大小麥惡し 此年い

せ宮火事井御鹽燒太夫殿一人火事 此年夏きゝん

此年八月五日中之大風ふく 此年太守様御用木

祇用山より川下し六百人かゝりの大木壹本 此年

八月十一月迄日でり 此年より甲佐三宮御神事

踊はじまる 此年甲佐宮寺前々之通にたつ住持に

は大信坊早川村圓福寺より神宮寺へ入寺 此年之

十月下益城守山村八まんの者の子熊本に小者

奉公致居候がおやの處に参候に原道にて無量の童

部來り候てすまうを可取さてねちかかりつかみ

一同二すちのこの亥の年

ねかたにはじむる

さふ空中

此年之十月より當所侯 此權現十月十日前々之祭日に祭取立はじむ

の様子同前之石にて候彼馬の子卸行所に被召上なし 此年八月甘口に北の大風吹大洪水 此年

行寺隠居寺初て建立寺號法光寺 此年かみなりす

に見」之候邊田見村之田畑有之候石のはだあひ 石

一萬治改元つちのへいぬの年

に草木花さく疫病はやる

此年之冬江戸御普請御材木御國にて御きりくみ江

戸へ上る川尻より高橋に御材木持夫肥後一國より

出集る 此年十二月廿五六日に川尻にて銀百目に

中しび二つ同三拾目にふり一つかい候如是高直な

る事古今なし川尻町人衆各申候

る事夏にひさしく不時此年之正月朔日におびたゝしき大風ふく 此年之

正月三日の夜丑寅の方に赤雲毎夜立つ 此年之

正月七日の夜熊之庄町甚助と云油荷之子念之敵三

人害す此年之正月又々江戸に大火事 此年之二

月九日に糸田村次右衛門と云人之女房邊田見村に
わなれうちする 此年之二月十七日に遊田見村彦
七云者之後の馬石子をうむ石大小六つ自分慥
三月十七日さるの刻より同ゐの刻迄熊本坪井大火
事本家四百餘軒やくる 此年之四月五日の夜横野
村之方に大だひこにてがくする音きこゆるよこの
方へは早川村之方に左の如く聞ゆる 此年之五
月十二日大洪水 此年大小麥わろし 此年六月五
日の夜やま下孫左衛門宅へ盗人忍入候てかけ硯之
小箱取所中之者共庄屋に寄合彦山之牛王をやき面
々身はれにのむ同廿五日之日御舟市にて盗人さら
ゆる此年之六月廿七日の夜大風ふく 此年六月
六日より大雨ふり出し同十二日迄ふりつき候共
うちに折々洪水同十二日に古今無類の洪水鶴之瀬
ひぐりさぶたきる有安村之前川のともきる七
十餘間 此年夏ひやし六月土用に大寒田をむしく
ふなり 此年七月大日でう此年御船町に川尻正

年之三月五日6西光寺堂之棟上祝自他之旦

那其外おもさしたる人々不殘蔵に酒飯の振舞有之

三月五日より同甘三日迄 此年之三月九日寒風冬

とひさしく山々におびただしき雪見ゆる 此年之

比より大きゝん 此年木わたすた

る此年比より惣而木綿すたる此年之十一月九日い

ぬの時に東の方より火いで候て西の方に拾集物語

比年自分伊勢參宮小倉にて取候書物有 此年之正

一同三ひのこの酉の年

for

此年之四月十二日に大風ふき大小いたむ 此年

之五月宇士西念寺に二尊初而拜入 此年之八月十

五日無雨之大風く 此年之八月十六日之夜夢中

に人有てつげていはくだくしやくはむしなり生甘

草を一味服用候へは平癒すとつげをきゝゆめさむ

此年より甲佐川にやなはじまる 此年あそ山

叨淨光 萬福院

衆徒中口舌同六坊配流

此年嚴島

功徳善坊實光坊

宮修葺 此年熊本成滿寺流罪此年之九月より遊

行上人御當國へ御入來熊本往生院へ逗留明る正月

[日に登歸候て薩摩之様に御越御顗奉行中村伊

織殿此上人は松平出羽守様之御舎弟にて御座候由

其比合取沙汰候 此年之十一月に常所圓福寺に小

庵を造り大信坊入寺其後甲佐神宮寺住職 此年之

九月九日之夜井寺權現之社失火然處に御躰軀やけ

藤榮 松風 清經 各監物殿 花月 源太郎殿 富士

太鼓 井筒 車僧 各伊殿 柏崎 同 通小町 源

太郎殿

此年之春熊本成行寺鐘鑄之勸進有 此年之九月四

日に大雷鳴 此年從公義御觸にて田畑之中に有之

候慕をくづす 此年之十月廿八日に大風雨大雷鳴

終日 此年阿蘇三之宮御修造 此年江戸御坂御石

垣御普請從御國近さて有吉顆母佐殿御上江戸

此年之秋熊本西光寺堂地引ならむる日用夫にて

此年より甲佐谷中御鷹場に成候との御ふれ有 此

年之十月霜月少々寒く極月に成候てはあたゝかな

五一九

月十七八日江戸大火事燒死人十七萬人餘播磨國姫

路にて聞候室より上り陸地を上り候にひめちにて

右之通に候此年正月より四月迄大日でり 此年

當所西福寺堂建立大工八代横山次左衛門 此年五

六月中に方々雷死多し 此年之四月白岩土橋にて

芦田與右衛門殿水死 此年方々狂病はやる 此年

方々不慮事多し劍難にて死人多し 此年甲佐川に

鮎むりにすくなし 此年世上不作 此年之八月十

六日之夜大雨大雷鳴熊本藤崎千貫松に落雷 此年

之八月米田監物殿下屋敷にて能有之候を致見物候

弓八幡 眞盛 江口 各監物殿 三井寺 三輪

芦苅 項羽 各伊織殿 猩々亂 監〻殿

此年之御上使加藤巫内様津田平左衛門様御國廻御

宿右御同前 此年之四月八日に長岡監物殿下屋敷

一明暦改元きのとのひつしの年

いんげ聖人來朝

寺口舌有 此年京都從本願寺明覺寺被差下候此年

此年王尊崩御 此年熊本西光寺堂建立之勸進有

此年之御上使朝倉仁左衛門様田賀左近様御國廻御

宿右御同前此年より上早川村中村伊織殿御知行

產祠當地嚴嶋宮之御神事九月九日を取越九月七日

に祭禮始る 此年之八月十二日に阿蘇神主惟善公

より惟満と被仰下候此年之九月十三日に右善惟

公被成御逝去候 此年より阿蘇神主友貞公神御

繼目此年熊之庄雲晴寺鐘鑄之勸進有此年豐内

村榮寺開山其外に申物調る 此年熊本阿彌陀寺

堂再建之勸進有 此年より豐前國永照寺肥後延壽

一同三きのへむまの年

居祭始る 此の年阿蘇衆徒行者之出入落着にて

行者衆之内六坊御流罪被仰付候 此の年六九様

越中守綱利様に被遊御異名御國中上下萬民奉恐悦

候

此年之四月十六日下横田村濤専寺に開山聖人美

外之申し物調入此年四月寒野村に大あられふり

候て大小麥一粒もなくうちあやしうちくづし候

此年之四月九日に米田監物殿下屋敷にて能有之候

見物仕候

此年之御上使下曽根三十郎様小坂助六郎様御國廻

御宿右御同前 此年阿蘇宮山之本堂御修造御座候

此年之四月明覺寺當所西福寺へ御出 此年之五月

本願寺之奥門跡越後國肥後之延壽寺出雲國、御配

流此年龜宮郎令出生候 此年熊本坪井御侍小路

に火事 此年ほうそうはやる 此年小鹿村之内入

江と云所にくの神だなに供具をそなへ置候をね

すみくひ候をおひ候へばそのねずみ申候は此くゞ

はやがてほうそうの子なくなるゆへ如此に候と申

候由に候かくれなき取った故に書付置候

一同二ひのへさるの年

高砂 監物殿 道成寺 御同 兼平 御同 谷行 伊織股

籠太鼓 ^ 山姥 ^ 唐船 同 楊貴妃 同

たう 源太郎殿 呉羽 千太郎

にて能御座候を見物仕候覺

五一八

拾集物語

此年の春きゝん五こくたかし 此年之御上使迄は

御兩人樣被遊御滯留候 此年之四月十日に家光

軍樣被遊御他界候 此年之八月十九日にまん令出

一同四かののうの年

尻大渡りに船橋御かけ被成候無類の見物橋御奉行

原田源右衛門殿 此年右之通に付従當村阿蘇坂梨

八代ふくろと云所へ人夫立つ 此年御國廻被遊候

御上使眞田數馬樣野瀨小十郎樣豐内御惣庄屋彌

衛門宅へ御一宿此年疱瘡はやる當村かろし 此

年之三月十四日に當所御給主中村伊織殿私宅へ御

出井筒之久世舞被成御嘈候 此年二月十八日之

朝二つ見え申候とさた世上に専申候此年田畑能

作立願におごりあやつり方々多し此年あそ御田御

神事御上使被遊御出候而公儀被遊御取込御居祭に

被成候左様御座候へは本社登宮に白龍數多御出現

被在候其中に貳間餘之白蛇御出現に付て従神主殿

公義へ被仰達候へは共脇前々之通御田祭禮被遊御

執行候 此年上早川村蘆村十郎左衛門殿之御知行

御百姓衆彦神當嚴嶋宮九月九日之祭禮取越九月五

日(に居祭はじまる

五一七

此年あその御けふりあらし 此年 内裏御炎上

此年之御上使津下右衛門佐様津田平左衛門様前々

之通に被遊御廻御宿右御同前 此年之七月十一

日辨三郎令出生候 此年之八月五日未の刻より大

風吹出し寅の時に吹止む古今無双之大風大木こと

ごとく吹こぐうすくしては、ひろき石を吹わるか

るが故に此大風をいははり風といふ以後迄も承

二年八月五日いわはり風といふは此風の事也 此

年上早川村上月文右衛門殿御知行御百姓中產

嚴嶋宮九月九日之御榊事を取越し九月二日(に

一同二みずのとのみの年

此年之二月廿二日に休巴死去 此年之御上使松田

善右衛門様水野庄左衛門様前々之通に被遊御廻

御宿豐内彌左衛門宅 此年より在々町に酒造候事

御法度そこ爰被遊御吟味御苑之村々も有之候

此年より在々へ御目衆御出 此年之九月八日い

ぬの下刻に西より東へ火飛ふ

一承應改元みつのへたつの年

ग

生候此年之幕に銀百目米貳石粟四石大麥四石五

御出宇土八代へ被遊御通御蹄上川

ありく事

一無面目之法師京中よる

事

一京中のには鳥毎日よひなきするまんの石の燈炉毎夜ころぶ事

此年 六丸樣當御一一同三事

とさし

残るの御衆江戸仙覺寺前松原にて其極月二十八日

なかれのすゑは細川につく

一條筆屋庄左衛門と云者之娘一夜の内に自老女に右之道に候

一京都將軍塚毎夜啼動有事

山中にふりつむゆきのきみはて

事

一二條之御城より灯燈ほどの火毎夜に出る事

一ひゑい山のさる十ほどあふみの水海に身をなぐる

にてじせひ

一だいごのちやゑん無風にうごく事

付下候て見せられ候を書付置候寫

此年休巴参宮 此年京都に一同二つちのこのうしの年

年

年より鐵炮之ほうじ右書付候所へは御法度にて一ぎおんだいのまつ無風にをるゝ事

當

分之通にほうじさだまる

一慶安改元つちのへねの此年熊本普賢寺鐘鑄之勸進被召候 此年宇土西念

寺同斷此年 當御太守樣被遊 御國廻候横田吹

郎右衛門宅にて御晝御膳矢部御惣庄屋被遊 御宿

此年細川刑部殿 太守樣之御名代に被成御國廻候

恠事多く候を出家衆書

なるやわた八一正門に毎夜女さけぶ事

一清水寺に夜々に謠の整有る事

此年甲佐三宮明神社中小社々々建立遷宮此年之四

月二つ出る 此年之九月中旬より明る四月迄一

日間に雨降り大小麥あしく銀百目に大麥四石小麥

二石 此年之十二月二十六日に 細川肥後守光命

様江戸にて被遊御逝去候御追腹之御衆には

知行取 宗像庄右衛門殿同富田庄左衛門洞里杢之助殿

同渡邊猪左衛門殿歩小姓池田久五郎殿御小姓横目松岡

喜兵衛殿同古閑又之允殿御中間山中又兵衛殿は御國

かのへさらの國無御改易被遊 御拝領 此

年之御上使朽木民部少輔槎金松彌五左衛門様豐後

より阿蘇熊本に拾集物語

喜多村太郎兵衛

市 松 忠右衛門

一番 郡 金右衛門

飯田角兵衛

右大船に武百人餘小船に百五十人餘右之者共六月

十四日に長崎に着船申候に付悪事をたくみあくじ

仕候へば黒田筑前守殿一番に御かけ被成筈にて御

役組之段々

大船長さ二十五問舟のあつさ上にて壹尺中にて二

尺上のひろさかんばんより中没までのふかさ二ひ

ろ上よりそこまで七ひろ水ざわよりつゝうへのた

かさ二間半おもてのたかさ二間余さものたかさ二

間おもてのたかさ二間余ものたかさ五間余

大ぶねに石火矢廿六ちやう 雨ひらに甘丁 表に

二丁もに二丁 かくし火矢二丁 小船に同

二十四丁雨ひらに十八丁 表に二丁 こもに二

丁かくし火矢二丁

四年目に参着申候去年りうきう表迄参候へごも大

風にはなされ天川へかけ戻り申候て今年六月天川

出船仕同二十四日に長崎津の内にいれ申候

右之通に長崎従御政所様被遊御葬候になんばん人

申上候由に候

柏山作兵衛

黒田惣右衛門

池田左太夫

齋 藤 半左衛門

野村權之丞

岡田源左衛門

三番 甲斐守殿

本陣 大 塚 喜右衛門

野村新右衛門

神吉三八

田中五郎兵術 岡田甚右衛門

長濱九右衛門 大塚權兵術

明石四郎兵衛 肥塚二郎兵衛

大音兵左衛門 肥塚十左衛門

野村勘右衛門

田市之四衛五一 五

右之通瀨崎太郎兵衛書付歸陋之砌書寫如此に候此

牧口七郎左衛門

小林四郎三郎

山本彌八郎

喜多村 平四郎

使番 花 房 治 部

西村五郎兵衛

登能助

湯淺七郎兵衛 齋藤三郎四郎

兵

近

四郎右衛門

安左衛門

彦右衛門

仁右衛門

友國衛門佐殿

大右

山内市郎右衛門

音衛

丞

山黑田市兵衛

郎

二番櫛橋七兵衛

黒田 三左衛門

津黑久野黑

年之夏被致入道社役拙者相勤候に糸田村其砌之

此年より糸田村之神事始る九月四に日

同四ひのきのみの年

此年大日でり雨乞おごり御惣庄屋の手永(

一つにもあひ色々のしたくして向の大道を上下

いたし見物事 此年雨乞より以後田畑能作立願の

踊まひあやつり相撲そこゝ村々に有之候 此年

鐵炮のはうじ山出村之川邊石垣迄に被仰付候

一同三ひのへいぬの年

一同二きのこのこりの年

つに成候娘をよるの洪水にていだき候てかたでに

堂の内も波水うちくづし候故佛大ふくをまき申候

さて取り落し其まゝ流れ行きざきしれず候その比

いたばしきさてさりさたいたし候若輩にて六月何

日と書付不召淤残念に候 此年の春小川町中をよ

なく大法師ごことなしにありき候を仁人見候よ

し右之通に此町水難之恠事さ以後さたいたし候

此年之十月十一月に當所熊野山權現之社進修願主

其砌當所へ在宅被有候御山奉行安松茂左衛門渡邊

孫兵衙吉政

･肥文獻叢書寫四巻

父休巴

此四代目はるかるさやかたはごんじゅあんくわん

あると申なり其人を繪に寫し今渡持渡り候細は

日本を如在に不存候間向後兄弟一分に被思召下候

様にさ存爲證據持渡り候右のほるさかると出船仕

め取られ候て罷在候に九年以來ほるさかるこをわ

がまゝに本國いたすとありて此通を日本へ披露可

申ため罷渡候

申國を六十年前よりいすばんやさ申國よりせ

庄屋徳左門宅にて祭禮介執行候に祭初にて候間

父子共に參候へ庄屋願候故休巴も被參候此年

之夏吉政右之通法體號休巴 此年之六月肥前國

長崎へなんばんぶね着船申候さて常御國よりも御

陣立御座候就夫中村左馬進殿其の砌は伊織殿と申

候伊織殿も御出陣なされ候に當所からは唯今之淨

山忠右衛門と申候時伊織殿御百姓故罷立候伊織殿

之御家老瀬崎太郎兵衛と申仁勿論被罷立候然ば彼

の太郎兵衛長崎之事を從長崎書付被歸候を見せ

被申候に付即時に書寫候て爲後咄書付置候右着船

二艘如何樣之船にて候哉さ従 御所樣被成御禧

候へば從船中書附を差上申候共書付はほるとかる

拾集物語

此年さねもりといひならはし候むしでき候て田を

くひからす從 公義むしおひおごり被仰付御惣

庄屋村々手永ぎりにもあひ候て色々のしたく

にて道をそここゝおごりまはりたいこかぬうち

ひやうしをそろへおざりありき申候見物事

一同十七かのへたつの年

此年天下一同にうしこさぐく死す

一同十六つちのこのうの年

此年にかけて切支丹島原はらの城に籠城合戦あ

切支丹の大將は天草四郎と申候從天下樣九國之

御大名御小名に被仰付原之城被遊御貴三四月比御

光當作忠

落城にて大將之四郎は御當家 細川光利守樣御家

侍陣佐左衛門殿うち候委細は後書島原記に書出候

通にて候別書に書記置候 此年之六月十六日に阿

蘇神主惟善公へ初而煎本二之丸へ大里儀太夫殿御

屋敷御座候砌彼御屋敷にて鍋坊丸御目見仕候御盃

頂戴上下一日被下龍入之大墨拜領假名を仙十郎

被仰付候此仙之字分ヶ有之候とて神主殿之御家

老坂梨彌五助父吉政へ此仙之字大形ならぬ由被咄

聞候

流れ死人多しさるの洪求さ當分まで中傳候は此

年の大洪水の事にて候小川圓福寺住持大水に三

五一三

此年二月三日より仙十郎熊本祇園宮之宮寺本覺寺

に合登山候 此年六月大雨大洪水小川町こさ

一正保改元きのえさるの年

此年田畑耕作よいやうにさて立願仕候へと従公

義被仰出思ひくに產神(へ立願當所も踊狂

言致候何れの村々も神楽あやつり舞踊有之候此年

右之通故候か田畠能作なり

此年ほうそうはやる當所中に四十余人の小兒共ほ

うそういたし候に其内廿人死す 此年春秋當所向

ひ川原之道をよな女の聲にて上り下りなきさ

けぶ然處に其秋より疱瘡はやりふゆにかけて右之

通に廿人死すけい事と後々さたいたし候 此年天

下一同に大きゝん銀百目に米八斗五升粟二石

一同甘みづのこのひつじの年

此年 越中守光利樣被遊御逝去候 此年肥後守光

尚樣御國如前々被近御拝領候此年當所天滿宮造修

一同十九みつのへむまの年

忠)

一同十八かののみの年

此年より御仕置目出度御事多し 殿様被仰出候は

(編者云十

此年の十一月細川越中守光利様御當國被遊御拝領

豐前之國より當御國へ被遊御入國候 此年より當

所下早川村御給知さ成る御給人は中村左馬進殿田

邊平助殿井上孫兵衛殿清成作助殿山田次右衛門殿

一同十みつのこのさりの年

忠)

此年支察生字を鍋坊丸と云此年の六月加藤肥後

守忠廣様出羽之國へ御流罪に御逢被成候此年の六

月より十一月迄 天下様之御藏納忠廣公被遊御配

流御上使内藤左馬守様稲葉丹後守様御奉行衆に伊

丹播磨守様秋本但馬守様御横目衆に秋山修理様石

川三右衛門様熊本御城番に石川主殿様石川惣十郎

様中川内膳様伊藤修理様八代御城番に秋月長門守

様 島津右馬様 稲葉民部少輔様 木下右衛門糕

一寛永九壬申年

一十三より内の事は父親に相尋候而書記候其以後は

自分见間之事色々書出候

一自分事寛永九壬申年二月十一日に出生

拾集物語

紙には渡邊

肥後文獻叢書第四

一同十五つちのへさらのさし

此年より鍋坊丸六つになり候十一月十五日より手

習はじむる三日にいろは筆立覺え候師匠は上豐内

村玄情と云仁 此年ほうそうはやるなべぼう丸ち

此年疱瘡いたし候 此年の十一月より肥前國島原

に切支丹謀叛を起す

此年大きゝん銀百目に米八斗大麥三石粟二百八斗

一同十四ひのこのうしの年

一同十三ひのへねの年

此年より當所田邊中助殿御知行御百性衆同宮之祭

禮執行いたしはじめ候山田殿清成殿井上殿御知行

御百姓中右同前

一同十二きのこのいの年

此年より當所中村左馬進殿御知行御百姓衆嚴島宮

之御祭禮九月六日に毎年執行神樂も奏上いた

候此年之眞父渡邊孫兵衛吉政一力にて厳島宮

前廉之本殿修造

一同十一きのへいぬの年

以後(忝難有可奉存御事段段に可 出さの

御ふれ御座候

拾集 記

而御姫被進候□CU 八人御附け被進候一彌太

之親父此女房衆迷惑俶御故可被名様なく中山名

主(密談候而一彌太を殺しよめ御を返中へきご

てしゝがりこなづけ一彌太を水もりと云所に遣し

各中山名主!~同意殺申候て御姫を返上仕候共

娵御前からの鏡をそこくへ寄進被有田上を御恨

み候と申候其後彼田上中山を被御以上候共申候又

は自滅被召候さも申候それより中山田上は斷絕

候と

一同十五年從此年御國中之曾洞之禪寺河尻大慈寺僧

祿に御なり候從江戶三ヶ寺被仰遣候書出之寫這

囘依細川越中守殿御願に壹國并 豊後越中殿御

傾內之僧祿河尻大慈寺八申渡自今以後右之旨

一かめ藥師の內へ一所 一七條村に一問雷火

一六角堂の內へ三所 一室町三條下る町に 一所

一新町四條上町に一所 一釜の座竹屋町下る町に

一所 一衣の棚二條上る町に一所 一白川村に一

所 一境町二條下る町芝田屋に一所

一錦小路新町西へ入町に一所

一長者町室町西へ入町に一所

一聖護院之森へ一所

一穂町通西の洞院西へ入町に一所

一押小路通境町之角に三所

一烏丸通りに二所 一寺町通要法寺中松木に落

一二條下る町に一所

一御幸町下る町竹屋町下る町に一所

一二條之御城内へ入所しゃちほこ四所損る

々當候衆有右は御番與力御同心衆之由

一徳大寺大納言様へ一所落

一先書令失念後筆に書出候小莚村に吉見明釉之小社

御座候是は中山惣之進被領候田上之租神故如此

小苑に田上之領主在住故如此に候彼田上中山殿に

て候故に一彌太と申□□□□阿蘇殿之に被成候

一同六年 江戸 御佛殿從 御國被遊御建立候

一同年 御巡檢之御衆様諸國被遊御廻候

一今年 綱吉様被遊 御逝去候

一從今年 新公方様 御代

一同五年今年 主稅頭様初而被遊 御下向候

一同五年此年ふじあたか山に火出る

一同十六年淺野内匠殿敵を家來の人々討

一寛永元年より金錄札づかひに被爲仰付候

同二年阿蘇大地震

肥後豐後越中殿内

寺院

龍

判

寺寺

被相心得候依之此此に申候以上

元祿十五午年後八月十三日

謚號川光大師 宸翰

御謚號 勅之御書出

御勅許田光大師さ奉申候

一同九年法然聖人大師號被遊

一同七年!南都之東大寺御奉加從

殿樣被遊 御出銀候

同年在中之道々

6

一一元禄四年坪井ひろ小路になる

一乗物かき六人 加子四人

一人足一人汇五貫目持

一輕尻下五貫且此外重く候,本馬同前

くに付

一乘懸午下世貫日

共一壹駄荷物四十貫日

付

高木伊勢守

共

に

道中宿々往還之荷物貫目御定上重く古有之壹

荷懸ヶ共によき馬出之候歩行之荷物も重候故

人足も添へを出し合迷惑候由に候御定之貫目より

重からざる様に拙者方より何れへも彌可申觸行御

老中被仰渡候以上

1 貞享二年!從江戸被 仰出候趣御觸之段4

貞享二年四月日

一仙洞様へ武百所落候佐野清太夫さ申御老死去少

五〇九

刻迄京都大雷鳴

一同十四年五月十九日之夜北之刻上明6九y午之

(察日記には六月十九日さあり)

當年より拾年之限と申候質之者普代にても被遊御

菟候相對次第:被 仰出候御書拙奉公人之年不從

前々拾年限候處!!向後4年季之儀限無之普代空

仕候共相對たるべく候間旨可存候以上

元祿拾壹年拾貳月

一同十一年 年季之普代之王御九

一同十年太守様被遊 御昇進少將様さ奉申候

高倉院 後烏羽院 後白川院

三朝之帝

勅使伏原少納言

元祿十年正月十八日

勅王法與佛法比等内外貴典章朝家同釋家定律都鄙

仰與盛淨土開宗源空上人先究聖道教后闢淨土宗譜

彌陀誓願於胸次感善導提撕於定中视寶樹照妙境内

證往明步金蓮現靈光密因勿露即是肉身如來何疑勢

至權迹三朝帝師徳重于當時四海良導行應于末代皇

化廣布率土法要永傳普天特謚號圓光大師

一他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍女人不可抱

置之但有來妻帶者者可爲格別事

一檀方建立由緒有之寺院住職之儀者爲其檀那斗之

條從本寺途相談可任其心事

一以金銀不可致後住之契約事

一借在家搆佛壇不可求利用事

一僧侶之衣體應其分際可着之井 佛事作善之儀式檀

那雖望之相應輕可仕事

御下知狀

寛文五年七月十一日

右之條々諸宗共可堅相守之此外先判之條數彌

不可相背之若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶

戴下知狀者也

一無田緒者雖有弟子之望猥不可令出家若無據子細

有之者其所之領主代官、相斷可任其心事

一僧侶之衣體應其分際可看之井佛事作善之儀式檀

那雖望之相應輕可仕事

一寺領一切不可賣買不可入于質物之事

可申附事

豐美る

一天和二年より御國中寺社御郡奉行之御直支配に成

一延寶八年五月八日 家綱公様被遊 御他界嚴有院

様奉申候

一同七年之夏御國々.天下様之御横目被遊御廻國候

一同十二年之二三月長谷川十太夫と申紛者御穿鑿稠

敷御座候

右此旨趣隨宣不可懈怠者也

一起居動止可如法事

一若出市中行惡事可出堂中事

一僧侶各可养宗衣事

一於當堂晨昏勤行不可懈怠事

1 可除堂中塵事

制法跋

正守守守

雅樂後濃和

大

同年同月日

右之條々可相守之若於違犯者隨科之輕重可有

御沙汰之旨依 仰執達如件

五〇八

事

一社家位階從前々以 傳奏遂昇進輩者彌可爲其通

一諸社之邇宜神主等學神祇之道所其崇敬之神體彌

可存知有來神事祭禮可勤之向後於怠慢性可取放

神職事

定 是は趾方へ

一同年從 公方樣日本寺社四 御下知狀御下給

一同五年河尻へ馬大市立しばいのもの下りおどり狂

言致候

一寛文元年 太守様 阿蘇宮!!被遊 御社参候

一同二年益城下早川村御百性犬死後に来り子をうむ

一同四年九月よりほうきばしいづるひかり西之方へ

さす後には又ひがしにさす

此兩人者殿様江戸に而被遊御抱へ被遣候

御相撲取

一こみたれ

一ふじなは

松平出守様之御相撲取

七夕

一ともはる

右兩人

五〇七

一背國法輩到來之節於有其居無威儀可返事

一寺院佛閣修覆時不可及義麗事附 佛閣無懈怠掃除

一檀越之輩雖為何寺可任其心從僧侶方不可相論車

一結徒黨企開諍不似合事業不可住事

本末之規式不可亂之縱雖爲本寺對末寺不可有理

不盡之沙汰事

一不存一宗法式之僧侶不可爲寺院住持事附新義不

可說奇怪之法事

一諸宗法式不可相亂若不形儀之輩於有之;急度可

及沙汰事

定

寺院には

寛文五年七月五日

右之條々可堅相守之若違犯之輩於有之隨科

之輕重三可沙汰者也

一神社小破之時其相應常々可加修理事附 神社無懈

怠掃除可申付事

一神領一切不可賣買事

一無位之社人可着白張其外之醬束以以吉田之許狀

可着之事

鶴 崎 牛太兵衛

一よこぐるま

南郷權太左衛門

一はりがね

日記の文に同じ

年云々より元祿十

萬治三子の年被召出候御相撲取

編者治三子の

一分前後候書出しにて候へ共書出候

太守様被遊御國廻候

一寛文元年之閏八月

數日あやつりいたし候

一萬治三年江戸一のあやつり太夫喜太夫高麗門にて

小坂助六郎様

下曽根 三十郎様

一同二申之年の御上使

津 田 平左衛門様

御同斷

一明暦元未之年の御上使

田 賀 左 近様

御同斷

朝 倉 仁左衛門様

一同三午之年の御上使

津 田 平左衛門様

津

津 下 右衛門佐様

御同斷

田

下

津

肥後文獻上第四卷

竹

一ねざゝ

一内之牧

(玄察日記!

一朱 山

熊新二丁目

一有 合

同うる山町

こざらし

同鳥屋町

一からくさ

一そろり

同

雲針清源同 久 丁同出京町

一おきのかもめ

+1

八

高橋

一小 町

う

從江戸被成 御雁被遣候御相撲取

一吉野川

一大せい

一かいのくち

一うと山

たぐりなは玉名

たかはし

5 玉 5 同 同同玉菊高宇

ご名

名池橋土

二 太夫

1

六

夫夫夫善

(日記には善太兵衛

左

門夫門衛門

市

兵衛

衛

郎右

右

三太太

五三傳三源

德 太 左 衙

德太

門門衛

右

久 住 門太兵衛

同 藏太左衛門

助衛衛門

之

左

兵兵太太久

同

五〇六

拾

從御兩老様右之通に從江戸御躑御家老衆へ波仰

進候此御書付從有方御寫貰申候故書出置候

一右之通慶安三庚寅の年 大將軍家光公様肥後之

御國被遊御拜領候難有添も 六九様へ右之御通

一承應二巳之年越中守様に御成被遊候從 公方様右

公方様右

之通に被爲仰付候さて御上下萬民乍憚奉恐悦候

從家綱公様此年右の御通に越中守綱利様に御

成被遊候

集

右之通御口上書従江戸御兩人御國、被進侯故御國

上々様は勿論以下末々迄千秋萬蔵浦悦恐悦に奉

存候

記

長 岡 式部少輔

長岡勘解由

慶安三年卯月十八日

不被仰付候ヶ様之儀も被成上意候へ共上意多く候

故態さ讃岐様被仰除候之由被仰聞候夫より伊豆守

様へ致伺候に御愁に彼候主殿頭様丹波守様

此外何れも様へも不殘御殿に致伺候右

候右讃岐守様

被仰聞候通私共如此覺申候御口上事多御座候間前

後仕たる儀も可有之候へ共畢竟相違の儀は無之候

以上

左衛門一同二巳之年の御上使

水野庄野様

御宿右同

松田善右衛門様

田

家光公様被遊 御他界 大猷院様と奉申候

一承應元辰之年此年の御上使

一同四年四月二十日に

御兩殿様被遊御逗座被遊御廻郡候

木様

朽一同四年卯田様

眞

の年

右御廻郡の御兩殿様 豐内彌左衛門宅へ被遊御一

宿候

野 瀬 小 十 郎様

眞 田 數 馬様

一同年被遊御廻郡候御上使

金松彌五左衛門様

朽木 民 部様

一慶安三年の御上使

一寛文元辛丑の年御國の太守細川越中守綱利様四月

二十八日に從江戸御國へ御入國にて御國中千秋萬

蹴さ奉恐候

無相違被仰付候彌以肥後守御奉公一筋の志と被

思召上侯就中相果候刻の申置にも代々御取立の儀

に御座候へ共御奉公をも仕上不甲如此罷成候儀千

萬口惜く迷惑に奉存候然者幼少の枠に跡式被仰

付又候哉御奉公をも不仕候様に御座候へば以是

外も無御座迷惑至極に奉 御國の儀は指上申

候悴兩人の者共御奉公をも可仕上様に罷成候はば

其砌に到り被爲御覽計の通に被召仕被下候様にと

申上候代々ヶ様の御奉公振り殊に相果候刻御奉公

の道をも忘却不仕子供の儀にも不構御國を指上被

申候段神妙に被思召上候因茲に六儀幼少に候へ共

肥後の國無相違被爲仰付候間奉其旨幼少の事

御座候へ共此段々具に可申含候實子無之候へ

子をも仕跡式の儀何角申事も有之候へ共肥後守儀

今度の申上様御取立の肥後守には光に被思召候間

如此に被仰出候條家来の者共も難有奉存六奉公を

も仕候様随分守立可申候小笠原右近太夫儀は六さ

間柄の儀に候幸隣國に混在候間折々肥後之國見廻

候様に被仰付候間仕置の儀談合仕度儀とも相尋

可致沙汰其上六事御懇に被思召候御目附をも

へ致伺公候處に被召出昨日の上意共難有可奉存之

旨再三被成御意共上にて又被仰聞候は肥後守縁邊

の儀越中守存生之時分被申上候は一筋に御奉仕

上度奉存候問肥後守縁者組之儀不被仰付候様にさ

被申上候に付鷹丸殿御息女被致祝言候然處に彼息

女死去に付肥後守代々難成緑遊之御内證も雖有之

越中守如申上肥後守儀達而依御斷被申上候縁者組

右上意の趣卯月十八日於殿中酒井讃岐守様被仰聞

候謹で奉承知御座敷を罷立候左候て阿波守様主殿

頭様被成御退出直に此方上之御屋敷へ被成御座候

て御兩所様も稲葉能登守様殿様御同道被成掃部頭

様讃岐様加賀様伊豆様豐後守 様對馬様へ被成御座

式部勘解由御供仕致參上候翌十九日の朝田中主

頭様口義丹波守様同又左衛門様へ致御供

可被遣候間左様可被相心得之旨被 仰渡候難有御

座敷を罷立候へば被召返重被仰開候は六丸被召

出可被仰付候へ共幼少の儀に候間兩人被召出被仰

聞候追付御目見えも被仰付之旨 上意之由被仰聞

候右之趣早速國許へ申遣・家來の共難有奉存諸

事情を入候様に被仰開候

一御當越中守綱利公様六丸公様と奉申上候時より肥

後のの太守様に被遊御成候御根本江戸にて従家

光公様被爲仰出候諚の趣御承の御衆長岡式部殿

長岡勘解由殿へ被仰渡候趣勘解由殿式部殿より御

細川六九綱利公様御繼目之主

大神

眞源院殿前肥州太守廻岩宗英大居士

儀一光尚公様御位牌之尊號

残る七人は江戸仙覺寺前松原にて十二月廿八日に

一同に追腹貴賤群集

なかれの末は細川につく

山中にふりつむ雪の消印はて

右之又兵衛殿は御國にて 遺詠

里 杢 之 助殿

渡邊豬左衛門殿

池田 五 一郎殿

松岡 喜兵衛殿

古閑文之 永殿

丞殿

山中又兵衛殿

御知行取

御中間

歩の御小姓

小姓御横目

同

同

同

富 田 庄左衛門殿

一慶安三年卯月十七日に阿部但馬守様より田中主殿

頭を以被仰下候は長岡式部同勘解由兩人明十八日

辰之刻に主殿様被召連御城へ可罷上之旨被仰聞候

松平阿波守様も上意にて同十八日辰之刻に御城に

被成御登城候様にと是れ又主殿頭を以て被仰渡候

由に御座候因茲に式部勘解由十八日之辰之刻主殿

頭様御供仕罷上候處に井伊掃部頭様酒井讃岐守

堀田加賀守様松平伊豆守様阿部豐後守様御列座に

阿波守様御座敷へ被成御出式部勘解由被召出

爲上意讖岐守様被仰渡候は肥後守儀被成御取立

候に付御奉行をも可仕覺悟を被思召候處に不慮に

若年にて相果御不便に被思召上候就夫跡目の段仕

置早々可被仰付之處に依御例に只今被仰出候肥

後の國の儀御手端大國之儀に候六事は幼少の儀に

候條所替をも可被仰付候へごも三鷹ヶ原之時分

奉對 御當家一筋に忠篩いたし候其以後越中守御

奉公仕度體に被思召候に付被成御取立肥後の國

に被遣候處に無程相果候扨又肥後守儀若く候へ共

御奉公をも可仕者さ被爲及御覧候故に越中守跡式

國へ被仰遣候御出立の趣

* 音 兵左衛門

大 塚 喜右衛門

甲 斐 守毀

一三番本陣

岡 田 源右衛門

山内市郎右衛門

野山權之丞

山

久世半三郎

黑 田 三左衛門

黑 田 惣津田市之丞

兵衛

黑田市櫛 橋七兵衛

一二番手汇.

喜多村太郎兵衛

飯 田

市 橋 忠右衛門

兵衛

門

衛一一番手に

共悪事仕候は黒田様一番に御取懸け可被成筈に

て御備の段々

右の南船六月廿四日に長崎へ着船候に付彼者

一小船:百五拾人餘

一大船に貳百人餘

ともに二丁

おもてに二丁

新左衛仁岡野齋池

田柏山作兵衛

野 村 勘 左 衛門

池田清太夫

齋 藤 半左衛門

右衛門

四四齋大湯明田藤塚淺石宗 像 庄右衛門殿 御知行取

一慶安二己丑年十二月廿六日江戸LT肥後守光尙公

樣被遊御逝去候御追腹の御衆

右之通にて善々敵たい致候は筑前殿被成御取懸

け筈にて右之通に御座候へ共無事に船付候

故御無事にて從九國被成御出陣候も目出度何れも

被成御歸陳候

喜多村 平四郎

小 林 四郎三郎

西 村 五郎兵衛

牧口七郎左衛門

花房治郎

山本彌八郎

一使 番

衛左

門

湯 淺 七郎兵衛

安

明 石 四郎兵衛

近

田 中 五郎兵衛

右

兵中友

儀 次郎兵衛

郎兵左衛門

四郎右衛門

長 濱 九左衛門

國

能右衛門

門

齋 藤 三郎四郎

野 村 國 友 五〇二

記

集

拾

一四代目ほるとかるさやかたはごんじゅあんく

んあるさや人を納に寫し今度持渡候子細は日

本を如在に不存候間向後兄弟一分に被思名被下候

様に存爲證據持渡り候石のほろかる出船仕四

年目に參着申候去年琉球表まで參候へは大風には

なされ天川へかけ戻り申候今年六月天川を出船仕

一ほるとかると申國を六十年前よりいすばんやさ

申國より責とられ罷在候を九年以来ほるとかると

わがまゝに本國いたすと有て此通りを日本へ披

露可申ため罷渡り候

一長崎の御政所如何様の舟ぞご被成御候處に従

舟中書上申候段,

長崎へ南蠻船着候とて細 長崎へ御家中の

御衆被成御立候に當地御給主の内中村伊織殿も御

立被成候伊織殿は當分之中村庄兵衛殿の御父に

て御座候彼伊織殿の家老瀬崎太郎兵衛と申人供

致候に長崎一儀を書付候て御見せ候へと約束

置候故みやけにさて目出度書付たもり申候を書出

し召置候

治代りさ覺え申候正保四丁亥之年之六月肥前の

五〇

一小船に石火矢廿四挺

内兩ひらに十八挺

ともに二挺

隠火矢二挺

内雨ひらに甘挺

表に

ともに二挺

一小船の段々は書付無之候

一大船に石火矢六挺

表に に二

二 挺

隠火矢二

雨ひらに甘

大船の長さ廿五間厚さ上にて一尺中にて貳尺上

のさかんばんより中段迄深さ二ひろ上より底

迄七ひろ水際よりつゝ上の高さ二間おもての

高さ貳間餘こもの高さ五間餘乗り候者貳百人餘

内 石火矢二十六挺

内

右之通長崎御政所様へ南蠻人差出仕上候

一大小船二艘

同二十四日に長崎津の内へ入申候

細川肥後守光尚公様御國被遊御拝領候御事

一從大將軍家光様肥後御國光尚公様22) へ難有

も被遊御拝領被遊御入國上下萬民千秋萬歳さ奉恐

の寺の旦那故假り位牌立て有之候を被遊御覽被爲

仰出候はかはゆや道西のが板ぎれに成りおったな

と被遊御意候に住持はるかの端に被罷在候を被爲

召候て被爲仰出候は旦那が死したをさとり候様に

存候かさ被遊御意候に恵白と申持かの様に亡父

咄しむられ候惠白かいづれ其砌の持謙て被中上

候は旦那が後世善所存候心口口候野遊にほうむ

りすまし申せがな亡者の一家野邊に各見申候ふ

ぎんの衆もれきく見え中に付はちがましき心ま

でにて御座候と被申上候へは被遊御居座候て扱て

(住持は有様なる坊主ちやさうあらふなと被遊

御一笑候處に伐に雨ふり出し被遊御座候にほつ

(こ雨もり候を被遊御覧此寺は損じたなもりを

ふさいてくれうこ被爲仰出御即座に御銀貳百目

十を住持に被爲拜領寺をたてゝ可被下さ被仰出被

遊立御候さ奉承候其砌妙解寺様の御末寺分にて御

寺領五十石被御寺に被遊御附候と申候

肥後文獻叢書第四巻

月一紙帳の長崎へ南蠻船來候事

眞源院様御

保

一御入國御城へ被遊御登城御中賑々御座候て被

遊御入國候近年から本座新座勸進能河原にて折々

執行有之候又太夫流の舞之進まひ同所にて追々

願主石兵衛个興行候同所にて勸進相撲も有之候新

宮内と申候操太夫罷下候熊本は勿論上島河原に

て一七日追入致候毎年豐前豐後の放家共是も熊

は勿論諸郡の村々徘徊老亡父より拙老若輩の

砌定宿にして參候放家二座の者共參候砌は木綿

多候を部屋の若者共人々に下々奉公の下輩共ま

つぼりの木綿持参り候へ共世上も富裕に候扨文春

末夏初に従 公儀被爲仰觸候は耕作の立願にあや

つりおさり神樂何れも五穀成就の祈願相立候へご

御座候に付村々當所も年々さ躍令執行老身若輩

の砌眞源院様御治世之御砌にて踊狂言愚老なごも

若達の砌相勤候者共人數一分にて候其砌は穗に穗

が重り御侍衆も碧川に瀬ばり春秋は鷹小鳥狩上下

共に遊楽に御座候ひたる御事にて御短命に被遊御

座乍憚御殘多御國中愁傷申上候

悦候

五〇〇

拾集記

長 岡 佐 渡 守殿

有吉賴 殿

長岡馬之助殿

一後御吟味!!

永良長兵衛殿

奥 田 權左衛門殿

須佐美 權之丞殿

定衛門殿

寺 尾 佐 助殿

寺本

平野九郎右衛門殿

筑 紫 太 膳殿

一右原之城武功御吟味之御奉行

宮 崎 宇左衛門殿

内 山 傳右衛門殿

殿

田 中 半 大 衛殿

森田惣兵衛殿

首藤次郎左衛門殿

に従肥後守様歩の御小性に御銀五枚御小袖

二つ宛御拝領の御衆

殿

之 丞殿

大 塚 甚右衛門殿

山 形 牛 助殿

阿 部 市 太 夫殿

荒 木 天小野權兵衛殿

一右同日兵 村 猪右衙門一春日寺は如何様之景色も無御座御寺に
折々 光利

公様被遊御入寺御機嫌御目出度被遊御座候乍恐

奉承候或日に寺近邊被遊御通駕候に彼寺に興風被

遊御入直に佛前被遊御覧候に狩野道西其砌死去彼

四九九

だ橋本の川に空より飛下り失命致し候を上下

萬民肝膽を銘難有御慈悲に被遊御座候御故と奉感

拜候と申傳候

一右臺雲様の御茶毘所は御城外の春日寺にて御座候

春日神社の御後ろ林にて被遊御勤候に被爲免候

御秘藏の御鷹御火葬の煙中に空り舞下りほつよく

飛入失命の由に候又一もこの向き御鷹はいち

右之御通汇奉承知候

儀妙解院殿肥州太守臺雲大居士

居神

一右越中守光利公様寛永十八乙巳年三月十七日被遊

御近去候

傻の御腰物井 黃金十枚 澤 村 大 學殿

志 水 新

殿

小笠原 備 前殿

日石一同五月六日

百石石

五

三百石

百百千

百

三千五

*

一同日御加增御拜領之御衆

百 石

石

百五十石

此四人に二百石づゝ

藪 熊 之 助殿

澤 彦 右 衛 門殿

一九月朔日に御新知御拜領の御衆

門殿

片伊 藤 左 内殿

原河伊

一 村 傳 兵 衛殿

河 村 伊右衛門殿

原 田 十 次 郎殿

片 山 嘉左衛安 場 仁左衛門殿

酒井七郎右衛門殿

長谷川 久兵衛殿

阿 部 彌 兵 衛殿

吉北魚

十之

永殿

勘 十 郎殿

吉川市助殿

同 同 同 同 石石石住 江 甚 兵 衛殿

坂 﨑 清左衛門殿

齋殿

朝

E

澤 村 宇右衛門殿

長谷川 太郎助殿

芦村十郎左衛門殿

竹内數 馬殿

一右同日御知行御拝領之御衆本書汇御高付無之故

如此候

和 氣 久右衛門殿

右同

記殿

林

右同

田 中 左 兵 衛殿

金子一枚御小袖二御羽織一

一同十一月二十四日従肥後守様御褒美御拝領の御衆

加賀山太郎兵衛殿

同 金 森 形右衙門殿

同 藤 本 猪左衛門殿

横 非 平右衛門殿

同

同

藤 崎 作宕衛門殿

黄金一枚御袷一御單物一つ

向井兵 助殿

御銀十枚

廣 瀬 安 太 夫殿

御銀二十枚御袷一つ御單物一つ

江 傳右衛門殿

一十月六日他國人證人有之衆被爲拜領候分

黄金一枚御小袖五つ

黄金一枚御袷御單物五つ 澤田 九右衛門殿

吉 田 十右衛門殿

御銀十枚御帷子一

集

部

拾

明 石 源右衛門殿

寺本久太郎殿

一黃金一枚御給御單物御

袷御單物御帷子御

井上新之永殿

元 田 八右衛門殿

關 安 之 丞殿

樹下 九郎太夫殿

岩 佐 源 右殿

野 田 小 二 郎殿

清 成 武右衛門殿

一新知二百石宛

一御加增千石

一かぎの御持

一同千石御馬一定

一御加増五十石

一同八月朔HL

一信國御脇指御拜

一御盃頂戴長光御脇指御拜領

一同 武百不同

同

池永源太 夫殿

竹

兵 衙殿

太 夫殿

吉松

野

郎縫

縫 主殿

弘 四郎太夫殿

道家 帶 刀殿

松 山 兵左衞門殿

小崎二郎左衞門殿

岡 部 庄 之 助殿

小 崎 與次兵術殿

福田次郎右衙門殿

長 岡 九郎兵衛殿

津川四郎右衛門殿

小

林

夫殿

中越

兵 衛殿

中川 長 市殿

能 世 角 太 夫殿

上村甚五左衛門殿

財津市郎左衛門殿

阿部五太 夫殿

竹 原 庄

の衆

伊丹 角 助殿

兵 衛殿

右衛門殿

九右衛門殿

武藤七兵 衛殿

高見庄五 郎殿

藤本 勘助殿

源右衛門殿

生 島 平左衛門殿

殿

岡河生松藤高武服熊下柏弓小

喜島桂

見藤部谷村木削林

庄七九年五庄五半

五郎兵衛殿

九 郎殿

北的柳樹猿廣鎌山寺服衛 門殿

河喜多八 助殿

源 次殿

小山上矢殿

何右衛門殿

右 衛

衞 門殿

柳 四九七

川

鉢永鉢 木

十左衙門殿

殿

良 源 太 夫殿

-左衛門殿

本田

上半 三 郎殿

兵 衞殿

町

内 次郎太夫殿

熊 之 助殿

野 勘右衛門殿

助瀬瀬 庄左衛煦

夫殿

寺尾求 馬殿

下木瀬田内

服 部 武右衛門殿

山與 助殿

淺

㳡柴 田 半左衛門

伊熊與兵衛

平 塚 七左衛門

喜 兵 衛

志水加兵 衛

山田

甲 斐 彥右衛門

中村 村 彌 兵 衛

渡 邊 淸右衛門

嘉悅七十郎

中長三

柴 田 吉左衛門

井 上 加左衛門

御家中御馬乘衆井牢人衆討死

六

島 市右衙門

中原田六兵衛

原

肥後文獻叢書第四巻

原 田 五左衛門

池池 田 正左衛門

中島 今

品原

村川田

助助

品川太郎助

仝 村 助左衛門

市

庄左衛門

中戸中武本本 田 作右衛門

武藤

三木右兵衛

長 田 四郎兵衛

木 海 十左衙門

中小路

永井

永 井 作右衛門

武井七郎右衛門

山 田 市右衙門

上 原 九右衙門

伊知地 清太夫

松井外記

西星

垣野

庄又

大兵

花 後 十耶右衛門

兵 衛

西垣庄太夫

永松七郎右衛門

吉右衛門

十 同 同 新後 藤 權右衛門殿

北 見 仁右衛門

貳百石同

同 一同 三百石同

十挺 都甲太兵 衛殿

一新知千 石同

山田一同 五百石同

九 郎殿

同

河喜多 九太夫殿

一同 五百不同

一御加増千石御鐵炮二十挺 徐田彌一右衛門殿

一御留守御無事に被成御勤候由にて色々御拜領

長 岡 監 物殿

物

長岡式部殿

一鍬形御立有吉賴母殿

一御腰の物作不分明

長 岡 佐 渡殿

一二字國俊の御脇指

一同五月五日於御本丸!仁御褒美被爲拜領候御衆

一正宗御脇指 細川立 印様

若林七兵衛

山口又兵衛

松 山 與次兵衛

吉村九郎右衛門

下 武右衛門

増 田 三右衛門

山 木 四郎太夫

若富田杢之允

林兵 衞

村

理竹村

堀 口 庄左衛門

角

堀

四九六

拾

記

集

大 西 儀左衛門殿

佐久間角助殿

加賀山 市太夫殿

大矢野 次郎元殿

御中小性衆討死之御衆

沖 津 九郎兵衛殿

藺 田 助 三 郎殿

沖余 小右衙門殿

住 江 兵左衛門設

日右衙門殿

弓削與次右衛門殿

兵 衞殿

吉住小十 佛殿

口 才 二 郎殿

江猿 木 勘左衛門殿

吉 之 丞殿

野

兵 衞殿

太郎四郎殿

關 内殿

平 太殿

伊 藤 十 之 示殿

助 之 進殿

十八

五右衛門殿 松岡仉 衙門殿

殿

小坂半之丞殿

島又左衛門殿

御衆

尾 藤 金左衛門殿

討

一細川越中守様御家中御知行取討死之岩 越 惣右衙門設

山 川 惣右衛門殿

神足八郎右衙門殿

山田忠三郎殿

伊 藤 儀 太 夫殿

田屋治部右衛門殿

田 三右衙門殿

齋 藤 檻 之 助殿

福星住能澤吉村江平遠伊松西小島西澤文 右衛門御鐵炮

勢村住上口川井

松 尾

吉矢中山本篠林松高川井倉鶴炮川松乃渡志野

年

左

千庄源小權

村村美邊賀問

賀 小 傳 次殿

邊 源 之 丞殿

疰 五 郎殿

千左衛門殿

太 夫

山殿

鶴 田 市左衛門

倉主五郎右衛門

理

左衛門

原 小左衛門

良澤吉田村岡古秋黑今門太夫山 田 伊左衛門

中 島 佐左衛門

矢 野 平左衛門

村 勘 兵 衞

四九五

内野十郎右衛門

石川 善 兵 衛

有 永 又右衛門

松 田 猪左衛門

荒木七郎右衛門

衞

松江古 澤 三郎兵衛

良 吉左衙門

田田 作左衛門

秋 吉 鷟左衙門

丞兵

之上田源兵

上

田丸

郡 喜 兵 衛殿

1 丸 囍左衛

郡玉 左 平 太殿

玉田衙門殿

兵 衙殿

市右行門殿

金 七山

兒益外片松

千八百二十六人 手

負討死

二百七十四人

死

一細川越中守様御人数の内

一同二月二十八日城乗の砌手負死人

右首數合二百九十四

討首三十二

一立花飛驒守殿御手

討首百六十九

一鍋島信濃守殿御手

討首十三

一同市正殿御手

生捕五人

討首十五

一黑田甲斐守殿御手

生捕二人

討首六十一

一二月二十一日夜討の砌味方敵を生捕手負死人の覺

一松平右衛門佐殿御手に

一御上使 板倉内膳正樣元H 御討死

怫 7 综合百九十九人

内

手

三百七人

一黑田甲斐守殿御人數の内

三十二人

討 死

三百四十五人 手

一松平右衛門佐殿御人數の

二百十七人

負死内負死

六百五十八人 手負

一黑田市正殿御人數の内

十六人

討 死

百五十六人 手 負

一有馬左衛門佐殿御人數の内

討

三十九人

三百三人

一戸田左衛門樣御人數

四人

三十四人

一松平伊豆守様御人數

六人

百三人

右討死合千九人

右手負合六千二百八十人

手負

手討數手討

の

手

負死内負死内負死の

四九四

記

集

拾

内

三百八十一人 討 死

一鍋島信濃守殿

覺

一寛永十五寅の年正月朔日城責の日御諸手負死人之

外!従國々使者上下一萬五千人

惣御人數合十一萬七千六百七十五人

右總御高二百五十四萬三千六百石

御人數四千人

門様

一御高十萬石

御人數千百人

松下伊豆守様

一御高三萬五千石

御上使

御人數千八百人

小笠原 壹岐守殿

一同 四萬石

御人數千二百人

一同 三萬松 平 丹 後 守殿

石

御人數千五百人

倉 長 門 守殿

松倉

御人數二千百十人

一同 四萬石

大頭一人

者頭六人

侍六十一人

二千百二十人

内

大頭二人

倩三十一人

一有馬玄蕃允殿

百十二人

内

者頭四人

者頭二十五人

八百十七人

内

老頭二十一人

你二十八人

一松倉長門守殿

百十人

内

你七人

四九三

歩の衆九十三人

討 死

性。像合七百十八人

手負

手小歩

性?織合六十七人

討 死

小者千七百九十二人

手 負

小者二百人

歩の衆百十八

一寛永四丁丑之年島原有馬原の城切支丹討手被爲

以上

竹原忠太夫

中山宗悦

竹坂 井 三左衛門

山 三右衛門

兵衛

赤尾 藤 兵 衛

戶

勘左衛門

松森森 左衛門

林 七印津意

宗主

星

渡邊傳右衛門

赤膳

一城中牢人

八十二人

塚內

切支丹人數男女都合三萬七千八百人

兵兵

火田井田

戸羽永山

五

兵兵四村野

尾横

人

働

兵兵

衛衛衛

武次又

馬渡山倉藤頭々之者

一萬三千人

左衛門

三宅次郎左衛門

内田木之允

戸 田 忠左衛門

原 次郎松 竹 勘左衛門

久田七郎右衛門

千場氕它

三 宅 香小有 馬 左衛門佐殿

一同 五萬三千石

御人數三千二百人

小笠原 信濃守殿

一同 八萬石

御人數四千九百人

寺 澤 兵 庫 頭殿

一同 十二萬右

御人數四千八百人

守殿

水 野

一同 十二萬石

御人數四千八百六人

立花 飛 驒 守殿

一同 十二萬石

御人數六千人

小笠原右近太夫殿

御人數一萬人

一同 十五萬石

有 馬 玄 蕃 允殿

一同 二十三萬石

御人數一萬四千三百人

一同 三十五萬二千六百石 鍋 島 信 濃 守殿

御人數二萬九百二十四人

松 平 右衛門佐殿

一同 四十五萬石

御人數二萬八千六百人

細川越 中 守様

一御高五十四萬石

差向候御入數御高付け

四九二

一四郎本丸にて碁を打罷在候處に鍋島せいろうより

石火矢参四郎側に居申候男女五六人打殺し申候城

中の者共存候は御命も可有さ賴母敷存在候處

に四郎さへ鐡に寄り其上側に居候者共多亡び候

事不吉之仕合力を落し申候て皆々心成申候

一右衛門作存候は右の仕合にて心勇み不申候刻有馬

左衛門佐殿より度々矢文にて被仰越候は普代の者

の儀に候間城中にて手立をいたし忠節可仕旨被仰

越候間尤と御返事中則手前に連候人數七百人内々

申合候へば同心仕候に付二十一日我等受取場二の

丸へ寄手衆引込火をかけさせ乘取申四郎方へ参り

寄手衆城中へ乗り火をかけ申候間早々城中を御出

候て濱の手へ御除落船に乗何方へも御除き可然候

申候てたばかりのせ生捕候て忠節可仕さ存定

集・記

一籠城に牢人四十人御座候年五十計りの者共にて軍

の手立敵の諸勢見計差引仕候彼窄入従何方籠候共

在所の儀は不存候事

一城中兵穎二月十日比より切れ申候故諸勢痛み申候

少づゝは持せ候ものも有之候

には打申候事

•

四九一

深江村

二三百人

安衛村、木底村

一六百人

櫛崎村、濱田村、千々岩村、中津

一千八百人

山田右衛門作

二三千二百人 有江村、不津村、道崎村、有馬村

一千三百人 上総村上津良村

三月二十九日

口之津村

め二月十八日に右之通左衛門殿へ矢を射申候

に矢文御見付不被成候哉廿一日の手筈にあひ不申

不審存罷在候へば従左衛門佐殿廿一日の晩御射さ

せ被成候を城中の共見出候放手筈相違申候重ね

て日限を極め矢文可被射被仰越候を城内の

不審を立四郎に申候は右衛門作心替と相見え申候

さ申候故細をかけ松山へ引入置申候廿七日には本

丸へつれよせ置申候私女房千共は二十七日に本丸

大升形の内にて切られ候私儀は助り罷在候を

小笠原右近殿の御内衆御見出切り候はんこ被成候

を右衛門作儀は従左衛門佐殿被下候矢文を見せ申

候故命を助られ生捕如此御座候右御尋に付我等

你候通無僻致言上候以上

一安德村角左衛門 久兵衛作右衛門

一有江村 休 意甚右衛門 清十郎

一其岩村 大 藏 五郎左衛門

一櫛島村 太兵衛 惣左衛門

一石津村 太郎右衛門

一布津村 吉藏 大右衛門

一道崎村 右衛門 久

一有馬村 久右衛門 次右衛門長

一三會村 六右衛門 次兵衛 次右衛門

一上總村 助右衛門 惣兵衛 三

一城中物頭萬奉行

一同九日天草より人數武千七百程男女籠り申候天皇

より乗參候船大江の濱の打こぼち城の塀裏の

圍ひに仕候三十丁立のせき船一艘殘し置候事

一城に籠り候人數三萬七千御座候を村切に方々手分

け仕候事

一四郎儀は同三日に古城へ入申候總人數四日五=兩

日の内に男女共に不殘取込普請五日六日兩日の内

に仕廻城中の小屋の儀七日八日に仕廻小籏立申候

事

肥後文獻後書第四巻

甚右衛門 次郎兵衛

察 大矢野主水 戸塚火兵衛 石津村

一城中鐵炮五百三十挺有之候玉藥正月廿日よりきれ

申候故うち不申候併少々は嗜み申候に付二十七日

一二月廿一日の夜討之儀は従大江二千人内口口百人

黑田右衛門佐殿御仕寄の場へ六百人寺澤兵庫頭殿

御仕寄場へ従出丸千人鍋島信濃守殿御仕寄場

三の丸五百人 立花飛彈守殿御仕寄場 #松倉長門

守殿御仕寄場へかり申候細川越中守殿御仕寄場

へは御要害能候故手當不仕從城中押へにて置候城

中手負四百三十人御座候此内百三十二人城内八引

取申候時分右衛門佐儀は矢顯れ縄をかゝり松

山出丸へ罷在候故委は不存候

忠右衛門

野主源

川一軍奉行 有江村 松島半之丞 赤江休意

小津

年物

一大矢野村 七左衛門 源兵衛

右村數合十四ヶ村人數合三十四人

年六十七

甚右衛門作十郎

一深江村

吉

庄右衛門

甚右衛門,次郎兵衛

一口の津村

市郎兵衛

七右衛門

一上津良村

四九〇

1711

拾

し

一四郎申候は我等と同心の者は我等を大に仕州懸

け宗門に不成者は打殺し宗旨を取立可申候間何方

<我等取懸候共随分下知に隨ひ可申ご存候はば人

數書付可給候と右の使へ四郎返事仕候郎四郎は大

矢野宮津さいふ所に人數七百程かたらひ宗門を立

罷在候裹後島原村々の人數を書立四郎方へ遣候へ

一右之通に付松倉長門守殿御留守居の衆驚き人數

人に兵具を 深江と言在所にて切支丹四十人

程討取申候て松 の人數城へ御引取候處に切支

丹跡をしたひ島の城迄押懸際にて戰ひ候故松

殿の人數城中へ御引取門を被差候處を打破り押入

候へば城中の人々防ぎ候故に切支丹引取町々寺々

焼面々の在所(へ引込其後相談にて四郎を宗

門の司に可用之由々談合極め四郎方へ村々より

一人定使を立申候は先年宗門を轉後悔に存候間

度四郎を切支丹の大将に仕宗門を取立可申由中道

候事

やすゝめ人数を催し島原所々代官幷に他家の出家

切支丹に不成者は切殺し在々所々に引籠り罷在候

一長門守殿従江戸下向之由其上鍋島先手の人数から

こ云所へ参候山四郎承り驚き左様の儀に候は、

島原の城へ人數可取込山談合相極め同十一月一

日より村々の飯米不殘城へ取込共上口の津へ有之

長門守殿の藏納米五千石程取込候事

け可然由四郎評定相定め打立候處に天草上津

良さ言在所より島原の内大江村へ申候は右之様

子寺澤兵庫殿留守居の仁人へ和聞へ天草富岡の城

主三宅藤兵衛を先として人数を揃へ上津良近所島

子近迄人數押寄候間早々加勢を可粕由四郎方へ申

來候に付長崎へ参り候儀差置千

儀差置千五百人程にて四郎

天草へ参り上津良の人数を上に立て本戸にて藤兵

を討取夫より一日間を置富岡の城に取かけ二の

丸迄押込候へ共乗取候事不相成引取島原の内口の

津の町へ四郎を置申候事

ば人數四五千が粋 四郎ロロウ内大江さい

ふ所へ罷越明日の談合に長崎へ人數宣萬二千程を

二手に分け麺の島茂木へ人數差立置長崎へ便を立

宗門に可成哉又成間敷哉と申遣し宗門に不成候は

長崎へ押寄火をかけ打

島原の城へ

一寛永十五戊寅年肥前有間陳同二月廿八日生捕口の

清正様小西殿之居城宇土へ被成御取懸候に從大津

彼の鹿水を被爲渡字土城へ被成御取懸被爲得御

勝利近々に被成御乗取追々下城被仰付候小西殿向

宗の島原城に被遊御發向候 殿様彼鹿來瀬を被遊

御渡候御事御吉例と被申候に島原の大四郎を被

成御討取候亡父も田舎には有心の古老と存候拙老

五ッ六ッに成り候時

殿様の只今御通りこ申候友貞公御部屋の時分に

て不取敢うらのその道より御出被成候へばさたん

に越中守様御馬に御物かろく被爲名御供奉の人々

十人斗にて御道具漸く一二本ふせて見え申候處に

殿様從御馬上友貞被出候か惟善はさ被仰出候に御

城に御祈禱に上り居申候と被仰上候へば尤じゃ島

事故御暇被下下るよ(被仰出御急速に被遊

御通熊本へは御寄不被遊來瀬を被遊御渡河尻の

様に被成御座候に左様の段亡父奉承之人々に申聞

候は扨々目出度御事にて御座候

何事候と答へ申候へば

其

に のかさに神主殿(肥後文獻叢書第四巻

高聲におめき

道遊に罷出一後彼五人の者共如申候丑十月十五日の夜に切支

丹に立帰り村々にて頭立候者ロロロ脇々の共

一切支丹起り申候時分の年十月十五日の夜天地動

き候程の不思議なる事可出來候其時々驚き申間

敷山五人の者共申聞候由事

一天草に大矢野四郎と言者を右之書付に引合考候へ

ば彼書物に少も不違候は天使にて候はん事疑ひ

なしと諸人に右の五人の者共申廻したうさませ申

候四郎生年十六に罷成候事

人一人可出生候共兒不習して諸學を極め天に記可

現木に饅頭なり野山に白旗立諸人頭にくるすを立

て東西に雲やくる事あるべし野山草木はやけ間

候由書置候事

現 一今度島原切支丹起り申候次第の儀は松右衛門善右

衛門宗意源右衛門善左衛門さ申者六年以前より

天草の内大矢野千束島と申所へ數年致山居在

處に去年丑の六月中旬より彼の五人の者共申廻し

候は天草の内上津良と言所に居住仕候ばてれん書

物を以申置候は當年より廿六年目に當り天草に善

人

四八八

津山田右衛門作さ申者口上の覺

拾集記

如此に被遊泳御手紙被進候へば即刻被遊御光

やくや小たいの身もこがれつゝ

こぬ人をまつるか宿のゆふめしに

申古哥を被爲御詠直候

ややもしほのみもこがれつゝ

こぬ人をまつをの浦のゆふなぎに

一豊前にて幽噌公様 三齋公様を松井古佐渡殿被

成御申候に三齋公様は成御座間敷旨被仰出候に

付以外松井殿當惑にて御座候を 幽齋公様被爲

上聞に

とりをはわれにおいにけらしな

つゝ井づゝ五つにわれしいさ茶わん

一秀吉様の御料理人御秘蔵のいど茶碗鉢を打破られ

即時心の時に幽様如是御作被仰上候へば

被遊御免候さ申候御茶道はいご茶わんさ申御茶わ

んを右之通さも承候或る御方は御茶碗鉢と仰候故

夫を用ひ申候併訣は茶はんか

御詠じなをさせられ候へば其暁より物さはがし

さ止みしづかに影堂おさまり於于今諸人参詣什候

由申候

四八七

一島原一揆の事に付九州御大名衆御暇被下早々御下

向被成候に光利公様不被爲論夜白被遊御下向候に

前廉は阿蘇殿御屋敷南北の林のり大街道に面候

秋のはつかにきえし月かげ

肥前國島原一亂の事

かはらしなそのなもたかき小ぐら山

一幽齋公様乍憚御遺の尊詠にて定家卿の御化身に

被成御座候尤御有心の御旁被仰候さ承候小倉山

にて定家聊御終り被遊候に小倉同字の御所御臨

終の御日ち御同日にて

一兵部大輔様奉申候御御狂言に三十日内に可死

候よな被遊御意候を御側衆被傳へ開召仁人肝を

つぶされ御直に御一命を被爲捨と被仰出候御

儀は扱も御大事さ各心に被懸候に付御前能衆器

被遊御窺候へば御一笑被仰出候は思ふて見よ!

高下を不論一度は臨終候に朔日より晦日の間何

日に死候然上は一月の内さ思ふて左はいふた

ぞと御一笑被遊候こ申候御頓言さ乍慮外乍申御名

言にて被成御座候

駕候由と中博へ候

られ候に幽齋様被遊御出候に頓作をさ被仰出候

上香の物御召上

一太閤様十飯を水漬に被仰付

如此被遊御新詠末々迄奉殿申上候と申候

おいて見に九々なるこたへよ

我齢ひる人の有ならば

一右之幽齋様御剛武御位偕從二位にて神代の一覽記

申書に書入御座候さ申候歌之道には日本に無

双にて被成御座候と末々迄も非聞仕候御假名は

兵部大輔様さ爲奉申さ申候幽齋公様御年八十一に

被遊御成候御歳旦に

一幽齋公様は三齋公様の親御様三齋公様は古越中守

光利公様の親御様光利公様は當越中守公様之御祖

父様肥後守光尚公様之御嫡男當太守様御當綱利公

様之御養君様を主税頭様と奉申候也

申候へば被成御助命候と申候

たゝをき風にかちはたまらじ

加賀山のおろす嵐のはけしくて

一三齋様御質名を忠興様と奉申候に付如此にかち頓

狂言申上候と承候加賀山隼人殿と申候か高役人の

山に候

いはみなる高津の松の木の間より

うき世も月と見はてつるかな

と被詠候を

いはみなる高津の松の木の間より

うき世の月を見はてつるかな

一秀吉様肥前の名護屋に御下り被遊御座候に従御跡

幽齋公様被遊御下向候に明石人丸の影室を可被遊

御覧とて船を御寄被遊浦人に影堂被遊御詰候へば

浦人申候は人丸の御影堂はあれさせられ候故に

々参り不申候さ申候影堂に被遊御参人九の被詠候

哥を如此御詠じ被爲直候へばあれさせられずそれ

より今に参詣人も多き由申傳へ候

君のめぐみはこまくらまで

木も草もなひきしたかふ五月雨に

一秀吉様高麗へ御軍士被爲渡候へつかた 齋公

様如此に被遊御頓詠候へば殊外秀吉様被遊御満悦

候さ申ならはし候

四八六

今もほしいのかうのものかな

經の命にかはるつきのふを

に如此被遊御頓詠候と

拾集卽

一喜右衛門亡父が親慶満久左衛門と申候早川の百姓

にて霜月牛に米六斗付て熊本へ候へば 光利公

様御鷹野へ被遊御出駕候と申候御法度は無御座候

座候が從此中いか、思召候て可被成御討と思召候

哉と被仰候へば密々申通候味方を屋敷替仕らせ家

康の向ふ屋敷脇跡に召置候

置候左候て折を以討可申

存候さ佃候に三齋様被仰候は 扱は近日中に被思召

立候哉同くは近日中に *然哉さ被仰候へば三成

殿仰僕は先々無御遠慮忝存候併五日中には無念

成申間敷候間左様可被思召候と被仰候を得意

候と被仰候而被遊 御殿其晩に 三公様密々

難有も 家康公様へ被遊御出右之通一々被仰上候

近日中に急度關東へ御隱密にて可被遊御下向候御

味方の仁人申談御吉左右可申上と被仰候故 家

公様闍東へ被遊 御下向以後關ヶ原にて被爲得御

勝利を日本國如此御儀は 三齋公様御一人之御忠

節故に松平の御家御目出度御代々様如此に被成

御座候光利公様の御父子様にて右の通成る御密忠

*被遊御調勤候上は細川の御家は難有御忠節の御

家奉存候

一豊前にて 三州公様之御手かちや常のかぢかは不

候被遊御歌罰候に御目前か左は無御座候へ共狂

言を申上候へば被遊御助命候と従前々億候を書

出候

のまざる人はなをよかりけり

世の中にのむ人はよかりけり

二三齋公様世上麗鏡の御頭詠

故牛をそろく追ふて参り候處に彌山に参候へば

眞黒に道を大勢被成御座候放道下の田に牛を引下

しつくばふて土に顔を付て居候に眞先に遊御

座候御侍被仰候は早く牛を引て通れ!と仰候

被成御通候御跡に引上候て大勢の御衆に牛を

け申候へば殿様のさきに被成御座候にそゑつめう

て(さてんでに仰候に久左衛門中候は眞先に御

座候御侍衆のはやく牛を引上げゆけさ仰候故通り

申候と申候へばそれは殿様にて被成御座候はわ

これは冥加ものかなど各仰候て下のみぞや田に飛

下り(御通し候母も殿様さ奉申候御事不奉存後

通に承り候て身をふるひ恐敷奉存候と慶清咄

-聞周水と共に添拜聞仕候

無之候におぬし故に自手のはりを奉備高覽候と被

いかひ御にて被成御養生被下候さ申候 光利

公様御慈悲深き殿様と奉申候御事を後年迄も知ら

せたさに奉書出候久六さは其方父てをしにて

候御前よしの加賀山主馬殿の庄屋ゆへ三清老へ御

頼被成候故彼久六目を御療治候てたもり申候彼等

共が目仕立られ候により尚更御前向宜く御なり被

は相叶ひ不申御日に熊本を奉

精進化候三清老は三代前の三清老にて三満は

は御差紙被下候目やみにて候抔と被仰候て

所のはしにきれいなる所へ被召置御養ひにて養

生を被成被下候御前にてはりなご被遊御覧候

が

頭をおさへ被成候に三満はりを御立候へば天井に

うみが上り候を被遊御覧したぁくと被遊御意候

而又久六も分にて御立被成候に是はうみのいで

はいで候へ共然上りは仕不申候左候て久六はほん

の目に罷成候八兵衛はひしと見え不申候の

半盲目に罷成舞を一ふし覺え罷在其舞を舞ふて勸

進して参り候のが聞候左候て八兵衛申候は恐

光利様の乍下々御供も仕可申筈の御事に御座候

へごも左様の儀成候と申候三清老忝り被申候由に候

一乍恐 家康公様へ 三齋様御無類成御密忠を被遊

候御事書出置候儀如何さ乍奉存 三齋様光利様御

兩殿様之御忠節日本にては此上無御座候と末々老

身つれさへも奉存候 細川様の御家永く目出度奉

存候様にと申聞置度存書出置候共譯は 三齋公様

石田治部少輔三成殿とは以の外なる御不中にイ

被成御座候に秀吉様被遊御他界候以後石田殿より

手を被下げ 三齊様へ御中直可被成と被仰候故

砌迄は三成公威光正 御座候に付乍慮外いなさ

も不被爲仰出御中直被遊候へば三成公殊外の御滿

悦にて三成殿の屋敷へ 三齋様被遊御出候に三成

熟柿を盆に御入被成御直に御持出是は兼々御好

物にて候故持出し申候とて被成御挨拶候に付三

齋様一ッ被召上候て御盃事被遊御調御和談の上御

隔心互に無御座被思召上候との上にて三成殿被仰

候由は最早殘所無之候御自分を味方に持ち候上は

可致願成就候譯は何卒して家康を討可申存候

此工夫賴存候さ被仰候に 三齊樣被仰出候に家康

申す御仁は輕々敷討申事の成申御仁にては無御

一同郡大町村に八兵衛と申盲目此以前在候役者

若輩の砌は御家中に渡り奉行など被泥在候にやみ

ぐれにて目を相煩目者の京町に被居候に大町よ

折々參候て目を見せ候に或る日目を見せて二

の丸の樣に罷歸候處に志水殿の長屋の軒下をそろ

(こたご參申候にしいし申候て人參申候故

前に奉仕候故是はこつくばふて罷在候處に

光利樣あれは何者かと被遊御意候に御側衆より何

者ぞと被仰候に付目を相煩邪正見え不申如此と申

候へば其段被仰上候にこゝにつれてこよさ被仰出

候故御切せらるゝこ奉存念佛中(手をひかれ御

駕の本に參申候へば其者を被遊御覧劵かはゆ

やこれらを三溝が所へつれ行目を見せよ療治有之

候は藥をさらせよさ 柳出御步衆兩人にて忝

も手を御引三清所へ参候御歩の衆如此さ被仰候

へば三清十得を着し座敷へ歩の衆御呼入御同座の

物にからりと打かけ申候故川中にひれ伏水に顔を

つけて罷在申候に下津將監殿被遊御免候ぞさうて

うて被仰候故立上り打申候何事も不被爲仰付候

と太郎兵衛六十餘年以前に申候

末座に八兵衛被召置候て段々酒を御出被成左候て

目を三清御覧候て御兩人御同道にて御花畑へ被成

御上り 御目見えの上目の様子 被仰上候に目にう

み御座候故針仕うみを取不申候はでは邪正不得申

上候と被仰上候へばさては御前にてはりを仕候へ

被遊御覽候と被仰出候奉得其意候清天に立て申

物にて左様之日に召連上り可申被仰上清天の日

八兵衛さ申加賀山主馬殿の御知行益城郡邊田見村中村の庄屋の下人久六さ申す者も主馬殿より三湖を御賴被成目養生に三清所に参居候に被遊御意候は針を立つる者は先程のやつ一人か又は你にも有之哉と被爲仰出候に三清被仰上候は今一人御座候と被仰上候へばそゑつめも立て見せよご被仰出候に奉得其意候兩人御前にてはり仕奉備高覽上可申と被仰上置一両日中に満天の日御座候故右兩人召漣御花畑に被成御上板縁に先八兵衛をのけにふさせ目にうごき不申候様針串をなされ候處に御前に御座候御衆御面々に御氣付のくんじ申候を御ゆびに御付け手々に口いつはひおしこまれ候ておめきそなきそうごくなさ仰候て手をにぎり

四八三

父當所西福寺其砌の住持正圓同道にて參上見物仕候に三月の事にて添も御直に被仰出候は見物の者ごも手ぬぐひをかつげさいへと被仰出候津川四郎

右衛門殿扇をひろげられ諸方にあつい程に手ぬぐ

爲仰付候御城下町人証にも被匠御見せ候に付亡

一光利様被遊御入國一兩年以後に御花畑にて御能被

右之通の御直筆之御書被成御頂載 光利様へ被仰

上候へば早々蓮寺へ被遣候由に御座候左候て右

之御書を山田竺印老蓮寺へ被進候て寺の御物

に被成御奉納候右之石塔を下られ候様に庭へ御出

被成候ては御覽被遊間敷候に如何蓮寺の石塔と

は被仰出候哉と四人の御衆取々に御了簡被成候に

天正十五年に秀吉公薩摩へ御入馬候砌御供奉被遊

御通候に三代集に入居候女の寺道寺邊を被爲押

候故與風御寄被遊御覧じ覺えさせられ被成御座候

故御城にて被遊御覽右の通に被仰出候はんこ各舌

を被巻正身の御生神にて被成御座候て各被成御

感譽候と申候

中 庵 老

竺 印 老

御打せ被成候に上田口村太郎兵衛さ申御日姓乍百

姓も川廻の者は網打申候故に御河狩御用の網打に

罷出申候のが御直にうてくと被遊御意候にむね

げだめ・ 不覺に網打を申候へば殿様の御腰の

一益城郡山出村之前川に 光利公様御川狩に被爲成

御座候て川上より鵜匠共鮎を追寄せ申候に御はじ

の内に殿様御入砂遊網打申候者共を被爲名候て網

一其近年 天下様の御祝御能六月御座候に又右の兩

人御花畑に参上仕芝居に被罷在見物被勤候之處に

八ッ下り以外大雨降り來候に御意にて下々共へ

傘をさらせよ被仰出ぐわらくさ芝居人毎に

一本宛被仰付さす(見物仕申候と亡父西福寺被

申聞候御花畑大御門之外に數人御座候て右の傘御

取被成候と申候

ひをかつぎませよさ被仰出候皆々かつぎませよ

かつぎませよこ被仰候故手拭介所持候者ごもは皆

々かぶり申候に亡父正圓かつざ候さ被甲開候又一

時過候て御同人扇ひろげ高音に仰候は皆々自用に

立ませい!と仰候故老人ごもは昔々罷立候と申

候

四八二

拾集記

敷島の道ならなくはいかでかは

かゝる言葉の玉をひろはん

堀田加賀守殿

志賀のみやこの花の面影

ちりてたに姿はのこるいにしへの

しがの都の花のおもかけ

あれにし共名は残るいにしへの

一家光將軍樣は御勝歌の公方樣にて被爲成御座候は

家光公樣被遊御他界たる御砌被成御供候堀田加賀

守殿御無類の御子小性にて被成御座候て御前髮被

成御取候に御詠

世は安かれて祈りこそすれ

配れし身にしなりても願はくば

寺御住職の砌江戸へ不被成御何御直參内被成候に

付御法外不宜從公方樣御上使澤庵へ被爲差下候に

澤庵御過言對御上使に右之通に候に付御配流に而

御座候に御配所へ御着候其ま深庵御頓作を被

詠候に共頤作逵聽御流罪被遊御貴弘江戸東海に

被爲召置御前宜御座候山にて日本は敷島の道難有

從公方樣被遊御許候御頓泳は

四八一

老道殿

四郎右衛門殿

四

三

十二月廿一日

一光利公樣當御へ被遊御入國追々御城御覧に 三

齋公様を被遊御申し御膳被召上御機嫌宜(被遊

御立候に天氣悪く成り申候故川尻の御茶屋へ被

遊御貴宿候に付從 殿様御使被成御進上候に従

三齋公様津川四郎右衛門殿道考老山田竺印老波多

中庵老へ御書被成進候御書の寫昨日中度候何れさ

も初て参り候故無儀候今日は天氣悪 河尻へ逗

留申候内に越中所より歩の者參候間幸令申候檜垣

の女の塔を肥後守居間の庭に居候て御入候此女

は三代集の内にも入無隱儀に候左候へば國の古跡

にて候に共はかの石塔を取候事もあるまじき儀に

候殊主城の庭に石塔を居へ候事氣遊一つの内たる

べき存候共上見事に無之候萬事肥後被什候悪き

事は可仕直儀に候當年中に是を取除昔の所に遣

し昔に不替様に被立直可然と存候各御分別候て

能時分に越中に可被中向候哉以上

右之通に加賀守殿被仰上候さ末々迄も申候

幾千代迄も目出度奉存上申候へ譯を申出候

一家光公様御四五齡の御砌被遊御疱瘡候に今日は御

の御色宜~御食宜被遊御食御機嫌御目出度被爲

成御座候と申日は駿河様の御屋敷何の御物音も無

御座候今日は御瘡色御如何敷御食も御不宜被爲成

御座候と申日は駿河様御屋敷賑々敷御出入被成衆

多く御座候を光利様(編者云光の字は忠の字の

寫なるべし以下同じ)御不審に被思召上土井大炊

殿へ右之通杰御心元被思召候乍慮外御要心御尤さ

被仰上候へば大炊殿被仰候は御眞實の御舍弟様へ

左様の儀を申候は如何敷存候と被仰候由に御座候

光利様被仰候由には私儀も將軍様の御家賴にて御

座候に付如此に申上候さ仰にて被成御立候由に御

座候然者其以後公方様を駿河様へ被遊御申候とて

御作事被遊御調進候に御成被遊候と申候砌又光利

公様大炊殿へ今度の御申に被成御要心御尤さ存候

被仰候へば大炊殿被仰候由には最早兩度左様被

申候へば無據候御機嫌之御程無覺束奉存候へ共可

一家光公様澤庵を宜く被爲思召上候譯は彼澤庵大徳

度の儀被遊言上候處忝も上意には越中が申事して

候間如何様にも譯可有かと被爲思召上候然上は澤

庵を被遣様子御見せ可被遊と被爲仰出印駿河様の

御屋敷へ澤庵被遣被成御見せ候へば被成密覽家光

公様へ澤庵被仰上候は越中中候處譯御座候はんこ

御不審らしき事共被仰上候に付上意に御定日之御

成日に御迎に駿河様被成御出候はんを先有所へ奉

入置其間に駿河様の御屋敷へ様子を御伺せ被成候

處に御野心の御事被成御露顯其儘御おしこまれさ

せられ駿河様御滅亡被遊候光利様右の通不被仰上

候は、御大事にて御座候に如此に御密忠を被仰上

家光公様被遊御滿悅被爲仰出候上意に駿河様を如

何様に可被爲仰付哉さ光利様へ被爲仰出候に光利

公護で被仰上候は日本武將の御仕置は頼朝卿被成

置候に私推參如何可申上さ謹で被仰上候由さ申候

右通の御忠節自除に可有御座哉細川の御家様難

有御事にて御座候

致言上候御前の善悪は不分明に存候と被仰候に光

様御爲を申上候ての上は不苦候と被仰候故右

四八〇

拾集物語五

ふるもおふるももろしらがかな

天なかし地もまた久しき例には

所様之御詠歌

一寛永五か六年かに毛がふり毛がおゑ候中之院御書

或出家衆に右之咄いたし候へば中塞は左も御座

候は難有候八寒之苦之代に衆生を助けたまふ此

音之願文なればなりとて手腹にかいて見せたまふ

をそら覺わながら書付候字之あやまり不分明ごみ

に御出家中塞と佛語難有候を仰候故書出候佛に御

藥乍夢進上申候儀醫冥加難有候

四七九

一萬治二年之十月守山村八幡宮社邊に罷有候百姓之

悖熊本へ小者奉仕居候に十月は產神八幡宮之十
月廿五日之神祭に参候はんこて主人に断申候て
歸候に道にて無量の子共集りいざ相撲を取べ
きと何人ともしれず取懸り候に精をもぬけ氣心う
せ候様に成處に向ふより大小をされし侍見え
竹の先におびをゆひつけ其おびに小石をゆひ付
け幼兒がばんほふてもて遊ぶ物之様なるをたも
是にて取懸る子供を打はらひ致候はのき
可申ぞさて給りたるををしへの通りにふりまはし
くせしにひさりうせふたりうせ皆見えず成り候
彼忰罷歸り此旨父母に申閉候を八幡之法印是を見
聞被有ふしぎに思召もて来る小竹にゆひ付し帶を
見たまふに八幡神前之鰐口之緒にて候産神是を使
者にもたせかくのごとくなるらんと有がたし此事
犬子とも不被申候一両日中に母犬も犬子もいかゞ
成候哉不相知候定て此犬はらみたるにて此ぬかぐ
らにて子をうむべしと思ひ罷在候念にて死後にか

くのごとくとふしぎと見る人々自分皆々申候

一寛文四年九月ほうきぼし出る翌年まで

肥後文獻叢書第四巻

小熊野村常樂院慥に被語聞候

一寛文八年四月十四日之夜寅の時に夢に見候は熊本

長谷寺開帳候間觀音を可奉拜とて參り候處に厨子

を開きて有之をづしのしきに頭をもたせ奉拜候に

木地木像之観世音にて難有拜み候處に音左之御

手をづしの敷迄御さし下され脈を見よと被仰候御

左脈うかひ申候へば又右之御手をも御さし下さ

脈御見せ被成候御兩手彼厨子之敷迄御下ヶ被遊

候事夢心に扱々佛は御自由成御事と奉威慮候に脈

はいかに難有御音聲にて被仰候沈大に被爲見候

に付御中風かと申上候へばいや風は自身に不

惱と被仰候扱は中寒哉と申上候へば中塞は左もと

被仰候汝が心欲る薬を得させよと被仰候奉得其

意候と申上候とそのまゝ夢さめ候翌日附子理中丸

に抹香を衣にかけ調合候て同氏休加孫兵衛と申た

る砌右之丸樂翌日右之通に致調合翌々廿六日の日

もたせ長谷寺観世音の御前に任佛勅渡邉玄察御

藥進上仕候と申上佛前に差上罷歸れて申遣候

一切如來大慈悲 合集一體觀世音

八寒入熱大那羅 大悲一人代受苦

一寛文元年五月二日に當所古寺養壽院跡に罷在候

一萬治元年二月十七日に邊田見村彥七と申者之馬石

子うむ大小石六つ

一或下々身をしちにおき相果候に其死候下人兄之何

某に夢に来り早々身之代主人に相拂くれ候へ殊外

苦に成候さ申候仁田子村源四郎此事仁田子村に有

智源四

之候事さ慥に申聞候 車

一明暦二年八月十六日之夜夢に人來りて濁赤には生

甘草一味妙藥とつげる

面になり助左衛門死に候

ラ

不斷川に罷出候者にて候然處に夏頃ほうさきにも

くるほど物合出來候にいたくもかゆくもないを

其上をそりにてきりやぶり候へば白水少出候迄に

て何之別條も無之候にたぐ物ひろくふさくなん

ち後にはかほくゑたち候て目痛みかたの目く

さりすたり目一ッになり三四年程ながらへ罷有死

候時分は其かほさながら鬼面に異ならず成候てみ

その湛り水にかほをつきひたし死に候左なくば助

左衛門がごさくさくろねこの手にて目をおさへ候

人ば共目なくなりすさまじきかほに成り候が猫

四七七

一別冊に犬之ゆうれい子を持候と計書候かるが故に

書出(候寛文二年の二月一日に常時之百姓庄左術

門と申者之白犬御鷹之飼犬に當所惣左衛門と白百

姓彼犬をひき犬討之所に参慥に犬討にうたせ淇役勤仕廻罷歸候然ば共庄左衛門が白犬庄左衛門所へ参候に付其犬をひき熊本犬討之所へ惣左衛門如此さ申候へば惣左衛門申候は正くうち殺し候さ中に付庄左衛門不思儀千萬に存候に此犬庄左衛門が屋敷之林之中にぬかぐら作り置候其ぬか臟に子を三ッ持候皆仁人見中候乍白毛はい色の白き子にて候に持候子犬子にては候へ共然々物だつべ犬御法度なき時の事だかの飼在中より出し候時の事也

源左衛門さ申百姓に其居候山よりうさぎ舌をまきくり出してるしげなる有様にて源左衛門になれなれ敷より候を源左衛門見ておのれは舌に何ぞたてたるさ見に候いで見てさらせんと申候て舌を見るに大きなるいげの小枝したにつけて罷在候を漸々の事にとりくれ候へば尾を打ふり山に入候を直に源左衛門咄し聞申候

亡父被参宮下向之日嚴島明神へ通夜之處に當所中
より酒を持寄終夜酒宴之處に亡父名子源助さ申者
あれこれと酔狂介喧嘩候を亡父なだめられ候へ共
非道を申其年名主之自老亡父に無理をたくみ名子
を相離れ候扨又右下向之晩合看候を致し其珠數
以源助がむぞ喧嘩なしそくさおがまれ
候をも承伏せず以後は亡父之屋敷を罷出別所へ移
候然ば移候て兩月之内に七八歳にか相成候三と
申盼卒鶯風煩出し珠數のおふよくおそろしい
申死に致候是は乍慮外亡父看郷被致珠に
一圓福寺寺地に罷在候古太郎兵衛が女房宮島林之竹
にまじわり有之椿の質を取り候へば椿の質のか
ご手のゆびに當りいたみいて指ひやうそではな
しにふつさきれ候寛永之年中がをへがし申候
一矢滿下庄助襯父善三郎權現山にて薪を折々拾ひ候
由之處有時彼山に薪取居候に辻風ちよさふき來り
右善三郎を風がひつつゝみ三四尺程中に上り權現

注漣之外迄中を風よりそびかれ罷出候山驚怖二
度と彼山に入不申候と善三郎自身慥申聞候
て候大事成儀共皆人申候て驚申候

鮎取に唐綱を持参鮎を澤山にとりく致候て小
者に薬をになはせたて廻し少之間づゝ休息打
致候に少々まごろみ候處に共下河原よりくろねこ
跡足にてふらく歩み恋り候見苦き物かな夢心
に當所に罷在候助左衛門と申者網の上手にて取
存候間に其猫候故何物ぞと夢にとがめ候へば
我等は金八ごの使にて候さ申候夫は何事の使か
申候へば此瀬に毎夜参候故川上下之障りになり
候少々遠慮せしめ候へこの街にて候と申候故申候
は某は神職人故酒なごほかひ進候にご申候へば彼
ねこそれ故に蹴りを申候左なき人にて候はその
村の助左門かごごく申候てひたひに一ッ目有
之候てすさまじきつらに其猫相成り候を見る

夢さめ小者らの間にふせりね人たるをおこし

そのまゝ候其付き瀬に参り候事令用捨候然ば

候

小一拙老若輩之頃は鮎をあみにて取候事得手にて甘七

にか相成候砌麻生原村下之金八さ申深淵之上瀬に

八月末頃鮎之付瀬さ申を見出し毎夜彼瀬に付き候

て拝み被申候事をつゆさも不存候ひたる罰さ中物

かと存候

四七六

拾集物語五

一括老未生以前に糸田村に長右衛門と申共砌の庄屋

にて彼仁之從子右之之大竹をぬすみ唐臼を作候

被仰候又一時過候て討て參候と被申上候を右

之修行者慥に承之元朝に大町村千右衛門と申者之

處にて夕部如此候に年之夜舟津村之庄屋頓

死候段前々より甲佐之宮下にて候を左でなしの

產下論有之候左様之事かと申ならはし候

一熊本祇薗社之宮寺本覺寺豪傳法印さ中住持元來當

所蔵島明神之凧部筋目にて候本覺寺寺内に桶屋罷

在候に借馬をひかせ厳島前之宮島に被成御座候

彼社地大竹林にてから

かれ竹ふそくと多候を馬に

つけて右之桶屋の九ッ時分に熊本へ罷歸候のが

道不見やみひさしく罷成宮邊のおそのを川小淵に

馬をおひ込あがるてだてなく荷なわずたくに

きりくづし川邊にかれ竹を引おろしほふて私宅へ

參候是は凧部筋目之法印にて候へ共慮に不叶さ

法印思召法華讀經共にて候

一元和之年中に甲佐三宮社に有年之夜修行者拜殿

泊り伏居候處に従 御殿貴音聲

御寶殿貴音聲にては八鉾

神成候へば參候と御答へ候に舟津

持せ候間むさ隣家へゆきそざいましめ置候に何

愛候哉ざんげ致せと申され候へば一家之所へ

候へば産を仕候處にて候にそこでにごり酒被下

候と有體に申候故亡父はらひを致し手をすり申候

へば狂ひゃみふせり申候不浄ないやうに亡父被申

付候乍聞右之通故耳にわに口をあてたもり候に

四七五

一自老十四五歳の砌亡父召仕候傳七と中下人夜

ふと起き家之内光り渡り候耳にわん(となるか

ねが耳ネにあたり心苦きて狂ひ廻り候亡父起上

わこれは今月九日に神前へ供上候御酒を宮本に

に其晩爲何事も無之候に其唐臼に上りくびをくゝ

りそのまゝ死申候其頃舌をまき致候申候

一正保前後に當所のきもいりをつとめ候孫三郎寛永

之初頃稿を作り候とて右之宮林の大竹をぬすみ剪

二の舞に仕候由に候造作廻候ふきくさの餘り

を其二之木舞の真下に召置候に其萱くづより火い

で、二の木舞之通りにもえ上り火事と相成候に亡

父家も近く庄屋父子も近く候ひたるに類火なく孫

三郎一人ほろ(さやけ候由是も大竹右之通故と

仁人舌をまきたると申信候

一早川の内横野之内境横野之内玉虫不動岩之事或智

徳なる出家之仰候は彼不動岩は空海之被遊候由仰

候左候て此出家語らしめ候は前々悪鬼神魔住居候

を空海退散被成其跡には石像之不動をめしすへら

れ候か穴か岩に彫付られ被召置候其穴岩屋に再來

せしめざる様にこの御はからひと語り聞候左も侯

前々古鬼の城鬼の岩穴と申所々には石の不

動御座候事

一同郡中山手永萱野村八幡の御座候小社之邊りに古

城形之山畑有之候所々老身も前後不覺何某之前々

住城と云事不分明にて候物らしき書出しにて候へ

共彼古城も爲朝の一家乍少身城被召候古城なる

べしさ存候共譯は彼古城近所に源氏の氏神八幡社

を崇め被置候からはと存候

にては有之間敷候正〱家宅所と見請候殊祇薗社も

有之候都人之舊跡紛無之哉と存候都は過半祇薗之
産子之上なればと存候彼八郎殿在住の地にて無之
候はゃいかさまに都の貴人高人の御跡にや不
分明に候時去り年月過ぎ候へば語り傳のもなく
候

石像の不動必々ましまし候中山拂川之手前不動岩
と申候て當分は在宅御侍衆屋敷の近所にも石不動
まします岩穴有之候彼岩穴向ふに以前はちく林有
之候其内に入之骸骨いくらも有之候を拙老も若輩
之砌五十年以前に慥見候然ば彼不動岩は岩穴之
入口に石像之不動有之候此不動も弘法之御所作と
存候穴向ふに死骨有之候事共は正か彼岩穴に鬼類
有人を害したるにて候はん左候を穴の口に不動
弘法の安置ましまし佛神冥罰附色々不思議事
つ覧有難し悪魔降伏之大
聖不動なればなり

ハラヒカハ

は此不動岩の脇の谷を鬼之城と從古昔申僖候彼鬼

之城谷すさまじく左もとおもふ岩穴有之候わき

に不動岩に不思儀有之候は岩下之深淵より不動に

龍燈上り候を横野村に令正見候者當分も有之候彼

不動岩火燈なごはありと見ㄣ候乍草双紙

童子大江山鬼が城にて頼光に前々は弘法大師傳授

大師さいふゑせ者目が國土を去れと追出す今は左

樣の法師なき故に如此にすみよひと申たるは光の

に候往昔鬼が居候びたるさいふ所にはまことに

を引率し九州を随へ肥後之國内そこ爰に城を築き

被置候を彼も是も爲朝の城を古城と申にや不分明

に候木原の古城は要害廣大にして嘸や八郎殿之城

下々共も見申候前々彼古城は上々も被遊御密覧

候と申ならはし候以後都より被召上候砌は山出に

御仕城にて御座候はん哉以後満足賀事之御下向と
ては無之御配流被爲誅候げに御座候へば歸城は無
之候故山出城に八郎殿御内御座候に爲朝御上京之
砌目出度下向迄は渡邊氏親實之臣下故に内方に被
仰付置上京も 成候哉以後無下向にて渡邊氏
青御座候ひつれ共昔忍敷せんかたなう思召水淵に
身をなげたまひてむなしく御成り候か身をしづめ
たまふ淵は多分津志田ひないがみにては有之間敷
候哉八郎殿山出城下之者共扨々いたはしき事さて
共七月彼淵端に念佛踊かね太鼓を打源氏の白旗さ
て白布を竹にゆひ付ヶ吊ひさ蹈仕候てそれより
若き者以後は引例に山出よりひないがみに盆毎
くに踊るにては有之間敷哉ひないがみさ云故事
はひな人のかみ池さいふにては候まじきや多分か
樣もやさ物に似たる書出し樣に候へ共存寄之推參
一下益城陳内村は陳之内と書候彼村に以外成大石に
柱をたて候穴を彫りたる石有之候數多田原之中に

有之候黑石ひとしき土器山林に多く候彼かわら硯

にして能候さ陳内村人まゝ申候彼陳内も爲朝公御

座候か又は御一家衆御在住も被有候哉語傳も無之

不分明に候然共右之通に大石に柱を彫居へだて候

事凡人不成事に候かはら今迄われて有之も見事

に候は不大形事に候筑前宰府四王寺之跡に有之

類之柱穴大石にて候陳内さ申からは寺院之跡

四七三

一又は木原必定八郎殿之住城にても候はん哉彼の六

殿社京都又は南良大工之所建さも申候又小松重

盛公之御建立さも申候彼六殿源家鎮守の神明にて

爲朝御建立か不分明併彼社邊に城を築かれ候上は

八郎殿の薬候はんかさも被存候

を書出し彼爪山いたっきより方々見候に遠近

目之障り無之爪山下のさこぐ東南は見事場にて

も候はん哉陳原は家頼の居屋敷にても候哉又

は山出大武明神之神號をもたゞならずいづれより

八郎殿御上京も候はんと存候山出に渡邊氏百姓成

にても有候

一同郡下陣之古城は光永中務申仁城主成り之砌合

落去候彼古城も前々阿蘇殿之御幕下之城にて候光

永氏は阿蘇殿之家老臣にて候健宮は四ヶ祇四ヶ之

神領組合之故に健宮津守州城主被斷絕候へば双方

何れより城主の連縦にて候中書之子か孫か雅楽と

申候て有之候落髮露庵と申候當國一の能書にて

同下陣津守古城少々書出候事

をきつさに見居被召候へば雲そびき去候と申候

然ば右葬禰之日邊田見東寺之住持洞春和向庭前

から小僧共と被召候に皆参候へばあのはか所

へくわしやがおろすを見よくさ仰候に小僧共見

申候へ共目に懸り不申候故御住持は亂氣に御成り

候哉と申たるに其後家淳に御對顔之砌洞春仰候は

折々法印には邪魔か見ら候仰候へば釋迦院一和

向遷化にも野僧令焼香候に見え申候故手杖さらせ

候へば迯申候林妻にも左様候故にらまへ申候へば
迯申候御咄に氣遣致し居候小僧共舌をまき扨々
方様も豪淳がにらまれ候故しれ者が迯ぞくさ
仰候て高笑被成候が扨々不思儀なる御出家達と小
僧共其頃見聞之仁人感譽仕候と申傳候
肥後文獻叢書第四巻
一六條判官爲義之八男八郎爲朝鎮西に御下九國を手
に入鎚西之八郎殿と申たるさ申傳候保元記に新院
本院御位を被爲諍為義公九州へ追下被置候八郎を
被召上候は、一方之御用にも相立可申さいづれの
院様にか被仰上候故被爲召上義朝之乍御舎弟兄御
親子合戰之處に義朝御敗北以後又九州へ爲朝御下
り候哉以後九州田之根より被尋出とか御座候保元
平治以後爲朝配流之様にも見Ω候由いづれ不分明
に候阿蘇にも八郎之住城八郎殿之墓所さて有之候
木原山にも正く爲朝之住城にて候ひたるこ中古城
有之候山出大武明之上山も八郎殿の御在城-

申ならはし候定而山出御在城は爪山古城にても候

ひたるか山出上原を陳原さ申上は左もや彼山出に

八町と云村有ければ八郎殿射場之所常分村にいふ

なるや不分明に候爲朝九州江被追下候跡をしたひ

源家普代相傳臣下之仁人にても候哉渡邊判官綱久

坂田丹後金任平井權正重定武邊行恒彼等五人彼等

源八郎爲朝九州在國就中肥後國之居住實否不

分明併推量咄申傳へ候色々之事

候

此狂歌宗運詠覽被有候て實に失念候伊勢持參候

さて火桶を一之家老に持せ被進候さ亡父折々被

申咄候

さ火をけたもらんやくそくに

たれがひをいれをけといふらん

きり

馳走之處に宗運仰候は自老は法印へ改悔之爲に
参候共譯は法印智學之僧と仁人申候故ぬる聖道左
は有之間敷候とへしをり申候事も誤りにて候法
印は末世今時之釋迦にてましますを此中合窓口罪
を作りて渡り候眞御苑候へさて被せ候へば豪
淳候は扱々無勿體事を承候拙僧は御入道老をは
ち候て一句之法文を説き候にも御入道にはちおぢ
致し中に付あやまり無之候なご、御座候而互に珍
語之儀共之由に候前々はこたつては無之火桶迄
之由に候火桶と云は當分の火箱之事之山に候宗運
仰候は法印は火をけ有之候哉さ候處法印然々之火
け持不申老身迷惑候と御座候へば入道が秘
之桐火をけを進申べくあいさつにて御歸城之由
に候然者甲斐殿御失念にて 火桶不被進候に法
印頓作之狂歌を宗運公へ被進候
一百餘年以前迄は能化の出家も御座候ひたると難有
存候は彼豪淳甲佐にては社僧故人をおくり不淨は

禁制をも被召候はんすれ共不浄不苦砌にてこそ候

はん彼豪淳御船宗蓮之家來林氏何某が妻臨終候を

彼豪淳導師被召候に

師被召候にくわしやおろし候を法印黑雲

四七!

一右法印の墓所森下に有之候彼はか所へ右法印從高

野山土を被取寄はか所へまかれ候と申傳候左も候

はん熊本古阿彌寺當りの野遊を前々より高野べた

申ならはし候此故事は行基僧正高野之土を彼野

遊にまかれ候故彼野遊に死骸をおくり候へば得

道中傳候扱は豪淳右之通左も候はん

一彼法印は権者にて御座候さ其頃申たる段は尤之事

と存候豪淳之墓所は甲佐馬場末之山邊に有之候森

之中に有之候法華千部之石塔之碑文に顯密傳燈之

沙門大僧都豪淳と有之候此石文を作不存分拝見候

に和漢合運圖年代記に最澄に顯密傳燈之號を賜ふ

空海に顕密傳燈之號を賜ふと御座候を介拜見此田

舎之端に如此之石文殊大僧都之位階彼是前後無双

之御出家と存候右之段々 御勅許之名僧にて被成

御座たる整咸仕候

祈念可致候と仰候て又水之出本に右之通に檀をた

て一七日祈禱被召候に七日目に如前々水泉出當分

迄も共通りに候祈禱之檀上に七寸五分の小さす

がを置御加持被召候處願之成就之上にて法印蘇

生候と仰候由申傳候惟久も合爪被有敬白拜をなし

法印を奪祟被有候と申候此水前々之通に不泉出は

自害と思ひ定めて渡り候に先は目出度くと法

印のたまふと語りつたへて候七寸餘九寸餘の小さ

すが(は前々如此之入具に古昔之名鍛冶作り候

て令寄進候と申傳へ候は實正にて候法印檀上に七

寸五分置被召候は此法にて不合水止候は、法印が

失命と御座候爲に被召たる小さすがなればにて

一彼豪淳は天正初頃には阿蘇山熊本護國寺北目のあ

いら山松橋の談儀所川尻の談儀所木山の安養寺尤

甲佐神宮寺右之寺院をかけ持くに被召候て月に
三四五日づゝ法釋被召居候智徳之名僧にて被成御
座ると申傳候甲佐明神御在社之村宮内にても然
も甲佐神宮寺本住之豪淳にて御座候然に彼宮内
がけ下之村にて豪淳御在寺之砌天正之初頃大地震
動致候て 村上山 半腹引わり龍ぐへ致し可申と各

一甲斐宗運豪淳を兼々へして仰候はぬる聖道げにふ
かひ事は渡る間敷くと悪口らしく仰をり候由
之處に家頼之若輩共入道に申候は豪淳は犬同前に
候其譯は不成所へ飯つぶ御座候をひろい喰被申
候と申候へば眉をひそめ宗仰候は扨々豪淳は末
世之釋迦にて渡り候を自老は訪言をり候いかひ
つみを作り候手ごしおこせ甲佐法印江参候てざん
きざんげせんさて手輿にて甲佐神宮寺へ入御候へ
ば法印御申候は扱々御船殿は不思議成る御出かな
申候故法印仰候はたつぐへを三百年はさめて可置

候其以後は無覺束候と仰候て石に字を書僧を引

連がけに上て御祈念被有候へば動揺も治りたつも

上り不申由に候然ば其龍豪淳之御在寺邊之小池に

被召寄被置候哉神宮寺の寺地に少斗之水湛小池候

に雨降可申さては其小池の地底より枇杷之様な

大尾をさし出し致候故彼村之老若人は天氣日

和之善悪は是にて知候と申傳候彼がけ山に黒雲た

なびき風雲さうしきはまきれもなきたつぐへ

せんとの事にて渡り候とめて置べしと仰候て右之

通之由に候

一前々木山備後守惟久盛城主之砌彼古城下より當分

泉出候水前々今分之通にて城内すさまじく童女驚

身をいつのけふりのためにに残すらん 附ヶセ

る句被爲叶 御神慮候との御神答故に御末社に崇

初被申候由共上神號を煙之宮と凧ひ候へとの神勅

にて煙之宮といはれられ候と申つたへ候

人をおくりてかへる夕暮 さ云附ヶ句に

て紹宅奉邃 御神慮に候哉と敬白各被致候へば重

ねて御神詫に木山紹宅が

と

一宰府之天神御末社に彼紹宅を可被召加との御神詫

ましますに付寺社五十餘人一同にいか様成分”に

つくしよしさはおもはさりけり

うつ蟬のよりもかろき身を持て

候其法眼之御望か又は自餘之方被仰候哉つくし

戀敷おもはれ候はんに頓作を御座候に紹宅如此

にあひさつ被致候と古老咄申候、

に面詔宅は被成御免都へも被召上候、

紹宅以後國侍亡絕從太閤様被仰付候にも法眼口達

りやりめされ九州の歌人にて御座候ひたると申つ

たへ候

怖にて下に安養寺と申天台宗之寺有之候彼寺は

城主之祈禱寺にて候前々は大寺にて彼寺之住持甲

佐宮之神宮寺住持豪淳法印と申智僧かけ住持被召

ならはし 候然處に惟久御頼願候は彼城下之出水を豪淳に

.

加持被有候て御さめ可給候と御重頼候故法印被申

候はヶ様の祈念は難成物にて候へ共致加持見申候

はんこて泉水本に檀を粧り一七日行法加持被召候

へば七日目に彼泉水必止と相止り候其蝮不思議千

萬妙事と取沙汰いたしたると申候然は彼水泉き出

候事は右之通に候へ共城之地底動搖鳴動候に付

城在之各个驚怖候就夫惟久又豪淳に再頼被召候は

御祈念之故に彼出水如此にて難有致候處に彼

出水城之地底へ動搖女童部分驚怖候乍無理前々

之通に出水候様に被新直可給候と重頼之由に候法

印承之左様之非道之儀ならざる物にて候其譯は諸

天善神天龍八部に断を申新に如此申かなへ候水止

之儀又前々ひさしくさは不被申候貴殿に如此に被

仰付給漸を申かなへ候て断り申かなへ候へ

ごももはや断は不入候前之通にさ申候て通り可申

以前之事にて扨も是は難題成事候一命を捨て

四六九

さ御座候は甲斐宗運之家老栗林伊賀入

一同郡木崎村之古城主前々木山備後守惟久と申候被

致入道紹宅と申たる由に候彼備後甲斐宗運嫡子始

は拾員改名宗立と申候彼宗立之聟宗運孫聟にて

候彼紹宅は風雅之道に達仁人にて花車なる名人之

由申傳候彼紹宅發句千句記紹宅自筆のを持居たる

を先年阿蘇友隆公七越瀧見物に御出之砌私宅へ御

一宿之時分御見上に右之千句記進上申候後千句記

に等與

同郡木山古城前々之城主備後守惟久入道紹宅

事附豪淳大僧都法印事

一彼宗傳之嫡子か次男かいづれ兩人に一人國代落去

後に筑前に合逐電其孫は秋月に大知行を取當分被

罷有候阿蘇惟善公へ進上書にて書狀進上被有をり

候此旨實正承候

通に付行法者にて候故吉法を一座野原見合修候

へは右之社へ不覺ひつかゝへするゑ置候と語り居被

申候と亡父慥に被申聞候兼々吉次被申候ひたるは

座頭は山ぐものばけたるにて候はん少々之者は通

夜を致し得まじく候と語笑被致をり候と亡父被申

如此に詠られ候を共頃賞翫申たると語傳候

一其以後紹巴法眼にて紹宅歌をよみならひうたのさ

手ことに折しはなの枝かな

風よりもはけしき人の心にて

一紹宅木山城主之砌飯田山に花盛之時分參詣之處に

山詣之仁人櫻之花を枝共に手々々手折候を風覽候

て

八重櫻一重はさきにちりそめて 附ヶ被申候

へは紹巴あつこ被何方の仁かさ仰候紹宅田舍之

者にて候田舎は何候ぞ御座候に鎮西方之者に

て候と被申候へは扨は肥後木山の紹宅と申仁にて

は無之候哉さ仰にさん候と申され候へは手を引上

られ對座にて知人に被相成候由に候

卽座不取敢紹宅

【合失念候

彼紹宅上京被致候に京着即日之晩其砌之花之本紹

巴天正初頃之由北野にて笠着之附句ばいかひ被召

候旨紹宅風聞即晩北野へ被參候に紹巴附ヶ句に

また七たひのわかれおそするにそすれか

道號等興と申候紹宅と右之道は切り突たり迄に

てはなくきやしやな事と前々を存候

田代宗傳井七越瀧通夜咄之事

一益城郡木倉手永之内田代に古城有之候天正之年中

頃之城主を宗傳と申候彼宗傳田代在々之其砌領主

にて候中(武勇之譽れ有之たる弓取にて候御舟

甲斐宗運幕下にて度々宗に供陣度々名を取申

たる仁にて候豐田響之原にても桑のせこにて他士

をまし得す手共計にて五十四人討取於于今田代宗

傅くわのせこかつせんと申傳候彼宗傳は實正之心

を得たる武士さ阿蘇家にて合成譽候分ヶは第一此

咄にて候無類之大酒之由に候然者甲斐宗は阿蘇

之大老にて候故に正月朔日に阿蘇大宮司殿へ阿蘇

家之侍御慶麗に参上候て翌二日に宗へ年禮相

候に彼宗傳以之外致酩酊宗へ一禮各列座之處に

甲斐伊勢名代に肴を各へ進候所へはい寄り伊勢之

耳之根を宗傳手之腹にてひたとうたれ候列座之各

あゝ存候にちい刀を伊勢抜くまねをいたし宗傳

をさし殺すまねをしにこ)さ打笑被罷在候就夫

無事にて相通り候折々宗傳大酒故前後不覺にて左

候事候故伊勢も被致堪忍宗も御通し別條無之各

退出歸宅にて候に田代之嫡子被歸候て父之入道

一七越流巍々敷見物所にて流之上に七越瀧尾權現さ
申社御座候先年 御當太守様被遊 御覽彼社被遊
御修建候彼瀧尾之社に致通夜候人無之由申候愚老
父吉次成程男ら敷仁にて甘有余之頭被介通夜候
に夜半前にごさく 杖をならし 座頭參候吉次存
候は座頭夜半參社候と存ふら(致候に座頭罷歸
候由それより又ふらくねふり候内に吉次をひつ
かへかや野之中に召置候ねふりさめ候へは左之
四六七
に被申候は扨々是非も無之存候は老父御事年之始
に死人同前に御成候事口惜存候と申候へは何事候
かこ入道被申候に老父之伊勢への仕方一々被申
候へは宗傳被相聞候て被申候は寒朝故澤山に酒を
のみ醉候故不覺候嘸々自分か是非なふ存候はん然
共自害者氣亂候扱は伊勢さし違へ死に候
は、理不盡者とかくいたすべき様無之候然上は今
日冶以後酒をのむ間敷候人々可中にもあれ程之大

酒老身にて候へ共酢候て不覺に伊勢に外を致さ

れ面目なさに下戸に被相成候とうたわれて成共見

よふぞとてそれより臨終頃廿年ほど一滴もさけを

のみ不被申臨終被致候と申候

一金吾殿はせだのを山にて一つ貝をふき御うせなさ

れ候と申傳へ候此段實正之證有之候

一金吾殿御自身之影を自作に木像にきざみ堅志田圍

ひと云所へ梅林院と申奮跡に於于令御座候金吾殿

自作之木像は冋にて御焼失にて候慶長年中之末

頃に中山に幡磨と申野佛匠有之候ひたる者自作之

像を見覺罷有候のが造候影にて候然者金吾殿御他

界後之御菩提所にて金吾殿御院號を梅林院さ申候

共故に彼影堂を梅林院と申なり則赤蜂尾城下圍ひ

申所にて候

木之保に右之行法所之庭前より右之二つ御なげう

ちはさまれ候て被仰置候は後年當國改易に此

石落べ~爲其證如此に被成置候と御遺言之由語傳

へ申候處に天正年中阿蘇家迄にも不限一同に國代

落去之前年落石候を祖父なご慥に見置候由に候然

者御先代忠廣様御落去前年に一つ相殘候右之石を

ち申たるを老父慥見申候に其翌年忠廣様御落去に

て不思議に存候と申居候二つ迄にて相殘申石無之

候故右之代と御座候て石二つなげこみ被召置候は

んさ萬愛く

器を三枚被堀出候かはらのくちに正さ云字やき付

たるをほり出し又法と云字有之候を又寺候を一

枚ほりいだされ候然者のきがはらに正法寺(こ

みなやき付けたるを三枚彼西念被堀出候當分慥に

彼寺に有之候を老身正く見申候ふしぎにて候

一堅志田内之在々に善悪事可有之さては其家御屋敷

中に吹貝之音必有之候是は右之通金吾殿天狗之御

弟子天法を行得被有候古主之告げて申傳候

跡之堂庵地領に被成居候を被引候處に大土

一彼正法寺以前者大寺にても候はん扨又以前之昔住

再彼身之西念にても候哉彼西念正法寺昔寺之跡を

糺し小草堂を造本尊古作之觀音被致入佛候はんと

如此に御座候かすみにのぼるこ置字に有之候上は

雲にのりかすみにのぼり御うせ被成候は實正にて

可有之候

登霞 梅林玉公 大神祇

一西馬場村正法寺と申禪寺有之候大慈寺末寺にて候

近年迄無寺無住之處に西念と申僧彼跡に來寺被

召再建にて今は結構成靈地と相成候彼古寺に位牌

有之候に其位牌之靈文に

は従前々はひたれたる杉の今々いかをき可申

哉さ一同にごつと笑候故金吾殿仰候は案内はいふ

たり扨は左候かさて御たち被成候へは其杉はねを

き申候故こしかけ居たる人々四角八方へはねちら

され落着相知不申候を慥見申候とをり候由にて此
一儀世間に合流布候咄聞彼小者老身が咄しより起
たる咄にても遠近此事を金吾殿杉咄して申傳候
一堅志田在々之產神は阿蘇甲佐勸請之明神若宮明神
さて此神前之馬場以前は同村内に於于今舊跡有
之候此馬場末之左之林之中に大石たてゝ有之候此
大石は金吾殿御盛生之砌赤蜂尾山より堅志田宮下
之若者共後年之覺に明神之馬場に立置べきさて
下しばゝにたて可申各仕候へ共分過て大石故立
得不申候之處に金吾殿あしだを御はき御立覽候が
以後之覺へにたてゝをき度とおのれ共願候はきご
くに候しからばおれらが後年之爲にたてゝ見せ置
べくさ仰候て眞中をいだき御手まわらずなりにか
ゞめつきにゐい脛をいださせられ地中につきいれ
なされ候に半分は地中に半分は地上にたつて有之
候ふしぎと于今見る人舌をまき候彼大石當分まで
一金吾殿薩摩島津殿御代々之菩提所なる福正寺一見

に金吾殿御出被有候に右之小者被召連福正寺に立
入被成候て住持は御尋被成候へは留守にて候と
申候然は番僧共會勺心に叶はれず候哉不思議可
被見ため候哉寺を御一見候て寺を御立出候時柱を
ゑひとのたまひて御ひき候へは寺動搖くわら
(ひしめき柱之石口悉く地にをち候に付寺内
周章大驚動にて候に跡見もなく御歸り之處に跡よ
り住持とおぼしき中老僧衣をふみかゝへ追ふて被
參御事は何方之御仁にて候哉福正寺御一見之爲に
御來山にて御座候者少々間被成御入寺候へ拙僧は
住持にて他出仕たゝ今罷僑候に御出さ承候是非北
又御立入可被成候と懇に手を下げ仰候へは扨は
と仰候て住持と打連寺に御入候に右之柱に先刻之
通に手をかけをし上られ候へはぶると寺ふる
ひ候て本之石口に前々之通に居候由に候慥右之
小者老身見申候とはなしをり候由に候

一金吾殿常々之修行所成庭前より三四人程にて持候

はん石を二つせだのを山之峠に大一椎木有之に共

候

有之候

一赤蜂尾城下に馬場と申村有之候其村にかたひらさ

云名主有之候彼名主次郎兵衛と申候彼二郎兵衛高

顧父金吾殿之氣入之小者にて候ひたる曲に候彼小

を相始右往左往に合戰切死剰大將忠直を同士

討に討申候然者忠直も唯人にては無之候哉忠直之

首空死なく隈部に首を持歸候に親父に被逢候而目

を塞ぎ臨終被召候と語傳候其頃迄は出家も在家も

不思議成事共有之由に候扨又其後菊池之上京

南都見物に參候處に春日之邊に而忠直に行逢候に

付畏謹而殿は正〱御他界被成候が是はいかと申

候へは忠直は春日之様に歸り候といへと仰候而書

消す様にうせられ候と申候扱右之通故赤蜂の尾よ

出城合戰申事もなく城に可取懸軍人もなく併

あしこ爰に軍士罷有候故金吾殿之領内下原と申村忠直之陳所近所にて彼村之名主百姓從金吾殿指圖は無之候へ共弓おつとりきふう矢をはげまかご下原とのあひに小せこ有之候にせこ向ふにむらがり罷有候隈部の野伏共を思ふさまに射除候其以後金吾御賞被有其せこ田を其名主に被下候當分迄も彼せこ田のさげなきふう田と于今申候

一右之小者老身稠布不思議を見候とて咄申たると聞傳へ候右之通にて供奉仕候へは熊野山にて御座候に金吾殿大木之杉を引をめこしをかけて御座候に熊野道者共其杉にこしをかけ罷有候に金吾殿被仰候は此杉は今々をき上るべく候間皆々のき候へと仰候へは各申たる曲は是なる山伏之被申事者を方々被召連風雲上あなたこなたと被召居り候由に候彼小者九十迄存命罷在仁人に居候を聞候孫々共尤自老親父なども慥申傳へ語被居候金吾

殿何方へも右之小者被召連候時には東西南北何方

へ成共むけ仰候而おのれをつれ候事心氣ぞと仰

候而仰候方に向候と共まゝ正氣をうしない夜白不

分明に罷成夢之様に成り候て時々足のうらに木之

葉しか致候を覺候事共有之候左候而ねふり目

さめたるやうに候而諸方見候に終に不見聞候處

京都鎌倉熊野愛宕山吉野又は肥前之高來溫泉山之

様成山々又は珍敷所々へ御出候に常に供申居候と

右之小者老身咄申候由に候日本國中山々寺々見不

申所は無之候と咄居候由父など外老身咄申候を

慥に亡父開候なごゝ被申聞候

四六四

拾集物語五

益城郡堅志田赤蜂尾古城前主西金吾殿事

一以前彼城主を西左衛門尉金吾と申候天正年中落去

頃は北左衛門と申したる由に候落去於于今彼城も

城之山形斗にて野山と成果候彼城は前々西氏斷

絶候へは北氏北氏無氏之砌は西氏兩氏より跡城主

に被相成候様に申候

一往昔源之八郎爲朝推量咄»之事

1前古鬼在之岩屋岩穴石像不動之事

一佛神冥罰之事色々

一同郡木山古城前主備後守入道紹宅之事

付 甲佐宮神宮寺昔住豪淳法印之事

同郡下陣津守り古城少書出候事

付 七越瀧之事

一益城郡堅志田赤蜂尾之古城昔主西金吾殿事

一同郡田代之古城昔主田代宗傳之事

次

拾集物語 五

一永正之年中に右之金吾同前に名高き文武兼達之弓

取有之候由隈部忠直と申たる由に候儒佛神道風雅

之道諸事分朋之武士にて御座候ひたると申傳候上

京被有五山之御住に面謁被召被令問答候何れ

僧侶衆手を取舌をまかれ候なごゝ語傳候隈本藤崎

宮之名鐘之銘文彼忠直自作同所連歌所初而之建立

も忠直被仕置候由に候然處に忠直棄々被申候由は

益城堅志田西金吾とて鬼神にてはよもあらじかし

令一戰候而見候とて赤蜂尾に發向被召甲佐舟津

山之峠せだのをより半里手前まかごゝいふ野に

陣を被取 赤蜂の尾に可被取懸命處に金吾被

候は忠直に物見せてくれ候はんこて法を一座修行

被召候へは堅志由は不及申に近里迄黒闇に成候而

夜白不分明に候左候處に忠直之軍士共各同士戰サ

四六三

之年中に專一妙將之由語傳へ候彼金吾殿は元來阿

蘇御一家にて金吾公之末孫阿蘇神主殿へ當分一老

二老にて被罷有候坂梨二郎右衛門同平右衛門など

の先祖にて候

一西金吾殿は天狗之弟子にて神通術法者之由申傳へ

候又一説にには天法を宜く行得被召候共語傳候永正

名衆様達御見苦敷被思召をり 御前向き不御宜被

渡邊周齋識

一忠廣公ちと御うは氣に被成御座候に付江戸御大小

右曾祖父玄察十遺の記録十巻餘御座候處去冬被仰候由語傳候

右之通之由に御座候

一清正公碧川塘筋御巡覽被成被仰候は此塘を根足二

一八代御城番

稲葉民部少輔様 秋月右衛門佐様

中川内膳様 伊藤修理機

右越中守様被遊御入國候と其まい闕晴夜の明候様

一熊本御城番

秋月 長門守島津右馬様

一御上使内藤左馬様稲葉丹後守様

役人

一御流罪被仰付候に被爲差下候御に御座候而御國民なべて千秋萬歳楽をうたひとめ

申候と申候此旨越別冊に書出候

出御落去に而御座候

被仰

一寛永九壬申之年の六月從 家光公樣右之通に線、下々共聞候事も不罷成山河の御制止色々諸事

公方樣の御前惡く出羽國へ御配流被仰付候 加藤 一御仕置過候而放下、手槌、せ、座頭、うた三味

の御家御落去被成候

成御成候と其比申候由に候

に而早々御發足被成候處に

一御奉行伊丹播磨守樣秋本但馬守樣

一御横目秋山修理樣石川三右衛門樣

石川主殿樣 石川惣十郎樣

一左候而寛永九年一年は天下樣の御納に御國は相

成追々 光利公樣被遊 御入國候由に御座候

一忠廣公は蒲生飛騨守樣と申御大名之聟御に被爲成

御子息樣を豐後守樣と爲申上と申候

下々迷惑がり申候處に右の通御落去と申候

十間高十間留十間に致候得ば如何成る洪水山しほ

など申と切れ申間敷候しかし向は自然の巖崛高

にて年々洪水抔にて川内次第に深く成一向田方用

水のために成不申候とかく此川は浅く候はでは用

には立不申候たとひ五六十年には塘切地方損候と

年々出来の作毛には比かたく候間わざと如此候

と二巻

燒亡仕候内此一條記臆仕候間如此に御座候以上

拾集物語三

一忠廣公御若に被成御座御家中下がちに御成加藤右

一右に少し書出候通に清正公御五十有餘に而被成御

逝去御跡御改易無御座從 家忠公様忠廣へ肥後國

被爲拜領國内上下萬民千秋萬歳と歡喜仕たる旨尤

に候

加藤肥後守忠廣公の御事

一豪淳一代に一度外新城地の秘法は修行いたさぬ事

にて御座候愚僧が寺百姓尾園と申百姓が屋敷一ヶ

所修行仕候故老極と申右之通故に御新城の秘法器

成不申候と被仰上候に彼尾園屋敷に秀吉様肥前國

名護屋に高麗御陣の様子可被遊御貴聞とて御新城

被爲築候御砌砥用山てに御村木被爲剪大切の御大

様被遊御宿 肥後守様被遊御他界御數人之御

上使様彼尾園へ被遊御入宿候御當太守様御數度彼

屋敷へ被遊御光入不思儀奇妙 存候豪淳僧都の

一語と後年に存當候

所被遊御覽候而西から東か北から南にながれ候川

か谷か有之所の者は必横道に候左様の川谷水

を飲候者は不實成者やくと左様成所に而は被

御座候と申傳候

一然處に忠廣公御二十有餘の砌から肥後國間に入候

様にどことなしにせは敷上々の御衆慾深く御

なり山川を是は何某殿の山は何某殿の川此野

は何某殿の開地旁と申候而下々百姓をいきをつき

かじけて女子賣り在所を立去亡所候に乍下々

有心の仁人御家御長久に御座候へかしと前々國代阿

蘇惟種公御早世以後下がちにて百姓せんかたなく

いきほしをつき居候へば薩摩より出馬に而肥後薩

摩の下々兩年相成候て大形納無年貢位にて國内

少々いきをつきながし候など、申者多候由に

一忠廣公御在國之砌急速に罷上候様にとの御上意

四六一

一公方様の忠廣公は御姪聟御に被仰付御國目出度歡

喜仕候由に候

馬允殿同美作殿此兩家老中惡(御成被成右馬允殿

方と美作殿方と二つにわれ家中令混亂候右馬殿の

方から美作殿方を牛方といひ馬方牛方と申候而御

家中正二つになられ江戸にも大阪沙汰故に奉達上

聞に右馬允美作被召寄被遊御吟味右馬允理分に被

仰付美作を初め彼方がたの仁人夫に諸國に御

配流被仰付無事に成候由に候

一清正様御城茶臼山と申山を只今の御城に御築き被

遊候に一城を御取被成候には地鏡と申秘法顯密傳

燈權者位の智僧被成御執行之由に候就夫左様の僭
都御國中に有無之御穿鑿被遊候に盆城甲佐三宮明
神の祇僧學頭豪淳法印神宮寺顯密傳燈大僧都と蒙
勅許られたる法印御座候旨清正様被聞召通彼法印
に地鎮の法被爲仰付候先以豪淳御意之越奉承知被
申上候由は老極仕御城建立之立法兵行不如意に御
座候一城一世の秘法にて御座候を愚僭中年迄執行
不仕殘念に存此以前愚僧が寺百姓に尾園と申百姓
目が屋敷仕立申に付かれに秘法の地鎮令執行と
らすべきと申候而地鎮の法を執行いたし呉申候最
早兩度と令執行候儀は不罷成候併愚者の弟子弟に
合志郡彌語山に罷在候悟智と申法印同學に而右之
秘法致傳授候彼法印七十齡には過申間敷候地鎮兵
法之儀罷成可申候間彼法印に可被仰付候若秘法
の内に失念の事共候は、愚僭改可申候と被仰上候
へば能こそ申上候とて彼悟智に被仰付候然者悟
御請申上甲佐宮豪淳に入來候て新城地の法被相

拜領候由と申候

一別冊に書出通りに清正様は四季に被遊御廻軾諸

右の狂歌をぼでんの木の枝に結び付被差上候に清

正様殊外御機嫌能悟智法印に白銀百枚素丹に同十

枚被爲拜領候由に候其脇そたんに祖父木の枝に

貴詠を御付候御事はSか様の譯に而候哉と相韓ら

れ候へば御祝儀には彼木に結付て出物にて候と

被申候と祖父亡父に被申候と亡父被申聞候

てきに加藤の城そとろける

きりくと石ひきまはす茶臼山

改御新城の地鎮秘法兵法の修行悟智法印茶臼山に

參上御執行の由に候祖父參上仕右の秘法執行を被

致拜見老父に細々語傳の旨亡父拙老若輩之砌被申

聞候右修法兵法と申事は法印なはのたすきをかけ

られ白栖の長刀を四方八方へつかひ城の真中にて

つかひをさめられ候由に候祖父長刀の手∞被存候

由に候へ共及かたき悟智の手にて候と被申居候と
亡父被語聞候扨又右の法首尾後御新城立地の正中
に而御酒を被成御麗候に其比櫻井素丹と申連歌師
清正様御信用被遊候仁の由に候彼素丹御凧の狂歌
を被差上候由に候

一秀吉様北條氏政を御亡し可被成とて關東へ被遊御
二三十人ほど腰より下をはらくと打たをし候時
清正様はさいを御ふり廻し被成被思召候御了簡候
問やつは動く間敷候と被仰出候に打候にはるか
遠くさげて打申候まだ動く間敷候と被仰候に城
よりはるか上を玉飛候時々入れと被仰候に
城の上を飛候玉行能候と分了簡左様打候間に御切
出被成候御先きに甚三郎切で通り僕に何人といふ
數は相知れず切通り申に刀を打折殿様刀打を申
と申候へは御差添被下候故正一文字に切り通り

御運を開かせ申候と申候御歸陣被遊御知行可被下
と被仰出候に謹而奉言上候は妻子持不申候故御知
行は奉望不申候御膳朝晩のすべりの分頂戴仕御上
さしの御酒飯器一つづ戴き可申候此願を御菟
被遊可被下候と申上候へば君如願上候被遊御
菟候故日々三度御飯後に御次に何公申上候に
甚三郎にくわせよと被仰出候に御れき衆の御
子達の御給仕に而日々三度づゝ右之通に而御目見
え致御言に懸りをり被申候に越前吉次に被申候は
萬石に難替御事と被存候と被申候由に候
出陣候彼氏政は關八州之屋形様とあふき申たる出
に候御剛將にて御座候を被爲入御手候に加藤清正
を共如何被思召候哉御供不被仰付候由に肥州
半國御拜領時分かふさねて被爲拜領候砌の御事は
不分明に右の通の歳に從御跡可被成御出陣とて
被成御立候へばはや北條被爲入御手被遊御歸陣候
に尾張の國に而秀吉様へ被遊御目見え御祝詞被仰

上候へば御機嫌宜く御前に而色々被仰出候に清正被仰上候は上様の御生所當國中村へ被遊御光入御位光を御拜せ被遊候は、天山可被難有旨被仰上候へば能こそ申上候と被仰出其通りに被仰付候と申傳候清正公御同國御同所の御生所に而被成御座候故御一家御親類御緑類衆其外如雲霞の御來入に金銀は一毛も不被進めたをひきつむぎををり勝手になられ候事を御了簡被遊金銀は不被遣何やかやと減少可仕候御一人の御生齢に被應一生中御所持にてつむぎ御織被成分の真綿を可被遣とて御一人に付五百把八百千把と眞綿を被進候と申候

一清正様御五十有餘に而被遊御逝去追々肥後の國を虎殿と申に忠廣公の御事に而從 將軍樣被成御

一熊本新一町目御古城下の堀にひざより上に立候て上らざるやうにふみてすね中だち有之様に水上にたなゆかを被仰付其上に雨にぬれ不申様に小屋を

御作せ是が水籠に而高御未進の御百姓を霜月師走に其水籠に被成御入三日被召置御請乞申上候へば御出し三日御請乞不申上候者は不被遊御菟出籠不被仰付候ひつると申候彼水籠に親子他類より酒飯菓子見廻に遣候は被遊御冤候と被仰出候に付何郡何村何某は何方へ罷在候哉と高聲に申候而竿にゆはひ付遣候を被下酒狂に申候は此堀に町人共を追除け家跡のこやし土をうづめ田を作り候はゞ餘に出來過實有間敷候いやく芋を植候はっていわんほとのいる可有之と仁人高聲におめき申を御忍び被聞召上彼等共が土人故に如此の苦を請と思ひ候は、町人め持て居る銀米とは願はひで生れ付の業作をねがひをる不便かはゆく被思召上候而籠入一日を二日二日は三日にしてかくせくと被仰出を石の御百姓御未進三年に十石御座候は又三年に上納仕候へと被遊御菟候三年之内に御未進高十石に十石一斗御座候而被爲許候由申傳候

一高瀬に甚三郎と申たる郡井樋大工罷在候のが大分殿様の御用竹木盜剪申候故被召籠置師走二十六日に毎年左樣の科人御直に被爲誅候に彼甚三郎を被爲切候筈に而目をゆはれ乍器在申候は此甚三郎は國侍の中に引けなく敷者に而候を明年は高麗へ被遊御陣立候と承候御生し置被召連候はゞはめ草に被成可申者をとひとりごと申候へば胴腹蹴させられ横道者後切ふげよ引のけをれと被仰出其日不被遊罷在候を生所在所へ預けさせられ被召置候處に翌年高麗へ被召連候に清正樣蔚山に被遊御籠城候を漢南人百萬とやらにて取巻き御兵をも無御座被爲及御難儀候處に城かげにひるね仕羅在申を清正樣被遊御覽扨∞先年御切りそこなはせられ候只今可被遊と被仰出候に甚三郎申上候は殿樣!御談合評定も入申間敷候黒がね目くきをさせられ一文字に御切通らせらるべく眞先に甚三

郎罷立切崩可申と申上候へばういやつでかした事

をぬかしと被仰出城へむずと御はいり被遊御出立

御切出被遊候に石火矢を寄手の方より打申候處に

申たると古老の者共叉咄し聞之候

四五八

一小山に石箱御座候ひたるに清正坊と碑文御座候由

前々申傳候然ば清正様御領入初に小山の當池

上の在々頭々御悪心の由に而無理に被誅候と申傳

物語

に残黨有

藤籠城候を二十日に落城被仰付候其前に佐々殿へ

筑後柳川殿御加兵にて落城無之從秀吉様安國寺

を被爲下有藤父子下城仕落去落着の上にて加藤

小西兩殿様へ肥後國南北御分知に被成候處に清正

様に御敵はいか様有藤一類の者共有藤に取籠中

候哉隈部有は先書之通に從秀吉様死罪に被爲仰

付候に籠城仕候を二十日に清正様落城被仰付候と

申事語傳無之不分明に候は有藤殘敵有之候は
討可申旨清正の依被仰出に餘黨御座候て籠城仕
罷在候を御隨へ被成候て御座候はん五十年過候へ
ば實否諸事不分明成∞のと申傳候は實正にて候清
正様御入部一百餘年の事に而光に候
にて中島
はしちたうなど植候此中島は塘の曲りめくに中
島(御座候此中島は大水の砌此中島
を受く仕候故塘切れず候其御了被遊
如此におきく被遊候と従前々申傳候
一清正様北國被遊御拜領被遊御入部候波
て一清正様肥後をふさねて被遊御領候而折々御國中第
一行長跡顔に被仰付候は切支丹宗門御法度日の本
は神國にて候間榊事祭禮怠慢仕間敷候と年々に御
觸被成候と申傳候御尤と奉存候は高麗にて清正様
神秘不思議日本神慮を被成御見聞候と申傳候
一清正様は鬼神の様に奉申候と申候へ共御慈悲深き

太守に而被成御座たる殿様にて御百姓御未進高十

四五七

候是に付有德有道の智僧の御咄被有候を以前承

有心の古老とて咄を愚老此前相聞候に其出

家仰候は清正公廻國の名僧にて定而何國にて臨

終入定の地支無之御免許に而當國小山に入定無支

候故共分之處に福智故臨終用金不足無之候を池上

昔の者共臨終跡に配分各可取之と存早々土入被有

候様にと存候思慮を清正坊了簡被召國の付置不可

然如此見苦候と思召候はん然ば清正坊清正と御再

誕故池上の下々を見苦思召侯御一念に而無事を被

爲誅候哉國の仕置不宜思召候一念に而其之仕置

は有藤にて∞や候はん哉是清正公初入領に有藤

を退治候上はと存候とある御出家の御咄に而候ひ

たると咄に聞之候

被致上京候朝二條通り玉屋町に借宅數年被羅

在候を自老祖父吉次盆城は宇土領分にて邪宗門の

殿故呼下し清正公へ乍宇土領内縁を以奉公に有付

け候而知行三百石被下櫻馬場に屋敷被下被羅在候

左候而初妻無く被成申候に柏原常安と中清正公御

咄の仁にて御前よしにて候彼常安娘後妻に被致候

一前々少々書出候通に熊本宇土御中能被成御座候砌

小西公へ御加勢の天草御陣立にて御座候に右早

川越前守御供に而出陣被致候然ば御取合の各

み被申候に右越前守大力打物達者故清正様御目前

にて越前は寸過之刀敵は鍵にて無二無三に眞黒に

突懸-候を請迦し片手に鏡の鵜の首近くむずと握

候を敵矢を出してもはねてもゆるさぬ故鑓

を打捨候而かいふり急足に逃候故敵の鍵をひつ下

御本陣に歸り越前被存候は國侍とて御知行被下

今度御供仕候に夫首成共取不申結句御目前に而は

合候敵は討もらしつ面目なく存る(御本陣を

ほくとして羅通り申を御直に越前くと被仰

出候故に御前に畏り申候へば被仰出候は扨々其方

は國侍程有之候敵の首取候事は多く敵の打

一中の瀬川の中あして愛に中島少づ 有之候に當分物をねぢ取候て敵をはだしになし逃し候事は餘に又有之間敷候成程被遊御歸陣候上に而は宜被仰付候と被成御意候故中間之侍衆就中舅の柏原氏∞難有被存候此御合戦に先懸け御法度の處に柏原常安嫡子同左馬之進と申七抜けがけ被致數人之敵を討取終には討死被致候彼左馬之進は數度御用戦に手柄を被致けなく人にて候由にて清正公殊外御をしみ被成候左馬之進などに御付被成候御鐵炮頭假名∞令失念候其の鐵炮頭御法度とは乍申あつたら左馬之進被致討死候を見殺候は不屈に思召御座候而即座に切腹被仰付其跡御鐵炮十丁頭越前に被仰付候吉次事右に書出候通に越前とは一家の故越前舅常安へ清正様より被下候御書常安より吉次へ給り候を愚考迄持傳候然ば清正様は御疎筆に被

成御座たると申候へ共左は不被成御座御能書にて

被成御座候然處に藤崎古法印依御所望進候

一清正様詫磨中の瀬只今の塘川御ほり沼田を能地に

被仰付諸郡より抜百姓被仰付むたに被成御入候而

當分之通と古老共申傳候

四五六

いき罷在は、養生被仰付御家頼に被遊度

と被仰けなげな者と御をしみ被成候由に候

惣而天草御陣にて御かまやり御つき缺せられと

申候後書候越前被咄候を亡父直に聞候と被申候に

清正様てきに向びてゑいくと被仰候而御飛廻り

御突廻り被成候に御口より血のあわぶくはかせら

れ御ひげよりさがり候は紅のてまり花にことなら

ず御齒くみからくと申候は扨∞すさまじく血の

あわは御はがみに出血の由に候御歸陣被成候上

に而手覺の御家人御物頭衆今度は扨御無用の御

加兵を被遊候一大事成御儀に先以御剛恐悦に奉

存候と被申上候へば辨慶がごとき者持候は、自身

は働く間敷と被仰出候に森本儀太夫殿と申は其砌

清正様へ御前をそこなひ候而乍有之御出陣の御跡

より私立被召首一つ取殿見たかと被申候に御目見

やりも不被成候に又同一つ取殿見たかと被申候へ

共御承引無御座候に又同一つ取殿是を見ずは腹切

て見せうと被申候に御高に見たくでかいたと

物語

成御刀に御手をかけられ候と其まい弓をすて刀抜

候處をかま鏡かつ取らせられかたも御かけ被成

一後筆に可書出を先少々書出し候當所早川古城主早

川越前守秀家天正十五年に落去薩摩軍人向の

は阿蘇殿御母子公に付添めぐり被致忠節候以後

國侍へは右之通に候へ共越前守へは御別條無御座

候故京都未一見無之候に付南郷高森氏など申合

被仰出則御前へ御直 由左候て御師陣の上に面

御凬の座に右之通に被仰出候に儀太夫被申候は辨

慶が様なる家兵は可有御座候へ共義経の様なる主

人が無御座候とてきめんに被申候と語傳候

一左候而被仰出候は石田目に一度見しらすべく候家

兵共かね(其心得いたし可羅在ださりとては彼

三成分過之儀見苦候間必〈可一戰今度の

天草合戦小西が爲とは各存間敷候譯ヶ有之候ぞだ

まてよと被仰御ひげおし上られゑみくとう

笑せられ後は天草が物にせうと思ふてにて

あぶなくとも堪忍をせいではと被仰候左御座候

而手覺の御家兵其外かし出し被仰被成御座候はと

かく三成めを一度見しらせべく候とかくは治部と

一合戰くと御齒をかみならしく被成をり候と

古老身共しをり候

成候御座候即御まい候衆有之候由に候只

今御郡奉行衆へ庄屋小頭供仕候様に有之たる由に

軍兵衛犬塚迄從御跡公仕候犬塚に而御床机に

被爲召候而池の内左太右衛門に被仰出候は此碧川
めが甲佐谷はたべいつはSにでよふ事可有哉と被
チ
一右の井手致首尾候秋被遊御廻國候に畠成田の籾に
平米を拵へ喜六といふ小者に平米をゆりとい
曲物に入れかづかせ前川向の大道に罷出池の内
左太右衛門と申古老の御前好しを賴差上申候へば
御機嫌宜即所に從御馬上おのれらが前繩手に而畠
候上に尚更其以後近年に甲佐井手令出來候故其井
手水を元來の井手に加へ故當分迄如此に候早川
井手乍小井手甲佐井手いづての井手よりも初に
御ほらせられ候故用水旁の御普請何れの村々より
∞申し立に成候井手之由作之丞祖父了可老人慥に
被申聞

成田三反被爲拜領候と御直に被仰出奉得名利御一
代は作取に被致成程勝手厚く乍在中酒を造り候而

中々格に被在候然ば其平米を御取被遊候御供の
人々へ取候而蔵へと被仰出候故鼻紙に少つゝ御包
被一天草御陣はあぶなふ清正機可被遊御去命と被成候
由に候其譯ヶは木山彈正と申は天草にて第一の大
將分にて彼彈正忠其砌九國無比の弓勢にて十三東
曳たる仁の由に大弓にて清正公を只一矢と進み
申候に清正公被仰候は大將と大將との出合にとび
兵具は如何と御座候而かまやりをなげて御見せ被
一右之通に被爲拜領候三反田は即此前田にて只今は
上田に成り居候と亡父被申聞候左候而清正様被遊
御逝去候年から上知に成候由に候御書出頂戴仕罷
在候は、別條有之間敷を右書出候通に御口上之御
意迄之拜領田故其通之由に候其砌は御れき衆
に多く其類御座候と申傳候

四五四

成御意候に左太右衛門被申上候は山鹽など申
の又は長々と流來候大河にて御座候からは左様之

水出申間敷とは不被申上候と被申上候へば其事じ
や左ほどの水にても此山は重物にや此山なくば
それほどの水には水さき真直に城に来たるに此山
にて水のこしをなやます故城には無別條此山は土
などとらせぬ様にと被成御意候軍兵衛慥に拜聞仕
候と被申候など、申傳
馬に被爲飛候はんと被遊候孫四郎あぶなく奉存
と申上候へばにこくと被笑おのれらが馬は一
よいのはいかほどにとるぞと被仰出候に銀五十日
の馬は能御座候と申上候へばそれに十増倍の馬じ
やほどに飛せて見せうと被仰御引向けさせられ御
馬に飛せらる所を能御見せ被成轉りと輪を
御乗り被遊御高聲と共に御飛せられ御見せ被成候
と慥に自考迄にてなく古老共承傳候如此に候
一分前後候甲佐井手御直に被遊御見立候前つかた矢
部馬の谷越へを被遊早川に被遊御出候に淺井小
村上鳥越へに渡邊軍兵衛罷出御目見へ仕出が

にて御直に申上候は早川に懸り可申井手を見立置
申候御ほらせ被下候は、畠成田をでかし上納をも
仕末々下々も恐悦に可奉存候と御直に申上候へば
左様成御用候爲に杉村茂吉と申井手水かねを被見
候上手を被召連候に彼茂吉に井手口見よと被仰大
様に被成御見せ候に成ほど井手に成可申旨被申上
候へば御馬より被爲下り右の淺井小村下をくだり
井手筋に見立置申候と申上候に被遊御覧何共不被
仰此村の頭分のやつめ呼べと被仰候て被召候上に

拾集物語三

軍兵衛に早川の井手に當村の地の中を堀候に
は如何して可堀と存候哉と被仰出候に軍兵衛謹而
言上仕候は井手に被仰付被下候は、井手立を早川
の内地より出し申候而ほり可申奉存候と申上候
へば扨でかしかった見てとらせうと被仰出か
ねを被爲立色々被成御覧候處に淺井南善龍と申名
主百姓罷出を堀から申事は迷惑に存候と申上候

へば其の心得被遊御了簡軍兵衛に被遊御尋候へ

井手立を可出といふに理不盡成事をぬかし候重而

非事をSへせなをわり鹽をつけてくれうぞよと被

仰出候に付其儘立逃去候跡にて段々正下り一日の

内に淺井の下より下馬ヶ原下際迄九百九十九間之

井手被遊御覽軍兵衛に御ほらせ被成候井手唯今村

下流通る井手にて候彼井手は甲佐井手より前には

なぜ出來候哉と子々孫々可存候へ共左にてなき

譯ヶは甲佐井手不令出來前にゆだうら谷水鬼丸立

岩内田谷水を受込候淺井村下にて此谷の水を根本

にして井手をほり四堂崎より以上は上早川谷宮の

尾谷目野谷を四堂境にて請込早川にかけ候へば見

事之有水田に被成候と祖父軍兵術分了簡右之通に

四五三

一此書出しそこ爰分前後老忘心にて思ひ出しく

令傳聞候事書出し候行長は邪宗門故右書出し候通

に寺社を破却迄にて是一つの慰の様に有之候由の

に清正公御領に罷成候と其まい神事祭禮大分物
と申候而通り候故爲問答不入事ながら書出
一高田大名塘はそこの堀川大分を百姓に被仰付被
成候故碧川筋彼高田塘よわくて切候へば是又右之
通に大分之水御損可有之と被遊御了箭御侍衆へ被
仰付御つかせ被成候古老共申居候はがひ四十間
につきとめ五間と∞の様にも無く次第上りに自然
の高下ひとしきやうに御成就の砌は有之たるなど
古老共語傳水波敵にならぬ様に塘をいつとな
高下知れず候へば水波の難なきよしに候廣さ四
十間高さ七間築留め五間の由に候就中御意にて御
大身の御侍衆がちに被仰付候故大名塘と申ならは
し候大分之人夫入候故に御自分の百姓を雇び
日雇賃を被下御ほらせ被成候由に候然ば御横目を
被爲出無日用が夫に出候へばつかへ候へ共諸給人
むりにやとわれ候や兵は手か他かの御問答御明
白に御座候ひたると語傳へ候

一當分書出し候而も眞事らしくも無之候へ共清正公
の御事書出候故不苦令傳聞罷有候事書出し四
季に被遊御廻國候には御通筋村々庄屋は勿論何名
何某め罷出候か不罷出候哉を被遊御候甲佐井手
被成御調翌春井手筋被遊御覧候はんと被遊御出
候に祖父軍兵衛所勞故に伯父軍兵衛嫡子孫四郎古
九郎右衛門事老親相煩申候故羅出不申候と申
羅出候井手末白岩より上豐内井手口迄二里井手末
よりかさの様に被成御見駕候に御正先に被召連糸
田早川向道の井手橋惣而井手のさ末はせまく
糸田當にては二間の由に さ二間を眞黒の御

の不入様に前々の通に相勤寺社を修理掃除可致
結構に候從前々有來候宿禰は其孫候宮守勿論無左
宮社は人柄分吟味新に宮守等仕立候様にと折々被
出藪林山谷へ隱置候神軀佛像善時を得眞似形に

成共堂宮を建て男女老少前の通に分參詣香花燈明

經誦陀羅尼眞言祭文神鈴の神語見聞龍の雲を

得たる如く聖賢の名かなと知るも知らぬをし

なべて歡喜の目水をたれおしいたし諸宗の唱へい

たし候と語信候

成候に自老が頑父前つかた居村

早川の井手見立御直に色々致言上候儀被爲叶御心

彼小坂河原に被召出何や御問答申上候故彼堀川は

大分之人夫當郡は勿論宇土詫磨飽田郡の人夫被召

加御ほらせ被成候に軍兵衛一人罷出罷在へ村之

物語三

クシジマ

申人多くいつわりかして清正公にて其筈なせ

御了簡被遊間敷哉あなたの御了簡御工夫には乍恐

難及候其譯ヶは直に川口より御ほらせ被成候へ

ば中之瀬鯰上島邊り差鹽さきさしいるべくまが

めぐり鹽差入れをり候間に引申す刻限に相成候

故鹽さき遠く不差入候此御了簡を以物の三百五百
石之田地に數千萬石之鹽入には不被成御替候との
御了筒に而曲~廻り川口迄御堀せ被成候と申傳候
一沼山津下より東無田櫛島以下西むた以下悉くぬま
にて候を中之瀬川御ほらせ被成當分之通に候
一御舟町以下之牛瀬村小坂村之通りより上島之通
迄堀川被仰付御堀せ被成候其以前は木倉村下よ
流れ來り候屋形川之様に牛瀬村向ふのひくみよ
り一つに流れ候洪水之砌は六箇よりむた表に水海
にことならず大破水損詫磨にさし令水損候就夫右
之通に御ほらせ被夫は軍兵衛に被下候と被仰出御堀奉行非地方金
左衛門に右之通御直に被仰渡名利を得右之奉行と
毎日致し問答罷在候彼堀川かさはく野くびほ
切は六ヶ栫檀塘へのをり口の本の川以之外せま
御ほらせ被成候事いかひ譯有之候六ヶせんだん
塘∞子細候彼堀川野くびの本ほわらせさせられ
候し處ひろぐと御ほらせ被成候へば其以下にて

大洪水の塘切候へは上島總六ヶ當り水損大分可

有之候野くび以上牛瀬小坂にて塘切候へば木倉高

野甘木村之田原六ヶせんだん堀に水さきてたへそ

れより甘木村目下高野村下のひくみを水まひ候而

さかさまに水せき上げ古城下のひくみくに水

間に水かさへり候然上はせんだん塘切ずして塘

上じよろこしをり候間にすはや水はへり偶然

ば塘切候大水にて塘下五町三町は河原に成候とて

自餘之田には餘土を置候故に如何程の過分水損

無之候と御了簡被遊候て野くび御掘せ被成候うけ

つけ候所のごとく被仰付候せんだん堀之儀先書之

通水請之塘にて候不入事書付置候へ共當分はや彼

地而通る人には山手ほり候故にせまくほそくほ

四五]

理山河海邊田道橋田畑御開所井手堤被成御覽それ

くに被仰付を候河尻若宮社先之雑材木にて御

修理可被成と御座候而被成御調候引例にて御當分

上材木にてこそ可被仰付候へ共御引例故に雑材
木にて御修理御座候由に候と分傳聞候
一河にはさぶた井手甲佐津志田山出御舟築地そこ
被成御覧立甲佐は井手如此と被爲御覧積候而
下々の井戸堀役頭に當分之御惣庄屋甲佐作之丞晉
祖父横田次郎右衛門と言七十七に被罷成候砌たゞ
今之屋敷に被遊御滞座甲佐井手被爲御見立彼太郎
左衛門に右之通に被仰付候井手筋上下流筋遠く候
又はやみいたがといふ事有之物に候間今一人に可
被仰付と被仰出下々吟味いたし上豐内に久右衛門
申者當分上豐内村庄屋五右衛門祖父にて候彼兩
人に下奉行被仰付候尤兩人共に御目見仕候早川前
井手筋は拙子頑父吉次見立候清正公へ甲佐井
手より前方に御ほらせ被成候此譯ヶ前後候へ共
軍兵衛色々事を書出候へ可書出候御舟若宮社下
よん其の下々敷ヶ村にかゝ候井手∞御直に御舟
に被成御出邊田見庄屋被召出御問答候而被仰出

一河尻御より川口迄はよほどまがりめぐり遠く候

彼曲轉りを直様に御堀せ被成候は曲轉の合間

くには大分の作地方有之候にあたら事と存候と

井手せき所程の井手口はまれに有之候永く能き

井手せき所にて然は此御舟川は邊田見川といふは

づじやがなせみふね川とはいふか川はくみて柄杓

にいる方につく物にて候御舟町からは柄杓にひら

ず邊田見の方からくみてはよくいいか、昔よ

あやまり候哉と被仰出候にた今邊田見村之庄

屋傳右衛門曾祖父甚右衛門と申庄屋而み申上

候は御意之通に而は御舟川と申傳候は尤に而御座

候御舟と申は彼古城の名にて立城之時分にて候當

分∞御舟町と申候城之方よりくみ申候へば能く柄

杓にS申候と申上候へば尤じや扨は城よりは其

通くと被仰出御機嫌にて被遊御立候由語傳申候

一高瀬の濱邊より八代表迄海邊にそこ爰に御心

に風波の除引被遊御工夫鹽塘被爲築鹽之增減被成

御勘へ天草山を宇土以上之風波の向ふ敵に御覧し

計び被遊塘之出入風波の有無を能々被成御了簡被

成御築候と申候

寺に御立被成候秀吉公前以惟光公科無之段被成御

聞知以後右之通に被仰出候は相良氏阿蘇家響の原

へ發向被有を阿蘇之大老甲斐宗運右に書出候通

に討取被申候に従相良弔い合戦無之候故左様遺恨

に其砌相良の大老深水宗甫風雅有心の仁とて紹巴

抔態に耐候に付秀吉様の御座間近伺公仕上居被

申候之由に而主人之敵故阿蘇神主は強敵にも成可

申など、咄共仕候を被爲達上聞右之通に∞の被仰

付候哉と有心の者共申候と存候然は清正公に小西

落去後右に書出候通にふさねて御拝領被成候故に

宇土城扨小西家頼侍清正へ被召置候儀被遊御貴

発候故に城を∞御引取被成南條玄宅を始前々佐々

成政の御家人右行長へ從秀吉公御拜領被有候其侍

今又淸正公人被召置候儀從 將軍樣被遊御貴免

に付佐々殿へ阿蘇家之各致密忠候御内通之取次

被致候建部兵庫頭を3淸正公へ被召置候左樣之侍

宇土へやつは被召置候其宇土侍小路に被罷在候侍

衆を以後態本へ御引寄せ被召置候故に當分迄宇土

小路と申は此由緒にて左に惟善公冶書出候

通に小西城下へ育くまれ候を淸正公熊本へ被成御

一淸正公は年に春夏秋冬此四季に御在國之年々には

被成御廻國を僕と古老申候左樣御座候而寺修

一宇土跡領ふさねて被遊御拜領跡領には竿御入被成

候に餘郡は聞及不分明益城へは石田双十郎岩原七

左衛門此兩人竿打奉行に而村々田畑明白に被御打

調候と語傳候

一淸正公は阿蘇へ大寄進之御善にて被成御座候は

阿蘇大宮司職も右之通扨て又阿蘇山坊中國代落去

之砌令亡寺候故諸坊被致逐電行方不相知候を清正

公前々之通に坊中御取立可被下と坊中へ御札を被

爲立候ゆゑ被令隱住候坊々立歸唯今之通は清正公

御深情に而候山中を清正公御再立にて被成御座

候

呼寄神主職に被成御取立度被思召候とて 家康公

樣へ被成御窺候へば前々の通に取立候樣にとの御

書出被成御拜受惟善に從清正公御知行千石被遣阿

蘇之御宮邊に在館被在へと被仰候而唯今之屋敷

に惟善公被成御安住御當分迄如此に候然ば惟善公

御批判被成千石之内御神分御自分領家山中へ被

成御配分當分迄共通之由に候

一家康公樣清正へ被爲仰出候尊諚には宇土小西城

を乘落城仕候儀去しては神妙に被爲思召上候と

家康樣被爲得御勝利石田氏小西氏其外石田味方滅

七之旨委細に申上候に付以の外被成御滿悅大津よ

鹿來源を被成御渡越之尾六ヶ村御舟之在々甲佐

熊之庄豐田在々被爲燒立宇土之城に御取懸け被成

小西居城二十日御責被成數度之御取合に毎度被爲

勝宇土城代南條玄宅降禮下城にて清正公落城被成

候而其旨趣 家康様へ被仰上候へば殊外御機嫌宜

被遊御戚悅候

にうつらくと被成御在府候儀は如何敷奉存候

氣色乍御不快そろくと御人數を被爲押被成御出

陣御光と奉存候と被仰上候へば尤と被爲思召上候

間日やりに御病中にて被成御座候上は可被成御出

陣と御座候て隈本を被成御立即日は大津に御一宿

被成翌日は内之牧迄被爲押候而段々右之通に被成

御座候筈に而大津をそろくと被爲立二重坂之峠

に被成御上候に急速之御飛脚大坂御留主居より被

差上候由にて交箱差上候を御前に被召上被成御披

覽候へば

一阿蘇神主惟光公を右に書出候通加藤清正公御育被
成候而隈本へ屋敷被遣御扶持被進候處に是は北目
半國御領之時之御事に而候従秀吉様何之譯共不奉
相知惟光へ切腹申付候への上意之由に而被成御
切腹左候て熊本阿彌陀寺御焼香にて御位牌阿彌陀

17

清正公阿蘇惟善を同神主に被成御取立候事

附り色々之事

一御國中に被仰觸候は小西行長儀は内府公様の御

敵にて候間此已後宇土領之跡民共諸帳舊記等に攝

津守殿行長様のなど殿の様のと書候事∞其通りに

申事御停止に而候攝津守行長と書可申候御先代

之殿様などゝ申出間敷候と被仰觸候と古老共語傳

候

一右之通に宇土領分を清正公御加増被爲仰出肥後

一國ふさねて被成御拜領候との仰渡しに御兩騎之

侍宇土領被成御廻候

被爲仰出忝被遊 御咸候而御褒美に肥後國を惣

ねて清正へ被爲拜領との御事に而被爲仰渡候故

清正難有謹而忝御朱印を被成御頂戴候肥後國中千

秋萬歳と奉歡喜萬民難有奉存候

一乍前後不都合に書出候宇土殿御入部以後寺社に定
證文前の國侍共の跡々に正敷證交覺書等分 分所持候
者は隠し不甲早々差上可申候少∞惡敷被仰付事共
にては無之候と被仰觸候故少々能申譯御座候は
ん哉とて右の通の物所持羅在候者共尤寺方に
少々譯有之候書付など不殘各一同に差上候處に悉
〱被燒捨候就夫肥後南目之社人分之末々に證文
由來出持者一人も無之候ヶ程覺えはたぶしりに
思考をさきと不令所持候愚老不令所持譯ヶは宇土
殿へ差上燒捨られたるにては無之候閩代落去薩摩
亂妨人共に後筆に可書出之分ヶにて悉分散失候
一小西殿被顗候間に寺社建立後記に相殘り申樣成結
構之事阮羞敷花車風雅の道など毛頭無之只一筋に
切支丹宗門繁昌の事迄の故宇土殿御代に如此に有
之候有來候もの見事なる賞翫之類一色無之候武

被勝たる領主之山中傳候此謝は清正記に有之

にて御討候處に其以後御雨殿不中に御成被成候御

不中の根本は小西殿は石田治部少輔殿と無二の御

中清正公は三成とは以外の不中にて御座候故左

様の處方御不通にて候

四四七

には清正儀持病差發國元に罷在候事幸に被爲思召

上候九國中に石田味方有之候に清正羅在候へは御

心易被爲思召上との上意にて清正難有被思召

九國分動亂候は御用に御立可被成進上とて御岡中

御領分に國侍井覺之者共羅在候は差出可致候少

∞悪く可被仰付にては無之候と被成御觸御用心に

て被成御座候に大老加藤平左衛門殿と申仁諫言被

申上候は今度關ヶ原の御一戦は天下分ヶ目之御事

に御座候間 上意宜被遊御候御事とは乍中國本

故御出陣不被成候旨被仰上候へば添上意

御膽利石田滅亡同前に小西行長

亡び被召候加藤清正公は無二之 家康様御味方に

而御座候處に関ヶ原御陣のは御持病之病氣被差

一慶長之年中に秀吉公被遊御逝去候以後石田治部少

輔三成小西行長安國寺長曽我部其外8被申合奉對

家康様に美濃國闘ヶ原にて叛逆に付被爲途御一戰

候之處に石田氏敗北

小西氏滅亡を即肥後図を加藤清正公惣ねて

從 松平内府様被爲拜領候事

候就夫不分細書候

一年貢課役はさりとては裕なる御領主にて和らし

思あられ百姓の色目を國代よりも直し候由に

候へ共才足人を被相附切支丹宗旨になれ〱との

せがみ毎年毎月に御領内の者共うんじはて候由に

候然共領内の男女一人邪宗に不令歸伏候故に盆

城にては熊の庄、吉野山、木原村雁廻山、阿高村

千地耶寺、松橋にては談議所、龜甲山、飯田山、

邊場山、早川三社の社僧社人、甲佐三宮、同御船

若宮、同東禪寺、圓福寺、照山寺、 大雄寺 安養寺、浄光院、正法寺 明寺、 長宮寺、多門院、福王寺、法正寺、大御堂、法幢寺、小川圓福寺、長谷寺、瑞眼寺、道禪寺、青蓮寺、臥龍院、不動院、靈通寺、右の外寺社數多所の禪眞頓宗の諸僧藏と申侍供にて同船候而一同に渡海候處に其船一艘轉りくと再往廻り海底にとつふと沈み乗船の人々上下數人一人も不見得何色にて船中に有之候物一色もあがらず候由慥に申億候其楠の枯たる根當社内に今有之候宇土殿御領内中に右の通ひとしき事の多さは不被書盡一事を以萬事におよぼし候

肥後交戯叢書第四巻

小西殿初には清正公と成程御中目出度御座候故天草郡之旗下古侍之旁行長へ致不忠候迎秀吉様へ被仰上天草の頭々被御討捨候筈にて小西殿家兵計に一戰有之候へ共御不如意の由にて清正公を御頼

一行長公初入領五七年は右に書出候通に成程下々へ

慈悲深情の仕置にて候處に切支丹に不致隨意以

の外のにくみより仕置からく非分の課役多く彌増

下々拜敬の寺社燒亡破却被有民百姓非分の殺害事

々多く候へども一人切支丹に不令隨意罷在來候

と申傳候

宗旨に令障怨邪宗門に不令歸伏候而之の山寺を始

め悉く破却被召候沙門諸出家清正公の御領内に被

致逐電今熊本へ住寺と成傳來之寺々まい多く候入

代郡釋迦院、益城の龜甲山、飯田山は譯け有山寺

故亡所には領主とても押減難被成被立置候愚老が

祖父渡邊軍兵衛吉次彼者一人神道の張本者とて雨

三度及滅罪候を後筆に可書出の通にて死場をのが

れ(被致候其科ば切支丹に吉次教訓にて不相成

候との事にてあぶなふ存くらし候と吉次被申候由

に候

拾集物語三

一小西殿御入部之時分は御慈悲に御座候て無理非道

無之様に御糺被成御慾心に無御座候處に五三年過

候とくらくとやみに入候様に御仕置∞こまかに

在宅御免にて村々に御給主在宅色々非事第一は

一所々村々に從前々凧崇め來候氏神產神辻堂無住有

住之寺々宿禰有無之宮吐一宇 不殘失火被成候餘

郡は語傳不覺悟に候併釋迦院の名鐘なども宇土へ

被引下錢を御籍させ被成候其鐘引候に岩かどに當

候跡當分迄も古老共是也とをしへ見せしに慥に

すれあと有之候

小西攝津守行長公肥後南部右之通御拜領之事

一當益城第一行長公御領分之最第一と御自分は勿論

御家中迄∞御申候由に就夫熊の圧當分之古城御

城に御築きなほし可被成と思召候へ共薪山御不自

由に御座候とて御用捨被成候由申傳候

屆被遊被成御座候に追々當國分御拜領に而御入

國被成其砌は宇土隈本御中御目出度御座候故清正
公被思召神主殿御兄弟右之通に而行長公へ清正
公より宜敷被仰談右之通に被仰付候はんと其比有
心の仁人貴感仕たると申傳候
一近事を書出し遠方他に及ぼし候當嚴島社内楠の枯
根有之候は彼楠小市郎大納言と申高位の人の陵に
て神に凪小市郎神と従前々崇め初め來り候委細は
當三社記に書出候彼小市郎の神木の大楠一畝廻程
の大木にて朝日に糸田村に障り夕日には熊野權
山を隠し候大楠を小西殿船木に御切被有候に相は
糸田村にかゝりたる楠の木にて候其一本にて大船
一艘次の船七艘出來候由其大船に小西殿三男の
子息乗り高麗へ御親父御陣滞見廻見物労に渡邊三
四四 五
一當三社神明の御身軀社は悉破却し燒亡被有候に御
身は漸令隱盗祖父吉次山口の岩穴に奉入納穴を
ぬりふさぎかやを植々致し二十年に及び置御落

去印年加藤清正公御成領故に本社地々々へ致遷宮

候當社計にては無御座宇土三宮をはじめ皆宇土領

分は一同の事に候

にては六殿宮は古昔大和有道智の名巧罪下建候古

跡又は御綸旨御座候故に燒亡の儀御用捨と申傳

エカ

一熊の庄七所木原六殿坊家數多きを亡所被仰付當

分宮守有無之體にて一社一人或は一宮兩溝の

一小西行長は本郷伯耆守居城に御入城にて以後新城

を御築被成候共申候

右に成政へ御切腹被仰付印武兵戰具井家賴人共散

失不致様にと秀吉様被仰出候は如此に可被仰付と

の御事にて御座候ひけりと下々申したると語傳候

一加藤清正公は肥後國内右之郡々被成御領知限本佐

々陸奥守成政之空城を被成御掃除御入城被成候由

に候其以後肥後一國ふさねて御領被遊大城を御築

被成候由に候城建立之儀語傳聞候事後筆に可書

出候

一同家頼之侍不殘小西行長へ被爲拜領候と被仰出被

爲拜領候

一佐々成政所持之武具兵具戰具不相殘加藤清正へ被

爲拜顔と被仰出御拜領被成候

一同年同月同日に小西行長へ肥後之内宇土益城八代

蘆北天草此郡~南目之分被爲拜候

一同年之五月從秀吉樣加藤主計頭清正へ肥後國之内

飽田詫磨阿蘇合志山本菊池玉名山鹿此郡々被成御

拜領候北目之分

肥後國半國宛被爲拜領候事

肥後文獻叢書第四巻

阿蘇宮前々神主にて當分之神主は何方に在

住被蹼在候哉と乍御兩殿御萍被成候に付右に書出

候通益城中砥用矢部之境山中目丸被召出候に坂

梨孫太郎西源兵衛供奉羅出候處に惟光公は加藤清

正樣へ惟善公は小西行長殿へ御兩殿より御扶持被

遣候而宇土隈本へ屋敷被進惟光公は隈本惟善公は
宇土へ右御兩所へ被召置結構に被成御育候其砌有
心之仁人阿蘇之神慮を奉咸候は清正公は法花御宗
故御懇之旨御尤行長公は邪宗門にて佛神御敬拜∞
無御座無道之御事に惟善公を御懇に被成御労り育
候は御神慮と申候由に候如此に可被仰付とは不奉
存佐々殿へ阿蘇の家臣共私逆心を起候を主人に及
ほし被召出候哉と右に書出候金石之仁人迷惑千萬
に存候處左は無之右之通難有各奉存候定而加藤虎
之助様と奉申候砌宇土御城番に御下被成候其節彼
御兩人幼少の上右之一揆御不所存之分ヶ慥に御聞
一肥後の國を右之通に御兩殿様へ被爲拜領候而御入
阿蘇神主公御兄弟を加藤清正公小西行長公御
育被成候事
天下様御敵城故何れ小西之城跡と當分は不分明に

秀吉様肥後國之前々城々へ御取分け御城番被

差下候事

申候て御料理を相羅在候高森氏も加藤清

正公へ被召出御小知被下候其一家南郷御總庄屋役

相勤羅在候下之城同被召出同前に北之里も同

前當分御家に被罷在候一類に小回北之里御總

屋勒羅在候村山氏當分倫御家に被羅在候男成井

手田上道西北男成は矢部男成明神の元へ井手は矢

部先御惣庄屋兵右衛門坂梨は右御守に罷在候的傳

は當分之神主殿へ被羅在候密忠之子孫は坂當分

之御惣庄屋道之子孫も御當分之神主殿へ被羅在候

田上乍下々人分にて候益城へ數人有之候光永之

子孫沼山津御惣庄屋相勤罷在候結構成仁人之子

々孫々分斷絕候は阿蘇の御家を用捨薩摩へ歸伏

其後追々に秀吉公へ奉還直禮右之通分逆心致亡

身子々孫々∞無之候田上氏之末孫多候中に當分甲

佐之御惣庄屋作之丞田上之孫にて候實に森壹岐守

殿右之通に急速被仰付早々即年三月被成御歸候と

申傳候付り思老∞乍人外渡邉的傳之孫に而候委細

は一家記に後筆可書出候

天正十六年三月下旬に前津方佐々殿へ一揆を起さ

候仁人之分ヶ有之候城々へ御城番衆被爲差下候

一山鹿城村之城に

生駒雅樂頭殿

一菊池之城に

一御船之城に

一隈本之城に

一八代之城に

從秀吉樣加藤主計頭清正公小西攝津守行長へ

四四三

右之通に被爲差下右之城々へ被成御座候に民等へ

御自分は勿論御家人衆少を非儀無御座候つる

と申傳候左候て同年五月末北に右之御城番衆被召

上候由に候是に付其比申たるは矢部愛東寺城岩尾

城は大城に而候に御城番御附不被遊阿蘇神主殿御

幼少に而御野心無御座御事奉達上聞候故を以之御

事に而御座候はんと其比有心之仁人密々取沙汰仕

候など、申傳へ候

森氏殿は御歸上候と其ま、又御下國之由申

傳候

森壹岐守殿

阿蘇内牧城に

加藤虎之助殿

一宇土之城に

福島左衛門太夫殿

野彈正忠殿

淺黒田官兵衛殿

蜂須賀阿波守殿

騎馬雜兵三萬被爲添被成御下候に被仰出候は肥後

之國侍は不及仰謀叛者共之餘類 見聞仕出し 悉誅

罰可仕旨之上意にて天正十六年二月朔日に大阪を

御出舟早々肥後國へ被成御著國中御廻り被成謀叛
人は勿論其類族(被淳出御誅罰候甲斐宗立同武
藏熊無田之庄城主此外爰かしてより被御出益城
郡之謀叛人は同郡六ヶ村にて御誅罰にて候然は成
政公へ密忠之後詰仕候者共は不被成御殺森氏殿へ
被召出一人〈口上を被娍御開候に阿蘇神主兄弟
幼少に御座候故に佐々殿之御居城に成政公へ願を
申上入置申候段前之家賴共阿蘇の臣下を立離れ
十餘人の内に而秀吉様へ御直禮を申上候者共成政
公へ逆心仕候少∞神主より差起候逆心にては無御
座候就夫佐々殿之居城に入置坂梨西北田上道井手
・男成高森北之里下之城早川渡邊村山此頭々都合五
に之各手勢直々密に城内之佐々殿と致合心時刻之
約束に而致後詰致助城一時之内に佐々殿被爲得勝
利寄手敗北改首四千餘大將被討取候者我々後詰密
忠の故に而御座候と一同に言上候へば善悪邪正不
被仰出やつは不被成御構被召置候故其分にて通り

一佐々殿へ密忠とは右に書出候通に成政公之御城へ
後詰仕御城を助御利運になしたる仁人之事にて候
致後詰候根元は神主殿御母子公之御三人を大切に
奉存各佐々殿へ致密忠密忠仕候仁人之孫々は高
下と成有之候早川越前守御先代迄子孫人分にて被
躍在加藤忠廣公へ不相替三百石被下御奉公被相勤
候へ共子孫無之合絕候然共越前一家に猿渡何某
候由申傳候定而御横目被爲差下被召置候に付微細
之儀前々奉達上聞候故今度森氏殿へ御書出被爲頂
戴被遊御下候はんと存候其書出に右之人々一同に
申上候段被成御符合候へは相違無之故其分に相
通候つると存候其砌自國他國京都まで阿蘇家第
一之謀叛一揆と申ならはしたる由に候からは神主
殿を被御尋出御穿鑿可有御座候へ共右之通御入
城の分ヶ右に御直禮に從御母公小宰相を南之關へ
被差上候分ヶ旁にて神主殿へは何被仰入分無

御座候天正以後當分餘りに久からぬ事に肥後國中

にそこゝへ前々城主の末孫無之候は右之通

森氏殿根をほ葉をからし被成御誅罰候故城主

〈子々孫々令斷絕候ひつると申傳候

四四二

一佐々成政公急速に肥後被成御立御上候處に秀吉様

尼が崎へ被遊御出被成御座候に付尼崎へ御着船

候而佐々罷上候段被仰上候へは同濱へ被遊御出座

候處に被召出候白砂之上に被召置被仰出候は肥後

物語三

一秀吉様安國寺へ隈部有藤下城落城候上に而成政事

急速に罷上候へと申渡候へと被仰出候由にて隈部

有藤下城人質差上候卽日成政<右之通之上意被申

渡候に付其翌日成政公肥後之國を被成御立候由に

候

小倉に而各御誅罰被仰付候北里與三兵衛は加賀

守之執事にて候に彼加賀守は右に書出候通に神主

殿へ附そび廻り各一同に忠孝を仕居候其間に謀叛

人共へ同意今度之叛逆に相加身を亡し候去と

ては主人の本北之里は右之通之處に家臣として慮

外を仕出し身を失ふ上主人の名字に疵を付候事不

及是非候甲斐武藏菊池香右衛門に分随意侍

落去候甲斐能登山鹿に矢部に同名其比有之候

右之甲斐能登有藤家の能登にして矢部甲斐之能登

にては無之見え候御舟甲斐宗立など後筆に書出

候通無是非事共にて候

一秀吉様被仰出候には肥後國御静謐之御上使に森壹

岐守を可被差下と被仰出森氏殿手勢之上に御直之

四四１

秀吉様森壹岐守殿を被差下候事

阿蘇宮神主殿御兄弟御後室城内を奉出候事

一神主殿御母子公右之通に成政公へ願申上候而御城

内へ奉入置候へ共佐々殿急速に御上候上に色々不

宜取沙汰致し候故城中へ召置候而は無心元各申談

御城代神保安藝守殿へ申達御城を出し申候而如先

比目丸へ引隱奉置御後室公∞又〻前比之通に小宰

相之生住所へ被成御隱座小宰相御守り被有候兩御

萱子へは坂梨孫太郎西源兵衛其外前比之通に各供

奉仕相守居候由に候

國を被下被成下置候御制書を無に仕検地之致沙汰

一揆を起させ國中動亂候様に仕置を致し候條御

悪心に被思召候所に切腹仕候へと被仰出御検使

を被付白砂之上に而御切腹被召候と申傳候

一佐〻氏切腹仕候旨達上聞被仰出候は成政令所持候

武具兵具戰具之類不分退失扱又同家頼之者共侍分

之類一人立除せ間敷候此旨堅申付候へと被仰出

候由に候

一成政公隈本之城は右之通に御無事に被爲成候へ共

隈部有藤落去無之故筑後國立花殿へ御加兵被有候

様にと被成御頼候に付立花將監殿之御舍弟三池家

盆と申を大將にて騎馬雑兵三千餘同十月九日に山

鹿へ被差遣左候而佐々殿御對面之上軍之御評定被
成候處に宗益老被仰候者先足輕共を有藤か城の大
手口に差向鐵炮を打せ其間に騎馬の馬に米を付さ
せ東西之付城に外より投入(仕候へと被仰付候
故其通に仕候而引取候處に大手原口之侍頭六人大
將に而七百餘人保柳口より八百程打出各中候は柳
川人數被引取候道筋永野原を取切討可申迎打出候
然共早々先引取候故其分之處に雨兩勢押懸可令一戰
と申候へ共有藤左京申候は味方四五百に而騎馬が
ち三千餘之大敵にかく候共得勝利間敷候先に足
輕を遣し鐵炮をつよく打懸させ一戰可然と申候
有志摩申候はかまはずして引取候は、如何して
本陣へ引取可申哉人は各別においては追懸け一
之後詰無に成果其後比有心之子孫口惜殘念に候
佐々成政公柳川立花殿へ御加勢を御乞被成候
事
肥後交概叢書第四巻

一上意に而隈部有藤一門筑後國柳川え明五月迄被成

御預候而同月末比に隈部但馬守鏡安同二男鎮房に

切腹被仰付候左候而有藤鏡安有藤大隅北之里與三

兵衛甲斐能登有藤志摩此者共は都へ被爲召上候筈

に而前國小倉迄參候處にいか樣之分ヶ共にて候

一秀吉公佐々成政へ肥後國を被爲拜領候而密々横目

を被差下被遊御聞候に佐々殿隈部に検地之儀被仰

付候事根本と成り國亂候儀御誓書を無に致し仕置

不宜一揆と成分籠城落城無之旁泰達上聞同年十二

月 安国寺を被差下候而隈部有藤に扱を被仰付候

へは謹て御請を申上下城仕候然夫人質を御取被成

落着仕候

隈部有藤井謀叛の頭人御誅罰之事

佐々成政被召上御切腹之事

秀吉公安國寺を被爲差下候事

合戦致し候はんといふより早く追かけ候に付立花

勢三千餘一同に取て返し谷へ落しかけ戰ひ候故

藤が軍人分敗北候に付柳川勢勝利を得引取被申候

元來柳川之家は戸次にて彼家は合戦有名之家にて

候然れ共落城は無之候

へ被成御逢御懇成る御意にて明後詰の御約束御

直に被仰付丹波御歸被成候丹波忍び歸り右之段各

へ申間以後分風候に御大將丹波罷立候跡に面

御城代神保氏#建部氏に被仰出候は彼者共密忠

之儀大道之御冥助に相叶候と被仰て即刻其夜御

城内へ被仰渡は明未明に大將西の手へ被成御出

西の手へ中黒の見え僕はそれに向ひ弓鐵炮

射間敷候彼は味方に而彼目當にして各か

これと被仰付置候然は如案翌朝中黒の旗を押立候

に付御から被成候に後詰申上候通に仕候故此手

よりくづれたちーたまりもたまん不申寄せ手致敗

北菊池香右衛門同彌右衛門分自害候甲斐武臟は引

取落人に紛れ何地とも無く分逐電候を以後従秀吉
様被爲御尋出候而被成御誅罸候成政公御直に御大
音に而前後の御軍法被成覽候而切かれ突き
かれと被仰出候故荒仕子に至迄首を各取候由に
候二時計の合戦に上下二千三百八十餘人成政公御
討取被成左候而御滕園御上被成候に敵一人 不
殘御討坂或は引取候に右之通後詰仕候仁人被召
出被仰出候は今度の密忠被遊御失念間敷候能々御
國を被爲治以後々仁分に可被仰付候時節を奉
待羅在候へと被仰出御目見被仰付候に各一同に申
上候者神主母子を城中に奉願入置申候上は今度阿
蘇の家頼共私に一揆を起申候神主親子少∞被存候
事にては無御座候勿論兩人之家老之考身守に罹附
申候而御城内へ被羅在候此旨能々被開召上屆被下
候様にと申上候へは往々神主へは御朱印之外に御
寄附と被仰出候を忝一同に敬禮仕候m罷立申候
佐々殿やつは以後迄御安穩に被成御座候は、阿

蘇殿は勿論右之通に附そひ廻り奉公仕候迄に今度

成政公へ右之通に密忠仕候各仁分(に見事規度

可被仰付を其年中に御落去被成候に付残念に候佐

々殿へは阿蘇家より一揆を起し候と當分迄 上下

申ならはし不及是非候成政公不被成御落去候は、

神主公母子家老入城の分ヶ阿蘇家を令違背各別に

知行拝領願仕候者共私謀叛を起候段天下に可致顯

然候へは成政公御滅亡被成計言上候とで無御座違

逆之家頼共が私一揆前々主人之神主御名負と成無

是非候從秀吉様被爲拝領候三百町之御朱印&御反

古に奉成剰佐々殿へは忠節殊外右之仁人助城密忠

四三九

に其日一同に密談、佐々殿へ今夜内意を

申上候而明日後詰致し御勝利を被爲得候様にいざ

一右に書出候通に阿蘇神主殿御兄弟井母御を兩高森

北の里、下之城、坂梨、西、北迫、男成、井手、

早川兄弟、田上、渡邊、此頭々從前々右御三人を

御城内へ奉入置候故今度國侍一揆之人數一分にて

は無之候へ共上向は一分の様に無之候はねば通不

申候故其分に而城外遠方に各一所に陣取羅在候然

阿蘇惟光公の御家人侍の中より佐々成政公之

御城寄手に後詰仕助城什候事

仰候は今に始めぬ事ながら其方の今度の働き無双

千萬に候某當國を拝領し却而國人より此如の仕合

世上に對無面目一命を捨今一合戰可被成候間

乍勞れ今一働頼候と被仰候へば奉得其意候と申上

主従眞先に御突懸らせられ右往左往に退散候處

に菊池香右衛門甲斐武藏高聲に申候は敵は小勢候

ぞ返せ戻せくと迯候味方を押返しく職候に鬼

神にひとしき松原も進みかね堀際より引返候はや

候故城戸を堅め用心稠敷寄手∞すいみきら

其夜は其分の由に候

◆可仕候是以城内へ御座候御三人の第一御爲に

と申談早川越前守弟同丹波工夫辯舌の能者に
而候間彼者を忍はせ御城内へ可申上と密談相極め
連判之誓文を調申上候口上は明早天未明に御城よ
り西の手へ中黑之旗を差立可申候此はたを印に西
の手に御懸り可被成候寄手の後詰仕一時之間に被
爲得勝利候様に仕可申候ヶ様御内意申上候者共は
神主親子を御城内へ入置申度願を申上如願被仰付
候者共にて今度一揆一分之者共にては無御座候併
一分と無之候へば押懸致殺害候故に共通に罷成居
候へと御城外遠方へ陣取羅在候と申候へと申渡
彼丹波忍ばせ候に丹州城戸に其夜の四ッ時
分に忍び寄り御の御内通爲可申上寄手の方より
忍び罷上候誰人にて御大の御前近き御方御出
被成候へ委細可申上と夜廻り之人に申候へば丹波
へ人を附置右之段申上候へば建部兵庫と申仁被羅
出何事に候と被申候に丹州右之段申進候而右之誓
相渡候へば印受取候而御大将に被申上候而藝文

差上候を御披見被成無二無二の忠節成使に而候御
對面可被成と御座候而被成御出御門内より丹波守

一右之通に有藤の家人書を城内より寄手の中
へ遣候故付城普請を引拂肥後の國古侍には第一甲
宗立之執事甲斐武藏守其は菊池家は無之候へ
共前々菊池之古侍に菊池香右衛門同彌右衛門此者
共を大将としてそこ爰の侍共徒黨いたし多勢に
而隈本佐々殿之御居城を幾重ともな
なく取候故に
山鹿へ御城代より御注進候に付先佐々與左衛門を
早々被遣候然處に山本郡内村と云所に有藤の幕下
はた下ながら妹姻に内空間重房と申侍有之候彼重
房軍人を出し手痛く合戦を致候に佐々與左衛門無
勢故被致討死候此事成政公御聞被成東西の附城に
は三田村庄左衛門才田傳右衛門小島正藏石田源助

大木彌助前野叉五郎瀧三位多田新兵衛杉田小作此

人々を頭に而三百餘被成御付置御手廻之御勢干程

に而御歸府被成候に本道歸被成候へば切所(

へ伏兵を居へ置候はんと御了簡被成合志之様に脇

道十里之所被爲押御歸府御覽被成候へば御城を何

佐々成政公へ肥後同侍一揆を起す事

座候故に先一番に小代を被召出結構に被仰付僕と

申傳候

四三七

重ともなく取巻大將は小高き所へ陣取備へ罷

在候成政御心は猛く被思召候へ共敵方備も伏勢も

多候故被思召煩御覽候に向ふなる茶臼上の本陣と

御見請被成無二無三に本陣へから可被成とて眞

先に御すみ松原五郎兵衛と申侍に被仰候は鍵を

一文字に本陣へ御懸り可被成と被仰御突懸らせ候

へ共高地を使りに本陣を取候故城を責候でとくに

て候然處に鐵炮を打かけゑSを被出とつと御突

上り被成候に付大勢とは乍見えくづれ立候而右行
左行に成立被爲得勝利候然共城を圍み候兵人共
は引取不申候成政公小勢にては被成御座候へ共先
筆に∞書出候通信長公秀吉公之御軍配を御存知に
而御座候故御後詰の被成様格別に而御城代神保安
守城戸を開き突て被出候故に四角八方へ追散し
首千九百餘御討取勝鬨を御あげ被成候に一方は右
の通に致退散候へ共三方はつよく見え候に付城内
城外より鎧炮をうたせ名譽の後詰に敵分敗北候併
負乍らにも大勢故引取不申押返羅在候を成政
公城内へ御入被成一つに御成真黒に突いて被爲出
候に大勢とは乍申右行左行に相成候大將松原に被
有藤の家人智略之事
出し國侍共∞自身も亡ひげにとは佐々殿∞此智略
根本にならせられ御落去被成候御殘多候
が家頼に智慮深き者有之候而不思議なる事を工み
僕は、可被仰和平に佐々殿可視仰付

節有際

には無之事に候有藤急に懸り候故右之長巻五十人

に側弓二十人を左右に御立て御兒小性十八跡押へ

番之者共迄に而一時に突か れ! 一足引

間敷候正一文字につきかれつきかられと東西南

北に追つ返しつ爰を専途と御働被成候故有藤が大

まり兼甚周章候處を前後不覺に眞黒に突入れ

と仰て御自身眞先に四方八方を崩し御戦

被成候故有藤が大老御計取被成候鎮安も數ヶ所に

手負候而分急難候二千餘の軍人前後不覚に合敗北

川になだれ落侯を追討に打くづさせられ被得勝利

候處に城を責候軍士共かけつけ候而思ふ儘に戦候

奴に二千餘人の軍士を百人有無之人數に而御勝被

成候事共無双の御手柄に而天下に押出候御合戦に

て御座候は日本に御顯名可被成と其頃有心之仁人

被申たる由に候右之通故に有藤父子見事に致降参

付と被思召候折而其夜皆々引拂候小代下總守と申國侍一人誓詞を

難背と一人引退不被申候其後加藤清正公被成御

入國候砌兼々小代氏右之通之儀被聞召候而被成御

尤々と申候而國侍衆付城普請を致懸け捨置

密々書狀を以申遣候右御心得之可有事に候は今日

は人々の上明日は我が身の上に耐候其子細者隈部

有藤を亡し佐々殿古來之侍共の知行に可被遣との

事に偶然上者當地の附城は綿の自縛と申物か・

存候いづれも如此ならるべく候間急度引拂隈本の

留主居は無勢に可有之條急々に取懸袚責候はゞ落

去疑ひ有之間敷候左候は、佐々殿後詰なさんと

て急々に御歸陣可被成候御歸陣の切所へ合伏

兵候はゞ討留候はん事必定に而候各寄手の待衆

中へ如此

旧密々遣候何れも合披見

一不思議なる事候而悪事と成候其分ヶは有藤家人に

智慮深き者有之候而如此事をたくみ出し動亂と成

候其分ヶは佐々殿今度山鹿へ被召連候御人數は皆

々過半は五十餘人之國侍井其家賴共にて候に有藤

家人國侍の氣心をじさせ一揆を起さすべきはか

事に如此之書狀を書城内よん寄手の者に遣候

一浮武者有藤孫市同叉七

鐵炮百五十挺弓五十張

關隼人小濟將監上科備後

鐵炮百五十挺弓百張

【圓通寺口隈部五郎兵衛關部玄蕃關部佐渡

鐵炮百五十挺弓七十張

一般尾口有藤駿河同人 鐵炮六十挺弓三十張

一出丸妙見口有藤佐助同帶刀

一保柳口有藤伯耆部原紹宅

鐵炮六十挺弓三十張

同掃部同大膳同左京 鐵炮百八十挺弓五十張

一西之升形有藤越前同能登

一大手之原口堅め有藤志摩同甲斐同玄蕃

一大手大將山鹿彥次郎重安

一同有藤式部太夫鎮安

一本大將隈部但馬守鎮永

百五張は浮武者に被附

一月五百五張内四百張は方々特口手

一銭炮八百三十挺内 百三十は方々口手賞

者に被附候

女七千餘

一籠城之次第男女一萬八千餘内娌玩仟羰

一侍八百餘人

右之通書付仕候而多久方より成政公へ致進上候

一有藤鎮安家兵共へ申渡は佐々殿へ御味方に参候

と申候而佐々殿之御陣所へ罷出成政を引包み討可

申候間左様に心得候へと申付置候而御陣所へ罷出

川を隔て少々間を置使を以申上候は御味方に罷成

二千餘人引具し罷出候御下知次第に懸り可申候と

申上候然は佐々殿使へ被仰遣候は此方へは先々無
用に候其方へ陣取候而躍在候へと御返事被成候處
に鎮安を始め寡兵一同内々之様子令露顯候哉と申
由かと見え候佐々殿御人数は城を責させ色々被仰
付候折節剰御無人之折柄親孝々の爲に罷向ひ候と
申∞あへず鎮安眞先に懸り候然共成政公は信長様
秀吉様に付添數之大軍に御馴れ被成候故に露共
不思召候處に川向より一同に押懸候御旗本には見
小性長巻き使番之者共迄に而候小勢長きと申は
三尺餘の刀を鞘なしに柄を四尺にして歩立の武士
に持せ候事を申候信長公御出陣之砌眞先に御持せ
被成をり候如何様之分ヶにて御持せ被成候哉今時
四三五
1惣物頭有礤大隅守兼光
譴百本鐵炮百挺弓百張右兩人之手に附
候へと被仰渡候鎮永被申上候は御検地之儀は先々
被成御用捨可被下候自餘には被仰付無之私迄に被

仰付候御事迷惑に奉存候と色々御断被申上候へと

御承引無之候に付其分に而被羅立候然は成政公

被仰出候者此度但馬守某が下知を背き躍立候條不

屆千萬に候然上者取懸可討候と被仰候而侍頭佐々

與左衛門久世及助三田村庄左衛門を大將として騎

馬雑兵三千人天正十五年八月六日に被差向候若此

勢に而難得勝利候は早々可申越候直に御出馬可

被成旨被仰渡隈本より七里の所を其日七つ分に

著陣候而先々近所之者共に右の大衆隈部の様

子被相尋候處に人々申候は隈本より多勢にて被押

懸候旨隈部聞被申候而佐々殿の御勢を相待被申候

と申候に付此旨隈本へ被申上候へは成政公御出陣

被成御着座之上に而隈部が城より手前に當つて

高山有之候に久世叉助鈴木彦市と申者に參候而陣

取可仕旨被仰付候に付參候而見渡し申候に七八丁

五六町∞可有之山に而岩尾そばだち惣廻り通路不

自由に有之候故二三里廻り彼かさ山に着候へは敵

以前より究竟之弓鐵炮之上手を櫛へ置候而つるべ

打に打候に付味方二十餘人討れ然共物ともせ
ず鍵を突き入れ終に彼かさ山を右之兩人陣所に取
候然者有藤は其比父鎮永と不和に有之候段成政被
知召候故に有藤に被仰遣候は元來其方父子不和之
段及聞候左候へは鎮永儀國侍の中に而分ヶ有之家
に而候故悪く不致筈に候處に自分が下知を背き
條不屈千萬に候就夫可討候跡式之儀は其方に可遣
候其分に被相心得候へとの使被道候式部太夫鎮安
承り仰之通御尤に奉存候奉得其意候と御返事申候
而家老共呼寄御使之様子申聞候而如何と令談合ら
れ候處に有藤大隅進出申候は此段如何様共不得申
上候は佐々殿を敵に被成候而は通り可申様無御座
候扨叉御實父を御討被成候而は世上の人口∞如何
敷候然上は御心次第と存候と申上候鎮安被申候は
家滅亡と共に親と一所にと思ひ定め候と被申候へ

は家頼之侍一同に御尤々々と同心仕候に付鎮永へ

此旨申遣候而各一同に被罷成候然者鎮安之家老に

多久大和守と申者致別心候而佐々殿へ有藤父子の

内存籠城之様子委細書付密々致進上候其書付の趣

籠城之段々井隈部有一味之段不殘申進候

一小西殿御領分色々の事

一阿蘇神主御兄弟公を加藤清正公小西行長公被成御

育候事

秀吉公加藤主計頭清正殿小西攝津守行長殿へ南北

半國つゝ被爲拜領候事

一秀吉公肥後國有名之城々へ御城番之御衆被差下候

佐々成政公被召上切腹被仰付候事

秀吉公謀叛人の仁人被成御誌罰候車

一惟光公惟善公御母公を從城内奉出候事

一秀吉公森壹岐守殿被爲差下候事

一阿蘇神主公御家佐々殿へ密忠後詰致助城候事

一佐々殿柳川へ加勢被成御乞候事

一秀吉公安國寺を肥後へ被差下候事

一佐々殿へ肥後國侍起一揆

一有藤家人智略の事

一佐々成政公隈部但馬守を被攻候事

拾集物語三

一佐々陸奥守成政公被仰出候者肥後は大國にて候間

田畠畝反之員数目録被成御知覽度思召候との御事

に而御國中へ右之通の差出し仕候へと被仰渡候處

に諸郡所々奉得其意候中に山鹿郡隈部の領内計差

出仕候儀羅成不申と申上候に付成政公奇怪に被思

召候而國中五十餘人の國侍を御振舞被仰付日吉太

夫と申能太夫を被召連御入國被成候に付能をさせ

御見せ可被成との事にて御定日之御廻交被成下候

故御定日に皆々被致伺公候御饗膳被下御能見物被

仰付候左候而御能以後に成政公隈部但馬守へ被仰

出候は國中に田畑畝反之差出致候へと申付候處に

各得意候然處に自分之領内計差出致候儀成間敷

申出候此條難心得候然上者可致檢地候左樣心得

四三三

佐々陸奥守成政公隈部但馬守を被責候

一加藤肥後守忠廣公の事

御取立候事附 清正公色々の事

一惟善公を阿蘇の宮の神主に前々の通從清正公被成

一小西滅亡肥後を惣ねて 家康公樣加藤清正公へ

被爲拜領候而色々の事

令所持∞のをと思老にしても存間敷物にあらす候

然上は子孫共必々左樣可存故書記置候右に書出

候通に頑父軍兵衛殿儀は在所を捨身を捨て阿蘇殿

御母子に付添廻多年致忠節候故少々家傳候物共

を持行候事不成故兄の又太郎と申候者唯今西福寺

の曾祖父にて彼又太郎は詩歌の道茶の道唄舞の道

達人にて彼又太郎に玄蕃と云太刀金石のものを

添少々等厳島宮に今相傳唐竹楽の笛代々

阿蘇殿の御書出なと渡し置軍兵衛は右之通に方々

勤廻申候て内室は阿蘇大慈寺其時住持周明和尚と

申に近親衆頼置候又太郎は横野不動黒岩鬼か城の

穴に被罷忍候處薩摩の奴原共大勢押懸候に付玄蕃

以の外勇み向敵兩人突伏候へ共大勢故玄蕃討死

候に間に又太郎を生捕右之色々質物を取如何いた

し候哉太郎方は冤候故横野村香蓮寺と云其時の

天台宗の寺只今玉蟲の千手観音寺にて候其寺に入

候て弟の軍兵衛に向く無面目とて道心をし上方

へ令逐電候以後一向宗に成被罷下候當所西福寺の

開山にて西福寺今は又太郎入道古空の曽孫にて

候軍兵衛殿一生中に残念と被申候は島之御文書

御笛相良發向響の原の砌豊永藤次を討候時阿蘇

肥後文默書第四巻

子孫共へ

一御直支配にて候間御郡衆の仰渡は 太守様の尊

謎と奉存御給主御同前に御無沙汰申間敷候此外思

出旨可書下置候以上

元禄五年三月

玄 察

殿より被下候御感状宗運證立文砥用在の頭を討取

候時同斷井芹加賀を討取候時同折紙附の正宗の

脇差又太郎押取にあはれ候事迄を一生中残念かり

被申候右之通にて前々より由緒不令所持候先祖不

甲斐なしと存間敷候軍兵衛左様之物に心目を付不

申相勤被申候のが生證文にて候故少々左様之物合

所持候人々よりは愚老事神主殿御懇に思召候外

に少々所持被申候は別書に申候通にて失候

一道と申事を不令相違年に一度宛成共必々阿蘇へ躍

上社頭と申右之通之由緒にて候間御禮可申候

中村伊織

一土民と成なから方故大小はさし候間御給主殿旁

百姓主の取不殘心得候様にをりめくに御見舞可

申上候御味方の心得第一にて火事不慮なる事には

早々可罷出候

四三二

拾集昔語三

一阿蘇之大宮司惟善公寛永之年中に八代様へ被成御

出御蹄路に甲斐宗運之亡城を被成御覧候て熊本之

様に被成御歸候に其日惟善公被成御覧候はんとて

の奇瑞にてこそ候はんすれ其比御舟町に飯貝甚兵衛

舟町に飯貝甚兵衛

と云古老之浪人有之候此甚兵衛事は若輩の砌宗運

に奉公者にて御舟落去以後は御舟町に罷在候

に御舟川邊に朝早々罷出御舟の城を見候へは城の

天満宮森の上に鷹舞候て城に大貝の音聞え候彼老

人御舟町中の者共に申候は不思議なる事候自分若

年にて宗運小者に成居候砌宗運公御陣御出馬と申

候へは天満宮森に鷹舞扨大貝を御自身御吹候今

朝其鷹相違なくまひ大貝も其時の貝の音に違な

A甲斐宗運亡城奇端の事

日異本の巻尾に左の数ありて本書に見えず依りて

此に附出す

彦之進殿

安藝掾殿

元禄八年亥文月日

渡邊惟清入道玄

六十四歳

望のかたく有之候とてもうつさせ候事堅く用捨

有べく候(以上

四三1

一右之通にま事聞覺申傳候上上 は前々の證交感狀共可

石川三右衛門

一八城右同斷

樣樣

十郎樣

秋元但馬島

上使衆 内藤 左馬樣

伊丹播磨守様

一御奉行衆

秋・ 修理様

一御横目衆

一熊本御城番

守様

伊様様

膳石

殿

稲葉丹後一寛永九壬申の年六月加藤忠廣公御配所に付御上使

衆御番衆御横目衆の覺

一御守様

くあくと吹立たる音にて候悪善何事を可有之

候火用心なとあられ候へと申候由に候へは其日の

八ッ時分に右之通に惟善公七城をちょと御覧候て

熊本の様に被成御歸候に上島村田上惣兵衛と云者

の處に被成御一宿候彼惣兵衛か母の乳を惟善公被

成御上候由偖又は上島の田上各別の田上にて候御

一宿にて候亡父∞罷出候由語儘候甚兵衛右の咄亡

父に慥に咄候由申傳候前々の主筋目の神主殿七城

を今日被成御覧候只右之通は宗運只ならぬ人と存

右の田上惣兵衛が孫にて僕は津志田兵衛事也

△加藤肥後守忠廣公御配流に付御上使之事

一權現之別當坊同宗坊地矢滿下之邊本尊彌陀藥師觀

音此三尊當分權現之社に御座候當分無坊無住

一天滿宮之宮寺觀音寺々地天滿宮山下本尊觀音糸田

村に觀音御座候當分無寺無住右同宗

一同養壽院寺地北早川村之内に有之候本尊地藏石像

之不動同宗當分無寺無住併妙法經千部之石塔寺地

にあり

一嚴島宮之宮寺阿彌陀寺天台宗寺地笈之島之本本尊

阿彌陀殿島宮之本地堂に御座候本尊前以彌陀之金

佛にて御座候を小西氏之砌うせ申候其後作立候當

分無寺無住

ミヤジ

嶺兩知行梅木村兩梅木兩竹之迴

ユキ

ムメギ

大原兩小原兩山口兩田代兩河野兩中野兩小谷兩大

オホバル コバル

チタニ

カウノ

一同巫樂人南早川兩井手の口兩木留兩北上早川村兩

カンナギガクニン

此關氏之末孫隈本小澤町喜右衛門にて候

一同祝部

關

一右之三社之社頭權大宮司

渡邊氏

四十八度年中に是を四十八祭と申也此四十八祭天

正中までは執行候

ヤマツリ

大祭禮一度に七度宛之小祭禮令執行候合大小之祭

一佐渡殿之家老井家人の子孫皆さわたりに有之候

一當所権現之社に古蘇村明神以前請し奉り候

愚考元來文盲之上老忘位にてかなづかひさへも不

存候身としてかたはらいたくもかくのごとく書置

候事子々孫々にしてはづかしく存候へと後年

見聞のためにと存はちをかへりみず書しるし置申

相かまへて他見有るまじく候此三巻をいかに懇

一矢部之内古蘇村明神佐渡神事祭禮天正之年中迄渡

邊氏參勤

サワタリ

右之通に天正中比迄は無相違前々之通にて候へ共

國代落去以來當所に不」限皆々同前に令落去候

は勤候

巫樂人

一同各三反、無役軍役社僧衆

一同中にて各一町

一同中にて田畠三町同

闕

渡邊氏

キ

闕

一同中にて一百餘町知行

キ

一同里方名分之同斷

キサトカム

一同山方名分之初穂神前寄進物受納 渡邊氏

クヤマガタミヤウアン

候

一七半濟在々年納米之内半納右之通之三趾年中四十

八祭用米に成申候餘分有之候分は渡邊氏に納居

ハンナフ

ホンナマイ

MO

一七月七日國土無災之祭禮正月七日にかなし

一九月九日大追物思ひの祭禮流鏑馬にて候この祭禮

は巖島宮之神事にて候此日之御輿出御之式法いろ

(三月三日にかなし此日阿蘇神主殿被成御座候

而流鏑馬被成御覽候其被成御覽候處馬場之兵中馬

場より西新假屋を建南之間に御輿北之間に神主殿

拾集昔語三

矢滿下小市郎森之中に御輿を居いろく供具を奉

神楽を奏し昏四ッに遷宮

シタ

ガクギヤウ

スエ

宮之御負其笈に出御一之注連之本より馬場を南

に御行列之次第眞先に幣其次に水火王面次に御

鉾三本次に社頭烏帽子狩衣著服馬上次に御輿産子

供奉次に配部馬上次に耐僧衆馬上次に巫樂人色々

馬上次に産子惣々思々心々に色々作り物を捧

け供奉次に大太鼓笛銅柏子にて樂行次に男女老少

之産子一之注連より馬場を南へ供奉いたし三之注

連以上養壽院門外より眞下り早川城下を北に還御

マックダ

ドゥピヤウシ

一三月三日天下國家長久五穀能成之祭禮式法は嚴島

オウ

ノウ

一正月七日天下太平國土安全之祭禮此神事之式法は

社頭毗部中臣を始め諸税社僧仁王讀經巫樂人數番

之神樂神拜所矢滿下小市森之中

騎従早川城主六騎にて候南北上下十二行はしらか

し候流鏑馬にて候流鏑馬終り還御之式法三月三日

に同く矢滿下小市郎森之中にて神樂以後相撲阿蘇

殿被成御覽候處森之送りに新殿を立御入座御神拜

以後社頭宅にて上膳早川城貴宿翌日御歸城彼小市

郎森下にて神樂相撲以後に七落歟半濟惣產子 令!!

群集 宮 座執行各酒飯持來糸田右三名之主汁役新

雉子三番ひに座調後に流鏑馬之矢を拾ひ小市郎森

に奉納此故事を以小市郎森之本其あたりまて矢滿

四二九

一十月十日權現之祭禮にて候社頭配部色々移巫樂人

數番之神樂吐僭讀經小市郡森矢滿下にて令執行候

一十一月十五日天満宮之祭禮十月十日同六ヶ度之

下といふは矢をみてる下と書候而矢滿下と申候頃

年巖島宮建立候砌地をひき旁致候にかわらけ矢の

根ほり出候事數多し

1

ジャヤク

はなち入れ右ののりだにて各十二疋之馬にのり十

二疋の犬とともに馬場をかけ犬を射殺さる様に

射候か流鏑馬にて候十二騎出馬之事は從阿蘇殿六

カウ

流鏑馬之作法は三之注連之本をのりだと云ふ此の

だより以上之馬場に埒をゆび廻し生き犬十二疋

一當所三社之祭禮流鏑之時之馬場を大之馬場と申候

一同に令執行候右之段なせ書出候に當三社宮下之

分ヶ根元之儀明白に申聞置度書出候今更此事をつ

のれとにはあらず

ミヤシタノ

之流鏑馬馬場地犬之馬場を掃除致埒をゆひ七半濟

ヤブサメ

號無之候上は絲田三名主之孫孫には正鶴は唯今之

三社之神事に後筆に書出候汁

役勤候絲田三名は奧名主馬三郎左衛門此者共は唯

今之與右衛門高祖父曽祖父にて候小屋敷は井芹河

同對馬此者共は當分絲田村之源助曽祖父にて候

正鶴伊賀此者は絲田當分之太郎左衛門か高祖父正

鶴伊賀元龜年中に植木明神勸請致候にて候彼三名

主共天正之中つ比迄は絲田之内に有之候當所三社

シミヤウ

イトデサンミヤウシュ

之候就夫辻堂に彌陀之木像林中に石塔有之候前々

は彼所河筋にて右に書出候通に碧川筋にて候に彼

所迄養壽院の寺地にて候はん哉四堂崎に寺號院

タパル

所寺地と成居候辻堂より西之田原のひくみより早

川城山南ぎしに川筋にて候哉左候は彼寺地は

養壽院に地つき有之候扨は壽院より前々は彼

絲田太郎左衛門奥名は當分之與右衛門小屋敷は當

分之彌助にて候前々彼馬場は負其笈一之注連のもとより三之注連以上

一右三社之御神事祭禮年中に四十八祭大小之神事に

て候此御神事天正中つ比迄は令執行四十八祭と

申事は

右之馬場之境注連之はり所前々より見殺之段口傳

故に引渡相傳へ置候

早川北名之山方西は同名之里方より同斷にはりを

ち候此注連は天満宮之御注連にて候

キタ

サトカタ

サト

ヤマ

一三之注連は射馬之前に西東にはり候東之方同斷は

井手之口山方よりは西の方注連竹は同里方よ

り出しは候此注連は嚴島宮之御しめにて候

一二之注連は桑之津留と云所に前々大桑之木有之候

東西にはりを-候東早川木留名山方より注連竹出

しはり候西は同里方より出しはりをり侯此注連は

權現之注連にて候

キトメ ヤマガタ

グサトカダ

一一之注連と申は負其笈之川の渡上り南に唯今大榎

木有之候處に東西には東之方の注連竹は早川

南北八町にて候右之馬場南北早川村絲田村之田畠

~成居候此故事を以彼馬場地絲田村之田地之さげ

名其當り御ふしん所まで犬の馬場と云

四二八

デ ムラ

オウソノオヒ

ㄣ

拾集皆語三

一七半濟と申は早川十八町津志田、田口、吉田、中

山、合五十五町、豊田九十町、六ヶ百六十町、都

合三百餘町右七之在々天正中つ比迄年納米之

一右三社之產子七半濟之在々天正年中までは七半濟

より惣產神に取持候へ共國代落去以來諸事無道殊

に小西氏邪宗門故猶更前々之恒例之神事禁制故南

目には大神事無之候北目には前々之通に神事祭禮

之候事は加藤清正公法華御宗門故御禁制無御座故

にて候右之七半濟と申事阿蘇之御舊記にも有之候

早川三社は阿蘇は各別自餘に本社無之候故何方の

祇之末社と申事無之候

一後深草院之御宇正嘉元丁巳之年阿蘇大宮司宇治之

惟國公當所三社之神事祭禮年中に四十八祭井 神領

權大宮司凬部社僧巫樂人等に至迄定式例天正中つ

比迄執行中つ比以後退轉

一天滿天神は延喜之年中從帝菅原の神を日本之靈神

と被遊御崇敬國郡之郷邑へ請申候折節各一同に

早川へ∞勸請申候

前書にも書出候大船一艘作り枝にてほそくりふ

ね七艘作り候由語傳候

北早川村梅木村絲田村此村々をふさねて早川と天

正中迄は正鶴奥名小屋敷とて三名主之百姓にて候彼所

當分絲田村と云由来は大以前阿蘇神主殿之姉御前

御比丘尼にて甲佐三宮社之邊に比丘尼寺御立被成

て御住寺被成候に右之三名を統田に從神主殿1

姉御比丘尼公に被進候就」夫三名の事を絲田(

と申たる由緒を以其後三名を根元として百姓令

出來當分絲田村と云絲田村の内に四堂崎と申處

有之候-彼四二七

所は寺地にて前々は百姓住所にては無

イトデン

シトウサ

ヤウコヤ

一右之内絲田村は前々村と申事は無之候天正中つ比

つ北迄は申候右之七半濟神事本社之當三社之

祭禮令退轉候へ共早川十八町分迄前々之真似形之

神事分執行候

イーデ

一右七半濟之中早川十八町と云は上早川村南早川村

書出候通神事祭禮之執行用米に被仰付 天下國家

之御所祭令執行候然共天正中つ比以來諸方寺

方共に何方一同に今落去候猶更右に書出候通に

渡又太郎薩摩亂妨人之證文色々とられ分散失候

故村々各々に成行候

阿蘇山方名々之内にて當社三所之後筆に

ヤマカタミヤウー

負

其笈と申所有之候そのおひをおふと書申候當分あ

オフ

一關越後守請蹄村之砌納之笈を村中貴賤之仁人

ふ靈地に宮建崇敬仕來候彼龜島を宮立以後宮

島と改め宮島明神とも厳島明神とも奉申候彼宮島

當りの地のさげ名と云物に宮島くと帳面に書

候事此の由緒にて候只今茶山に成り候所之事にて

候

カウシ

光仁天皇之御宇寶龜二辛亥年諸國一同に飢饉疫災

無難之祈祭可勤行之旨 勅諚御宣下之砌從安藝國

一右三社之内嚴島明神本社にて候彼明神早川村に跡

を垂れましますす由来は

惣産神にて

候

スハンセイ

一益城郡甘木之庄早川村に御座候厳島明神熊野權現

と、名聞じまんにせよさせ候はんとては書付不召

置候間此書共外見なく心に爲」可」被」申に候

A同郡南早川村三祀神明之事

天満天神合て三社は七半濟と申在々の嚴島明神を奉勸請候勸請之迎使に關越後守と申仁

嚴島に参詣神軀を笈に奉納荷負早川村に歸り龜島

と云各參迎奉拜各其笈を荷負致候所を其故事を以候間前々之神森三社明神之拜所矢滿下小市郎森之

神地に遷宮之願言達木倉氏委細被取成願之通に御

免許にて其上宮島社地之竹木被爲拜顔遷宮仕候先

々不取敢建立候て頃年愚老獨願他力を不請修建如

此に候修建之段委敷愚老年々諸事之覺書に書付置

候通に候併貞享四丁卯年正月十二日より大工七

人小屋入四月十二日成就委敷棟札に3記置候

一熊野權現は壽永二年三月三日に小市郎大納言と高

位之仁紀州熊野山より勸詩下向彼大納言を靈神と

崇め置候則小市郎森楠樫之木是也小西氏大楠を剪

船をつくられ其きりかぶの梢當分有之候右之通

ゴンタッ

狂喧嘩同士〈事多く産子中令迷惑1寬文第

五之秋其砌之御郡奉行弓削太郎右衛門殿牧八郎右

衞門殿迄其砌は當所之御惣庄屋木倉太郎兵衛にて

彼仁之取次にて右之通に祇司は勿論產子共迷惑仕

ヤマシタ

人倫離たる地にて候故非人乞食不斷穢氣多火之要

心旁分迷惑候上殊更頃年迄は順禮多く彼宮地に

フダンエ

やまり候ておそのをと仁人遠近に不限申候其笈

を納處笈の島とて地形小高き森於于今」有之候

一彼厳島宮前々」右之通に宮島に宮立有之候處に

ヒト!

知行に在宅被

召候て數年在住被召候由に候然ば右愚者が伯父國

グンソウ

一右愚老伯父九郎右衛門獨子助兵衛と申候て有之候

只今の助兵衛舅にて候當分の助兵衛は故助兵衛惣

領に入聟に呼候を當分助兵衛と申候然者故助兵

衛弟は只今之宗圓にて候彼宗圓右九郎右衛門養子

二男に躍成候根元は關ヶ原御陣之砌柳川立花殿石

治部少輔三成方にて御座候故御配所に其以後立

花殿被成御逢候彼立花之家は日本無之武家にて

殊更高麗御陣にて彼立花之軍立加藤清正公御知

ヤウ

社方故自退候而如此成りは被躍居候社職迄にて

は當分渡世不如意之故右之通にて同氏人一言まで

藪醫四世にて候

シャガタ

々祓仰出候由に候へ共右之通前々より分ヶ有之候

覽被成候故立花家にて軍立有名之侍五十餘人立花

殿御配流之砌清正公被成御抱若若立花殿目出度被

成御蹄城候者可被成御返との御約束にて被召置

僕に其御人數一分之中に佐田清兵衛と申侍有之候

に知行二百石被遣置候彼佐田氏之知行當早川村當

分之十右衛門木左衛門源兵衛作左衛門兵左衛門な

とが頑父之御給人にて候當早川村の上に清正公に御目見仕所中は勿論諸方之仁人

かちは惑事多候而いかゞ敷候事を折々令見聞候故爲念

書出置候此書付共を外に出しむかしはか様な

候衆少く被問候ても問候ても不埒互に分迷

右之色々不入事ながら書出置候は世上にて分見聞

僕に先祖之事ぢSばゝか様(如此と明白に咄候

彼末子を佐田氏方より次男分に右九郎右衛門

に遣し可申と御座候て遣し被申候を養育致立被申

候則當分之九郎右衛門入道之事にて候彼佐田氏は

新田左中將末孫にて證文慥に有之候彼佐田氏島原

御陣之折節板倉内膳殿御同前に討死被致候島原記

に見來候佐田氏之事にて候然者立花殿被遊御菟

候而歸城被仰付候て柳川へ被成御歸國候故加藤清

正公御約束にて被召抱たる柳川侍にて候故五十騎

被成御返則一同に右之佐田氏歸在之上にて以後

島原にて右之通に候

致候を兼々在宅故御見分候ての上故本腹

之末子當歳子殊更佐田氏之内方は筑紫主水正と申

候て是故事有る侍にて候其則佐田氏之内方に

コロヂウ

代落去わきにて彼九郎右衛門待之位方∞うせ不申

療治宜く相勤候醫を被召下,被成!!

御逢」度被思召候京都にて左樣之分ヶは存者有

之候哉と御家中に被成御尋候處に佐渡越前守浪人

仕京都に暫く罷在候段達三上聞」右之通被成御尋候

へば京都二條通玉屋町と申に罷居申候に近町に鈴

木就堅法橋と申候て被仰出候通之醫羅居申候旨被

申上候は越前罷上同道仕羅下候へと被仰出候に

ゴシッピヤッ

にて伯父空圓にて醫術之樣子被」致習傳ｌ候折篩

空圓被罷成候而醫業を∞勤居被申候に付亡父若輩

グウェン

一愚老前々より醫業勤來候分ヶは右叉太郎念佛道心

者にて候へ共眞宗にて在家之出家故八代に西友鷗

先生と申候て日本に先生之位階被遊御勅許候醫は

此友鷗迄にて以後延壽院玄朔東井先生と被遊御勅

許候初位之友鷗先生之一之弟子に右之叉太郎入道

ニヒ

被致候渡邊右衛門大夫吉久愚老曽祖父は早川城主

式部少輔邦秀之惣領にて候早川城主右に書出候

通に元來渡邊にて候此段は右に∞書出置候

一乍前後又は右に∞書出へ共類よせにいやがき致

置候軍兵衛之親父熊之庄合戦に阿蘇殿御用に討死

ヨシヒサ

肥後文獻叢書第四巻

に加藤清正公御終病之砌清正公被仰出候は京都に

高醫之外に袋様分之御した殿と申御上良衆難病を彼就堅療治

能被仕立進候其以後都牀敷候とで上京候に亡父供

致し罷上六七年在京致し被罷歸候左候へば就堅一

之弟子は右之通亡父にて候故少々御扶持被下候而

御人數一分之御手醫之中に可被成御加と折

キ

ジャウラウシュ

ユカシ

留仕久友にて御座候間秀家と古今の咄共致延氣仕

罷上可申と被申候故幸と御座候て肥後御城下に被

召置候御扶持被遣候を3被致返上やつぱ自飯にて

秀家屋敷に被罷在候故越前守渡邊軍兵衛従弟と申

軍兵衛取持を以加藤殿御家に有附き被申候故互

に懇情候故亡父若輩久藏と申候砌是非共彼法橋之

弟子に致候様にと秀家達而被申候故其弟子に亡父

罷成り醫之傳受被致候加藤右馬頭殿同平左衛門殿

彼就堅御國に逗留を珍重に思召候處に忠廣公御

ソユウ

ヒデイヘ

付急速に上京同道被申鶴崎に著船被申候へははや

被遊御逝去候との御飛脚鶴崎へ被差立御銀子百枚

遣候越前に上方醫被罷下候へは此禮銀進候て御

船頭に御差紙被遣候て上方へ送り申候へとの御書

出參候就堅に右之通被申達候へは御銀子は返上候

而就堅儀者無妻子者にて候間肥後に參越前所へ逗

なればにて矢滿下とSふ由緒三社之由來後筆に

書出候に委細書出候楠之事小市郎由緒書出

一薩摩之軍人發向之事右に書出候所に書出可申を思

ひ出し正本とてはなく書出故令失念」又は

思ひ出し不申に書出渡邊又太郎右に書出候通

に佛道に思ひ入深く早々若輩之舍弟孫四郎と軍兵

衞前名之砌當社之權大宮司役相讓られ然は右に

書出候通に薩摩人數先に肥後へ發向候故軍兵衞

は神主公之御母子に付添廻り相勤申候跡之儀は舍

マ シタ

新に此楠木一本にて被作出舎弟主殿と申仁之幼少

の弟をのせ守りには右に書出當所圓福寺々地に

在宅被致候渡邊三歳と申を相付け高麗へ兄小西氏

在練見物に被致渡海候に對馬の沖にて無風順風に

くるりと其船まひ海底にとつふりとしづみ船

中之人々は勿論何色にて一物も見えずなく成候

類別條なく證に立此段小西氏へ達候由傳候此事

なぜ書置候に彼楠之根はり出し泉水築山之類具

或は指物之臺あしなどに致間敷上下を論せず此ほ

たなど所望にあひとても遣す間敷坂間敷候秘

殿之庭に少々此ほたぎれあいしらひ置候事は神前

用と五家之境早楠と云山家へ分ヶ有之者之處に忍

ばせ玄蕃と申古老に當所三社之御證文阿蘇殿御代

々より被下候御折紙御咸狀渡邊家之證文嚴島宮御

寶物漢竹之笛其外少々金砂共∞たせ横野村山之奥

黒岩と云所に分忍」被羅在」候處に數人之亂妨

敵分見來候に付玄蕃元來武勇者にて一戦」

又太郎も見事すみ被申候て主従にて兩人討取候

間に玄蕃せおひ候箱を各一亡父妻愚者が母は右に書出村山丹後守家侍鹿之

末安藝守が孫にて候

四二三

一右に少々書出候通に愚老伯父九郎右衛門妻女は

伊津野四郎右衛門娘にて候伊津野四郎右衛門は伊

津野山城守之敵東之掃部を討取候此段右に書出候

彼四郎右衛門は伊津野山城守之妹婣にて候扨は九

郎右衛門汝房は伊津野氏孫にて候

かたにかけ何地ともなく

迯去候玄蕃追かけ可」一戦」候間是非かち候へ

達而申候故及太郎おち被申候間に玄蕃討死致候

由に候就」夫證交色々散失」口惜候

ライ

弟之叉太郎留守居被致候に薩摩亂坊之惡兵人共多

勢八代より中山祇用甲佐へ亂入候故に妻子は砥

カ

ニンテン

一具足甲は横地十郎右衛門殿と申同御侍同斷之由に

候

ヨコチ

仰候故

進候由に候白木之鞍に朱印有之作之鞍にて候など

と語傳候

キッシュ

一渡邊軍兵衛鞍鐙は神田對馬殿と申たる仁加藤清正

ノへと被仰出候故ふるびくうち申候にSでく

おれらもうつべしと被仰候て大づちをあそばし候

に夫と御つれうち被成候につちとしもつれ侯を御

引はなし被遊候らへは夫の者の頭にあたり血がさ

らくとだん申候にあたりたかと被成御意候に

治申候は大事でざりませんと申候へば御にらみ被

成候て大事ないとはと被仰出候にかぢ扨々下々

ねくか様成事には大事なしと申ならはし申故

何心∞なく申上候扨∞と申候へは大づちを御

なげすてさせられ被遊御出た今存出し候へ

ばむねげだめき申候と語聞候ヶ様之事に類し候へ

ば軍兵衛右之通實正と存候南北兩早川村七百石の

在所水上田に成候根元は渡邊軍兵衛吉次右之通之

故にて候

肥巻

書第四後

公之御代に當所之御給主にて是非進候へと木原村六殿宮は其砌御綸旨一通御座候よしに付別

條無之由に候當所神明御神軀の御下座いたませ一當殿島社内楠の根ぽたは小市郎大納言と申仁の陵

にて候然處に小西氏領分之砌此ほぐす生木の森

五間四方程の大木楠にて有之候を剪候て大船一般

金海山之山下之古老當分まで語傳候

キンカイサン

サンダ

一釋迦院の鏡など 宇土に引下し錢を鍛られ候之由

ヒキクダ

一當所之神明之木像之軀なども山口の岩穴に入置口

をぬりふさぎ小西氏御領分中は隱置申候由申傳候

キハラ ロクデン

ら

れ候事は渡邊軍兵衛右之通に當所山口岩穴に多年

隱置申候砌いたませられ候と亡父被申聞置候先

以來無念にて如此に御座候哉と可存候など存

候故爲念に書出置候

一當社迄に不限小西氏領分之寺社は悉焼失被召候

一前々之證由書有之候は差上候へとの觸にて

候是に目出度まねかた迄に成共可被仰付との事か

と各差上申候處に二度と不祓返失念之由語傳候

小西氏入部即年之事にて候

一鎗長刀は宇土小西氏御領分之砌圓福寺に在宅被召

候渡邊三藏と申仁押取被召候由に候

平米を挎へゆりに入喜六と申小者にかつがせ早川

前向の道に罷出右之通段々申上候へは御機嫌宜

敷御馬上より平米を被成御取候て末々迄被下候へ

と被仰出候故御供之衆何れも御取りまいり候由に

候然者御馬下に軍兵衛を被爲召天水田を有水

に仕候儀宜敷被思召候軍兵衛罷居申候前田三反作

ゴメ

座候は右之運に阿蘇を大事に存神主公を惡敷不存

佐々殿へ密忠天道之冥慮にかなひ被申候故と存候

一彼軍兵衛儀土民位に成はて被羅有候ても心中は金

石ほどの侍にて忠不忠存亡にて候然者慶長之始

つ比迄は當村畠迄にてさてごへ少々天水田有

之候由に候然處に加藤清正公は毎年御國廻りを被

成を申候に御直に軍兵衛羅出當早川村に井手を

見立召置申候被遊御覧御ほらせ被下僕は上米永

々上納可仕旨言上仕候へは以外御機嫌宜敷被成

御座候而井手見立名人杉村茂吉と中仁を被召連御

岡廻りには被成御座候而諸所に井手つとみ被成

御見せ候茂吉に被成御見せ候へは中々能き井手に

成可申と被申候故其年御ほら被下水上田に仕立申

候處に其秋又當地被成御通候に付田作の初穂にて

左∞候半と存候者上豐内村にあみのゆらうち上手

の鍛冶源助と申候て有之候令入道」愚老十七八迄

は令存命罷在候彼源助入道清正公之御用のゆら

うちにて候に甲佐川に御慰に被」爲」成候て源助め

がゆらうち候を可被遊御覧とてか屋に被入御

成候に源助首を地につけ罷在申候にゆるすぞう

てくと被仰出候故うち申候に方々村々より役夫

を取り太郎づちうたせ候に水越村よりうち夫參居

申候に大づちをうたせ申筈に候へ共 殿様被成御

座候故かたすみにひれふし罷居申候に御直にうて

カミトヨノウチ

取に被爲拜領候と被仰出難有奉存候と申上候て清

正公御一代は被仰出候通にて御座候へ共被遊御逝

去年より被召上候た御意計りにて被爲拜領

候との御印不被下候故其通にて候其砌は上々方に

左樣の類ま多く御座候つる由亡父語聞られ

御當分に引合せ候而分に 太守樣へ軍兵

衛つれ右之通に罷出申候儀如何と存候へ共軍兵衛

に不限何れの村々庄屋有心の百姓被召出、田畑耕

作之仕樣被成御聞御世話を被仰候事共當分御郡

奉行衆へ罷出申候よりかろく御座候つる由申傳候

一小西氏之領分に盆城成候故行長邪宗門にて折々

吉次を殺し可被成と御座候に小西氏の二老建部兵

庫頭右に書出候通に密忠を佐々殿へ國侍謀叛之砌

御籠城之時軍兵衛仕候分ヶ宜敷取合せ被申居候故

に其難をのがれと被申居候由語傳候右に書出候

通に佐々殿御家人小西氏に被爲拜領候故被抱置候

に右之建部氏佐々殿御家來之老武者之仁にて候上

に右に細々書出候通佐々殿へ密忠仕候時の取次人

之建部氏にて右之通に軍兵衛には懇に被召候由に

役を亡

父兄之九郎右衛門に相譲り阿蘇殿へ參勤幷殿島宮

役を亡父に相譲り惣領氏を亡父相傳愚者

迄如此に候田地愚老不令所持候は右之通之分ヶ故

にて候

タカシヤウジヤク

タカサク

一渡邊軍兵衛は國代落去之後は當所にての作取領分

百姓人數一分に九郎右衛門育只今迄百姓令連續候

當分之喜左衛門權七爲には彌左衛門は曾祖父にて

候

高百姓に成候故上田畠迄自分百姓高作に致し自

餘はそれに作らせ庄司役人と成り下所之庄

司役と役とふさねて勤居被申候を高庄司にて小坂村に御堀川被仰付御才目被成御覧候とて

被成御出軍兵衛上居候故に高森、下之城、北之里、村山、何れる悶無

之衆は被召出御奉公之上にて御領知被下忠廣公御

落去之砌浪人と成被申候へ共元來國人にて御座候

故か 御當家様に有附被申候而當分右之通之衆御

タカモリ シモノジャウ

一佐々殿へ忠不忠之分ヶ就」中密忠之分ヶ城を助申

候分け共委細彼建部氏兼々折々清正公へのみ被申

に御目見え被仰付以後は御奉公人

に罹なられ候首尾に候へとる萬石取に成候とても

役用捨よからぬ事と申候て如此に成はて罷在ら

れ候

チ ザカ

一建部兵庫頭兼々宜敷清正公八軍兵衛儀被仰上候由

サワタリ

其密忠人數一分之佐渡越前守にて候上に就中天

草にての首尾旁殘所無之由に候

一其以後加藤清正公肥後一國被成御拝領候而小西家

人を3被召置候儀被遊御苑候故に南條氏を始め右

の建部など各被召置候に其砌彼建部氏文武之達人

にて乍新參清正公之御前宜敷候而佐々殿小西家之

儀色々御尋被成候に右之密忠之分ヶ第一被申上候

一渡邊軍兵衛吉次之初妻は河尻肥後守之末流を河尻

ハシリ

本願寺に多年罷在専修之深理を安心罷下空圓

と申候頃年之空圓は古空圓之曽孫にて如此成由緒

にて西編寺開山は右之又太郎入道號空圓にて候渡

邊軍兵衛兄弟寺社と罷成候

グウェン

ホン

ヨシヒサ

ｎ

一渡邊軍兵衛兄を又太郎と申候彼仁人父之吉久討死

之砌右に熊之庄合戰之覺に書出候通に阿蘇

渡邊太郎に權大宮司役被仰付候然者其砌は寺

社共に軍役相勤兵道之嗜第一の時世故又太郎は詩

歌之道學交旁花車風流之達人にて役を弟に相談

後生に立入念佛道心者にて候惣而渡邊名字の

家は神主殿に御禮を相嚴島宮之社役を致候者次

男とて惣領に罷成例にて候就夫軍兵衛孫四

郎と申候時舍兄又太郎より右之家職相請取惣領分

と成其以來愚老各迄如此に候右之叉太郎以後京都

ヒト

さかどんど教へ彼太右衛門稲佐氏一家にて

候彼稲佐氏渡邊氏に少々分連續由緒之語傳有之候

故熊之庄右宗心之子孫緑類とて無他事申候は當分

存候のは愚考迄にて候へ共天然之道理にて右之

通に申候

四】九

て河尻大慈禪寺住持職被相勤候彼周明和尚之舎弟

に彌左衛門と申候て有之候彼彌左衛門小鰯氏從弟

にて九郎右衛門母上野守の娘にて候故真由緒を以

當村九郎右衛門を頼早川村に住早川村之御

之候同後妻は砥用之領主人數一分佐々原後藤兵衛

と申仁之妹にて候彼後藤兵衛縁者に矢部之内中島

之領主中島右近と申の有之候彼右近國代落去之

低用佐々原氏を賴後藤兵衛圍内に分參住候彼右

近元來存候中にて候故彼の右近を取持候而軍兵衛

妻女に被成來候其腹に出生候二男愚考亡父休巴

事にて候後藤兵衛病死以後中島右近叉軍兵衛を頼

早川村に参候を育置被申候入道にて行念と申候行

念子宗専々々孫當分の又右衛門七郎兵衛共にて候

右之小鰯氏之從弟被致出家候以後周明和尚と申候

ソウセン

キヤウネ、

尻小鰯殿にて候彼小鰯上野守之娘にて候河尻線

能太夫に荒木一白と申候て有之候其一白坂持に

軍兵衛女房に遣し被申候其腹に令出生候惣領子亡

父之舎兄思考が伯父九郎右衛門と申候只今又兵衛

惣兵衛祖父にて候其妻死去候墓所及兵衛屋敷に有

トモチ

殿と令尊敬候其家老に小鰯上野守と申仁有之儀河

の越前守秀家は柏原常安と申候清正公之御前能仁

にて候かの常安之聟にて候彼常安之嫡子を柏原左

馬進と申候て度々清正公御目前にて手柄仕候仁に

て候然者彼の左馬進天草御陣にてぬけかけ致討死

被仕候清正公以之外に惜く被思召候而左馬進抔に

被成御附候鐵炮頭後見を仕候は討死化間敷候に

見殺し仕候儀越度に被思召候とて其御鐵炮頭に切

ハマラジョウア

遂させ追々御知行三百石被下椰馬場に屋敷拜領S

たし被罷在候然處に天草陣に越前守供被致戰之場にて清正公被成御覽候處にて越前守に向より鎗を以てかゝり候をよこさまにやりを取其やりを秀家ばひとり候へば敵はかいふってやりをとられながら逃候故むなしくばひ取候鎗計を持て味方に立歸られ候御歸陣之上にて各被召出高名之有無を被成御吟味候に越前は面目なく國侍とて夫首成共取候はぬ事を口惜がり居り被申候に清正公御前に被召今度御目前にて敵の鎗をばひ取候儀手がら生

に被思召候てきいきながらに向ふの武兵具之類取候事は珍〝被思召候國侍ほど有之候とて御鐵炮貳拾挺被|成〃御預候御鐵炮頭あき申候根元は彼

∞申上分は有之候御軍法を左馬進やぶり被申候に致加入候は、深きとがに可被仰付と被存そら目をつかひ被罷在候はんと其比中にる由に候奉公人

と申は一通りにはまいらぬ事にて候彼常安に從

正公被下候御書御書例右之越前守所へ御座候を亡

父若輩之砌越前守は從弟故奥にて此御書をもらひ

取被申候由にて候老持居候秀家嫡子を越前と

被仰付御先代忠廣公先知にて御鐵炮は被召上被召

仕候處に子孫致斷絕候佐渡にての孫々に猿渡何某

くと申候て當分 御當家に御料理方相勤罷在候

一佐渡越前守之舍弟丹波守子を渡邊普右衛門と申候

渡世之業に伯楽を被勤居候彼普右衛門弟子伯樂熊

之莊宗心親にて候宗心伯楽之證女に普右衛門と令

在判有之候は彼普右衛門事にて候宗心親宗心が父

を稲佐善貞と申候彼善貞早川休運之茶道者にて候

早川城下の町か小路か善貞弟罷有候はん彼者早川

殿之伯樂にて候熊之庄の町に罷在候太右衛門と申

狂言太夫當所に三十年前に參候て自分若輩之砌さ

ソウシン

ワケ

腹被仰付候其御頭あき候を右之通越前守に被仰付

候右之御鐵炮頭之假名令失念候彼仁後見不被召候

一城を早川城村を早川村と申候由緒は甲佐碧川最初

には上豐内村之田原之中に辻堂有之候此堂の南西

のひくみより町を御陳の内山とのあひ鬼丸の山下

ミトリ

書候事は佐渡に紛候故にて候

下腹に令出生候子孫は名字を佐渡と申候離風神に

あらはれ分ヶ有之候而一家を被罰候砌各名字を

佐渡と改られ候就」夫越前守秀家以後加藤清正公

に御奉公被致候にも佐渡越前と申候

サルッタリ

カミ

タリ

城主成以後早川と改被申候正秀佐渡へ隱居被召佐

渡在々を隠居領に阿蘇殿より被下佐渡へ住城之砌

ジャウシュナリ

一早川城主之名字元來右之通渡邊名字にて候へども

領被下候は惟種公之御時也

コレダネ

入道被致法號休運と申候彼右に書出候通に永祿之

彼の休運嫡子に跡式城顔前々之通に被下

越前守と被仰付越前守秀家前々之通に住城之處に

天正十餘年比に國中一同に命落去候秀家に早川城

コレマサ

キン

子を越前守吉秀と申候甲斐宗運惣領聟にて候彼越

前守にも前々之通に早川城領從阿蘇殿被下越前守

ヨシヒデ

福寺跡に有之候石六地は彼邦秀造立にて候嫡

年中に熊之庄合戦に阿蘇神主惟政公之御用に立討

死被致候成早瀬川にて候ひつる故城を村をも早瀬になぞ

らへ早川城早川村と申候由に候右一右之通佐々殿御落去かたくに付早川越前守頓に

上京致され二條通玉屋町にかすかの住居にて罷あ

られ候追々加藤氏公小西氏肥後を御分國にて盆城

郡は小西氏之領分にて候へ共小西氏は邪宗門故主

人に難取持渡邊軍兵衛了簡候て秀家を呼下し加藤

清正公に手入れ致し秀家を奉公に有付け御目見を

四一七

シラ

1右之秀家舎弟同氏丹波守國代落去以後神主公御母

子様に付き添廻忠節を被致候然に落去以後は

右之通忠節之後浪人業に伯楽を仕居被申候て被致

早世候

下深淵にて候ひつる由語傳候たてがみと云所は立

岩になぞらへたてがんと申候ひつらんと察

シンエン

ニッカ

立岩森甲佐川筋此當りの水神頭にて候前々彼大岩

タテイハモリ

スヰジンカシラ

早川城山の南岩ざしに流れかいち早川村下より白

岩に流通りひつると語傳候早川城下村下以之外

之通にながれ通

候砌川之淺いの深いのと申候事にて當分迄あさ

ひふかいのと申所有之候由横田村の中に有之候

ハヤ

よりたて岩の根に流通り下淺井村下の田原より

シロヤマ

神主從惟國公」建長五年に同郡之内にて七半濟と

ナマハンセ

コクニ

年渡邊近江守藤原秀村と申仁築き初め當所へ城合

出來候其子細は秀村之先祖に渡邊源三郎秀と申仁

阿蘇二代目之神主成兼公を主君に奉賴初め候之處

に成兼公より同郡之内矢部菅と云所を給菅に数

百年令居住候處に其以後成兼公五十一代目之

リカネ

スゲ

ヒデル

ヒデムラ

一彼早川之城築き初之由来は後深草院建長五癸丑の

畑に成有之候

城山より東にあたり高き松山有之候は前々は城よ

り續候城より松山之間五十間餘

ズミ

一盆城郡石津之郷甘木之庄南早川村に有之候古城を

早川之城と申候彼城山南之方より北之方迄百十間

イシツ

アマギ

同郡南早川村古城之事、渡邊氏色々之事

随一之仁にて津守と健宮と四ヶ之神領與相之儀故

健宮陣内之城主斷絕候時には光永氏より城主分

連續候彼光永氏之末孫沼山津御惣庄屋にて候下陳

津守同家也

ナイ

タケミヤ

一下陳之古城は光永中務と申仁之城主成之砌分落去

候彼城∞阿蘇殿之御幕下にて光永氏阿蘇之御家臣

ミアヒ

シモ

ナリノミヤリ

肥後文默書第四巻

餘西之角より東之角迄八十二間高サ五十間上段は

平地にて段々有之候當分は一反餘之輔正秀と申候て文武兼達之仁有之候彼の正秀に其

比矢部之内佐渡と申所之在々を其砌之神主右之從

惟國公六十二代目從二位惟豐公より給り嫡子邦秀

に住城前々之通に被下正秀令入道離風と改め邦秀

式部少輔と號離風佐渡に被致隱居候就夫離風佐渡

に住所之城地形當分まで有之候子細有之候而離

風を現人神に祝崇申候於于今其社右之城山之邊に

有之候扨又右之式部少輔邦秀父に盆したる武士に

て候故に阿蘇殿へる能々被致忠勤候早川承陽山圓

クニヒデ

サブウ

アラビトカミ

コレトヨ

サワタ

マサヒデ

一渡邊近江守秀村右之城主と成以來渡邊を改早川と

名字を申候彼秀村之孫に永正之年中比早川式部少

より當早川村に分參候彼七濟と云々は殿島

宮之由緒書出候に可書出候彼渡邊近江守右之通に

早川城入城被致候

内山方分と申内を一百餘町被下兄弟共に建長五年

ヤマガタブン

一右之近江守之弟に渡邊二郎清と申者菅一所に罷居

候を同七半濟之惣產神早川殿島宮之權大宮司役を

舍兄秀村早川入城一同に從惟國公被仰付七濟之

申候里方分と申を二百餘III給り早川村に初て城取

令入城候數代天正年中迄令佳城被罷在

サトカタアン

一彼詔宅以後は都に上りて紹巴法眼にて歌をよみ

如此に話し被申候を其頃賞翫申たるなど、語

と亡父被申聞候

手ごとに折し花の枝かな

風よりはげしき人のこゝろにて

一紹宅同郡飯田山に花之盛に參被申候處に梅の枝を

參候人々手折候を見被申候て

ヶ様に付被申候に法眼すると走りよりかさを

おつとり御覧候へと誰人と相知れ不申候故自

分は洛中人か洛外人かと仰候に紹宅被申候は田舎

より上京者にて候と被申候へば田舎は何國之人に

候ぞと御座候に九州方之者にて候と被申候へば肥

後之國木山之紹宅と申仁にては無之候哉と仰候

に左候と被申候へば手をにぎり扨∞御自分は聞

及候くと仰候て近付きに罷被成以後は書音にて

歌の取遣と被召候由に候如此之絲故木山落去以

紹宅は被成御苑以後は秀吉公にも被知召上候由

に候

人しれずはだへにむすぶ五月帶

イハダチビ

如此に法眼被召候に笠之内より紹宅

りの宮と神號を申候て御末社に入加被在候と古

老之仁被一五

A下陳律守之古城

咄聞候實否かながら書出置候

ニッカ

と付候句殊の外神慮に叶ひ奉り候と御座候故けふ

人を送りてかへる夕暮と云ふ付ヶ句に

身をいつのけふりの爲に残すらん

が

一彼紹宅を宰府之天神御末趾之内に祝崇め候へと神

詫ましまし候に付而寺祇職人五十餘人一同にいか

様之分ヶにて御神慮にかなひ彼入道を如此には神

勅ましまし候ぞと祈申候處に又々神勅に木山紹宅

右之通に被申候など、申傅うたの道文盲に候故

右の歌よしあししらぬ火ながらなぐさみに書出置

候

つくしよしとはかるはざりけり

うつせみの羽よりもかろき身を持て

仰候哉紹宅に上方が能候哉つくしがよく候哉被成

御尋候に誠にて候哉如此に口ずさみ被申候など

語傅候

カミガタ

なをし被申候由に候が紹巴御問候哉又々上々方被

一宗傳右之子息國代落去之砌他國分ṇ逐電,罷在候而

以後黒田官兵衛殿へ有當分其孫秋月殿へ家老役

得之上戸が下戸に成候といはれ候はせめてに

て候と被申候而一生中酒一滴も飲み不被申下戸に

病死被致候甲斐入道ひきのばる合戦にくはの

さてにててから被申候

ツキ

被申候を伊勢守につてと打笑ひちいさ刀をぬ

きまねをし引よせ三刀さし通し候まねをして罷

立候罷蹄候而宗傳之息此事を宗傳に被申候へば扨

々不面目なる仕合に候伊勢さし違候は犬死とて

彌無首尾分自害候はゞ亂氣に成候扨は一生中下

戸に成候而諸人に見せ候は酒にて面目を失ひ生

一同郡田代に有之候古城之主を田代宗傳と申候彼宗

傳は甲斐宗運之幕下にて以外の鎗突にて候度々

の御殿に阿蘇之御家人罷上二日には甲斐宗運

に遂禮詞申候處に甲斐伊勢守廣間に罷在色々承

候處を田代宗傳以之外醉候而被羅居候がはひより

候て伊勢が耳の根をにぎりこぶしにてしたゝかに

ヒト

シロソウデン

肥後交黙叢書第四巻

甲斐入道に大力合せ仁にてれ共彼宗傳以之

外成上戸にて阿蘇御善世之砌は毎年正月朔日に矢

部濱心苦しき月をこそまて

と付被申候にあっと紹巴法眼被感叉發句を紹巴被

召候は

八重櫻一重はさきにちりそめて

と紹巴被召候に紹宅

またたびのわかれをぞする

紹巴天正年中之事にて候ひつるに北野にて笠着之

付け句ばいかひ被召候旨紹宅風聞被致 即晩北野

に被參候に

ピウタク

カサキ

一同郡木山城之城主備後守惟久と申候入道號を紹宅

と申候彼の仁∞阿蘇殿御家臣にて右に書出候通彼

の入道は田舎にての歌人にて候ひつる由語傳候彼

入道直筆之連歌千句之發句記愚老前々より持來候

を阿蘇友隆様へ進上仕候彼發句記に等與々々と有

之候者甲斐宗運家頼侍頭被申付候栗林伊賀守が入

道號にて候樫之木柄計握たる者と計存居候に紹宅

と如此儀共は花車なる事共と今以かんじ入候

一紹宅與風上京被致候に京着即日之晩其之花の本

A益城郡木山之城主紹宅之事

相勤被居候

一金吾殿は赤峰之尾城にて一つ貝をふき御うせ被成

候と申傳候此段實正にて可有之と存候堅志田在々

之内に西馬場と申村に正法寺と申禪寺有之候彼の

一金吾殿自身の影を木像に自作に御造立眞向よりに

らまへ被申候へば木像うでかれ候由申傳候其木像

は失火被召候其後田舎佛匠右之木像拜見仕覺候と

て作り申候木像當分御座候木像にて候

ツクリタテ

一金吾殿自身之修所之坪より中之大石をニッ城山之

峠にいちいの大木有之候其木のまたになげ入れ被

召置候而仰候は後年世上改易の砌々に此石可落候

と被仰置候に天正年中に阿蘇家可令落去とて落去

之前年一つ落候つる由一つ相残りはさまりあり候

を亡不断見居被申候に御先代加藤忠廣様被成御

落去候年之春おち申候由此段は亡父しかと見被申

候

オコナヒジョノツボ

いり候へと手を取右之通に被申候故扨はと

被申住持と同道にて又々福正寺へ御Sh候の

が柱に手をかけおし被申候へはぶると寺がふ

るひて本の石口に柱の分上申候由此段右之小

老人しか咄申候を老人衆聞傳申傳候

一堅志田若宮明禪當分之吐人之曽祖父を如元と申

る由に彼の如元彼岸に宮籠いたし罷在候へばよ

なく金吾殿御出あられをり候由に候其中に一度

金吾殿御出被成候て御座候に宮之舞殿之上に手を

ニッはちくとたゝき申候に金吾殿仰候は被召候

間参候いまくかへるべく候間まてくと仰候て

御立あられ候て少の間に又々御出被成候て被仰候

は肥前の高來溫泉山に被遣候があり江だうざてあ

たりもいまだいねず候と被仰候と如元咄しを申

候と亡父其外老人衆聞き候

⊿田代宗傳之事

ジョゲン

右之通に御座候かすみにのぼると置字に御座候上

は多分雲にのり御うせ候は眞事にて御座候はん哉

と存候梅林は彼の御影堂を梅林院と申候堅志田在

々之殿にて候故諸出家領内に被罷有候僧達は院號

を如是にて後世御菩提は尤と存候

一堅志田在々村々に不斷には無之事に候自然には何

れの家に成と貝之音たつ事有之候

正法寺に金吾殿位牌有之候に如此書付有之候

澄霞 梅林玉公 大神祇

一堅志田中之產神阿蘇甲佐勧請之若宮明神前々は山

一右之老人稠敷事を見申候と申候は右之通にて熊野

山に供仕候に大木之杉を引をめ金吾とのこしを

かけて御座候に熊野道者各腰をかけ申候に金吾殿

仰候は此杉は今々おきなを候間々のき候へと

被仰候へば皆々申候は是なる山伏の被申事は前々

よりはひ候杉の今々おき可申やとてどっと笑候故

あんないはいふたりさては左様候かとて金吾殿御

立候へば其杉はねおき候故腰をかけ居候人々いづ

方へはねちらし申候哉相知れ不申候を見申候と申

候由に候此咄世間に流布候は此小者老人が折々

咄しを候處より世間に渡りたる咄にて候仰向きへは正氣をうしなひゆめの様に罷成候而時々足のうらに木の葉から僕をおぼろくに覺え候而さて目の覺候様に成候へば正氣付候而あたを見候へば不存候處の京都、鎌倉、熊野山、愛宕山、高水など申所に御出被成候に常々御供致候様に御座候ひつると申候と被語居候日本國山々寺々見不申候處は無之候と申を僕を聞候と亡父に限らず老人衆右之通に申候

一金吾殿薩摩福正寺見物に右之通にて右之小者を被召連御出候彼福正寺は島津殿代々之菩提所にて金吾殿右之通にいたし彼の寺に御入被成候へば住持は留守にて留守居之僣井小僧共いか様に申候哉寺を出られさまに柱をひかれ候へば堂の柱々の石口はづれ落候に寺中警動致を候處に持蹄候而何事候と仰候にヶ様と申候へばそれは西金吾

殿にて可有候とてかちはだしにて和尚追付き御山

伏は何方より御出あられ候哉愚羅出殘念に存候

是非とも少之間寺へ御入被成候而湯茶にて御ま

四二

付キ城遊に宮立有之候而馬場地など有之候其馬場

末之林之中に大石當分までも立居候彼大石は金吾

殿御存世之砌城下之末々若輩共後年之覺に立置き

可申とて城山のほとりより引下し立可申といたし

へと以外の大石故立得不申候を金吾殿御出

御覧あられあしだをはきながら若きやつ共そこを

のけく末代の覺に金吾が立て可置ぞと仰候て

御一人にてかぐめづきにつかれ候に半分は土中に

入り半分は相殘り候て立居候當分迄有之候馬場村

井之本之上之林之中之大石の事にて候

拾集昔語三

而見候はんとて益城郡堅志田に發向被召候而舟津

フナミ

一隈部忠直と申候而永正前後之年中に名高き文武兼

達之仁隈部殿にて候彼忠直は文武は不及申詩歌∞

勝れ佛學者にて京都五山之和尚衆も手を被置候仁

にて候ひつる由隈本藤崎宮之鐘∞名鐘にて候段文

につくられ候も扨又同趾連歌所有之候∞忠直之仕

置にて候然處に彼忠直秉々被申候は西金吾と申候

而*定而鬼神にてはよ∞やあらじとかく一戰候

仁城主にて何れも彼城は西、北氏にて城主職被召

候由に候落去之砌天正之年中北は北左衛門殿と申

仁城主にて候

ニシ キタウジ

一盆城郡堅志田末蜂之尾之城主永正比に西左衛門尉

殿と申は天狗之弟子又は天法を能々修得あられ 候

とも申ならはし候神通妙用不思儀の事と被召居

候由に候阿蘇殿の御一家にて御座候西金吾と申候

が左衛門尉殿の事にて左衛門殿以後北左衛門と云

⊿益城郡堅志田赤蜂尾城主西左衛門尉世間に西

の金古殿と申候事

ノノジャウ

神主殿に限不申阿蘇山坊中退轉を清正公御

取立被成候由に候

図11

一堅志田城下村之かたひらと申名主百姓只今二郎兵

衛と申百姓の高祖父は西金吾殿の氣入りの小者に

て方々へ被召連候者之由に候彼之者八九十有餘に

て亡父若年之砌に咄聞け候は金吾殿何方へ∞被召

連候時は東西か何れの方に向き候へと被仰候に如

ミヤウシュ

山之南野の峠に東之方にきしだてたる所有之候彼

所をまかどゝ申候彼まかどに忠直陣取あられ赤蜂

之尾之城に可被取懸との事に西金吾殿被申候は

忠直に物見せてくれ候はんとて法を一座おこなは

れ候へば堅志田中まかどに至迄黒闇之様に一日成

候而忠直之軍人共戰をはじめきり合候て悉くきり

死致し大將忠直を同士討に討申候よし語傳候忠直

之首死不|被」申隈部親父に逢候て死に被|申候由

語傳候其比迄は在家出家兼而不思儀なる事ど∞有

之候へば隈部之百姓其比京都に上り候而南都見物

に奈良へ參候而春日の邊にて忠直に夢の様に逢申

候に付隈部之者申候は殿は正敷御他界被成候に是

はいかゞと申候へば忠直は春日の様にかへり候と

Sへと仰候而かきけす様にうせられ候と語傳候金

吾殿は勿論忠直3右之通不思儀なる儀共語傳候

ヤマ

御座候へはめひよいかやうに成と

不思儀有之候と空譽和尚愚者に折々咄聞られ候

秀吉公前々より神主は科なき段知し召上られ候而

以後右之通阿蘇家へ發向之相良殿を阿蘇之大老甲

宗運右之通に討被申候然れ共くま相良より弔び

成一阿蘇神主惟光公を前に書出し候通清正公に御育被

成隈本へ屋敷被進御扶持方を被進候而御育被成

候

⊿清正様惟善公を阿蘇宮之神主に御取立被成候

事

土領之跡民共諸帳書物等に津之守殿之行長様の

どゝ殿の様のと書候事∞ロ上に申候事∞御法度に

候唯津の守行長とまで申候へ書候へとの御觸に

以當分まで共通に書來り申來候と古老共

語傳候

セキミン

一右之通宇土領分清正に御加増と被仰出一國ふさ

ねて被成御領候而追々清正公宇土跡領中に被仰渡

候は小西行長は 天下様之御敵にて候間此以後宇

候處に從 秀吉公惟光へ切腹させ候様にとの被仰

出にて隈本阿彌陀寺にて御切腹被成候御位牌∞阿

彌陀寺に御座候彼の御位牌御立被成候前にて小僧

衆そうになど前々より申傳候右之通に従天下様清正へ被成下

御書出慥に阿蘇殿へ御座候と前々より申傳候へ

共當分無御座候由承候 秀吉公より三百町被進候

との御書出は右に書出候通阿蘇殿へ被成御所持候

千石之内山中社家神納御自分領御配分被成候と

チウ

合戦とて無之候左様之意恨に相良之大老

其砌歌人故紹巴など態にて具にて候哉秀吉公之

御前近く迄も伺公仕居被申候由に候右之通の意恨

にて阿蘇の神主は強敵にも可成などとは

達上聞如此に被仰付候哉とうたがひ推量之取沙

汰共其比申たる由語傳候 加藤清正公に肥後國

右之通小西落去後に御 候故宇土之城小西

家賴之侍御取抱被

具菟候故南條玄宅

建部兵庫頭と申仁人被召置候然處に惟善公は右に

書出候通に小西城下へ育まれ御座候を早々熊本へ

御呼被成阿蘇神主職に御取立被成度思召候とて

家康様へ御窺被成候へば前之通に阿蘇大宮司職に
御取立被成候への御書出被成御拜受御知行千
石被進阿蘇之御社邊に御在館候様にと被仰候而唯
今之御屋敷に惟善公被成御安宅候惟善公被成御批

一慶長之年中に秀吉公御逝去被遊候以後石田治部少
輔三成小西行長安國寺長曽我部其外に被申合奉
對 家康様美濃國闘ヶ原にて叛逆に付被逐御一戰
候處に石田三成滅亡同前に小西行長ほろび被申候
加藤清正公は無二之 家康様御味方にて御座候處
に關ヶ原御陣之砌は御持病之氣被指發候而不被
成御出陣候に付其の段被仰上候へは忝くる御上
意にて清正儀持病差發國本に罷在候事幸に被爲
思召上候九國中に石田味方多く有之候に清正罷在
候へは御心安被爲思召上候との御上意にて清正
有被思召九國令動亂候は丶御用に御立可被成と

御國中御領分在々に國侍共之子孫勿論昨今迄之

國侍ともに覺之者共罷在候は、被成御免候間隠し

不申有無之儀差出し仕上候へ少∞曲事可被仰付儀

にて無之候と御觸被成候而御要心之處に清正公

之大老加藤平左衛門殿と申仁諫言被申上候は今度

闘ヶ原の御一戰は天下第一之御合戰と申候間 御

上意宜敷御座候とても御病中とは乍中御國本にう

△小西行長滅亡肥後國を加藤清正公へ惣ね而被

拜領候事

四〇九

一從 家康公様清正へ被仰下候尊定には宇土之城

を被乘落城あられ候御褒美として肥後國合而清

正に被下との御上意にて清正公恐悦至極に被

思召候との御事之由語傳候

細被申上候に付從大津、くぼた、越之尾、六ヶ、

御舟、甲佐、熊之莊、豊田、在々を被爲燒立宇土

に御取懸け被成小西氏之居城を甘日被成御責數度

之戦に被得勝利城代南條玄宅御降禮下城被仰付清

正落城被成候旨 家康公様へ被仰上候へは殊の

外之御機嫌にて被爲成御大悅候との御事之由に御

座候

ログカ

コシノ チ

すらくと御座候事はSか敷奉存候御氣色

御不快」そろくと御人數をおさせられ御出陣尤

と申上候へは清正公尤と被思召日やりに可被成御

上りと御座候而隈本を御立被成其日大津に御一宿

被成候て翌日内の牧迄被爲押候て段々右之通に被

成御座候筈にて大津をおそくそろ(御立被成二

重坂の峠に御上り被成候に急速之飛脚大坂御留守

居より被差立候由にて御文箱差上候を御披覽被成

候處に家康樣被爲得御勝利石田小西滅亡之旨委

一肥後國を右之通に御兩殿へ被成御拜領候而阿蘇之

宮神主は何方へ在住被召候哉と被成御尋候而被

⊿阿蘇神主公御兄弟を加藤清正公小西行長へ被

成御育候事

一右之隈部有藤落去致候へ共一家共Sか法外に相

見え候哉清正公悉く御討取被成候故右之通に佐々

殿柳川殿御手にあまり候有藤一家を早々如此候故

以之外ふぢおそれ仕候而おさまり申候ひつると語

傳候

一右佐々成政公御所持之武具、兵具、戰具、不殘清

正公へ被爲拜領候と被仰出候間御拜領被成候

一同御家人之衆不殘小西行長へ被成御拜領候

一右之通にて加藤清正公は隈本へ被成御在城候小西

行長は宇土に御在城

一小西行長は宇土、盆城、八代、芦北、天草、南之

方にかた付け被遣候

一加藤清正公へは飽田郡、、阿蘇、合志、山本、

玉名、山鹿、菊池、右之郡々北之方にかた付け被

守行長、肥後國半國宛被遣候

は加藤清正様へ惟善公は小西行長殿へ御兩殿より
御扶持被遣候而從御兩殿宇土隈本へ御屋敷被遣被
召置候而結構に被成御育候高麗御陣に∞行長殿惟
善を被召連候其砌不思儀なる神慮は小西殿は邪宗
門にて御座候に惟善を右之通に惡不」彼」成候は神
慮と申たる由に候御兩若子達は無御存知候へ共佐
々殿へ阿蘇之家臣共一揆を起し申候は秀吉様へ御
直禮申上候而阿蘇殿を見捨申候者共にて候へ共其
申分ヶは成不申阿蘇家人と申ならはし上は其料
主人之神主殿へ及ぼし可申哉と存候而神主殿御兄
弟被召出候砌は右に書出候忠範之仁人無心元存候
へは左は無御座候而右之通に御育被成候事は森氏
殿其春御下向被成候砌明白に御聞被成候上佐々殿
之御家人を行長へ御拜領被成候故御家人衆も神主
公御母子は御城に御座候に一揆かこん候様子小西
殿咄被申上候はん扨加藤清正公は其年熊之庄城之

御番に被成御座候而色々被成御聞候はんに付御兩

殿宜く被成御聞被成御座候故右之通に御懇に被仰

候はんと其砌申たる曲に候

アシク

コレョシ

コレテル

召出候故坂梨氏西氏供仕候而罷出申候處に惟光公

⊿秀吉様肥後國の城々へ御城番被差下候事

右不入事ながら密忠之古老共上々をたいせつに存

候を乍末々かんじ存候故こしをれの雑歌をいたし

數の内より書出し子々孫々に見せ候折々こしを

一見被申べく候左候て森壹岐守殿三月に被成御

歸上候由語傳候

おさまる國のかんとしるべし

わがすみし國のしをきの事どもを

他のくに人にかたるべからず

くさ木を∞下はゆがみて上すぐし

下々人はそれとひとしゝ

上々のよきにこと葉をためるとて

それをひきにし非義のくじしそ

世の中にあぶなき事をかぞふるに

上をおそれぬ人としるべし

生れ出てけふまで世を渡る事

上よりもことばをためる事どもを

われはかくぞと自まん頭しそ

他國よりたからをあたへまねくとも

生れし國をそむくべからず

隈本淺野彈正忠殿

四〇七

一同年五月上旬に從秀吉公加藤主計頭清正小西攝津

⊿肥後國を加藤主計頭清正公小西攝津守行長御

兩人人從秀吉樣被爲拜領候事

右之通御城番之御衆被爲指下同年五月末比に右之

御衆被爲召上候由に御座候是に付而其比申候よし

には矢部愛東寺の城岩尾之城彼兩城は大城に

に御城番不被遊御付候は神主殿御幼少にて御野心

無御座御事達御上開候故にての御事にて御座候は

んと其比有心之仁人申たる由語僖候

此森氏公は御歸上之砌又々如此御下國之由申傳

候

1阿蘇内之牧之城 森 壹岐守殿

11

加藤虎之助殿

一宇土之城〃

11

福島左衛門大夫殿

一八代之城″

之城 ″

一黒田官兵衛殿

一御舟之城 ″

蜂須賀阿波守殿

一菊池之城″

生駒雅樂頭殿

一山鹿城村之城″

シャウ

一天正十六年三月下旬に肥後國前以佐々氏公へ一揆

をおこし申候仁人之城々へ被指下候御城番之御衆

今時に他國にしのびありく事

上をおそれぬ事としるべし

我さいし家来に∞の事いふとても

のちは公儀になるとしるべし

われよりも下を見るべし上を見て

それひとしくはおふべからず

ひとは冥加にかなひこそすれ

わが身とて心まゝにはか∞はざれ

我まならぬ上のましします

主親の事をかりにも大事がる

シウ

やすくがほでまいらせてよし

をしくともうへよりのぞみ有るのは

うへつかたおそれずけんくわむりをいふ

無分別しやに心おくべし

ありがたやいけるたぐひをあはれみの

かしてき御代にあふぞ嬉しき

くにはじまりし後にあらじな

かゝる世にわれいざや∞ろともに

こゝろぐをよくもなほさむ

かくいまの代ほどおさまる事ど∞は

他のくにしるあるをしる人の

たのむねがひをかなふべからず

くじさた事をおこしてそすれ

得しれざるたよりにふみをことづて

他のくに人にうかとやらにな

しう親を神やほとけとか∞ふ人

不慮にめでたき事ぞありける

國の恩か∞ひしるべきことどもは

そだちて死して國土とぞなる

上々を恐れてゝろのなき人は

よからぬしにをせん人としれ

國多くひろしといへど此國に

生れそだちし事をたふとめ

生國をそしん他の國ほむる人

冥加にちがふ人としるべし

主親の心にたがふ人こそは

がくんは名とりのためにあらずして

身をおさめんが爲としるべし

かいる世のめでたきしおきいかゞいふ

人によくくうとみとをのけ

一密忠と申は右に書出候通に佐々殿御城に後詰仕御

城を助け申事にて候彼の忠之根本は阿蘇殿御母

ひ被申候然者佐々殿へ致密忠者共は不被成御殺

森殿へ被名出口上を被成御聞に阿蘇神兄

弟は幼少故佐々殿の城へ入置候技後詰仕候桜々各

一同に申上候へは善悪邪正不被仰出やつは不被」

遊御構被召置候故其分にて通り申候由語傳候定

而右に書出候通御横目衆被爲指下置候而委細之事

達上聞｣色々御書出しを被成御頂戴被成御下候は

ん故それに相違有無之儀被成御合せ候はんとて右

之者共被召出口々を被遊御開候に御書出に符合仕

候故其分にて通り候哉と其比申したるよしに候河

蘇家の謀叛と其比は申ならはし候からは神主殿を

色々御尋に御あひなさるべきを諸事萬事奉達上

聞候故鄕主殿猶更御別條無御座候天正年中以後年

数も久しからず僕にそこ爰の城主々々の末孫とて

當分一人∞無之候は右之通に森氏殿根を御ほり葉

を御からし被成御誅罰候故に子孫斷絕いたし候ひ

つると存候

ངྀྀྀ ྀ ཇ → ཱཱ ཤ24ཤད

人は六ヶ村にて甲斐氏を話しむ子を佐々原之求人徹

トガニン

四〇五

生れ出てうどはなれぬ事ど∞を

つねくよくもわするべからず

なつきしに國のしおきとむかしより

つたへきたりしほとけ神事

おさまるいまのしをきなりけり

に被召出男成、井手、迫、田上、村山、西、北、坂

梨、渡邊、何れ∞有無之體ながら末々は有之候只

主人をたいせつに奉存生観を大事に存國守の仰を

相守り者共は子々孫々別條無之候患老歌の道文

盲ながら數百首のこしをれ當理の歌をかたはらい

たくもよみ置候内に上々を大事にとのこしをれ

(15)

たうときは天下國家のじひ心

チトコナリ デ

相勤被申候加藤忠廣公御落去のみぎり上方へ浪人

致被罷在其孫當分高森法眼と申候て都に而大醫之

にて候北之里、村山、 下之城、皆々加藤清正公

夫御三人を見捨不申仁人之末々は高下と成候而當

分迄有之候早川越前守後筆可書出候高森氏∞以後

加藤清正公に被召出御奉公仕居被申候而忠廣公迄

ཉ སཇ ཡ

ཐྲ

一佐々氏切腹仕候段被成言上候處に被仰出候は佐々

成政所持の武具兵具戰具之類不」 退失様に

扱叉家頼之者共侍分之類一人立去間敷候此旨堅

申付候へと被仰渡候

一佐々殿急速に被成御立御上り被成候處に折節秀吉

公攝津國尼ヶ崎へ被遊御出祓成御座候に付尼ヶ崎

へ御着にて佐々罷上候段被仰上候へば尼ヶ崎の

濱へ被遊御出被成御座候處へ被召出成政を白砂の

上に被召置被仰出候は肥後之國を被下候御制書被

下置候に御制書を無に仕檢地之沙汰をいたし一揆

をおこさせ國中動亂候様に仕置を致し候條御惡心

に被思召候即所にて切腹仕候へと被仰出御檢使被

仰付白砂之上にて被成御切腹候由語傳候

一秀吉様安國寺へ隈部有藤下城落着の上にて急速に

成政へ罷上候へと申渡候へと被仰出候由に候隈部

有藤下城仕しちを指上申候即日右之通の上意被仰

渡候に付其翌日佐々成政公肥後國を被成御立候と

語傳候

なき事に存候甲斐宗立など後筆に可書出通にて

是非∞なき事共に候

◇秀吉公森壹岐守殿を御上使に被爲指下候事

一秀吉公被仰出候は肥後國御静謐之爲之御上使に森

壹岐守を可被指下と被仰出森殿御自分勢之上に御

直之騎馬三萬被」爲」添御下し被」成候に被仰出

候は肥後之國侍は不」及」仰謀叛人之餘類共見聞仕

出し悉く誅罰可仕旨被仰付天正十八年二月朔日に

大坂を御立被成急速に肥後國へ御下着被成國中御

通被成候而謀叛人は不及」申餘族々々被成御出

御誅罰被成候甲斐宗立阿武隈莊城主など其外

かしてより被御出あなたこなたにて御誅罰被

御城を出し申候て前のことく目丸へ又々引隠し置

申候御後室公は又々前之通に小宰相の局生所之里

被成御座候而小宰相守被仕居申候御兩君へ者坂

梨孫太郎西源兵衛供奉前之通其外之仁人前之通

に候

ママル

⊿阿蘇神主殿御兄弟御後室御城内を奉」出候事

一神主殿御母子様右之通に成政公へ申上候而御城中

に入置申候へ共佐々殿急速に被成御上候上に色々

不宜沙汰致候故に御城内へ召置申候而は無御心元

いかゞ敷各申談に御城代神保安藝守殿へ申達し

一秀吉公佐々成政へ肥後國を被拜領候而以後密々

の事共御横目衆被指下被遊御聞候に付佐々殿隈部

に検地之儀被仰付候事共根元と成候而國亂候儀御

拾集昔語三

隈部有藤井謀叛人共御誅罰之事

佐々成政被召上切腹被仰付候事

秀吉公安寺を被差下候事

藤左京申候は味方の千四五

百にて騎馬がち三千餘の大敵にかと際利

得間敷候先々足輕を遣し鎧炮をつよくうちかけさ

せ候は多分そこへから下るべし其時かさより

落しかけ一戰可然候と申候有藤志摩申候はかまわ

ず引取候はいかして本城へ引取候様可致哉人は

各別某に於ては追かけ一合戦致候はんと云より早

くつかけ候に付立花勢三千餘一同に取てかくし

谷へ落しかけ職候に付有藤の軍人分敗北候故柳川

勝利得引取申候數度此外之戦に∞隈部有藤負に

見え候元來柳川合戰之上手にて右之通に見えな

ら落城は無之候

共早々先々引

故其分之に雨勢押かけ可

令一戦」と申候へ共有成御預置同末頃に隈部但馬守鎮永次男鎮房に切腹

被仰付 候而有藤鎮安有藤大隅北之里與三兵衛

甲斐能登有藤志摩此者共は都へ被爲召上候筈にて

豐前國小倉迄參候處に小倉にて被成御誅罸北之

里與三兵衛と申者北之里加賀守が執事にて候主人

加賀守は右に書出し候通に神主殿へ付そび廻り各

一同に忠孝仕居候間に謀叛人共と同類いたし今度

∞逆心に相加り身を亡し候甲斐武藏菊池香右衛門

に随意いたし候閫侍各落去被致候甲斐能登山鹿に

∞矢部に∞同名有之候矢部甲斐御舟甲斐とて阿蘇

の御家に兩甲斐前々より有之候に矢部甲斐は武勇

∞なくすぢもなしにて候ひつる由申傳候右之能登

は矢部山鹿兩甲斐氏一名にしたるのにて候はん御

舟甲斐今度佐々殿への仕方は矢部同前にて是非

四〇三

シダフサ

上意にて隈部有藤一門筑後國柳川へ明る五月迄被

ば謹而御請申上下城仕候夫につき人じちを被成御

取候て落着仕候

アケゲシャウ

仕置不宜其上隈部有腰落不致旁達上聞同年十二

月安國寺を被差下候而隈部有藤に扱を被仰付候へ

一加藤清正公阿蘇之宮神主惟善公を被成御取立候事

一盆城郡堅志田赤蜂之尾城主以前西氏金古と申仁之

事

一從家康樣小西行長滅亡以後肥後國を惣ね而加藤

清正へ被爲拜領候事

一加藤清正公小西行長へ阿蘇神主殿御兄弟を被成御

勞育候事

一秀吉公肥後國を加藤主計頭清正小西攝津守行長へ

被爲拜領候事

一秀吉公肥後國へ森壹岐守を御上使に被爲差下候事

一秀吉公肥後國謀叛人之城々へ城御番之御衆被為差

下候事

一阿蘇神主殿御兄弟御母上様を佐々成政公の御城内

を奉出候事

佐々成政被召上切腹被仰付候事

隈部有藤井謀叛人共御誅罰之事

一秀吉公肥後國へ安國寺を被指遣候事

一佐々成柳川立花殿へ加勢被成御乞候事

拾集昔語三

肥後文默書第四巻

被引取候道筋永野原を取切討可申とてうち出候然

テガノバル

百餘人保柳口より八百程打出各申候は柳川人數之

ホヤナギ

候而先引申候處に大手原口之侍頭六人大にて七

オホテル

マツ

對面之上軍の御評定被成候處に三池宗益者被仰候

は先足輕を有藤が城之大手口へ押向鐵炮をうたせ

候而其間に騎馬の兵武に米を付させ東西の付城に

外よりなけ入れ仕候へと被仰付候故其通に仕

ケソウエキ

佐々成政公柳川立花殿へ加勢被成御乞候事

一成政公隈本御城は右之通に御無事にならせられ

へど隈部有藤落去無之故後國立花殿を被成御

賴御加兵あられ候樣にと被仰入候に付立花將監殿

之御舍弟三池宗益と申を大將にて騎馬雜兵三千餘

人同十月九日に山鹿へ被指遣候左候而佐々殿へ御

一同郡南早川村三社神明之事

一同郡南早川村古城之事

一同郡下陣古城之事

一同郡田代古城之城主宗傳之事

候とあらゝかに被申候丹波守いや不苦者にて

候と申候て御門外より右之段々申達候て神文を相

渡候へば建部氏扨は被申請則殿え右之

通申上神交指上被申候へば被成御覽以の外御満悦

にて無二無三の忠節の使とて被成御出御門内より

御對面被遊御懇の御意にて明朝後詰の御約束御直

に被爲得其意候と被仰出候譯罹歸丹波の仁々江

申聞候由に候左様にて成政公建部に被仰候は阿蘇

家頼之者共之中神交連之密忠内通の儀天道の

冥助に相叶候と被仰印刻御城内え被仰渡候は明日

未明に御大將御直に西の手に被成御出西の手に

中黒の旗見候は夫に向て弓鐵炮射かけ間敷候此

旗は味方候ぞ中黒の旗を目當にして各かれと被

仰付置候案のごとく翌朝未明に如申上候中黒の旗

を押立候に付西之手へ御大將御切懸り被成候に後

詰右之通仕候故に此手より崩立候て一たまりもた

まらず寄手敗北菊池香右衛門致自害候甲斐武藏

は引取候落人に紛れ何地となく令逐電を以後に

捜し被出候て公義より被成御誅罰候御大將御直に

御高聲に被仰出候は軍法免候ぞく何れも前後を

一〇回

文政四辛巳之首夏以堤家享保年間寫本寫之實弓馬之餘事也

小山武候書判

不論切懸れくと被仰候に付御城内の荒仕子等に

至迄切出追討候故に二時ほどの合戦に上下二

千三百八十餘人成政公被爲御討取候て御勝鬨御揚

被成候に後詰仕候者被召出被仰候は今度の密忠被

成御失念間敷候以後御取立可被下候間左様に奉存

候時を奉待候へと被仰付候處に右之者共各一同に

申上候由は私共儀は不苦阿蘇神主母子往々奉賴候

と申上候へば被爲得其意候神主へは御朱印之外に

可被成御寄附候世上治定迄はやっぱ城内え召置候

へと被仰出候を兩高森北里下城西坂梨田上迫早

越前同丹波村山渡邊軍兵衛一同に忝御禮申上候て

先々在所々々江羅歸候由に候後筆に書出候通に成

政公御落去被成候故阿蘇殿下々右之者共∞如此

に成果候其上阿蘇家賴右之通に有動家人之謀計狀

にめて私々の一揆を渡し候を幼少之主人に及ほし

於于今阿蘇殿謀叛と云名負無是非候右之通成政公

秀吉公へ被仰上候は「阿蘇殿は勿論下々右之者共

人前にて今に通り可申者をと晃のみ無是非存・

候由聞停申候

堀江入置申候故に今度麟侍の一揆人數一分にては

無之然れども上向きは人數一分にて無之候はね

一右に書出候通に阿蘇神主公之御母子を兩高森北里

下城迫田上男成村山早川越前同丹波坂梨西渡邊

4本に高森伊豆守同三河守北里加賀守下城備中守道三河守田

三郎太郎男成萬左衛門村山丹後守坂梨孫太郎西源兵衛渡邊軍

此者共申し坂梨西兩氏を守にいたし殿の御

阿蘇家の侍之内より佐々殿江致密忠城江助成

仕候事

候成政公松原五郎兵衛を御近付被仰付候今度其方

が働き今に不限事ながら古今無双之事に而候成政

肥後を拝領し國人より却て城を責られ世上にかゐ

て面目なく候今度一命を可捨候間其方∞勞れなが

ら今一戰賴ぞと被仰候へば奉得其意候と御請申上

主従甲の緒をしめられ七百餘人を左右に随へ御突

懸り被成候へば右往左往に退散のに菊池香

右衛門甲斐武藏高に申候は敵は小勢ぞ返せく

と割り逃候者共を押返働候に付鬼神にひとし

松原進かね堀際より引返し被申候由に候夜に

入候哉城戸堅め用心稠敷寄手を不進其夜は其分の

よしに候事

ば各通し不申殺候故いやともに共々一分に成城外

遙かの所に各一所に罷有候て其夜一同に申談は
成政公に今夜御意を申上候て明日後詰御勝利
を得させられ候様にいざ可致候是以御母子公
之御爲と一同に申談し早川越前守が弟丹波守事工
夫辯舌の能者にて候間彼仁を遣し此旨申上候と内
談相極め各連例の神調口上には明未明に御城♪
西之平に中黒の旗をさし立可申候此旗を印に御懸
りり可被成候致後詰一時の間に御勝利を可被爲得候
神主母子を御城内に入置申候砌御目見仕候何某々
々にて御座候神文に各連印仕進上申候此中一揆同
前に罷居申候はてでは通りかたき譯に御座候故寄
手に相加り居申候今夜能折節にて御座候間御内通
申上候と誰ぞ殿の御内に智臣の仁を頼み右之通申
上候様にと一同に申含め其夜の四つ過に密に丹波
差運候處に丹州城戸に思ひ至て夜廻りの者に御門
外より御ために宜敷御内意爲可申寄手之方より使
に参り候者にて候御前宜き御方是え被成御出候は

申上候と被申可給候と申候へば丹波に人を附

置此段申上候へば建部兵庫頭と申七罷出候て何事

一有動之臣下右之通之致智略候故國侍衆上下ともに

右之通に山鹿を引拂候然は國の古侍中に甲斐宗立

執事甲斐武藏菊池家に同香右衛門同彌右衛門 此

者共軍慮大かたならざる者共にて大将分と成候て

隈本之城を幾重となく取巻候故に山鹿江此段注進

候に付成政公被聞召山鹿附城は三田村庄左衛門殿

瀧三位老と申侍頭被召置候て御手廻り勢干ほとに

御歸陳被成候に本道は七里にて彼道を被爲踊候

は必定道の切所々々へ伏兵をすくかくへく候と御

了簡被成合志の様に脇道十里の所を被爲押急速に

被成御歸着候へは城を幾重となく取巻大々々は

肥後國侍一揆を渡す事

と書狀を五十通認候寄手の方に密々遣各

令披見尤々と同心にて國侍衆附城普請を仕懸置其
夜悉く引拂候に小代下総守殿と申國侍一人誓紙を
難有存候とて立退不被申候と語傳候
本の城の留守居は無勢に可有之候條急に懸貴ら
れ僕は落城うたかひ有之間敷候左候は佐々殿
後詰被成候らはんためにに急に可被成御歸陣候御蹄
路之切所へ被分伏兵候は討止申候はん事必定に
三九九
小高所へ本陣を取備へ罷在成政公御心は猛く
思召へ共敵備へをよく勢も多故思召煩せられ
候て御覧候處に向なる茶臼山か本陣と御見請被成
無二無三に本陣へ御懸り可被成とて眞先に御進み
松原五郎兵衛と申仁に被仰候は鍵にて一文字に本
陣へかかるへして突懸らせられ候へと高き所
を便に本陣を取候故城を責候ことくにて候處弓鐵
炮射かけよくと御下知被成ゑいく脛を出させ
られとつと突懸り給へは大勢とは乍申崩立候に勝

利を得候へと∞城を圍み申者共は少∞引取不申候

燃れと成公小勢にては被成御座候へ共先書に

申候通信長公秀吉公の御軍法御存知の御事故後詰

の被成様御各別にて御城代神保安藝守殿城戸を開

き突て出られ候故に四角八方へ追散し首千九百餘

御取勝鬨御揚被成候左候へと一方は右之通三方

はつよく見え候に付城内城外より鐵炮を打せ名譽

の御後詰故敵敗北はいたし候へと大勢故に乍

引取不申押返しく躍有候を成政公城内に被成御

入候て一つに御成眞黒に突て被成御出に大勢と

右往左往になり候然れ

候然れどもしか

しかく不致退散

とひとしく川をどつと渡り成政公の御旗本に向ひ

父孝行のために一戰參候と申∞あへす眞黒に懸

候佐々殿御人數は城をせめさせに被遣候旗本には

兒小姓使番の衆小勢長巻き五十計にて御座候由此

長と云は三尺餘の刀をなしに柄を四尺餘にして歩立の武士に∞たせ候事の由に候此事は信長公被遊出にて御陳立の時には眞先に御持せ被成をり候由に候今時ははやり不申候由に候有動つよく懸り候に付佐々殿被仰候は城をせめ候者共を御呼被成候は、城に利を付へし長巻五十人御側弓二十人を左右にたて兒小姓跡押へ使番の衆迄にて一度についてかられく一足を引くからす眞一文字にかかれくと東西南北に追つかへしつ爰を専途と御戰候に付有動か大勢もたまりかね令周章候處前後を不見眞黒に突入よくと御座候て御自身御命を不被思召眞先に被成御戦候故有動か大老討死有動も数ヶ所手負人數も多く令討死候故前後不覺分敗北川になたれ落候慮を追打に被成候ゆへ勝利を

5.

المولعه 成政公不審に被思召被仰付候先々此方江は無

用に候河向に陳取可申旨被仰付使者罷歸候段申候

は今度隈部有動を成政公御責被成候にも國侍被召

連候山鹿へ御陳立にて侍頭の衆は御普代衆にて候

附衆は右之通にて候に彼有動の智臣國侍の心を分

イ＝國侍中寄手

動亂變かへさせ候はん爲に致工候で國侍中不知く無手に罹在候遣候
密々書狀を

以申遣候は今度各御心得の可有事に今日は人の

上明日は我身の上にて候其仔細は隈部有動身の上

を亡し成政公古來の侍共紅知行等可被遣との儀と

存候然上は當地之付城は蠶綿の自縛と申∞のかと

存候何れる如此に往々はなるべく候間急度引拂熊

夫候は此書狀を書

り參り居候者共方へ

なし云々とあり

一然處に有動の智臣に智惠ふかき者有之去とてわの

今智略動亂と成 異本に然に有動永清が智勇臣有松内配重

勝といふ者有之候て佐々殿へ付居申候侍

中智略に而動亂と 終には佐々殿も被成御切腹候其譯

有動の智臣智略の專

被爲得候處城をせめ候人もかけつけられ思ふま

て戰て首を取候故有動以外討負命からく

引取候由に候彼成政公は信長公秀吉公の御軍御

兼達の御大將故有動三千と百人は無之御勢にて右

之通は前代未聞と語傳候

田畑畝反の目録指出仕候得と被仰渡候處に諸郡奉

得其意候處に山鹿郡隈部の領内斗差出仕上候儀

成申間敷旨申上候成政公奇怪に被思召國侍五十餘

人を被成御振舞日吉太夫と芸能太夫被召能を

させ御見せ可被成との御廻にて御定日に御膳

被下御能御見せ被成候て其御座敷にて成政公隈部

但馬守永に被仰出候は國中に田畠の指出し仕候

様にと申付候處に各得意候然處に自分領内に至
差出候儀成間敷と申出條難心得候然上は可致
檢地候間左様心得候へと被仰候隈部申上候は検地
之儀先々被成御用捨可被下候自餘には左様不被仰
付鎮永迄に御検地之御沙汰迷惑仕候と色々御断被
申上候へと御承引無御座候に付隈部分にて罹
立被申候由に候然は成政公被仰出候は今度但馬守
下知に背き罹立候條不屈千萬に候然上は可討との
儀にて侍頭佐々與左衛門殿久世又助殿三田村庄左
衙門殿を大將として騎馬兵三千人天正十五年八
月六日に被指向候若此勢にて勝利を得かたくは早
々可申越候直に可有御出馬旨被仰渡熊本より七里
の所に共日七つ時分に着陳て先々隣郷の者共
て使を以申上候は隈部無くにて御座候御味方江三
千餘人召供仕罷上り候責口を承候て仰に隨ひ懸り
異本に
可申候とまこと顔にて申上候

衛門永:

!有之候由成政公

被及開召候段

永清(佐々殿

に部を三九七

りは使

参上申候責口を

岡ひ佐々殿を

以申上候は

安)に

に

承々左衛門者

可奉討候とて

本陣へ

限而候

公の御【候而使者.

守鎮永と

源内左

有助本マ

に右の三將、隈部様子を相尋られ申候處人々申候

は熊本より多勢にて被爲押懸候旨鎮永風聞被申、

用心の弓銭炮之上手五六百人共上三千人計城に籠

申候て佐々殿の御勢を相待被申候と申候則此旨

注進被申上候へは成政公翌日被成御出、御着座之

上にて、隈部が城より手前に當て高山有之候を久

世叉助鈴木彦市と申仁に參候て陳取可仕旨被仰渡

見渡し八十五六丁ほど有之候はん山にて岩ほ

そばたち惣廻り通路不自由に有之候故二三里廻り

彼かさ山に着候へは敵前以より窟覚の弓鐵炮の上

手をへ置てつるべかけに打候に付味方二十餘

人被討候是を∞事といたさす鍵を突入終にはか

さ山を兩人にて陳所に取被申候然は有動は其砌鎮

永と不和に有之候段成政公もしろし被召候故無

切れ候ことを可奉討とて成政公の御陳所江參上候

一阿蘇の御家臣前々御家老分の仁々右之通に秀吉公

御下向に付御直參上罷成御禮被申上候故に知行之

御書出し殿下様より可被下と各待被申候迄にて御

後室若子達江慮外とは見え不申候得とも又々別心

の面振り見候故前々より疎略に存せざる兩高森

阿蘇御後室同惟光公惟善公御母子共に佐々殿

御居城に入置申候事

佐々陸奥とのへ

右之通に肥後岡佐々成政公被成御拜領御入國熊本

古城に被成御入城候由に候

天正十五年秀吉御朱印

六月六日

右之條々無相違可柑守此旨也仍而如件

一上方晋詩三年令免許候事

一一揆不起様に可有遠慮事

一百姓等不痛様に肝要之事

一肥後國五十二人之國人に如先規知行可相渡事

一三年檢地有間敷事

アリ

一肥後の國一國を其方へ遣候上者穩に可致賞罰事 イニ此ノ一條

肥後文獻叢書第四巻

御制書

一佐々陸奥守 仰出候は肥後は大國にて候間田畑

の畝反日鉄袯成御知覧度思召候との事に國中江

佐々成政隈部を被責候事

北里下城西北坂梨迫男成早川渡邊村山各叉分參會

申談候は御後室若御達矢部に奉置候ては矢部甲斐

元來不實の仁々にて候其上なから御船金石之甲斐

氏如此の上は無心元候間いざく國主に申上候て

熊本之御城内に入置可申と申合せ秀吉公被遊御下

向治り候へと薩摩またいか様に變し可申∞不相

知候間是非右之通にと令談合此旨佐々成政公江申

上候得は以之外被成御滿悅神妙能こそ申上候

早々いれ申候へ可被召置と御座候て被成御對面御

城中に結構成一座敷被成御渡候附衆には坂梨孫太
郎西源兵衛兩人相つき申候者各申上候は彼者共罷
居候處迄被仰付御賄を∞殿より被仰付御心能御入
座にて候色々御懇に被仰出候上に被仰候は神主殿
江は御朱印の外に往々御私領可被成御寄候安世迄
は暫く當城江御座候へと被仰附衆兩人は中に不及
申談候右之仁々大然は右之仁々不殘被召出
御目見被仰付難有から申旨語傳候
三九六
こたせ一矢仕上つるをはづし首を地につ
け奉降拜御禮申上候と語傳候左候而謹而申上候は
日本一の御大將を申請候て矢を一筋進上不仕降參
申上候は以後の不覺と奉存候如此に仕上候乍憚被
遊御貴菟可被下候と申上候へは秀吉公以外御機
嫌よろしく御手つから御頭巾被下鎌田寛栖には御
枕を被下兩人なから頂戴仕御前を罷立候由語傳候
秀吉様被遊御歸陣以後の御咄に日本に無分別者兩

に薩摩千代川を御渡し被遊候に秀吉公御頓作に

「あぶみのはなにかゝる波かな」と被仰出候に宗甫

申上候は「くらまよりなかる水はちから川」と申

上候得は被遊御一笑でかしたりと被仰出候由申傳

候彼宗甫は田舎にては雑歌人と申候其頃相良の内

方難産の折節産屋にて如是發句被仕候へは平産被

有候と前々より語停「つゆ落てそのは、かろき

小松原」と被申候へは即刻平産有之候由に候然は

薩摩江被遊御入馬候へは島津居所の鹿子鳥は入

奉らす出浮被申候而降参の御禮被申上候之處に

本領安堵の御朱印被爲頂戴難有謹而尊敬被申候處

新納武藏忠元弓を押張矢をはけ秀吉公江向ひ奉

一本に矢尻をはづし空に一矢仕候而をはづし云々トアリ

秀吉公佐々内藏助成政殿江肥後被爲拝領候事

肥後

一天正十五年六月六日秀吉様より佐々内藏助江

國主被爲拜領御朱印に國吉の御腰物並 御小袖五十

重に御制書を添させられ被爲頂戴其時迄は内蔵助

と申候を陸奥守に被仰付成政公被成御下國候由に

三九五

人有之候一人は秀吉一人は島津にて候薩摩の切處

へ入て歸は不思議れてかくする不思議にて候と

被仰出被遊御一笑候由語傳候右の通薩摩訌降参被

仰付同五月二十三日肥後國宇土迄被遊御引取翌日

熊本江被遊御着座肥後國侍羅出申候五十餘人に再

應御目見被仰付各御禮之處甲斐宗立事同武藏斗

申候て御直に御人數一分に被羅成候由に候阿蘇殿

家老分にて阿蘇神主事幼少に御座候後室女身にて

乍恐執事の宗立如此に御禮申上候と深水入道相良

召連被羅出候通に被致候は、大将の阿蘇殿御家

∞立自餘くも前々ほどなく共御船は捨申間敷

候に矢部甲斐御船甲斐兩氏ともに主人を用捨私

立を願ひ候故天命にそむき自滅子々孫々迄自亡

いたし候扨秀吉様右之通九州中被遊御退治豐前の

様に被遊御歸陣候由に候

御城番衆被爲遣候右の三百町の御書出を慮外なか

ら反古になし候は甲斐武臓にて候其譯は武藏を初

佐々殿謀反を起し申候故に阿蘇御家人と申名

書出候通に佐々殿え逆心の以後秀吉公規度被成候

居置候 イエ

一本

出其通の御書出小宰相頂戴仕罷歸御後室江差上

候得は後室不斜被遊御大悅御若子樣達先々被成御

是は甲斐宗立執事也

育候御手立御座候とて御祝のに甲斐武藏申候由

は御不足成儀を被仰候ものかな當國内にてさ

へ八千町今更三百町(一八百町御坐候に)扨も不足見

くるしく存候とて御書を引破可申と申候を漸

御後室御なため被成候御受納被成置候於于今右

之御書出阿蘇神主殿御所持あられ彼武藏左様の

無道の故以後佐々殿江謀反を起し候甲斐宗立を

先として秀吉公被遊御下向候へは薩摩を省き何と

天下の御手下に成阿蘇の御幕下を離れ御直の御

領知を致拜領たき願迄の故に阿蘇の御家亡ひ不申

候様にの願を存候仁其砌一人〻無之候由其心得故

に阿蘇の其の御家人共秀吉様江御直に御禮を申

上候由に候御禮を申上候仁々の居城々々に後筆に

一秀吉橋南關高瀬の様に被成御座候て熊本江被遊

御出候に騎馬貳拾五萬騎雑兵歩人何拾萬人と可申

哉熊本より北目は野山谷川田畑人迄の由と語傳候

左様に御座候て熊本薩摩え被遊御入馬候には熊

本より河尻宇土の様に田畑野山かしはみ中の瀬よ

盆城の様には隈庄上島六ヶ御船甲佐豐田より

人馬右同斷八里ほど人迄にて八代をさし御通り

候由語傳候然理不盡なる事なき様にとの御制書御

立被成候故に下々に少〻痛無之由語傳候

一秀吉公右之通薩摩I 被遊御入馬候に付相良氏を深

水宗甫召連若輩なから八代にて御禮申上させられ

候處に球摩郡前々之通に被爲拜領候間宗甫後見仕

候へと被仰出宗甫眞先に薩摩え御供仕申候由に候

一秀吉公八代より薩摩江 被遊御入馬候には右之通眞

先に深水宗甫御道指南仕候へと被仰出被召連候處

一甲斐宗立を初め惣而肥後國中國侍五拾餘人南關迄

罷出秀吉公江御目見御禮申上候

負にて御後室若子達無御存事に御座候へとも主人

に反し阿蘇の御家御落去無是非候委細後筆に可書

出候

秀吉公九州え横目を被爲廻候事秀吉様江 阿蘇

阿蘇御後室同惟光公惟善公御歸城之事

一秀吉様被遊岬下向候に付薩摩の軍人不殘引取候故

世上靜に罷成就夫御後室若君達御隱居所より濱

の御所へ被遊御歸然は外目を仕者共∞前々の

とくたてまつり罷集別修無御座候故右之通に

毎月つき副居申候者共先々在所々々しはらく合

歸宿候由に候

を薩摩の田舎武士共見聞各以之外周章令敗

北崩れ立夜白を不論引取候由に候秀吉公御直の御

馬故薩摩の叛人共悉く引取候と取沙汰せしめ候由

に候島津に只今迄令歸伏候阿蘇の御家臣仁田水氏

を初め濱の御所江 各令群集若君御後室の御行術を

相尋廻り申候由昨日に今日は替りたる人心にて候

と申候由語傳候

我部殿御將被指下被爲逐一戦候之處に右之御兩

將以之外御敗北にて御兩將より被成御言上候故天

正十五年四月三日に秀吉様御直に二十五萬にて

被遊御下向先豐後府内江 被遊着船候に數萬艘の御

兵船金銀珠玉をりたて鍵長刀を抜身にて耀き渡

一薩摩之軍士秀吉公被遊岬下向候と其儘一戦に不及

本國江引取候に付秀吉公豐後より肥後國内小國滿
願寺に被遊御一宿御制札など御立被成筑前國秋月
に被遊御出秋月より筑後肥後國南の器に被遊御出
候之由に候豐後江被遊御着座候明日御横目を數人
九國中に密々御廻し被成被遊御見聞候に矢部濱の
御所の鳥居門を横目衆一覧候て鳥居門の領被仰上
候へは被仰出候は阿蘇の神主は被遊御聞候程有之
凡人は鳥居門ならず候と被仰出候由語傳候
一右に書出候通に阿蘇御家人共顔に手をかゝひなが
甲斐氏仁田水氏宗立を始執事の武藏前々の
又濱の御所江勤申候て各申談候は南關江秀吉様
暫く被成御滯座候内に御禮被仰上可然旨各評定仕
候へは御後室尤と被仰出御女身之御禮にて候
間女衆を可被成御進上とて小宰相と申大女臈古
老之美相なるを被指上候へは御前宜敷殊外の御機
嫌にて後室の女使扨幼少之子共故如此の旨宜敷
被思召上候爲育先々御新知三百町被爲拜領候と被

之後室御禮被仰上候事秀吉公薩摩江御馬入被
遊候事肥後之國侍御禮被申上候事
一今時に薩摩代々ヶ様の事など、申候事は右の通
に先年薩摩より人数を發向手下になし女童部共薩
摩江無理に引連歸り候由に候左候て只今の通に高
に何程物成如何ほどのとて苑の様子などはなく
候て初穂々々を運送隨意候といふ印迄の事に
て薩摩を頭に取持候迄の事にて候由に候薩摩手下
といふ間の天正十二年より同十四年迄にて當分迄
薩摩代め三年にて候と古老の仁々語傳候は右之
にて候然は天正十四年の九月島津豐州屋形大
友殿を亡し可申とて日向國の方よりは鎌田寛栖肥
後國よりは新納武藏此兩將右之國々より分發向豐
後府内を責可申との事にて寛栖は日向高知尾の
様に押出し南郷菅尾豐後江の押出との事新納は
肥前筑前岩屋寶滿の合戦に討勝肥後國内小國江打

越し阿蘇之に分發向浪野原にて出會被申候
島津大友殿を亡し可申とて兩人の家老を差向
九州令動亂候事
惟善公被仰出候は其通に候鍵に血のついて流れ候
をすさましく思ひ候事夢の様に有之候と被仰候と
亡父折~咄聞被申候事
肥後交獻叢書第四巻
一島津九州を靡し豐後大友殿の居城臼杵府内迄令發
向既に上方江兵船を揃へ責上候様に有之候故秀吉
様江 大友殿右之通被仰上候へは仙石権兵衛殿長曾
筈の由にて涙野原に暫く被相待候之處に鎌田氏も
南郷まて被押出候に阿蘇之老臣仁田水氏元來頃年
薩摩江令歸伏候故南郷高森伊豆守仁田水氏内縁故
今度是非共高森氏に鎌田江一禮を被送可然候左無
之候は、今度安全には通々間敷候と達て異見被申
候へと∞高森承引無之故薩摩勢押懸候處に仁田水
氏寛栖に分加力高森を討と語傳候阿蘇家には甲

斐氏仁田水氏眞牛角の家老筋目にて候へと右の

通の兩人共にふがいなし故甲斐仁田水氏の末孫と

て無之候勿論阿蘇殿江 右之兩氏の末々とて一禮を

途申∞の無之候鎌田氏は右の仕合故浪野原に被羅

出候事遲々に及候然れと被申合候ことく浪野原

にて兩將被致一同豐後守朽網の城を攻落し諸所方

々の小城々々不殘貴落し或は下城各手に入被申候

へと岡臼杵府内此三城は落城無之由に候然れと

州の外動亂候故大友殿甚周章の由に候

秀吉卿九州江 被遊御下向候事

濱の御所江被成御座候ては當分御家人を先とし

他は申に不及無心元候と元金石の御家人に

南鄕矢部兩高森男成早川の城主兄弟渡邊甲佐中山

の田上用上島の田上北里下坂梨西北道此人々

一同に申談候は御後室は小宰相と云大女と能き

隠居の在所へ供奉仕御心安可被成御座候御代々の

御綸旨御寶物は男成明神の御殿に奉納一太

夫守護可仕候其内論旨口宣文書は坂梨氏背負可申

候此外の御賓物は濱の御所江人しらさる穴藏有之

不圖

候に隠置迫井手兩頭在番仕與風御母子様共に被成

御上京候と申ふらし鳥居之大門をたて小門を開き

注連を引廻し諸人出入禁制可罷有候御兩若君へ

は坂梨氏孫太郎西源兵衛渡邊軍兵衛此三人供奉仕

砥用矢部境の奥目丸の深山幽谷へ忍び隠れ守り仕

時分を待可申旨申合右の山中に各三人附居候て御

兵の運送は右 残り候者共彼幽谷の家に相送

可申旨申談扨眞先に御綸旨御文書を坂梨氏背負次

に惟光公を西氏肩に載せ參らせ次に惟善公御字を

ほそ殿と申候を渡邊軍兵衛肩に載せ忍入候處に御

跡三人追かけ其若君はわれ ・請取守護可仕と

野外に身をほそめ罷在候由に候間定て左様の者

∞にて若君 負薩摩江参間敷にもあらす候故軍

兵衛被申分尤と存候惣て軍兵衛は大の男にて大

の由語傳候亡父初神主惟善公江軍兵衛病死後に

罷出候へは亡父に孫兵衛と假名共被仰付上下被為

拜領なせ當分迄罷出不申候や被仰出候に多年在

京仕藪醫傳受仕居申候て参不申上候と申候へは坂

梨氏の老翁軍兵衛事を被申出書物語被咄出候に

細

申候を渡邉ふり返り見候て其手令推察候已等共薩

摩江御供可申とや内々見聞致候はん自分の手並

見せんとて大岩のかけにほそ殿を置申候て提たる

鏡にて坂の上よりまくりかけ眞先の者を突伏候へ

は眞下りにかいぶつて候故巻に能々御取附被

成候へ大将はむつからぬものにて御座候ぞと申候

て朱に成候鍵を片手にひつさけの跡をしたひ参

候由藏父折々咄被申亡父度々承候と被語開候

阿蘇の御家其頃は惟前公方神主公方とて阿蘇家二
つにわれて有之候由にて定而惟前公方の者にて有
之候はんと亡父咄居申候惟前公先筆に書出候通に
被成敗北候故其方人共は降人と成或は令逐電山谷
申候由に候宗立如此の上は二老之仁田水同前の
心得にて甲斐氏仁田水阿蘇家兩老薩摩の手下に
成被申候へと高森北里下城男成坂梨迫早川越前
渡邉佐中山田上村山此者共申談惟光公惟善公
御後室を不奉見捨宗運存生に候は、如此は有御座
間敷候へと∞跡目宗立二老之仁田水如此の上は阿
蘇御家の侍各心々に見え然れとも右の者共は心
中に違逆を不奉存外様には薩摩に合歸伏候器にて
同士の通り
羅在候て居候由に左様に不仕候へはどしく通
し不申候故にて候也然れは薩摩勢南方は一面に手
下地熊本を始め北目は元來右の赤星味方故そこ
島津の手に入肥後大方薩摩の幕下に成候上は元來

の本敵を可討とて右の四將衆各一所に會合せしめ
宇土より兵船をへ肥前國内高來江被分著船使者
を以て龍造寺隆信江申遣候は隆信事誠に威を振ひ
近國を侵し無道の所意多候天下のため民のため
者を討は天の道也就夫島津より爲討手新納梅北鎌
田河上被指越候今日御分國内高來迄分發向候當
地江可有御出候也又は夫へ發向可申哉御返事次第
に一戦を可遂候と申候へは隆信以の外分豆腹返

肥後交點叢書第四巻

惟種公の後室井惟光公惟善公を隠し奉る事
一阿蘇の御家臣甲斐氏仁田水氏發に薩摩江分蹄伏
故其外下いつれも同前にて惟種公の後室兩若御
事被申候由に島津直の使にあらす家臣として過分
の口上見苦敷候不知して國内江入込候さへ残念候
自分居所江慮外者共を罷越候へと可申や早々高來
を可引取候左無之候は打て可捨候此旨いへと計
の返事にてはや打立て者共とて使をとたんに隆信

自身出馬二萬の兵士を引卒し高江被出向高來に
て無類の大合戦被逐候の虚に隆信餘の速氣の大将
にて元來人を下目に見候大將にて自身合戦を被逐
令敗北討死被仕候大將如此の上は肥前軍人分周章
候之處に薩摩勢彌手痛戦候に付隆信勢四角八方へ
令退散候由に候右の大將衆討取候首數四千三百六
十餘討取勝時を揚早々薩摩江引取候由に候左候て
隆信の首を島津殿 赤星に被遣候へは赤星の内方
餘の子息殺害の無念さに首を踏被申候由に候此事
を内方之儀無法なる女中と其頃令沙汰候由語傳候
赤星の島津殿の高恩を重く懇禮を被邃候なとと語
傳

一薩摩の幕下相良義腸を阿蘇の一老甲斐宗運討申候
上に同宗立花の山城代絹脇刑部左衛門を宗運死後
に討被申候遺恨にて島津より阿蘇江可出馬と内々

密談有之由之折節其砌の少し前までは九州の内
豐後肥前後筑前筑後此六州の分は豐州大友殿御
幕下にて右之國々に城代被遣置候處に肥前國龍造
寺隆信猛威を振ひ豐後筑前筑後肥前は申に不及肥
後北の方半國は大方隆信の手に入被申候南の
方蘆北八代球磨は薩摩手下に成候て漸々肥後國中
には阿蘇家斗大友殿の味方にて候由に候然は菊池
の赤星前々より強兵なる侍にて漸々の事にて隆信
彼赤星を手に入被申候て赤星幼少の子息を隆信に
質に出し被申候て和平に成候由の處に彼子息を無
謂隆信殺害仕被申候赤星以の外憤り薩摩を罷越新
納武藏守忠元を賴島津殿え申達候は右之段々如是
の仕合生々世々口惜く存候島津殿ならては可奉賴
方無御座向後御味方に罷なり可申候間願くは肥
前に討手を被指遣隆信を御討可被下候左候は口
薩摩より肥前に軍士を指向候事肥前龍造寺隆
信討死之事

着船天崎之城代阿蘇家臣中村伯耆守を討取其勢

宇土より盆城の内熊之庄甲佐中山祇用御船江手わ

けいたし甲斐入道死後とても花戰可有之候とて右

の四將衆覺の軍士手たれの∞のは御船に一戦を

とけさせ候はんとて聞い置被申候處に甲斐宗立一

職に不被及御船の城を明け置飯田山によぢのぼん

使者を以て島津の手下に向後可成との降を乞被

三八九

宮内少輔鎌田寛栖河上左京此四人を四將として騎

馬雜兵三萬相良先陣にて兵船數百艘宇土郡の浦に

矢イニ

久親二 勝信1ニ

成方

可忝候と偏に賴入候と申候へは忠元委細を聞申候

て扨々の事共に存候と申島津殿江右の段々

申上候得は御聞候て扨の事いはしく思召候

間島津の名聞と云無道を討候事天理と云侍の賴み

被申候事と云相良絹脇の弔びと云旁に付人數を可

有發向とて先肥後江令出馬肥後を手に入肥前に取

かけらるへしと赤星えは御頼の如く被得其意候

侍の御頼候上は發向ほど有間敷候間左様に思召候

て御蹄候へと御座候得は難有御事と禮詞を被送躍

鯖被申候由に候扨天正十二年三月新納武藏守梅北

御思不可過之候=

刑部左衛門と云侍頭に數百人之與力を指添被遣置

一盆城郡之内小熊野村花の山と云野城は前々より有

候城にては無之候彼城は相良盆城阿蘇御領内迄

被致發向小川守山小野村小熊野村豐田響原迄押し

かけ討死は被仕候へと討死しなから響原迄は押

領分と申事にて候也響原近所花の山を城に立候

事島津よりの所作にて彼城番代に薩摩より絹

益城郡小熊野花の山城根本 #落去之事

て分發向候處に矢部と砥用との堺満坂にて雙方の

軍人行逢無類の合戦に惟前公御敗北被成候て國中

に御在館被成候處無之候故郡浦之様に被成御落去
船にて薩摩え御父子共御立退被成候て島津を御頼
被成候處に島津以之外取持にて挌護被申候由に候
然と惟前公追々御逝去にて御子へ∞御育米共被
候て被召置候に以後加藤清正公惟善公え御知行
千石被進候砌薩摩にて右之惟前公の御子惟元公へ
∞知行千石被進候由に令風聞候惟元公御早世故御
子孫断絶の旨風聞いたし候併當分は神主殿之御親
父友貞公と御狀の取やり共被成候かの様に若輩の
砌阿蘇にて承り候かと覺候

候由に候相良事薩摩の幕下に成被申候て誓紙なと
被令違背益城えは出馬討死被仕候故相良に對し弔
ひ合戦も有之候はんづれど宗運事は薩摩抔
恐怖居候故せめてはヶ様に成ともいたし候て相良
家の者共に見せんと僕て彼城は築候はんと其頃令
沙汰候由に候宗運存生の間被申居候には相良領分

とて如此の仕方に候は、一日∞召置間敷候へとる
島津方より相良を取持如此に候島津に無意越通
の所存を見せ不構に罷在候へ小川守山小熊野在々
阿蘇を相背き島津相良に分隨意年貢等彼城に令納
所候ものにて候へと前々之通に阿蘇へ納所候上
は別條無之候彼花の山の城は碁の中手にて候此方
の内を無案内にて城取候事無法に候へとそれは
少々令堪忍候へは又々能事有之候間曽て構ひ有間
敷候と末々迄に被申聞置間には音信の取やりなと
仕被申候の處に宗運死去無程百ヶ日之内外に宗立
大將にて取かけ天正十二年に刑部左衛門を初め一
人不殘討取被申候島津家老新納武藏守忠元此事
を聞被申候て甲斐宗運は死候そく肥後江出馬桂
あらせましく僕そと被申候と語傳候

敷との誓言をたて入道公に討せ申候上は今更親の

敵と可存様は無之候へと亡父の所存か敷候

間其方は自らかためには子宗運の為には孫に

親は近く祖父は遠し然上は入道公に致毒害くれ

若此密なと存候は、今生の對面まで也

死を共にわたせと一途に思ひ定へしと被申候に付

力に不及承引仕其砌迄は木山城邊只今泉湯の残

有之處能泉湯にて彼所え入道慰に孫の木山内方よ

宗運を招請被申候に入來の砌茶をたて中の間

まて孫女直に持參候を珍敷渡候分候と服

用被申候て天正十一年七月五日に七十五にて死去

被申候由に候其年迄も隱居不被仕候事末代には不

可然申仁∞有之候乍然宗立事宗運に不被申阿蘇

蚊の御爲に令隱居候ては不宜候とて老身までも右

之通の由と語傳候是尤の事と存候は盆城郡、宇土、

網田、郡浦、託磨、竹宮、飽田の正保、新開、阿

藤、南郷、菅尾、 小國の御地としに四季宛廻り被

申候て寺社の修理人民の形義田畠の實否口舌之理

非直に開屑賞罰糺明之由に候死期近く成候て被申

居候は宗運死候は墓を人の目に立處にせましく

三八七

阿蘇神主惟種公御逝去惟前公御謀叛之事

一惟種公天正十一年之秋御歳二十有餘にて御逝去被

成候然は甲斐宗運存命に僕は何の申分有之間

敷候へと∞はや阿蘇家下かちに罹成濱の御所え出

仕申候仁人其八月頃からは疎に成候如是の折節

惟前公被思召候は惟光公惟善公を何とぞ被成候て

阿蘇大宮司御職を可被成御勤とて盆城の中山、砥

用、甲佐、堅志田の御知行は申に不及惡窯(と

引率し矢部に御取懸被成候はんと御座候此旨伊津

野早川城代衆西北渡邊田上之仁々矢部に内通申上

僕に付家老仁田水犬飼高森其外男成井田の人々一

同に申候は矢部に引受候ては見苦敷候此方方令發

向一戦を可遂とて右の仁々大將にて貳千人歩立に

候其仔細は薩摩の奴原共から弓の筈にて是こそ宗

運か墓よ石塔よなとゝさしつくじられ可被口惜
見よく老身なく成候は、三年之内に薩摩の手下
になるへしぞくと被申泪をなかしく被仕
候由に候案のことく宗運死後三年之内に薩摩より
令出馬候に有心の仁々申候由は宗運は神の化身と
申習はし候は異にて候と申候由語傳候
親宣親直ほとは無之候由然共丹花の合戦にて
の首尾入道以之外感悦被申候由にて二男四男何
*理々敷無之以外入道心に不叶由にて三人なか
詩可申旨内々被申候由を三人ともに風聞豐
後をさし落被申候を宗運聞付老身なから駈馬にて
只一人追懸南鄉俵山にて手討に二男三男討擒被申
候四男一人漸逃候て日向の様に送電其子孫當分
日向の國何れかの御領家の新禱山伏に成居被申候
付イニ
由令風聞候親秀入道宗立∞少々不足の生得故入道
の隠居とて阿蘇の御家を背き部屋の身上

にて其以前肥前國隆信より謀計状被指越候に親父
に今隱密同意被仕合志郡之内津久禮と云所に肥前
人數密々向候に御船を隱密にて宗立部屋分の
軍士引連津久禮に出浮被申候を宗運被聞屆不斷逞
兵二百騎程にて出馬に而津久禮近所迄押寄被申候
へは肥前人數早々引取候故一戰に不及宗運立腹大
形ならす宗立を引包み討可申と被仕候を合志殿
中に入斷を被送上御船鄉中の諸家衆に立連判
之起請文を宗立被仕漸くの事にて助命被申付候て
被致免許候由申傳候宗立隆信に歸依被申候譯は宗

一宗運の孫宗立の娘は木山備後守惟久の両方にて候
然は惟久の内方に宗立の内方則母親密々に被申候
由は先年父之豐後守阿蘇殿え逆心故宗運公よりや
みくと被討候逆心の親にて候へは是非不及其分
にて候併正敷亡父の敵にて候へと一味内通申間
一宗運兼々咄被申候は日本國中に太平記にも見え候

當國菊池に増したる弓取は無之候昔より中古迄其

通に菊池令名譽候は鳥雲の陣の張様一つにて毎度

勝利を得候菊池家の鳥害の法令落去當分宗運か

祕事に成候此鳥雲を分存∞の故度々の高名して

いまく入道もなく可成候問鳥雲∞入道と共に可

令落去候と被申居候由語傳候宗立に鳥雲の秘事可

被申付候へと右之通之仁故宗運心に不被叶傳受

など無之事にてこそ候はんすれと云傳候

宗運死去之事

甲斐宗運残念咄の事

運を亡し早々御船の城主に成度との内存にて候由

に候左様の心中故に薩摩より發向の砌見くるし

佐々殿え謀叛労にて被致失命甲斐の家滅亡

候

拾集昔語二

と被申候故入道座敷え出四方山の噺など被申候處

に和尚罷出右之通に被申候をいかにも捻りもみ打

などいたし被進候島津殿之使者是を見候は、師匠
と外存間敷候故罷歸島津殿え可申は宗運と申者
は七十程に罷成候得と不斷學問被致候と見へ申
候其譯はヶ様々々とさせ可申ため其ためとは不
斷學問いたし候老身にて古主を背き餘命なき折か
らなせ島津殿へなひき可申やといわせ可申ため
事之由に候左候て其夜只一人に栗林等なと申はや
わざ武士之者一人側に置使の仁にさゝやき被申候
は島津殿ヶ様の御釈を被下候事は不思儀に存候が
御一存の御分別にて候や又はいか様之譯共有之候
ての事に候やヶ様の御使御出候からは島津殿 無
他事思召貴殿にて可有之上は御内意承度候
被申候へは使者被申候は其事に候阿蘇家の侍井芹
の一黨七十餘人各連列にて島津の味方に成可申候
併甲斐宗運を味方に被成候手立宜く存候と密々申
越候就夫貴老∞御内心は御同前にて可有之候間書
釈進可中との事にて如此に僕と申候やに候入道聞

被申候扨は左様かと被申候迄にていか様の段

宗運實子を被殺候事付同氏宗立無分別之事

一甲斐宗運は男子3數多有之候由に候嫡子親秀入道

三八五

問答不申使者を馳走被致音物共遺候て翌朝遅く

立に小川に今一宿候様に計其夜中に甲斐武藏守

同伊勢守兩人と被分密談井芹何某は何某に討候へ

くと七十餘人の討手を被申付翌朝之使者罷立

候跡に一日の内に甲佐御船在々に罷有候井芹共悉

討被申候井芹大將の加賀守は渡邉軍兵衛討申候

當分之上豐内村庄屋又右衛門は加賀守の曾孫にて

候井芹河内守が加賀守は甥にて彼河内守か曾孫

は糸田村の彌助十兵衛にて候右之通に七十餘人を

一時に殺し被申候て宗運泪を流して被申候由は

是非に不及候井芹の各おのれか自害とは云な

からあたら者共を殺し候此中老身度々の高名彼

共一騎當千の奴原故にて候入道か指一つ折れ候

と被申て深く惜み被申候由に候右の使者案のこ

とく小川泊翌朝此事を風聞舌を罷立候由に

入道其事を聞被申候て島津に返事を能して彼

使に風聞させんためにに小川町に泊り候様にあひし

らひ小川にて聞候様に計ひ候と被申候由に候

一御船甲佐在々に井芹何某と申候て井芹の一黨

七十餘人天正の年中に有之候一人も不剛の者なく

皆金石の武士にて阿蘇殿御重に被思召候宗運

共通に被存候者ともにて候彼井芹の大を加賀

守と申候彼者共冥加もなく武運盡果て各一常

甲斐宗運井芹の黨を被殺候事

右之通に四百八ッ宛の首四度其外隈庄合戰少宛の

小合戦に五十百計宛の首は数度の由に候

一響原合戦に相良の上下四百八人

1丹花の瀬合戦に四百八人

一黑仁田豐後守阿蘇殿を奉背候を先書之通に上下四

百八人

一御船城討取之初合戦に房行の上下四百八人討取被
甲斐宗運一世中に四百八ッ宛の首を四度取被
申候事
野山谷川の邊に密隱躍在候て主将義陽に一命を
進上と思ひ切身を捨候は、弓やりにて宗運をねら
はれましきにもあらずと被存候て右通に面歸陳被
申候と以後樂咄に入道被申候と語傳候

連の書状を相認候て薩摩島津殿江密々申進候は
阿蘇家の代官を井芹一常に被仰付候は味方に成
可申候併何とぞ御手立を被成候て甲斐宗運を御味
方に成被申候様に被成候て可有御覽候彼入道被致
随意候は阿蘇家の侍一人も不殘幕下に罹成可申
候と申遺候由に付島津殿より有名なる古老の侍に
謀計の狀を持せ御船に被指遣候宗運對面被致候而
いか様の御用にて貴殿御越候哉と被申候へば口上
之儀は無之候と申候て書状を箱共に指出し申候

を入道披見被申候へは味方に被招候状にて候入道

兎角の事をも不被申御船城外に朱質和尚と申候て

古老なる智徳の禪和尚有之候を呼入道奥にて被申

候は和尚頼度事候て呼申候珍客請候間自分は客

の曾釋可申居候に座敷へ御出候て可被申候は客人

と見え候御菟候へと被申候て宗運か膝を枕に

して可被申には頃日は持病之脚氣分再發て以の

外足腰痛候いつもの様に脚を捻りてたべくと被

申候へ愚考捻り可申此事此に心得有之候て頼候

事にて候と被申候へは和尚被申候は殿の御用にて

御望候上は慮外と申事は無之候間其通に致可申候

一義陽を討申候緒方喜藏には入道過分之加増被申付

阿蘇殿御目見被仰付御褒美共被下候由に候宗運

死後迄令存命落去以後は有無の爲體にて罷在候處

にはるか以後清正公被成御入部御船に緒方喜と

芸者存命居候や被成御尋被召出響原の合戦之

僧にて有之候を東禪寺事大慈寺の末寺にて候故

彼和本寺の大慈寺住職に直以後分隠居宗運と

一所に可被居とて東禪寺に彼洞春婦參被召遷化被

成候東寺に彼和尚自書自識の影なと當分も有之

候宗運事彼和尚と折々問答なと被仕候由語傳候彼

入道兵道之儀は勿論歌道儒佛神道を通達にて惣

て大信行者にて自讀仁王經萬部之守を具足之上帶

に奉納仕袚申候由慥語傳候右歸陳の祝詞を寺社百

姓町人各参上にて申候に被申候由は今度相良討候

儀は味方討同前にて是非に不及候と被申候て以の

外笑止顔にて祝詞を請被申候由語傳候此段は重て

薩摩より相良の弔び合戰可有やと被存右之通に被

申候や宗運死去無程島津より初發に肥後へ出馬被

致候砌有心之仁々入道味方討同前と被申笑止顔い

たされ候事を感じ申候と語傳候

一宗運響原え出馬の同氏宗立に御船在々之百姓共

を早々飯田山えのぼせ峠にひろめかせ野や峰をさ

めうがち候ていろめかせ候へと被申付候は相良の

人々豐田響原飯田山見え候に宗運は御船城をは

つし飯田山へ攀登候はんやと思はせ扨安見村の

繩手を旗指物なしに忍びおしの様に人数を被押候

は必(相良の者見候て其通を相良に申候は、宇

土本郷よりの助兵と思び可申との智略の工夫少∞

相違なく其通に推察油断にて相良敗北被討資候

經の坪より歸陳の以前の馬に乗不申前の道をも

歸り不被申候雑兵手負の様にばけて甲佐早川の様

に歸被申候は相良の家来に智臣有間敷にもあらず

嫡子イニ

譯宗運の様子共扨義陽を討申候様子旁の譯被遊

御尋候に一々申上候上にて守袋木茸の構成物を

差出し是は田夫の私義陽の御首を仕候證據に耳を

そぎ取居候を御目に懸りとて指上申候へば以

の外清正公被遊御感七人扶持に三十石被下熊本坪

井田端小屋敷被下羅有無程令病死候坪井新鍛冶

屋町に源右衛門と云鍛冶此の喜藏が孫聟にて候

亡父四十五六年以前に被申聞置候

一秀吉様御横目九州へ被爲出候事附惟種公の御後室

秀吉様へ御禮被仰上候事、秀吉公薩摩へ被遊御入

一阿蘇惟種公の御後室兩若御達御歸城之事

一秀吉様九州へ被遊御下向候事

一島津大友殿を亡し可申との事

一阿蘇惟種公の御後室兩若御達を隠し申事

一薩摩島津より初發に肥後國へ人數を被指向之事

附肥前國龍造寺隆信を島津被討之事

一益城郡に熊野花の山城振本已後落城之事

一阿蘇神主惟種公御逝去惟前公御謀叛之事

一同入道子を數人被殺同氏嫡子宗立無分別之事

一同入道殘念咄之事

一同入道死去之事

一同宗運盛世之砌甲佐御舟在々地侍に井芹と云者之

一常有之候一黨を譯有之候而悉被殺之事

一同宗運折々四百八ッ宛の首討取之事

一宗運歸陣色々工夫緒方喜藏事

一宗運經の坪より歸陳被申候手輿には乘不被申以前

の黒の馬に乘不被申候餘の馬に雜兵手負の様

に歸り被申候に伊津野四郎右衛門手を負ひ岩下村

に伏居候處に立寄豚を伺び自分血を吸び帯の強弱

被致吟味藥を附黑薬を用ひて帰り被申候由に候彼

入道は本外兩道の達醫の由申傳候其頃河尻大慈禪

寺の持洞春和尚と申候は參内被召勅額拜請の名

僧にて彼和尚元來宗運菩提所御船邊田村東寺の

甲斐宗運從經坪歸陣之事付色々工夫緒方喜

事

一阿蘇家の侍成政公の城に助城仕る密忠之事

一肥後國侍佐々殿へ對し一揆を起す事

一同郡有動の家頼知略之事

一佐々殿山鹿郡隈部を被責候事

一秀吉公佐々内藏助成政公へ肥後國を被爲拜領候事

阿蘇惟種公の後室若御達を佐々成政の居城へ忠

臣共各申合せ入置申候事

馬候事、肥後國侍秀吉公へ御禮被申上候事

二

拾昔語一

一甲斐宗運相良義 陽發向候を討申候段委細經之坪よ

甲斐伊勢守を以惟種公へ被致言上候處に御感被

遊候而御感狀被成下候義陽之首御船之城邊にかけ

罷立候由に候眞星之宗運被申分と存候は右の情故

に村山氏之領内に於于今、相良殿之石塔有之候右

の情にていか樣村山氏の領内に相良家より心易如

此立置被申候と察し申候右に書出候通に湛淵其

時之首尾以之外宗運之心に叶申候故村山氏に乞被

申候て入道之家人と成申候由に候

・サケ

ホシ

下迄參上候而御出陣之旨承之唯今如此に御座候

然は強敵を急速に被成御討候事絕言語」申候御手

柄と祝詞を被申候へば先々急き可被致歸城候如此

とても堅く要心尤に候間能々無怠慢可被相守候

陽事今度こそ被致無分別候元來は學力∞有之候

位階を身代にて候は見事にあたら事と存候

今度村山家賴への使などは尋常に存候は若輩分別

の者にてうはきのやからにて候は、村山氏留守と

聞候は、幸と思ひ人數を押懸城を乘其風聞取沙

を根元にせんと可存候へとも少々智力有る者は

各別にて候と相良を宗運譽被申候を丹州∞感し被

候へと被仰出候に付御船原にかけられ候由に候當

分迄相良の首塚と申候而御船原に森有之候首を

かけられ砌相良より首乞請に有名之侍參候に甲

伊勢守首を相渡候に申しかけ候は様之御用は

何時にても可承候左様御心得へと申候而笑

ひかけく麗に一笑被成候而御歸りあれくと

しかけ候へとも一言も返言を不申首をうけ取箱に

ひれしほくとして罷立候由語傳候笛様之筈之事

にてこそ候はんずれと其砌令見聞候仁人申候由語

傳候愚老乍推參存候は銓所に參候而立候時笑ふ

て立候物と申來候もわらはず物をSはず罷立候

事∞右之通之事にてひやと申たる儀共と存候

***

一然處に村山丹後守留守居湛淵甚喜使を以宗運に申

上候は乍恐使を以申上候甲斐武藏殿宜御取成可被

下候夕部相良殿より御使被下候口上には村山氏今

度相良に可三一般」候哉いかゞ可」被 一般

候は、人數可被差向候有無之返事可申旨被仰越候

喜返事に申候には扨は左様候か村山氏儀當月は

矢部御殿之月番前にて御座候故矢部へ参勤被仕留

内裡へ上り申候哉 公方に上り申候哉と被申居候

亡父折々に被咄聞候右之玄蕃は吉久之被召仕候

玄蕃が子にて候

原加

運と申目察者豐州大友殿へ罷下候を御幕下に被差

廻候に阿蘇殿へ∞參候故阿蘇家被差廻候に付早川

へ見之候に吉次彼討取候刀見せ被申候へば加運

見申候て申候は此刀は阿部仲丸を大國へ被遣候砌

勅定にて名鍛治に御うたせ被成候刀にて候無類の

名作にて胡馬北風になにとやらん云故事を以て此

銘をきり申候など申候て大友殿へ被召上以後は

上々に上りと吉次致風聞候が

ハラカ

候刀令傳承其方に遺候刀にて候然は豊永討取之刀

銘我里馬と打候て有之候を其比従京都佐渡守にて御座候私之所存として箕否之御返事申進候

儀羅成不申候家頼と∞は矢部へ召連私一人に妻子

を守らせ召置候即刻矢部へ飛脚を差立御使之わけ

村山へ可申達候村山所存之越袨成御聞其上にSか

様ともと奉存候乍此上御人數被押懸候は少∞防不

申村山の妻子を手に懸申候て自害仕より外無御座

候即閉門仕罷在可申候間此旨相良殿へ被仰上只今

御評定之趣可被仰聞候と返言申候へは相良殿1

被仰越候は湛淵が所存道理に思召候早々村山方に

申越候上は村山氏より返事之邪正次第にとの御使

にて御座候右之段村山方に委細申遣候いまだ如何

様とも不被申越候右之通故村山領之男頭々は城に

籠め置候而女人之分は縁引々々に忍ばせ申候如此

之通に付先刻より無音申上居候追付村山罷歸何公

可被申上候乍憚謹而被仰上被下候へと申上候に付

宗運以之外感し思召候とて褒美之言之由に偶然處

に村山丹後守急歩にて被致参着すぐに經之坪に被

參候而入道に被致面談湛淵が飛脚之通に付惟種公

早速歸城仕候へと御暇被下御船之様に參候而貴老

に段々申達御下知を詩へと被仰出急馬にて御城

ジップ

聞と即時に被致籠城候然に早川殿島宮の權大宮

司渡邊孫四郎吉次事秀家とは乍三一家阿蘇殿へ直

参之者にて候故甲斐入道出陣之段風聞玄蕃と云

古老一人供し饗之原への近道舟津篠之尾越より西

山正法寺之門外を通り野傳に入道之陣所經之坪へ

參着て入道に面候て吉次申候は御出陣遅く

承り遅參饗之原の迫兩御手にあひ不申残念に存

候と と申候へ

へは宗運仰候は懇志故に早々被羅越致滿悦

候と御座候而兩度之合戰之次第被咄聞を承り田

拾集昔語一

ニシ

キヤウノツポ

ブナツ サ

イツクシャグリ

一宗運は阿蘇之御家國内之御領地は不及申其外右に

書出候通之國々所々之御領地に仕置被申付候に

第一被申付候は若し事急に珍事令出來候時分は住

城を堅固に相守り籠城疎に不可致出城候入道が

指圖を得城外へは可罷出候籠城及難儀候は後詰

之助兵を可遣候と城代々々に被申渡置候伊津野出

城不及是非候と其砌取沙汰致候由に候就」夫早

川城主越前守秀家相良之軍人甲佐へ發向候由風

と響被召候と語り傳候今度も甲斐入道吉例

にて響之原の迫首數四百八ッ詩高名の段語傳

に兵者との御褒美の御言にて假名軍兵衛と被仰付

冥加之至得家名」と亡父申聞候則亡父の實父軍

兵衛事にて候健宮八千左衛門を阿蘇領八千町に無

類之軍士と被仰て八千左衛門と假名被下候段右

に書出候軍兵衛と被仰付候儀其類にて候被致拝領

三七九

はあれは相良家有名の者と見請申候討取懸御目可

申と申候て追懸け其方は相良家の仁と見請候名乗

候へ此く申候者は蘇阿家にて渡邉吉次と申者にて

候と申候へばさては左様にか某は相良家にて少

々侍頭承候豐永藤次と申者にて候家頼致落去如此

に候と申∞あへず長刀をまくりかけかいり候を吉

次二尺五寸の刀にてさすり合びなんなく彼藤次を

討候兩入道に見せ申候て手柄仕候然は彼藤大

は一方之侍頭大分の侍を甲斐田代兩入道之眼前

にて如此之高名宗運證に被立惟種公へ被申上候へ

は殊の外之御戚にて殿島宮下七半濟之在々にて其

内之納にて御加増被下乍其上御刀被爲拜領軍

クラナフ

ナハンセイ

代入道へも感悅申居候處に陣所より南の繩手田原

之中を馬に放れたる武者と相見え長刀を横へ只

一人心静に不臆引退候を吉次見候て宗運に申候

ナガトウジ

ウミヤウ

殘兵ども義腸を打せ晴々とは引取心得有之

間敷候其上可引道を如此に差塞ぎ居候上は一途の

合戰相殘り候然れとも此方へ不相構向の山邊を引

候は、手指させ間敷候窮鼠却而猫を喰と謂傳へて

渡り候と被申候へば田代入道具而承り申候は仰は

御尤にて御座候へと此方に相構不申山邊を引申

とても伊津野を討通申候者ともを晴々と難通

ヒガシニシ

向候

フチンノ

を引取巢林村之前經之坪と云丸野畠之上小高き地

に陣取被召上下飲食を相調候て休息之處に

デン

マルノ ハダ

キヤウツボ

スパヤシ

周防守が嫡子にて候中横田村庄屋傳右衛門曾祖父

にて候存藝法師天草刑部少輔東西南北と云相良家

之四天王之侍豐水なと云侍頭皆々宗運討取被申候

義陽は入道家人緒方喜藏と申者討申候片時之間に

有名の侍七十餘人雑兵二百餘人討取被申候而勝鬨

をあけ被申候由に候宗運家人は左程不損響之原

ナカヨコダ

一宗運幕下の田代在々之領主田代城代宗傳と申仁走

せ參じ謹而被申候は今日之御出馬遲く承り響之原

の御手に合不申残念に奉存候不珍御事とは乍申相

良を被成御討候事無類之御儀と感悅申上候へは宗

運被」申候由は其事に候併堅志田甲佐へ

東西か成候て糸石の桑之迫と云所を轉引に引き宗運之陣

所へは不構申候へども宗傳歩立之軍人二百程にて

一面に鍵を揃へ眞黒に突入被申候に片時の間黒煙

立候而相良の人々敗北しやばがみを差て引是

あり糸石山より小熊野海東をさして別人も多く見

苦しかし事共にて候堅志田原に相殘候東西の残

兵と桑之迫の難儀を聞何方へ可引やと十方を失

ひ罷在候を赤蜂の尾より令出城追討致候故四角八

方へ退散糸石と堅志田との間に當分清水涌

く所有之候彼左右にて堅志田若宮明神之寺社落行

残兵を沼田に追は大分討候に付赤蜂之尾に

令發向西氏被討候共落候とも不相知成候由にて

萬餘の相良勢一人も不二見得」體にて見苦しかし

事共なりさて田代宗傳相良の軍士五十餘人討取宗

運に見せ申候由に候宗傳家人は左程不損手柄被致

候宗運被申候は今度に不限事なから粉骨神妙に

ダハノ サコ

三七片

存候是非とも愚老に一合戦被成発可被下候自餘

を不交荒手にて一合戦途申度と申候得ば宗運御

聞候而様子次第にと被申候處に甲佐堅志田に分發

向候軍人と∞相良殿打れられ候事を聞前後不覺に

グリヒキ

拾集昔語一

押し安見村に被押出」を相良の物見と見物候

而大将に申候は御舟より北に當って見え申候高山

之峠に大分人數見え申候乍其上岸をさめつちを

うが+ ち申候哉新の土色見え申候偖是より一里計

下り末の村際を鎧武者大分見え申候乍去旗指物は

見え不申候と申候へば相良の人々申候由は曽而難

心得申義陽」申候は宗運居城をはづし

ヤスミ

等輿と申侍頭共に被申付不断の選兵二百騎程にて

早々被出立候に嫡子親秀入道宗立に被申付候は御

舟郷中の百姓共を印刻早々飯田山にのぼせ山之

峠を鍬にて開かせ岸抔さめさせ大勢色めかせ候而

響之原あたりより見え候處を右之通にと申付候へ

扨城代に旅の者他領の者外川より内に入れ間敷候

色々要心致候へと被申付候て若宮明神井城内天満

宮を拜し黑之名馬に打乘自身大貝を吹立軍士を引

卒し出陣被致候に件の鷹城内天満宮之森之上に舞

候を吉例とて拜し響之原の順道は押し不被申廻り

道を可押とて山出村に被押出彼村領内故彼村之大

武明神之証人田上備後と申者井同村地侍頭井芹河

内と申者を供せられ田口村と津志田村との間道を

正井岸伊豆五郎岡

彼者と∞は一面に切崩し突崩し戰候故!

相良勢一人も立合せ候人是なく追まくり切まくり

悉く討取候故四角八方へ迯去敗北 大石山

しゃばがみを指し令退散候相良家之法師武者所

存法師を田上備後守討取候彼備後は先年熊之庄

合戦の砌宇土本郷家之侍頭大河六彌太を討田上

三七七

門鳥

佐四郎椎葉七層

果林若狹守

濮淵、椎葉、杉田、保田、

保田、林、村山

シイバ

田之上、下山、栗林、緒方、志戸、岡、 井芹、鳥居、

す

飯田山に引上り候はんと察候扨見え候人數は宇

土本鄉伯州兼々懇志之ゆゑに今度盆城へ自分令出

馬候段被聞付爲加兵被差越候人數にて可有之候誠

以重志之至不斜候と各太悅何心もなく被罷在候に

下糸石村際の堀通し道を宗運隱密に押通し義陽の

本陣饗之原へ押上り三四町ほど∞手前にて左巴鶯

矢旗を押立岡之聲をあげ貝を吹立無軍法之太鼓を

打眞一文字にから被申候に付相良の七人すはや

甲斐宗運候ぞと周章候處におしかけ右往左往に懸
散し突崩し片時之間に義陽を討被申候總而宗運秉
目を被懸一騎當千の剛の者ともと申候は本田
ともに候は、其段被仰聞可被下候則閉門居可申
候此旨被仰上有無之段被仰聞被下候へと申候此旨
段々相良殿へ申上候處に各評定取々にて押懸可被
打捨哉扨叉至極の道理を申候に付手指し被成間敷
哉と色々吟味の處に侍頭豐永氏すみ出申候は去
とては湛淵か申段至極の事にて御座候留守居承候
身上にて得其意候と申候而御禮申候は、其座にて
詩取可申を主人の上を計不申道の返答申候事見
事に候人數被押懸候は、矢を一筋射不申村山氏の
妻子を手にかけ見事可致自害候其時には後年人口
不可然候Sかにも至極と思召候村山氏より返事次
第に候其間は御かまひ不被成との使を被遣御尤と
存候と申候へは各一同に尤の事と申候て其通之使
を甚喜に被差越候に付豐田の城は其日無事にて先

々相通り候由に偶然は甚喜右の通に丹後守に即刻

申遣候へは返事之申様無殘所、被」得意」候彌申

越候様に心得罷在候へ若相良より村山はSか様に

申越候哉と使に申候は返事に可申は村山申越候

は先以妻子に無御構候旨難有存候今日中羅歸候而

宜可申達と申上置候へと申越候と返事を申候てだ

御座候と申進候宗運承知不被」移時刻」兼日近從

を放し不被申甲斐武藏守同伊勢守栗林伊賀守入道

ケンジツ

クリバヤシ

まり罷在用心仕居可申候早々可罷歸と申候て甚喜

が飛脚早々差戻し御殿に罷上相良發向之段相良よ

村山に申越候使口上の趣留守居湛淵か返事之段

細々申上候へは惟種公被聞召上即刻歸城可仕候御

舟之様に参候て宗運入道に申聞け下知を可請候最

早多分宗運は出陣」と被爲思召上候と被仰

出御暇被下急速に村山被罷立候由に候彼甚喜今度

の首尾中々甲斐入道の機に入村山氏に乞ひ被申候

而以後は入道家頼に成候國代落去浪人となり果申

候彼甚喜曽々孫は早川村に當分御山之口仕居候新

兵衛にて候右之通祖父吉次より慥に申傳談

一甲斐宗運へ甲佐早川より注進申候は相良義陽發向

被有候而今朝未明に堅志田甲佐兩城へ東西兩將被

差向候に付伊津野今朝被致出城ひより瀬河原にて

被」遂合戰被致討死候併寄手之大將東掃部助を

伊津野四郎右衛門討取申候西肥前守大將にて赤蜂

の尾に分發向候へ共堅固に籠城候故取巻申候ま

てにて別條無御座候相良の本陣は豊田響の原にて

近所迄は分

遠慮長追討は不致候由に候以後宗運を始めなれた

古老と申候由は右の荒手の仁人赤蜂の尾を取

居候西肥前守が後詰を致し城より切て出候は西

氏を討候はんに軍士なくして無是非事などゝ

申たる由に候然は義陽の本陣へ伊津野討取候然と

ハラヒカハコ

ニフ

三伏」出陣無之由に落去後加藤清正公

に被召出手筈有之候へとも如何被存候哉筑州に知

有之候とて鬼神太夫と云伊津野之家に傳來候大

脇指をさし深編笠を着て被致逐電以後成行不相

知候由に候偖東討死の残兵とを中山祇用より分

發向堅志田かたひらと云所の林の左右にて大合戰

致候に東の殘兵と々敗北山林方々へ退散

候由に候砥用馬入城の城代紙用丹後守佐々原後藤

兵衛中山梓野の玄蕃允 秋川小屋野の何某各荒手

にて追かけく悉く討取候神野玄蕃は中山當分の

御惣庄屋中山孫左衛門高祖父にて候佐々原後藤兵

衛は砥用大庄屋善兵衛先祖にて候後藤兵衛妹は愚

老祖父吉次の妻女にて亡父の母にて候小屋野は秘
川に末々有之候小屋野の證川村に慥に源兵衛
と云老身分所持候右の仁人相良本陣の三七五
一豐田之城之城代村山丹後守に従義陽使者を以被
申候は村山氏相良の幕下に被相成可」 一般
及異儀」は、軍士可差向候急に有無之儀返事
に被申越候へと被申遣候然は村山丹後守は矢部の
御殿に當月番に被相詰候由にて留守居の城代此由
承候而返事申候は村山丹後守今月は阿蘇殿御館に
月前にて矢部に被罷上留守に而御座候私儀湛淵
甚喜と申家賴にて留守居までを被申付置候に付私
に有無之返事可申上様羅成不申候尤人数を出し防
申事も私には不罷成候殊更家來少之侍ともは村山
連右之通に候故尚更此段不罷成候此方に御軍士
被差向候は村山之妻子とともに自害仕候より外分
別に及不申候如此の御使の段村山方に今日可申遣
然上は村山方邪正の返事は可被申候此旨義

陽公に被仰上可給候是非乍此上∞御人數被押向儀

東は討死候通相達候へば以之外に大悦にて軍

初に一城主を討取事は難有事とてさばがみより半

里程甲佐の方に押よせ四万十町ほどの平地一面之

所饗之原と云に本陣をはり伊津野討候祝之酒宴被

居候由に候

大老の嫡子にて候山城守之親父三河守と

申候彼三河守の娘山城守の妹を四郎右衛門女房に

致候故江原を改め伊津野名字に成候伊津野氏は村

上天皇の末孫にて故有之家にて候然は天正の年中

初つ比に従京都碁楽と申天下一之碁打豐後大友殿

シロガタ

ラウンセ

ヤスヒラ

サブラヒ

甲佐宮の鬼丸祝部と申社家にて候田上甚兵衛曽祖

チニマル

に候坂谷水越横部田遠境之在々にて恩下の地侍同

野伏の兵人かけ付候事不相成候右の田上伊豆守は

サカタニミツコショコベ タ

父甲佐作之亟爲には高祖父にて候赤星は甲佐宮の

オンカ

其外の仁人死を一途に致候て追懸々々手痛

く戰候故東の軍人多く討取候故四角八方へ残兵

敗北候四郎右衛門右之通深手負候を家人せおひ候

て油坂下之岩下に甲佐宮之總録祝部と申社家の所

に置候由に候松之尾城下之家人令遲參候事尤之事

死の故以之外に周章右行左行に敗北

を赤

シドロモドロ

星田上一太夫にて彼仁∞社家にて候當分安平村に城形少

有之候地は赤星の住所にて候國代落去以後には

有無の體にて候を安村當分の庄屋の祖父之赤

星を懇に勞育致候故赤星名字を相譲り候此外孫

々とても無之候伊津野四郎右衛門は江原雲晴と申

伊津野之宮の宮寺神宮寺只今の法印にてさては伊津野の

末孫は如此にて候彼四郎右衛門は母方に分連續軍

兵衛とは従子にて旁重縁故に四郎右衛門令法體清

念と法號を申候を九郎右衛門所にて育殺候山城守

之子息宮内少輔と申候右の合戦の折節は大病中に

グミコロシ

ミヤジ ジングウジ

つき絶食」船中にて氣を煩死候由を亡父咄聞被

申候右之通を渡邊吉次見被申候て此事は慥成咄に

候右之四郎右衛門娘三河守之孫は愚老伯父九郎

右衛門女房にて候彼九郎右衛門惣領子を助兵衛と

申候助兵衛惣領娘當分の助兵衛女房にて候助兵衛

兩人之子又兵衛惣兵衛にて候助兵衛女房の弟甲佐

の手下り候間Sやくと被申候故無是非松之尾よ

すぐ様に豊後之様に立歸り無念がりいきほしを

テサガ

へ下り候就」夫彼樂を九州之内御幕下を二廻

候に付甲佐伊津野へ来り左候へば山城守は傳

受と云事なくして國中無類の基之名人にて彼樂

と碁一盤を兩日に彼」今成就、先手を基に被渡

候叉二盤に基樂負に成り是非とも一つを取返度存

候天下にて名を失ひ候と基樂申候由に候へと∞伊

津野被申候は其方連の下手と打候へばてき面に碁

三七四

勢

敗北大の本陣日和瀬河原に引退候處を東の

軍士得勝利急に追かけ河原にて手痛く戰候に東の

人数は二千山城の人数は二百には過不申候故たま

拓, 昔語一

マノボ

モリヤマチ

の軍士は坂上より眞下にかいり伊津野の軍士は坂

マツクダリ

に陣取候て東か本陣油坂へ人数を被差向候處に東

ドリカム

油坂と云坂の峠に居て軍人を甲佐近所迄差向

候處に伊津野城下を引卒し可」被」申間無」之相

良勢の事か可」有とうかと存哉は

運盡はて候而之事に候哉手廻之者共手にて早速出

アプラザカ

城候而碧川を打渡り日和瀬河原之大平なる芝河原

兵一萬餘にて出馬候て盆城郡之内小川町守山小野

村々を被燒立」小野村上野之峠しやばがみと云ふ

所に古麓より七里程押し本陣を取被申候而翌朝未

明に堅志田北左衛門尉之居城赤蜂の尾に西肥前守

甲佐伊津野山城守松之尾に東掃部之助彼兩將に三

千餘の軍士を差添被差向西一手の軍人千餘にて

赤蜂の尾に打向候處に堅固令籠城候故頓に責落候

事難」成取巻き候迄にて時刻を移し候東一手之軍

士二千餘に而甲佐松之尾に分發向大將東本陣を

下より眞上りに坂中にて相戰ひ印時に伊津野のかゝりばよき太平の河原に陣取候而被致討死候

は先年熊之庄合戦のかくれをとり被申候て面目

を失被申候殘念にて背水の陣取被召討死被致候哉

其比有心之人々致取沙汰由に山州は討死

被致候へと家老伊津野四郎右衛門を大将として

家來の侍赤星一太夫甲佐宮の頭權大宮司數人の

祝部中に∞田上伊豆守各一同に大將今朝城下を御

催なく出陣我々とも遅參不及是非候と申候三七三

處に伊

津野四郎右衛門と申家老は宿に今朝有合不申候而

大將を討せ無是非候東掃部を討坂候はすは二度と

甲佐へは立歸間敷との唆をなし引取味方を押

返しく油坂へ切て上り候に相続く仁人には田上

伊豆赤星一太夫權大宮司数人の部面もふらず四

郎右衛門眞先きに油坂へ山州を討坂上下のじり

居候處へ二百程にて作歩立真黒に切上り候處に

眞先に進む四郎右衛門が左之乳の下を東掃部鏡!

表裏に通候四郎右衛門剛の者にて手轉寄候

東掃部を討取候東之軍士大勢とは乍」東大將討

タノウヘ

るへき様なく後は大河引き道も無く即時に伊津

野被致討死候彼山州碧川を渡り大河を後に當て敵

タイヘイ

申候由に候義陽も元來大友殿

御幕下にて候由然者阿蘇同前にて候故阿蘇相良

互に無野心一味可被成との御堅約にて阿蘇よりは

甲斐氏承に而右之證人に被罷出互に誓紙書物の取

替被申候て相良の誓紙は阿蘇宮、阿蘇の誓紙は入

ブルブモト

伊津野山城守討死田代宗傳渡邊吉次事

一相良修理大輔義陽は天正初比迄は球麻、蘆北、

被討候事

サカラ ヨシヒ

△甲斐宗運盆城郡豐田村響の原合戦相良義陽を

ヒミキノハラ

候と御座候而有名の首豐後へ進上被申候へは大友

義統公被成御満悦入道に御感狀被下飽田郡之内池

上在々を今度の忠節に被下候との御書出拜請被申

候由に候然れども程なく入道死去追々亂國に成

候故當分迄の如此なる昔物語と成果候右八千左衛

門矢部の御殿に御奉公仕居候而御落去已後令

付候由にて津志田に近年まで伯樂致居候七右衛門

母郎八千左衛門娘之子にて候偖又右の首を豐州へ

持參候者首くさり候故悪臭をかざ毒となり候て人

馬大分に死候由語傳候

代三郡を随へ八代郡古麓に住城之由に候彼古麓之

城を前々八代之城と代白木社宮に御奉納之由に候阿蘇の誓詞は甲斐宗

運家賴侍頭甲斐伊勢守と申者書候彼伊勢は學力能

書色々故實者にて候ひつる由語傳候然る處に義陽

右之通之誓文を違背被召候而薩摩島津家に隨

意被申候由にて相良被申候由は阿蘇と約束」

誓證文を令違背、上は多分從二阿蘇可被取懸

間左無之内に阿蘇へ發向可有との事にて相良の

幕下八代郡興善寺城の城代相良伊勢守、同岡の城

の城代佐々木宮内左衛門、同吉本城の城代東掃部

助、明神に社參有られ候に旗竿鳥居に懸り真中より

切れ候由に此の段は阿蘇と右之通之約束誓文相

違の御冥罰と其の比有心之仁人致沙汰候由に候然

れとも左様之怪事∞不被驚無止事即日騎馬雑

諸出家の武者所存藝法師を始め數人の出家衆各引

出陣て天正八年四月二日に義陽産神白木社

シャトコ ゾンダイ

天草は其の相良に繰引候而之事かいか様のわけ

かにて 同陣候哉語傳覺無」之候右の城代々々幷に

同水俟城此兩城代深水宗甫、此外天草刑部少輔彼

フカミソウホ

ミナマタ

代惡兵衛、同佐敷城の城代西肥前守、同津奈木城、

ヨシモト

サシキ

同種山城の城代蓑田五兵衛、蘆北郡田浦城の城

タネヤマ

シラキ シャグウ

宮之城

主正運縁の分け後筆に可書出候城之藤左衛門事

ジマル

アメヤマ コウミヤウ

ケミヤウ

ユミトリタチ

して引取由に候宗運は四百八つの首を取歸陣被
致候に宗運事は漸く千町の領主にて候へ共書出之
通に神の化身にて候哉薩摩の大守義久肥前隆信不
形名將島津之大老新納武藏守乍三 日
本に顯名高弓取達が彼甲斐入道には以之外恐
怖不二大形北目迄は折々隆信萬騎之勢にて發向候
<共阿蘇へ出馬無之御船近所迄は被令出陣候へと
御船城に被押懸候儀無之候然者八千左衛門其日
の合戦に有名の首七つ宗運に見せ候由に候彼藤左
門別方氣力つき相引の事八千左衛門は尤之
事と其比申候由に候被八千左衛門は其日に不限そ
こ爰にて無類の手柄仕候故阿蘇殿より八千町に無
比の軍士と被仰出假名を八千左衛門と被仰付候右
に書出候通の阿蘇家武者揃に万次丸八千左衛門と
候はかの八千左衛門か事にて候其砌は假名實名從

主將被下候を天山の高名に存候由に候彼八千左

衛門元来は矢部の御殿近所に被罷在御奉公被相勤

候仁にて候か健宮甲斐正運事宗運に内縁の分け有

之候故健宮に参住候はん哉と存候宗運に健在候に雙方知る人に成不
申候事いか敷候然とる

其砌はそこ爰と領主持切にて候ひつる故隈本

より健宮に行候事健宮より隈本に行候事も當分

他國へ參候同前には殊更其領主の木印札を不

にさげ居候はねば打殺ししめ殺

人と名

付候故可」仕樣無之時世之由に候偖は藤左衛門入

千左衛門乍兩人剛之者にて互に見參之望は有之候

はんずれとも右之通故初て右之通にて候はんと存

候他國は不」存候亡父 被 語聞候に天正の年中比迄

は大小指ながら茶水酒飯へ候由にて客に行き來

候而大小さしながらあいさつにて有之候など、

被語聞候右之通彼藤左衛門迯候を入道家來之若武

者とも追懸け討可申と仕候を入道深く制止被申候

而被申候由は彼等が様成る武士は敵にてる借く

偖彼者を討取候はねば味方負候にてはなしかち

軍仕なから彼者打取は惜しく候家頼を討せ候∞猶

更惜候迯がせくと被申候由語傳候歸陣の上にて

阿蘇殿へ被申上今度の首は大友殿へ致進上宜奉存

三七一

城名字を被菟候

にて候八千左衛門健宮に罷

ジャウ

タケミヤ

天正年中に隈本城殿之家人に藤左衛門は剛之者故

ジャウ

各右之通之城主々々おくれを取家兵大分討死

致候宗運父子如此被得勝利候事は唯事にあらす阿

蘇明神の御冥助と各上下一同に阿蘇の御煙を拜申

候由に今度之合戦に3入道吉例にて四百八ッの

キタメ

サンヤ

ークシマチ

宇土の軍士本所〻〻へ迯可申筈に候に追討にと

存候哉藥師町之通の深淵を渡り河向なる味方相

ジンベン

ヒダリトモエサギャバタ

兩勢は丹花の瀬にて矢之砌宗運の跡を取切可」

令後詰候とてとがはらと云村の邊りに分伏兵

モトヤマ

肥後交芮書第四巻

罷在候由に候然は宗運父子本山よやすと云村之小

篠林のかげより左巴 鷺矢旗を押立無二無三に丹

花の瀬のこなたへ人數を押寄へ〻〻と招かれ候

へと各川を渡し不申に付宗運被申候は御比興千

萬是へ〻〻と耻しめ被申候へは各一同にひたく

とおつひてかけ入被申候處に甲佐御船の大河にな

れたる川達水練の若武者と水の淺深を不論か

けてみたぐりより川中にて無雙の大合戦其外矢部

砥用、中山、南郷、菅之尾、阿蘇、小國、山野、

谷坂不斷自由之馬達共各神便之様に戰候故右往左

往にかけ立られ敗北大形」後詰存懸なく川尻

加り高橋隈本をさして引取候所存之外北目衆敗北

にて候は我々は城之家臣木葉平川、城の藤左衛門と申

者共にて我々事は國中に令顯名」候故御聞∞被成

候はん今日分他出先刻之戦に不罷出残念に候自

分共令參味方かめくと分敗北」無是非

甲斐殿御事未懸三御目」申上候乍慮外御父子に自餘

を不交勝負をあふざ奉り度と申し∞あへす打て懸

候宗運被申候は偖∞一騎當千の侍見事にて候心

ざしの通りにと被申候て味方に先々手指を老後に

花軍して見すべしとて三人の荒手の者ともと受つ

流しつ古今無雙の見物事に終には木葉平川を入

道父子にて討取被申候而國中の沙汰の大手柄被

致候由に候城藤左衛門はかいふって迯候をきたな

しかくせくと總軍勢のじりへ共無難去

僕が取而返しかけ來りたけ宮八千左衛門殿はかわ

せぬか見參せんと申候故八千左衛門是を聞願ふ所

に幸とてかけ出八千左衛門羅在候と云よりはやく

かけ合せ秘法を盡し戦へと互に勝負なく雙方

氣力つき相引にひきなんなく藤左衛門は隈本をさ

ザタ

ハナイグサ

首を取勝鬨を上げられ上下一同に食水飲食被致候

處に引取候味方を押分け武者三騎近くはせ寄名乗

コバ ヒラカハ ジャウノ

内の侍にて候へと大友殿他に異に被思召肥後國

の仕置そこに宜く御賴思召との事とるにて隈部

木、隈本、宇土、高橋之城主々々元來豐州大

友殿幕下にて殊更甲斐宗運は阿蘇殿の大老にて

タングワ

タク

一天正八年三月十七日に甲斐宗運同宗立飽田託磨之

ミッ

A甲斐宗運同宗立丹花之瀬合戰之事

候と祝詞を申候てからくと打笑目水一滴落し

不申候と語傳候

言被申候に付黒仁田一家中不殘幕下に至まで豐後

守同前に御船川河狩遊に招請とて日を定呼請

被申候而大の黒仁田豐後守一人宗運奥座敷に通

し飯後に入道手討に豐後を被討候て一つ貝を吹被

申候と一同に亭主々々客々を討候へば御船城下九

十九小路中に被申渡置何某は何某所々々々と宿割

被申付置右之通に一つ貝を相岡にて各一同に客々

を討候由に候如此之智略故入道の家人は一人も不

損大將を始め上下四百八人印時に討坂被申候由語

傳候宗立内方尋常に衣紋かいつくろひ罷出入道に

さて(御本望不」過之候からは大悦此事に存

境丹花の瀬にて無類の合戰被致候高名分”は河尻、

鹿子蘇家總勢一萬餘にて託麻本庄に被致向處

隈部、鹿子木、隈本、高橋の城主々々、白河丹花之

瀬を前にあて各陣取候而被」扣候由に候宇土川尻

三六九

カノコギ クマモト

入道大にて手勢右之通之上に領内在々庄宦等阿

ホン

にて無據御船に被罷越候渡邊吉次も早川城に相詰

儀得意」申段返事申候故入道滿悦候而父子の

ヨシツグ

合志いつれる宗運とは無他事語あひ被申候之處右

之城主衆思ひく心々に成被申候て豊後を相背き

密々薩摩肥前心々に被羅成大友義統公に不忠にて

候へと∞阿蘇殿計豐州方にて御座候を右之城主々

々猜被申候て阿蘇家計如此之段見苦候阿蘇家を

可被亡と内談有之候由を甲斐入道慥に被相聞層不

移時日八千町を催し大將分(八千人入道手勢

三百騎父子大將にて明後日出陣とて御船城々代

迄には無心元候間孫之早川越前守秀家今度御用

之陣立同前之勤にて候間御船に被罷越爲要心被致

入城可給候早川城の用心には一家にて候上は渡邊

孫四郎被致入城宜候との使者入道より被差越候に

付秀家祖父と云ひ大老の宗運と申し味方と被存候

而之事と云ひ阿蘇殿御用軍立同前と被申越候事

セブシ

一先筆に書落候右之圓福寺善忠は生前中山之内九尾

村にて候當時作左衛門、七左衛門、木左衛門、兵

ゴノチ

一惟將公甲斐入道に被仰付候は健宮甲斐正運は元來

其方が一家にて候軍慮宜候間彼者を同陣にて

熊之庄堯取候へと被仰出候其段郎正運に被申聞

へは謹面被奉」得其意兩將出陣被致御船川、水

泉寺川になれたる河達水とを忍ばせ濱戸川を

夜中にわたさせ城内に放火漸くの事に都合三

年目に被致落城候由語傳候宗運數度の高名他國迄

*被致顯名」僕ら取にて候へとも三年目に右之

通尤の事と申候其分けは已後小西行長領分に成候

故彼熊之庄城を一覧候而目に付き既に居城に可

被取立」と被思召候へと∞城邊に薪山を可被仕立

之地無之とて御用捨の由に候其後加藤清正公肥後

ふさねて被遊御領候砌此城被遊御一覧前々より御

目に被爲付候由にて城に又御取立可被成と御座候

へ共城邊に薪山地無之候とて被遊御用捨候然れど

小西領分之砌は舎弟主殿佐と申を城番に被遣置

大形城分に成居候由語傳候

申たるなど、亡父咄居被申候

理、被仁人の子孫當分矢部の内佐渡村に百姓と成

家の御家老分の仁にて候に阿蘇之御家を背き日向

之國伊藤に隨意有之旨甲斐宗運聞屑被申去とては被申候者偖は左様
にて御座候哉及是非不申候

代々之主君を被奉」背無法之仁を親と存可申

様無」之候急き御討可被成候味方可仕様無御座候

申候へば入道機嫌にてさて!能言たり!尤

之事偖は誓言を可聞候と被申候へばあくと誓

可致一味」候哉有體を申出候へと被申候へ

は

不忠不義不及是非候討可申との事にて之宗立内

方に被申候は其方が父豐後は阿蘇殿を背日向伊藤

に随身之旨慥に聞屈候爰元へ呼よせ可討候かわで

ヒト

一岩尾之城代黒仁田豊後守は甲斐宗運の嫡子同相摸

守親秀入道宗立の四男にて候然に彼豐前守阿蘇

⊿甲斐宗運黑仁田氏を被討候事

罷在候早川村と彼さわたり一村同前之分ヶ後筆に

書出べく候

サワタリ

一早川城主之侍頭佐渡大學、同圖書、同能登、同修

左衛門、當分御百姓相勤羅有候彼者と祖父善

慶と申者之伯父にて候

三六八

福寺渡邊兩人にて八人を相手に致し三人を討取五

開置候亡父目水をたれ昔之事ながら残念に候は圓

メミツ

く避けさん不領村に圓福寺之末寺有之候に走り入

死をのがれ早川の様に歸候と善忠亡父など又は其

外當所者ともに語聞けを被申候と亡父被申

フリヤ

百十の上にて死候由亡父若輩の比迄存命せしめ其

のと亡父に細々仕聞ヶ居候と亡父語被

聞候藤二郎は糸田村にて死候忠兵衛が父にて候

玄蕃は早川村にて死候理右衛門が確父之事にて候

偖又圓福寺之弟子善忠十六に成被申候時にて師匠

之陣立に附そひ被參候而各合戦の時は鍵をふりか

たげ麥畠の中に忍び居候て見居候處に圓福寺渡邊

は休雲討死後に八人を相手にして切合被申候處に

三人は討被申候て五人に成候をあひ手として戦

M被申候内に渡邊吉久被致討死候其跡に三人に

成候を春藏主あいてとして切合被申候内に春藏主

討死被召候に兩人は立去候處に一人相殘り師之首

をかき候を忠見すまし麥畠之中より無二無三に

走寄り鍵にてた中を突通しつき通しながら鍵は

打捨置師の最後迄被持居候長刀をかつ取なくな

三六七

數各令討死候故見候人存候人もなく善忠の迄

にて無是非はたらきと申候て百年餘の後に無念が

を被申候渡邊は武士にて3春藏司右之通不思

儀と亡父善忠に被申候に善忠咄を被申候は師の

坊は五尺の屏風立物を外に立候て長刀をつかび飛

こしたてもの屏風のふちに上り歩み候て長刀をつ
かひ居られ候と善忠咄居被申候と亡父被語聞候彼
長刀を善忠右之通に被持歸候を圓福寺本尊當分ま
で御座候彌陀木像のわきに立つ被召
置候由に候然ば天正年中國代落去一同に寺社同
前にて圓福寺寺領も百姓と成り小西領分に成候時
分渡邊三藏と申侍之知行に右の寺領成候故圓福
寺を山の中に追入候而寺地を屋敷に被致在宅被
召候由に候左候而彼長刀を見被申候て被」致押
取 小西殿へ上被申候に正身の正宗にて行長一の
重になり申候由亡父咄被聞候柄入かまのえびじ
りの様に打まげ候而有之由に候急用に正宗作り候
時うちまげく作り立候に如此に有」之候と其比
人を相手に致し兩人討取三人に討なし兩人討死は
∞大手柄にて有之候へ共入道見不被申早川人
申出候由に候然れと此段惟將公に被申上候へは
殊之外被遊御立腹伊津野に切腹可被仰付候へとも

彼者は村上天皇の御末葉にて御綸旨を頂戴仕分

有る侍故死罪は被遊御冤候併御追放と被仰出天

草へ被遊御追放候然處に阿蘇家の仁人は不及申阿

蘇山龜甲山飯田山其外諸出家衆矢部へ被」致参

伊津野本領安堵歸城御免之御訴詔被申上候に付三

年目に被御免許」被致歸城其城の悪名無是

非存られ相良向之砌には不及籠城出陣 背水之

コンマサ

にて入道被申候は自分は天道之冥加に相叶び武運

つよき者にて候其仔細は宇土勢と一戦を

城より令後詰候は、よほどの可」難義に

兼々入道にかぢは致候故左無之仕合にて候と被

申候て被」致一笑候など、語傳さて甲佐人

數河原よりかけ上本郷勢の後詰仕被申候は、早

川衆敗北之儀は念もなく得三勝利可申之處に遠陳

を取早川衆を見殺」候段不」及是非とて入道

以之外被致立腹甲佐之人數を打捨可申哉と被存候

由に候へ共却て熊之庄に利を得させ可」彼」無是

非,老被存致堪忍用捨被申候由入道其以後折々被

御褒美に御殿中にて傘履被」遊御苑」と被仰

出眉目過之不」申其砌是而已三坂沙汰候由に候

其砌は御老中衆∞右之通之段は難、成候由と語傳

候圓福寺小僧儀は無學無能にて乍罷在 ı 後佳被仰

付前々之通寺領被下候との仰出何れる宗運處へ被

呼寄右之通を被申渡候由に候又太郎孫四郎十五十

七之時にて玄蕃と申老臣藤二郎と申中老彼等兩人

にて寄立候由に候下人頭に源五と云者有之由に候

カラカサアシダ

一早川休雲嫡子秀家渡邊吉久嫡子又太郎次男孫四郎

圓福寺小僧善忠彼者と∞御用に立討死仕候跡にて

惡しく被仰付間敷候急度宗運承りにて可被仰付候

との御事にて忌中故に御目見は不被仰付候との仰

出しにて追付け宗運承りにて秀家を越前守に被仰

付早川城領ともに如三前々夜」爲拜領候其上金子

亡父供養のためにとて被下難有入道へ御禮被申上

候又太郎にも前々の通に權大宮司役知行被」爲三拜

領候其上同郡御舟木倉御藏納之内しときよつじ

二名御加増被下兩人共に今度吉久御用に立死仕候

被致三陣取二足不去討死被仕候と其有心

之仁人致取沙汰｣候なと、語傳候

と向敵を振捨て宇土勢と火花をちらし戰候處に

其分にて候然は入道は城中より思ひがけ無」之

方より破り責入被申之工夫之由に候へ共彼城は

無類の名城にて七重の堀築地甚敷可被責入手立無

之候へと城内分周章」彼入道は智謀人にてい

か様の手立∞や被致候はんと城中の手だれ者とも

各宗運の責口を守堅め居候由に候左候へば前以守

昌宇土本郷を賴被置候は御舟早川甲佐谷三將衆被

向山風聞實正にて候は、急に加
兵を頼入候と被申置候由に付本郷の執事乍執
伯州之舍弟本郷武蔵守を大将にて侍頭には大河六
彌太、成松式部左衛門都合二百騎從宇土差遣候
に彼人數木原村、阿高村、原村の山邊を思ひ沈
日村に忍び入分伏兵羅在候事早川の軍人努々不
存宗運と剋限の約束にまかせ甲佐早川 雨將舞の
原堀道を思ひ大手の一之城戸大堀迄おの責よ
申筈之處に甲佐衆遲々に及候に付早川人數一手
計にてせめ寄候に思ひがけ無之沈目村の方より
赤旗一流れ眞黒に打て懸り候に付休雲、春藏主、
渡邊一同に申候は城を見捨後詰に引返し懸れ
城中より甲斐運天、同帶刀、城戸を開き後詰候
ゆゑに前後之剛兵に彼而早川人數分 敗北
偶然と本郷武織守後陣に控居候處に休雲春藏
主渡邊三騎かけぬけ馬上にて休雲武藏と引組雙方
差違候て兩人討死一所にて渡邊春藏司討死右之通

故早川人數不殘討死致候然と大將本郷武藏守

如此之上は乍」資之面目と早川之事令沙汰候由

に候扨早川の仁人宇土本郷より加兵の勢令後詰不

殘討死候旨入道之本陣に相達候に付宗運の陣所か

らは早川衆討死之所迄は十五六町程∞可」有候に

本陣には田代を被置不斷逞兵二百騎程にて飛鳥の

にかけ彼」付大河、 成松、沈目村之林を小かげ

に致し息を休め扣居候に眞一文字に鍵をいれ被申

候に付以之外左行右行に成候處に宗運領内山出村

大武明神の証人田上周防と申者大河六彌太を討取

作同村地侍に井芹河内と申者成松式部左衛門を討

取候雨侍頭如此に付本郷勢敗北不」大形沈目村下

之沼田に迯人かけ込見苦き死を致候者多く不殘討

取被申候宗運被申候由は自分手を砕きかほどに戰

候事今迄には多く無之候と被申候由に候蹄陣の上

右之三將にて木山備後守惟久は息宗立の聟にて
宗運爲には孫にて偶然處甲斐守昌宗運所へ參被
申候に奥へ通り咄被申候之處に宗運之鎧通しの小
さすがを刀懸にかけかき被申候に猫障り候へば抜
け候て其下に茶臼有之候上に逆に落ち候て刄さき
五六歩程茶臼にぬかり立候を守昌見被申候て以之
外驚き其後所望被申候由に候然れ共入道被申候由
は安き事に候へ共老身は阿蘇殿他に異に思召候故
何事も候は、乍老身御用に立死可」致と存居候故
當分遣候儀不相成候併遺物に遣申べく候と被申候
に付其分にて候處守昌内方を遣候て盗被申候昔之
小烏丸にては無之候へど夫に類し候とて小がら
す丸と名付ヶ宗運一之寶物にて僕を右之通に候然
れども入道は其分”よと被存何の別條∞無之候之
處に守昌被存候は入道公深々敷惜く可被思召物を
如此候上は多分阿蘇殿へ被申上無首尾者に可被仰
付候然上は手替可有とて宇土の城主本郷伯耆守と

被」致″一味」 向後は薩摩方に可被成との約束被仕

候其段宗運慥に被聞居候而以之外被致立腹惟將公

へ被申上候へは殊之外の御悪心にて熊之庄詩取可

ソウリウ

肥後交戯書第四巻

其上軍法者下山勘解由申候は早川の陣所茶臼山

を先々ひかせられ餘所に陣取被召候様にと存候茶

うすはひかでは敵を粉になし得不申候と申候へは

宗運聞被申候而尤之事實々と被申候て早川餘方に

陣所をかへられ候へと被申候へ共かへ申間敷由に

ダニ

モヤマ

申旨被仰出候に付宗運其年中責被申候へと落城
無之候故翌年永八年三月に従阿蘇殿被仰出佐
は宗とが見せしめのために早川甲佐雨城代
井早川磯島宮の權大宮司渡邊右衛門太夫吉久、同
圓福寺、甲佐社家と宗運に致加力發向候へ
と被仰付候故早川越前守吉秀入道休雲、承陽山圓
福寺住持春藏司、渡邊吉久、城主之侍頭佐渡大學
同圖書、同修理、同能登、各七十五騎雑兵三百餘
即日辰之剋に出陣候而巳之刻熊之庄より半里手
前吉野茶臼山一之谷頭に陣取候由に候伊津野を同
日同刻に着陣侍頭に江原雲晴、甲佐宮の赤星一太
夫、權大宮司數人之祝部都合八十五騎雑兵四百餘
熊之庄より一里手前出水村之前河原に遠陣を取
候宗運之陣所は上島村の川向に千原村の南坂本村

のかさの方に被取申候由に候然は宗運の侍頭作

は熊無田之庄城主、前豐後方之同斷には雨坂梨、

クマムタ

ネ

山下陣健宮城主達一宇土、天草、球朧方之同斷に

ヤマシモジ

上被下候へと達而被申候に付親直謹而願之通に

被申上候へば若年に神妙なる事を願上候如」願

被遊御免許」候被仰出候に付親直に共通袚

申渡候へば親直謹而御受被申上矢部より御船へ

に打勝四百八つづゝの首

を度々一世中に彼」中國内は不及」申九州

の御屋形様とかしづき申たる大友とのへ折々被召

出國中に而大友殿へ直參の城主衆に異見殺訓を

仕候へと従三大友殿」被仰付たる仁にて候乍其上」

日本にも令顯名」以後は阿蘇御家の惟の上字を被

爲候而老期には惟親と名乗被申候由に候

一親直被致法體入道號を宗運と申候阿蘇の家天正中

つ頃迄に御善世故彼宗運は一之大老にて薩摩方之

防ぎ大将には彼入道肥前筑前筑後方の同斷には木

被致出陣苦身坂の峠に本陣をは木倉御船にて被

戰直被得勝利御船城を乗房行を計

坂上下四百八っ之首を取御船の城主に被罷成候彼

親直智仁勇三秉之侍にて以後は阿蘇御家の一之大

老にて所々にて度々合戦犬飼、黒仁田、右の城主々々大老宗運之下知を請右

之通被相勤矢部濱之御所を守護被致候由に候

一甲斐宗運は阿蘇二之宮の化人と申傳候其譯ヶは親

宣守吉秀入道休雲、熊無田庄城主甲斐右馬允守昌、

三六三

一甲斐宗運は子供達數多有之候由にて捍達數多に

甲佐松之尾城主伊津野山城守、早川城主越前

A甲斐宗運熊無田之庄合戰之事、早川城主同圓

福寺同渡邊氏討死之事

一宗運一世中軍陣出馬之砌は御船城邊に阿蘇甲佐勸

請之若宮明神山井城内天滿宮森より鷹舞出宗運旗

竿之上に舞候を被拜候て自身大貝を吹立出陣仕居

被申候など、語傳候大貝は祇用鋒の尾嶽より出候

由宗運は七尺餘之大男にて大力之由詩傳候右の大

貝は二尺餘廻り之由語傳候

の内方每朝阿蘇明神の閼伽之水を奉供願,

顯名仕候はん男子出生仕候樣にと念願被仕居候而

被致出產候子息則宗運之由に候宗運誕生之日阿蘇

二之宮之秘戶内より開け申候由にて化身と申傳へ

僕と亡父被申候

ニン

イヌカヒ

ミ

高森、北之里、下之城、日向方之同斷には七田水、

シモ!ジャ

乘渡船

之由に候其ふね以後山と成居候を前々城に築き初

め候由語傳候就夫城名を御船城と云ひ町在々な

申候彼城地を御船と申候由緒は大昔大國日

羅と申法師日本へ經を被

タイコク

一盆城郡石津之鄉甘木庄御船之古城之城名を御船城

ミフネ

アマギ

イシツ

A御船城根本之事 御船當分之古城之事也

被」成御殿作」御安座御館被成候甲斐宗運持

被申候而御兄弟様之中めて様に道之道を諫言被

申上居候故矢部甲佐目出度御兩殿へ阿蘇御家人群

集致し無事にめで度相通り申候由に偶然は惟種公

石君御兩人被成御誕生御嫡子を惟光公御次男を

惟善公と申候

トノヅクリ

∞可有之平地一面之所當分迄も大堀有之候處に

ヒヤウチ

公に先々御親父從惟將公」御神主職を被成御讓

然共御亂心に被爲成候故に御舍弟惟種公へ御

神主御ゆづらせ被成候而惟前公へは使用、中山、

甲佐、在々にて過分の御知行被進甲佐伊津野居城

松の尾之上當分迄御陣の内と申所の三四町四方

コレサキ

候通り天正之中つ比迄は岩尾之御城濱之御所へ被

成御座候然は惟種公之御舍兄を惟前公と申候彼惟

前∞被」渡候はん哉然上は御船を三船と書ならはし

可」申事と存候然れと右に書出候阿蘇殿前々御

領知付ヶに御船五百四十町と書候而有」之舊記に

御船と書出候而有之候上は御船と書候儀勿論に

て一御船城主に永正之年中に房行と申惡人有之候而其

砌之阿蘇殿へ不忠不義仕候故甲斐大和守親宜と申

候御家老に房行を討取に御船城領共に阿蘇

被下御船城に發向可」有との處に親宜之嫡子同氏

民部大輔親直乍若輩被申出」は自分初陣に是非

とも御船討取之合戰被遊御免候樣に阿蘇殿へ被仰

御船城主甲斐宗運事 サユキ

候日羅之船之儀∞紛有之間敷候は和漢合運圖年

代記に3日羅之船肥後に着くと見へ候由或る仁被

申候殊に飯田山は日羅の開基にて日羅之被」渡た

る佛像など緣記共飯田山に有之候由に候飯田山下

の御船にて候へは船山城尤候事

ミネ

とも御船と言ならはし候と語傳候定て日羅法師之

被」渡候砌迄は御船只今之在々は海にてこそ有之

候はんずれ御船城之近邊の田地のさげなと云物に

一艘二艘なとゝ云さげ名ど有之候偖は船三艘

拾集昔語】

一同衆徒中より大宮司之御下知背申間敷との連劄書

物

一阿蘇山衆徒大宮司詰下知相守候へとの論旨

一正平之年中に薩摩之國主を阿蘇殿へ被遊御勅許

候との御綸旨

一神主殿の御代々被遊御頂戴候綸旨口宜百に及奉拝

一神主殿は阿蘇明神之御神孫慥成御由來之書立

一阿蘇之御社家衆之由來書

一右御同前に御公家衆、神主殿へ被爲進候御書

一阿蘇神主樣之御由來之御書色々

一忝後奈良院樣之御勅筆綸旨口宣

宅へ被遊御出

古今怠慢不致右之通故に而御座候間此旨を

被相守候て愚老無く成候とても年々一度づきは阿

蘇殿へ御禮可被相勤」候軍兵衛吉次忠節の段々

後筆に可分細書候扨右之御物迄に限不中一同

に被成 御見候色々有増書出に如此之御寶

物奉」拜候事は天和元年の辛酉二月十一日に奉拜

此段はめつらしき事ゆゑ書出召置候

前々御例とは乍申友隆公

一惟種公は當友隆公之御曾祖父にて御座候右に書出

右之御數々奉拜候此外色々御物馬の角なとを

見申候爲後覺書出候

一下野之御狩之御繪圖

一阿蘇に可被成一味との相良殿之書物阿蘇の宮に夜

納候書物

薩摩島津殿と阿蘇宮へ御願書

一大友殿より被進候御狀

一今川了俊公より被進候御狀

筑紫小貳より被進候御狀

一直冬公より被進候御書

一新田左中將之御書并錦の切れに御書被成被進候御

手紙之御書

一北條殿御代々より被進候御書

一頼朝公より被進候御書

一高氏直義逆心を構候間不日に責上追罰候へとの御

一阿蘇四ヶ社の神事無怠慢大宮司候へとの旨

一大宮司に九州を引卒して鎌倉へ責上の逆徒を可

進罰との綸旨

附に御

座候惟豐に其砌之帝從後奈良院様御内裏御

修理を被成御勤,候面被成御獻上候様にとの就

御勅定右之通の御領内を被成御勸進，金子に

御ふさね被成候其北迄は海陸共に人心不可然候

ゆゑ矢部に當分まで有來候天寺福王寺と申候

彼福王寺共砌の仕持法印に被」成御持せ、御獻上

被成候而御修理被御調上候以之外被」遊 御叡感,

烏丸殿を勅使に矢部濱の御所へ被爲差下惟豐公に

忝く従 後奈良院様御勅筆被爲御頂藏豐

コクッ

一阿蘇之神主公は右に書出候通に御神孫にて殊更前

々は御大名にて乍其上高位高官之御家に而御座

加藤萬兵衛と申御侍頭何れ∞知行三千石取にて彼

兩頭被」遣候而與力衆も同前に被成御候與力衆

はやつぱ前々之通に被成御付置候然共其以後古

城々々被成御立置候事從 天下樣御禁制と被仰

出」 古城々々山野或山畠と成果候清正公行長へ肥

後被」爲三拜顔」候事清正公へ一國さねて家康

公樣御拜顔之分ヶ後筆に可書出候

候右に書出候前々の御領知を當分石積に致候は、

三四十萬石∞可有御座候然は神主殿御代々に被存間敷候愚老儀は曾祖父渡邉吉久奥に書出候

通に永禄八乙丑年三月十二日熊之庄舞の原にて阿

蘇殿御用合戦に被致討死家傳子同氏軍兵衛は愚老

が祖父相良義陽の侍頭豐永藤を討阿蘇怨敵の

井芹大将加賀守を討此後筆に可書出候通に惟光

公惟善公御兩殿の御母上様に付添廻り御奉公を勤

佐々成政公へ肥後國侍一揆を起したる砌名譽

後詰各同前に致し助城仕被申候事是皆神主公に

被｣奉｣對たる事ともに候か様の分ヶ自然の道理に

て上に軍兵衛吉次の傳子愚者が實父渡邊吉政入

道號休巴右先襯以來神主殿へ年々當年迄∞年始の

御祝禮闘し不申候左様の分ヶにて神主殿御一家の

内に而不｣被成御免拜御物を御拜せ被成候

コレテル

༄།*༎

バル

ヒサ

候綸旨口宣被遊御頂戴｣候御無類なる御事に候

難有忝く右之御勅筆綸旨口宣其外御公家衆より

被爲」進候御書思老此前御病用に被召阿蘇友隆公

様へ伺公仕候砌被成御苑身を浄め頂戴仕候而

蒸誦冥加之至天山難有奉存候笛様之御事は阿

蘇家賴之末孫々々に有之候共儀にては無之候大形

矢部に乍御座有,從二位之御位階被遊御勅定

共矢部は海邊遠里にてはまと申事矢部にては珍言

故御座處を右之通に申候由に候濱之町など申來

候事左樣之由緒・語傳候如此之語傳益城に然

々無」之候と見へ候惟種公迄右之通彼所に被

御在笛被成御早世其儘其砌分氵候仲彼

天正中比致落去彼御城には右之通に御城番

被相勤居候而神主公を守護被申候由に候濱の御所

へ紳主殿被遊御安住岩尾之城は右之通に御座候ひ

チンゴ

造之明と奉申候由語傳然は神主殿御善世天

正中つ比迄は彼岩尾之城番を黒仁田門後守と申仁

被相勤居候山に候其前廉は甲斐大和守親宣と申

御家老御城 城半被致候由に候黑仁田氏分ヶ候而滅亡

被致候其

候其跡は阿蘇家之御家老中替る(被相

候由に候彼岩尾之御城は御要心能城と御座候而從

阿蘇祓成御座候而中古より天正の年中迄惟種公∞

彼御地へ被成御座候夫故に家老衆替るくに御

城番被勤候而紳士公は彼御城邊に御陣之内と濱

の御殿の御所、 濱之御屋形共申候所に被遊

御在館候て被成御座候彼御城之近所に濱と申村∞

有之候然共御陣之内は其村之内にては無之候へ

センセイ

此通に城番之由に候然は小西氏滅亡以後從

様」清正公に肥後之國をふさね「彼」爲拜領候砌

右兩人之侍頭を清正公被成 御城番頭は

被成郤替別條に被召仕候而城番には長尾豊前守

三五九

五百石土橋插部、三百石島澤市右衛門、三百石平

地源右衛門、三百石中小路三右衛門、三百石速水七左衛門、同後藤三五兵衛、同田邊平左衛門、同横田勘左衛門、同加々山二郎作、同岡兵左衛門、同天木庄太夫、同小野田彌右衛門、同吉田木右術門、

シャザハ

ツチ

つると乍恐たゞ今御花畑之通にて御座候半と奉存候右之城々落去後に當國を加藤主計頭清正公小西攝津守行長へ南北半國づ從秀吉様」被成御拜顔候に矢部は小西行長領分に成候由然は右之愛東寺岩尾雨城番に行長」結城 平次太田市兵衛と申侍頭兩人に與力之侍被差添被遣置候岩尾城には平入罷在候事不相成候而さたなしに其砌各愛東寺迄に被羅在候

罷在候由語傳候右之侍頭兩人共に二千

取にて候右之通與力衆を手に付ヶ御城番被召候

由に候與力之侍衆は

比

門ㄌㄉㄚˋ

多出ㄊㄧㄢ良 出雲守

世世山井丹後守

掃 部 助

隈部右馬助

山城守

小森田 加賀守

貞

小

兵 衛

安吉左 衛門尉惟

將

田高倉 圖書之助

赤

赤星右京新

田″

進

星間瀬

肥後文洪葉書第四巻

高小山十郎三郎

小森田四郎兵

合鹿ㄌㄉ御隈山小小隈牧羣佐˵馬˵内芊佐⁺⁺城 赤

人員ㄌㄨ貞 4

野見空

賴棟

高*竹 #竹 隈↓

窪關合ㄚ内長

閑*崎良崎 部 北ㄨ

志 山野

郎助

安藝守

忠左衛門

式部少

薩 摩

窪田式 式部

左 衛門尉

赤星 大藏少輔

右伊

京豆

ㄧㄤˋ

部

守進

丸峰世 ㄓㄤ乘載

藤左衛門

龍:

重

隆务

安朝

モリヒデ

滿經

源 左 衛一同町頭に有之候古城は岩尾之城と申候此城前々

阿蘇殿御座被成候御城の由に候此城落去は右同

前にて候阿蘇神主公は右に書出候通阿蘇明神之御

神孫にて被成御座候神書にも肥後を最初には阿

蘇の國と申候と有之候由承候就夫阿蘇之明神を國

イハチ

カシラ

備前守と申仁阿蘇殿之御家臣にて御城代仕居被申

候之由語傳候

シン

に候天正中つ比國中一同に落去候其比迄は犬飼

一益城郡之内矢部犬飼村仁有之候古城至愛東寺之城

と申候彼城は阿蘇之神主殿前々御築被成候城之由

A中古以來阿蘇之大宮司惟種公迄谷城之内矢部

之内矢部汇被遊御在館候汇付色々之事

右之連列 阿蘇殿へ御座候を前々寫し置候を書出

竹崎 圖書之助惟秀

竹 中彈正忠

守

村 對 馬

見塚新左衛門尉長竹

竹崎六郎左衛門

門尉忠

務少輔

豐田刑部少輔 武實

河内田右衛門

三五八

見見田

大馬 若馬"立

拾集昔語一

阿蘇之神主惟種公益城郡矢部之御所、被遊御在館

書出候仁人は阿蘇之御家之侍達にて候

伊 津 野内 江原 雲晴 伊津野四郎右衛門

右之叉内御陣中L度&阿蘇殿之御用L罷立候故御

目見;御禮直之衆同前汇申上候也

北里與三兵衛

里 内

運同

甲斐右馬允守昌内

和鹿丫

村山 家人

末理守

大修能

同 淵

守内

同 同

り

早川越前同

河内守

喜 藏 井芹 加賀守

栗林伊賀人道等與

下山勘解由左衛門

シモヤマ

甲 斐 伊勢守 内

武藏守

同

村上 守

甲斐 親英

甲 斐

下 坛 九郎助

下城四郎兵衛

下 垰 采女正

田 上 周防守

甲斐 親房

甲 斐 宗蓮伊津野太兵衛

津々良 隼 人

田 上 備後守

丹後正二乙丑之年十二月日

式部湛同 佐*甲 斐 帶 刀

伊遠右賀江守守出御隈 立〆丫*宇”部 田‟田”島小森田和泉守朝右 内
空閑次郎左衛門

三五七

貞内田右京進

守

貞治世峰雄國實規

衛門尉

星

民部左衛

吉 城 田赤

守

野

進忠

泉守和少輔

京正

彈

總守賴峰

一永ジャウ

永正之年中に阿蘇神主惟長公を菊池之大将に取

持可申との菊池家之仁人願之故に惟長公菊池へ

被成御座候、共不被成御滞留候其砌菊池家有名

之面々連判之寫

侯御善世之砌性遠近到不」論毎月朔日十五日 之 御

禮!2矢部汇相勤配6申候旨申傳候矢部、被」遊御

在城之分ヶは後筆に書出べし

空五郎

孫二郎

村原 下野守 今村 原 竹今·左衛門尉

小 次郎

安藝小島五郎孫九郎

中

手 孫二郎

井手三郎四郎

二太夫松次郎

喜利子次郎太郎

中 島 島

源次郎

北里 安藝守

陳 伊豆守

守

灭五郎

▶ㄊㄎㄧㄚ˙

小 梨 ㄨㄟ崎 ㄐㄌㄟ永

陳手宮”

坂 ㄓㄨㄞˇ 光永 孫三郎

狹守

若伊豆守 ㄉㄨㄛˇˋ

元永

三野北

白石次郎太郎

又四郎

伊津野 十 郎

山城守 品 柰 六郎

大河 清太夫 廣瀬 豐前守

阿蘇 山城守

今村六郎次郎

橋本 向 橋 帶刀

早 高 將 監

松崎 矢野主馬介

柄本 權之進

郡浦五郎三郎

兵太夫

荒木次郎右衛門

コウノウラ

久木野備後守

原 常 邊近 見

大田山 原

山田野′

向山三郎左衛門 大山田源左衛門 釣野 民部少輔

ムカフヤマ

右近

砥用 出雲守

右 近

中島 モチ

蘇生 主水正

中島 左馬允

肥後文叢書第四巻

三郎

* 家 太兵

今 村 新三郎

カ

¨

三夕島彌八郎

瀬田三郎四郎

横田新左衛門

カワ

金左衛門

海東 右馬允

陸 守

山西 越前守

田代 半十郎

竹原民部少輔

左京進

安藝守

ムカフヤマ

守

早楠 權五郎

田上三郎次郎

向山次郎衛門

蒲生原次郎五郎

大山田新左衛門

今村 三郎

シャウズイン

久木野 隼人

三 宮 近江守

三 宮 掃 部

匠隨子助五郎

今 村 鹽市丸

舟津民部少輔 倉 原 犬坊丸

下 田 山城守

湯沛九郎三郎

原 常陸守

麦下小村山右衛門尉

玄蕃允 光永 中務

采女正 石井 遠江守

北里左馬之介

山 島 孫太郎

六郎 今 村 田代 半七

小泬光永三郎左衛門

若狹守

菅 彈正入道

三 宮 民部丞

高 吉 尾張守

北 林 北 高ㄎ井高ㄎ脇⌛

森手柳

守

里 參北里 大張

下城 乘竹

瀧郎喜市郎 北里二郎左衛門

村 山 善五郎

双倍 出雲河守

今村左馬之助

掃又

瀨 田 周防守

介東部 八

守

下田源左衛門

今村太郎四郎

田 上 甲斐守

孫太郎

内野江兵庫頭

大山田源左衛門

田上新左衛門

今 村 新五郎

木野因幡守

石野 六郎

今村四郎三郎

原

二郎太郎

原田 彦六

瀬

三五六

拾集寺語】

中村右衛門尉 伊津野參河守

伊津野山城守

渡邊軍兵衛吉次 甲斐 相摸守 甲斐 能登守

甲斐 志磨守 甲斐 無射 田 上 右近

中山 若狹守 西 左衛門尉 村上治部少輔

甲斐 將監 早川越前守吉秀 早川越前守秀

早川丹波守秀貞 渡邊右衛門太夫吉久

ヨシヒデ

犬飼 備後守 黑仁田豐後守 北 美濃守

南 左近太夫

彥八郎

小陣刑部少輔

島 ミナミ

惠良 筑後守

遠 江

加賀守

野尻 豐後守

上守西越

總守

守

治部大輔 仁田水長門守 迫

甲斐相摸守親秀人道宗立 村上丹後守

ソウソウ

甲斐大和守親宣 甲斐民部大輔親直入道宗運

大小名但 荒増

A阿蘇殿天 正前三十年天正十四年比落去之砌迄

之御家直叄之侍仁人之事

右之通天正年中迄阿蘇神主公御頎知 !! Y 御蜚納其

外之Z发城主其外家來之侍!汇被下候也

一豐後國!汇<井田、太宰、青野、山田、家中、坂田

一日向國にて鞍岡二町

木山備後守惟不

田代 宗 傳

ミナミサカナシ

南坂梨右衛門尉 北坂梨内藏人

西 源兵衛 甲斐 右馬允

目

丹後守

今村 藏之助

下せ`4 玉

里

加賀守

山城守

關 右京太夫

長野 藏之助

田左京太夫

浦九郎三郎

佐々原後藤兵衛

草壁 左衛門

大野民部少輔

篠原 礤

佐小湯藏

″井#今

浦原田

長門守 三宮 近江守

志磨守

三五五

大野

左 近

左野中 邊野彈正忠

丸

近七

勘

玄番允

䒑岡丂

鞍ㄢ目*佐˵北 大

百熊丸 々原伊賀守

ヒャ

岩 下

遠江守

三ヶ

北里 將監

大麻 孫太郎

阿波守

島

彥三郎

阿″阿蘇品下野守

{;

出雲守

忠五郎

小小

·島五三郎

野天進

小屋野丹後守

小野 武藏守

竹原甚五右衛門 豐福 丹後守

長野 梗之助 野原 權五郎

竹崎與左衛門 二千石九郎左衛門

ニセンゴク

高 森 參河守

村山刑部少輔

モリ

高森 伊豆守

野尻忠左衛門

坂 梨 孫太郎

甲斐 正

光永左右衛門尉

萬次九八千左衛門

是を阿蘇四ヶ之神領と中也

一健宮三百五十町

津守八十町

ツモリ

一郡之浦三百五十町

網田八十町

一甲佐三百五十町

堅志田八十町

一阿蘇三百五十町

南鄉八十町

一阿蘇明神、甲佐明神、健宮明神、郡之浦明神、是

を四ヶ社と申候

事有増

アラマシ

▵阿蘇四ヶ趾四ヶ之神領と云事付 健軍宮明神之

ミヤ

右神武天皇より右 乘三代

惟惟光公 惟善公 種公

惟

モダカ

友貞公 友隆公

他村公

公公

公公親

>

惟行

友孝公

公

惟次公

及房公

惟公.惟

惟俊公

惟信公 惟通

モブサ

惟遠公

ミツ

友成仲公 賴元公

惟公

公

公

モナリ

惟保公 遠明公 宗延公 惟淸公 友利公

キラ

肥後文獻業書第四卷

公 友綱惟惟惟惟ㄜㄝˇ惟理

善鑁忠泰 ㄐㄧㄤ實ㄙㄈㄟ員 ㄌㄨˊ

公公公公公公公公

惟惟惟惟惟忠公 惟歳公

云 惟將公,惟前公

友隆公迄七十惟惟惟惟惟惟惟ㄐㄧㄚㄧㄨˋㄩㄝˊ

種ㄏㄨㄤˋㄅㄨˊㄐㄧㄣㄌㄨㄣˇ宣雅公 公公公公公

惟 一薩摩之國にて伊豆守一跡 一筑後國にて穗波郡

中山、吉田、在々合五十五町、豊田九十町、六

百六十町、矢部四百貫分百四町、

ナカヤマ

諸富千町、七半濟、早川十八町、津志田、田口

ツ

ナハンセイ

千町、小野百町、萩之尾十八、町豊福三百五十町、

チ

東八町、小熊野五十五撕、砥用七十町、御船五百

四十町、守山八町、木山三百五十町、熊無田之庄

モリヤマ

チグマノ

トウ

ミネ

トモチ

十町、鈎野四十五町、津守八十町、中山八町、海

ツモリ

ナカヤマ

一益城郡甲佐三百五十町、堅志田八十町、小川百二

阿蘇南郷菅の尾小國總之數千町

一玉名郡之内日置八町

ly オキ

一飽田郡之内正保、深海、蠣江、國町、合四十五町

ホウシンガイ カキノエ コクテウ

一詫麻郡之内健宮三百町

一宇土郡之内郡之浦三百五十町網田八十町

A阿蘇之神主公從前々天正中?比迄之御領知之

一健軍宮明神者阿蘇明神にて被成御座候阿蘇にて東

にむき立給ふ事は王城鎮護のため健宮にて西に向

立せ給ふ事は異しうをのぞけたまはんとて

東西右之通に跡をたれたまふなり

一甲斐宗運同宗立他田詫麻兩都境丹花之瀬合戰之事

一相良氏阿蘇家之内益城郡豐田響之原出發向之事

一甲佐松之尾城主伊津野氏討死之事、同豐田之城様

一甲斐宗運黑仁田氏ゟ被討候事

甲斐宗運同郡之熊之庄合戰之事、同郡早川城主同

所圓福寺渡邊氏討死之事

一同郡同城主甲斐宗運事

益城郡御船古城根元之事

阿蘇神主公中古以來大正之年中迄益城郡矢部被

遊御住城候事、以後同神主惟豐公御名譽御高位之

事、阿蘇之御家御寶物恵老拜見申候事

一永正之年中に阿蘇神主惟長公を菊池家之主將に菊

池之侍取持候連判仁人之事

阿蘇四ヶ祇四ヶ之神領と申事付健宮明神之事

同神主公從前々天正中比迄之御領知之事

一同神主公從前々御家頼侍仁人之事

阿蘇大宮司公神孫御代々之事

拾集昔語一

1

一阿蘇二の宮至阿蘇都媛奉 申候草 三五三

惟氏公 忠行公 惟峰公 友助公 惟顯公

惟倉公 成兼公 成輔公 高正公 高籠公

友則公 友兼公 惟兼公 惟風公 利名公

頼高公 成時公 川高公 惟敎公

タカマサ

吉見明 神之

御事也

〃

惟倉命より神主公御初代にて御座候

一速瓶玉命之御子を惟倉命と奉申候

一健盤龍之命の御子を速瓶玉命と奉」申候

一綏靖天皇之皇子健盤龍命"奉」申候阿蘇明神一之宮

之御事也

一人皇一代目神武天皇神倭磐余彦命之奉申候也

一神武天皇之太子人皇二代目綏靖天皇を神八井命と

A阿蘇大宮司公神孫御代々之事

一甲斐宗運響之原,出馬合戰相良氏纟 被討候事

一田代宗傳渡邊吉次首尾能事

子之事

且亦十七人請取汇被指越候節、足輕之人數小頭六 御預人之記錄終

以上十人

二十三歲

岡島五郎助

古城貞 吉 覆校

八十右衛門村松政右衛門

二男

吉兵衛宇 野 東風校

奧田清十郎

二男

島

八十右衛門子

定右衛門子

右衛門子大岡次郎四郎

岡 茅野々猪之

五歳

數右衛門子 不破大五郎 勘助子 中 村 忠三郎

十五歳

勘助二男・中 村 勘次 岡右衛門子木村惣十郎

之書付汇有之、小頭共都合百五十一人、然6L、D

守様より十七人請取引取候節之行列付に、先拂

足輕四人、其次小姓頭、先拂足輕十一人、其次用

人、左候而御預人乘候駕籠十七挺、但一挺騎馬貳

騎、歩小姓二人、足輕十人宛附之占有之、十七挺L

十人附候〈性、百七十人也、足輕之人數不引合、

其先Lオ料之足輕四人附之~有之、指寄足輕三

十八人不足也、書寫之誤歟、

足輕百三十八人、足輕六人、小頭一人占、口

以上十人

當未廿四歳

御預之内ㄷ而無之、遠島之名前書汇相見候者共

喜兵衛二男 間 新六

當未九歳

推開介

五郎右衛門 矢田佐+ -郎 喜兵衛子間

當未廿五八歳

當未廿六歳

久太夫子 間瀬孫九郎 久太夫二男間

當未廿三歳

當未十七歳

歳

内藏助子

同 傳

忠左衛門 子

吉田澤

名前書匠不相見者、左之通、

大西坊

歳御預之十七人書出候子共名前之内、終之遠島之

肥後文獻叢書第四巻

松歳吉

十内子 小野寺幸右衛門 孫太夫子奥田貞

岡

和助子 御預人記錄

不 破 大五郎 二

數右衛門子

富 森 長太郎 二 歳

助右衛門子

原 十次郎 五 歳

惣右衛門悴

吉田 傳内 二十五歳

忠左衛門二男

間瀬 定八 二十歳

久太夫二男

同 六之助 九

同人 二男

片岡 新六 十二歳

源五右衛門悴

同 大三郎 二 歳

同 三男

* 石 吉千代 十三歳

内藏助二男

付、依之倅遠島申付者也、

討候始末、公義之不恐之段不居汇付、切腹申

右文政八年华酉二月二十三日寫畢而追考

三五一]

村松政右衛門 二十三歳

喜兵衛二男

同 五郎助 七 歳

同人 二男

和助子

八十右衛門子

奥 田 清十郎 二 歳

定右衛門子

茅 野 猪之吉 四歳

歳

方へ養子に参候

大岡次郎四郎 九歳

大岡

岡右衛門子

木 村 惣十郎 九歳

岡右衛門子

勘次五歳

同

同人二男

中 村 忠三郎 十五歳

勘助子

若御年寄様井 檢使御兩人、御預人御渡之大日付

衆御列座之御目付様元、使者以御居仕候事、

一右相濟、檢使御引取以後、御用番秋元但馬守様之

自身罷越、殘御老中樣性、今晩夜汇入候汇付、

使者留守居宅以御仕、翌五日、自身罷越候、其

大石瀬左衛門

同 吉 田孫四郎 二十八歳

奧 田 孫太夫

矢田五郎右衛門

同本庄彥助 二十八歳 同橫井儀右衛門 二十九歳

間 瀬 久太夫

小野寺十内

同栗屋平右衛門 三十四歳 同吉富五左衛門 二十九歳

間 喜兵衛

磯貝十郎左衛門

同米良市右衛門 四十二歳 同横 山 作之允 二十九歳

堀 部 彌兵衛

近松勘六

同氏家平吉 二十四歳 同一 宮 源四郎 三十四歳

富森助右衛門

潮田灭之丞

同魚住惣右衛門 四十二歳 同中 村 角太夫 三十三歳

早水藤左衛門

赤埴源藏

同藤崎長左衛門 二十八歳 同竹 田 平太夫 三十六歳

原 惣 右衛門

片岡源五左衛門

肥後文獻證書 第四卷

父共儀、主人の书L矼報候~申立、四十六人致

徒黨、吉良上野宅元押込、飛道具~持參、上野

申渡候覺

一切腹人之子共、遠島流罪被 仰付候、十五歲以上

之者、先島え被遣、其以下は及十五歳候上にて被造

候、其内親類L御預被成候女子妻子、諸親類緑者

渡御構無之由、被 仰渡候、御書付如左、

一吉良上野殿御息左兵衛殿は、諏訪安藝守様を御預

被成候、左兵衛殿性、實渡上杉彈正大弼様之御二

男LY、上野殿之御實孫也、

桶汇入、乘物汇乘せ、一挺箱提灯二宛燈之、步小姓

一人、足輕四人宛附之、爲支配物頭一人、使番一人、

小姓頭之組脇一人遣候、右爲取置料、卽夜金三十

兩、爲茶湯金五十兩差遣、其外十七人之衣類、隨

身之道具、此方上6拵遣候諸品共L、不殘泉岳寺

之遣候、翌日墓所臺石一宛置之、廻人竹垣結候

儀申付候事

一御預人死骸取置候儀、泉岳寺之申談、規度葬送之

規式↓無之、輕取置有之候樣申談候、寺社御奉行

えは、泉岳寺より御厨仕候由、夜に入十七人死骸

勅使御馳走之御用被:仰付置、其上時節柄殿中

を不憚、不屑之仕形に付、御仕置被仰付、吉

良上野儀、無御構被差置候處、主人のあたを報

侯と申立、内匠家來四十六人致徒黨、 上野宅え

押込、飛道具抔持參、 上野を討候儀、始末 公

義を不恐候段不屈候、依之切腹申付者也

未二月四日

浅野内匠儀、

一十右衛門様、内記様、御預人差置候圍之内え御出有

之、一人宛御呼出、大石内藏之助を座上として、何

れる相揃候上、御書付御讀開被成候處、内藏之助

御請に、如何體にも可被仰付之處、切腹被仰付、

難有仕合奉存候旨申上、不殘拜伏、扨叉吉良左兵

衛殿は、諏訪安藝守様え御預被成候、何れる可爲

本望と思召候、此儀被仰渡に而は無之御會釋、何

れも緩々支度可仕旨被仰聞、御兩人大書院え御引

取有之候、御書付如左、

申候に付、侍又は歩行之者、何れに可仕哉と申達

候得は、何れにて宜由に付、侍共候様可仕段

申候事、

介錯 安 場一平 四十二歳 同雨 森 清太夫 四十二歳

* 石 内藏助

吉 田 忠左衛門

同増田貞右衛門 二十八歳 同二宮新右衛門 三十二歳

三四九

使之方に白屏風引廻、死體不相見様に仕、敷置

風呂敷にて死體を包、取除之、疊敷替、一人宛右

之通にて、七時分より七半時過迄に相濟候

一介錯人之書付、十右衛門様、内記様御望に付、左

之通書付差出候、

一切腹之場所、大書院前之庭に、白布幕三方に張之、

通筋には薄縁三枚通敷之、椽頬に御徒目付居被申

候所は、毛敷之、椽頬之白洲御小人目付居被申

候所は、薄緑を敷、切腹人之座所には疊三疊敷之、

其上に木綿之大風呂敷をしき、十右衛門様、内記

様、大書院椽頬之方に御座着之上、大石内藏之助を

初一人宛、小姓組差添、介錯人口跡に付罷出候、

切腹人座に直り、介錯人左りに添直候時、三方に

小脇差を乘、歩使番 持出、切腹人之前に置之、

切腹人小脇差を取戴之、切腹仕、介錯濟候時

一御預人支度仕廻候時分、 銚子盃出候得は、類々末

期之杰仕、此間中取扱添旨、謝禮申述候事、

以上

娘一人

同三十歳

十次郎

間

當未廿六歳

間 喜兵衛子共

矢田佐十郎

當未九歳

矢田五郎右衛門子共

養子 奧田貞右衛門

當五

奧田孫太夫子共

當未七歳

潮田叉之丞子共

富森長太郎

當未二歳

富森助右衛門子共

養子

堀部安兵衛

當未三十四歳

堀部彌兵衛子共

小野寺幸右衛門

當未廿八歳

小野寺十內子共

同廿二歳

間瀨孫九郎

當未廿三歳

間瀬定八

同廿七歳

同十九歳

一人

同廿四歳

間

同十六歳

同一人

新六

一荒木十右衛門様、久永内記様、二月四日八時分、

芝屋敷之御出有之、御小人目付衆十二人、御徒目

付衆七人、一同御出有之候、介錯人柄之儀、御徒

目付衆之相尋候處、越中守家來汇被仰付筈之由被

右御請書狀、早速御使之御徒衆之相渡、御用番秋元

但馬守様ぇ越中守罷越、殘御老中様ぇは使者差出候、

御預人御仕置之節、自身出合不及旨L候得共、即刻

芝屋敷<相越候事、

細川越中守殿

小笠原佐渡守

土 屋 相摸守

阿 部 豐後守

稲 葉 丹後守

秋 元 但馬守

二月四日

御預被置候淺野内匠家來、御仕置被 仰出候

付、追付御目付荒木十右衛門、御使番久永内記

可被差越候、其節御自分被出合不及、家來計可

被差出候、以上、

一二月四日、御老中樣御連名之御奉書、御徒衆以

被差越、如左、

一正月二十二日、稲葉丹波守樣6) 留守居被召呼、

御 預人之親 類縁 者書 付、親類油忌掛迄、緑者

智、舅迄書出候樣、尤竪紙L判加差出候樣、可

一御預人差置候中、他所以一切、門内江一人入不

申、火用心精々入念候樣申付候事

一御預人番之面々、御預人L對し不可致無禮、且今

度之旨趣、其外不依何事、尋承間敷旨、堅申付候

事、

番三人

右同斷

步使表門目黑門白銀門二所警固 物頭三人

食物諸色共受込晝夜相詰候

步小姓組脇三人

此三人御預人入用 但具衣服

相詰

掃除坊主

此内〱一人宛御預人之奬煎人

此内上方御預人之宮仕相勤 長柄之者

人宛勤番

外樣足輕

此内大小用所所一ヶ所に三

此内二人宛裏椽煩に輕

側足勤

勤番之人刀屬脫置

一外に二人裏椽頬に勤番 一外に四人物入口に勤番

下の間に三人宛

歩小姓

此内右同上の間に四人

一外に二人宛椽畑【中小姓部屋住

に番

廿三四七

間瀬八太夫子共

娘一人

同一人

同六歳

同四歳

入

片岡六之助

片岡新常未十二

同九歳

片岡源五右衛門子共

娘一人

同 一

同十五歳

同十三歳

原 重次郎

當未歳

同五歳

原惣右衛門子共

同廿三歳

同十七歳

吉田澤右衛門

田僖右衛門

當未廿八歳

同廿五歳

吉田忠左衛門子共

娘一人

同五歳

同十七歳八幡

大石大三郎

人

同二歳

同十四歳

大 石 主大 石 吉千代

稅

當未十六歳

同十三歳

大石内藏之助子共

申付旨被仰聞候!..付、御預人十七人江 申渡、銘

書出候、同二十六日、丹後守様江差出候、凡又

御預人子共年齢書、差出候様汇~の事汇付、左之

通書付差出候事、

堀 尾 萬右衛門

長瀬助之 進

此内二人宛勤番

小田原 武兵衛

鎌田軍之助

藤 崎 作右衛門

松 野 龜右衛門

宮村團之允

側用人

不限晝夜見計出仕 坂 崎 忠左衛門

旅家老

一御預人、晝夜勤番、不寢番申付候役付、左之通、

正月十二日

堀内 平八

細川越中守使者

細川越中守之御預被成候十七人之内、髭延候者

∞御座候而、食事之障に罷成申候間、はさみに

てつまへ申度由申候、はさみの先丸に借可申

哉、叉体毛拔之相渡申候而苦間敷、奉伺候

以上、

拔之内、办ń亻 無之様 5 ㄤL´何ㄟ相渡候様

被仰聞候事、

肥後交叢書第四巻

小姓頭

此内一人宛勤番

留守居

此内一人宛勤番

新組之

此内一人宛御預人用(吉

聞挨拶

此内一人宛御預人之

用事取次挨拶

本道一人外料一人宛 醫 師

此内上6御預人差置候兩[小姓組

間之内一間汇四人宛勤番,中小姓

村井源兵衛

内 傳右衛門

(八木市太夫

加左衛門

七郎兵衛

匂坂平兵衛

堀内平内

田權之允

横 山 五郎太夫

中灝助五郎

平野九郎右衛門

三四六

御預人記録

匂坂平兵衛

右何相濟候以後、御預人之火鉢、火燧、行水、

呂等申付候事、

十二月十六日

細川越中守使者

以上

書通以無用、依品苦間敷由、

一若親類縁者之方方、書狀音物差越候岾r、如

何可申付哉之事、

右同斷、

一料紙硯望候岾e、相渡可申哉之事、

此通苦間敷候

一楊枝望候 相渡、七乙給候樣可申付哉

之事

此通苦間敷杓、髪之加杓老、爪取候儀仗、

無用可仕候、

一樽道具望候±上相渡、行水、髪℃加仲老、爪

等取候節、人付置可申哉之事、

此以後如何可申付哉之事、

右同斷、

1元祿十六年正月十六日、御用番小笠原佐渡守樣

左之書付、留守居以差出候處、御請取、卽晩留

守居被召呼、御取次以被仰聞候、書付之趣、

御同役方入x被仰談、入念儀思召候、以述人、毛

三四 五

用番樣ゑ相伺可然由、御坂を以被仰聞候に付、二

月廿日直!!御用番秋元但馬守樣之參上相伺候處、

被成御承知、少御構無之候間、前々之通召仕候

樣被仰聞候事、

右重藏、猪右衛門儀、遠慮申付置候處、御預人翌

年御仕置被 仰付候以後、稲葉丹後守樣留守居

以相伺候處、勝手次第召仕候樣、乍然當月之御

匂坂平兵衛

十二月十六日

細川越中守使者

養子 參 リ候2-名字改电候、成田猪右衛門

右兩人之者、私家來!L而御座候、今度御預被成

候堀部彌兵衛と申者之父甥に而御座候、依之兩

人共心遠慮申付置候、以上、

寶!江右電綫弟L而御座候、他家

堀部 重藏

此書付通御聞居、入念思召候由、

覺

一越中守、前以芝屋敷ㄆ罷越居、卽夜御預人致對

面候事、

一御預人受取候卽夜、仙石伯耆守樣上、御預人之

殘道具、御渡可被成候由申來候汇付、早速請人差

出候處、鎗長刀十本半弓一張御渡被成候、

一御預人受取相濟、芝屋敷之無異儀着之段、松平美

濃守樣、御用番稻葉丹後守樣、留守居以御厨仕、

自身可相勤候得、今晚夜更候汇付、以使者御

居仕候段申達、仙石伯耆守樣、水野小右衙門樣

鈴木源五右衛門樣*御居之使者差出候、翌十六

日、美濃守樣、丹波守樣、土屋相摸守樣、自身罷

越、殘御老中樣之使者差出候、

大石瀨左衛門

奧 田 孫太夫

矢田五郎左衛門

赤埴源藏

早水藤左衛門

潮田灭之丞

富森助右衛門

近松勘*

堀 部 彌兵衛

磯貝十郎左衛門

喜兵衛

間 瀨 久太夫

間

小野寺 十 内

原 惣右衛門

片岡源五左衛門

一少手具候者有之候、先手醫者之療治申付置候、

一相煩候下、手醫師江藥計用可申哉之事、

此通苦間敷候、

此書付之通、入念儀思召候、大罪入~違

可申候、當分御僉議之内御預之儀候間、其

趣旨存申付候樣、

一昨日私之御預被成候者共之儀江付、奉伺候覺、

一自然下屋敷近所火事之節性、風之方角次第、

自分別屋敷之遣可申哉之事、

翌十六日、御用番稻葉丹後守樣之左之趣相伺候處、

小書之通御返答御座候事、

守樣御差岡に付、折々日歸に罷越候事

一卽夜御預人小袖二〇、宿衣一通宛、其後小袖一

宛、翌年始江二宛、上帶下帶足袋迄遣、小袖等古

成、叉損候得、時々新遣、御仕置之岾、

袖二麻上下一具宛、上帶下帶足袋矼遣候

一越中守、十五日十六日兩夜、芝屋敷之致逗留候、

其後自身罷越居候江不及、家中計差置候樣、土屋

一卽夜上方御預人二汁五菜之料理、查汶菓子

出、酒は御用番様え相伺候上出候事、

右伯耆守様にて可被成御渡由に付、御近所之儀に

候間、細川和泉守屋敷迄、人數寄置可申由申達

置、和泉守屋敷へ、人數並駕籠等揃置、伯耆守様

へ留守居罷出候處、控居候様御差圖に付、御門前

に相控居候處、夜五時過、 四十六人泉岳寺より伯

耆守様え參、御門内え御入れ被成、御揩置、暫時

候而請取、兩人並駕簹十七挺、舁人斗御門

内へ入候様にと、御徒目付衆を以被仰聞候に付、

家老用人差越候に付、此者∞入申度由、留守居

より申達候へは、左候は三人共可被羅通由に付、

家老、用人、留守居、御門内に罷通、右之外請取

人小姓頭二人、刀等入候長持支配之歩使番二人、

駕籠支配歩小姓一人入之、家老用人留守居此三人

御徒目付衆案内にて御玄え上り相居候處伯耆

守様並御徒目付水野小左衛門様、鈴木源五右衛門

様御列座、家老用人留守居被召出、伯耆守様より、

請取人之儀、今日於御城被仰渡有之候に付、則御渡

被成候間、受取可申由にて、御預十七人名付目録

御預人記録

大提灯二十張

惣人數八百七十五人

長持二棹

三四三

大石内藏之助

吉 田 忠左衛門

其跡御預人之道具入候長持二棹爲持之、支配人歩

使番並才料之足輕四人附之、跡乘小姓頭、惣家

老、夜半過芝下屋敷へ着、座敷之上迄駕籠を舁入

小姓頭、留守居致介添、駕籠より出座敷、雨間分

差置候、御預人名前左之通、

足輕十人宛附、大提灯一張、箱提灯二張宛

以、六石内藏之助初一人宛御呼出、十七人揃候上、

御渡被成候旨被仰聞候に付、家老御請申上候、先御

廣間に控居可申由にて、其席退出御廣間に控居候

處、其内御預人え被仰渡有之御様子にて、其内小

姓頭より相斷、駕籠を御門内に入、御預人を兩人

宛、御徒目付衆同道にて、御玄器より被出候を、

小姓頭駕に立添、御預人え何となく改申に不及候

得共、御法之儀之由致挨拶、懐中を改、一人宛

駕籠に乗せ、御門内に置、不殘受取候段、 御徒

目付衆え相達候上、御門くいりより出、御門外に

段々並之、揃候以後、留守居並先拂足輕四人、其

次小姓頭、先拂足輕十一人、其次用人、左候ひて御

預人乘候駕籠十七挺、但一挺騎馬二騎、歩小姓二

原田小右衛門 上下人• 塚本藤右衛門 上下几人

孫四郎 上下几人

同

同

本庄 吉田凡人

同

寺川助之允 上下增田貞右衛門 人

同

同

同

木原猪右衛門 糸川政右衛門 上下人

上下人

同

同

松浦儀右衛門 氏家 平吉 上下凡人

上下人

同

同

凡人

伴 竹田平太夫 同

同

澤刑堀内上下凡人

人

姓組

小姓組

澤 池人

同

同

堀内傳右衛門 上下九人 林 兵 助 上下九人

上下九人

使番

同

肥後文獻叢書第四巻

志方彌次兵衛 富島猪兵衛 上下九人

同

隼之助 上下永善兵衛 上下九莊兵衛 上下九人

小右衛門 五郎兵衛 上下九右衛門 儀兵衛 上下凡人

上下足輕百三上下凡人

喜助 上下木駕籠十七挺

棒七十本

手提灯四十張

之者五人

用心駕籠五挺

提灯持之

家中之者六十一人

仲間百四十七人

荒仕子三人

此内駕舁長持井道具持之

長柄之者六十二人

足輕小頭一人

十八人

足輕六人

提灯裁料途中上方注進寺 此内八人道具等裁料

足輕小頭六人

步小姓二十人鋼鏈人

步使番四人

岡田玄喜 上下次物書一人

五人

外料

宇野彌右衛門 上下周伯 上下五人

凡人

下村同

醫師本道

魚住惣右衛門 上下人

上下人

横井儀同

同

田中池部次郎助 上下凡人

凡人

同

同

波々伯部權八 上下人

石川源右衛門 上下入人

同

同

三四二

一御城退出後、稲葉丹後守様之越中守何公、御用被

仰付辱旨申達、直ㄷ芝下屋敷之罷越候、外之御老

御項人記録

御城退出後、直汇泉岳寺之罷越、請取可申旨、御

請申達、左候而供之内藤崎作右衛門之申付、御預

之十七人、仙石伯耆守様御指圖次第、於泉岳寺請

取候筈L付、請取!!指越候、人數駕籠等用意之儀

中舍、御城上6早速上屋敷之指遣候事、

一右四十六人之内十七人、越中守編利之御預被成候、

此日例月、御禮登城之處´於 御城、御用番之御老

中稲葉丹後守様、右十七人御預被成旨、被 仰渡

一元祿十五壬午年十二月十五日曉七時分、淺野内匠

頭殿家來之浪人四十六人、吉良上野殿本所屋敷之

押入、上野殿井 出合候家來討果之、不殘芝泉岳寺

之引取罷在候´其内兩人、大目附仙石伯耆守様之參

上、旨趣申上候事、

御預人記錄

平内 上下十六人

警固十小三郎 上下九三四一

須佐美九野田太夫 上下九人

人

同

同

牧七郎右衛門 上下原田九人

次郎 上下九人

物頭

物頭

人

匂坂平兵衛 上下十六人

堀内直=罷在候

留守居

留守居 爲使者羅越

平野九郎右衛門上下二十人横山五郎太夫 上下二十人

請人

三宅藤兵衛 上下三十九人 鎌田軍之助 上下二十一人

小姓頭

小姓頭

用人

老

側旅家中方、使者留守居之以右同斷申達候、

一請取人指出候儀、爲案内仙石伯耆守様之使者、以

留守居於 御城御談申候通、請取人泉岳寺之可指

越哉、御指圖次第、人數可指出段申達、請取汇指

出候家來名前書指出候處、於 御城被仰談候〳〵炷

違、伯耆守様御宅LY御渡可被成候間、愛宕下御

屋敷之人數可指越由、被仰聞候、

請取人支配人

頭棒に相勤居申候、内海道億は、江戸住居にて、堀内傅右衛門覺書終

一玄溪宅は、 京都柳馬場押小路上ル西側にて、内匠

古城貞吉校

寺井玄溪老

右之通候間貴殿御奉公相勤、若江戸罷越被申

也、

八月六日

大石内藏之助

候節、此面々ゆかりと申候て、自然尋可被申事も可

有之候、其時無音なと無之様にと書置候也

言川村傳兵衛、淮藤源四郎、此時迄將監一列方違の貴樣儀候故、御同道仕候而は、此方より

駈催候かと、萬一人口に可懸候段、互に無本意

儀に候、勿論戦場え警役にて供奉之筈之儀に候、

是は流石戰場にて無之候、然は御止り候儀却て

道理當然と存候、御身命をいとひ候て、如此申に

ては神以無御座候、皆共いか様に罷成候はゞ、

跡にては定而世間取々毀譽可有之候、年月之寸

志を能御存の貴様にて候間、其時相應之噌被成

被下候儀第一之御芳志と賴存候、此段御聞屆、

是非共に御止可被成候、奧野將監此頃の上り

に貴公御噂被申候、右同前に宜相心得、拙者よ

り可申達と、呉々被申置候、猶惣右衛門。傳兵

衛、源五右衛門、源四郎、十内等、面談可申述

候、恐惶謹言、

一し申候事、

一大坂天滿丁九丁目、茜屋次郎兵衛借宅、樋口杏庵

一淀川船中より上り、八幡山大西坊に尋參候、本社

之後に結構成住居座敷、チウタイの間の様成所∞

有之、段々馳走なと被致候、大西坊は二十弐と見

え申候事、

宕下通り居被申候由候事、

逢申候事、

破り候段、無本意可被思召候へと、元來御勤

一片岡源五右衛門妻子借宅は、伏見兩替丁筋銀座に

て尋參候、妻之弟有之候にと葬候へは、和田喜六此所に居被申候故見廻申

候、尤拙者旅宿へも被參候、是は浪人にて、原惣右

衛門娘四人預り居被申候事、

早水藤左衛門賴之、大坂町與力大森次郎兵衛と申

仁、天滿與力屋敷に居被申候、 潮田叉之丞賴之狀

遣不承及御馳走共、誠以冥加至極、難述筆紙仕合に

御座候、追付罪品可被仰付候と相待羅在候、段

堀内傳右衛門書

成候悠

【條、暫之餘命と存候内、生涯覺無之、他にも

快儀、太慶御察可被下候、貴丈にも御滿足と

押計申候、定而先達而欣悦と、粗及御聞候と分推

察候、御同名玄達老御登、可被相達候へと、討

入候 候次第、引取候様子、玄達老ゟ、委細御聞有

之間敷候に 荒増書付進候、皆共えゟ御預に罷

極月十八日、同二十四日、二月三日、書狀三通に委

細申越候、死後の儀共、傳右衛殿御京著の上承候様

にとくれく申越候、越中守様結構成被仰付、不及

承御馳走共、誠以冥加至極難有、手紙かたく御座

候段、此上ゟ不可有之と申越候、扨々難有儀、私式

迄乍慣難有と被申、右内藏之助書狀とも見せ被申

候、拙者申候は、不苦候は、此御狀は御寫被下候へ

申候へは、安き事とて玄達寫給候、其紙面、

一筆啓達候、兼而我々存念の通、今月十四日夜

同志相催、吉良上野介殿屋敷え致推入候、家來中

出合候者は、薙切に討捨、如本意上野介殿計取、

印を泉岳寺へ持參備亡君御影前候、春以來の散

一筆分啓達候、兼而度々被仰聞候御内存之趣承

屈、御尤之至、別而致感心、然は今後一同に

御下り之儀は、拙者を初、同志願立候衆、銘々

にも申談候通、御下には不及儀と存候、御志を

三三九

追啓、此書付の次第、同志の者共屬の内、若

御仕置に洩而、殘候者御座候はゞ、速に被仰

聞可被下候、播州龜山赤穂に有之者には、和田

喜六より相達候樣に被仰達可被下候、將孔寺坂

吉右衛門儀、十四日の晩迄有之候處に、彼屋敷に

は不見來候、輕者の儀、不及是非候、以上、

追而一札之事、無相違以時節御あみ立所庶幾無

他候、爲其如此書附達候、又々申候、此狀夫々御

居候はゞ、此筋より便有之との儀、面々沙汰不

仕候樣に、被仰聞可被下候、

寺井玄溪老參

々の次第、武運にも叶候儀本望此上不可有之候

右爲可得御意、命の内如此認置候、恐惶謹言、

十二月二十四日

小野寺十内

原惣右衛門

大石内藏之助

堀内助殿へ

内傳右衛門

未二月二十九日

かかしく候

日本の名まて揚ぬる武士の親とやSはん四

十六人

右之通申上、果可申覺悟にて候、今度喜左衛門御

使に被參、短留被仕候へ共、喜左衛門は、御役勤

居被申候故、右之趣委細に可申様も無之候、荒增

は二十一日に立申候に付、初て申聞候而、下著之

上咄可被申候事

法度之趣堅相守候様に、常々申付候故、今度御

預り之儀は、別而入念候様にと、家老共に度々

申渡候、然處に私心底には、無の忠臣共と奉

何れ∞存生之内、母兄弟息災成る事知せ申

度、在所承候へは、中々不申聞候故、一越中守爲

にならぬ儀は、可被申聞様も無之候、私之爲い

かっと被存儀は、毛頭遠慮被仕間敷候、日本の

大小神祇を奉懸身命を惜み不申承度と、切々申

候故、何歡委細咄被甲、承候而、いかに通し

申候、御吟味にて、唯今罷出候へと、兼て越中

守念を入申儀を背き申たると奉存候へは、私儀

は不忠罪成候、此段不及是非奉存候、此外別に

申上候儀、少∞無御座候、以上、

堀一十月十日、京都へ著致候處に、寺井玄溪被訊候て、

音物なと有之、初て致對面候、拙者も返禮に参候、

子息玄達∞在宿にて、ゆるく語申候、玄溪被申候

は、於江戸内海道に御知人に御成候段、扨々御

深志の儀、於拙者∞忝存候、内藏之助存命の内、去

一逗留之中、津輕越中守様御内大石無人、本田中務

樣御内伊藤十郎太夫える參逢申候、松平與右衛門

樣御内内藤萬右衛門、磯貝十郎左衛門母貞柳と一

所に被居申候、貞柳∞十郎左衛門死後病氣指重り、

五月二十六日果被申候、 病中にも見廻中候、富森

助右衛門母義は、助右衛門舍弟半左衛門、初は麴

町に居被申候、後に増上寺裏ちり屋敷と申所に被

居候、助右衛門旦那寺綫草長延寺、十郎左衛門旦

那寺芝寺町休寺、 近松勘六文良被居候所は、

谷中眞言宗長福寺、八丁堀松平伊豆守樣御組保生

太夫近所、與力町に吉川藤次郎、同新兵衛、 藤次

郎儀は矢田五郎左衛門伯父に而、息作十郎、小瘡煩

逢不申候、右之衆中、拙者方へ禮に被參候事、

一九月二十五日、御先立にて泉岳寺へ參、 金子寺納

いたし、出家三人同道にて、墓所へ參候事、

一二月九日、江村節齋被參候而被申候は、今朝も

於御前御相伴被仰付候、一七日は御精進被遊候

由、御意被遊候は、三人の老人共、定て此咄計に

て残念かり可申候、いかゞと御意被遊候に付、申

上候は晝夜共寄合、此咄より外無御座候と申上候

へは、傳右衛門別て心安いたし候∞の多く、たぶん

寺参なと可致と被思召上候、今程は傳右衛門志に

て参詣ても、泉岳寺の出家共御名代と可奉存候、

左様之沙汰有之候ては、 公義へ對し不可然儀に

被思召上候間、見合候様にとの儀に付、可申聞た

さこそ難有かるひ可被申と、及落涙候事

居者共、御番等も繁く同前に、 扨十七人

の勇士共事は、定て上に色々と被思召候故、五

十日程間を有之候、か様に被仰聞候も何とやらん

上を御憚被遊候事、いかに被思召上候へ共、定

て權現様以来の御仕置と被思召切腹被仰付たると

被思召上候、尤他所の者申候節、不存と可申

様は無之候へと、揃たる勇士共に思召候へば、

善悪可有之とも不被思召上候、能々了簡仕候て咄

なとも可仕との御意にて、いか様勇士共と、三

度まて御意被遊候儀、誠皆共迄難有草葉の陰に

越中守儀、兼而奉重 公義、毎度参勤之節は、

國許にて、御當地江發足仕而は、常屋敷に而、

上下の侍共不殘呼出、直に申聞候は、 公義御

代々御重恩、就中越中守は幼少より大國を御預

被置、家中之者上下共に妻子相育申候、

之御恩と奉存候様に、道中船中在江戸共に、

三三七

めに参と被申候、拙者申候は扨は左様に被思召

上候哉奉畏候、明十日は一七日に相當申候間、何

そ駕にて成ともと存居候處に、今日御意の麺を

承候事、誠に仕合成儀と申候へは、此御意のは、

兵助、源兵衛に中間ましく候、傅右衛門はと計

御意にて候間、其心得いたし申候へと被申候事、

右之趣はおもひ出しく調候故、前後は可有之候

へと∞、譯は相違無之候、尤覺悟仕候ての義に候へ

は、他家の御屋敷并寺又は町家共に、十七人衆存生

之内、通し申所多く候、從一公義御預り被成候衆

中の事故、拙者の衆に懇にいたしたる事、萬一

後御吟味に逢可申儀∞有之、太守様御越度に成ら

せられる様にと、専ら心を付、若∞の事∞候は

ゞ指出可申と、如此の口上書を調、致懐中居申候、

紙面左之通、

一内臓之助著込、留理紺の段子、小手∞同前、股引

くさり入、源五右衛門、十郎左衛門、共に同様にて、

十郎左衛門衣類之内に、布の香袋のやうなる物有

之候、匂ひなともなく、いな事と存候に、後に

一夜に入候て、忠左衛門殿、 藤兵衛殿、 皆共へ被申

候は、十七人衆の衣類は紙袋、何そ書付たる物

と、夫々致吟味改候て、若不審成物も御座候はゞ、

此方へ見せ候へとの事に候、林兵助は、泉岳寺へ

参候、村井源兵衛、吉弘嘉左衛門、八木市太夫拙

改、夫々に長持に入泉岳寺へ遣申候事、

に御座敷清め申ため、 眞藏院へ御奉行所より申參

候へと∞、不及其儀候、尤達 御聽候得は夫に及事

に不被思召上候、其儘召置き候へ、十七人の勇士は、

御屋敷の能守と被思召上候との御意にて、草

葉の際にても、何れる難有可被存候と感涙を流さ

ぬ者無之候、殘る御三人樣にては、清め申候由、

伯耆守樣などは、疊の表かへ、腰張唐紙にて御張

替被成たるとの儀に、大目附にて候へは、定て

格別の思召寄も可有之候、其以後江戸中沙汰廣

く、奉譽たると承及候事、

一二月六日上御屋敷へ御侍中不殘被召寄御直に被仰

渡候は、今度御預りに付、何れ骨を折候、此屋敷

但右之通仕廻、御夜食頂戴仕候へとも、食氣も

無之、湯漬なといたし給、九ッ過町宅へ歸申候、

一右念を入改候樣にとの事に候へと、及落淚、委

しく見え不申候、いつれも必死の覺悟故、むさと

したる物を入置可被申様∞無之候、浴衣十七有之

ISつれも不殘白布細くくけ、内にはくさん入る

手鰹にて、衣類を結候て、銘々名札付居申候事、

一甲頭巾上を黒革にて包、白革にて縁を取、糊付居

候、内藏之助は、表に良雄と名乘有之候 忍の緒は、

大かた紅のしらへにて有之候事、

一十内著込は、具足の様に、くさり布の兩面、中か

たのどんす、紋を鼠色に染總體ケサンくさらに

七ッ、殊の外重く、中男より大く、力∞つよく

有之たると承申候事、

清休寺住持に咄申候へは、夫は血脈にて可有之

候、存生の中、遠方へやかて参候、何方にて果可申

知不申迎、被致所望候事、

三三六

一五郎右衛門は、内々御咄申候様に刀を打折申候て、

相手の刀を取候で差居中候、一類共Sな事と可存

候間、御咄申置候間、御通し可被下候と被申候に

付、少∞被懸御意間敷候、委細に通可申と及挨拶

候、御町奉行松前伊豆守様御與力に吉川藤次郎と

申仁有之候、右藤次郎は、五郎右衛門伯父にて、

参候て具に咄申候へは、悦にて、五郎右衛門子

息作十郎は、御旗本衆之内に内有之幼少故参被

堀内傳右衛門覺書。

右衛門殿私は切腹の仕様不存候、いか仕もの

にて候哉と被申候、我等終に見申たる事も無之

候、三方に小脇差出候様に承候、肩衣を御抜不被

成内か、兎角なと、車内に、助右衛門其外若き、

扨々不入稽古、ひか様にも不苦事、唯首を受討れ

たるか能可有之なと被申談止申候、夫故色々選速、

或は首を受て居被申候衆も有之たると後に承り

候、林兵助、村井源兵衛、拙者三人は、御座敷の内に

居申候、何れもへ挨拶なと仕候に付、切腹の場へ

出不申候、十七人衆いつれも、茶たはこなと給咄

被申 常に少し替り不申、其之事から感入たる事、

一右之通段々に出被申候、嘉左衛門、市太夫、内藏之助殿首尾よく御仕廻被成候、忠左衛門殿首尾好御仕廻被成候と。毎度申候に付、拙者詣罔いたし候は、首尾好との事を不被中候共、唯名計御立可然候介錯人次第のごとく、待被居候故と申候へは、 氏家平吉承り、尤に存候、あの衆の首尾能はいらぬものとて、わらび被申候事、

一十七人衆切腹相濟申候場所は、芝御屋敷大書院御舞臺脇、御手水石の向にて、御小書院より御出被遊、御大書院之間、御唐紙に御立被遊御覧候、扨後

一瀬左衛門は、大石無人子息鄉右衛門父子へ、今日の首尾を通し被下候様に被申候、近日參黜可申申候、其後津輕越中守様屋敷へ參候て、無人鄉右衛門三平父子三人へ知人に成り咄申候事、

一百十七人座配、次第のごとく、一番に内蔵之助殿、

御出候へと、吉弘嘉左衛門、八木市太夫兩人にて

呼立、切腹場に伴ひ申候、内嶽之助殿と呼候時、

潮田聲を懸、内藏之助殿、何れも追參可申と被申

候事、

申候事、

一潮田及之丞、世又は通し申所を書付、少前に

遣被申候、播州加西郡北條村、同國加子川本院、

中屋輿右衛門所に頼候へは、北條村へ即刻通し申

事に候、加子川より北條へ五里有之候、我等下着

候は、、直に可申聞、其内慥成便も候は、可申

但書狀之書付、在所は播州加西郡北條に而、渡邊

與右衛門と申者にて御座候、同國加子川本隙、

中屋與右衛門に被仰付候へは、北條村へ早速相

達申候、道の加子川五里程御座候

紙に書付置候故不具候、其後助右衛門旦那寺、

浅草の長延寺へ致參詣申候へば、位牌有之、戒名黑

塗に金粉にて書付有之、日付とでは可有之様もなく、助右衛門存生の内節々参詣被仕、とくより調置被申候由、持咄被仕候、

1

先立し∞ありけり今日の日を終の旅路のお

ひ出にして

四日は姉の忌日なれば

富森助右衛門

春帆獨讃

下候へと被申候故、得貴意候と申候へは、辭世と

戒名∞少前に書付遣被申候、

最書第四巻

一奥田孫太夫は、内々御咄申候様に、一類共へ御咄

被下候へと被申候、少前に若衆と鴨居被申候、

一赤埴源は、此間より如御存、小出來いたし、

致難儀候へと∞、御にて本道外科衆御附被成候

故昨日より快、今日 上意にて切腹仕候段、本望奉

候、此旨土屋相摸守様御内、本間安兵衛と申者

に御通被下候へと被申候、相摸守様に、今枝彌右衛

門と申者、御取次相勤居申候は、我等縦者のもの

にて、其方へ相頼、早速知らせ遣し候、

地水火風空のうちより出し身のとりて踊る本

のすみかに、

一早水藤左衛門は、御家に前廉居被申候早水助兵衛、

亡父と別て咄覺居申候、御暇被成候刻、古町の光

明寺右助兵衛犁故、彼寺へ引取居候事覺居申候に

付、熊本光明寺と申寺は、御存被成候哉と被申候、

知人にては無御座候へとも、承り及居申候と申候

へは、世を書て給候、

遺候、

武士の道とはかりを一筋にお∞ひ立ぬる死出の

旅路に

三三四

堀内傳右衛門覺書

一十内笑被申候は、私妻の歌、此間惣右衛門に御

書せ被成候と承申候、今日之様子、京都弓創太郎

一久太夫は、近頃憚成る申事に候へとも、此度腹中惡

しく御座候處に快羅成候、萬一麁末成儀も可有御

座候間、承置吳候様にと被申候、扨々被入御念候儀

共少御氣遣被成間敷候、慥に承置候と申候へは、

悦ひ申され候事、

一源五右衛門は、内々御咄申候朱柄の鍵、泉岳寺へ

殘置候、是は先藏備前と申者鍵にて候、生殘たる

∞の共へ遣度、賴被申候に付、其夜林兵助、泉岳

寺へ被遣候に付、咄申候へは、兼て兵助も、右の

趣は存知居申候事、

一惣右衛門は、大きに封したる狀を指出被申、内海

道憶へ内藏之助より之上書也、

一吉田忠左衛門は、内々御咄申候伊藤十郎太夫と、御

心安御語被下候へと被申候事、

申候、前以内藏之助被申候は、大西坊は八幡山に

居申候、是は譯も御座候間、拙者家より段々繼

候、唯今の大西坊は、實は従弟にて御座候へ共、

公義は私甥と申上候由被申候事、

￥1

一勘六は、如御存此間手を痛居申候處に、外科本道

衆まて御付置被下、御懇意の仕合故、昨日迄に快成

て、箇様の事誠に難有儀と奉存候、長福寺にて文

良に御傳被下候へと被申候故、得貴意候と申候事

一助右衛門は唯今御聞被成候通、十左衛門様内藏之

助へ御挨拶被成候は、今日吉良左兵衛事、今度之

仕形不屈に思召候故、領知被召上、諏訪安藝守様

へ被成御預候、此儀我等心得にて、御噺被成との

事にて、扨々本望奉存候、乍此上老母事被附御心被

一彌兵衛は内々御咄申候様に、同名甚之丞に御酒を

給申候様に、御下着の上、御咄可被下と、笑ひ!

被申候事、

一喜兵衛は、何とものは不被申、笑ひく指出し

世の歌と書付給候事、歌は前條之内に書付あり、

一十郎左衛門は此間別御心易被仰聞忝存候、老母

兄弟共事被附御心被下候へと被申候、御袋様をも、

私母と奉存候と申候へは、悦び被申候事、

衛門殿迄被仰遣候へは即刻通し可申候 被申浜に

付、太郎右衛門は心易者にて候、早々可申遣と申

候へは、被申候事、

一鎌田軍之助長瀬助之進我等へ被申候は、心安衆有

之候て若介錯を頼被申候事も可有之候、仁柄極書

御目附衆へ出申候、其心得仕候様にと被申候、

但右の様子、外に見申たる衆も無之、其後江村節

齋に逢咄候へは、蓬御聽被申候へは、何とも不被

遊御意、Sかに左様に可有之との御意と申候、

一御酒土器銘々に出申候、心易咄申候衆には盃所望

仕候事、

一上使御立以後、我等其儘可罷出と存候處に、宮村

團之進被罷出候て、内臓之助を呼立、何か暫被申

堀部彌兵衛は、長瀬助之進呼立、是∞右の通

にて候、定而御意の趣有之事と存候、團之進、助

之進被立候跡にて、上の間に出候へは、内藏之助

上之間に被參候て、扨々難有仕合、御意の可申

候間、何れる御寄候へと被申、老人衆被申候、其

譯は何も分不申候へ共、内藏之助落涙の闇にて、

段々有難事共と被申候、事は聞え不申候事、

譯はとくと不承候、總體内藏之助は、小聲なる人

にて候、其後助右衛門側に指寄申候へは、右の譯を

被申聞候、助右衛門所に書付置候事、

然共箇様の事頼被申候事無之候事、

一同名平八に申談候は、何そ書置度被存候衆も一

之候、Sかゞと申候へは、御目附衆へ申候へは

不苦候、 料紙御出し候へ、不及申御内見にて、御

居候へと被仰候故、 料紙硯坊主衆へ持せ、堀七郎

兵衛罷出、御目附衆へ相伺、少不苦候何を御

認度儀は、御認被成候様にと、内臓之助に向

ひ被申候、其時内藏之助何を認可申事∞無之、重

疊忝と被申候故、七郎兵衛引取申候、拙者*内藏

之助に、右の通申候へは、七郎兵衛殿にも申候通

にて、此間は段々御馳走難有仕合、難申盡候 被申

候に付、耳本にて申候は、此方御心安思召被下私事

に御座候間、御口上にて被仰開度儀御座候はゞ、

承度と申候へは、扨々忝存候、此夏の頃は、定て御

供にて此元御立可被成候、内々御咄申候様に、八

幡を御通被成候砌、御非番にて御座候は、大西

坊へ御立寄、今日の被仰渡、天氣もよく、笛様(

と御咄被下候へ、次男共方へ通し申事に候、我等申

候は、得貴意申候、當番たりとも、傍輩共申合せ、

立寄可申候間、御心易思召候へと申候へは、被

11111111

堀内伸右衛門聲書

但拙者今朝代り歸候處、其儘出候はゞ、何れる

不審に可被存と、指のそきて見申候、總

諸人の顔色、其外の様子共、何共合點不被仕様子

にて、御料理給被車内にも、互に見合、早く仕廻度

の様子に見え申候、Sつれを給仕廻被申候て、

八木市太夫羅出、上俊にて御座候間、麻上下御着

と同道、丹右衛門は愛宕廣丁通參候、拙者は近

道日影丁參り、増上寺門前通にて、堀七郎兵衛に

逢ひ上使有之故、御用に付参りとて立別れ、夫

より新堀にて鎌田軍之助に追付申、些用事御座候

迎乘通り、月黒御門番に馬を預、其儘裏玄器に上

候へは、何れる麻上下着用に付、同名喜左衛門

方へ麻上下坂に遣、着用仕候てより、丹右衛門な

と追々參申候、夫に付棄てる申候様に、武藝の内

にて、馬は生∞のにて候、乗手をよく存候、兵

法鏡は心の働にて候故、大體に有之候てもよく有

之候、當時馬少き時節故、稽古成棄可申候へとも、

懸候は成可申儀と、亡父度々申候、上手に

成候て武藝の名高き武士は、昔は嫌び申候、心

懸有之事肝要と存候

一内藏之助被申候は、傳右衛門殿、花は御入

被成間敷哉と被申候、依之花は自身に取入申候、

叔十七人衆、上の間に次第のこと 着座有之候事、

一上使御使番久永内記様、御目附荒木十左衛門様

御通り被成候、御跡より此方御側衆なと、段々次第

のことく罷出被申候、拙者唐紙越に承候、上使

の趣は、淺野内匠頭儀、勅使御馳走之御用被仰付

置候處に、時分柄殿中をも不憚の仕形に付、御仕

署被仰付、吉良上野介儀、無御構被差置候處に、主

人の讎を報候と申立、内匠頭家來四十六人致徒黨

上野介宅へ押込、飛道具なと持參、上野介を討

候始末、公儀を不恐の段、重疊不屈に、依之切

腹申付者也と、十七人の名字共、一々御よみ被成

候、内藏之助御請に、いか樣に可被仰付難計奉

存候處に、すべ能切腹被仰付候段、 難有仕合奉存

僕と申候、及十左衛門様なと何か被仰候やうに有

之、内藏之助も御返答被申候様に聞え候へと、

111 111 1

用可然と申候て、黒羽二重小袖、浅黄無垢二宛、

麻上下、上帯、 足袋出申候、我等罷出、十郎

左衛門助右衛門なとには、袴の腰を當遺

一翌四日の朝、花を出し候へは、何れを添り被申候、

飯後に林兵介代りに参候故、拙者は何心なく代り

相引取申候、四日には太守様御入被遊沙汰前夜よ

有之、依て何れも衣類改居被申候、吹之間に出候

へは、十郎左衛門被申候は、今日は御代被成候

山、重て御越被成候砌迄はいかゞ、多分其内埒仕

にて可有御座候、何れ様此間の御懇難申盡存候、

衛門なと、若き中色々共にて、頓て埒明可申

候、御暇に、藝の盡しの程、懸御目可申とて、

御番衆の見申さぬやうに、枕屏風の蔭にて、堺町

木挽町踊狂言の真似を被仕、そろさわき被申

脇に奥田孫太夫、 潮田之丞、御ゆるし被成

候へとて臥被居候、叉之丞被申候は、とかくあの
様に騒き申候間、頓て埒は明可申候へと∞、先明
は内臓之助に申候て、手錠をおろさせ可申と笑
ひ被申候、拙者存候は、助之進∞跡より見可被申
哉と存候て、最早夜更申候、孫太夫殿∞、御迷
惑にて可有御座候、最早御休被成候へと申候へは、
是非共に今晢と被申候へと罷立申候、今存候へ
は誠に暇乞に成り別て残念に存候事、

へは其儘逗留にて咄候様にと被申候に付、私宿へ
は同名喜左衛門罷越、逗留致居申候故歸可申候、
こなたは何とやら、各様がおそろしくと、雑談
なと申立申候、四日には代あひにて歸儀と、
同名平八は兼て存居、其日は平八方へ他客有之、
精進日を能存候故、是非立寄候へと、約束いたし
置候事を存出し、数寄屋橋邊にて、御借馬の仲間
に時を葬候へは、九ッ過と申候故、夕飯時分

と存候て、小姓幷に挾箱は町宅へ直に返し、鍵斗に

数寄屋橋御門内へ乗込候へは、向より平野丹右

衛門羽織着、馬に乗候にあび、様子尋申候へは、

追付芝ゑ上使有之候と申候故、早速草履取を町宅

へ遣し、小姓挾箱持なと参候へと申遣し、丹右衛門

就中傳右衛門殿、何れも御心易存居申候、とても

の事に、御詰内に埒明申様に、願中事に候と被申

候に付、拙者も何の氣不付、被仰出前以承申

可有御座候間、詰前にて無御座候共、 越候て可

得御意候と申候て罷立、詰所に參候へは、惣左

衛門∞参居中、何とやらん急に歸候心もなく咄居

中候處に、堀尾萬右衛門被參候て被申候は、

一二月二日夜九つ半過の頃、上之間へ罷出候へは、

内藏之助、惣右衛門 十郎左衛門三人、中かさに

て酒飲居被申候、忠左衛門、久太夫、十内、彌兵衛

は下戸にて甘”、それを口にて飲居被申候へは、

傳右衛門殿是へと呼被申候に付、能い所へ参候と

申候へは、十郎左衛門其盃を、内藏之助、傳右衛門

殿へされ候へと被申候故、十郎左衛門さし被申、

拙者給申候へは、内臓之助是へ被下候へと被申

候故、是は慮外と申候へは、是非と被申、盃さし、

其れを拙者へ返し被申、又給申候時、内臓之助

被申候は、十郎左衛門へ、一つ御のませ候へと被

申候に付、直に指候へは、一盃飲被申、又一つと

申候へは、先刻より殊外給申候間、御ゆるし候へ

と座を立被申候、内藏之助被申候は、十郎左衛門

にて、詞のあやまても、吟味被仕候と申事に候、

右之御足袋の紐御結はせ祓成候事、後に上御屋敷

にて、野田小三郎被咄へは、初聞被申候、萬事

御附の衆中善惡共外様には、申さぬ事可有之候

へとも、様之儀は、何れるへ承せ、奉悅せ度候

事

候故、助之進は我等え出候へと被申候に付、其儘出

申候處に、大かたは寢所へ居被申、助右衛門清左

三二九

一二月三日夜四過頃、吉弘嘉左衛門、拙者當番にて詰

居申候處に、長瀬助之進出被申、只今上御屋敷よ

り、如斯手紙參候、明朝は花を兩座へ御出被成筈

申來候、明朝茶道可仕候、我等兩人能挨拶いたし、

花を出し候へと被申候故、御の儀共添り可被申

と申候處に、次之間の衆より、坊主を以何れも馱

不申候、御と承候、是へ御出被下候へと被申

は絶能給申候間、御とらへ御飲被成、

申候故、椽際へ追懸別留、是非と申候へは哲言に

て候、給醉申候間、御発しと有之候故、共通りに

てしひ不申候、後に考候へは、右之樣子暇乞の心

にて∞可有之候、世上の批判∞能く、とかく御赦

菟可被成候なと、申故、て切腹の心付は無く

其内にも内藏之助、又は物頭分は、遠島にて可

被仰付候やなと、申たる事に候、正月中は御祝多、

いつれも江戸功者故、二月朔日過候へは、被仰付

様の趣淳被申候、只今存當候事のみ多く、一人

残念に存候事、

御意被成候は、唯今罷出候侍は、Sかゞ存候哉と

御尋之時、何れる申候は、男ぶりは乍憚下々仕候

ては召抱 申者は有御座候間敷候、定て能しに

可有御座候と申上候へは、御機嫌にて、八百石

可被下と御約束被近候へと∞、千石被爲拜領候と

て、早速御加増之御書出を頂戴仕、其上御鐵砲五

十挺頭被仰付候、我等親とは内外出入にて、子息

は久兵衛と申候、母儀老母方へ折々被參、 三

盛、仁左衛門へ被申候は、何千石之體にては、

今少長柄多見え申候、見申候へは、長柄十本斗と

見え申候、其外之鑓數外之衆よりは澤山に見え

申候へは、能御心を被附候、我等は他者能存

居申候、自然之時浪人衆被參、召連吳候へと申時、

持鍵とて夫々に渡遣ためにゝ長柄入用之時∞、右之鍵を被用候様に、方鍵、鍵鑓、多拵置候由被申候、大小身共に差替を持、自然之時、人に遣申候儀、武士之本意と咄被申候由に候、眞源院様利御國廻り被遊候時、御馬に召被成御座候處に、御馬けしとな候て、御折申候、其時仁左衛門御供にて、挾箱に入置被申候、替のを御用に立

一二月二日、番代參、早速罷出候へは、内藏之助被申候は、先頃は内記様御出被遊、何れ∞御覽被成、難有仕合に候と、手を付候て被申候、扨は左様に御座候や、とく罷出被申度被存候へ共、付居候者共兎角と仕、致延引候、如御覽若年に御座候へとも、大ちやくなる生つきにて、當正月初年始之御腔に被致登城候節、足袋の紐とけ申候に付、て心安出入仕候御城坊主に結はせ被申候、其節供に參候奥村安左衛門と申者承り、輕き者とても

御城坊主之儀に御座候へは、重ては些遠慮被仕候

様にと申候へは、Sやく輕き者共に申付候へは、

結句悦申候と被申候由、何∞承て笑申候と咄候

へは、扨々乍憚御大家樣へ御生つき被遊候とて、皆

々感し奉候と被申候、内臓之助挨拶に、内記樣

被遊御覽候とは、尤成被申 之間の衆同前

三二八

殊の外御感に預候由承及候、其時拜領被仕候哉、拜

領之馬とて、黒栗毛白き星有之候馬、幼少之時分

見覺居申候、刀脇差馬共に、武士たる者の階にて

候へと、あしく心得候へは、博勞取賣なとの樣

成る儀に成申候と、亡父每被申候事

堀内傳右衛門覺書

一同名平八、御使者に罷出候刻、我等町宅へ立寄咄申

候、今朝藤兵衛殿、其外御側衆被申候は、不殘

被爲拜領候事∞可有之候、殘三人樣に其御用意

有之候樣に相盟候、伐になり兼可申候間、そろ!

刀屋共に申付候て、金二三枚の札付の道具など取

寄、吟味仕置事、刀屋共に密に申付候ても、世上

多分公義の御用の様に沙汰可仕候間、私は不可然

存候、私弟氏家平吉、同名五郎兵衛、傳右衛門参

居申候間、私共四人分を差上、御用に立可

申候、就中傳右衛門儀は、常々道具好にて、良き

道具と持居申候、乍慮外各様に左様可思召と

申候へは、兎角之返答無之候、Sから存候哉と

一内藏之助へ我等申候は、大石頼母殿御跡は、Sか

と申候得は、頼母跡は譯御座候 只今御旗本に成り

居申候と被申、越中守奥方本源院様死去之刻、爲

御名代頼母殿寺へ御詰被成 居申候と、物語

致候事、

様の譯か、代々心安御座候と迄及返答候、我等共

先週、池田の御家に居申候故承傳候、内之助も

能存知とは存候へ共、差扣候事

申聞候に付、扨々夫は能被申候、何がと平生申候、

筒様之時節あくみ行當り申さぬ覺悟、常々互に申事に候扨∞く能被申候とほめ申候、我等事折節正利の刀拵させ、取寄目釘を打申候處にて、右之咄平八申間候故、幸如此出來參候、三枚之札∞有之候、是に内藏之助に可被爲拜領候、中心の象眼に有之ことく、御自分に賴候て、生けさを落し、きれいなる出来にて候、笛様之時節に進之、内藏之助なとへ被拜頭候へは、日本之神、武士之本意に叶たると存候由申候へは、平八同意とて悦申候、其後横山五郎太夫被申候は、右之通十八被申候を一座にて承候、能被申候と被申候に付、我等申候は、平八中々左様之思寄なと、申候者にて無之と笑申候、就夫昔之事を風と存出し候、長谷川故仁左衛門は、度々武功有之仁にて、直江山城守與力にも成候て、働き有之と承及候、妙解院様御代、八百石にて被召出、御目見被仕候時分、一節京都より、御伽之入道去も、御前に居申候由、右仁左衛門は

かたの如く不男にて候を、我等も幼少之時分にて
能覺居申候、右御伽に下り居申候京都之者共に、
三二七
に居申候、此者之娘、主水殿の御父出羽殿え進申
候様に承候と申候へは、扨々誠に能御覺被成候、
其三右衛門は、申さは拙者祖母分にて候、乍然
此腹には、子は無御座と被申候、我等申候は右與
右衛門事は、時代替候故覺不申候、私親とは咄申
候哉、與右衛門子共、Sつれも心安咄 就中八右
は、御出入仕様に承及候御當家に上月名字之
御衆御座候哉と、御尋被申候、Sかにも上月與右衛
門と申候て、福島殿へ城代仕、隠れなき者、只今の
越中守親肥後守召抱申候、右與右衛門末子、上月
八右衛門と申候て、番頭仕居申候、最早病死S
し、只今は孫の代にて、八代番頭申付候、池田主
水殿事、譯はとくと不存候、ひか様當家代々心安
筋∞候哉、當越中守初て入國之刻より、船中主水

殿領地にて候哉、下津井より水を船にて音信、
者∞参候、此方より小姓組を返禮に遣申候と及
返答候、其後内膳之助、直に被申聞候は、扨々委
細能御覺被成候、主水は私ためには伯父にて、只
今の伊賀は従弟にて御座候と被申候故、我等申候
は、上月八右衛門弟、上月三右衛門と申浪人、

衛門は、近所にて、以心安仕候と申候へは、段々
委被仰開忝存候、扨々松平安藝守様へ、平野の名
字之者有之候、拙者儀少内∞有之候、九郎右衛
門殿とは、Sかやうの續にて候哉と被葬候、我等
申候は、惣愷九郎右衛門事は、遠江守様同名にて
御座候、平野氏傍輩ともにて多御座候、 安藝守様
へ御座候は、九郎右衛門には、何程の續と申儀、
不存候と及返答候、扨序に書加置候、右池田主
水曜父出羽と被申候は、池田勝入公の御嫡子、紀
伊守様と申、長久手之合戦に、御父子共に討死被成

候、出羽は紀伊守様御子にて候へと、幼少故、

御次男三左衛門輝政、御家を被繼候て、只今之

伊豫守様迄御相織にて候、出羽は殊に御嫡子筋に

て、三萬五千石にて、御家老相勤居申候、出羽も

二代にて、初出羽は、右之通ゆゑ、蜂須賀蓬菴様

の御聟にて、松平阿波守様御妹聟、就夫阿波守様、

妙解院様御相聟にて、眞源院様御爲に、阿波守様

御伯母捍、其妹池田出羽奥方にて候へは、右之御

由緒を、御代々備前下津井にて、水船を出し被

申事、能存居申候へとも、共譯は態とだまり、ひか

一平野九郎右衛門被申候は、皆共出候へは、何れも

窮屈に被存候、緩々と語り申事遠慮に存候、此

段宜敷様に挨拶を致呉候様にと被申候に付、我等

申候は、九郎右衛門は好にて、五郎太夫も同然

にて候、となたも規度御あしらい被成候に付、

御窮屈に可被思召候、必々無御遠慮、御心安緩

々と御咄被成候はゞ、何悦可申と申たる事、

一何れも徒然の時分のためにとて、平家物語、太平

記なと出申候、老人衆眼鏡を、我等へ所望被致候、

其儘調て致持参候、三國志、同名平八致所持候

を出申候、吉田原磯谷なと切々見被申候事

一或時平野九郎右衛門、蓋茶碗にめを醤油にて

にしめ、唐辛子かけ、茶うけにとて、宮村圈之進

持参めされ候由にて、我等へ被申候は、是はあの

は、以心底に存候事は、少∞扣不申候、天道次

第と平生覺悟いたし居候事、

誰に遠慮なく中度事は申候故、諸人氣障者と被

申候段、前々より承居申候へとる、御奉公等之儀

にて候に申候へは、然らは見え隠に居被甲候而、見

申候様にと被申候、惣我等は、心底に存候事は、

酒被下候時分、肴に可仕とて、皆々紙に包、

悦被申候、惣體酒も御伺戮成候て、朝晩の御料

理にも、三遍より外は成不申候故、好被申候衆は、
中なとにて給被申候、右の通にて、夜は薬酒と
て所望被仕様に成り、夜給袚申候衆有之候事、
助右衛門被申候は、十五にか成候坊主衆、名は失
念仕候、薬酒の酌に被参候刻、内膱之助申候は、
誠に此間は久々の儀にて、各に晝夜御骨折忝存
候、頓て埒明果可申候、此上其上にては、精造
を頼申候と笑被申候へは、右之坊主衆泪を流され
候、幼少の衆迄右之通にて、不淺仕合、何れも及
落涙申候と被申候故、我等申候は左様に可有御座
候、度々如得御意候、初て各様へ御意得て、心安き
∞不思議の御絣深き所、天道に叶候故と申候事、
一或時潮田叉之丞被申聞候は、我等へ内膱之助く
れ候様にと申候、松平伊豫守様へ居申候池田主水
三二五
衆へ出し申候はゞ、慰に成可申哉如何と被申候に
付、成程能可有御座候とて、桃に入持参仕、傍輩

共茶うけに仕候へと遣申候に付、すそわけ仕
とて出し候へは、何れを打寄、涙々是は、夜の
介抱仕候、中々男らしき者にて御座候、作併不男
にて御座候、然れども主坂仕候は、主人の御
はイニ
一彌兵衛悖安兵衛從弟佐藤條右衛門と申浪人御座候
先年長崎御奉行諏訪何某様にも、浪人分にて被召
連候、長崎にてくわるつ盗取候足輕之類三人迄、
條右衛門一人にてからめ捕申候、今度内藏之助寃
し不申候へは門内へは入不申候得共、私老體とて
申者兩人御座候、是は仕合の儀、其外私初め酒
給不申、不仕合と存候、甚之丞は、随分酒を給候
へと、御咄可被下候へと被申候に付、甚之丞殿は
參候様に恐申候、只今被仰聞通候はゝ、御喜可有
之候、江村宗周老御様の譯、私はしかと存不申候、
甚之丞殿のにて御座候、堀部十藏事はSかゝ
務候哉と被申候故、旦那心にかなひ、懇意被召仕

候、御心易思召候へと中は、被申候は、十

藏は、存知居申候哉、彼者幼少の時分、私養子に

可仕なとゝ、甚之丞方へ申遣候、前々より書通之

交體なとも、慇懃に紙面も相見え候へは、手全に

御奉公∞相勤可申と存候由被申候、其後十藏に逢

候て、右之趣を咄申候事、

心に叶候樣、奉公可仕者に御座候、此者事心懸り

にて、不便に存候と被申候故、御心安思召候へ、

左樣之御心底にては、男ぶりは入不申候、武冥利

に可被叶候、追て御知人に成可申と申候へは、殊

之外被歡候、其後堀部十藏、成田伊右衛門小屋に

右條右衛門被參候て、知人に成申候、則伊右衛門

同道にて、同苗平八に知人に成候樣に仕事、

一或時上之間には、八木市太夫毛抜はさみ澤山に包

持被出候、鏡ちいさきを紙に包、是は我等持出

候、内藏之助被申候は、只今市太夫殿如此御持參

被成候とて、我等鏡と同前に頂戴被仕、段々被爲

附御心忝仕合迎、其儘差置、堀部彌兵衛は脇之方

に寄居被申候が、其刻目覺被申候、内臓之助被

申は、彌兵衛目候哉、是にと被申候へは、其儘

はS寄り被申候時、唯今是は市太夫殿御持參、是

は傳右衛門殿御持参にて候、 頂戴被仕候へと指出

被申候、彌兵術頂戴被仕、辱かり被申候、去

被申は、毛を抜被申候、又ははさみにて爪な

取被申候節は出て居候様にと被申候に付、我

等申候は、傍輩心安きだに、先止咄申候事、禮義

堀内傳右衛門覺書

町通り申候と申候へは、八官町の後に、三輪丁と

申候て有之候、夫に内海道億と申、道三門弟御座

候、相弟子なと、御家にも御座候様に承及候と被申

候故、成程町方にも大勢扶持なと遣置候醫師御座

候へ共、識人無御座、家名なと、初て承候様の

事共御座候と申候へは、御大家にて、誠に左様に

可有御座、此道億は随分療治∞よく仕候、内匠頭

方へ居申候、一亂以後浪人にて、町宅に居申候へ

とも、脇々の療治を止、皆共類在江戸之者迄療治

仕呉候て、志有之者にて候、御隙之刻、御寄りに

て候へとも、御立寄御咄被成候へかしと被申候故、

夫は奇特成儀に候、いつを立寄可申と申候、其後立

寄知る人に成、緩々承候へは、在江戸にて、京

大阪に被居候衆へは、萬事此道憶へ通し合被申候

由、京都に寺井玄溪父子にて、互に通し合被申佐

以後承候、玄溪子息女達と申候由、最期の時、丙

一忠左衛門被申候は、傳右衛門殿、御通ひ被成候道

筋は、いかと尋被申故、大工町に居申候故、

河岸端を通り、数寄屋橋を通候事を有之、又用事

御座候時は、道筋へ申候、大形右之通にて、八官

111 11111

一堀部彌兵衛被申候は、高田鍛治居申候處は、熊本

より道の程、何程有之候や被申候、三十二三

里の道法と申候へは、拙者 高田行長重行之作致

所持居申候、誠に御下被成候は、同名甚之丞へ

御咄可被下候、拙者事兄弟九人有之候、其内酒給

一原惣右衛門被申候は、本町呉服物共、定て大勢出

入可仕候、本丁に、京都より寺井玄達と申醫師參

居候、舊冬京都え蹄申筈に御座候、いつ頃歸被申

候や本丁より出入の者に、御聞被下候へと被申故、

本丁一丁目、七文字屋彌三右衛門方え居被申候寺

井玄達、極月二十六日、京都へ歸候由承て、惣

右衛門え申達候、是は京都より内臓之助なとへ付

て、病用に被參候由、後に承候事、

え上申候由平八申聞候、道え見廻候節、寺井

玄溪より參候書中之内、拙者言傳候を切抜、見せ

被申候を寫置候、此文章略す、

海道億様大石内藏之助と、上書きの大きなる書状、

原惣右衛門手跡にて調申たるを、惣右衛門拙者へ

是を屈呉へとの頼にて、同名平八に申置歸候

平八の道億居所不存、

平八*道管居所不存、藤兵衛殿へ持参

一内藏之助をはしめ、何れを被申候は、御番被成候

御衆、其外御通被成各様、最早久々の事にて、扨

々御苦勞千萬に存候、早く埒仕度と被申候、拙者

申候は、皆共代罷歸、心を付見候へは、各様へ

朝夕料理を進候手傳の荒仕子までも、少∞苦に不

仕随分御馳走仕度心底と、日本の神見及候間、

御苦に不被成候やうにと存候、右之通之儀は、偏

存候・被申候故、見苦しく御座候へ共、皮がよく

たはこを持候と返答仕候へは、Sやく、總體當

世にては無御座、乍慮いつれも、以存候と被

申候、あれ是たはこ入懐中の衆中、随分奇麗に新

たばこ入にて、様々の物好き多く候へと、皮か宜

御座候ゆゑ、才覺いたし候、此たはこ入は、何れも

度々手に取り申され故、形見と存殘置候、肩き

ぬ譽申されたる時は、めいわくに存候か、古人と

被申候事は、ちと太慶と存候事

上、若き私を古人とは、近頃迷惑に存候と申候へ

は、此御たはこ入の御物好にて、いつれ?

と被申候故、扨々迷惑仕候、たはこを御取被成

肥後文戯張書第四巻

今少見合、時節も可有之事と被申候、能々了

悔いたし候へは、深心にて存寄有之事と見え、別

入る事に候事、

一正月初頃次の間にて、忠右衛門被申候は、御町宅に

被成御座候へは、定て色々を御聞可被成、不

苦御咄共承度と被申候故、萱冬より江戸中末

各様御忠義の咄斗承候、舊冬二十七日入日頃か岡

林杢之助殿と申仁、書置をして自害被仕候との沙

泳承候と申候へ者、忠右衛門暫く案し、いかにも

左様可有御座候、空之助は、千石取番頭仕居申候、

成程誠にて可有御座と被申候へは、十郎左衛門被

申候は、傳右衛門殿御咄之通に候へは、忠左衛門

殿、Sか、思召候哉、そしはやしと申∞のにて

に各様の御志故と、傍輩と寄合御噌仕事に候と

返答いたし候、大石主税其砌強き風を引袚申候様

に承候に付、隠岐守番に尋申候へと、同

名入に申候へは、即刻承候にもはや御快、食事

なと進み候由、平八咄にて、委細承候と申候へ

は、内臓之助被申候は、被防御心、忝次第と

にて、仔細は不被申候事、

111 11 11

堀内傳右衛門覺書

く

仕立させ候様にと、御意被成候、扨江戸にて何を

仕居候哉と御尋被遊候、小畑勘兵衛軍法を承りた

る由御申上候へは、御意に證據かなけれはいはれ

ぬ事なれとも、雲庵是にて開候、關原之時分、勘

兵衛さして替候事なく候、われ等馬上にて、

太刀打∞、雲菴、存知之通に候、三鷹子越中守弟

なと申者か、時々の時行どで末々の仕事無用に

祖父也

候へは、摺々能き御物好き、裏の取合迄能御座候

と、手にて探り爆被申候、神以それかし迷惑致候、

總體衣類に不限、時々のはやり事致さぬ∞のと、

亡父被申聞置候、三齋様御眼あしく、八代え相詰

居市内、細川刑部殿と申候、 後に玄泊 若年の時分、

老 申候

江戸より下着にて、八代に被參候節、京都より御

咄伽、宗吟 宗和と申者、井眞島雲 被

居候、刑部殿短き羽織着御出被遊御覽、御機嫌惡

く、次へ被参、其羽織誰にそ遺候へとの御意に付、

宗吟宗和申上候は、唯今かうむり道服とて、江戸

御旗本衆、馬の三頭に懸らぬ様にとて、はやん申

事に御座候と申上候へは、三齋様御拜領の羅紗の

羽織を御取寄被成、刑部小袖に、雨方五步長三二 1

いつれるたばこを好被申候故、宜しきを被仰付候

へと、堀尾萬右衛門なとへ申候へども、總盟

太守樣御嫌故、御客たはこまてにて惡故、それ

かし罹出候節は、念を入懐中仕、每度何れる所望

にて給被申候、或時間瀨久太夫、小野寺十内所望

にて、たはこをすきとうつし、たばこ入返し被

申候て、小聲にてとかく傳右衛門殿は、當世にて

は無御座候、古人にて御座候、御腹は立被申間敷

候、總置時行事は二十年々々には本のことく成る

のにて候、二六時中越中軍法を習い、常々了い

たし心を付、侍共を夫々につかひ候か、軍法を不

依何事、其時の下知よく廻お申∞のとの御意承り

候と、毎度亡父被申聞候、扨々乍憚御尤至極、御

名將様の御詞、毛頭違不申候、拙者若き時は、無

そりの刀脇指時行、拙者∞反をのべ指たる事も有

之候、只今本のことく反りたるに成り申候、第一

に箇様之儀承覺居申儀、當分の御用にても、即座

失念仕候はゞ、迷惑可被仰付候、箇様之御意を傳

承、それに嗜候は、寔に寸志にて、冥加にか

ない可申候、

共能覺居と被申候故、彌兵衛果被申候以後、本莊

に被居候由尋候て罷越、無人井子息鄉右衛門、三平

共在宿にて、緩々語、色々馳走にて被歡候、無人

被申候は、彌兵衛儀は、若き時分より心懸よく、

初て主取いたし、扶持方計にて馬を持居申候、御

家に只今居申候哉、齋藤勘助とは、故采女所にて
は兒小姓傍輩にて勤居中、勘助太夫大身に
て御家に罷出申候故、勘助は采女手前より暇をも
らび、親一所に参候と被申候故、扨は左様に候や、
勘助はとく異申候て、只今は孫子の代にて、無事
勤居申候と申候、無人叉被申候は、今度一列之
者共、刀脇差諸道具抔、泉岳寺よん拂物に成候由、
色々才を以調申者有之、内藏之助著込は、御家
之御侍衆所望の様に承候、誰殿にて御座候哉と尋
被申候、いかにも存居候へと∞、自然所望なと∞
可被致と存、越中守屋敷∞方々有之、侍共∞諸方
に居候、殊に大勢の事故、定て左様之儀可有之候
しかと承不申儀と申候、拙者儀當分町屋敷に居申
候、泉岳寺にて拂物有之段は承候へとも、にて可
有之候、衣類之様成物にて可有之候哉、大小武具、

11

一拙者肩衣に、紺の水衣有之、單にて夏中着、冬に
成り古き羽織の裏に茶の形付置を、或時着用罷
出候へは、片岡源五右衛門被申候は、此御肩衣
何と申∞のにて候哉と、尋被申候故、水衣とか申
候様に承候、若きものとその物好きにて候と申
寺の寶物と成り其儘召置被申候、子孫の所望も有
之節、譲り渡祓中心底にて、中々拂物に成候と承り、
肝をつぶし申候、拙者なと∞望に存候而、残念に
存候と挨拶いたし候、右無人は大石同名にて、瀬
左衛門大伯父と承候、内臓之助着込は、法人泉岳寺
小坊主に心安有之所望被致候、それかしは見申候、
随分隠し、向方よりも開付、所望も可有之候哉と、
内々にて求被申候、忍は内臓之助に歌頼し時分、
同様に二枚調呉被申候、助右衛門を頼候て、如望二
枚調被申候、内一枚は、右忍の緒に替へ遣申候、

て着込を求被申仁、歌の下書を被仕、此通に
何とそ丙藏之助に歌を書貰候様にと被申聞候、初
者拙者心∞付不申候、只今存候へは、能こそ書せ
置候と存候、是∞右之仁の影と存候、右の仁は江
戸定詰にて候事、

111110

堀内傳右衛門螢書

一上之間若き衆、大勢被申候に、罷出へは、

何れ被申候は、御覧被成候へ、間喜兵衛いつと

不中、人の後に計っほんといたし居候が、

如形律儀に堅き男にて御座候と被申候故、我等申

候は、膠れて御實儀と承候へは、今度顯れと申

候へは、夫はSか様の思召にて、被仰候哉と被申

候故、今度各様上野介殿をこそ、御心に懸候へ

とも、十次郎殿御鏡付被成候て、印を御け候事、

喜兵衛殿御手に被懸候より、十次郎殿御手柄を、

何程かと大慶に可被思召、冥加に御叶候事、常々

喜兵衛殿之砌貞心故と申候へは、何れを誠に左

にと被申候、何れ喜兵衛の方を見向被申候へは、

一助右衛門被申候は、Sろく御馳走、以冥加に

叶たる儀に御座候、水風呂も一人宛御かへさせ被

成候事別で迷惑仕候、大勢入候跡程和かに能御座
候旨被申候故、後は二三人にて替候様に申付候、
毎度下帯なと被下候へとも、度々には不被申候
事、
御料理人共、唯うまき様に計仕存候様に成棄、
念に存候事、
一堀部彌兵衛被申候は、津輕越中守様江、大石無人
と申候て、拙者同年七十八歳に罷成候、前廉故采女
代の勤の者にて、只今は津輕様へ、大石鄕右衛門御
側御用人相勤居申候に懸り居申候、今度一列の同
志と申候故、拙者扨々無分別、御家替り、子に
懸り居候ては、道理に叶不申と申候へは、得心仕
候、御滯留中御隙の砌、御知人に御成候へ、 故事
三一九
一御老中秋元但馬守様御内に、中堂助と中仁、喜
兵衛聟に御座候由に付、傅を以此辭世を叉助内儀
へ見せ、所望には可被思召候へとも、是は拙者に

給被申候故、所望は簡申とて遣見せ候へは、叉助

より即刻禮狀給候事、

常世に踊る春のあけほの

草枕むすふ假寢の夢さめて

き、

申候、忝と計之様子にて、折入て時宜を被仕候、

故か終にもなく、しかと言をかはした事無

之候、最期之時、側に寄候而、何を御口上之御方

可承と申候へは、懐中より世を書きたるを給候

顔色にて、笑て我等に向、何共物は不被

ば

一次之間にて助右衛門被申候は、吉弘嘉左衛門殿御

先祖之儀、承度と被申候故、我等申候は、大友家

にて吉弘嘉兵衛と申者、秀吉公之時、九州合戰之

砌討死仕候、石垣原の戦と申候、豐後詞にて子共

迄小歌に、長い刀をシャッと抜て切てさるけば

エレ皆はいまはると、諷申候と申傳候、就夫

嘉左衛門と心安者共は、ム、エレと申て、なふり申候と申候へは、助右衛門被申候は、アレに居申候、矢田五郎右衛門∞、 嘉左衛門殿御先祖にまけ申ましく、三河記などにも有之候、矢田作いつれる若き衆中被申候は、堀部彌兵衛養子安兵衛、定て御聞及∞可有御座候、先年高田馬場にての仕方、彌兵衛承及候而、何之由緒も無之候へと、養子にいたし、不思儀なる事は、手跡物こし迄∞、彌兵衛に能似申候と被申候故、成程承及候、感入たる儀に候と申たる事、

先は年始之禮之節、大刀にて申候、着座に3段々有之候、小身にても家筋能者共は中付候、番頭より上座之着座、下座之着座と、色々御座候と挨拶仕候事、

給少つかへ申候様に覺申候、御尤に存候、随分御好被成候へ、輕く可申付候、乍去菜數之儀は、旦

那耳に達候て之儀故、減申事は難成と申候へは

左候はゞ、唯今御座候ちさ汁、なまこ糖味噌汁

なとゝ、心安衆は望被申候故、色々申候へとも、

御座候、私共も逗留中御相伴に、次にて料理

一内臓之助を初、何れる被申候は、度々御斷申候は

如御存、私共久々浪人にて、輕き物迄を紛暮し中

候故、結構成御料理數日頂戴仕殊之外つかへ申

候、此間の麁飯戀しく成申候、何とそ御料理輕く

被仰付被下候樣にと被申候、我等申候は、左樣に

御咄被成候由承候、堀部彌兵衛事 御にて、今

時之聞番之樣成るものにては無御座旨、被仰候由

之事、

其内にても、作十郎は勝れたる武功之者と

十郎と申候者は、隠れなきものにて候と被申候、

後に承候へは、大村因幡守樣御出被成、太守樣

え御咄被成候は、御預丙、矢田五郎右衛門先

作十郎は、三河にて三人之内にて、二人之子孫

は、只今御旗本に御鐵砲頭被仰付置候、名は失念

堀内右衛門登書

間、是へ召候と申候へは、内臓之助始、扨る々々

一十二月下旬、江村節齋老の孫成庵が、十七人之衆

見度由、我等に頼候故、同道致候、其以前寒風強

く、十七人の内には、手負病人老人もある事に而、

御心元なく被思召、江村節齊老へ被仰付、見廻も

被致候事故、此者は節齋孫にて成庵と申候、各権

に御目に懸度由申出、幼年には希特なる事に

一内藏之助は、御預之翌朝より髪を結せ候、殘之衆

は、其儘にて二三日居被申候、我等進め候へは、其

後追々髪を結せ被申候、

起し、はきりを強被成候、御氣色惡敷候哉と尋被

申候由、以後又之丞被申候は、先夜誰殿之被御入

念侯て、被咐御心被下候、私癖にて寢入候て間々

齒切仕候、扨々入御念、忝くは存候へとも、扨々

迷惑仕候と被申候に付、笑候て、夫は念入過し、

御目覺御迷惑と申笑申候、 惣體萬事入念勤候、

毎度何れも承ん申事にて候へと、事によりたる

儀と存候、名之丞被申聞候へと、態と書付

不申候、能くく萬事心付て、了可有之事

申候事、

一正月十一日、御役粋有之、岩間何五郎、片山重之

允、着座被仰付候、其砌私へ何れも被申候は、

着座とは、如何様之御座配御役儀かと尋被申候、

私申候は、他家にて中番頭之類にて御座候、旦那

家にても、大方は其位にて御座候、併着座と申は、

三七

一Sつれる被申候は、冬より度々火事沙汰承候、

此上皆様の御苦労に相成居候間は、御近邊に火

無之様仕度と、我等答に、當屋敷廣、殊に泉水

流れ、芝原 廣、樹木 茂り居候、 萬一之時は、

庭内に御連中筈に而、手當被申付置候と答候へは、

左様ならは、ちと御近火を願ひ申とて、皆々笑ひ

被申候、

鼻紙に包、 成庵に遣し、其後は折々成庵之事を申

出、富森助右衛門被申候は、内之助を始として、

同歳の子供を持者は、思出し候と噂被致候、右

成庵か見に出候噂を聞傳へ、御番方幷御次詰之衆

も、追々彼の衆を見に出被申候、いかさま後年咄

しの種になり中へし、

と、彼の衆へ被下置候菓子の有たるを、

と申、各側に寄、いくつに御成獄と被尋、十二歳に

私所に∞参候段申越候と、御咄被下候へと被

申候故、歸り候て忠左衛門に候へは、扨々不淺

御志難申盡とて歡被申候、吉右衛門事申出候へは、

此者は不屈者にて、重而は名被仰被下間敷と

中候、吉右衛門は、其夜一列に一同に参候て、

電 いたし候由、乗々何れる被申候、然とも無恙仕

廻申たる儀を知せ候使申付なと色々申候へ共、右

之通に被申候事、不審に存候、實の缺落かとる存

候事、

度事斗申候へは、今に小身にて居申事と被申候、

我等申候は、左様の儀は多き事に候、苦にも不被

存、定て一つ所を樂に存可被居候と、返答致候、

又被申候は、右十郎太夫殿へ、折を以御知人に成

可申と被申候、本多様御屋敷は、御成橋之内にて、

参り候て逢申候、存生之内にて、Sか様遠慮被仰

付候哉、長髪にて些煩居中と被申候、緩々と咄、

忠左衛門殿御無事に御座候と申候へは、扨々忝、神

以御禮難申盡と被申候、兩人疱瘡輕く相仕廻、

湯る懸り申候、其外忠左衛門枠共∞、無事に居中

僕、私妻子に無事に居、 寺坂吉右衛門無事に下

肥後交叢書第四巻

一或時、堀部彌兵衛能寢入て居たるが、矢をかけ被

申候は、丑の刻比にても有るか、我等寢ず番し

て居たるが、此葬に驚候、彌兵術は老人故、若き

人に劣る間敷との嗜にて、常々心張り居候故、

入ても折々箇様成事ありと咄被申候、彼仁は、

後には何れる御免候へ、老人は足すくみ申とて、

縁かはに出て、あなたこなたと歩行、足をならし

申て、笑被申候事能く存候、其の後夜四過比、

潮田之允、寢入候て切被仕候を、去仁参候て

有哉、無心元候、いつれ∞様御自筆にて、御手跡

御親類中之御名を、御書付置被下候へかした

れは、皆々殊の外歡はれ、銘々親類縁者、御當所

に被居候分は勿論、 京伏見大阪其外所々、委敷書

付出され候故、其分追々相尋、傳言之趣申通、

委敷咄し聞せ申候、(本條以下六條は異本に據

ふ)

乍去御人に寄ては、何を申かと思召御方∞可

いつれ∞へ我等申候は、筒様に御懇意に仕るも、

因縁ある事にこそ候へ、折を見繕ひ、追々各様御

一類中へ、御身分之様子、委敷御咄可申と心掛居

三一六

遠坂闢内、此以前相良遠江守様へ御振廻之時、御

供に被参、其我等は御使番にて、腰懸に居申

候、御知行取は御座敷に上り、御料理被下候節、

闍内方え彼方御家老被申候は、前謙御家に居被申

候而、御暇申上候早水忠兵衛と申人、松平大和守

様へ被召出、結構なる首尾にて御座候、御家にて

は百石被遣、御臺所頭被仕居候由、島原之刻、

岡佐渡殿、益田彌一右衙門殿、右御兩人之證據狀

持被居候て、右之通結構に被召出候由、右之通之

仁を、何とて御暇被道候哉と尋被申候へは、内

方返答に、成程被仰開通に承及候、其節越中守、肥

後守父子共に罷越候故、侍共過半召連候、其時忠

兵衛は、輕き奉公をいたし、臺所廻りに役儀を勤

申候者にて、働いたし候、他所へ参候ては、身

の足りに成可中と、兩人より釈を遣候儀も承及

居申候、前々より召仕候侍とも、働多御座候故、

越中守方にて、さのみ賞翫不仕候、 大和守様へな

とにては、島原之働有之者少可有之候間、御賞翫

御光に候と返答いたし候へは、御家老とかくの事

∞なく、御尤と被申候由、則我等腰懸に居申候處、

堀内傳右衛門覺書

一忠左衛門、我等側に寄咄被申候は、拙者貍伊藤十

郎太夫と申者、 本多中務大輔様御内に居申候、折

節在江戸にて候、本多家普代之者に御座候、

八郎左衛門と申て、武功を有之候へと、中度事

斗申候故、小身にて今に二百石被下居申候、内記

様代或時御前へ被召出、御夜之、酒を出段々

御機能、後には出頭仕候、兒小姓衆羅出、八郎

左衛門に洒給せ候へとも、下戸にて常々短氣者故

頻にのませ可申とて、兒小姓衆臓候て、色々の事

を申て、腹を立させ候へは、散々悪口を申候故

幼少之者共と申、殊に御前にて迎、御機嫌損し

山水及候、今に小身にて子孫∞居申候、心儘に中

内被参、何と存候哉、偁にもなく誠を以能浴

にては無之哉と被申候、今に忘不申候、扨々能被

候様、先祖越後守殿之名を汚さぬ様にと、申さ

れたるを恐居申候、器内は古き咄好にて能、

器内島原の時分は、未生以前、三四歳か、夫よ

上にては有間敷候、皆々好たる事は、わけもな

き事さへ申事に候、貴殿心得にも成可申と、書

加へ候事、

のと申候ても、小うて延び申候か、或はそむき爪

悪敷候か、とかく馬は總體能候ても、右の所々に中

分候へは、遠路必血落、自然の時盆に立不申候と

返答仕候、御番人後に詰居被申候故、われらも心

の内おかしく、ひたみ入候、若輩の時分、御馬屋

に稽古に出其後定て御供にて、舎人殿就中馬好き

にて、切々右之咄承居候故、取合候て返答いたし

とかく何事も心を付て、人の咄は可承置事に

當座身の爲にならぬ咄は、うはの空に聞申事に候、武士はSか様の事かありて、大名に可成事もしれぬ事に候、昔より申傳候、心は身盥より大きに持度事候、扨右之三人衆被申候は、扨々傅右衛門殿は、承及たるよりは馬御功者にて候、定て御家の御馬役衆、其外御侍中にも御乗手多可有御座候、前廉の上田吉之允なとの様成上手は、當世有兼可申候と、忠左衛門被申候、如仰昔之様に勝れて乗候は有棄申候、馬役之者に中山九郎左衛門と中者候て、随分奇麗成る乗方にて御座候故、越中守唯今の旦那の祖父妙解院と申候、三齋子にて御座候、如形馬好にて、自分に能乘被申候、馬

上にて色々の事を被仕候て、慰被申候、腹中すき候時分、馬上にて湯漬な紛被申候由、親共承候、其時分は右吉之允にかとらぬ上手共多く、馬役之者に永井安太夫と申のは、皆共幼年の頃ま

て存命にて恐居申候、小男にて奇麗成乘方にて御座候、吉之允は馬上手にて、武功を有之候、一所に佐分利九之允と申仁御座候由、此佐分利同名之者共、傍輩に多御座候、兩人共に松平宮内大輔梳へ被召仕、九之亟は後に原城にて討死仕、石塔なと今に有之候よし、傍輩共は見申候との咄承候、吉之允兒小姓佐治賴母と申仁は、右吉之允、九之允働有之刻も、同前之働にて、富田信濃守殿當座之褒美に、作の鞍を紛被申候由、後に松平新太郎様え被召出、千石被下、鐵炮頭被仰付候段、親共噺にて承り申候と申候へは、三人共に傳右衛門殿は、古き事を能く御覺被成候と被申候、近代大坂軍島原一揆之刻、御父子共に被成御座、御家中侍中詩死手負、或は御褒美之書附、折々見可申候、生れぬ先の事知申候、御當家之事を、御家人の不知して、他家の人申時、不存と申と、不心懸之事、

堀内傳右衛門覺

一松平安藝守様御家中は、江戸にて馬を持不申候も

道中は専索せ申候、江戸にては御借馬有之由、

道中専に牽せ候由、上田新兵衛咄にて候、先年道

中にて我等見申候、馬數大分に候、前々より馬

宿の咄承候、本多中務様御家中は、貳萬石以上は

馬は牽せ候、是∞先年道中にて見申候、右の通候

へは、内匠頭様安藝様と同前と存候、數日の儀

にて、何∞心安坊主共に、色々の事を尋被申候由

候へは、我等身の上の事、定て尋たるにて可有

之候、馬牽せ候宿の時何となく、右之咄を得候、

若年の時分は、亂舞を好、其上器用に有之、鼓

太鼓萬事稽古仕候、内匠頭様被召出候而、御嫌に

て御座候由にて、透と捨申候、御學問御好にて、

色々書物好にて、就中しんの物は見事に見え申

候、好候へは成事と存候と、萬右衛門咄被申候、

候而扨は私見申候兵の見事に御座候、 代筆か

と存候へは、右之通に而見事に見え申候、後に万
右衛門被申候は、肌著書付申候、御覧候へ、か
なより∞能見え申候由被申候事、(本は異本に據
補ふ)
11] 1 111
一上の間罷出候時、忠左衛門、惣右衛門、彌兵衛
と、我等側へ被參、傅右衛門殿は馬御數奇と、何
∞の咄にて承候、馬咄可仕候、總道中御率せ候
馬、遠路達者不達者に可有御座候と被申候、いか
にも若き時より數奇て見候にとかく馬は生質すな
ほに、すそ廻りよく無御座候へは、遠路道中なと
役に立不申候、頭持能、轡うけ能、喉∞前地道乘能
一次の間にて咄居候處に、上の間より忠左衛門參、
傅右衛門殿は、毎々若き者斗と御咄被成候、御年
さのみ皆共と替りも無御座候と被申候故、神以
追付夫へ可參と存候へ共、御咄しみ候て居候と申
候へは、忠左衛門被申候は、Sや左様にても無御

座候、惣體是へ参候事、内藏之助心に叶不申候と
存候得共、傅右衛門殿御聲仕候と、内藏之助其外
へる申候て、是へ参候、必此座がらに御はなし可
被下候、此間に参候て御噺承候へは、氣晴快御座
候と被申候、是にて内臓之助威高き事、可有御察
候事、
心底には々おかしく痛入候、何角に付小身はロ
惜候、
一右の噺を、後に内藤万右衛門母義貞柳忌中見廻に
参候て噺申候、拙者十郎左衛門懇意に仕候迎、悦
にて候、奥中熊太郎様御家中、万右衛門弟十郎左
衛門ために兄にて、神谷成右衛門と申仁勤居被申
候、右の衆中存寄とて、右のため具足の下地を
形見に給候、志の段不淺、留置候、貴殿へ遣可
申と、返職に刀脇差の内、札有を遣度存居申候處
風と心付候は、万右衛門成右衛門∞若き仁にて、
いまた妻子∞なき由、後々妻子出來候上、天下

に名を顯し十郎左衛門事に候へは、甥達に譲り可
申候儀、當然の理存、十郎左衛門旦那寺清休寺
に參候て、右の心付をし、十郎左衛門殿事、御
新參にて年数無之に、御代々御重恩の衆中同前
に、一列の御志は、別れたる様に私は存候、万
右衛門殿、成右衛門殿、御妻子出來御成人の後、
天下に名を顯候十郎左衛門殿、御具足候へは、御
持傳候儀、當然の理と存候、私へ形見とて被下儀、
八代へ向拜み申候と申傳候由を咄て笑び申候、
此の咄は遠疾闊内へ、志水伯耆殿咄被申候由にて
候事、
肥後文蓓書第四巻
一十郎左衛門書被申候物を見申候へは、手跡は夫程
に見え不申候、歌抔書被申候假名、同前に見申
候へと∞、右之肌著之書付、肩にて書御座候、見
事に見え申候、後に万右衛門咄被申候は、十郎左衛
日本の神、御志不淺忝存候、拙者方へ召置可然と

思召候哉、道理ニッの内を尤と被思召候哉、被仰
聞候へと申候へは、持被申候は、段々被入御念、
御志兎角を難申候、 行末の事迄、御心被附候事、
感入申候と被申候故、右具足一貴僧迄返進可申候
間、貞柳、万右衛門殿、成右衛門殿へ渡被下候へ
と差返候、ニッ玉にて、一枚宛ためしたる跡有之
量目壹貫日餘有之候、清休寺より、右の趣三人の
衆へ被申通候て遣被申候へは、三人衆歡被申候上、
感心の由留置被申候、其後貞柳より、泉岳寺へ被
申通、十郎左衛門其夜用の肌著を乞請、我等心
底不淺存候由、是を形見に仕候へとて給候、我等
にては扨てく不綫御志にて候、子孫まて十郎左
衛門殿に、あやからせ可申と一禮を申候、白羽二
重に、後に磯貝十郎左衛門正久と、自筆にて書有
之候事、

111 1 11

堀内傳右衛門覺書

候由、指物なと、三本しなへかちんにて、白餅

を一本に三ッ宛、九曜の心にて九ッ付させ候、私

は武具を預居申候故、能存被申候、扨は左様

にて候か、御先代々御心安得御意被申候様に承及

居申候、旦那奥方本源院殿先年果被申候刻、寺え爲

御名代、大石頼母殿御詰被成候事覺居申候、内匠

頭様御家中立物なと、其身くの物好きにて候

哉、又一列にて候哉と尋申候へは、侍中物頭同

前に、三寸四方の金の角を向立に仕候、當御家は

~と被申候故、番方の侍十二組は、一より十二迄の

文字に、金の引兩を付、色はかちんにて候、小姓

組六組は左右の文字に、金の引兩同前にて、立

物は銘々物好に仕候、組付は金にて御座候、物

頭はおもに仕候、只今御咄の三本しなくは、

中小姓共にさせ候と返答致候處に、十郎左衛門

被參候へは、源五右衛門、十郎左衛門に被申候は、

候、惣體采女正武具の物好き、三様を申

る儀御座候故、故采女正代に、三齋様より被遣候由

にて、御召料の御具足、御小手はうふ小手にて、手

の甲に、釘の御紋の大きさにて、銀の九曜御座

J11 1 1

旦那親父肥後守代、福島左衛門大夫殿城代仕居申

候、上月與右衛門と申者を、五千石にて召抱候砌、

肥後守親父三齋、八代に居被申候、家老村上河内

と申者に、壹萬石遣置候、河内申候は、肥後守様

は、此頃高知の者被召抱候と申候へは、三齊被申

候は、侍に歳か可入哉、今日召抱、今日用に立は

侍也、扨々うつけたることを申候とて、以の外呵

被申候由斥候、其時分の老人と歌申候て、

一老人衆へ、拙者申候は、各様御事、國本え申聞悦

申越候、私∞初若輩の時は、老人は盆に立ぬ者と

居申候、最早私も老人に成候故、贔負に存候、
時分念を入申たると被申候、扨て其後野田小三
郎に、指物の事を咄申候へは、成程二齋様御代は、
御方三本しなへと承りと被申候、拙者小
三郎咄にて承候、とかく古きことは可承置事に
候、
とり申るのにて候間、御舎兄達へ能くく御咄
伝説と被申侯へは、成程兩人へ能唱、定て純
御自分にためし進候、 具足の下地織候時分入念候
今は、火を入穴をもみ申候故、ためしかならずも
前々より人に悪まれ申事存居中候へとる、堪忍
成かたく候、兎角奉公人は、大小身共に、夜日心
懸、御爲と奉存候は、何事成間∞のにては
無之候、 當座能やうに、流渡りの世中口惜候、貴
殿段々御奉公可被致候身命を惜不中心懸候は
夫々の生質心の付ぬは其通、心付きては流渡りの
勤は、武士たる∞のゝ口惜き事、何その時、以

無心元か∞はれ、能々心懸肝要にて候事、

一度き御座敷へ臥被申候故、寒可有之と存、拙者指

圖にて、小屛風澤山に取よせ、枕元に立させ申候、

或時さる仁被申候は、小屛風建候事、不入事に候

人數見え棄申候と被申候故、拙者申候は、御尤に

存候、御番人多く相詰、其上あの衆の儀に候へは、

氣遣之事は有之ましと申候へは、其分にて後々迄

臥被申時建申候、助右衛門拙者え被申候、内藏之

助はさむがりにて御座候と被申候故、羽織か何そ

出し度、あれこれに色々申談候へと∞、内藏之助

手には出されぬ事にて、埒明不申候、其後同名平

入に申談候は、御側衆其外大身の面々、自分々々

の心付のやうに、老人衆へ頭巾なと持參被申、 夜

一片岡源五右衛門被申候は、先頃は皆共被召置候御

屋敷の釘隠、九曜の御紋を見申候て、風と存出した

ひび返すべき言の葉もなし

一潮田又之丞と咄居申候處に、原宗右衛門被參、何や

かや歌の咄なと有之候、又之丞被申候は、小野寺

十内妻の歌、御存被成候哉と被申候、Sや不承候

と申候へは、宗右衛門殿被書付候て、傳右衛門殿

へ被遣候へと被申候へは、惣右衛門被申候は、十内

承候は、腹を立可申候と、笑ひなから書付綸候、

筆の跡見るに涙のしくれて

々は御かぶり候へと、持參有之様に有御座度候、上

より頭巾可被為拜領様は無之候と申談へと、

是埒明不申、内藏之助は、夜臥被申候時は、茶縮

緬のくいり頭巾をかぶり、間には火燵ふとん引か

つき臥被申候、拙者儀節齋より給候新敷くゝり頭

巾、外に新小袖一ッ挾箱に入、小判二雨ほど懐

中いたし、たばこも澤山に持参いたし候へと、

わけて一人に出させ候事∞成かたく、簡様の時小

身∞のは口惜候、右頭巾と金子は、十郎左衛門母

儀に、魚籃の後清休寺を頼み遣候事、

11110

堀内傳右衛門書

立、懇に召仕候、只今は大かた親の身體程に、

結構に被召仕候、三宅藤兵衛殿はと被葬候、藤兵

奮儀は少わけ有之者にて、定て御聞及可被成候

明智日向守殿は、先祖越中守と少すうき有之、日

向守殿内に明智左馬助と申候て、名高き者有之候、

藤兵衛は其子孫にて御座候、其故様子よく召仕候、

長紳助之進殿はと被申候、是は三鷹代、小谷又右

衛門と申候て名高き者有之候、足軽に具足を着て

武者足軽と五十人宛仕立、右又右衛門預申候、

其の末にて側に召仕申候、堀尾万右衛門殿はと尋

被申候、是は堀尾山城守殿の末にて、幼少より心

に叶、窓に側に召仕候、之進殿はと尋被申候、

是∞代々召仕候者之枠にて、幼少より心に叶、段

々取立結構に仕候と中へは、度々御出被成候、

摺て能御辨舌、奇麗なるかし立と、ほめ被申候、

横山五郎太夫はと被葬候、五郎太夫は、定て御

聞及∞可有御座候、鳥原陣場にて、板倉内膳正様

御討死の砌、祖父横山助之進と申て、物頭仕候を、

内膳正橋え被付置候て、一所に討死化候、其子孫

にて御座候故、懇に召仕、唯今小姓頭に申付候、

は無きかと被申候故、拙者申候は、夜着ふとんと

3に、大形日野の酒たるにて候、御大名様と申は、

常々諸事支ぬやうに有之候こそ御大名様なれ、今

度は富澤町にて、調られると見え候、妙解院様御

代に、長崎物下直の時分、 段子しゆすの物、澤

山に御調させ、何その御用のため、夜着ふとん百

斗、坂崎忠左衛門殿被申付候と、親三盛申聞候と、

返答いたし候へは、是はくと手をふり、金銀少

とて樊被申候、おふ事申さねはならぬ手前故、

着ふとん小袖迄無支、何と御大名様にて

一井上吉右衛門被申候は、今度は大勢の事に候へと
助之進同前に、佐藤十之允と申討死仕候、其
子孫只今伊藤又右衛門と中て、側に召仕候、平野
九郎右衛門殿は被申候、是父以來代々能召
仕候、只今小姓頭車付候、遠江守様の平野にて御
坐候、 中瀬助五郎殿はと被申候、是は御開及可
有御座候哉、三十年前、播州芥川にて、十三四
歳の時、親之敵を首尾よく討中候、少譯有之、幼
年より召仕、小姓頭勤候と、夫夫致返答候へは、扨
々御大家様と感被申候
一番人衆は、御小姓組、御中小姓衆、二座に勤被申
候、尤無刀、挨拶馳走に出候衆、同前の事に候、
大小用に被参候節は、御番衆に向ひ手を付、時宜
之様に被仕候てい立被申候、其時々々に御番衆之
内一人宛、立被申候て、跡より參、大小用に被參
候口迄、つき被參候、御番衆之内、心安き仁に申
候は、定て被仰合にては可有之候へ共、毎度跡よ

御付添候ては、窮屈に可有之候、毎度各之方に

向き案内之心時宜を仕候と見え侯と申候へは、其

儘居被申候事、

候は貴様には御名迄被申候、歡候と被申候、Sか

にも是にて承り候と申たる事、上之間にては忠

左衛門、次之間にては助右衛門、挨拶の時分は、

進出被申候、辨舌分明なる輩にて候、夫故仙石様

え∞、此兩人被罷越候と存候、寒氣の時分故、大な

る火燵に錠をおろし、べんがら縞の蒲團をかけ申

候、何事∞御目附衆へ、御何ひ被成候而之事と承

候、煙草酒∞、 初一兩日は出不申候へ共、是を御

出し被成度御何と承候、誠に何角御心に懸けさせ

られ候御事、何れも有難かり、被申候事、

肥

張書第四巻

一坂崎忠左衛門殿は、Sか様の筋目にて候哉と、御

尋候に付、忠左衛門親清左衛門と申候は、故越中

守代、見小姓にて、懇に召仕、段々取立、當越中
守代に心に叶其後家老に被申付、以後家督を
嫡子に譲り致居候て、病死仕候、嫡子病氣に有
之、知行を上候、忠左衛門は二男にて、幼少より段
一御屋敷へ參著被致候夜、小袖貳ッ宛被下、歳暮に
一ッ宛、帯なと被遣候、右之品持參候坊主に、
内藏之助被申候は、此御屋敷にて、太守様御居間
は、何方にて候哉と申次之間衆も同様に
韓被申候、其方へ向き頂戴被仕候段を坊主衆我等
へ申聞、尤なる事共に候事、
一手水つかひ被申候度ことに、坊主衆を遣して、
水をかけ申候故、殊の外迷惑かられ候、水桶に
柄杓御添可被下候、何れも自身につかひ申度と被
申候へは、柄杓出候事成かね申候、何事∞芝御屋
敷に伺候儀故、其内龍口を仕かけて、出候様
に成共致度と申談たる事、それは少御時宜に
不及、御かけさせ被成候へと、我等毎度挨拶申た

る事、

三〇八

堀内傳右衛門營書

開候、其上私は無事にても、御ゆるし被下候へと被

申候、万右衛門へ向ひ候て、再往申候へと∞、被入

御念儀、貞柳申通に御座候へは、御免被下候へと、

被申候故、兎角を不申、責て今日の御馳走の御たは

被申候、我等惣麗涙もろく、兎角返答成棄、暫候て

挨拶をいたし、朝晩二汁五菜の料理、御酒を出

し、傍輩共寄合、思寄次第の御馳走をいたし候様に

と申付、饂飩蕎麥切奈良茶なと進め、切

最早二三度出候と申候と申候へは、扨々段々

の御馳走忝次第とて歡被申候、扨∞はや歸申候、

段々御馳走忝存候、御氣色も御快然の御様子を見

候て歸候はば、十郎左衛門殿へ可申候、是に罷

越候刻も、印を被下候様にと申候へは、万右衛門

殿へ紙包謬被遣候.内を見候て致持參候様にと被

仰候へ共、以見申候心底に無之候と申候て、こ

なたへ参り候、罷踊候ても、慥に思君のため候間、

御ふみを被道候へと申候へは、扨々忝存候、十郎左

衛門、赤穂籠城之心得にて罷越候刻、私へ申候、

自然日數を重り、能便なと御座候共、 必ふみを遣

申候な、城中に女の書通はならぬ事と、

三〇七

一最前は御廣問二座に被召置候へ共、庭も見え不申、

惣體闇く候故、御役者の間に御移被成思召にて、

坂崎忠左衛門、三宅藤兵衛、宮村團之進、其外御

側衆 御小姓頭、御開番皆共迄次第の如く罹出、

思召之趣を十七人衆へ挨拶有之候、此間の事故、

此座敷へ御座候様に被仕候、殊之外暗く、庭∞無

之候間、庭なと有之所に御座候様にと申付候、明

日より少々繕を申付候、大工仕なといたし候故、

御聽障りに∞可被思君と御案内を中候、次之間の

衆へも同前に申候へは、助右衛門被申候は、段々

結構に被仰付、誠以冥加至極難有儀に奉存候、御

侍中∞大勢被付置、結構成儀共、就中堀内傳右衛門

殿、別て情ら敷被仰聞、忝次第と挨拶承申候、左

候而、何れる立被申候刻、團之進殿、我等へ被申

こを、持参可仕と、はな紙を出し包み、床の花生

に梅棒有之候を、紙に包、是を印に可仕と申候て

立踊り、此儀十郎左衛門に咄申候へは、殊の外

悦候、堀部彌兵衛と、十郎左衛門亡父と、心安く

いたされ故、彌兵衛肝煎にて、十郎左衛門、

内匠頭様へ被召出候由、貞柳被申候事、

一潮田叉之丞被申候は、松平壹岐守様御家中に、有

田安菴と申醫者居申候、右之者因幡国へいつ發足

仕候哉、承りくれ候へと被申候に付、 彼御屋敷え

参候て尋候得は、舊冬在郷え無恙着被仕候、左右∞

有之候由、叉之丞へ申聞せ、悦被申候事、

一次之間にて咄に、今度上野介殿屋敷に打入申時分、

十郎左衛門母儀、殊の外煩居申候、多分此頃果申

たるにて可有御座候、十郎左衛門の心底御察可被

下-候、其後十郎左衛門側に寄候て、母御の在處尋

候へとぉ、不申間候間、某參候て内々私儀答え

申入誓言、以身命惜み不申御用承と申儀と

て、看病いたし候處、譫言申候、兼て心底に思

居一列の事を而已申候故、町宅にてあり、外に油

れ可申と、殊の外氣遣いたし候、十郎左衛門一兄

共兩人有之候、未妻も無く、兎角妻無御座候ては

ならぬ事とて、方々心懸賴廻候事∞、手段と存候

よし被申候、扨は何も被申候樣女にも心を盡し袚

申候へは此事以後一入咸入候、十郎左衛門切腹之

節血出兼申候、いな事と被申衆有之候、畢竟大病

を久々被煩候故と、存候事、

御失念にて被申候哉、不及是非と申候へは、十郎

左衛門被申候は、扨々不淺御志、兎角難申とて、具

に咄被申候、將監橋筋に、松平與右衛門様と申御寄

合御座候 細川主様なとの御相談役にて、外輪御

門御預りにて候、右與右衛門様御内に、内藤万右術

門と申て、私兄居申候、母∞一所に居申候と被申

候、扨は私町宅通ひ申道筋にて候、御尋申候

御左右可仕候、何を印を被下候へ、咄迄にては慥に

思召間敷と申候へは、扨は不淺仕合、然らは迎手紙

之様に認て、紙にて包、内を御覧候て、御持参被

下候へと被申候、扨々被入御念御事、日本神、見中

心底にて無之候迎、懐中いたし罷立候、右万右衛門

は、與右衛門様御家老と相見え、平小屋にて∞庭

∞有之、路次より通候、座敷床有り奇麗に候、後

に承り候へは、與右衛門様折々御出と承候、十郎

左衛門母儀之名、貞柳と申候、万右衛門∞存宿に

て、兩人共に被羅出、緩々と居候へは、蕎麥切

出申候、貞柳被申候は、十郎左衛門儀、其夜立出

候而、再左右可承様無御座候處に、御出被下、

無とつれを承候事、誠に氏神の御引合とて歡

堀内傳右衛門書

田淨慶咄承候、侍たる者の子は、女子なりとも、能々嗜度事に候、我等嫁共にも、此段可被申聞候事

一助右衛門十九歳之時、内匠頭樣御使役被仰付、即日より馬を持可申由、 先年水谷出羽守御居城を内匠頭樣御受取被成候刻、助右衛門を赤穂え早使に被差越、六日ぶりに着仕候由、惣右衛門噺に、尊馬丁問屋共に、兼々金銀被遣候由、定而道中筋之問屋なとへも、同前と存候、其故助右衛門を早に私の女心さへ、内匠殿は切腹、上野助殿は其儘被指置候と承り、片手打之御仕置、不及是非事と存候、助右衛門は男子に生れ、今度の振廻、尤成る儀と存在候私の影にて無事に居申段々結構成御馳走共に預り候へば何ぞ存殘事も有御座間敷と被申候故、神以拙者は、兎角の返答成兼及落涙、漸々挨拶をいたし、初對面の口上、片手打の御仕

置など、被申儀、珍敷女性、流石助右衛門之母儀

と感心申、母儀の親は、山本惣右衛門とて、何方

へか千石にて、口をきいたる侍と承候、助右衛門

親父も、歴々筋の仁にて、江戸町人の福人にて、御

用抔承候、江仙右衛門など、一類にて候由、

一助右衛門被申候は、上野介殿屋敷へ、毎夜代る

(申合せ参り候、平長屋、竹腰板、中塗位之壁

にて透通り、燈の光如形用心の體見え候に付、鍵な

柄短くいたし可然と申合せ、九尺に仕候、戸障

子を踏破り候へば、座敷の内廣く覺え申候、長

屋之内しか〈隔もなく、妻子など居申所一間に

て、夜仕事など仕候、灯透渡り明く見え候迎笑被

申、何れも心を盡し被申候、上野介殿居間知兼、

難儀候由、十郎左衛門などは、女に∞たより見、

心を盡し尋たる事とて、何∞咄被申候事、其

後の事に候、十郎左衛門母儀に逢ひ候が、色々咄に

十郎左衛門は、内匠頭殿兒小姓に被召出、段々懇

意に預、衣類など澤山に持居被申候、傍輩中浪人

して、困窮に及びたる人には、右之衣類、夫々遣申

たるよし、十郎左衛門儀、常夏之頃、町屋へ出居

被申候内、熱病を煩被申候故、母下女を召連参候

三〇五

着と存候、助右衛門懐中に金子二十兩入置候由被

申、右被仰付候節も、御間より直に立被申候由、

若き面々咄申され候、他所は組付にて使役とて

有之由に候事、

日雇の者まて奉感事、日本神(此處不明)屋

敷出入の町人共∞、此咄専ら仕候と申候へは、助

右衛門被申候は、扨々傳右衛門殿へは、御頼母敷、

何れる打寄忝きと申事に候、御身上被捨、今時の

世上侍出家に至迄、當世のなかれ渡者多候間、能

被附御心、御噺被成候様に、誠に大事の儀にて

候と被申候故、扨々御心入忝、成程被仰聞候通、

小屏風の中に、鶏の子を育申處を書たる給を、助

右衛門見被申、此方へ被申候は、扨々口惜事御座

候、皆共はとく果たるものにて、今迄存命、此

御屏風の絵を見て、不圖事を存出候と被申候

故、御尤至極にて、貴様も凡夫と思召御心にて、

夫程の事は御心にて御免被成候へ、各様の御忠義、

古今無雙の御忠臣と、末々迄奉感候事は、此頃非

番の時分、遠方へ用事有之、町屋敷より出駕に乗

候て参候道すがら、駕舁共申候は、四十六人の御

衆は、辨慶、忠信に増たる人がら男ぶりまて大男

にて、就中大石主税殿と申は、若輩に候へとも、

大男大力にて、其夜∞大薙刀にて、辨慶にも増

たると承り申候と、寔にこゝろ無き其日暮しの駕

1

私∞神以存居候と、返答申候事

一助右衛門一子長太郎とて、二歳にて、愛宕下田

村右京大夫様御家中、菅次右衛門と申仁の所に居

被申候、同御屋敷の内に、峰宗朴と申御茶道有之、

江村範齋小屋にて、知る人に成居申候、右宗朴小

屋にて、 長太郎に逢申度、兼々案内いたし置候得

と∞、悦にて幼少之人にて申事故、われら町

宅近所に、小西十兵衛被居候故、前夜に人形を調

給候様頼遣候得者、其儘調参候に付、挾箱に入參

て、長太郎に申候、扨るく助右衛門に能く似

たる生付にて候、其後助右衛門母儀も、此方御屋

敷出入いたし候竹屋惣次郎宅にて逢申候、 惣

郎先祖は、内匠様御先祖、子細有之、東國邊に暫

御座候節、輕き奉公人にて候由、夫故宗次郎所の

者一列の衆中用事を承申段、兼て存じ申候段、

若衆中被申承居候故、右之通助右衛門母儀へ

∞彼者宅にて對面申候、母儀被申候は、御尋被下

て懸御目、助右衛門無事に居申候段を承候儀、

寔に氏神の御引合と存候、助右衛門儀、其夜出立再

逢可申やうも無御座候へば、猶以左右同前之事

三〇四

堀内傳右衛門覺書

一十郎左衛門又被申候は、原宗右衛門足輕を預り居

一或時、十郎左衛門被申候は、傳右衛門殿には、古き

事を能御存知にて、忠左衛門に古戦の噺御聞被

成候へ、忠左衛門∞歡可申と被申候へと∞、 藤兵

衛殿段々被申聞候趣有之候故、所望不仕候、松平

宮内大輔様御家來、渡邊數馬、河合又五郎喧嘩の

咄を承候處、兼々承りよりは委く咄被申候、右

喧嘩の書付一冊、前寫置候故、忠左衛門にて、

御家老荒井但馬を、御老中榛より御稱美の事を書

加へ申候、右但馬は眞源院様の御代相摸守様を御

招請なと有之、御馳走の刻、但馬∞御供にて被召
連候へとも、參候節相摸守様御次の間に被居候へ
は、見物被仕候様に、眞源院様御懇の御様子、同名
故文左衛門、其頃兒小姓相勤候砌にて、見被申候
迎、黜承り及候、亡父なと心易、書通なと被仕
候、隠居名龍雪とか申候事、
に存候の有之候に賴遣申候、今程は定而難儀可
仕と被申候故、扨御父子の御忠義感心仕候、神
明の加護にて、御母儀もゆるく御幕候様に成可
申と申候て、涙をながし申候事、

1110111

一或時助右衛門被申候は、私衣類の内に、女小袖の

白袖口なと∞せはく有之候が御座候、Sな事と可

被思召、是は老母物にて候、其夜遠方を罷越候、

殊更寒候間、下著に仕度迎借候て著仕、罷越候と

被申候、扨々御尤成る御事、母の衣と書候て、母

衣と申傳候へは、御孝心の程感入候と申候、其後

寒氣強候故、何れの枕本に、立させ可申と、

宗右衛門働にて、即刻埒仕候と噺被申候處、宗右

衛門被參、何を御咄被成候やと被申候故、様々

々と申候へは、宗右衛門被申候は、拙者は前廉側

用人勤居申候故、道具の様子有増存居申候に付、

船を数多借り寄、道三橋の下に付置候て、船印夫

々に付置、諸道具片付させ、其夜早速赤穂に參候、

大學申付候日より、六日ぶりに參候と被申候故

扨々夫は早い事、いか様に被成候や申候へは

惣體公義の御法度にて候へと、内匠頭事は、代
々傳馬町問屋共に、筆て金銀を遣置候に付、右の
通無滯參候、扨々無力早使を仕候と被申候事、
申候、常々足輕とも召仕候樣子、氣味能き事共多
有之、先内匠頭鬪の刻、傳奏屋敷の諸道具、
一或時、内藏之助へ此方より申候は、此頃町人の承
無き者は、同道不仕筈に申付置候故、其夜門外迄
召連、翌朝上野之介殿屋敷を出候時に罷出蜜柑餅
の類を袂や懐に入、御喉の渇き可申とて、皆々へ
給させ、扨々首尾能御仕廻被成候迎歡申候、定て今
度伯耆守樣より、私共被召連候刻、多分跡先に
成り、辻番邊にうろたへ居申候はんと、不便に存
と被申候、さては左樣のものにて候哉、神明の
御恵にて、後には冥加に叶可申と申候へは、唯今
に成存候へは、勘六名付をも遣、内藏之助に申斷、
一列に加へ不申事、残念至極と何れも被申候
其後いかにもして、彼者心底不便に存、上野の

脇谷中の入口より左に往て、長福寺と申寺に、弟
子女良と申出家は、勘六甥の由に付、尋参り良
2、勘六無恙段を聞せ、且又甚三郎事を尋
候へは、無事にて十二月廿四日迄逗留いたし、
所に罷蹄候由、暫物語 Sたし、座敷を見候得は、
菅谷半之允と札付き居申候葛籠、其外にも見え申
候、何れ∞折々参宿を被致候やと相見え、其
後勘六に申候得は殊の外歡にて候事、

一次の間にて、若き衆中の咄に、矢頭右衛門七と申
∞の、十七歳に罷成候、江戸初にて候、十郎左衛
門引廻申候、彼者親は京都にて病死仕候刻、右衛
門七え申聞候者、内々内之助と申合たる事、志
を不遂候て果候事、不及是非次第也、汝志を繼候
へと申候へは、奉得其意候由にて、今度の列に加
申候、叔父は松平大和守樣御家中に居申候、是
に母を預置候とて、母子共に道中荒井迄参候處に、

若輩と申族故、女切手を持参仕候事を不存候て、

荒井より立歸申候、如御存知久々涙人にて暮し候

へは、少の路銀無之候故、何れも申談、母は赤穂

候へは、於京都萱野三平と申仁、書置なと被仕、

自害いたされ候様承候と申候へは、内臓之助被申

候は、夫は皆共京都に居申候内之事にて、存命に

て候は、今度之一列にも加り可申∞のにて候

と、返答被致候、何れるのに、三平か父浪人

て京都に居、三平を何方へそ養子に遣候て、奉公

をいたさせ候と談合有之候へと∞、三平志に叶不

申候、右之通書置をSたし、内匠頭様一周忌に、

自害いたし候と咄被申候事、

111011

堀内傳右衛門覺書

に萬事に能きるのは、本心の賞はなく、世渡の上

手にて候、昔も今もかほく御座候、輕薄を以出頭

人は、主人をだまし候事、本心の不實故と存候、

是に付存出たる事の候、故文左衛門切々咄申候は、

眞源院様御代、於江戸、入割の有六ヶ敷御用を、

去る仁に被仰付候に、残慮なく御意に叶候様

埒いたし候、其後御意に彼者事は、何に召仕候て

も、御氣味よく被思召候へとも、一所に召仕可被思

君との御意、其時分故左衛門は御兒小姓にて、

御意に叶たる内にて候、名を被申聞候、其仁後々

迄も息災に居候て、其噺は老人衆も被申候間覺居

申候、兎角御大名の内には、色々様々の侍多く有

之候が、能々上大工の材木を用ひ申に、ゆかみた

る∞直なるを、大小共に夫々に用ひやうにて用

に立候、名將の士卒を用∞、其でとくにて候、正成などの事承り候へは、お∞ひ出され候、然共我身に成候ては、何事も不調法にて、常々不召仕候共、一所に可召仕と思召、常々の御用に、埒の明ぬ所を御凌被遊、一所の御用に立可申と、信實に奉存、武士は冥加に盡果、不及是非、生つきと存

11101

一或時、次の間にて咄居申節、何れも被申候は、近
勘六が小∞の、甚三郎と申∞の儀を存出へ
は、不便に存候と被申候故、いかやうにて候やら
んと葬候へは、勘六儀、先祖以來代々近江之者に
て候、在所より甚三郎を、今度江戸へ召連参候、
彼者親は庄屋を仕居申候、代々わけある∞のにて
候、今度何れる存立候前日、在所への狀なと認
候て、差返可申と存候て、其段申聞候へは、彼者
申候は、此間何れも様の御様子を見候へは、近き
中思召立候儀有之と見及申候、私儀被召連候刻親
共申聞候は、随分御奉公、精を出御爲には身命を
捨申候様に申聞候段、御聞被下候通に候、御用に
立申間敷と思召、御返被成候事、無是非仕合とて、
腹を切申體に見え申候故、不及力其分にて召置、
夜討の節供に召連申候、然共兼て内臟之助申付

候は、今度の儀内匠頭え勤居候ものの親子兄弟に

ても、他家に居申たる者、其外内匠頭にし譯も

候、誰とは難申、名跡は及絕消候、島原之時分も、

ろきと申たる仁にて候、五百石以上の男にて

候事、

一何れるのに、高田軍兵衛と申者、小知遣候者

にて御座候、此∞のは赤穂籠城と承及候由にて、大

形一番に罷成申候、然共實なき者にて、中々一列

家老の小屋と見えて、路地口の戸短く、上をのね

板にて繼たる所、一尺計見え申候、内の明りを行

燈とは見え申さず、蠟燭と相見え申候、早水藤左

衛門と名乗懸、二筋矢を射込候へとも、物音なく

候故、立退候と咄被申候、それかし答申候は、上

野介殿御討取被成候て、夫より無縁寺に御立退被

成候へと、住持内に入れ不申候故、 夫より泉岳

寺え御出のよし、寔に御心つかひ共に御座候、翌

朝は十五日にて候へは、往来も一入多く、御屋敷

への辻番も、道すから多く見とかめ、何角申候て、

御隙∞入可申候、無支御出被成候事、天道の御加

護と存候と申候へは、如仰 御登城の御衆と見え、

御乗物又は馬にて、御通りの御衆も二三人、御目

に懸り候へと、火事場なとへ出者なと思

召候やらん、辻番なとも同前に存候や、何之支∞

なく、泉岳寺へ参候儀、いか様仕合なる儀と被申

候事、

に加申様成者にて無御座候、然處上野助殿討果、

泉岳寺へ立退候刻、三田八幡の近所にて逢申候、

何れるものを不申羅通候、堀部彌兵衛申候は、

何れる如此志を遂て、上野介殿印を只今岳泉寺え

持参申候也、被見候へと申候へは、軍兵衛申候は、

扨々いつれる御心安可被成候、私も只今三田八幡

へ社参仕候而、各様御本意を被遂候様にとの祈願

の爲にとて、立わかれ申候、其後軍兵衛酒なと持

参、泉岳寺の門番を頼、内臓之助其外へ、心に
酒を持参仕候、御通被下候へ、御目に懸り度由申
候に付、若き者共、扨々にくき奴かな、幸の事、
是によび入れ、踏殺可申候、刀をよでし申事迄
無之と申を、内臓之助申候は、扨々はあの様
成者を踏殺して、何の盆やして、軍兵衛は呼入申
者にて無之候、酒も返綸へと、門番に申付候由被
申候、それかし申候は、定而其仁は、平生何に被
召仕候てる、能き奉公人と譽申ほどの人にて、可
有御座やと申候へは、いかにも其通りにて、内匠
頭家中にても、大形勝るもの、何をさせても、
働かねぬものと被申候、それかし申候は、必々左様

候、秋元但馬守様御内に、舅居申候、頃日中瀬助
五郎殿、太守様御供に御出候得は右之舅罷出、助
五郎殿え御目に懸り、孫共何れる無事に居申候段

を、孫太夫に被仰聞被下候様に、言傳を仕候と被
申候故、々夫は一段の御仕合と挨拶致候、後に
承候へは、右之趣を達御聽て、言傳を申通候儀
に候、助五郎それかしに常々心入にて候、同名交
左衛門妻に付ての縁と存候、助五郎拙者に被申候
は、十七人衆親子兄弟え御通候様に承候、今度之
儀は、誠に大事に付、不及申へと∞、能々御心得
候て、内意を可申候御心入にて被仰聞趣、扨々忝
存候、いかにも得貴意候事は、但馬守様御屋敷に
て、右之舅それかし事を聞かよび、尤某名迄被申
たるにて可有御座候、尤助五郎に、誰か左様に申た
るやと尋∞不致候、通し申事は偽にて無之、勿論
覺悟いたし居申事故、少∞驚申事にて無之候
一忠左衛門被申候は、拙者は今度裏門より打入申候、
大方隠居候者は、奥座敷裏の方に建申候事、尋常
に御座候故、幸と存吟味仕候故、葭垣有之、雪隧
の様なる虛に人音仕候故、押破り參候へは、何者

か其儘座敷にはいり申者有之候、大かたは臺所よ
仕込申候歟、かこひの様なる所を、兩方よりせり
込み候處に、三人居申候て、皿茶碗、又は炭なと
投打いたし候故、間十次郎、其儘鑓付申候、上野
介殿前に、兩人立ふさがり、防申∞の働き申候、兩
人共に討果申候、上野介殿脇差をぬき、振廻し
被申候處を、十次郎鑓付ヶ印を揚見候へは、古疵
らしき所見え、白小袖を著にて候、得度吟味仕
候へは、上野介殿に極申候、只今迄もよく寢被申
候と見えて、蒲團る膃に有之候て、刀計有之候、
左兵衛殿∞、長刀にて出合被申候へと∞、手を負、
其儘長刀を捨、退被申候、夜明候て、長刀を見候
へは、金具に定紋付、拵結構に有之候故、扨は左
兵衛殿にて御座候と存當申候、手むかひ仕候者
は討捨、逊落或は構はぬ者は、其儘召置候様にと、
兼て内臓之助申付候故、其通り何事も仕候、扨何
れる相圖の笛を吹、 惣様集申候刻、若き者共、 早

水藤左衛門なとは、弓にて長屋の人の居申處を探、

上野介殿を討立退候が、出合申さぬかと、高聲

に申候へ共、一人も出合申者無御座候、門の脇に

二九九

但何れる大小の柄は、平打の木綿糸にて巻有之

候、Sか様切柄の心持にて、手の内能有之たる

存候、島原一揆の節、山川宗右衛門、兼て討

死の覺悟にて、大小の柄を苧縄にて巻、差被申

候由、亡父咄被申候、古今とかはりへと、

志は同前と感心の事に候、各持鑓の柄は、いつ

れる九尺計に切有之たると見へ申候、身は大振

成る篠葉の形、長サ八九寸、幅廣き所は二寸

餘、古身と見へ申候、素肌者に能と兼々承及候

大形のり付居申候、鞘は大かた無之候、白布にて

結有之候、夜討の節、雨袖の相印と見え、間に

一堀部彌兵衛、鼻紙袋に竹笛有之候、相岡の笛と存

候、小脇差懐中に見へ申候、其外の衆笛見へ申

候、小脇差六七腰有之候事、

(編者云本條は異本に擦り補ふ)

一奥田孫太夫大太刀は、身三尺餘有之、無地之鐵鍔

懸〃居申候、堅木之臺尺六七寸之柄、柄之如く

仕たる物に而候、小長刀抔の心に而、持参被仕た

ると見え候事、

ひ入被申候由にて、水入申たると存候、

一或時、次之座に出候へは、何れも被申候は、奥田

孫太夫に被仰聞候やらん、不存寄儀承候とて歡申

一甲府様御家老小出土佐守殿賴之段、細川桃菴老御

聞繼のよし、江村節齋申候は、吉田忠左衛門え申

通呉候様にと、跡妻子の事、少苦に致されまし

く候、土佐守殿家來鈴木彦右衛門に能被申付置候、

此義申通度由にて、即刻忠左衛門に申達候へは、

忠左衛門、常々懇意候間、左様に可有御座候、忝

承屈候との儀申達呉候様に被申候故、返事を節齋

え申通候事、

は名を書付たる∞有之候、何れも刀脇差は金拵

にて結構に見え候、古身多く新身∞有之、錆た

るは無之候、いつれる咄被申候は、相手無之候

へは、手に合不申者多く候、其上逊走者は其

儘捨置、手むかひいたし候は討捨候へと、兼

而内藏之助被申候故、夫故刀脇差にのり付居申

候は少く、鍵は大かたのり付居申候、其夜の仕

合不仕合にて、手に合不申3有之たると被申

候、一々御尤、御志のほとはいつれも御同前に可

有之と答申候、

二九八

堀内傳右衛門覺書

一或時、忠左衛門被申候は、拙者は若き時、軍法

を數寄にて承候、栄拜を所持いたし居申候、は

や今度果申儀にて候へは、内臓之助にも隠して

所持いたし候、御取寄被成候道具の内に可有御座

候間、御焼捨させ可被下へと、被申候、改見申

候へは、柄は黒ぬり、丸の内劔菱の紋、金粉にて、

兩方一つ宛、柄の先に三ヶ所に付、白紙に所々血

何たるにて包有之候、以後いつれる道具共に不殘、

泉岳寺へ被遣候時、右之采拜一同に参候事、

一助右衛門被申候は、仙石伯耆守機え参候節、今度

の一巻御聞被成、被仰候者、上野介屋敷え仕懸候

時、輕き者を捕へ案内致させ、蠟燭を出させ火燈

させ申候義、扨々落付たる仕方、誰にて候哉と御

尋に付、磯貝十郎左衛門にて御座候と申上候へは、

若き人の落付たる義と、殊の外御感し被成候由被

申候事、

小身とても御屋敷に對しぶしつけと存、又は暫時

の間、いか様の義か可有之難計、旁にて立寄

不申候、只今存候へは無何事立退候に、些後悔に

存候と笑ひ被申候、誠以別而感入候事

一磯貝十郎左衛門大小鞘黒塗、ひ口二三寸朱にて、

筋違にぬり、金拵にて、紫かひの口新敷下緒付申候、鼻紙袋は紫縮緬の帛紗にて包、右の下緒の切にて結有之、内には琴の爪一つ有之候、此事以後十郎左衛門、其外噺承候、奥に書付置候事

一近松勘六脇差は鮫鞘にて、二尺餘の大脇差にて抜ヶ不申候故、其儘召置候、夜討の時、泉水にころ

二九七

一内藏之助大小共相州るのと相見え申候、大亂焼にて、刀の先一尺計のり付居申候、定て上野介殿留をさされたると存候、松葉先刃こぼれ居申候、大小共に鞘黒塗金拵にて、小刀の柄は、古き木柄に忠義の語を彫上げ有之、それかし文盲に候へは、よめ不申候事、

但十七人衆の刀、脇差、鑓、長刀、懐中の小脇差、鼻紙袋等、仙石伯耆守様より、匂坂平兵衛に御渡被成候、受取參候芝御奉行所にて、御側一覽之刻、我等も一座にて見申候通書付置申候、

右刀脇差、同名平八付にて札を付置、泉岳寺
へ被遣候節の爲とて、大小の入候刀箱、十七さ
せ、紺の木綿風呂敷にて大小を包置候事、
一堀部彌兵衛被申候は、磯貝十郎左衛門事、別而御
懇意被仰聞忝存候、十郎左衛門儀は、是に居申候老
人共、別而不便に存居申候、仔細は是に罷在候者
共、二代三代の家久敷者共にて候、拙者は三代
前に浪人分にて呼出し申され、後の代に新地を賜
り、内匠頭代に、物頭に被申付候、右之通代々重
恩を受申故、御覧の通年寄候へは、志計りにて、
にも若き時分は數寄にて、目利いたし候へと、
大方はつれ候とわらひ申候へは、又々被申候は、S
や御尤に候、拙者儀は目利は無調法に候、今度拙
者指申候刀は新身にて、定て有之けるか、物打
よう五六寸下にて折れ申候、總體其夜之儀、内藏
之助兼而申付、三人宛組合申候、廣間より書院え
通り廊下の右の隅に、何者か居候三人目の跡に拙

者通り候、後より切懸へ共、拙者は着込仕候故摺手∞負不申、ふりかへり切付申候へは、太刀にて倒れ二の太刀にて打折申候に付、心を付見申候へは、此者の下に火鉢有之、倒れ申候を打付候●により、折申たると存候、夫故相手の刀を、指替申候との物語有之候事

袮申候と被申候故、此方答に、御の御事、若御衆の働と、御老體の門番と、事は同事と答申候、叉被申候は、十郎左衛門事は、其身一代にて、

一本十四の暮

拙者肝煎にて、十七歳の時、小兒姓に被召出、僅十ヶ年の内の勤にて、古き者共同前の志にて候、其朝、仕廻候て立退候節、金杉橋をいつれる通り、將監橋を渡候迎近に十郎左衛門老母被居候故、立寄暇を仕候へと、内藏之助を始、何れる申候へと∞、ひかゝ存候哉立寄不申候、嗜故と存被申

候故、扨々不淺御志と申、大座に参り、十郎左衛門
に逢、唯今彌兵衛殿御咄にて、貴様御事承り、御
嗜之程、慮外ながら感心仕候と申候得は、十郎左
衛門被申候は、夫は定彌兵衛殿が、能様に咄を
仕で可有御座候、拙者事いかにも幼少より被召
仕、別て念比にて段々被立、江戸小屋なとも廣
く申付候て、老母∞綴りと召置、古き者共の重恩
にふとり申事、さらく無御座、成程立退候節、
内臓之助を始傍輩共∞、立寄候て老母に逢候へと
申候へは、先は装束も目立、第一老母居申候は、
カセギ

働∞難成門番を致居申候、若き者共は随分何れる

一或時助右衛門と噺合居候處に、原宗右衛門立出、
は難計候、此方打寄、幾通りにも申談、諸事之儀
何も支申事も無御座候、 若∞思召の通に被仰付

候事も御座候はゞ、如御望可仕候、金子御遣し被

成候に不及事と申候、御尤成御賴致承知候、乍去

助右衛門殿へ得御意候如く、行末ながく得御意

様に成行可申と、挨拶いたし罷立、右之趣を長瀬

助之丞に申達候へは、尤成事共と涙をなかし被申

候事、右之通 Sつれもそれかし心易被存、何やか

*や頼有之事故、助之丞御役柄故些不審に被存體に

付、此方助右衛門え返答之趣不殘申聞候へは、助之

丞被申候は、扨々尤なる手前了簡に候由、寔にい

つれ∞摩利支天と存候と被申候、助之丞御用に付、

堀部彌兵衛を折々呼立、咄被申候事共有之候、此

趣∞殘衆中はいな事と可被存候、助之丞心底をい

つれるへ申達吳候様にと、助之丞被申候故、助右

衛門などへ申通候へは、殘衆も承被申て、扨々忝、

助之丞殿へ御出仕之上、分而御禮を申事∞Sかゞ

に候、いつれ∞忝かり申候段、宜申吳候様にと被

申候に付、其段又助之丞え申達候事、

一或時矢田五郎右衛門被申候は、傳右衛門殿には、御道具數寄にて、御目利と承り候と被申候故、いか

いつれる御咄被成哉とて被參候、 其時助右衛門被申候は、赤穂にて宗右衛門、大野九郎兵衛を追立候様子、御聞被成ぬやと被申候に付、Sか樣承度と申候へは、宗右衛門被申候は、扨々むさといたしたる儀を、助右衛門は申とて、わらび被申候故、それかし申候は、かやうに御心易得御意候私に不苦事、御咄承度と申候へは、私は赤穂にては、内藏之助むかふさずに成候て、諸事申談、内藏之助存念と、九郎兵衛所存と致相違候に付、拙者九郎兵衛に申候は、先刻段々承候へは、御自分の思召寄、内臓之助とは、致齟齬、是に罷在者共、不殘内藏之助存念同前に、 了簡替へたる事に候得は、此座に御滞の事御無用候、早く御立候へと申候而立せ申候、其時若立兼候はゞ、其時には打果申候

左候得は今度之一列之志は無に成り申候、以後了

簡致候へは、扨々うつけを盡したると申候へは、助

右衛門被聞申やうには、Sや其時の様子、中々あの

成る事にてはなきとて、何れる笑ひ被申候事、

一助右衛門被申候は、十七人の者共、些物語有之度

との事別の事にて無御座、拙者共儀今度之事定

斬罪に可被仰付候、天氣晴れて、所柄成共能

候へかしと願居申候、然處各様御咄、又は世上の

批判を承及、はや箸が付き、萬一切腹なと結構

に可被仰付や、左様之節は、御屋敷に可被仰付や

なとゝ、奢が付き申候、若左様にて候は、十

七人は夫々宗旨もかはり候へは、寺々の坊主共、

候、總體身重き者は、小身者には劣り身命を捨か

ね候と、古今申傳候、定て御聞及可有御座候、

肥後國先國主加藤清正は、度々の武功の後、肥後

半國御拜領被成候刻、同國天草の戦の時、 木山弾

正と申者と鏡を合せ候事、清正公御一代の勇道を

御ためし被成候と、常々御自談にて御咄被成候と申傳候、其外古今の勇将にも可有御座候、扨々今度の御事、とかくを不被申候、皆共小身にて難儀は仕候へと∞、昔物語を承り、小身者∞たのしく存候て、傍輩共の大身の前にても、思ふ事申散し候と挨拶仕候、右之内には、内藏之助伯父有之との事、

白布御調させ二重の大風呂敷を被仰付、四方につかりを御付させ、死骸の見へ申さぬやうに、其儘くりよせ候様に仕度、御覧の如く年羅寄大からに候へは、Sか程に仕候ても見苦敷も可有御座候それかし申候は、承知いたし候、然と此儀は公義よりの被仰出次第の儀にて可有御座候哉、先

一本ふかり

一忠左衛門被申候は、助右衛門より我々共之願を御賴申候處に、御快御請合被下、何れる忝存候、夫に

付拙者其上に御心遣に相成申度事御座候、

是に金子少々所持仕居申候、是はいなものを所持

いたし候と可被思召候へとも、持來候故捨∞いた

しかたく、其儘致所持候、是を夫へ進可申候間、

又は一類なと、死骸を被爲拜領候樣に願申にても

可有御座候、必ず被下間敷候、泉岳寺中空地有之

處に、四十六人共一つ穴に御理被下候へと被申候、

それかしの答には、扨々御尤成る御事に候、成ほ

と御意は去なから、左之儀は有御座間敷候、

末長く得御意申樣に成行可申と挨拶いたし置候、

大御目附長瀬助之進え、右之趣噺申候へは、尤な

る事と感心被致候事、

二九四

堀内傳右衛門覺書

一内藏之助被申候者、若き者共其外何れへも、御深

志之儀共、於私も扨々忝存候、寔に御心易存居申

候、少是へ御寄被成候へ、御咄申事共被申

候故、御心易思召被下忝とて、側に差寄候に、

内藏之介被申聞候は、Sや別之事にても無之、今

度の儀を、定而御傍輩衆中御批判と察申候、是に

居申候者共、大かた小身なる者計にて、大身成

のも可有之と、思御はつかしく奉存候、尤大

身なるものも加り候へとも、皆々了簡を替、不及

カ候、先奥野將監と申候は千石にて、番頭を仕居

申候、今度赤穂にて、私と何角申合、御目附荒木

十左衛門様え、書付を差上、口上にてる申上候

日本の神毛頭無之、御心安被仰聞被下候は、本

望武門之冥加に叶たると存候、尤貴様御一人に不

限殘御衆中御同前に存居申候、御一人御一人へ

申達候儀も、何とやらんいなものに、私の心底

を残る御衆中へも、御噺被下候へと申候へは、扨

御深志からさる儀共存候、何れへる申聞候は

ば、忝く存可申と被申、其後殘面々も、追々禮等

被申候事、

儀有之候、江戸へ御婦座以後、即刻土屋相摸守榛
へ委細被仰上候間、左様に相心得候へと、私幷に
將監え、十左衛門様より御書付被成被遣候故、兩
人共に江府え御禮に罷越候、右之通にて御老中
御存之將監心替 仕、其外城代申付候、佐々小
左衛門と申者、三百石にて、吉田忠左衛門よりは
高座に召仕候、いや此小左衛門は、若き時分御堂
家に居被申たると承り候が、御覺はなきやと被申
候故、我答候には何とやらん名は承り候様に存
候へともに覺不申、總體越中守入國、幼少の時
分、段々暇を遣し、或は暇をもらひたる者共御座
候、其内にて御座候哉、しかと覺不申由を答申候、
又被申候は、近藤源四郎、小山源五右衛門、河村
傳兵衛と申者は、知行も多く遣し、足輕を預置、
是に羅在原宗右衛門より上座に申付置候、剰右之
内には、拙者遁ぬ者も有之候、一旦加了簡を替
不及力と咄被申候、自是申候には、御心易思召、

委細の譯も可有御座候へとる、唯今各様え被對候

ては、被仰分も有御座ましく、各様今度之御様

子、兎角を可申上機も無御座、傍輩共∞打寄咸申

二九三

心底を察候へは、拙者身命を惜み申事、

敎

潮田灭之丞 高富森 助右衛門正因

三十五歳

三十四歳

磯貝三十九歳

二十九歳

次之御間

召仕の枠四十歳

間 喜兵衛 光延

速水藤左衛門 滿堯

片岡源五右衛門高房

堀部彌兵衛 金丸

吉 田 忠左衛門兼亮

七十八歳

間瀬久太夫正明

五十二歳

二歳

原 宗右衛門元辰

三十七歳

大 石 内藏之助良雄

承申候、夜前九郎右衛門、平八一巻の荒増申候

木市太夫を頼みと被申候、今度の一巻の六十三歳

書付と

、

但磯貝は上之間之事、

矢田五郎右衛門助武

大石瀬左衛門 信清

二十七歳

二十九歳

奥田孫太夫 薫蒸

赤埴 源藏 重賢

しゐられ候、能時分と存、九郎右衛門、平八に只

五十七歳(一本五十五)

二十五歳

今能折からと申聞候へは、其儘兩人共座敷え罷出、

吉田忠左衛門、原宗右衛門を片脇に呼寄、閑に今度

の一巻、荒増承候由被申候筈に候得共、速水と申合せ

入替り被申候事一翌晩夜に入、原宗右衛門、紙數の物を書祓申、夜

更候て仕廻、翌朝と被申候に、小刀無之候故、八一或時、富森助右衛門え参候て申候、拙者儀旦那代

故、火葬の人も候は、右之書付見せ可申との事、

是を御書所にて、市太夫と被申候刻、寫取候由、

上之御間

四十二歳(一本四十五)

六十十郎左衛門正久

六十一歳

小野寺十内 秀和

六十九歳

近松勘六 行重

にて、末子にて故輕き奉公に

罷出候、江戸定供に連れ被申、段々取立、小知を

∞賜、追々加増を申付、物頭竝に申付候、近年

は年罷寄、供役、便をゆるされ、寛々町屋に居

申候、今度各様え罷出、得御意候様にと被申付候、

若時分より一兩年以前迄、駕の明立の役を申付候

夫故江戸表の儀、あらまし存居、京、大坂其外道

中筋之儀∞能覺申候、居屋敷に詰候ては、門の出

入自由ならす、町屋敷え居候得は、晝夜共に何方

へ参候事も無之候、いつれる穩御事に候へは、

越中守爲にならぬ儀は、可被仰聞様も無之、何を

被仰聞度儀∞可有御座候へとも、拙者爲にならぬ

事と、御遠慮之氣味も有之候やうに見及申候、御

忠義の御堀内傳右衛門書

一町御屋敷よりは、林兵介、村井源兵衛、堀内傳右衛

門三人代合、芝御屋敷八木市太夫、吉弘喜左衛門

へ共、 公義に對し差置候間、皆々左様に御心得何

相應の用事承候得と、番之御家來共之方を御覧

被遊、最早夜更候間、先早く料理を給被申候様に

との仰にて、御入被遊候、いつれも忝存られ候

體に見え、夜更まて御待被遊、早速御對面被成

候事、いつれも後々まて有かたから被申候事

一其夜其儘御對面被遊候は太守様迄と承り、殘御三

人御衆は以後に此方様御聞合被成御逢被成候由、

一於御城十七人御預之節、被仰渡候刻∞、此方様御

請、御尤成御儀と、となたも御感被成たるとの御沙

汰、御旗本の咄を、壽命院なとの咄し被申候段、

江村節齋申候、十七人之輩を、泉岳寺へ御受取被

遊候やうにとの儀に付、 太守様被仰候は、家來

共迄泉岳寺へ遣候事、無心許被思召、御下城以後

不苦候はゞ、御自身御出被遊度と度々被仰出候由、

然と夫には及申間敷、御家來迄被指出候様にと

の儀に付、向様∞御家來まて被指出候由、此趣御
尤之儀と沙汰有之候由承り候
此兩人共五人にて、 兩人宛代合、 夜番相動申筈に
被仰付候、三宅藤兵衛方被申聞候者、今度之一巻
には、十七人之面々え、此方様御内より噺懸候事、
堅無用に候、あの方より噺かけ候共、 唯返答計に
相様子に有之候は、咄止可申候、其心得に
勤候やうにとの事故、其覺悟にて罷在候、然と
∞能々了いたし候へは、今度之事は古今不承及
忠臣高名、それかし武士たる事、別而若き者共は
承置度可存候、萬一御赦免にて、いつれ∞寄合申
刻、數日之御馳走、侍中大小身共罷出、如形挨
拶をいたし候得は、今度一巻を終に尋∞なく、
間には咄聞可申と被存も可有之候へと∞、此方仕
懸次第には、Sな事とや可被存、右之通りの筋、
藤兵衛方度々御申聞候、外之御三人様にても、夫
々に思召寄かはり可申候、此儀はとかく透を御見

合、荒増の様子御聞可然存候、Sかゞ思召候哉と、

色付の御間にて、九郎右衛門、平八に噺懸候へとも

兩人いかにも尤に存候、承置度と貴之内は、御側

段々出被申、透も無之、夜食と過候様子なと

見合可参とて、卒度羅出候へは、思ひくにはな

一十七人之衆、何れる駕に乗り、請取人は御門外に

一十七人之輩、伯耆守様被仰渡者、夫々に書付を

御よみきかせ、内蔵之介は御側近く被召寄、十七

人は細川越中守え御預被成候間、左様に心得候哉、

乗物にて被遣候儀、Sかゞ思召候と、老人又は

怪我人有之、指向付添参申候ため旁乗物にて参

候へは、段々被爲入御念御事忝とたひく何れ

被申候事、

一御知行取不殘馬にて、御屋敷より罷越被申候、芝

御屋敷表御門前にて、芝御屋敷詰に出合申合せ、

泉岳寺え参申筈之處に、様子替り、仙石伯耆守様

御屋敷にて受取申筈に成り、彼御屋敷愛宕下に参
候、此方様御人數は愛宕下細川和泉守様御屋敷に
参り、御門内には侍中斗入候て亥の刻過に伯耆守
御屋敷に何も参り候事、此方様え之御預衆を、
一番に御渡し被成候、 三宅、鎌田、堀内三人、御預
り之面々受取下さるべき旨被仰渡候、則伯耆守御
前にて鈴木源五右衛門様、水野小左衛門様御列座
にて被仰渡、其外は御門外に居申候事、
七百五十四人と承り申候、

一太守棒早速御出被遊候、受取人數も其儘居申様に
そのに儀にて、其所に羅在候、扨十七人え御意之
趣には、扨各今日之仕方神妙に存候、是に大勢之
侍共差置候にも不及事何とやらんかてかましく候
一右之面々を御渡之刻、乗物の戸窓なと明申者候
は、其通に仕候て不苦被思召候、怪我人候間、
道∞静に参り候様にとの事故、堀内傳右衛門と申

者、付添参候、何ぞ御用∞候歟、乗物戸なぞ明け

申たく思召候は、被仰聞候へと、歩行之者へ申

させ候事、

各夫々請取揃候て、御紋付の大挑灯ニッ宛、自分

挑燈一ッ宛、駕一挺騎馬一人、歩御使番一人宛付、

御使番不足分は、歩御小姓相勤、尤手負怪我人も

有之駕を静に、細川和泉守様御門前より、松平隱

岐守様御屋敷前、愛宕横町に出、三島町筋より通

丁に出、芝伊皿子坂より目黒御門に入、役者間

之御玄關より御廣間櫛形之次御間より、二座敷に

被居申候、其夜はいつれる、先一つに着座有之候、

尤道筋静に参り御屋敷え落付は、丑の刻過に相成

申候事

堀内傳右衛門覺書

一三宅藤兵衛、鎌田軍之介、平野九郎右衛門、横山一足輕百人餘、駕十七挺、外汇用心駕五挺、人數都

夫之名覺不申候、

候處、於 御城淺野内匠頭樣御家來之内、拾七人

御預之旨被 仰渡、芝泉岳寺、御侍中請取L被

遣候段、從 御城、藤崎作右衛門上御屋敷御使者

に被參候、我等折節當番にて、町屋敷え罷出居申

候、定て御人數之内にて可有之と存、直に同名平

八方にて認等いたし、直に罷越、十五日未の刻前、

上御屋敷に罷出候事

此外L有之候哉覺不申、歩御小姓參申候得共、

三 宅 藤兵衛 鎌田軍之助 平野九郎右衛門

横山五郎太夫 志方彌次兵衛 原 田 十次郎

牧 七右衛門 須佐美九太夫 句 坂 平兵衛

富島 伊兵衛 堀内傳右衛門 林 兵 介

池 永 善兵衛 寺 川 助之丞 本庄 喜助

吉 田 孫四郎 氏家 平吉 澤 庄兵衛

堀内五郎兵衛 竹 田 平太夫 石川源右衛門

田 中 隼之介 池部 次郎助 横井儀右衛門

宇野彌右衛門 下村 周伯 原田 元澤

木村權左衛門 關 彌右衛門郡 次太夫

堀内 平ヽ 野 田 小三郎 村 井 源兵衛

松浦儀右衛門 塚本藤右衛門 魚住惣右衛門

服部番右衛門

仁被遣候砌、我等迄被指越候、其後御預中、林

兵介、村井源兵衛、我等共三人、御附置被成候故、

當番之刻、十七人之衆人、心易物語申候、我等咄

合覺之通書附置候間、折々見可被申候、最同名共

且又他之衆中、望次第實體之志有之候仗e、披

見仁可被入候、惣體今度之一巻、U℃~諸人咄

し申さぬやうにとの事、

一元祿十五年午の十二月十五日、月次 御登城被遊

五郎太夫、堀内平八、句坂平兵衛、右之衆中裏附

上下、物頭、御小姓租迄性、羽織袴着、芝御屋敷

<被参候、物頭皆共迄杖、羽織裁付L而候事、左

の人數、

堀内傳右衛門覺書

一淺野内匠頭様御家來十七人御預之節、右之輩請取

な事と存候て夫より参候て承申候へは能かはやし
か御座候帯刀殿屋敷に馬責監物殿にては右の通信
も相違成事と思ひ申候歸申候へは何も待兼居被申
何とくと尋被申一々申候へは久兵衛殿御申候
は三盛何と存候哉帯刀殿若く候へは從八代御出候
て様子承被申候事尤に候馬なと口入れさせ被申候
事尤至極に存候又監物殿もさすか老功にて能にて
もはやしにてもしつまりたる様子倍々御兩所共に
尤成様子咸入候と被申候時拙者も心付申候肥前唐
津には大久保加賀守様に同姓無發勤居候時にて日
田に様子承りに参候由外隣國方々も聞に参り
候由無事に成申候其時分は御家中三百石上の衆
昔々馬持申候隣家に續助左衛門二百石勝手も不成
候て致在宅熊本へ罷出逗留の内栗毛の駒求被申候
老父見申さすか龜之助孫と申候島原にて二
百石つ被爲拜領候諸人に勝れ申候ても都甲太兵
衛三百被下候右の通にて股引さへ調申候拙者に

二百石被爲拜領又御加增都甲同前に成申候事唯今

も奉存落涙仕候今日は三八十年御征月~奉

存候老父三盛御念比に御意の事共渡申開覺申候

日

覺書終

古城貞吉覆校

武 藤 嚴 男校

西澤氏之書寫之天保四癸巳年六月十八日卒業

東肥熊府

鎌田忠助平景繁花押

殿

享保九甲辰十二月二日 堀内旦夕入道勝

堀内傳右衛門殿

八十歳にて書

見よや見よ思へ思ふそらちねの言の葉草の露

の水莖

夕

君々の恵みをうけておわる身の心を残す子末

すべに

H

二元八

八十に成候て如斯書置候志江心次第にて御用に

立被申候様に勤被申候へは忠と奉存候段々老父被

申聞候事のみ書置候随分心を付同名中申合被相勤

候様にとの心に調置候へは孝に可成事共存候

老母給り申候若く候得は不及是非仕合股引さ

へ拵候事も不被成候勝手にても右の通牢人と申候

日夕覺書

一初て御入國の以後か豊後國日田の御代官小川藤左

衛門と所の百姓共と出入候て御家も御人數出可

申哉と近さわき申候砌三盛方へ田中次太夫志

羽惣右衛門と申牢人も小倉より三盛方へ参居候幸

の儀に候拙者十八か覺申候時は内人は御中小

姓組にて御座候拙者無足にて居申故三人共に御

人数参候は、即刻先へ参候へと鎗の柄などゆかみ

中を直させ長刀さし可被申候へ共鎗持参候間

二尺三寸の刀可然なと被申股引っこしちへ

可申力もなくすり切にて古き着物なしにて股引を

申御家老と原田甲斐と申者と酒井古雅樂頭様御屋

敷へ兩人御呼寄様子御聞可被成と御目附大井新左

衛門殿被致同道御座敷に通候刻安藝甲斐後切

申候時分色々沙汰承申事永書置不申候是は大形

の衆は聞及可申御禮日の前日にて 妙應院様御城

御見廻被成雅樂様に御見舞被成候刻御供に参候放

能覺申候ヶ様の事存候にも常御家老中譽申

に存候

参衆はこくみ夫々有付遣被申候其心故に如

斯兄弟共に新知拜領仕候間各能く心付被申候て人

の爲能様にと心かけ可被申候百人に一人も老父の

様成人承不申候子として随分と存候得共褲以中々

成る事にてなく候へ共先の志を候儀孝の第一

と承候間書置候右の時分熊本騷申候或夜老父所
長谷川久兵衛なと隅に参候か彌日田の出入六ヶ
敷成候由御人數も出可申樣に今日も承候と被申
候老父拙者に二の丸に参候て御家老中の屋敷心を
付候て見申候へと夜五つ比被申候故罷出候て筑後
殿其刻は帶刀殿と申候今日八代より被出候由申候
夜中に門の内にて馬一二疋責馬口なといれ申候門
のくぐり明き候故外見車内に駕にてくゝりの内
に来ながら入候門番候へは長岡自雲と申候初
は九郎兵衛殿と申候山名十左衛門殿御親父筑後
ために伯父にて高瀬に隠居にて引籠被居候日田
の様子御聞可有とて出被申たると存候の通に候
へは残る御家老の屋敷へ参候に及ひ不申候急き
候て久兵衛殿なと居申候内に歸可申と存候處
に監物殿屋敷に當り皷太鼓の音聞へ申候故偖々S

同 新知二百平石新 居 十左衛門

江牧瀬兵衛

本四郎兵衛

淺香市耶左衛門

石川源左衛門

同三百村村

石

一本作

固右衛門

同三百五十石 續

坂崎忠三郎

同四百石

同

江

新知五百石 木村

一三度目御參勤の刻若狭守様へ三萬五千石二度の御

下國長岡を細川に被成修理殿に二萬石被下候御次

方にも新知被下候大形覺候は

石被召上四十人扶持被下宇土遊に引籠致

候堀江は唯今の伊藤又右衛門 母方の伯父か

申候惣角力御數寄男すき被成候儀も皆宇右衛門

殿召れたる様に後々迄十左衛門殿舎人殿など御咄

承申候

て熊本の御家老中事の

にて堀江勘兵衛は知

一初て御入國は拙者十七の時にて 御目見候皆と

も立田に大勢罷出見物仕中驚申候後に承候へは江

戸にても道中にても珍敷結構成る御供行列と申た

由其時の江戸御奉行堀江勘兵衛は 先御代よ

り千石被下御奉行一人の採明と申候江戸御立の御

用意に大分御銀入申候澤村宇右衛門殿差岡の由に

肥後文獻證書第四巻

同同同同百同同百五十石

岡田茂兵衛

高瀬善兵待

末 礤 新右衛門

梅原毛三郎

同 同 同 咖申候共時分は御家中に馬數六百餘御座候由近國

は不及中四國中國にても佐渡殿馬十二疋鞍置被

上候事承及しは不存近代不承事とて咸申由尤御

幼少の内御大小身の衆にも家中に色々沙汰有之候

に十二三年の間無何事大國治り御入國被成候儀偏

に熊本御家老衆手柄成事世上に申由老父方へ參候

衆咄被申候事覺申候尤成事と存候 陸奥守樣綱宗御

隠居の後家中はたに成候事覺申候伊達安藝と

一初御入國の時 二代目築後殿祖父 長岡佐渡殿鞍置

馬十二疋被差上候拙者馬稽古の時にて見申候江戸

へ皆御引せ 被成候へ共其内船に乗棄花と申栗

に星有之馬は鶴崎戻り申候其後鹽山仁左衛門

苴野甚齊

同野田三郎兵衛

御加被下候末 松 金右衙門

衆は覺不申候

山本 志水 岩間堀

大河原

吉村 市左衛門

御同同百

栗野又兵衛

佐川儀太夫

百石

同

不破五郎右衛門

二百五

一八六

旦夕覺書

一分上京候以來許之諸立廻隨分所見及雖心懸之生

得田舍者之故何角御合點!仁不參儀可多之候寔心違

千萬!!候以此旨被御納得不差置幾度御指南所

仰候遠國之儀候間不存寄事自然可有讒者等之與左

樣之刻被仰出於御紏明者乍憚愚意亦可申上事

右之條々於偽申上者

一以御芳志當分之儀向後不可致忘却候御兩所被

加御愛憐無御目捨様頼存候事

殿下様毛質無別心可勵忠貞事

一世上萬雖有逆心之不與其黨拙者事且奉對

敬白天罰起請文之

長岡與 一郎殿

長岡兵部大輔殿

秀吉血判

天正十年七月十一日

羽柴筑前守

神文略之

右之條々若偽於有之者

一自然中意の族在之者互に直談を可相濟事

一存寄儀不殘心底神為能様異見可申事

別而入魂申上者大裏無捜公事御身上見放'

二八五

古監物殿御噌の由御家中之歴々同前汇何被 存候

由噌を覺申候勘解由殿は江戸にても事の外宜く能

き御家老と申たる由御家中は不及申京都にて被致

病死候へは熊本は火のへたる事の様に沙汰仕候

由勘解由殿手柄と何も被申候儀も覺申候

右の二色は此比見出申候拙者は初て見申候故寫置

候前々薩摩守様御代々御心安きは此故にて可有

御座哉古今集の御傳受も御家譜に相見へ申候

一江戸酉の年大火事は拙者十三の時にて候 御城御

本丸も焼失仕候 公方様は即刻御機嫌能西の御

丸、被成御座候由熊本、申來候傲其時分熊本!!

老父所に老功の衆なと茶の宮仕いたし來候右の

火事の砌長岡勘解由殿 詰居 被申候御十五綱利

公御幼少に被成御座候へは御兄弟共に御供仕西

御丸、即刻御登城被成爲御用御機嫌.

爲御用御機嫌御伺被成候は

御代々御忠節此時に彌御咸可有物をと古佐渡殿

長岡兵部大輔殿

天正十六年八月廿七日島津修理入道龍伯血判

石田治部少輔殿

神文路之内薩洲鎮守鹿兒島權現 リ略

間白らしやに成中事の外御物數寄御自慢と

承申候初は不存候拙者御供に参候時は御先に右の

御素鎗一本に御かき鎗一本御駕の御跡に御十文字

都合三本にて其後江戸にて御かき鎗は持不申候て

御先御素鎗一本御跡御十文字都合二本に成申候唯

今は御長刀御持せ前々の通三本御道具と承申候御

駕の者衣類の事は忠利公御代に子供銘々物数寄御

聞可被成と被仰付夫々存寄申上候時地獄に山道

たてにかきにて染申候は、前後能く見へ可申由

坂崎清左衛門殿御兒小姓の時被申出可然思召とて

被仰付候由江戸にて老人衆 覺申候是も御入國

へは白きにむらさきしみ申故にくろ草にて

に被仰付候其峠越御屋敷へ被成御座候時に て御

出前に何れも見申様に被仰付非番 も小屋

より罷出見申候初の白毛は雨に

申

ては見苦敷

候 妙應院様て御人の時右の御鎗か覺不申候

御入國三度目に拙者は被召仕候て見中時は白き

を後兎の毛にて二本對の御鎗御十文字は白

は白き

の毛替り不申候御素鎗の鞘は後白らしや

しゃにて

は紫草にて中を結候様に被仰付候へ共雨降ぬれ候

肥後文獻叢書第四巻

御座候一今度信長御不慮に付而無比類御覺悟特頼斂存候條

敬白起請文前書之事

より御上下二三度目只今の様に肩の下に山道三

筋に成拙者勤中内は替り不申後に 興一郎の御駕

者はたてに山道兵部大輔様はたて筋かと申候

御駕に被爲召候て御脇差御鐺はけ申候何卒御駕

内にてあたり申所作なさ様に仕度事と栗原彌次

衛門拙者に申候故績右衛門殿にヶ様に彌次

右衛門申候御駕のしきいる下を黒びろうどにて

り申候は、御ふとんのへり何も黒びろうどにてへ

り取申候間御覽被成候ても御ふとんのへり同前に

て見へ申間敷候彌次右衛門同前に御勘略にても御

座候と申候へは團右殿夫は御勘略と申物にてはな

く候御はけ申候へはよそにて人の見る事にて候

早々はらせ候へと被申候唯今も共通と存候拙者心

にて右殿は尤なる被申様拙者も勘略と心付申

候被召仕様に心も夫々に成行申候團右殿にさの

みかわらぬ身に候へ共輕く御奉公勤申故におのつ

から心も軽く成申事無念至極と八十に成候ても失

念不仕書置候

二八四

一光尚公御代堀田諸兵衛と中三百石被下御使番勤申

候子供多く末子を歩小姓に被召出被下候様に願申

候御家中御知行被下候者の初にて澤村大學殿へ

右之趣被仰聞何共御分別彼成にく、思召候 S か ゝ

日夕覺書

々迄もらうそくにも結申候多分平九郎は申付間敷

候へとも家來心得にてらうそくしたると存候由

申候平九郎覺居可申候拙者も若き時金澤山持申候

不断のニッ枕箱兩方にくり込ニッ懐中に小鏡ニッ

同苗文左衛門見被申御兒小姓の時鏡一ッにて採明

候とて拙者をしかり被申候角入も銃一持被申候

事覺申候次第におこり一色にて濟申事不斷と

又道中と御供の時々三色に排申候併妻子無之内は

誰も如斯事は家持不申内御知行被下候ては又分別

替り差當る事多むさとつひへも不仕候と我身に覺

申候能く生れ付たる人は若き時よりも行末の覺悟

仕候と見へ申候拙者勤の時分迄は御知行不被下候

内は大形妻を持不申風俗にて候唯今は何國も共家

々古く侍共他所望候事なく成候由五十年此方新登

に被召抱候衆無之候他家は以てと承候譯有浪人

なとも有付兼申と見へ申候

二八三

一島原御陣の時清川石見殿の前立熊の十文字

忠利公御覧被成候御所望被成御持鎗十文字に被

成候由三盛被申候夫故か拙者初江戸當年五十九年

にて候時分迄熊の御十文字を御鎗かけに十本計

同し様成御十文字高サ五尺計の御鎗懸杉なりに仕

兩方に懸り御座候御素鎗も熊毛にて筆のことく是

も十本計別々御鎗かけ同様に仕候てかゝり御座

存候哉と御意被成候へは大學殿御請に偖々目出度

奉存候豐前小倉にては中々御知行被下候者の子供

は末子にても望不申候間大國御拜領被成侍共何も

落付候て左様に願申候如望被仰付可然と被申候就

夫如願三人扶持十石被下候て二三日仕候て御中小

姓に被召直候堀田九郎左衛門と申拙者申候以

後御知行被下候者の子供の小姓に被召出候時は

時服被爲拜碩御切米も何月出申候ても差引な

下候由拙者共被召出候前時服拜領も御切米差引

本止申候拙者勤候時分は右の拝領仕候者共殘り咄

承候堀田九郎左衛門は堀田次右衛門伯父にて候堀

田先代清正公以來~水出田作左衛門心安く御座候

儀存候

候鶏は不及申或時江戸吉祥寺

或時江戸吉祥寺の老僧虎白和向拙者

小屋の隣に居被申候て鶏時をうたい申たるを聞申

され使僧にてもらひ被申候廿四五の時にて倍々

しく存候へ共和尚なもらび被申候故不及力遣し申

候八十に成候て近年庭鳥給不申明君家訓見候て止

申候鳩も藥と承候得共 八幡信)申は給不申候由

同名文左衛門は若き時分給不被申候是も子孫の

と存近年給不被申候漸々八十に成候て如斯候

一拙者元服仕候て人に髪結せ申を老父見被申以外

しかり被申候足を下 あらわせ候事以外叱

被申筱昔は皆々武用嗜深く皆用心と聞へ申候 い か

様足洗わせ候事も足を取候ては難儀可仕候 三齋

公は御年よられ候ても御髪は御自身御すり被成候

事承及申候 忠利公も同苗白入御兒小姓の時御櫛

給申は無勿體存候必々痛病煩候物と神

御奉行に成候ては日忌申候故無勿體存給不申候五

十年に成申候其前江戸より塔の澤と申相州の内小

田原より三里程御座候たむし御養生に被爲成御入

湯候歩の御使番の時にて御供に参山中には朝晩鹿

給申候老父存生にて聞せ候へは猪々湯に朝暮

一氏家平九郎弓御覧被成候祝儀に角入参候へは今朝

平九郎髪結申時らうそく燈し結申候おれは御兒小

姓勤候へ共火そくにてゆわせ候少申聞叱候へと被

申候Sかにも御尤に存候併唯今江戸などにては下

上ヶ申さる由幼小にて御心安く思召候ての事と

存候由名十左衛門殿御にて候長岡筑後殿御

佐渡殿御自ひんに御結被成候右の通故御家中

に心懸中者は皆々自身結申山御咄被成候御

岡九郎兵衛殿時分は若く御座候へ共氏家甚左衛

門殿なども自分に髪結被申候由承候拙者も新知被

下候ては人も多く四十餘に成候てじぞり自ひん止

申候六十の在宅仕昔の如く亦結申候此時親被申

候自ひん在宅にて別出申候拙者なと跡役勤中

候堀田次右衛門平井理兵衛刻は何も十人か八九

人は自そり自びんにて候唯今は少~成可申候

光尚公被召仕島原にても能拙者覺申候歩頭より御

鐵炮甘挺預り申候垂水惣兵衛と申者は夜火燈し不

申髪ゆひ申由火を愛し不申くらき所にて結申ため

に自ひん上下共に奉公人は如斯と申咄林兵助承及

候由節々咄承候

日如覺書

衛門作右衛門事尋申候に諸々兄弟共に中小姓とは

能く心を付申たると悦被申候惣箇様の時は其身

の位能中たるか能由承申候歩使番と申事は御家は

かりの名にて候因幡國なとにては八人衆と申由昔

御駕跡に八人御供仕候より右の名承及候其家

々にて色々名替り申候へ共歩と申計にて中小姓同

前 妙解院様最前三十人被召抱定御供勤の以後骨

折申年も寄候と六十人に被成おれか者と御意被

成候山Sな事御意被成候尋申候へは皆々御意に叶

たる者迄にて道中は不及申江戸にても御使外御

使者歩とも名付被成候由承及候就夫 御代

々御取立砂

取立被成候者多く拙者共同前村井源兵衛御中

小姓望申候へ池部棕川甥椋梨彌八郎同前と坂崎清

左衛門殿内意被申候へ共定御供望歩の御使番と源

兵衛 申由拙者に申候 御代々の事他所にても

能水申たる 存候偖日向黠候て米田助右衛門殿

月番にて参候て物書段々日向にての様子申候へ

は存知の外湿く歸候由御申候旨拙者申候は御尤と

存候私儀鶴崎道中の道法にて一日一夜には着可仕
覺悟にて熊本食も用意仕候處に鶴崎道中は山
坂谷峰多く馬も野につなき置候を引に參候て馬を
飼申事の外田舎にて錢なとも無御座岩上の御關所
番人頼申候百姓を遣宿ちん人馬の代も遣申候如斯
書付參候とて道法人馬繼申候村々書付見せ申候其
後罷出申候は偕々被入念能く御書付被成候是は此
方に留置寫させ置可申候由にて留置候其後戻不
被申候故共書付は見へ不申候其後仲光半助も日向
へ御使者に被參候て難所の木曽路なとよりは道
あしく田舎にて萬事不自由に候熊本を外に道御座
候得ども道法遠く御座候由平野作右衛門咄申候唯
今平野久右衛門伯父にて御中小姓にて果申候拙者
御使番勤候刻は近使中使遠使とて多く十年勤候
内如形の方々仕候定御供の歩御使幷御先供は熊本
御供計相勤中候御泊り御鷹野野にも御免被成候得
村井拙者は御駕奉行放熊本にても雨人にて申

候後に御案内は熊本にても御供に出候様に外には

水前寺にも御供御免被成候右の仕合ゆゑ村井拙者

は數十年別て~無隙に勤申候然共少も 苦に

不存相勤申候拙者三十一にて御駕奉行相候歩の

御使番の時は給候物も嫌ひなく鹿猪も給申候へ

二八一

候へは此比子共を兩人共に越中守様被台出候様沙

道計少し明夏はくちなわ多くの上方落申山人馬

もすくなく提灯傘も初て見申候由是にて察可被申

候熊本にて承候へは三十里餘と候故鶴崎道中の

積りにて一日一夜に着可仕と食も熊本致持參候

にて可參と存候へは思の外道も遠く日の影綱の瀬

と申所は一里有之人馬替申候谷へ下りいかたに

て川渡りから尻馬にても馬と申夫二人つき髪

中々乗られ申道にてなく借馬も野につなぎ串を引

に參候に付中々将明兼申候旨食給候時に漸盤に赤

からしを馳走に出申候錢もなく銀子持參候へ渋右

の仕合故人馬の代も遣可申様なく候て所々に

屋名を書付沈道法も委曲書付申て岩上御關所迄歸

申候折節平野武左衛門と申歩の小姓拙者幼少

分方三盛心安

一盛心安(被參候年寄右の所に居候故幸に

談合錢を調申岩上日向の内にて人馬宿賃拂

候て請取とり候てくれ候様にと申御用同前の事と

態々百姓兩人武左衛門申付遣申候偖日向へ着仕

客屋に參何の平之丞と申者出取次申候拙者へ尋

申候は此方に居申候平野萬之丞と申暇申候

暇道候者の所へ見舞不申候稼に申付置候處萬之丞

心安く語申候侍に乗組候處に見舞に參候儀不屈

に存奉公も構候て暇遣申候右の通に御座候へはさ

のみ音尾敷と中事にても無御座候と申候故拙

者申候は親は承及知る人にても無御座候世悴久右

衛門作右衛門兩人共に拙者心隴申候由申候へは

倍は左様にて御座候哉様の位に被召出候哉と
尋候故中小姓と中に兄弟共に召出し中由申候其後
間もなく日奈久御入湯の内熊本是ち急きの御用
とて松野八郎左衛門御奉行勤被申候只今郡源太夫
屋敷へ居被申候間町馬も呼寄門外に居申八郎左衛
門は拙者可参とて玄の次に出て箱渡被申
日奈久迄段々先々馬の事申候随分急き参候へ
と被申候て夜通に参申候て日奈久へ着仕候へは一
里餘有之所へ御出成候御跡したひ候て大河原
治部之進を以御文箱差上申候折節稲津次郎兵衛御
供に参居候に付拙者に逢可申其儘参被申候て
先日日向へ御使に御出之山及申候日向にて久右
行も遣候て代々召仕候惣體家の法度にて
二八〇
永申候兄弟共にいか様の位に被名出候哉親萬之
名酒被進候間道も山坂念を入日影の事迄御書奉行
衆念を入候へと被申開候右の通に候放延引仕候は

熊本へ被仰遣御尋可被成候其内逗留可仕候ひら
たに乗参候て右の御進上物に懸浪かかり申か雨な
とにぬれ候て被仰付候甲斐無御座候由申候へ共打
寄讃談可仕候とて屋形有之船を渡し申屋形に御進
上物入候ても拙者居候所ゆるりと御座候高松壹里
手前に香西と申所へ汐かり仕翌朝夜明候て客屋
の所に直に船着申候御進上物加子共に持せ上り申
候無程横井角右衛門と申三百石被下御使番と候
罷出取次申讃岐守儀一兩日以前より少し程送所
に泊り鷹野に参り申候間則御音信物等持せ遣可申
候右の様子に御座候間ゆるく御休息候へと朝晩
御料理被下候其内色々の噓とも承候拙者へ八代御
城下の様子尋被申候故私儀肥後の生れにて御座候
得共熊本より十里餘御座候故未見不申由答候へは
いかにも左様に可有御座候私事は水戸殿よりつけ
被申候て参り候西國にても高松は名所多く承及申
候近頃入島壇の浦なと見申候御自分は若く殊に

は御生と御座候へはいつにても御覧可被成と思

一熊本日向國縣唯今は延岡と申牧野備後守様御子

孫之由五十年以前有馬左衛門佐様被成御座候

九州の廻状唐船の事に付急の御使に罷越申候八

月末にて俵山を下り申刻大雨雷雨にて松明もてふ

ちんも消へて道も見不申いなひかりの影にて道筋

見へ歩行にて七曲と申下り坂別て致難儀候歸候て

承候其夜熊本も右の通にて京町へ松山權内妹兩人

共に上とんとの淵に身を投果候御吟味にて權内は

御暇被下候偖漸々下り高森の高森吉右衛門御惣

屋所に参候夫岩上口に此方の御器所御座候岩上

より日向へは大形下り坂迄或は大すき左右茂

二七九

通り迷惑仕候事覺申候

偖

出申候小早船の加子揃着物にてかたをし候て本

船に參候御町通申にも水

も上下武人にて

打

本作

召儀は餘儀なく候其刻老父存命の内にて高松平野

三悦とか知人有之狀遣候居候へは即刻見舞に被參

候永屋權太夫親類是も狀居候へは見舞被申候兩人

共に唯今名失念候夕飯被下候て御返書出申候遠

方に被成御座候故不召出候とて御銀壹枚被爲拜領

候歸候刻干鹽にて御客屋御門より町を通り船場に

一江戸より紀州へ御使に參候大坂に着仕見申候へは

紀伊大納言樣御家老中へ被遣候御文箱の蓋のわき

つら入申候所にふた合もめ申候哉名書の所は

其儘にてわれ候故大坂にで能仕候重ても可有事に

て候間書置候念に入別の箱に入候か上を能くそこ

ね不れ以樣に御心得可有事と存候松左京大

夫樣へも御文箱參候是は道中池鯉鮒の御一宿に

差上申候御宿の外御幕は布白地に紺の御紋付申候

御玄關の幕はとんすのまん幕色替りに御座候

一熊本方松平讃岐守頼重公御代高松へ御鷹の鴨井名

酒持せ參候御書奉行は仲光助不破十之丞勤申候

砌江戸大坂迄高松へ御書被遣候刻大坂小早の

船頭持參仕候本御礼と被仰遣候得共守様

御意には其飛脚輕重さと申事にてはなく 越中

殿無事の段直に御聞被成度思召旨にて御座候處に

と承候由十年程以前熊本紀州へ横山藤左衛門御

番頭の時被候被歸候て承候紀州は御家老の外大

名は跡へり候て被仰付候に藤左衛門被參候刻も三

千石迄は取不被申孫にて候様に被申候松不安燕守

様御家も紀州様御同然と承申候

大坂船頭之旨御斷中不罷出候由沙汰有之候就夫

度御飛礼と申參候得共右之首尾有之候は、随分御

斷可申上候へ共時により召出可申事も可有御座候

間心得仕候様にとの事に候共刻近所に上月十郎

右衛門他所之御使者參候時分に出候使者番勤被

申使故方々使者の様子承申候大形は其家の歴々
家老なとの事尋年なとも尋申候儀に候悪心得候
へと被申聞候偖右之被進候荷物山坂日影なと心付
念を入候て持参仕候様に被申拙者申候は高松へは
船にて参候由汐時に直に御客屋に船着申と承申
候證陂守様御精進日承申日は着不仕候様にと申
候へは偺々尤に存候吟味仕書付可進候由被申候其
刻迄は御書所に何も御取遣御一類様中の御精進日
書付無之候其後見申候へは御精進日は不及申色々
の御書付有之と見へ申候不破十之進は酒好にて高
松はからすみの名物にて候御調被下候へと頼被申
候鶴崎へ着仕候へは加々美善右衛門と申御船頭の
頭申候は惣御中小姓上に屋形御座候船相渡申
候今度もひらた 申付候由申候に付拙者申候は筆
々の御定と御座候得共今度熊本立申刻御鷹の噂並

二七八

後々は絹のふとん夜物迄持参仕候様に成行申候

三齋公御代に藪三左衛門殿は御家立退紀伊大納

言頼宣公へ三千石にて被召出候由紀州にて毎年正

月初に御鷹狩に御出波成候儀御吉例にて御供は

名多く相悪くに人も多く召連銘々場所に結構成

るどんす或は幕に定紋付け辨當も長持に魚鳥料

理のさせ荷物も多く持せ給へ申事も採明不申揃申

儀度々致延引候藪三左衛門殿夜召出候御供に被

召連候て御覽被成候へは布の慕うち主從共に腰緋

當三左衛門は將机にて幕をしほり一番に給仕舞居

且夕覺書

と存候時節々々にて頓てし

て頓て苦しに成候事も可有之候

江戸萬事承候へは其分 ・より軽く成行申候と聞

へ候拙者覺へても五六十年以前は御小姓頭田邊中

助なとは木綿ふとんにて不断幕被申候由遠坂關内

殿被申候其關内殿下石に成候て御小頭の熊本

にて結構成るとんす夜の物ふとん拵被申候故拙者

申候は前漿御咄の田邊殿木綿ふとんは御失念被成

候哉と申候へは唯今能思へは江戸にて煩申時は処

の勝者にも候事いかにも外聞は上へ對し候事お

こりにてなく候由 被申候如斯に成行

にてさ監物内匠被召出二七七

一光尚公御代江戸にて藪三左衛門被參候へは共儂御

逢被成三左今日曜ならは緩々と居語り可被申候御

手前にて茶を振舞可申と御意被成三左衛門も添か

御意にまかせ御茶も被下候て被申候刻御送波

成々三左衛門はおしき者を 三齋の御出し被成

候唯今にても參可仕ならは一萬石餘を可被下と

御意被成候由同苗不自其時分御兒小姓にて見申候

男ち如形能く偺又御茶被下候様子 三齋公御側に

被召仕候と見へ申様に御座候由不白被申候唯个小

納戸役に藪七郎右衛門と御座候は三左衛門殿子孫

偺々能き者

御家に參候とて默被申候由御開候由にて長岡筑後

殿御哪候山白木貞右衛門咄申候

おし

におとり不申六千石内匠殿にのみ

共刻監物殿、

松村

部三者之

に

三齋所に居る様千顗れ見へ申候向後何も御家

來共幕無用布に仕辨常もかろく三左衛門ことく

可仕旨 被仰聞候 由承及候 親藪内匠殿豐前米田

監物肝煎にて壹萬武子石にて被召出候由

被申候を御覧被成

御鐵炮十挺御暇被下 高橋

彌二兵衛姉鐸にて高橋内咄申候貳百石ヶ上は

道中馬率せ申由松平安藝守様御家中は江戸にて馬

持不申者も道中は引せ候由上田新兵衛殿咄にて御

座候御家共に道中大事に被成候由に御座候當御

成例或時は天龍川にて下の渡し場は殿様上の渡場

日本多中務殿にて未御渡不被成候と相見へ廣河

原に所々に無紋の提灯五六間程に一ッ宛足輕壹

ハッ

ッ、棒をつき本多殿家中の人馬通り候様に致

舟場も惣供の場には大善たき御召船の左右には水

松明と相見へ申鐵の麓に高さ七八尺計見へ申候

籠すかし廣く大きに仕内に水松明を二三本入申候

御船は不及中三四十間の間は明り能く見へ申候拙

者は共時分は痛足御供不仕候て御先へ参候に此方

の船場の筋く先へ参候者の聲をしるへに参申候

此方御舟場に大提灯ニッ燈し候御座候共刻の本

多様は御心安くも無御座候つる其後の本多様は松

刑部大輔 水戸家御二男にて御心安く御座候本

多内記様御代々御心安く本多能登様も松

左京大夫様御小房にて御座候中務大輔様には此

方御家方出候本庄四郎兵衛 二百五十石御兒小姓立

に御小姓頭三人にて通し駕二丁借被申候一人
は御供騎馬兩人の非番乗り被申候様に成り申候萬
事手輕は成棄申候重くは成り能く候拙者共新知被
下候以後には御中小姓も挾箱一荷持せ候様に成申
候前々には知行取候ても小身は来悪に荷馬は申合
仕立挾箱持せ申は道中歩行の御
その御供役ならては持せ
不申候物毎次第に重く
重く成申故勝手も不成候哉
家は前馬數少く馬船も自分に寄合候て借候
様に候豊前小倉は多き所にて御座候鶴崎
は御船計故渡不申候哉萬事御上下の渡し方豊前小
倉の時間前にて拙者共歩御使番の時は六人に馬登
疋渡申候後には四人に一定に成申候ヶ様の儀迄次
第に直り申候右の通放若き時分より上下に差
なと角入文左衛門に頼申候不自由成る事のみ近

年は次第に自

に自由に成候故何もすり切申と聞へ

申候御中小姓の時に馬の

の時に馬のり懸一足に仕挾箱も一ッ

宛一荷に仕相役村井と申合候其後新知拜領仕候て

も右の心にて通し駕一丁兩人にて借り非番には替

々乗り申候此儀十左衛門殿に津川次郎左殿尋被申

候いかにも左様と申候へは僣々能き仕様と被申候

二七六

存候定めて水つよく出申候は、御駕御出可被成

と被思召様に相見へ申候宮村團之進御側に被居候

夕覺書

こふなと拙者に被仰開候や御船のあかを取可

申と存候と見へ申由申上候拙者如申上候右の御

船にのりあかぞくみ捨申候暫御覧被成Sや~御

船に被爲召候御待可被成候間御駕遣し候へと被

仰付其儘御船に被爲名候内にはや不殘人馬渡廻

御船も出し甲候事の外雨降り水出可申と被思召候
と相見、御の戸左右共に御開き被成上のつき上
け両方共に御自身御上け被成候故倍も) 奉存
能く覺申候茶縮緬の御小袖爲召候故偖*
數度見覺申候承候て其能き事用度事に候大形は御
目通迄に心付候故前後左右に御心付られ御覧被成
候或時同名彈藏歩御使番頭勤候かと覺候天龍川渡
奉行勤申候相役は覺不申候留り申候て川端事の外
騒き申候拙者御供にて能見申候御通りの時分何方
に居山 御目見仕候や見不申候川端に立居申あな
た此方と心遣候様に見申様子能(御座候大方は
御目通り近く居申候衆多く候時御召船に蓑笠着
仕候者御船に參候を御覧被成おれか船に人
拙者御先之棒を取居申候宮村傳右衛門水出候成見
申候へと被申候故棒をはなしのぞき見候へはいや
(餘り強くは出ましく思召と御意被成候無程御
着申候御供不殘川端に御迎に出居申候林兵肋御

覽被成兵肋御衣類可被召替間近く家御座候處に御

入可被遊と被仰付候無程罷歸御案内仕御上り場な

て近くに庄屋と相見へ申候所に御駕さへ申候へ

は八木市太夫通りかけに承居申候哉市太夫々能

き所に居中由御意被成暫仕御立被成候翌年御通の

刻は家のうしろに籔御座候て道家は見へ不申候 =

る籔を切ぬき道の方に門あけ御目見へに出居

候唯今も共通候哉と存候其刻銀子拜領候哉非番

にて参候道すから駕かき馬方共の隅に假初に被成

御座庄屋に御銀被下候御大名様とて皆々申を候

一五十年以前は天龍川渡場II「程も川下にて松よ

近く御座候其時分は河原殊の外廣御座候濱松

より川へ直に

‟は川端児の通余程参候て

二七五

渡し場へ出申候唯今も共通と存候初の

共通と存候初の所はく渡

場多く候つる父御若き時分は御道中御急大

明不申候内に御出道遠き日は八ッ七ッに御出被

余

所一道中馬入船渡し奉行服部四郎兵衛今一人は覺不

申候御船に被爲召御駕に付居申候四郎兵衛は御跡

に残り御船にむき跡に心付不申候故御家中荷馬下

々迄待居申故人馬道にもみ合申を御船より御覧被

成往來のつかへに成ると御意にて御座候時や此

方の人馬と見へ申候由左内初何も申上候へ共此方

者計にて有間敷思召と御せわに候岩間彌左衛門

御駕の跡に居被申候扇子二本にて開き見せ被申候

時に四郎兵衛も合點仕候てうしろ見申候へは人馬

つき上げ候然れ共三左衛門刀流れ候や兎角心にか

けヶ様の儀と申上引籠坂崎清左衛門殿段々被

申上候得者左様成事は世に可 有事と思召候達御耳

不申共其方共手前方不言事 ・申聞せ儀と思名候

若き者心にかけ申も無余儀は思名候早々罷出勤候

に申聞候へと御意の旨にて島田方御供勤申候惣

渡し船川越し申にも昔々急き申物にて候随分心

静に延引少も御奉公のつかへに成不申候だとへ延

引仕差つかへ申共申分はか様にも可成事に候必

々急き渡申候へは何をおとし中か兎角悪敷候間下

々迄も共心得にて能く可被申聞候前度々承候

皆々急き申事起り申候

1

(株)御通りの時に仕置候山所の者共申候做共儘

にて召置候由に御座候能く御申置候と存候御船に

大形むき居申衆多く御座候少し脇により御船も跡

の道筋も見へ候様に重ては御心被付候へと笑々申

候度々道中渡し川船にても天氣能〈御座候へは仕

合雨なと降り俄に大勢参かり候ては例へは御意

にても思召様に無之候大形が 殿様の方計に心付

申候前後左右に心を付あなた此方と御駕近く候て

も所により少も不苦候慮外とは見へ不申候へ共何

も遠慮多く刧て不調法に見へ申候ヶ様成時分別

心を大にして氣を廣く所々に眼をつけ可申事

候御渡し場斗に心滞り廣き川原上下に心付候

他所の者の上下渡候迄見へ申候兎角物毎人に尋其

所々の様子委細尋申候へは心得に成事多く候此方

の勤候者計に承候ても所の者は他家の事渡し様

てかへ居申を見候て何も船場へ通し申候其後四郎

兵衛無心元被存候哉拙者に尋被申候御船場に土俵

にては、をつきたると思召候棄々被開候に所

の者共定て心遣可仕との御意の時左内被申候は四

郎兵衛私に申聞候は御爲には不仕候二三日以前に

某

二七四

~傳右そなたの悦事今日被仰出候

御先供の儀向後は御國者計に可被成候御足輕の内

家中に勤居申候者にても人柄吟味仕召抱候様に被

仰出候由御申候故惣沐御先供止申度由神以申候,

は其様には成らぬと御申候定て 先御代の道にて

可有之候前廉 殿様御幼少の時は御供不殘御先は

小姓組勤供鎗三十本餘有之たると承候拙者初の

江戸まて御小姓組七人新組壹人供鎗八本雲上に肩

衣着二人御小姓頭一人は騎馬次第(へり

鎗も五本に成三本に成肩衣も止申御小姓頭一人に

成申肩衣着の役新組御案内御駕奉行勤候其時分も

御登城の刻は御小姓頭壹人だ近佐内此内二人肩

衣着三人被召連候御借馬もは三疋後には常に

成申候惣骄人 *く成候事は大御目附御差岡と

承候御並方は殿様は平日少な様に往来のつかへ

ぬ様にと毎度(被仰付候御駕すへ申所を御

より遠くすへ候様にと儀小身成衆の乗物すへ申所

同前と被仰開候へ共雨降道しく候時は以御歩

行近き様にと此方は心懸申候江村節齋には毎度

旦夕覺書

一或時十左衛門殿に参候へは 御花畑御

所に

片衣ぬき二十三

一此前田邊平助次男田邊三左衛門と申貳百石新知被

下御中小姓御供役 勤候時分道中天瀧川の船に牧田

右衛門は水不調法にて荷物に取付しつみ候はい

荷物浮可由 間取付居候由三左右衛門は水能くおよ

中大小ぬきはたかに成りおよき可申と帯解申所

にしつみ申候脇方肋船参候て兩人共に荷物

仰聞候由兎角大名なれは乗物も門きは迄のせねは

ならぬ事の様に源兵衛傳右衛門心待申と思召候遠

下り候ても大名と存候へなど、御笑被成候由隨

分御意の通に心得候様度々被申候惣御結構成御

態熟成る御言葉大度内蔵助殿さかりより其下々御

心安衆にもかけにても終に殿を御つけ不被成候

儀無御座候又内々侍共にも下馬仕居申名御存知被

成候者は名を御意被成候薩摩守様御開番伊勢十兵

衙と申者下馬仕候時に十兵衛はやうござれ(

御意被成候拙者に被仰聞候は今のは薩摩殿開番に

江戸一ぱいの公義者にて松平越中殿は十兵衛小

屋に夜にも被参候由大ちやく者と御笑)皆共

に被仰聞候如御意承及申なてつけにて冬紅裏右

れなき男四十五六に見へ申候

木綿のしるし不殘つけ居申候拙者に誰の荷馬

か尋候へと彼付候尋候へは松讃岐守様と申候

一箱根にて荷馬四五疋御通によけ居候印に高の字付

は名名札も大き

に九提灯ニッ小身と見へ名の札もふく常の提灯一

ッ札見へ申様にともし申候右の様子御覧にて皆

に御意被成候惣人の善事は見習えるか能く候お

れか者共はヶ様にはせぬと御意被成候其後の御

勤より此方のも燈し申候

て候へは御門番共丸の内に字の御紋付候上下一兩

人着仕候故拙者も不審に存尋申候へは皆共式にて

も大坂御陣を勤申候者の子孫には如斯暮暮に拜領

仕由申候其後方名仕候子孫には遣不申山申候小畑

傳九郎咄承候阿波守様に傳九郎弟居申候由に候知

行

取も二様に御座候代々地方を被下候者と御藏

米拜領仕候者と二色に御座候由咄申候共家々

て替り申候と存書置候

一先年御道中にて赤坂には松本兵部大輔様 越前 御油

には綱利公御泊被成候前之夜御立被成候時分を御

使者御取合にて兵部大輔様は赤坂に未被成御座候

内に御通被成候御供衆幕打申も前方は下ケさせてっと人にからけさせ申候村

拙者勤候迄江戸の者勤中候時分は撤團右殿御用

承被申候何とそ御者計に仕度候はくちなとうち

御國者迄風俗しく成候由申候次第に

北八右衛門と申者一人残り申候是に男振も如形能

(不便に思召候間妻なと對しさせ候様團右殿被申

候しはらく勤病死仕申候夫より御國者計に戊申候

下く拙者見市内に大小名とも大形右い通に成申候御

雨殿様御二家何も無地の黒と雨羽織かと覺申候唯

今は不存候光村井と申合御駕の尻からけ

候

高松の高と存候其後此方のも本の字印に成申候

年定御供にて江戸も道中も色々しだし出来申事日

臺申候前廉は御駕の共も御手廻り同前にかきの

合羽にて御座候或時下馬にて見申候へは紋付初て

見申候其後見申候へは又四五人大身成御衆にも右

の通成るを見申候故村井と申合此方のもあの様に

可仕候かきにては此方御供業元田小左衛門は目う

すく見違候事外にも有之候時分朽木内匠殿御

駕の事承不被申候故ヶ様と申下馬にての様子

申候地に白く山道付させ申候其後次第

二セニ

一此方上御屋敷御作事出来仕上に被成御座候事は當

年迄三十九年に成申候其前は芝に被成御座候上御

旦々覺書

時は御鐵炮頭兩人御門番居申向合に少高く御座候

處に詰居申候或時土佐守様御門前御通候時に右

上番と見へ申耆罷出居申候御手を被出候共刻拙者

に御意被成候は今日は客か有かと御遠波成候故い

や御禮日には上番出居申由申上候少御不審の

に奉存候井伊掃部頭様御居屋敷は前々な不斷御門

は開き居申候就夫上番上下にて不斷御門番居申高

き所に居候上下の御屋敷共に加藤主計頭清正同

忠御二代の御屋敷と承申候掃部頭様御拜領被成

不斷御門開れ候事は譯有山承候委細は不存候唯今

は不存候拙者見申時分夫々御家

申時分夫々御家!~替候事多く備

前岡山御城主伊豫守様には御心安く度々御供に参

候御廣間御番人物頭は小屋より鎗持出申候皆共

居申腰掛の後に御家中下々居候腰懸御座候見候

は腰悪の板より上に段々鎗かけ候故何本も懸り下

々も其儘取能見へ申候角入に申候へは前々より

向の御下屋敷より御番に出候者鎗もたせ申候定て

御居屋敷の頭は以持せ可申と被申候

一前廉芝に御座候時分松平阿波守様年始の御供にな

故是も二階に上り恰好能く下ヶ中か上ヶ下ヶに

方氣を付候は、能く可有之候別に御物入は御座

間敷候惣我物にひたし物事心付申候は小屋に

居申者後々迄悦可申と存候此承申候へは上御屋

敷小屋の窓も能かけんに明り惣事態も所々に御座

候由承申候

屋敷御作事致出來皆共小家なと萬事御作事方堀次

郎右衛門殿御聞候故御屋敷内惣雪隠もすくなく八

丁堀より芝なとより鎗持せ候衆も小屋々々の塀

持せ置候又馬屋計にて見申候は馬の置所も見へ

不申候鎗かけの儀は松平伊豫様にはヶ様 様(抔と

咄申候へはとくより承候は"S 成申

最早内の御作事萬事調中御庭御屋敷にひけ申故

立可申所なく成申候鎗かけは裏御門番居候向の壁

にと申候へ共夫も二階に火事道具置候所にて出

人につかへ申候拙者小屋角小屋同名助と相小屋

にて居申候雨降候時大分水落 次郎右衛門殿

に申候へは尤とて御屋敷の小屋不殘角々にはとい

かり能成申候二階にて鬚そり中にも敷居高く

内にあみ笠を手に持跡より參候者か取たるや

と小用仕

こなた

て働の時被下候由兼松家代々傅中山に候或道中晝

休なとにて夏はあつく裸に成申時は下帯の上にさ

し候て能き事多く身に覺申候兎角力も何方にても

近く置候て能き事多く候歴々御老中方に參候て手

に持心つかぬ様子にて持なから通り候て少もつ

へ不申候居申所より程遠く大勢參候へは所により

家來共置所直し置事多く候何方にても氣のつかぬ

礎にて持なから通り候に心付たる様に兎角近く

にも所も人不申候刀は近く置候事老父度々咄聞

被申候間心かけ可被申候拙者も度々候へ共事

永くかれ不申候熊本にて前かとは大身成所にて

刀のしと目或はとられ候同名無發も何方にて

か鐧はつされ拵直し申事拙者幼少の時熊本へ参候

時にて申候告々小姓坊主にて候由承傳候拙者若

時江戸木挽町おとり通りかけに芝居にて見申

蹄候時に見巾候へは脇差の下緒とられ申候しと

めは紙にて下地をはりたるかきと承及び候紙

にてはりはなれ不申様に仕候放下緒計取申候能々

あんし申候へは見物可仕か肥後文獻叢書第四巻

仕候一綱利公は御幼少の時御三家にても御刀御差御通

被成候山水戸様にて見申候松不陸奥守様御刀御持

せ被成御通候其外は不及申候尤御屋敷御出入

御花畑も御同然松平土佐守様御屋敷へ御歸宅の刻

通り懸り候故立留り見申候土 佐守様は御安閑にて

御乘物より御出被成候時尤此方同前にて御迎に五

六人出居申候御駕に御刀も御扇子色々被召置儘

御出被成候跡にて右の出候御刀御扇子色

候て参見申此方とは替りたる儀と存候土佐守様御

居屋敷にては朔日十五日廿八日毎度御門くり戸

足輕共御門番に上番と見へ上下着或は羽織にても

侍と見へ申者一人、居候不断の儀は不存候此

方御屋敷などで表御門にも規度仕候御客御振舞の

後に叫中ておれもくと鴨笑申候事存出し申候

皆々脇に心移り気付い所を見候て取申由承左様に

可有事に候

と存候時は借々口惜次第と心に油剛と存用仕

體にて刀の下切つけて暫く人にも不仕候つ

るみ笠着候者は左様の時必ぬき手に持なから切

申候と候唯今は少なく前かとは多き事に

二七〇

旦夕覺書

一寺尾加賀之助と申求馬二男にて御中小姓にて御供

役勤江戸へ被召れ候處に鶴崎道中にて馬にて参候

節雨降馬上にて定てねむり居申候やいか様の事か

刀を落し申候即刻心付候は尋させ可申事又宿に

着てもおし出し申候は郡奉行承候は其儘出

可申候無左候ともヶ様の譯にてねむり覺不申落し

たる山申候は、御吟味之上にて多分不苦事・

御座にかくし候て誰にも不申候て江戸へ着仕相

候内に熊本申來鶴崎道中にて刀落し申候者御

等吟味仕候へは加賀之助刀に極りたると申

候哉暫く仕皆共も飛申候伏見にても宇治遊に

見物に参候て村井源兵衛抔も同道仕方々見物仕候

時分も心に懸る様子もなく江戸にて御殿被下候拙

者も折々兵法習候て心安く小屋にも見舞に参候へ

は御殿被下不及是非候俳熊本には歸まし迚何共

思はぬ心にて小哥抔歌び居申候故成程若く候間江

戸に致逗留可然と申候其後下谷邊に罷出兵法或は

敷覺悟にて候と申出候得はいかにも 皆共同

前と笑申候神以右之通心得候昔書物にしる

し置候

度目出度とて拙者前通り被申候 信長公御若き時

より御刀に御さし被成候足秉松又四郎殿素足に

刀の端にさし被申はいり(倍々無恙目出
心にてぬきさし仕候然共所により刀のこしりの方
にぞふわらしさし置候て所により能く候此前御
中明石にて風強く御宿へ御上り被成候内に此風
にも多分続部は小早にて可参と御意被成候時に即
刻に被参候て御宿御番にて拙者見申候織部殿一
手習子なと参り暫居候か後には病死仕候様に承申
候殘多き事に候右之通に候へは何以其時有様に鶴
崎にて申出候は刀も即刻出申不苦事と成行可申
物をかくし申事心得違ひと存候惣愷他國は大形乗
懸馬にふとんはりに刀をさし或はくり付置候當
御家中は前々よりさしなから乗り申候ヶ様事御座
候故と存候馬上にて眠り落し候ても武勇のに不
成事殊更求馬か子にて兵法も覺申候へは餘人方は
心に懸落さぬ様に可仕事御領内故に刀は出申候他
國ならは吟味も成間敷候又さしながらも眠り落し

申間敷事にてもなく候兎角刀を大事と心かけ候は
何れの道にも能く可有之候拙者は常にいたいく
中時度々参候所は伺以毎度置所替らぬ様に折々
参候所も其の心得仕候へは急に火事抔と申候て出
候時も常に心付候へは儘さし能候江戸の小屋せ
所に大勢咄々伏り居大小ぬき候時夜中に火
事などと申度々見申候脇差など差替候事多く互に
笑々差替候様成度々見申候是も常に心かけ候へは
左様の時も能く候老父節々被申候刀置候所は立候
時跡を見返し候て坐奥坐へ通り候へは戻る時能
く必々大勢居申刀置候所に同様に置不申柄並
ひ置候所にては鑑の方人と替り置候へは其儘見能
武功老功の者は若者の刀の置様にても善悪を
見ると被申聞候 御城御花畑刀掛に置候時別て心
を付可申事に候不苦事とは乍申無調法に聞へ申候
乘被成候山共時分中川程右衛門は心安く四郎右衛
門殿へも出入被仕候て大勢の中にて江戸常世は刀

を忘れては男のならぬ様成る事と承候島原にて見
申候神足八郎右衛門は陣小屋にて度々刀を忘れ入
郎右衛門者と呼候て刀取に遣申候討死もすく
る事にて御座候つると申候共刻江戸歸候刻三
盛咄被申聞候併忘れぬ様に心付可被申候他家へ

の儀有之御斷なと可被仰上と被存候共於者は神
以取次申間敷候兼て左様に可有御心得由申渡さ
候由承候上田殿は古き事共能く被存候間常世に
はり被申間敷と終に直に尋不申候尤に存候拙者
共新知拜領の刻四人出合候刻拙者申出候各も御同
意とは存候得共刀を落し或は忘れたるなと、申御
斷可申とは神以不存候併左様の時御断不申上不屆
に思召御暇稷下候共拙者儀は御断申上御國は出間
芝御屋敷に見物事御座候て二代目の宇右衛門殿上
御屋敷被參見物所に通被申候時大勢居候所にて
刀を持何方に可置かと見合被申候處前廉召仕被印

内藤伊左衛門と申歩御使番勤候者出向ひ候へは

刀を渡被申候てしはらく居被申候て刀の置所とく

と見定候て通被申候度々心付見申候外には一人も

左様に仕刀を置所見屈申か自分に置候ても見返し

とくと心付申人は無之候各心付可被申ため書置候

一上田新兵衛殿は八代御番頭にて被参候砌組の衆に

逢被申候刻直に被申渡候由承候何も御聞置候酒近

年は刀を忘れたるとて心にかけ御断なと串業行之

世に多き事にて拙者は心得違い存候

二六八

源院様追仕候者の跡にて兵法能登中由門に出居

申を度々見申候に脇差もさくす無刀にて居申候能

承候へは右の兵法自にて人を何とも思はす無

ても刀脇差は不断むねにさしたる心の由承候

刻拙者見申候俗亦昔忠信なとは無刀にて大勢引受

碁盤忠信とて數百年以前の事なれ共今に五月の子

供昇に書てに申候貴殿も大にて刀をさのみ

裏玄關迄か出候て思ひ出し候哉兎角右の

井關事にて若き小氣者は云は男の成らぬと心得

候時分にて引籠居候故奥村久左衛門拙者を頼申候

故見舞候て申閉候は

は生れ付大勇と思

へは思ひの外小氣に候先日刀を忘れたる事心に懸

り苦に召れ候由久左被申聞候拙者幼少の熊本の

賀町に同名八右衛門とて伯父の所へ參度毎に山中

平左衛門と中は貳百石取親は山中又兵衛と

小刀忘載

一共後江戸にて奥村百助

二郎左衛門兩子三百石鄉夫々の思寄町有有御座候不生御意に叶不申事はひ

つにても成儀と存候先刀を落し或は武士のなるな

らしの御胥味斗に仕事と奉存候未歩の御使番の

時分か兎角舎人殿に不申時分にて候

姓組弓削太郎左衛門小

御番所有之ゆゑにさしなが

物

御奉行所へ跡より小姓持參候山角左衛門咄承候十

左衛門所へ參候へは御花畑へ御出の刻開に

申候刀さしなから乗物に御のり拙者に乗つけぬ乖

にて刀忘れ出候事節々一其後刀忘れ御番所より裏玄關迄參候て刀忘れ

て清成武右衛門は島原にてすくれたると承候御

鐵砲三十挺預り芝御屋敷に被成御座候時の御使

番勤候時分御番仕居申候拙者前にて忘れ申とて立

踊りして歸候何共可存様もなく惣體を成人

にて候つる山崎角左衛門御目附の時柏原新左衛門

殿は熊本御奉行所へ被出候時分楽 に刀を置

少も少も心にかけられす御勤候へと申候され

小氣者にて事の外苦に戊申候哉江戸を下り候か

病氣に成知行差上胤心の様にて果候屋敷は今一村

彌三兵衛屋敷にて候老父次郎右衛門は其時分も存

命京町に居申候て折々見廻候て申候年より痛敷

存候つる

と存候人の思わ

事によりたる儀に候ヶ様の事は貴殿の心にある事

にて候へ共若さに苦に 事も無儀存候得共

頼ぬ心に不斗忘れら

<

道

て親自害仕果申候其時分内匠殿事承及候衆は老老

めされ候哉子共の事第一怪我の事は昔より災難と

て世に多き事あたら親用に立申者を心から無用

者にて果候事は返々も内匠殿御誤りと御家中武功

老功皆々一同に申由老父は就中致療治被申候故事

の外被申候譯は替り候得共大形大矢野町人

打果候に似たる儀と存候右の内匠殿は山名十左衛

門殿御母儀の御親父にて候唯今の内に殿顧父にて

候

黑叢書第四巻

一五十餘年以前芝御屋敷に御座候時井湖左傳次と申

御兒小姓勤居;申井關 六讃 與右衛門四百石取申候

者の嫡子にて黒子は高見三右衛門養子に成申か

川團四郎孫~覺申候右申候左傳次御次より小屋に

候刻刀を忘れ道にて心付戻り笑て刀を取締候て

兎角致迷惑遠慮仕居申候其刻御家老在江戸!覺不

申候舎人殿も未た元服なき時分か拙者も刻は出

合不申候上田新兵衛殿堀二郎右衛門殿とは此哩子

此時色々古き 古頼母殿内々藤左衛門

中にて刀を盗切腹可仕と申候へは古頼母殿少も

越度に成不申候とて差料の刀をとらせ其後古頼母

人も無御座候高島原の百姓共の時勇知れたる

迄に御座候殊更江戸にての儀故他所にも共儘知

申天下の批判可有御座候おそからぬ儀に御座候へ

は熊本へ御歸被成候と御一門御家老御備頭なとゝ

御哈味波成上の善悪は不及力事と存候若狭守様

と御談合と御座候得共是は格別刀を着申者日本

本

數人御座候者の身の上に引受批判可仕候誠に々

々大事成儀と心安御座候へは咄申候其後井關に御

暇殺下候其刻堀二郎右衛門殿に尋候へはや常々

御意に叶申ぬ事共多く若狹守様と御相談の由

被申候故乍憚先御國へ御下し被成右の衆中被召出

澱病死の時追腹と申候へは盃さし被申最早供仕候

同前の方に頼置事有り平吉

置事有り平吉 幼少に候命全

くして守立吳れ候へと被申候へは奉得意と申

平吉殿後は賴母殿~京都にて五月十一日に被致病

死江戸より京へ被參候逗留中の算用迄承屑跡々の

事迄一夜に将明申翌十二日致追腹候儀も右之時分

具さに新兵衛殿咄俠申候兎角如此井關事は終に不

承候事心得又有間敷事にて無御座候 三齋様御代

替唯今の殿様も御家中の衆も武功と申は一

々と仕候は彌能く堪芯仕候と心にも可存候
此間の沙汰を定て色々可申或可切事と先十人
入可申候切間敷事とは十人に一人可申候總愷北
の勇臓を心にて吟味仕兄弟親子にも此頭腫は心々
にて談合の難成事併自分に採明不申候は、他人に
ても如斯けかと存候故堪忍仕候得共御奉公も難成
體に成候へ共怪我と知りては打果不被申各何と思
召候設定て世間にては色々沙汰可仕候へとも我等
の心にも心ながら淇時腹立申候得共子に當る者か
拙者の類に當り申候災離と存能く堪忍仕存候然
共上の思召所如何と奉存候間頭へ御断申被爲拜
領候知行差上可申と存候と極申候は、靜りたる様
子大形の者は怪我と存候て打拾可申に落付たる仕
方と可成と存候或傍荒中の喧嘩に不斗あたりたる
とは替り申候我子せつかんは定たる事人間上下共
不覺書

程にゆるする共儘居申候儀と申候は、定殊之外

迷惑がり申候て々不調

不調法千萬子を打申割木御瀬

に當り疵迄付申候に御免被下候事難

難有奉候と共

身は不及申近遊の者迄罷出 申候歩行にて歸り

申事不成院は、共所に休息仕駕にて踊り申

二六五

存候は共時御知行差上可申候光組頭にも相談に

及不申候四十二の時に候若きとは不被申三十五

六迄三十内外に候は、成程怪我と存候ても打捨申

たる事は能くも可有之哉たとへ二十内外にても大

勇は世間の批判主君の思召にも構申間敷候木村

長門守は討死の時二十六と覺申候御吟味の爲に

拙者存寄付申候我か身の腹立申とて怪我と存打

果申は道にそむきたる事能々可有御吟味候

一朽木内匠殿嫡子三郎兵衛殿十二三の時に乙名の子

も十一二の時はま弓にて射合申候時三郎兵衛殿目
に當りつふれ申候拙者同年かと覺申候唯今氏家平
九郎屋敷かと存候爲養生父子共に逗留の内にある
ひに警候て申候内匠殿七十斗と覺申候若き時三
千石被下置候得共病氣と申知行差上唯今三郎兵衛
殿の在宅に引荒居申され候右の子の親は乙名にて
小知も取居申候三郎兵衛殿目つぶれ殊の外腹立
申候へ共幼少成分にて置候へ共親にひた
と當り右の立腹止不申親も幼少の子故不便に存候
世に多き事にて候又拙者ならは怪我と存候は
養生仕罷出申被召仕様前に替り御意叶不
かり可申と内に走り入可申と仕候へは小姓を以の
外しかりうつけめ怪我とやと却て小姓をしかり或
時は内より外へ水か湯か小兵衛にかけ兩度迄右の
通との事を御候由外は覺不申候偖は御吟味つ
よく御座候と存候へ共神以終に源左衛門切間敷者
を切たると申人もなく候同名文左衛門なとも此中

大矢野事に付何の角のと批判候へ共切とさらぬは
切たるかきと被申候拙者心底には神以文左衛門
初として切るかきと被申候子に打かけたる割
木と心付候は、たとへ目打潰されても切申道理に
僣も能く切れたのなどと其人に先力を添る事は拾
人並の者は存候夫下おろか成と申人も武道は格
別右の角右衛門にしかられたる人名は不承候へ共
角右衛門はおとりたると存候西山も大矢野には口
上不足に聞へ申候常々古聞候へはおのつから能
き士に見へ可申候武士には高下昔常世無之候
右の通にて大矢野暫く遠慮仕居候共刻山名殿に
候へは此間源左衛門事に付色々古き咄聞中候沼田
小兵衛此前若き時鹿人湯之刻町家外に物ほし
棹つき出申に沼田顔に當り候故供の小姓ま

御番方に御出被成候右之通前年九月十二日に新知
被下御小姓組に被召加可被召仕と思召候處に定て

御心に叶不申様子と何も申候共刻は筑後殿御存生
にて別て萬事御吟味被成候時分にて御座候前廉十
左衛門殿御咄候事書付置候小兵衛殿山麗入湯の時
の事見可被申候怪我と御座候てはたとへ自分身の
上にいか様の片輪に成候ても怪我と心付打果可申
道理はなく候我身の災難にて免れざる天命と中に
可有候誰も切捨可申候尤其時も切れるとの御咎
も無之世上の沙汰同名文左衛門抔被申候道理に皆
々申然共御意に叶不申候故に御取立被成百日も
立不申内にて役儀御免被成外様に御出し被成候に
て知れ申候大矢野跡に古閑喜兵衛歩御使番にて居
申候を御中小姓に被召直源左衛門跡に被仰付候
倍源左衛門か身に成候ては何心なく参候處に右之
通に額に割木常り肝つふし候て迯申候は、追かけ
申候共町家の事何方へ可参様な~是々怪我と思ふ
てなくとは存候へ共相同前殊に前々心安く
申候故終に口外は不仕心に計存居候源左衛門事晋

遠慮仕御免被成候て御案内役も御除け被成候て

門屋敷は唯今宮村武左衛門屋敷と一成申候源左衛門は歩御使番の時の屋敷にて唯今菅九左衛門隣屋敷にて座敷に這入申候へは唯今西山八郎兵衛被候源左衛門兄彥四郎組頭大矢野彥四郎は西山組脇にて候源左衛門申は傅右唯今八郎兵衛被參候うつい る事西山被中候打果候者町人と存候刀差居不申由咄候へは先御仕合にて候刀をさし居不申者にてと被申候のゑいや刀さし候とて遠慮可仕樣無御座と返答致し候由近比御番頭の口上には合點せぬとてしかり申故いかにも道理先々口上書可入候拙者手跡しく候へ共御冶筆山崎傳左衛門父子向屋敷にて見習申候硯々と申候て下書調申內同名助參候故拙者は助能筆迎好平助に書せ申候西山は共刻も能番頭と他國にも御使者に節々

被参候結構成人にて候得共武道と申事は本にて常
には入不申候へ共ヶ様の時早源左衛門見おとし申
候定て西山は後の味に刀さし申さぬは町人に
可有候刀差申せは牢人か後の吟味やかましく存
被申たるにて刀さしたる者は切可申様成口上故
にそなたは心に叶はぬと存候尤西山殿少念入過た
節に當り後の吟味の刀さしさぬに構び可申様な
く候尤其刻迄も源左衛門はせき居申候故以聞咎
申候ヶ様成る時節は見廻に被参候者も可尋事も米
銀勝手の咄とは變り常々武道を心かくると
と顯れ可申候山名十左衛門殿にて津川流水咄被
候林外記時伊藤角右衛門額に手負小笠原備前殿屋
敷の土路口外記屋敷より近く引取申刻角右衛門常
心安き仁名は不被申候角右衛門手負候哉相手は
と尋申候へはうつ氣者手負て相手とはおれか仕留
たと高々と申候放其仁大勢の中にて右の仕合事の
外迷惑そくに脇からも笑止に存候假初の事にて

心知らる事兎角常々のとは何その時ならては

滋惡知れ秉候と被申候事覺候昔より手負に心を

つくると申事は犬うつからへもた 草双紙心

を付見候へは次信手負たる時弟の忠信か鎌倉權五

郎の世を渡る上手の真似は親かおしへ 々分別

出申候深手にても凌く m々見事常々の口程あるの

二六三

御察の通と申候源左衛門身にしては參打果申

口上なれ共彦四郎殿御組頭にて最負の心にて被

申たると存候由拙者申候へは兄の彦四郎Sかにも

成候に兵助借銀願候 残る者とも願中は尤に思

召との事拙者は以後承 何事も上は正直に被成

御座候に下としては必々大形は御奉公に事よせ米

銀共に願申儀諸人多く候間能々心にて吟味被仕

萬事願事天明らかにおのつから罰を蒙申候去る人

勝手不罷成候由誓紙を以願上五拾石御加増被下候

者の米を川尻に預け置候山林兵助川尻に兄とも

御船頭仕居候故江戸前暇乞に參候て承申候由にて
拙者へ咄申互に肝つふし申候偖者頓て病氣に成
月見へ申さぬ様に成り候て果申候外御奉公に事
よせ娘の祝言の用意の何の角のと御奉公に事よせ
申事誠に無事拜領の祿の内にて養子養申
随分相應内にひたし申候は、子孫繁昌可と老
父は一人娘持終に能きる物こしらへきせ不被申候
或時老父何方よりかりんす一巻もらい被申候を老
母角入を呼注文かせ京に角入方染に遣被申候
共刻老父よそな戻り見被中心に叫び不由男の子
は公義に衣類入中候女の子はたとへ祝言仕候ても
奥に通中者は男の兄弟伯甥従弟迄にて他人に逢
串物にてなく候まして幼少の内不入事とて老母を

かた切被申候由にて走々参候故源左衛門は何方
居候哉と尋申候得は組脇簑田左五右衛門へ被譽候
由申候从其儘候へは早々宿に踊り申候左五右衛

候故親しからく制木を投打仕候處に通り懸り源

左衛門ひたひに割木常り少し皮打裂申候儘親逃

申候放追 打果申候其時分拙者追廻御馬御殿

通り申候刻林仁左衛門とか申歩の小姓廻り横目に

て知人にて候大矢野源左衛門殿唯今鍛冶屋町にて

ひら

刻か

一右の大矢野源左衛門共一同に新知被下候其翌年

正月三日か四日に賓町山本長とか申彈藏方へ出

入仕候屋敷の近邊かちや町通り候刻わる仕

しかり被申候其時一人の娘に何の談合可入事か

注文調被申様に角入に被申候角入も乍迷惑調被

申候紅うこんにちらし にて妹久敷持居申候故能

覺申候如斯調候に落涙書兼申候拙者は右之通直に

見聞申候ても中々老父眞似百に一ッち成不申候得

共子としては少成とも志申儀孝行の第一と承候

故委細書候各子孫繁昌實願被申候は、必々老父

真似可被仕候兄弟三人共に八十迄存命如此の仕合

は皆々老父志顯れ申候と存候

二六二

源左衛門宿は皆共宿方は御本陣近く候故大矢野は

拙者方は早く出候て御本陣に出候へは近邊の宿に

居候物頭小姓組大形出申御小姓寺本八左衛門に

逢申候へは火も鎮り申候間銘々宿に被歸候へとの

事にて候由御本陣より四五十間程に参候共大

矢野右之通申候拙者も同道にて歸申候後に承候

へは御本陣隣家に大木隼人 宿にて御先番にて

立被申候跡にて出火の山御木陣の間に溝一間余有

之不斷水流れ申候迄にて箱根山の方の角にて御本

陣近く御座の間の雨戸御けはなし被成鴨居ともに

はなれたる由承候右之道にて拙者相宿の共草臥

拙者一人出申候得共つくしと案候へは大矢野に

逢申ても御本陣迄參り候て御番の衆に成共逢申

歸候と存候拙者出候儀は大矢野外の人は不存

候尤草臥出不申候者は能候得共夫は心懸なく

付ぬと申迄にて善悪に不及候心悪警候拙者にて候

故此事失念不申候物前なと證據と中もヶ様の事に

可有之と存候大矢野は拙者と同年にて御座候利

口發明中々拙者は及不申と黛々存候大矢野林兵助

村井源兵衛拙者四人一同に御取立被成候得共歩御

旦夕覺占

二六 1

使番の時別御意に叶たると存候事多く無恙

申候は、兵助方は能く可被召仕に残念に存候四人

共に御中小姓 願申時大矢野は貫目林兵

助は登貫虱百目 は五百目拙者は七百目願申候

其刻御中小姓の願に壹貫目な上の願は叶申間敷候

横山九右衛門御中小姓の時壹貫目願申

姓の時壹貫目願申候は親五郎

太夫千三百五拾石取候間拂中につかへ申間敷と共

時さへ色々と沙汰仕候今度四人共に親も小身に

身に候

へは九右衛門とは替り可申候五人扶持石の跡に

て天窓から拜領と願可申事と御家中沙汰仕候由同

名文左衛門も被申聞候拙者事隨分吟味仕七百目願

申候村井も同前に存候得共少成とも軽く願ひ申候

へ不足は節齋きもひり可申とて五百目願申候其時

分大矢野も林も妻を持居候間勝手向不成事尤と

拙者は へ共世上にて色々申たると承候時分

は米渡りにて候百目に戴石六斗にて大矢野に米五

拾石御借被成候時は四人共に御意に叶不召れ

候ては不叶者共故と申由も承候其一兩年前兵助は

於江戸不破五郎右衛門頼候て結構に具足をおとし

候由S様 御耳候哉兵助は勝手も能と御開被

拙者儀身に覺度々 神佛の御助と奉存候事數度有

之候故子孫の爲めと返すも書置申事に候

一御下國にて妙解寺泰勝寺へ御參詣の前の夜明朝は

六ッ過に揃申様にと申來候故へ股立取候て御城

の太鼓打出し候は罷出可申と相待居申候へは御

待被成候由にて御駕の者走り參候故急き參候處に

其刻櫻馬場三盛屋敷に居申候時にて橋の遊に參候

心に誠の道に叶ひなは祈らすとても神や守

らん

あらひさし礎走り參候へは御駕いつものことく

御玄關前通可申と警候處に是是と呼懸候て谷小屋

通り候へと申付候二三間の間にて呼戻申候箔々

々あ

ふなき樣子編に佛の御陰と八十に成候ても

少も忘れ不申候此外心付見可被申候拙者事

ふなき事のかれ申候たるは常々 神信仕故と奉存

候間必々各能心付佛敬信心に勤可被申候興津

右衛門小笠原勘助事書置申候兩人共に御家中一

の利口發明と申者の仕損其外御勘氣濛り御暇被下

或は病死にても又は家つふれ申も皆々天罰と心

得被申吟味可被仕候

五十年餘に成可申候山名十左衛門藤田助之進父子

北の鬮にて打果し被申候翌春御參の道中は大形

心かけ申候者は心底に用心仕居申候三島御一宿の

夜中に火事と申候時分は歩御使番勤候節にて宿

も遠く三島明神前にて四五人相宿にて居申候拙者

は常に枕元に御供衣類からし召置候明神の釣鐘

つき申候故目覺何事かと尋候へは宿主火事にて御

本陣近くと申候故共儘起からし踏泥出申候大矢野

へは弥呼に參候川端黒御門よりはいり馬場の口に

被成御待其儘被爲召御出御成候其後角入に申候

へは正壽院被申候は右の の咄入にも被申聞能承候

へは入は御小姓組の時分 分朝番の時御門開き不

申内にて前の腰悪にて休み候御門開入り申候に

勤申候御結搆成 殿様故に傳右衛門は定城の六

ッを聞候て可出と思召候御花畑の拍子木今朝は少

早く未 御城の太鼓は打不申との角入へ被仰聞

候由彈藏覺居可申候老父も半時一時人早く起勤

め申事御奉公の第一と被申聞候角入被申同前の事

にて初心成る時は早拵候得功者に成候程必々何

にても仕選申候

旦夕覺書

光尚公しかりたる由承及申候右之段々書付置候通

に御座候へは左も可有事と存候松左京太夫様被

仰聞候由江村節齋咄承候様に御在世の時分は 公

方様にも御懇比に被思召たる事は乍憚御光と奉存

候御三十一にて御逝去御残念に被思召候由御尤に

ニトアリ

光と存候大事の御關所と申衆は幼弱成批判と

存候皆共の成る大身成る衆を在江戸被仰付候は

其爲にて關所におよひ不申候小身なる衆の批判に

は無餘儀事と存候由御意被成候由總體御旗本小身

成五六萬石より下の衆は

光公御開被成候て或時大勢御咄被成候刻右の沙

汰を承候拙者事代々美濃守と心安幼少の時より咄

申候贔負にて申事にてはさら(無之候御静謐の

時分別で往來の者のために候放道を能被仕候は拙

一光伺公稲葉美濃守 御同年にて御代々御別の

分御座候美濃守樣相州小田原御在城の時分箱根山

の道能く被成候時分於江戸二三萬石より下小身成

衆の御批判に箱根山は大事の御關所美濃守殿若き

に御合點不參候道能被成候との沙汰

三浦九郎兵衛咄

二五九

守分に可被仰付間御駕御玄關前を通り不巾谷

小屋の前を遣候へと被仰付候處に致失念小屋に帰

足を洗申時に何やら忘れ申候刀脇差はおとし不

申哉大事の儀とさくり見中程に神以草臥さくり見

申候へはさし居申候不斗右の御意を思ひ出し片足

一在江戸の時芝

一在江戸の時芝御屋敷な方々被成御座事の外草臥申

候處に御意被成候は御歸被遊候て少御用の事有之

一稲葉能登守様は光公御従弟にて御城臼杵にて

毎度御城御自滿之御咄被成候故或時 光尙公能登

守様に被仰候は毎度御城承申拙者なとか前に

ては少御遠慮可被成候尤前々承及候併俗に申様

に小城はさいゐ城とてから共に習箇様成者は取捨

申と御笑被成候由右の能登守様は長命に御座候私

在江戸の刻熊本御通の刻泰勝寺の前にて御乗物

御下り被成候由 三齋公の御孫子様御尤成事と共

刻申たると後の三盛拙者被申聞候唐津か島原か御

越被成候時の事と承候時分は江戸に居中に覺

不申候

奉存候 信康公の御孫子の御子にて御案門と思召

たると恐奉存候

殿へ若く候間八右衛門親交左衛門事委く御存有間

敷と我等は能存候福島左衛門太夫城代勤申候安藤

對馬守城受取に参候て文左衛門仕方無殘所様子に

候拙者は若く有之間能く承候へ城代とは別て可

致吟味事と永永敷御咄にてうつら頂戴仕候て手に

受居申つく難儀を仕候とて八右衛門拙者へ具さ

に咄聞せ被申候事永くしるし不申候佐渡殿はうつ

ら被下候刻かさを持うけられ候得拙者は憚に存

手を出し請申頂戴仕由八右衛門被申候尤に存候

一家光公御代 光尚公はすくれたる御大将と世上に

て申候由井伊掃部頭直孝の御嫡子靭負様に掃部様

御咄被成候は唯今若手にて 細川肥後守にくは

無之様に聞へ候共方は心安く候へ近日振舞馬數

寄と中候間馬なとも見被申様に其砌は勝手に御越

可被成山本より 光尚公靭負様と御心安御間から

にて委細御咄被成候御振舞に被成御座候御馬御見

物の刻此馬は掃部秘濺仕疾間御譽可被成候次にて

承候は悦可申被仰候得は高々と掃部殿御秘藏

の由御に存候御老體の召能く可有御座御馬と御

意被成候由其後掃部頭様靭負様に御破成候は先

肥後守殿に叫被申たると覺候唯今の被申分は十藏

分別とは不被存候由十藏殿被申候は倍々御恥か敷

事に奉存候如御察代々心安く 肥後守殿へ参候故

別儀によせ 肥後守殿思ひ寄承申候由御申候へは

掃部頭様御笑被成何も光を御成し被成候由

日後守殿被参候節次にて馬見被申候時能き馬と

は不被申我等秘藏と被申候へは乗り能可有之と被

申候事々尤成る事に候大名にて殊に馬數寄之由

に候へはあの馬より能馬多く可有之候能き馬と不

被申老體の乗り能く可有之とは偺々尤成被申様掃

部頭様御咸被成候由三浦九郎兵衛 遠坂殿にて

一同御代江戸町御奉行石谷十藏殿 633 御代々御心安

御座候町方出入御座候か總體重き御用の時は御老

中就中掃部頭様御聞被成候儀は重さ事に御座候由

初に御吟味の刻将明不申重て御寄合の時石谷十藏

殿御申出し候儀尤成る事とて十蔵殿御中の通可然

その時掃部頭様十藏殿へ被仰閉候は此間味にて

採明兼申候十藏被申通尤に候偕兼々心安細川家へ

被参候儀存候尤此儀を可被申様には不存候へ共

何に事よせ道理爲可聞

二五八

旦夕覺書

一同御代犬追物御昭覽之節 肥後守光尚公御同座に

唯今の松平伊豫守様御先禛越前少將光通様御十三

の時御同座にて御見物被成候内光通様御自由に御

立被成候御前見へ申故何もしつくと御立被成

候故御歸被成候節御前より見へ申さぬ所より可

成御座候何も思召候處に本の如く御座につか

由肥後守様御歸被成候て御伽の衆何も罷出

は珍敷御見物被遊候と申上候へは薩摩守様家來共

弓馬の御感被成候夫より珍敷思召事か有る

伊像守殿息十三にて御同座成候筒様, 御

被成幼少に候へは家老とも今日の様子かいと氣

外歴々御家來共涙を流し添かり申候右の様子にて

内記様に無相違美作拾八萬石津山御城無相迄御拜

領被成候内記様と申御名も御所にて御付被成候

様に承申候右美作守様は大坂御陣の刻は森右近様

と申候後に美作守様三位中將にて内記様は御甥

て中將様御弟關備前守様御子の山信長公以來御代

御別の御筋目御家來落合勘兵衛兄に落合三

郎とて忠利公御懇比に被成候者の勘兵衛は弟に

御家へ參候由承申候

リ

上月八右衛門も相伴に

出羽守様う

つらの焼鳥重箱に入申候を御持被成御引被成佐渡

二五七

御振舞被成候時

遣に可存候夜中にても家老共へ被仰遣候は案堵

仕可申して御使者委細の御口上にて被仰遣候へは

御家老承脩も(忝仕合とも明日何も申合御殿に

參上仕候事延別仕候とて夜更申候へ共此御殿爲可

申上御家老其外歴々即座に御殿に參申候由三浦九

郎兵衛遠坂關内殿へ申候一座に居申承候拙者・初

江戸當年五十九年に成申候年芝の御屋敷に右の

越前少將様御振舞に被成御座候御相伴には松平出

羽守様佐竹修理太夫様大久保加賀守様右御四入被

成御座候拙者は初江戸にて御供衆を見物に罷出候

見申能く覺申候時の出羽守様は越前少將様の

御従弟と承候時の加賀守様は松平下総守様御姉

聟にて後の加賀守様は御老中御隠居被成杢頭様と

か初御養子に御座候時は出羽守様と申候同名無發

唐津に勤居申時御養子に被仰付能覺中候越前少將

様は右の通に御心安く出羽守様は 忠利公御代別

て御心安く就夫後の

御心安く御座候

長岡筑後殿佐渡と申時

は御歸被成候は、傅右衛門

<能夕御心得可被下候當 ･斐守參勤之刻道中

越中守様へ御目見仕候刻傅右衛門殿宜敷被仰上

被下候故お殿中 越中守様私儀甲斐守に委細被仰

聞候由罷歸甲斐守私へ申候偏に傅右衛門殿御取

成し宜き故と存候此間御無音仕候幸に傳右衛門

殿と御心安き由被仰聞候故具に御咄申候此段能々

類

に程間御座候故跡よりもしくと言葉をかけ申候へ

は行留り申候故 越中守申候は被人御念候様に被

存候不苦儀に被存候行列の内無御遠慮御召候へと

申名を尋候へは毛利甲斐守内瀧三太夫と申者にて

御座候由罷歸候て右之段申上候段々御意に叶申候

哉度々拙者に功の入たる者と御意被成候脩御着座

被成候て其年の九月六日大火事にて上御屋數御類

焼にて芝の御屋敷に被成御座候節右の甲斐守様に

何か御使者に牧五助被遣候御返答申候節右の瀧三

太夫罷出候て五助に御口上申候 以後堀内傳右衛

門殿は御無事に候哉と尋申候幸拙者は五助とは前

髪御座候時分心安

時分心安咄候故傳右衛門儀無事に居申候

如御存上屋敷類焼に付當分は芝の屋敷に居申由被

申候へは三太夫申候二五六

被仰達彼下候様にと被申候由五助罷歸候刻拙*芝

御廣間御番勤申所に右之段々五助被申聞候共刻御

留守詰に須佐美源左衛門高見三右衛門と御間

に居被申候高見は初江戸にて箇様成る咄は承置度

候とて右の咄具さに語聞せ申候以後承候へは三太

夫は若き時は桑山修理殿に開番を勤居申候壽命院

江村宗因なと能(被存候由承申候綱利公甲斐守様

とは御心安き御間にて右之通にて御座候へは三太

夫爲に別面忝存候事尤 候箇様成事各開置被申

候様にと書置候毛利甲斐守様は五黨石長府御在所

一將軍家光公御上洛の内森美作守様は於京都御卒

被成候由 忠利公御代々御心安く其儘御見廻被

成御座候へは御存知被成候何某とか名は覺不申候

最早御卒去之旨申上候へはうつ氣者と御しかり被

成(御座所へ直に御通被成如御存生高々と内々

御願の通内記殿御養子の御願可然思召候御取持可

被成候間少も御心にかけられぬ様にと高々と御意

被成候て御歸之刻御家來共歴々に彼仰聞候は御最

期の御願御聞屑被成候何も案堵仕候へと被仰聞

候て御歸被成候由最前御しかり被成候仁咸涙仕

候折節御眠り被成御座候處に申上候へはどれく

御戸を御明ヶ庄二郎と御意被成候て拙者へ被仰

聞候は倍々能く見覺申上候庄二郎は久々頑候て熟

海に湯治に参申候小田原一宿と開候て出たると

思召候久々煩申候放顔色も變り疲衰へ御見違へ被

成候様に思召候に脩々能く見覺申上候と殊の外御

意に叶候様に被仰聞候事右の通拙者は若き時より

物覺見覺能く拙者心にも少自慢に存候 太守様に

も左様に被思召候哉或時江戸に於て藤崎作右殿方

旦夕覺書

一或時道中小田原の入口さ川渡り五六丁程被成御座

候道に竹中庄二郎と申候て御役者御幼少の御時よ

御出入仕御懇比に被成候者御目見罷出居申候を

見つけ候故あなたに竹中庄二郎出

へ兩人共に聞せ申候由申上候へはい

能覺居申由 御意被成候事

も

れ候て松平右衛門佐殿に何も下馬仕候へは右衛門

佐殿も乗物下り被申又舎人もとこやらにて下馬

仕候へは乗物下りられたると御開被成候由被

仰聞候時二郎右衛門は興津の宿にて御意の通に下

馬何も仕候由舎人儀はさった山にて下馬仕候由私

一或時江戸御參勤之刻大坂より陸を伏見へ被成御座

候節淀の橋を御通り川端を被成御座候刻御跡より

侍一人上下十人計召左右の方を御先へ道候刻家

來共不殘馬も先へ通し芸人は跡より罷通申候刻羽

織立付着仕御駕の脇を御時宜仕候て通り申候様子

能く相見へ申候共儘拙者に御意被成候は唯令通り

申候者は誰の者が倍々功の入る者と思召候多分

行列の内は致遠慮歩行にて可愛と思召候見申候へ

と御意被成候見申候へはSかにも御意の歩行に

て參候由申上候へは早々參候て宜く申乗りに

候様に可申聞と御意被成候故儘走り參候處に餘

御用有之由にて御次に罷出申候へは刻篠田期不

と申歩の御使番唯今は竹村平右衛門養子に成候て

勘平御門札落し遠慮仕候時分にて拙者儀は数年

御供相勤申覺可申と被思召候此前より札を落し申

候者共多く御覺被成候夫々被仰付たる様を覺

通申上候へとの儀にて登申通申上候若き時分よ

御供計を相勤申拙者には不存寄事に奉存候老父物

覺の事度々被申聞候に覺能く御座候事も老父影と

書付置候

黒田甲斐守様は何とそ譯御座候哉御屋敷芝松本薩

候朝の事故御料理多分出可申と用意仕候由脩如水

老被仰候は用の儀とは別儀にて無御座候互に不

申通事は今以御同前に思召候然共御子様の御代に

は互に御中能様に被成度思召により今朝御出被成

候何卒御望之様に被成度思

被成度思召と御申被成候 三齋

公もしばらく御思慮被成候てひやひや互に年寄頓

て果可申候へ共子供の代の事迄申置候儀ならぬと

御返答被成候へはならぬかならぬか左候は、早歸

候とて共儘御立被成御料理も不被召上候て御歸被

成候由長岡勘解由殿御咄承申候由三盛弟子平林三

迺咄申候三迺は勘解由殿へ右筆勤居申候右之咄不

承及候勘解由殿御咄被成候由

一三齋公豊前小倉に被成御座候時或時 時朝早々黑旧如

水老御出被成少の御用御座候て 出被成候由御取

次の 肝つぶし即刻申上候得は無程御對

つき居申候時は何時も我も手をつき候てと仕候

へと被仰聞候ヶ様の の事も能々心付可被申候如御意

常に手よこれ不申様にと覺悟仕候事能く御覽被成

候て右之通に被仰開候と奉存候

一或時神田橋の邊内へ御通被成候刻内乗物にて馬

引せ三千石計の様子にて参候者下馬仕候此方の御

先供其外見知り不申候 太守様も御駕すへ候得と

被仰候故御駕すへ候得と申付候處来物急き下

はたして走り(其儘御召被遊候様に私は森

美作守家來各務三右衛門と中の由申上候私へ被仰

開候は唯今のは美作殿家老にて候惣 格にて

も唯今の様成家老共には駕すへ申様に源兵衛にも

申 候へ今度道中にて堀次郎右衛門兒小姓共召

一成時江戸櫻田黒田様御門御通被成候刻右衛門佐様

御屋敷御出被成候時にて惣御供の者共何もはじ

ぎ仕候故御小姓頭に下馬仕候へと被仰付候て共

後新組御案内拙者へ被仰聞候は御城にても右衛

門佐殿家來共は御しき仕候故御番にもあなたへ

御じぎ仕候へと被仰付候尤上は前々の通に候

へ共唯今も見候通何も能く覺居候様にと御意被

成候事

摩守様御近所にて芝御屋敷より節々御供仕通候に

辻番毎度下り御じぎ仕候御城下は筑前の内秋月に

て候

二五四

忘れつふし御一宿へ参候て申御間に直に

罷出申様と少も遠慮なく罷出申上候小屋に

踊り相役の誰を頼候て箇様とて遠慮仕候は、

御暇被下候様には有之間敷物と何も申候拙者江

戸にて能覺申候箔様の御使者はSか成る不調法者

も勤申事に候平生は口開發明にて人を何とも不存
神佛なとは不及申上天の恐れなと夢にも見ぬ男に
熊本にて御暇被下候其後拙者京都に御茶つは取
に参候て朝山次郎左衛門牢人被致佐賀に被居候老
父は朝山齊寄親の様に被存齊養子にて候放拙者に
寄候て無事成る様子承候得と被申候故尋申候次郎
右衛門は自全と申京へ出留守に参候へは右之勘助
居申候て自全家來と咄居被申候拙者に勘助申候は
々久々にて得御意候先心得に成候事咄可申候御
使に桑名抔通り候刻家にても手討仕間敷候此比
紀州様御家來何某と申仁早使に通候刻桑名にて
水手討に仕候宿主即刻松不越中守殿へ申候へは御
留置にて紀州へ被仰遣候て御家來まきれ無之との
家老共使者参りて通申候右の使者早打の由斷申
候へとも國法にて御座候由助もて承候拙者も
存し由にて被申候勘助被申候は私儀は如御
存うつけを盡し如斯仕台にて候随分~(御奉公可

被御精出候拙者は紀州に縁御座候て久敷逗留仕關

東にも隙にて居候へは松島迄見物に參申候て方々

承申候熊本の様成る所は無御座候御家柄と申随分

勤候へと被申候山名十左衛門殿も御親父以來別て

今の田中助も初江戸の刻桑名とかにて申由今

の又助三歳の時御暇被下候由併も(古又助同前

に存候由色々御申たる由今又助咄被申候牢人仕

思ひ知り可申候右の仕合假初にも輕き事にて

奉公實に心掛候は、寢入可申様なく候得共誰も勤

る事とおろそかに存不實にて天罰蒙り申候と存候

一江戸御下國の岡崎の入口に所茶屋有之候

所に松平丹波守様御家來乘物引馬にて下馬仕居被

申候拙者參候て共儘御召候へと申歸候得は唯今の

者は家老と見へ申候念を入ていねいにじぎ仕候や

先刻丹後守殿供の四五人下馬仕候刻何も手を

土に付居申候我は手を付不申候てヒぎ仕候定て飛

物にさわると存候て手に土つき可申と存たると思

候併御意にて手よこれ申は不苦候侍の手を土に

屋六兵衛と申御家中に米入申者拙者前々心安く

拙者へ申候は平八様御勝手は頓て成り申間敷候御

勝手にて見申候へは御手付衆食被下候夜食も其通

御酒迄被下候武兵衛様は終にあの様には不被成手

付衆夜更迄御用にて居被申候へ共歸候て夜食給候

又被参候様にと御申付候夫故御勝手も能く御加

壇も御取候是非(拙者に申武兵衛様の真似を

成候様にと申候拙者申候は共方心入は過分に候へ

若き八昨今武兵衛眞似したらは末々しかり

可申候其上小身成者共に宿へ戻り夜食給候へとは

用にての事夫程の事は物入申も苦に成り申さぬ

事と申候蹄りて角入に申候へは笑被申候平八勤さ

後々は立身も可仕候不吉も能き生付後々は聞

番にも可被成哉抔と悦被申候如願兩人共に成り申

候拙者歩の御使番り江戸咄な仕候て立申

候へは老父母へ被申候は右衛門噛さけは後々は
御駕奉行に成御知行も被下歩頭抔に可被成候そな
たは年若く候間永いきして子共にかいり被申候お
れは随分入の爲に成る様にと計おもふた程に子共
にむく可申と被申候二三日程有之承候ては拙

一小笠原勘助と申五百石被下いか様島原の時は榊原
飛騨殿手に倒れる様に承及び候御側筒十五挺同
名文左衛門同役にて御家中一番の口聞興津才右衛
門よりは上と申候老父なとは慮外者と文左衛門咄
被申候事覺申候江戸にて讃岐守様御發駕の刻書の
御休にて御使者申筈のに休息仕居申下々も
咄氣に入ると悦申候二組にて六十人有之候歩
の使番の内に拙者被仰付候事父歩の頭に可被成と
被申候は定て忠利公御代の事にて被申たると存
候安井太衛門寺内五兵衛眞下喜左衛門牛島一郎右
衛門なと申六人共に歩の小姓より百五拾石宛被下

歩頭勤申候右之衆は御入國税迄しはらく居申覺候

筒様の事思被申候哉と存候然に如斯親の願は

結構に被仰付候事は老信實顗れ候角人も同前

に存候右之才右衛門事は親彌五右衛門三齋公追駿

三年の御忌かと承候京都舟岡山にて致道腹天下に

知られたる親の子にて信質にて勤候は能く可有

之に我湍計にて三百石に御鐵迄御預ヶ先を被

思召結構に被召仕候得共右の仕合天罰と存候各若

く委細被存候ために書置候

にて

中間にすくれたると自満斗にて信實の忠とは不存

候天罰と存候才右衛門程成る者も又出來不申との

噂のみに御座候つる然共宕の様子にて御意に叶

不申は御直にも申上候推参者と御意江戸にて若狭

守様にも先御代之事のみ申時節しらぬ我滿者にて

何哉寛申上候得はおれも 眞源院様御子なと、以

の外

候わけは覺不申候信實の忠ならは

鐵炮稽古も中間申合候て致延引才

申合候て致延引才右衛門果候ても

跡々迄も御用に立様に仕事に候拙者承 てもひく

らも不實の事 存事有之候へ共事永くかくれ不申

候兎角利口明も不實にては天の罸めに逢申候角

被申たる儀に存書置候

唯今も共通と存候然る處に中間とせり合有無に才

右衛門は打せ可申と申たる儀御吟味被成才右衛門

にきび敷閉門 仰付候て知行被召上只今之彌五

右衛門に八百石襯父跡と被仰付候才右衛門は百

石御加増にて三百石被下候右之仕合にて病死仕候

つくく存候へは中間中合時節を待たる稽古させ

候は、不殘御用に立可申候才右衛門三拾挺計上手

に成候ても差ての事は有間敷候我利口

二五一

彈藏御番勤中候内

少も失念不候共信實故備藏結構に成申候

兵衛を勤申候か米

候共其儘御心安く被召仕候事却て悦可申と思召御

意候と直に有難申候拙者へ申聞候へと被申候右

之通角入に申候へは扨々難有化合御意の通に存候

年若くも候は、他の一類共のおもはくも可存か

成れ共交左衛門結構に被召仕候へはおれ儀結構に

被名仕候同前の事に少しも外様にて結構に

被召仕候望なく候此旨次郎右衛門殿に可申候其方

は十左衛門殿舎人殿御心安く候間左様成る御噂に

可有之候おれか心底を申候へと誓言にて被申開候

妙解寺に参拝の時分三盛見中山に被申候御香の

物を乗物に入れ持参被仕御佛前に御備被下候へ

出家衆煎被申候を見 申し入八十に成

拾挺御被成候へは角入には三拾被仰付

一或時堀二郎右衛門拙者へ被申候は此比御家老中角

入事數年被召仕弟の文左衛門にも御炮御預ヶ被

成候角入も物頭に被仰可候様にと被申上候太

守様御意にはとく御心も付候へ共角入儀は御次に

て御心安く被召仕度北身も左様に可存候文左衛門

何そと申せは才右衛門被召仕候戸越御屋敷の

過たる御沙汰江戸中水御せはめ被成候時才右衛

門江戸へ被遣借銀願申候惣銀所の御目附御中

末松勘助に逢申今度上申候銀高少にてもへし被

申候は、誓言にて御斷申江戸御斷可申 を勘助聞

候故洪時分氏家甚左衛門殿御奉行上野故勘助右才

右衛門誓言にて申候事内意申如願将明申候才右衛

門方々にて採明た自滿の沙汰御座候角入拙者

【申候は御次にても此沙汰のみおれは合點せぬ

惣つ つもりは調物の代過不足もなくて不叶事願の

銀高不足候は、重ても成間敷物にてなく心な成

る誓言唯今才右衛門は御家中一人の口聞上にも能

思召故御家中歴々迄譽被申候由おれは今度の誓文

にて才右衛門を夫程に思はぬと被申候同名文左衛

門は別て階袷申拙者も折々出合申候或時才右衛

十左衛門殿へ参候て御免被成候へと共儘羽織

き申候汪宅にて着仕候うしろに大紋付 ・帷子着

いた 今日人殿奥方氣色見廻に参候大勢の見廻

衆就夫羽織借用仕候て参候惣在宅故勘略仕御寺

りの上下帷子の外には持不申なと、申候故十左

第四巻

肥後文

鉄炮頭衆と打寄足軽共鉄炮稽古の儀昔は不断隙を

にはったる芝候や共時分は御鷹野多く三月朔日か九

月朔日か定り年始の打初外には打事は成不申候

衛門殿御申候はいかにも御理屈承候併先日そなた

の庭を見申候大石を澤山に御求と見申候定て銀子

出し御調はよもや有間敷候百姓共に持せ取寄被申

候共大勢にて米は出し可被申候左様成つもり

にて帷子布の羽織は出來可申候そなたの数寄には

目か見へぬと云ふたれは才右衛門一言出す別の咄

にて帰り候と拙者へ御被成候いか様才右衛門何

の角のとしかり申候へとも亦唯者にては無御坐と

申候舎人

舎人殿に はひたしくは不參候才右衛門は學好

にて五経も自筆に書たると承候色々才右衛門か咄

多く候右通に申たる者にて信すくなく發明口き

への名斗と存候御鐵炮三十挺御預沼田小兵衛殿組

にて 時分何か御用にて被召出候へは私儀今度御

鉄炮御加増殊に一番備の小兵衛組に被仰付難有

山申上候へは一番二番は存まし推參成る儀と御機

嫌そこねな沙汰仕候藤田助之進父子死骸片つ

申刻も北湖に被遣候何と申は被召仕候其弘

旦夕覺書

一拙者新知被爲領候時分右の和田十郎兵衛被申候

貳百五拾石被下候と皆々批判承候今日三百

哩被成殊更大組と御座候は誠に(兎角被申

出度事に存候随分御勘略被成馬をも御持被成候へ

と申歸申候重て參候時舍人殿御申候は先日十郎兵

衛に委細の咄治部右衛門など醜聞せ候豬々尤成る

事重ても能々御家の事聞せ可給候由御申候に

馬持不被申候馬具一通りに家甚左衛門殿よりも

らび被申嚕は承候人殿全盛之時織部殿存生の内

は貳拾人扶持被下候織部殿母方の叔父にて先代清

正公の和田備中子孫と申候

目

御

上不相應の事多く御座候私中小姓には少過たると

存候へ共今日の目出度さに進上申候御自分には

御家の古き事御存被成ましく候次部右殿宇田殿は

存可有候御備頭の御次男御舍弟には三百石被下

一組に被仰付候氏家源助殿は二百五拾石波下御小

時節長鹽源太殿市木權之助殿市部土山は

日々五百石被下候得共氏家同前に御小姓組に御入

被成候へ共御番御供は御免被成候譯有

免被成候譯有衆にて可有

御座候氏家は備頭にても無御座候得#

無御座候得共家がらにて

〈共被參候事は

打寄り給申候終

一興津才右衛門は今の彌五右衛門父にて候若き時よ

り御家中一番の口利細川丹後殿なと初として御一

門中御家老中御懇北に候 妙應院樣若狹守樣も御

懇比にて御直にも被召仕愚意を申上候程の者にて

二四九

と思ふと御申候故何と思召候て左樣に思召候やと

申候へはひや~男子出生にてひ申せおれなら

は結構に祝可申と御笑ひ候

人殿十左衙門殿呼不申殘

にて下着の刻舎人殿御申候

は有無にしわき

存候土之進出生

可有之候他人に出水合

者申はいかにも私も其心はつき申候へとも如御存

新知被爲拜碩即刻借銀願申候右之通の儀に私に御

懇意申我身の脱ひに一銭にても遣申候は、却て

舎人殿御心に叶申間敷と神以何にも遣不申候如斯

兄弟衆十郎兵衛差岡と申候は、十人か九人は幸と

存遣可申候此後も心付け可被申如斯拙者は天道を

申候折々母を振舞候相伴

打寄そば切給へ祝ひ可申と内意被申候拙

は此間清助彌一右衛門七右衛門と申談候拙者は格

別に含懇成る事に候間そば粉に何を着へ

には能く存候故 天罰と存候へ共同類多き世の中

にて夫もそふ是もそふ昔々外にも有事と天罰と思

ふ者すくなく候老父被申聞候串覺居申候昔も今

も同前と思ひ當り申候貳百石にて定江戸おごり不

申候何としても跡先の用不足仕候宣貫目御座候へ
は虱百石にても事足り中利なしに借候は休息候
時ぼつく拂可申 存る處
る處に存不寄御加増被
下候其時分一貫目上に常
有奉存親よりは
ほふれ増申候親 拝領候は、三人の子供
に米にても夫~ けて可給候兄に遣候とても詩
可被申様なく候三盛は勝手別不調法にて度々三
友に賴被申候事能く存三友に必々三盛に申間敷候
差つかへ申時遣候へと賴申候神以返し申様に不申
候得共三友方返したら覺申候又存候は兄弟三
人にて六百五拾石にて候昔し片山自庵も六百石山
田竺印六百石老父も六百石は被下間敷物にてもな
く被致拜領三人の子に分け吳被申候共三盛角入兩
人に五百石わけ可被申候弟の儀拙者には百五拾石
分可被申候然れは親の子を思ふは世の習いにて候

如斯の道理に拙者に五拾石被下候事は親に増した

る御恩天のめくみと八十に少も失念不仕候傳右衛
門事は如形能く心得致案堵候三悅幸右衛傳右衛門
申合随分心かけ天道恐れ必々信質に萬事心かけ勤
可被申候尤助彈臟二老人に萬事縁外彦四
郎尉九郎三郎兵衛何もむつましく寄合候ては互に
吟味され堀内中唯今迄壹人も御氣蒙りたる
者無之結搆に被召仕候各子々孫々迄悪名請不申様
に天道恐れ愼可被申候左候は彌繁昌可被仕候

一和田十郎兵衛新知三百石大組に被仰出候由方方
知せ申候拙者其時は御中小姓にて金津助十郎屋
敷借り居申候時にて用事有之候て夕方祝儀に参
しと折節七八寸の江田賣に参候故手前調鉢に入
れ遣申候處に含人殿其外兄弟衆他人の歴歴居被申
處に十郎兵衛持参して傳右衛門夙儀を吳れ申候御

覽候得とて打寄大笑の由後に承候暮方に參候得は
誰も戻り被申小川次郎右衛門宇田彌二兵衛織部殿
以來之五名にて和田と咄居申所へ參候へは倍々今
日の御祝儀は忝候へ共舍人座敷へ江の鉢に入
れたるはてにて何も誰誰も見被申候て笑被申候
由被申候故Sかにもいかにも左様に可有之候併世
同前に存候由御申吸物にて酒出申候角入へ參候
へは悅被申候老母も參居申候彈藏十八九多分覺可
申候其後江戸用意にて米三石餘にて手つかへ新知
被下如斯願申は々迷惑併才覺難成候本拙者は
前前より心安く候間一人參候て具に申せと三人
申候尤に存參候て申候は今度新知被爲拜領四人
共に借銀の儀申上候事別て致迷惑候先身の上の事
に付申上候私儀は具足持不申候尤馬具等は何以に
て御座候尤残る三人の内所持仕候も可有御座候親
小身すり切申候て調吳申儀難成亦讓り申と申儀も
無御座尤私たしなみにて持居候哉と伯父共存ま

しく候持る仕御供に参り候事私の心に叶不申

候御知行被下候ては又共

又共通の用意候儀本意と奉

存候就夫思召の外に銀高多く可有御座候間御内意

申上候様にと三人共に申上候由申候へはいかにも

(尤に存候不及申古具足古馬具にても先今度は

申合随分願すくなき様に尤頭々へも拙者へ被申聞

候様に具に噛被申候様に三人へも可申聞由御申候

偖其年四つ六分にて御借銀元は御すへ被下候故

拙者願は五百目多く渡申候由高坂検校銀子借申

旦夕覺性

一數十年心つけ見候に江戸被仰付候か又は役儀に

付十人か九人は被仰付候につけて願申内にて家

内の或は娘の婚禮の用意な差當る御奉公に入

申外に自分の用にたて申事多く候尤知行物成の内

にて相悪くに心かけ子供の爲に仕候事は本より

其筈の儀夫も相應より内に心得可申事に候先年傳

右衛門御國にて御巡見の時願事の外かろく御座候

元より拙者事能く被存候兼々存候併今度脇の願

邪魔に成候程にと頭差岡にて候由傅右衛門中聞候

左様に候は〞脇々への爲にと被申候事夫には構不

申と申儀も心に叶不通と申候是は頭により何

卒申立によりさのみ脇の願の邪魔にも成間敷事と

乍存右之通りにて事濟申候各心に能く心得差常る

御用程願被申私用に心當被仕候は、 天罰蒙り可

被申候神以拙者覺申候目しく成り勝手能も不慮

の事多く後に不勝手に成悪事多く數人神(心

二四七

候故拂候得は村井少不足仕候程に拙者五百目村井

方へ遣候へ一つに仕幕に遣可申と所望に任せ村井

方へ遣申候如斯質に願候得は却てある程渡り申

天明らか成る故に候

一拙者未御奉公に不罷出候前かと杉生次太夫と申御

鷹匠御意に叶御家老中も鷹數寄の時分何もかわゆ

かり被申候由高瀬へ御供に参候砌 殿の御休息の

ため御茶屋へ御入御膳被召上候内御湯御あかり被

成候時御門前に鴨のすわり御座候由達御耳御湯を

拾ら御出被成次太夫と呼候へとも居不申候

御手鷹部屋の錠ねし切御すへ被成御わせ被成候

り前かと御側筒預りたる故なと聞たかりついつ

ひ参候ゆゑおれに慕うてくる故に外よりは別と

申も尤に候由高橋彌次兵衛も縁者に成申候

一横井左平太に御鐵炮十挺御預被成候節大木織部

殿へ被仰聞候は左平太にヶ様と御意の時早々私

所にも参申殊の外難有がり申由被申候へは左平次

に申聞せ候得十五六年以前に戸越屋敷にて鷹をは

さみたる犬をひさの下にしき犬引の迷惑せぬよふ

にと存おれかそはに寄て見る事おれ共おし返し

(三度迄申候爰を以慥成者と思召由左平太拙者

へ申閉涙を流申候御一言にて命捨ると申はヶ様成

る久敷事迄被爲思召出候事承候程の者銘々身に引

くらへ難有可存事と書置候

けと御意被成織部殿偖々難有仕合とて引立被参候

山原田小右衛門御駕奉行にて其時具に承申候何も

御供中是は御成敗と心得見申處に右之御意承何も

涙を流したると咄申候拙者見申さぬ事成れ共誠に

誠に久敷事被思召出候事有難き事と今も落涙仕候

一拙者共新知拜領は九月十二日にて候十六日に舎人

殿村井林大矢野拙者四人に銘々手紙にて御用有之

間參候得と申來候折節角入へ蔵振舞に一家參居申

所に申來直に參候へは三人は參り拙者を待居被申

候揃候て罷出候へは各の儀心安何事も用の儀承遣

候へと御懇比の御意傳右は前々心安事に候右

殿其儘立被申候次太夫右方へ近く居被申候御成

敗可被成候間留めさし可申との心得と承候織部さ

け扨々にくきやつめ成敗と思へ共久敷事を思ひ出

したるは先年戸越にて巣鷹を預たる時夜白百日

も寝す精を出したる事今思ひ出したるは連

へは取不申候御機嫌も彌不宜候處に二三丁向より

頭巾着ぬき入れ手にてそろ参候を御目に懸り

あれからくるは次太夫かと御意被成御ゆかけ御ぬ

き御腰物を御さし是へつれて参候へと御意の時

に拙者のかれ申事も大慶に候江戸逗留中

物なと給へ御法度背たる覺はなきかと尋被申候故

江戸詰の内急に御供觸仕候故其儘出申候へは間有

之放心安き者の所へ参申立なから茶漬給申候儀存

出申候夫は背たるにてなく御供の事不苦候や熊

本より入代蜜柑に付参候牧團之允歩の御使番落付

三日と御座候に合御法度の日数延申候私事如御

存御使番勤申故なしみと存なから茶振舞申候夫も

落付の心にて振舞候へは日數候ても背たると申

儀にてなく偖々安堵とてもの事に誓言立申せ少子

細あるそなたの為にも能きと被申候神以暫らく案

し申候は唯今右の外に覺不申候へとも数月の儀に

御座候へは此外に御座候事も思ひ出可申候左候へ

は唯今誓言は御免被下候へと日本大小の神立不申

候是老父被申候儀存出申候其後承候へは頭々に誓

紙組脇などの咄承申候省々古人の咄聞ぬ者は越度

とも存ましく候昔の能侍は一言にて名を上ヶ一言

にて心顯れ申候拙者にさへ誓紙を以別儀にて候得

共舎人殿へ申譯頼申候故いやヶ様の事はせぬ物能

可申差返し申候其後御鐵炮三十挺御預候名は

旦夕覺書

書不申候色々役も被仰付候折々存出おかしと存

候右の誓言御所望は舎人殿には似合不申候と存候

十左衛門殿ならは誓言御所望は有ましくと存候

一或時角入拙者に被申候は其方は大勢咄衆多く候我

等はSか様に申候やと尋被申候拙者申候御相組衆

用事は不破五郎右衛門は能(請合申候おまへは物

六ヶ敷御請付不被成様に承候と申候へはいかにも

左様に可申候此間も高瀬善兵衛か三百目の願申候

ひかにしても善兵衛か身分の才覺にても調可申候

公儀に申上候ては善兵衛爲にならぬ事と思えて請

不申候併大勢願候故要人迄は嘘置候御駕の御用

にて源兵衛方は折々宿にても出合被申候様に承

候拙者なと宿の時參候へは頓て御次に罷出候間

刻可承と五郎右衛門にも被申候由Sか様各兩人は

外様にては口きくと申由要人もしかられぬ様にと

思ふと見へ候とて笑被申候神以笑被申候

一或時文左衛門に申候は大彌五右衛門と御別てい

な事と他人も申私も其通に存候御存知可被成候大

鹽は度々うそつき勇も薄く申候由申候へはいかに

能く存候此方扣候へとも近所にて節々參

二四五

の内に有馬殿か立花殿家からも能望候は、有付可

預

も

せん

叶可申候御覧被成候得江戸へ參候ても中々今の當

世はやり不申候いか程も多く亦御國へ戻候は

諸人笑可申候昔長尾伊織と申千五百石に三拾挺

御預被成病死仕候伊織は出田作左衛門伯父子は安

右衛門と申候千石被下候故御暇申 S か樣銀子澤山

に持申候と承申候夫故かと申たるも覺申候

谷川久兵衛老父へ被申候は今度安右衛門御暇中

合點不參候如何に存候やと尋被申候老父申候は尤

に候親跡へり堪忍ならぬ筈と申候へは久兵衛被申

候は日本國をあるき候ても千五百石にて抱可申時

節にてなく候おれは明日にも御暇被下候は、三十

日は牢人仕しきと被申候へは々うは氣成る事

大坂京江戸に參候とても三十日はかいり申と老父

申候得はSやわけか有る拙者は島原御褒美にて武

白石被下候親は武功にて千石被下候親の知行無相

違被下候は御家他家に少く候筑後へ立退貳百石望

本程近く御座候聞に可被遣候千石被下鐵炮

申候安右衛門はおれ程もなき者の定て銀子澤山に

持る程に男を止町人に可成と思ふへし銀子は子

孫迄かぬ物子孫に成らは後悔して御家に御扶

持にても被下候様に無面目參へくと被申候其刻此

此の長尾安右衛門は未た御家に不參候數年過侯て

此方に參り甘人扶持被下候其後熊本へ參後に堀飛

殿若狹守様を御頼被成五百石被下候事宮川團四

郎承候右の通色々咄候へはいかにも尤成る拙者

申分成れとも昔は知らす若き門司か又た江戸へ參

るもにくからぬ事と十左衛門殿御申候門司其後江

戸より踊り申候いか様誰か出家衆頼候て御國へ戾

申候と覺申候志方玄求なとも緣者にて右の咄江戸

にて仕笑申候是皆古人の咄承付申候右之通に御意

を背たる天罰と存候前川谷田中は拙者別で咄申候

御暇被下候程の事に候得は常々の儀も悪敷達御

耳候哉其時分の沙汰打寄物なと給申たる由輕き事

の様に聞候へとも皆々不實より起申候兎角實と申

百石には三十日一右の河合人殿へ参候得は側へ御呼次の者とも退卸

申候は今度の御暇遣候衆何れも心安き事に候處

一門司源兵衛日奈久御入湯の刻被召連御鎗御打太刀

仕舞罷立候刻來春も江戸御供に可被召連旨被仰聞

御意被成候以後御書院の方に人音聞へ申由にて拙

に誰か穿鑿仕候得と御意被成

仕候得と御意被成候御坊主に尋

申候得は何某殿と申候々無勿歴々にて侍の作

法に違たる儀故神以不申上知れ申由申上候へは

何と思召候や其後は御尋不被成候拙者は仕合何も

承候程の事御開不被成事は有間敷候得共多分上野

の御歸と思召御穿鑿不被遊と覺申候右の仕合放承

度存候に扨もく何と仕たる事かと被申候故ヶ様

御奉公随分精を出し申候ても豆駄はて申候

皆共或は御小姓頭なと心付 中事なと如形

悪口申候へは笑ひ!三人の噂に成申候立開侍の

第一きらひ候事名は儕右衛門に御申聞候是には書

不申候其後舍人殿も御尋次郎右衛殿へ申ことく咄

申候岩間と共後者にならゝれ候魚住又助御方

踊り候刻家来に尋申候 あくひ傅右衛門様と申

又助も氣遣いたし候由御廣間御 御番は不及申右の仕

合にて何の御吟味なく八十迄存命居誠に〈天の

恵みと難有奉存候

其後又唯今御直に被仰付候得共熊本へ御歸被成

候て組頭共より觸れ申候間唯今御直に破 仰付候

事沙汰仕ましき由 開候熊本にて奥田藤次郎

組頭にて拙者も相組にて御供の御請に参候へは源

兵衛事ヶ様(と叫被申日奈久にても熊本にても

此間右の御意を背方々にてよせSに被申候由承

候侶々いつきよく成事と藤次郎拙者へ被申候江

戸にて節々出合にもよせひ多候つる其後御國

にて前川輿三兵衛殿谷與三左衛門田中次太夫門司

源兵衛續三四郎同五左衛門坂井十兵衛此分御暇被

遣候八月末と覺申候皆共新知被爲拜領候は九月十

二日少前にて覺申候其後門司御國を出江戸へ参候

由承候刻十左衛門殿へ参色々咄市内に門司なとは

江戸へ参候由承候定て鎗を申立ての望と存候私

候は鎗を聞及可被召抱と他所申來候共私は先

以來代々取立被申候私にて剰鎗の相手に越中守前

に節々罷出候別儀に 桜召出候は、罷出可山

を申立候ては少心に懸候儀も御座候と可由

太守樣御鎗殊之外御數寄被成御鎗の位も可存候、

かれは右之通に申候は御心にも叶武士の道にも

頃程有之候

有歧頃之間次の者共退

の

候得成

被

佐

候跡拜

候て此国人は今回送人供に似室つけ御振舞荻下 つふし宿も若々璇事昨日は御一週忌にて

れども兒小姓の時出頭して岩間小十か養子に成早

幼少にて親にかいりたることは忘れ先刻茶さへ呑

いわず三人共に同類の男共にさのみかわらぬ

男共仕合よけれはなとさん(わる口申候偖芝

へ御歸候時は暮六ッ比にて御玄關に御駕すへ共

儘御出被成色付の間御廣間唐紙より内に被成御座

候迄草臥立申時に大あくび仕候南風吹多分達御

耳可申候御手廻り御駕の者か兎角病人と聞へ候

吟味申候へと小姓頭御側衆被申候由御横間御取次

澤猪左衛門居申肝つふし申由後に承り申候翌九日

戸越御屋敷に御供小屋に致休息居申候處御廣間よ

御用有之間參候へと堀次郎右衛門殿御申候由小

使參候故罷出候へは昨夜上野御胏被成候刻大

くひしたる人有之候拙者も御供と承候誰か定て可

存候由被申候や私にて御座候と申喉へは神以肝

一御中小姓にて御駕奉行勤候時江戸にて村井四五十

旦夕覺書

岩間か親は百五拾石取淺山何とかいふて子拾貳

人持ふとん壹つにならへて寢させたるもの子な

太兵衛

日相煩候て拙者一人にて勤家綱公五月八日の御

一周忌日にて芝より上野へ被成御座候事の外

少腹中もすき本覺院に 太守様は被成御待黒門外

に惣御供も寺を御借り被召置本覺院には大矢野源

左衛門拙者新組一人三人被召小姓頭岩間彌左衛

門其外三人玄關にて布衣の装束仕居被申候を外

り見候得は茶菓子有之候得は右壹人にて毎度苦

身茶も有之候給候はぬかと可被申處に能き公家か

ないため事斗のみにて倍々氣のつかぬ男計と存

候處に須佐美源左衛門参芝よりは別御苦茶參

候得宿坊へ同道可申と被申候得は大矢野源左衛門

申候は此中源兵衛久々相煩申傳右衛壹人勤申候由

申候へは是へ~と大矢野 野拙者同道仕宿坊、被參

と申置須にてなら茶給申仕舞候

大矢野申候は偖もく須佐美聞番勤候候故今に御尋

拜被成殊の外萬事御

讃岐守様御出御用

様御出御用の事有之間次旦夕覺書

と心得候へと江戸前に就中度々申開候二王心

を習ひ候はゝつらにも顯れ可申候第一私心にふつ

と叶申さぬ事に御坐候神以雞うたび申迄二夜も三

夜も御すめ候へ共承引不仕候同苗文左衛門は終

に出合被申たる不承候角入に申候へは御次にて

度々承候に其方の様成る事に不承と被申候其

後澤伊左衛門雲歩所に居候時坂崎清左衛門殿御

出候て此間の禮に参候由雲歩申候はSか成御禮か

と申候へはひや此間の御前にて度々御咄候故か

越に被成御座候事も少止御鷹もおろかに成不申候

是はひとへに御咄故と被申候雲歩申候は扨々存も

よらぬ御咄に候私は御の者乞食坊主同前御門は

ひり出候時一度々々に是かおさめと存心底に一ッ

も愛し不申萬事申上候御意に叶候へは共通り叶不

申て少も苦に不存候御自分は江戸にては御一人の

御役直に可被仰上事と存候由さすか雲歩とて礜申

候拙者申候はいかにも々々々々夫程の事出家の彼

身を捨てる坊主の役珍敷からぬ事諫言は唐にも少

く有之と聞へ申候當世は日本にも伺少く昔は有之

由持悪り々々々にて我身を捨て勤候者さへ少く却

同

傳次殿

享保九甲辰十二月二日 堀内旦夕入道勝重

堀内傳右衛門殿

八十歳に而書

て軽薄ついしょはやり物なと、申拙者は終に一

座も不仕候八十に成候て合候々若き時

心付不佛道殊に二王心承候てこいよ々々心を

みかき可申事に候必々何事も不捨御聞可宥候事

書置申候

一江戸にて歩の御使番の時十左衛門殿三左衛門殿澤

伊左衛門奥田傳左衛門毎度出合咄申候其時分御精

進日は定り雲歩法師被召出色々御前にて御し御

に出候ては角入なと皆々承申候外様にても大勢

承或は小屋に泊りたる別て多く御座候十左衛門殿

も御親父白雲老御果候由申來忌中に雲歩御呼候て

平野九郎右衛門伊藤角右衛門上羽四郎太夫次にて

皆共承申候仁王心の心にはたとへは鎧を顔に付
あて雷落かりても驚不申候だとへは此障子のす
きの風強物病氣者などは致用心候むねに仁王
心を持不斷居候へは風をもひかぬ物と武士の前に
て扨も々々死様の事咄申候十左衛門殿は忌中にて
御座候故御尤其外小姓頭物頭雲歩若武士たる者の
前にて別儀御語候へ死様の事は武士の役にて御咄
におよひ不申候と可申物をと拙者廿四若く能々承
部殿組の時野湖甚五兵衛を以御中小姓に被召出江
戸御供願被申候其座にて承候中々御吟味つよく御
中小姓に被召出候事惣領は人により中次男は中々
ぬ事に織部殿御申候近年見申候へは成能く見
八申候

に私は感申候私も先以來武士を立申者の末にて御
座候放出家に習不申とも可死所にては果可中心
にて御座候此頃承候へは雲風引藥給申と承候氣

味能事と申候十左衛門殿御申候其心を思ふよりす

>申候是非々々聞候へ程やに思に何と

て二九之助には聞候へと申候哉と御申候故二九殿

は未廿にも御成不被成上に柔和成生れ付殊更圖

書殿御嫡子にて後々は侍の頭も可被成候へは色々

様々の事御聞被成候か能御座候妙解院様も深庵和

尚を御別に被成御兵法の極意は御被成候由承

及申候私式とは替り申候其上私母常々申聞候私顔

付母の目にも見ぬ事なれとも傍輩衆にも慣れ可申

此家候に何とか挨拶唯今覺不申候へ共伊藤角衛門挨拶

承さすか外記打果候時分の額に有之程志顯れた

るよと神以其刻存候唯今とくと覺不申候重て楽し

出可申候扨其後十左衛門殿二王かせ屏風におし

澤伊左衛門雲歩一の弟子と笑申候或時十左衛門

殿に打寄咄申候折節拙者に是非々々雲歩に承候

へと御申被成候時拙者申候は先夜次にて承申候ヶ

様々々に被申候さすか伊藤角右つらの顯れ候と

候

二四〇

私

招被成われかのか能きそと御意被成候惣體御中小

姓より上には名を御意被成候歩御使番はこれ々々

とか又は御招被成候扨御供等仕舞織部殿に参候へ

は傳右先日御供にて初て御詞にかいりたると被申

旦夕覺書

の

供一右の通御案内御殿廻りの時一人は御駕御供拙者當

番の時に番町に大岡佐渡殿大御目附にて御殿に被

成御座候時内藤五郎左衛門に御意被成候はあの森

の遊佐渡殿屋敷と思召由かにも左様にと五郎左

衛門申上候初て拙者御招き御尋被成候に付少御左

へ寄可申候森よりは余程御左に當申上候時跡

より五郎左衛門罷出中は御前に御意

御意被成候通に御

座候山中に付拙者は其儘下り申候扨段々被成御座

候に付拙者申上候通に御左へ被成御座候其時又御

右も聞たると被申候へは重右工門Sかにも共通日

外のこの餅澤山に御取被成候事にて織部呵り被

申候事次にて承候其時とは替り事の外譽申され候

笑申候如斯の事皆々老父被申候事能覺候て事は

替り候ても孫助爲にならぬと此方より扣申尋被申

候時には有様に申却て拙者譽被申候は人の爲か我

身の爲と成申候。

被名候譯を段々御吟味にて被

仰出候俳縫殿にはいきて禮をいやれと御申候老父

生之内山田竺印上月八右衛門に賴置被申候共口

此比の尾藤助之丞は次男にて金左殿は番頭にて

二三九

一内人御供に被名遣 遣候時練部殿へ禮に參候へは折節

庭に出唯今 御座候 忠利公御直させ被成

候石御座候共所に居被申候切ゑんに取付喜左衛門

儀江戸御供被仰出候偏に御影と申候へは

おれか蔭にて可

分白多く候少調候て蔵候へと御申候其時分心付

不申御詞にかく難有とて織部殿にも不参を調

いわゐも不仕候其後承候へは御詞にかしりたるの

何の角のと串時に心も付申付尤五郎左衛門も病氣

と申させ程なく御断申様に平野九郎右衛門組にて

彦太相組にて承候番方へ出申候結城孫助も熊

本にて御暇出申候拙者如斯の仕合は老父おしへ守

有様に心付申勤候事天の恵地にかけうつる同意

に候能々御吟味可被仕候

候放成る程左様に候と申候へは御意にても違申事

は有様に申たる事は尤に候御案内の事成れは初て

御意承候そなたの見覺へ候様に申

被申候な 被申開候時分拙者頭宗像彦四

郎組頭糸川長右衛門組脇にて候拙者申候は定て

沙汰仕候へとも左様に無御座目に立申と着替

申候其時分下々多く見知ら申候若狭守様御手廻り
の者共も見へ申候へとも歩の御小姓より上なる者
源兵衛私も見知り申さぬに無御座候へはたとへ孫
助にて皆々憎み申とも私共見知りたるには何とし
たる事かと立寄様子承らて不叶儀に奉存候然は皆
下々の
の沙汰 奉存候由申候へは尤々と御申候時
分御屋敷中無隱事故元田古八右工門末者にも不
成候時か!覺申候老父とも心安く候故拙者に被申
候は孫助は柏原殿こん意にて子供衆皆々鑓稽古孫
助打太刀にて候由村井は節齋居被申候事拙者
部殿御懇比の事に候間委細咄置候へと被申聞候:
共老父咄に傅たる者能き侍と申は我身の飾り咄常
に嗜み組頭なと我身善悪共に尋申共誓文なと立ぬ
者御不審に思召ならは家水を御穿鑿被成候へは知
申事抔と他人に申譯させ物に候勿論一門の事
にても昔より縁者の據とて背影にて笑ひ申候な

儀は色々悪口をも中と奉存候着物も引破りたるな遠坂關内殿前の頭別て故是も尋被申候故元田八右衛門心付被申候へ共ヶ様々々 心得にて織部殿も咄不申候由申候へは事の外心に叶申候哉尤々お開置候少も心に懸申間敷と被申候其後織部殿姉に參候へは折節御次に御出候て小屋玄關にて逢申候へは堀次郎右衛門かおるそはいり咄候と御申はいり申候處に小川重右工門と申織部殿來と次郎右殿咄居被申候所に參候へは先刻織部其方の噂にて候由被申候定て御呵可被成と申候へはいや々々そふてなく重申候先何織部かたる事かあるかと被申候袚いかにも先頭御居間に御呼寄御尋被成候儀御座候と申候へは其方の被申様事の外感し若者の扨々滅入る儀のの心得にて勤申候は後々は御取立可被成物と重

今度孫助事御聞可有候同道人て迷惑なる沙汰

逢申候能々御吟味候て可被召置候以後共は御奉

公の妨に成申事可有之由申候へは御尤此中も彦四

郎殿其心得と見へ御買物奉行藤本左五右工門井

太郎兵衛両人糸屋太郎兵衙方へ御遣近邊の町人共

も尋させ被申候放拙者噌に少も相違無之と申候

申故目をいからかし高聲にて何者町屋の店を

ふさくと申刀に手かけしかり申候へは皆々逊散申

候扨太郎兵衛儀罷出申候太郎兵衛そなたと知る人

かと申候へは成程見知り申と申候へは彼者申様は

拙者は日本橋つめ八百屋の何某と申候侍の比興な

男是へ出被申候へ将明可申なと腹立候故S

かにも見られ腹立らるは尤に候へ共度々申様

に町の人なれは奉公人とは替り少も々々症にならら

ぬ事太郎兵存のことく拙者は傍輩にてもなく通り

懸候故如斯候太郎兵幸近所の事なれは能々斷被申

候へ近邊の店の姑にも成候といろ々々断返し申候

扨二階に上り申候へは下にて悪口申故孫助も可出

なと、仕候を村井とらへ十方なき事見たる上に

町人を相手とはなとしかり候由後に申候拙者

上り申候時には上に花色の小袖着目に立申とて

なる小袖と着替申時に候扨々十方なき仕方何と

申候へは造に小刀ぬきるをとらへ申候へは優

捨たると登候と申候最早可帰と申孫助裏道は近

くになかと尋申候放や々々着物きかへ申事も |

拙者同心にてなく候裏道彦候候は、迯たると可申

旦夕覺書

11:43

此間折々御噂承申可申上かと奉存候へ共孫助不調

法のみに御座候然共御尋に申上間敷道理無御座

一々不殘申上候孫助事は召仕候下々迄も入遣利敷

しかり申候侍中も慮外者なと申段承候故今度の

候本道可參候併彼町人何方に残り申事可有候先に

村井中に孫助跡から拙者參候故近邊の町人とも店

々に出合申候拙者申は坂々各やかなしき事に合せ
申候なと挨拶いたし通り申候右の役にて上御屋
敷へ逗留仕芝へ折々儲候て休息仕候時分は含
殿は縫殿助殿隼人殿は綾之助殿七右工門殿は八彌
殿三人共に御小々姓にて候織部殿へ参候へは何と
替る事はなさか江戸中方々見申頓て江戸功者に成
可申今時分は別て日本橋は人通り多くどろほふ
多く巾着小刀なと用心仕候へなと拙者に右の階
申させ様に御申と存候へ共Sや々々孫助に爲ら
ぬ事と扣申候何の替る事も無御座候と一二度申候
後参り候へは少用有之是へ参候へと居間に呼御
申候は此中折々噂を申候へ共に不申候孫助日
本橋にて小刀とられ見候三人共に同道と承申候
委細咄申候へと御申候へはヶ様々々と増中候て
日毎夜小屋近く語り申候拙者式の家来に心付給候
一事にて涙も實成と存候舎人殿如形回前にて候へ
共兄弟衆皆々同前にて家の事は扨置在宅より出

候に終に料理給不申候十左工門殿は或時参候へは

重て出候時方々仕ひたるく成申候は、何時も警候

て食給申候へ誰も喰せ申間敷と御候は近日

略の被仰出と存候出來合も給不申様に成申候熊本

に居者は共通在宅者は出候て不自由との譯に

て十左衛門殿にはいつにても相伴にて給申候三左

衛門殿へ候へはSかにも共通組にも在宅有之候

其心得可什候總體仲間にもしはきと存候も有之幸

の御觸と皆々喰せぬ多く候熊本衆参かり候はい

是は在宅故と申候へは御惱背たるにてなく候名も

被仰開候へ共拙者心安く御申候ゆゑと存名は書不

申候小身にても銘々心得に可成事と存候我奥にて

は分に過たるおこり美食大酒のみ外向にてはおこ

らぬ様に仕候事上中同然心底の程察し不及是非仕

合天罰蒙る事此後も多く可有候銘々吟味可被仕候

一歩の御使番の時年始の御禮廻の爲に江戸中見置御

案内申事今も可有之候村井源兵衛結城孫助拙者三

人被仰付候日本橋にさらし者有之通懸に見申村井

拙者は共儘見候て通り近くに糸屋太郎兵衛御用承

候者の所へ立寄申候小者一人殘置候孫助に早く見

仕舞候て糸屋太郎兵衛所へ參候へと殘置候孫助様

喧嘩被成候由申候肝つぶし雨降に有之雨羽織

じゆりん着居中大小の惣袋に頭の所紫皮にて結

置候とき申事走り〻〻ならぬ物にて其の後頭に又

革にて袋させ申候唯今大方共如く成申候と見へ

扨參候て見申候へは見違候様子にて互に何の

とせり合中村井に孫助手を取太郎兵衛所へ參候

へ拙者は見違候者召可參とて跡より同道し

愛は大勢人集り互にとふことの穿鑿成棄可申候

先是へ參れと申手とらへ參候内に拙者は御通悪と

見へ申候無御構御通候へと申によりいかにも共通

に候併奉公人は互の儀に候彼人は見迄へて見へ申

候そなたは年寄町に被居候人と見申候へはさのみ

にも成らぬ事堪忍召れ候へと申候へはやそこ

の人とこへひくそと愛にて将明可申と申候故村井

に目配り太郎兵衛二階に村井孫助召連あかり候へ

と申拙者は下に居候見物大勢にてとろほふと申集

今の事合點仕候他人の役代の事も十七八は當り

申候神以十左工門殿は折々拙者に被仰出承不申内

に申て見候へと御申候事有之候舍人殿は終に覺不

申候うかへる雲とは世間不存役儀生れ付たると存

候は、天罰濛可候各能心得可被申候下々も人に

て候神以尋可申様なく候へ共十左工門様に御供に

参候へはヶ様々々の様子拙者の御一門様にても誰

様はヶ様誰様はヶ様々々御食も被下ぬなと、男は

女に申女は妻に申事世の常に候夫を知間敷と思

は先世間に申ほふにて候随分勘略神以拙者も

如形好申候鼻紙一枚如此調候にも随分紙墨費へぬ

様にと存候紙の事は 忠利公の御筆彈臓に借置候

心有惜し申候今時の若者むかしの事存間敷候

彈臓所には歴々の男候忠利の此御筆紙に眠を

ぬ男はうかへる雲の大将と存又少にても心付申

男御坐候へは忠にも成中と借置候傳右工門熊本

て座敷持候時返し被申候へと約束仕措置候唐に

韓信か老母に一杯と有て朝夕定りたる食にても

おのれ々々々は腹一はいくらゐ下々とてくはせぬ

は勘略と可存候へ共天罰蒙り可申候能々心を付ら

二三五

るべく候藪三左工門殿へ先年參り候時夕飯給候

へと御申候故申候拙者宿にて給申同前の料理にて

神以少給にく、候程有之候給申候に宮の者に拙

者に飯給らて參候へと御申付可給と申候へは三左

工門殿 Sやおれか云付た是より其所にも可参と思

ふてと御申候時忝と申給仕廻十左工門殿へ參候待

は扨も々々高咄三左所へ參候哉と御申候故合點不

参候堀をへて是方遠くいな事と申候へはSや三

左か奥へ居申坐頭参候ゆる三左は宿にかと尋候へ

はSや堀内殿御咄にて々高咄と申たる由御申候

拙者申様は筒様々々の料理にて少給にく存候處

に私家来に直に食給候様にと被仰付候由神以扨々

忝私結構成料理被下候よりは御志の段兎角被申ぬ

事と中へは誠に三左は此比も仲間と出候事有之

二九之助盛り少も忘れす實儀者と皆々申と御譽被

成其後舎人殿へも申候へ共大木殿は十左工門や

うには咸不被申候各能く心得可被申候十左工門殿

も末子にて千石被下候三左工門殿も嫡子にて被

遣候時貳百五十右大組にて初江戸十左衛門殿右座

にて初江戸拙者は歩の使番にて二度目の江戸詰毎

病中の樂みに可成候たとへば江戸にて昔御供其方

抔か相組には妙解院様御目利の者のめ鷹の目の

様成る者今も残り居可申候共時我等も承及び候東

海寺に今も可有之候入口に棚門有之共戸御通の口

明けぬ者もあり明ける者もあり心々にて 光何公
御批判被成候と承及候兎角老人のする真似をして
内にも吟味して随分心付申せさりとては若く候
故氣遣に候委細被申候角入は袷羽織にむらさきち
りめんにて打たる紅拙者に相應の羽織給り候久左
衛門は黒きさやの小袖のぬけ付候一度着たるとて
給候惣して老父人のくれたるを少も失念仕な
遣候事は思ひ出し申さぬ様にと被申候貝原の書
る内に聖賢の言のたとへに見へ神以扨も々々老父
は文盲拙者程さへ筆も悪敷候か心は聖賢のごとく
咸心申候奥田古權左衛門は百五拾石十三にて家來
切候とて被下後に三千百五十石に成被申候八右衛
門と別にて櫻馬場同道にて被參候節と見申候權左
衛門家來八右衛門家來と見へ申様に男もけ高く見
へ申候内入三盛とは毎度批判仕候不仕合にて百
石にて果被申候得ども兄弟三人の内にて嫡子程有

之と神以存る事有之候各存のごとく角入文左衛門
段々立身被仕候に付ても存出し申候半助もとふら
くは従弟の内にてすくれ候へども武士のさわりに
成候事神一ッも見不申候實儀なる事は惣領程有之
と存候事筆には書不申候へど弾二本より
平九郎三人實は以拙者は上に見申候親に不似
仕合にて當時の御役さへ無念に存ると見へ申候各
半助咄惣體とうらく故多分何れも同前に可被存候
十左工門殿は若き時分半助同前の事多き放若き時
分のとふらく少も御なく却つて被ること
多くそなたの同名の五郎兵衛かつらは物頭つらと
被申たる儀覺申候舎人殿はとうらく嫌びにて候山
名殿大木殿兩人の内にも質の上下有之と存候同名
の内餘り大はつれ仕ましく候尤すい參者従弟の分
としてと思ふも可有之候其親は拙者の伯父此内さ
へ實の上下心に吟味仕申候前にも書るか拙者兄

弟三人に他人はしれぬもの三人の伯父内證迄通り

能可能候能きと悪き是は愛か善き爰か悪さと申事

吟味仕候へと幼少の時被申候去とは々々々尤に存

候近年在宅仕熊本にも久々不罷出候へとも大形唯

旦夕覺書

申候てもか け かたく第一男女のかわり御座候と

尤平九郎方より日外古き事承度と申來候調遣可中

と初口に御先君の御意書付中内に内入果被巾候

故最早拙者前と直に調申候故先後御詞なとましり

無勿體奉存候~共中々調置事不

事不成候後々には御書

候共拙者申通可被存候右 中の段々見申候は、兄兩

人より拙者心付能可被存候拙者心には神以内入三

盛に及不市と八幡々 さすが兄程有之老父に似た

ると咸心仕事筆

事筆にかくれ不申候彈藏助二拙者

同意に可存候平助は生れ付とふらくにて度々しか

られ舎人殿も江戸にて拙者に御申候熊本にても何

と云へば澤村一友同類と江戸にて被申候則車聞

候間覺申べく候拙者候ばいかにもとふらく

は存候へ共見物所にも 申候たとへばさかひ町

木挽町は御屋敷近若者 丸參候由其身とふらく

故同道も仕候還方淺草邊是は御屋敷遠 火事抔

うつし置筆に何かは增鏡手にとりて見以古へも

なし

も成る事如斯書付くれ候尤に存今に失念不申候

後圓融院御製

110101

男振も弟兩人よりせいひく候へ共惣體丈夫に力

強く武は不及申謠なども能うたひ被申候五十六

にて被致病死候拙参候へば病氣成れば頓て果可

申候子供事頼ぞと被申小紋あさきの帷子手つ、

給候拙者に似合不申候へ共外に何□□□呉れ可

申物なきして若き時には色々稽古仕たれ共如斯病

氣にて何の役にもたゝず口歌口など心かけたらば

神以申候八十に成候へども失念不申候同道は今の

中村市郎右衛門と覺申候助に御見せ可有候間扨

も々々能覺候と可申中村も今は卅挺預り申候若

きさのみ症にならずと唯不實にて佞奸聖賢の恐

書物に見へ申候亂世にて顯れ申候は三好松永石

田御静謐には知れ兼申候夫も死後に顯れ可申候

助は右の通話人も中も多分二觀平九郎三人

共に結構に被召仕候へば夫相應可被存候又上にも

左様に可思召外不及申候拙者も各々同前にて候

併親八右衛門は弾臓二十歳より内に被果候覺申

間敷候拙者召され候時御奉公勤方被申聞候事身

に覺申候角入文左衛門被申聞たる事伺以能登中候

老母に年も五六ッ弟にて候老父老母も八右

惡他岡へ聞へ段々天下におよび申事少心付たる拙

者或方へ不圖存寄鵬申候奉行日付は心付申候ても

中々内入初として御家老中の被申候事のみ請合愚

意難被中川節にて何とそ心かけ候は、別儀を以も

愚意の被申ぬ事は有間敷候老父いに別昔より

能の狂言にひけそりとて髭そり申狂言或は心に叶

たる者にはきれる衣類不殘やりはたかに成候狂言

ひたし大將に見せ被申候狂言に心付申髭そらせ候

時剃刀者の勝手能様に主に申事ならぬ物故衣類も

氣に入る者にはわけ もなく金銀知行遣候左様成

々に見せ心つく様にと昔善人狂言仕候者・

れは善人と申は皆ヶ様成事と被申候志にて狂

も名人と申たると存候幸右衛門は唯今御櫛上被申
候間此心付可宥候御幼少様成れば申上よく御成人
にてならぬ事に候拙者事如御存輕き御奉公迄勤堀
内中にな歩行に出申候へども右の様に心付申
候事に候以後承候へば大風吹たれ家御吟味細
かに成れると承申候のみの息も天にあかるとたと
へ事昔より中傳候忠節不孝主人の何その時昔は追
腹孝行も父子難巻物にてなく候へば知れ兼申候聖

右の通拙者心底に如斯調候へ共内入三盛書付たる
事多分有間敷と存候先熊本にて果申候へば心遣萬
事多く拙者は廿年致在宅近年は僖右衛門萬事打
かせ拙者よりは上と存候事神以多く各三悦幸右衛
門皆々親より能見及申候然共若く候へは如斯の事
咄候ても書たる物にてなく候へば子孫に傳へ不申
候皆々老父被申たる事根本にて候先年彈藏方より
古き事調置候へ同名中のため事によりては御爲に

を

大かたは鏡を見ても思ひ知れ空に曇らぬ神の心

鋭こそしる成けれ曇なき心を神と仰ぎ来ぬれ

さ

榊祇

寄神祝

玄旨公御歌

旦夕おかしく候

よ

衣食住身も軽くして心をば高く思ひて道を正せ

賢こへ見ぬく書物に見へ申候然共天の明らかに忠

孝も死後に顯れ候

上にても倒家なくなく候へはつくろひさへ不成候

と心に思ひ其後内入に参候て咄申内に百石取には

銀子いか程御借候哉と尋申候へは百石には三百目

か四百目かと唯今覺不申候扨それより上はと尋申

候へはSや其算用にて一萬石にても同前と被申候

拙者申候は扨々合點不參事に候

宮點不參事に候倒家も家にて可申

候たとへは長屋座敷奥と (c)に有度ものにて候右

の高に成候ては千石取候人は大分に常り可申候

と申候へはいや大身はつくろひは持かふりにて

くろわせ可然候家多くつくろひ多く其上御借金銀

取立 時小身者は取立にくい有之候由被申候故 S

や々々小身者ならは年數御のへ候へはいかにもし

ても大らめなる吟味と存候長屋外にて他國の

者も通り屋敷々々のかこい新敷家たてると申候

ても先長屋立次には座敷奥と昔は立たると承

尤なる事と存候妻子有之候ても長屋に召置つかへ

不申候と内入に申候へは尤とは被存候へ共惣體理

知儀人にて心には何も吟味御家老中の御讃談の上

て被仰付たるとの過たる事を申と被存たる様子

故別の咄に仕候つく々々存候へは昔より屋敷拜領

111111

にて百石高に何程と其つもりにて三百石迄は同前

夫より上は段々にへり申候故に千石より上の者に

は下屋敷渡り申候尤妙解院様御代には御家老にて

も下屋敷を御侍中居候近所にては一ヶ所も不被下

今の求馬殿御入候屋敷清田石見殿三千石にて居

被申候 忠利公御申めされ候時屋敷もせまく家來

召置候處長屋より外に地もなく川端迄御覧被遊山

崎に小身屋敷二軒御坐候則今の川端の門の向に

てこさ候拙者覺候ては石見殿拜領の下屋敷御小々

姓目付に被下候て知る人にて登申候右之通山崎に

ても石見殿屋敷狹き事御覽被遊御直に被下と老父

被申候又江戸等へ參候侍中御借很渡り申にも拙者

初ての時分迄は知行高三百石迄は銀高多く夫

上は高へり申候事申候近年は大形百石より一萬

石迄同し様成事御座候時分は舍人殿一人にて何

やかや銀米御内證方御坐候此事可申存候て工夫
仕参候此中同名喜左衛門と口論化杉勝申候と申候
へは何事かと御申候故右申候趣一々申候へはひ
にも々々々々其様に委敷はならぬ事と神以被申候
拙者心の内には何の成ましき事なく一瞬の内の善
一歩の使番勤申時分芝御屋敷に被成御座候小屋近く
湯屋有之候故毎度入申候書より晩方は大形御手廻
御駕の者共入申候右の仕合故毎度々々出合御駕の
者の内に興右衛門と申候て就中意外に見へ申候へ
とも歩の御使番望出申候本より知行取中小姓は晝
より内に入申筈にて候晩方に成右の通に候然る處
に御駕奉行に無程成申候彼與右衛門も心に慮外仕
たる事身に候哉事の外別の者より拙者へいん
きんに仕候拙者も若く有之三十か一かの時被仰付
候其時分拙者存候心はSや々々拙者唯今に舊悪を
思ふは扨々道に背たる事にて候の使番の時なれ
は何れも輕く存慮外したる事さのみにてなく候

其時堪忍して唯今拙者心まくなる時に憎む心はさ

もし心以たしなみ居申候其後に頭と大勢く

仕熊本御奉行所に不殘村井拙者兩

拙者兩人召れ可罷出

との事にて不殘召れ即座に御ゆるし其内四人は直

に牢舍被仰付後には四人は追放被仰付候與右衛門

にて候拙者は神々々如斯に存候て心をみかき候

又其時分も侍預りたる衆にも依姑負多候組の内

に御側に緑有之は或は小姓組なれは新組に成り候

一昔年以前在宅不仕候前大風にて拙者家痛申候へ共

たれ家の者には御銀御借被成候坪井近に渡邊

何某とて百石か被下候仁の屋敷の前通り見候へは

つくろい能くひたし有之候公義より御借被成候故

に誠に々々御恩は何事にも洩れぬ事拙者一ばいの

様に取成し拙者度々御供にて合出能く存候後に一

江戸被召仕外様に御出し被成候者色々有之候御結

構成る殿様に

殿様にて左様成は人により手前より病気な

と、御断申様に被仰付候歩の御使番にても金津

八と申は唯今十次郎か伯父にて候右の通譯有る者

にて御斷中五人扶持被下候元田古八右衛門右の通

の拙者に被申聞候古八右衛門は古十次郎と譯有

之咄に候つる頭に被仰付候てたとへ足輕にても不

及是非心底天道明らか成事 太守様思召事心底恥

ケ敷事に候は能々了簡可有候右の通拙*輕き勤

仕心遣書置申候拙者よりは若き時より結構成勤

にて候心に末々の者にも能と存候は随分々々取立

銘々氣に入候とて少にても是は御爲と私慾と工夫

可有候天の見る所はヶ様の所にて可有之候恐れ可

被申候

11UTO

旦夕覺書

殿様御入國も被成候は一命差上可申覺悟に見へ

申候餘り詞過たるぞと申候へば一殘返答なく堪忍

仕居申候孫助は以後阿曽へ御腰物被差上候御使者

番に自身の刀に取替候て知れ申候哉御暇被遣候拙

者初江戸迄 遊に取賣仕乞食同前に成候由皆

或時澤村宇衛門御家老の時林孫助是も五百石取御

使番勤居申候能男振にて覺申候右兩人宇衛門殿所

にて共外大勢居申所にて互に何かせり合中時孫

助申は其方は一殘と付被申たるは定て御幼少

能侍は不仕候双方能仕候ても犬死と古人申候主

君に命上私の心儘にあほふをつくしく仕候の悪

く仕候とは誠に双方犬にたとへたる事熊澤貝原

書置候書にも喧嘩犬にたとへたる事心付見可

被申侯未御人國前に奥田一殘と中島原にて能光

尚御代五百石にて被召出御逝去以後何と存候哉知

行差上一殘と改致法體百川長六橋向に町屋立

候同名文左衛門以前語被申候拙者も

々たる血

承候如斯の大盜人も口さ

いたるは口論様成事には先見事に見へ申候大男

は申度事も控の男相手には不足と存候へばひか

に々々々誤り申候御免候へと少も々々心に懸申間

敷候木村長門守事具に見可被申候九十九の鼻のか

けたる猿が一定の鼻のかけぬ猿を笑申たとへに候

先頃三悦より狀給申候内に天の見る事宜く候へ

人の善悪のとなへに叶不申共心に天道おそれたる

古語書付被差越候扨々尤如紙面萬事心つけ被申候

へば珍重存候又幸右衛門先年西澤氏時に七日は

古文右衛門忌日に文左衛門役も被除御暇も廿七日

拙者申ごとく顧父の罰を蒙りたるとの事拙者

申候扨も々々拙者は覺不申候に尤と存被申候が

付られ候事唯今少も失念不申又傳右衛門御留守番

に参候内紙面にて方々御使者勤申刻拙者御供にて

定て北道を通りたるかなと、心付たる紙面にて早

江戸の勤致安堵候他人にても一言一筆の事にて心

付候へば大形十に八九ッは如察候八十に餘り數十

年の事申候随分々々際に古人の傳に心

候尤聖賢の書物見申候ても拙者式文盲故中々

知棄申候近く熊澤貝原書る物先見よく候各心が

被申候へば幸之助傳次幼少より向々能成可申候

随分心懸可被申候忠孝に成可印候

三九

門存

先日被参候惣小屋には居候事難成菌様々々と噛

被申候拙者も居申たるとの間にて候つると被申候

拙者申候以III刻はつと存候へども何事なく立被

申候定て心底に立腹にて可有御座候併筒様の儀は

心安き内は互に数の多さを自慢にて私なども若さ

時分は相小屋多く度々崎座候事に御座候能く思召
りかけたが能きぞと申候放や々々梶原は心には
扨々と思ふと見へて上りもせず戻るとて居申
候上田新兵衛殿は親勘助心安く夫故子の源太右衛
門も参たると存候上田殿より呼に参り候て色々の
咄の内にSや御相小屋衆にはむさしたる事のみ
と承申候拙者詰居たる時分成とも少左様の事なき
様に心付候様にと被申候故拙者申候は成程私も心
付申候へ共皆々若き内にはむさと仕候事のみにて
或は御平小姓は御知行取高ぶり申候へばしかり又
知行取は親の跡被下自分の勤にて取る顔にて位
牌知行にても御中小姓をば何共不慮外者の何の
かと異名を付申候被仰聞候通にて御座候随分私よ
若き衆には随分心付可申候扨是は多分梶原源太
右が咄御開被成候て察申と申候へばいかにも

一松兵助咄申候亭主は御使番勤居申候兵助も心安く

枕にて居申所去る小姓組参候ておれも草駄だと
てわきに有之亭主の枕を取申候かひさに敷申候所
を起上り扨々おのしはうつけ者侍の枕を足に敷と
ておつ取申候兵助も氣もつぶし起々そふ成事
是を召候へとて兵助枕を遣申候先心安く候て
枕を膝に敷申事大成謎り又亭主も短慮に候扨々
そなたはふしつけ成ると候何を枕に成候者遣候が
又何とそ申様可有事に候兵助もも々々短慮男と
申候箔様成事多く候能々々工夫可有候喧嘩口論
被成御覽候へ箇様の咄々承候は源太はへを
ひり懸られ堪忍仕候と多分沙汰可仕候共刻は不作
法成彦太夫は却て能評判に逢可申候私 は必々
脇にて咄不被申様に仕度と存候と申候へば上田殿
Sかに 日々々々々 と被申候其後沙汰不承候尤拙者
彦太夫許其の時居申候外に梶原ちらと參たる迄に
て何の沙汰なく候此沙汰大に成候時は梶原心な
らず彦太夫と打果不申は成間敷候大鹽藤崎兩人の

事熊本へ聞申候にて察可被申候其後無沙汰候つる

事

一江戸芝御屋敷より上御屋敷に御逗留被成候事御座

候て御供衆代々勤申候御供小屋一所にて大勢代々

居候野々村藤太夫持に惣小屋に居申候前田彦太

丞

樣御庭御見物被成候刻御寶御覽可被成思召五左

衛門御け候へと御意被成候へはひや是は 太

守樣御覽被遊候時にも御供の者共御残し被成候右

の通に御座候へは御預被遊候私にても唯今御意に

ても私心には難化と被申たる由若狭守樣御者

時分にて以て外御立腹の樣子に見へ申候由承申

候然共筒樣成事前々より承 三齊樣時分は別てケ

樣成人多く承傳候事とも候へ共事長く書置不申候

左衛門儀は島原鋤故百石被下同類百五拾石貳

石迄成候も小堀八郎右衛門と申候一人にて御座候

五左衛門は百石苑兩度御加増にて三百石御側鐵砲

同姓文左衛門相役に被仰付無程外様にて果申

候多分若狭守様右の御咄被遊候哉唯今の牧市郎右

衛門祖父にて候是麗父の武功の咄古人の咄承た

る印にて候五左衛門は左馬允甥親丞太夫は左馬允

弟にて候關ヶ原の時分御家の者の内に兄弟共に無

之候たは新聞

夫と申は日向有馬右衛門殿堂人にて不霞五郎右衛

門姪にて候唯今子供は不破十之允跡二百石取可

申候彦太夫事大口にて男らし斗好申候の

鑓見候て拙者に向誰かかと申候故藤太夫鑓と申

候へは何も皆々鍵をもたせぬに知行自慢か何時も

おれか出る時はおれかよと申候拙者申はや

々々そふいやるなつく々々と見申藤太夫か親は歩

の使番にて島原働故にあの並は貳百石百五拾石砂

下候へ共清高院様に御附被成候故に三百石被

下候いか様親のを聞たる者鎧もたせぬに一夜

にも逗留 あるに奇特成事と神以心に思ふ別の事は

1111

太夫ははしこのきわに伏しながらねむりたる風情

にてへをひり申候故に梶原は拙者に重て々々と申

候跡にて彦太夫の様に見ぐるしき男にはへひ

おくれ見くるしく然共鏡もたせた。

必々別人にてもたか能きと咄々伏居候處に梶原

勘助嫡子源太右衛門とて今の弓削新助伯父前々勘

助が兄にて親身三百石取如形能き男にて大酒呑に

て候何と々々小屋におしやるかとてはしこのう

一段目迄上り申故拙者申候かられと車内に彦

S

様

す牧嫡孫今の牧左角にて候牧市左衛門祖父尉太

夫は次男にて五左衛門と申歩の御使番勤百石被下

江戸御實藏御預けしはらく定詰にて拙者心安

江戸にて煩氣はらしに目黒邊へ節々出被申候に小

屋近く毎度同道可仕と被申候に神以其時分迷惑仕

候老人にてきうくつに存其上茶屋にて茶給申事も

難成御長屋より皆々咄居申拙者返り候へは扨も迷

ひたすべくと何も笑申候然處 三齋公一色殿御

切被成候其外古き咄なと毎度聞せ被申候或時歩

の御使番の時十五日か朔日か御禮にて拙者も禮に

小屋廻り可仕と罷出候刻急に御出被成候右の仕合

にて拙者一番に罷出候へは 太守様は早御出被遊

御玄期の戸を御とらへ御供揃申を御待被成候小笠

原古庄左衛門殿は御小姓頭にて其時分御書奉行勤

人と覺申候中にも牧は左馬允甥かと老父被申候左

馬允は牧新五と申 三齋公被召仕六千石に御城代

後に澤村大學相役に被仰付候由承申候如斯の同名

故武功の昔親代々承傳被申候と存候唯今牧之

助と申候哉平井貞之丞小しふとか小野權兵衛な

緑者覺申候

五左衛門御寳藏預り申内 太守様御在の刻若狹守

門

にも申間敷事さん々々しかり被申候唯今幸右衛門

爲には大伯父にて候不思儀成る線に成虫

守 太守様へ御挨拶承申候罷歸り候て以後右の尉太夫

其時分は牧五左衛門と申候拙者へ扨々先日御供に

一番に出候由々申様に奉公人は心かけ候へは天

道に叶必々志顯れ申出昔より承及候と事の外悦被

申候拙者申候はSや今少し早く可罷出所に禮廻

の衣類にて小屋に羽織の替を取に遣候と申候へは

五左衛門其儘扨々其様成る事は云はぬ物急に御供

ふれ成れは衣類の善悪によるへき事なく候重て人

被申候庄左衛門殿御側に居被申候か拙者一人踞出

候を見被申高々と傳右衛門御供揃不中間揃候へと

ふれ候へと被申候 太守様右の仕合にて御待被成

候故御番衆中に出御供仕候へと被申候へは太

守様Sや々々餘りおそくなく思召候供役の者共揃

御出可被成候由にて御控被成候處に段々罷出有馬

玄蕃頭様以外御急病にて御見舞に被成御座候有

馬殿は其時分水戸様御歸に御逢被成候最早将明候

由

二六

に兩人とも互に出合候放心かけの男も中に入喧嘩

出合々々と高聲に申候へとも近邊の者共夜更寐

入る時分なれは澄人も出合不申候佐分利軍兵

島原にて能武道心かけたる男夜うかと寐る男

にてなく聲は三十丁程にて聞へ道は五六丁の所を

かけ付參候然とも切合一人は即生に果心かけたる

男もおさへ申候とて深手負尤相手も深手負軍兵衛

近所にしらせ双方へ人を遣候て手負死骸片付させ

其後御哈味被成心かけたる男は

る男は被召出尤軍兵衛に

御褒美伐下相手も養生不叶和果申候扨右の同道化

候親子共被仰出候は今度の儀子供若 と乍申侍た

る者の左様に詞とかめ仕候に心をつけ申さぬ儀は

不及是非思召就夫今度心悪の何某儀は被召出候又

右の子供の親々に被仰出候は世忰共にも兼々武藝

執行仕内にも若き子供には夫々に隠し語り聞せ申

事は定りたる事に思召候しかれは父子共に御暇被

下候由名も神以夫々被申候へとも唯今覺不申候兩

人の内即坐に果候伯父江戸御使に參り手負養生

仰付候に ひか様何とそ御納の可被成候思召たる事

果たる者の伯父即坐に相手に切腹不被仰付候故腹

立家老中へ節々參分を申たるなと、波中候へ共

覺不申先如斯覺申候軍兵衛は此方の佐分利にて再

兒には咄申候承及たると被申候先年江戸より御使

に京へ參候時か小田原入口にて荷馬に軍兵衛札有

之に心かけ見候へは駕てて寢入居申候色黒くもか

さ類此方の家角左衛門と申同姓文左衛門所に

逢申候能く似たると存其時分道家も甘文左衛門

同役にて候右の通の承置候おのつから心に覺

申候何事も親の思ならぬと申事なく作爲と書置候

在江戸にて承候牧之助若き時分山崎通り申候時

松村貞右衛門方へ伊藤梶右衛門構有る奉公人居申

候斷申候へとも其儘にて召置候哉伊藤參り呼出

打果候故松村も出何角中内に猪之助承候て門内に

はS私は各様と御知る人にてもなく候へ共通り

かいり申候とて双方事なくめ申と江戸にて承候

猪之助は無程物頭に被仰付候猜之助親五助は拙者

に少增可申候前髪有之時分より心安く語り申候親

猪之助は惜し御奉行目附佐分利吉左衛門今の

衛門親志水金右衛門今の次兵衛親上村理右衛門は

今の理右衛門祖父にて右四人にて申候今は十

と中は大

衙門不調法に

言に成中にてな

たのおり 極りたるかなと申立退可申儀に

何も如御存惣胚太右衛門律儀一遍の男にて働不申

右の通と存候と作右心

作右心に不叶被申分にて候散に拙

右

なくそな

な大鹽立候太右衛門殿は此儘居られ候へは先儂

にて後々はひらぬ物と存候へ共何々々太右衛門

殿能被申候山柳以十人 十人左様候間御心安く

被思召候へ

名候へと申候得は神以拙者申通に候先人鹽

おれかおろ

おる所と申程の者にいやと何のあるとて不承候前の事迄申候拙者存候

能所にて申候先々江戸にて同名右衛門と大鹽

彌五右衛門と御供先にて何か口論いたし候所に拙

居申方なく成候山北中承候拙流口承

唯今も彦太 唯仕候何と々々と被申候ゆゑ石の通
の事にて中々熊本迄聞へ可中とは神以不存扨々そ
れは熊本へへ沙汰有之程の事にて無御坐ヶ様々
々と申御同氏は少し過たる様に存候しかし大鹽
か返答は耳か聞へぬ故かと存候へ共何れもは大鹽
さん々々々々の様子と申候いか様生男ぷり自慢
にて惣諸人しかり申ゆゑ今度の外にヶ様々々の

とは見ておれと申皆々何のかの
申々々々歸り候凶一人心付是は今夜
哉と參候處に頓て近所にて小川仕候男宿
ひり候刻さらは々々々と申くりのかきか
不申儘にてはいり申候右の内に心かけ申候男板
は今夜と存何も致同道銘々宿へはいり申候心かけ
居申候男にて候へはあなたこなたと心を付申候内
一老父拙者共に若き時咄聞せ被申候昔備前か周防か
兎角新太郎様相摸守様兩御家中の儀に候侍の子と

も六七人夜仕候て夜更歸候時分路地口歸申候

先に立申蹈石際にて小用仕石にかいり候

り候所を跡

より段々參候者扨々たれかしたるか小用か仕か

置たはけたる男と如斯申候へは先に參候

者申候はや左様成事貴様の年ならては成間敷候

今度何も々々太右衛門殿事神々々はさん

々々申候間先々御者も以太右衛門殿は少

過たると存候へ共おとりたると申よりは過たる方

能と存候と申候ヶ様成事早熊本へ聞へ傳右衛門居

申抔と沙汰有之候神以きもつぶし申候是にて各能

(乗々物の吟味可被仕候

二二四

日々書

むさしたる事をと申候

と申候畑五右衛門兎角の返答

なく候時右衛門左の方に新一人居候へとも

何事も不串たまり居申候尤其外一人も不中何も見

申斗にて候北儀にてなく別儀にて後には彼新組も

御暇被遣攸扨右京様御立夜成候て上御屋敷に戦成

御坐攸共晩は水戸様へ御坂舞に御座候に御供

て你程四間斗有之内藤五郎左衛門居申候彌五右衛

門殿変か明居申候愛に参れと呼懸候故彌五右衛門

其儘参候に跡より太右衛門唯今のか心かりな

ちは何時もあびてそ申候拙

申候拙者左に居候

居申候右の腰懸に御馳走にてはこ盆なと御茶も

出申候故腰悪に置不被申せまく候故に土地に置候

大鹽彌五右衛門拙者左の方に居申候故共儘おり

てたは候跡に藤 右衛門御供代に参候

彌五衛門跡に明て居候故直に居申候處に彌五右衛

門たはこ給仕廻候て愛はお おり所と申候へ

太右衛門申候は何とそなたのおり所とて腰悪にき

まりあるかと互に申合候内に申候は太右衛

門殿先合羽御候て々居申候へ拙者にか

いり迷惑仕候なと、中内に拙者右の方曲尺の

代に吉田傳兵衛富田貞右被門真野兵衛な

炮頭小原勘右衛門小屋にて咄居申候本より心安勘

右衛門小屋に参候の通いて各八代にて心

安く被申たる事にて男程なく多 出羽と

自慢仕諸人にくみ多分は五右御門送答へ

なきと可候拙者は今朝の返答なきは心内に

より戻候ての事と存供か又は耳少開

か又は耳少聞かね申先

へ御意承候にもかか 承被申故太右衛門口上

聞ぬ事も可有哉水 に養成

●可申候心をつけ被申候様

候夜九ッ過時分御鯖大甕小屋に御六方

は白銀小屋中小

拙者共歩使作洧参嘲居中湖に出

店に古

被成拙者も語りに太所

心題 無別小屋に申

熊本下

候故少用有之とて罷出一大事

可有之哉と心悪しはらくあなたこな

番小星桥五六拾間何,

黒長屋の角辻番居申にて御

小山宇左衛門其味

近逆

小屋は目黒身にて相小屋にて

は多分だに

者に なく候由申候行當りたる様子にて其後拙者

に一人も右の申たるは無御座候原田小右衛門

中あしく勤たる故心に拙者もぬしかことく拙者承

悅可申と思えて咄たる儀と存候各心に可成調置申

候相役の能は申聞悪事は控度存候 け事と串別

て古人嫌び申候同中寄合申事 夫々の身爲に成

にと存如此大形は我身にたしなみ不申人事は

※不申人事は

かり申候儀世の常にて候如形由 申事数寄にてむさ

としたるも仕候へ共心の内に吟味ひたしとかめ

られたる事なく候たとへ咎められても御番所が御

少迷る事有之候其後富田貞右衛門拙者に

申候は御相役ヶ様々々に付拙者申候は て

不承候又そなたは共儘たなりて居被申候哉御供の

時にて双方所から悪敷候左様の事は昔より有之事

にて少もに武道の症にならぬ事以て承候と

存候は、其味堪忍仕たるは不苦儀と思ふて分に

て通り申候か拙者にも不申候必々御沙汰御無用

源兵衛承候は、そなたを恨可申候前々は相役

師道と存候ても時事によりたるを劫て宜く御咄候

様に 候又御咄承候ても神以源兵衛に中

振舞に御供4

悪に大勢居申候拙者の御使番の時にて皆共は小

姓組新組知る人多く毎度一所に居申候御先供より

使番に成候者共は大形類にて先供仕居申候に

腰

仕

江戸御立朝の御前稲葉左京様に朝の御振舞」

供先か或は大勢居候所にては以咎め申候は、S

や不存候由申候迷惑いたし候拙者も人か承候て

申候 致迷惑候と申又返して申さは愛は所悪敷

候重ての事と中心をしつめて少もせき申さぬ人は

大勇と可申候扨堪忍成らぬと存候は、ひつに

成る事にても一生にて大勢にても其内少しある

者は扨々むさと仕候せり合にて候互に重て御吟味

可有候爰は御供先御番所又は大勢居候へは少御遠

慮可有之互に思君は成申間敷と申候は、一座

の内にて早大勇と可申候何事にても是は事に可成

と心付候は、早く知る人にてなく共共時未得御意

候へ共何も左様に被仰候所にて無御座と存候な
早く挨拶仕候へは脇よりも申物にて候度々見申
候拾人か九人はたまり見聞跡にて何のかの批
仕だかり候夫は能侍の事な承申さぬ男にて
かけ事と申以外嫌ひ候事に候

111111

旦夕覺書

に御座候就中互に漬けみ申候哉數十年

いみ申候哉數十年にて一日も

存

衛門相役にて中悪

公に勤申候は 和役に申さすとも互に虚

候へは成程左様成儀のみと存候兎角何事にて

る事相換 能く可有御座候拙罵奉行申

刻池邊宗川饰齊 候は原田小右衛門富田貞右

Q無隱事御聞及被成候儀

御遠慮有間敷在 成程共通に勤候へと被申候唯今存

御より申候

難に後に断か唯

存候段申候へは必

成事

右の儀を承候 何時

は

相役の前衆控申事も多く

多く御坐候源太も共通

御坐候て平井山川被仰付候此頃は最早 御

あけたて仕候成程は

串か能く存候

候身の上に仕候て事の外難勘奉存

の侍共承るか能く思召候三人の共數被召侯

儀は何れも能 くる事上のれらは大勢中者

多さと被岡召候段々聞候は

候は、外様の心得

にも可成事との御意扨々作は右の通に思召儀忝可

候惣敫御側 方勤 様銘

勤銘々の志薄く或相役か何と

存哉人か何と可哉と傍輩に對おれへの志薄く思

召候抔 抔との儀に御座候朏者 先以忝

11111

らぬとの心は何その時の事常勤は年も拙者より増

新参にて御代々の事拙者の様に存申間敷候随分

申合勤可申と存三十一歳より六十年迄同様に

候へともひさつ能く申候心には是はと存候事

互に可有事に候へ共同し兄弟にても思え様になく

候たる者のさもしく相役よりは泥く見様に

上にもだく思召様にとは近々々心の内人はしる

ましくても 天明らかに僕へは皆々浮ち心安

相役と申候村井は近くなる者に候人を何とも不存

候て人に憎れたる者に候或時水戸様へ御供に参腰

悪に大勢市内に相の事不存候て男申出笑候

へはそなたは拙者の事知りてか知らぬかなと

多分互に申合少の風にも互生召れ自分の用事

6月に中御門外にも折々出可被申候脇よりは小

衙門貞右衛門とは替りたると可申併行衛永く

申合被勤候はい却て一日もかくし申さぬ衆同前に
可成と被申候由時分迄は知人迄にて心安く申
無之候つる本より拙者心にたしなみ村井におと
源太右は前々より心安く相
被申候丶
かし不煩申時も薬を用から貰
て子か迷惑夫はこう誰はとふと申拙*勤申内何も
能存度々申候拙者御加瑄の時帷子拜領とて風呂
敷たせ參候百石兵助に五拾石つ拙者も致拜領
候雅有に出申神以拾石か添く又少間候へはS
や百石ならけ可有之物と存候串度々有之先年
大海和尚に申候へは咸被申佛道に有之心持にも如
斯い事工夫召れ心の内の悪念出候時は此書置見
被申候右の通大形立身近く位よく成候男に就中多
く候節心安く被申開候大歴々に有之候いかにし
ても名書付不申候芸人のつら見申かわいやおれに
おとりたる男と心底におかしくしらぬと思ふと唯

今果候男にても義士四十六人の外たるへきと存候

書物能々心付見可被申候必々死ましき者彈臓は

御用人別多き事を心に存へく候必々御見せ可被

成候十左衛門殿舎人殿節三人は如形出頭めされ

御家中不殘用申候攸拙*程御家中の上下共に知り

たる人此後も有間敷候名字の事は思もよらす我身

能子の爲とて一家一門をもかまはぬいくらと中

數は無之候心正しく道を守能く候段老父事にて可

有御存知候

一在江戸の砌節齊被申聞兵助源兵衛拙*承申候此比

御側若き衆御叱被成候事御座候てヶ様成事は外様

遣にて

一歩御番の江戸へ八代蜜柑につけ被道候芝御留

守御番頭に横田五郎太夫居被申候に参候候

へは無事に着珍重拙者待兼候先頃御國高御逗留

の内山戸源助御意に叶不申外様に御出し候山如御

存知九右衛門御次に居候莅氣道察可被申候扨源助

は御納戸役 妙解院様の時かろき者にて前髪有之

時より小者小姓とて有之候共内にても利口にて

唯今御知行被下候随分御意に叶るか.か様の事

と承候哉委細咄申候へと被申候高瀬御逗留中

度御宿に壹人詰居申候御意に源助はSにても一

人出居申候尤心かけ申とは思召候へ共不實成様

思召候御爲を存候は、残る御用有之者にも知せ申

候へは御用も遠申候身一人ならてはと存頼置一

番に出申と思召事の外御立腹の沙汰に御座候と申

候へは扨も々々御尤なる事能(心得相勤候へ九右

衛門は拙者子なから様成事は有間敷候へ共

構成思召と落涙被仕頓て下り可申候如斯氣

候へ被申存出し候

11110

人殿へ節々申候へとも将明不申候此比如願成申候

被申候如斯以人の頼候事に十左衛門殿節にも

是は其身は能さとおもひ拙者に申態と拙者に度

々申候へとも受なから終に不申十左衛門殿御隠居

拙者同前の時申出笑申候時男は佐渡に代々心

度々筑後以來出合能存候16ほふなれともむす子

出頭故仕合と御申侯笛齋にも神以終に不申是は御

家古き者放物頭の望にて候何も兩人共に四百石

しかも物頭或組

物頭或組脇申 若く候間心付可被

申候歴々に盗人多く物頭にもあほふ多く候皆々浮

へる雲のだとへにて候必々立身位も不被申心を

信に此書置候事一々に心付勤可被申候輕湖つひし

よう随分心付可被申候俳おれもせぬとて必々心底

におもはれ御咄候事必々無用世間見申候へは十人

か八九人大身小身共に多く候 妙解院様の實と

ひふ事あると御意だとへはおれを馳走におもひ皆

心遣候ても今日は心持しくひやにおもへ

共或行料理等も不出来にても者には料理もき

なとゝ惰なからいわみは家来にてもならぬと御意

承候乍憚斯い儀各身上に相應しいくらも有之

旦夕覺

可仕事なれは却て御爲に成らぬ道も有之と心付

我一人の利口止朴役とも申合宿に帰候ても工夫仕

申事ならは少は心もつき可申候米は役故に被下候

ても癒し能成申候へは諸人に用られ役の顔

て宿にては心安き同類呼甘き物くらひ大酒くらひ

申拙者存候ても大形酒にて天死化候同類とも焼り

候ては能き死仕浦山敷犬の年寄たる同前に長生し

二九

候少の事軽薄共不被申候少も々々不苦候唯工みて

我身の道にそむかぬかと工夫召れ可然候大形

は外様小身成心に望みなきとおのつから軽薄
ついしょはせぬ者多く候たとへは各心に國郡取
串心は有間敷候貳百石に役料百石取候男は是
を御加坩に仕度或は七八百石取申は千石に成度存
候いかにも々々々々尤と存候世の常にて候白人に
壹人も老父の如く拙者を御小姓に出し申さす他人
の頼たるとて道を正し被申事第一に書置候能々
工夫可有候老父は大石内蔵助 天下に名上申候大
名に少もおとり申さぬ心と存候御役料被下候間
随分役儀を大事に存御に随分心かけ是は御爲に
は能候へともつまる所は御の百姓侍中々迄
申候拙者も無心元参候へは何事なく刀か脇差か
御見せ可有との事にて候故何方に居候哉と被申候
右の通申候用事濟申出候今日佐分利所へ組脇とも
大勢参候故何事かと遠候へはヶ様々々被申候是は
乍憚御無理と存候江戸へは拾三石御借被造候て當
に候ヶ様々々に被申初て承候拾三石は御日附

同前に役料の様にて被爲拜領か!申候や々々

御惜しかも利付候と被申位も々々と存同道仕九

郎右衛門所へ参候へは松野も大洞も居被何やら

ひそ々々と被申候何かと申候へはいやなのり

物にて大勢人つき御奉行所に愛候下津久馬伯父に

芹川何某と申御中小姓初は下津と 申候か近年名字

申候銀札の事と沙汰に候久我大臣の筋にて

夫程ありて大盗人と申候郡源内坂崎兵衛妻の兄

にて候坂崎忠左爲にも姉の久馬弟と申候て打寄

々々そは切給申候て酒なと過候時分舎人殿より川

之候手紙警候何も右の咄の内にて候へは氣道何事

か同類多く尋可被申哉と申候ひや拙者も同類と

の事たるへきて急き立申候へは松野は何と存候

設俾右おれか事は申なと被申候道すから右の

夫壹人御斷中

若(御座候へ

は御小姓組 仕度と願候へは共通今に勤居申候

しかれは拾三石 利御取貳百石同前に御遣伐成

候へは唯今は百五拾石取に功者多く被召加候て御

借米利被召上貳百石取同前に被召仕候事は S

御徳被成候と申候へはいや共方 方なと時分は四拾一

石手取にて候近年四拾六石に成候故此中吟味にて

役人中もかゝ 談の事に候と御申候ゆゑ神以

江戸へ百五拾石取抬人你參居申山様候へとも名も

不右の者 に存神以不申上候尤佐分利御

申上候へとの心にても無御座私心にてひな事

明可申儀と存申上候とて立申候以後内入被申候は

そなたの人殿にていたゝき被申候様に成候と被

申候其後佐分利に申候へは扨々能被申候舎人殿要

勝手迷惑不仕候年幕は被遣間敷とは何も受取可申と心常和遊可仕候

私は唯今迄御目附なとの御役料のことく拾三石は

非碩か!亮申候へは御借米にて かも利付と被申

候しかれは唯今迄ひかる御遊候と存候は百五

拾石取は心身にてならぬと被開召候て皆々外様に

御出し被成候し 一右衛門殿御組にて林久

111 K

可被参候間早々御次に申候へと御申付候由帳付共

申候儘立申候へは右衛門出申され候は今夜道

にて御駕落し候哉御ちよちん四つの内一つ残り

居申候山代々々眞を

眞を切らせ候様に可申付候定て

儕右衛門迷惑かり可申候泥出可申候間可車聞との

御意に候と被申候右の仕合翌

仕合翌日出申候は、御意

叶申間敷候事はかわり申候へ共大形切る事山

川岡右衛門御意に叶不申儀御

御免被成 {候技御小姓

頭迄か御側衆へ申時の事を申さぬとの儀に候

少の事にても我身に不調法か或は手つきの者にて

も不調法と存たる事は共儘断を可被申候心得に可

成事と存候其後江戸御發駕被成大井川御渡し被成

候日は非番にて候に御挑灯:

に御挑灯持候者に候做右

の段聞代 ・々たれは一番たれは二番三番前

かとより極め候てかわる々々々しんを切候へと申

付候へはSや是を見候へとてらうそく見芝中候

日懸にてヶ様に御座候しん切不候へはあかり

不申候就夫節々切申候成程泰御意中候摺者見

候て扨々御かんりやくにて候へともろふそく御供

にともし申候格別にて候急度可巾と存候處に折節

旦夕覺書

111

一熊本にて高田九郎右衛門にそは切に野彈臓

大洲平兵衛佐分利兒描不燃候に付先兒に参候

へは小姓組頭衆大勢参り相談被申候に承申

候へは江戸へ逗留佳居申百五十石取の拾三石の事

八十迄存命調候は各同名中爲と存候しかれは先

麗に孝行又乍憚の御用に被立候様と此内一事成

とも御奉公の助とも成候へは寸志の忠にも成可申

候近年は組に悪事候へは頭にも遠慮仕候江戸も左

様か承及候しかれは老父人の為に身を捨被申候

と被申候一言組頭の遠慮にて合點可有之律儀にて

常世風にあわぬとても毎度書申様に天明らかに候

へは人の為か身にむくひ申候

萬事に本を心に吟味仕候放萬事無恙如斯

島田金谷御宿に御奉行役宮川金右衛門居候故其儘

如此申候へは御尤に候以拙者儀少も不存候

早今晩より可申付との事にて候各能々見申心付可

被申候右段々御駕の者の身の上にて候老父

篇には身を拾被!候と被候事毎度承候故おの

と心にのり申候て我身にはやむくゐ申候如御存

拙者は無形そまつ成ると身亮申他人も申~承及び

一刻佐藤八郎右衛門と申は五百石にて御鐵炮三拾

挺剛之丞養父にて候御知行差上候とて引籠居

井松屋敷にて候見廻申候へは儂稜中候は拙者

儀に候へは他人にては小申候久々逢不申上今

大津にて御駕なけ御迷惑の承候へ共具に御咄

承度と被申候故ヶ様々々!申候へはも々々難

伊児石事に解院様は御聞及可被成候御若

き時分は御短慮成儀多く御座候或御罵なけ前へ

御もたれ被成御座候時の事にて御口中少御痛被遊

に出店申何と々々と申候て宿へはいり右之通申

聞候へは神以兩人ともに涙なかし扨々御慈悲なる

儀人共に道にて駕なけ候故人夫をたくかき

おれとしかりたる事今少先の事に候告共式は誠に

々々間敷仕合御駕なけ候てくつれ候とて大津中

騒態本にも聞へ可申候早々罷歸候て一門中にも

案堵させ候へと申候放頓て罷歸申候

被

宿て

事必々無用に仕候へ初々添思召事無餘儀候

申泰肥後文獻叢書店叫

罷立候跡に共儘文左衛門參候て皆

桜參候て皆共迄難布素

候身御請の様子尤に承候目出度々 々と被申候

扨しはらくの事ゑ村井も林兵助も氣遣に存待宿

所候存一江戸御立前松 豊後守様へ御振舞直に御姉様にて

夜に入迄被成御座御歸被成候時紀伊國坂にて御挑

灯蠟燭の眞を切中とて四つの内一つ残りくらく候

て坂にておとし候へ共少もそこは不仕歸候刻

は夜九つにて可有哉右の仕合氣道成事と不

存候て罷蹄つく〻〻候へはや明日罷出候て此
可仕と存候へと草なから今夜がまし泊番衆
未寐人申間敷と存參候へは帳所に火見へ申候拙
者参候を待居申博右衛門かと尋車故此方よと何事
かと申候へは岩間彌左衛門殿御申候多分傳右衛門
候程の事にて津川は譯有人ゆゑ四郎右と御意被成
駕の者共なくべくとは思はぬとも腹かたつはの前
かた兩人せひはひさせ乗物奉行も迷惑させたと御
意兎角御暇被下候と登申候け様の儀拙者 申
候随分〻〻能御勤候へ拙者事を承候ても不及
是非仕合拙者願の趣定で御開可被成候如此の御
主様にはなれ申様に成行申儀は心底察候へと其億
なかれ候尤成事と拙者も落涙仕候八郎右衛門儀は
同氏彈藏母爲に兄分かと申候八郎右衛門は益田
彌一右衛門聟にて候

柏原

切に水人候前に

一御下図の刻大津御一泊之日内牧より雨降道あしく

二重峠おり候時分就中すへり御駕にとり付随分念

を入かせ申候にて御駕の共も案堵仕候所に

ろく道の所にてふみすへり御駕の前はなれ申候共

儘三尺手拭にてからけ可申仕候へはや見くる

しく思召候御召様が有るとて左右の御ひし悪に御

取付御ひき立られ御さうくつに思召たるを見申

儘御鰐の替りを大津に取に遣候故大津中さわきた

ると後に承候御宿 被近候御玄開前に大

とつかひ申候へはしばらくにて兩人罷出被申候は私共極申候は、御

好波成御座候御刀の所窯敷被思召上候御先へ

参候儀御意に叶不申候御輿の御右の方近くもたせ

可申旨に御座候々御尤至極に奉存候皆共打寄極

巾候と申上候へは心付不申皆共と可被思召候無砌

法千萬成儀迷賊も々々乍憚奉候と神以落涙

仕られ候一座にて被承候衆同前に奉咸被申候拙者

もは か次に居申候へ共落涙仕候存出如是調置候

右の道の儀に御座候故御逝去の刻何れも侍中愁傷

不淺御座候

二五

九八郎出被申傳右衛門御用有之候上り申候へと被

申儘九八郎は奥へ参られ候同名文左衛門御番に

居被申以外氣道成様千何と々々と被申候に朽

木内匠殿出被申候様子を見申候へは笑ひ ・被

申候故少拙者も案の心出申候被申渡には道の

しく度々なけ可申様に思召候へ共方心をつけ申

放なけ不申候ろく道に成候て案堵いたしふみすへ

りたると被思召候必々御駕の者ともしかり申間敷

候又替の御駕儘取に遣候事尤に思召候俳重て

有間敷事にてなく候道中は不及申江戸にても可有

之と思召候間御小姓頭共に相談仕候は歩の御使

番をつけ遣可申候亦熊本へ御着座にて共儘御駕つ

くろはせ申間敷候何かと可申候暫く間を置候て可

申付旨被申渡候扨々難有仕合に奉存候ひつもは

今日の御供仕候者は非番にて明日は不罷出候へ共

右の仕合に御座候得は今日は逗留仕明日御跡より

熊本へ可参と申候へはSや々々ひつものことくめ

さるべく候未だ御腰物も御持なから九八郎右衛

門に残り候へと被仰付拙者を御呼右衛門か事の

外迷惑と被開候御様子にては許へ御殘候

一酒井左衛門尉様江 光姫様御祝言の日は芝の御廣間

御番にて詰居申候拙者前四尺程間有之折節遠江様

被成御座候御敷壺の上左の方のぬくい板には蜂須

賀飛彈守様御座候共詰居候御間一間上に左京

太夫様讃岐守様刑部様御兄弟何も液成御座候飛彈

守殿夫へ御座候ては皆共是にあ

は共にありにく御座候是

へと左京太夫御あいさつ被成候へは飛彈守様御手

つかれ私儀は勝手に是か能御座候御こしの御跡

より被成御座候筈故右の御挨拶と存候しはらく仕

候て妙解院様御出被近御からかみを少御明け御

こし出候を御覧可被成と思召御右の方御覽被遊候

へは御一門様方被成御座候故行列を見可申との御

意にて御急き飛彈守様被成御座候向御右の方御玄

闇の戸を御とらへ御覧被成候内に御落涙を見申候

是は御前様被成御座候は彼思召上たると奉存

其儘落涙仕難儀を仕候前に承候へは奥にて御一

人の御世話と承及申候扨亦前に水戸様奥へ御出

被申汲拙者にむき何も傅右目出度と被申候へとも

右者も右申仕合放頭を下ヶ兎角の返答もなく居申

唯今も落涙仕候

御前様御行列も極り申候其節は歩御使番にて御番

仕居候處に田遊助殿通り被申色付の間物頭衆居

申所にて被申候故能く承候唯今安藤久左衛門三

野嘉右衛門方より御用有之間小姓頭共の内一人参

候へと申來候罷越候へは今度差上候御行列付は
御表よ御極め候哉又は共打寄極め申候哉相尋
可申との御意!被申候放私共打寄和極申山申上候
被成光様御供に被召遣候女中何れも上中共に御
召出し御豆被成候は何も女にても能承候へ右衛門
尉は小身にはは候へとも先祖の武功により如此皆共
~安樂に被成御座候越中殿は家も能大にて候左衛
門尉は小身にても右の通候間此越を女にても能存
候て必々何事によらすせまきのきの部屋々々
の事にても不申様に心得候へと委細の御意と共前
承及ひたら何も豚々御太切思召如斯 御前様御
存生ならはと拙者式迄奉存候故右の節落涙難儀ş
たし候唯今調候内にも共時同前に落涙仕候
一御前様は本源院様と申候拙者初江戸一二度参候迄
は火事にても 太守様御出被成たる儀無御座刻
初て御行列と申事極り申候

書

一又道中澤の宿一里斗手前になんでちゃとだん

こなと賣申茶二三十間有之候御供代村井に替申

候御意被成候替り候へは村井申者早追を御意と申

候拙者存候は皆共は代り有之歩行より下は皆々毎

一江戸御供にて参候時袋井と申宿一里程手前にて御

意被成候は最早袋井は近きかと御意ゆゑ一里斗と

申上候へはいつも出候親に孝行成乞食今日も可出

と思召奉行共に鳥目をとらせよと被仰付候定て出

ておるへきそと御意被成候はつと申共儘落涙仕御

跡に少しより扨々乞食にても孝は天の御恵と申せ

は明らか成事と存奉落涙仕候御覧不被近候にて共

儘下り候へ共跡にも御供衆居申いか可哉と致

迷惑候惣別拙者は十一二の時より涙もろく下々出

替りに暇もらひ出候時人により名殘おしく落涙仕

候恥敷存候

妙解院様に

成と是は長く可有と兄弟寄申たる事存出し候不

断心に忘れす居被申候事誠以北信にて如此と涙を

流し候

そなと被申候

何を申て親の前に出候時か

は坐敷へ客にて茶の給仕に出候時 111111

日々々の儀御存被成候てと仕候事かと無勿躰奉

壺存候て御供仕候藤澤十町斗此方へ入江又右衛門出

居被申候故申上候へはとれ々々と御意被成又右衛

門出の御口上は申すな宿にて聞くと御意被成

拙者に御意被成候は扨々能所へ又右衛門は出申候

ひつも 清高院殿より一宿前へ御肴被下候明日は

精進日ゆゑ暮以先にと思召今日は御急き被成候最

早靜に參候樣に申付候へと御意被成候共時もはつ

と奉花 も々々御尤成儀不存前にSな事と奉存候

事は扨々無勿躰儀と奉存候後に左に林兵助居申拙

者同さに奉存候 申候扨江戸御着坐の時芝御屋敷

裘御門御はひり被成候時御安闕に 興一郎様御十

一二の比にて御盛長被成御機嫌と御駕の内奉

見候へは御落涙にてはつと奉存誠に是は満高院

様へ御對面可被近被思召上たるよと老母事を存出

上下共に母を思は憚同し事と落涙候て無

程御駕すへ申候へは大友殿壽命院外御心安衆

参今日は天氣能扨々目度奉存と被申候へ共しか

と御ひさつもなく御刀を御取被成早く御通被成

候御側衆其肌 泥出居被申候へとも頭を下ヶ居

はる」と見へたり随分古さ事能く聞召置申候へ

惣別聞たる事後に忘る物を書付置たるか能きそ

の御思を蒙りたる淇子さへも存候唯今に成つく々

を存候へは早の前に成申候間能如斯事心付可被

申候神佛前にはいかなる者も男女ともに押し巾さ

ぬ者はなく候老父は 御名の書付たる本古にても

火にくへそに仕候へは親以外にしかり被申

候おしへより如斯心付申候ての事に候闕内殿

初て召出候時の組頭にて後々迄かわゆかり被申候

一熊本老長屋に居候時分關内殿御出候て居申候

時色々噌候て後に奥に参候へは内殿を御咄候

哉と尋被申候故Sや世間の沙汰申候通御加増にて

御小姓頭と申市申候へは昔者しらす今小姓頭部

男共見るに成ましき者にてなく候おれ者五拾挺頭

か望と御申由咄候へは扨尤成事あれ者麗父越後

てかくれなさんにて 三齋公御代千五百石にて被

召出親父は關内殿とて島原討死兄は孫九郎とて

眞源院様追暖めされ候さすか黒米ほとある伯父は

今の志水伯耆殿もある人にて今残る大身の古

き事知たるは別にはあるましく候我に心安く

肥文書第

わけたかきそ妙解院様御代上方より町人御懇

北成者參候て歸候時金子可被下と思召御床の硯紙

の内に拾雨の金子硯の下紙の内に被召置候て御

目見仕候時明日立か我に金子をとらするとて次

床に置たを取れと 御意被成候扨彼町人かそへて

見ればば拾雨なきによりひな事と思ひひたと吟味仕

拾兩取て罷出御織申上候何程かと御尋被成候時十

雨と申上候へはゝ念を入れるなと御笑被成候町

人故多分そへ可申と思召ての事萬一侍の子供に

左様にかそへ取候は、一代御見かきりにあふへき

●者は色々聞内に心にて吟味善悪を心に

名字名もとへは初て聞たるは何そ何の某とひ

太字成とも覺又何そにたとへ心覺に山か川か木

土花などにたとへて思へは共儘思ひ出す物或は御

供の時川にて水出候哉見て參れと御意の時は川

端が何に目しるし付て見候へは後に水増或は水

へりてしれる物兎角武士は武士の咄常世はやる事

は能はなきる古る事ならては役にたぬ若

き者は必年寄嫌ひ申犬の年寄る様なる男もあ

れと夫とても何を一事成とも能事候物若く心

111

旦夕覺書

-右衛門嫡子を宇兵衛若き時はやつこ組二王

粗いはら組抔と申候て或者沼田之助殿兼松平

山崎新四郎外若輩にて松崎大吉熊谷忠右衛門

同氏内入も共内に入申たるとて角入文左衛門しか

被申候事覺申候右宇兵衛親跡被下候時に御断申

私病氣に御座候故存る様に御奉仕かたく奉存候

しかれは伯父半七私弟又次郎此兩人に三百石苑私

には四百石油 被下候へは奉願其通に被仰付

候其時分振 扨々能く分申候若き時うは氣者と申たる

か必々左様の者には年寄正しき者に成候とて御老

中も御候由に候近年の若衆の様にさもしき

の道に不叶事はなく候右のことく年寄候へは必々

能成候故何に仕候ても不實輕者に能は十人に一

人と拙者候て右の通にて候冶志方半兵衛ヶ様に

正しく申上候へは上にも御意に叶三百石被下候
儀は扨も々々たる道に心かけ申候者他人にても
我身に引受可存儀刻の御年考申候へは御廿六七
にて可有御座候三十一にて御逝去被遊候如斯御代
被爲拝領候志方玄求親十兵衛かと存候嫡子牛右
衙親門跡千石被下高麗門今の中根何某が屋敷に居

111 1

一御前様本源院様は延三乙卯年二月廿日御逝去の

時百ヶ日の間村井源兵衛拙者歩の御使番のとき御

用被仰付相勤申候七日々々には水戸様御兄弟讃岐

守様御菓子 子等御佛前に備り申候右の通の時分者御

側外様物頭小姓組毎度出合心付見申候御佛前見物

に立なから見被申候遠坂關内殿は心安く候放出中

毎度ヶ様々々見申候此内には當 御代より被召仕

候衆先 御代に親を被召仕候衆段々心付見申候か

の人は御寺にて致食傷漸々被參候様承候と申候

へは多分死可申そ誰は島原にてたいみをかふ

たる誰は如此抔と古き被申開候拙者おそろしく

無勿躰 皆ともことき歩御使番或は知行被下候

ても外様者大小共に御存命に何として立なから見

候様なる事可有様に不存候又新参者は道理代々親

各の見ぬ殿様の儀とて親の御恩蒙りたる基本々々

を吟味被仕おのつから拝し奉る心にて必々勤可被

申候

々正し儀に當世風の何のかと不實にて仕合成

男多く候必々天罰御先代の御心に叶可申様なく

斯調候内にも拙者五の時奉見候事奉

共弟に分遣申入此外に不承候ヶ様に能きと存候

のまねをするは世の習ひにて候兄弟三人ともに幼

少の時は一所に居申扨成人仕家々を持子供出水

申は定りたる事にて幼少の時を忘れず成人いたし

候ても互にむつましく仕候へは又子々々の親の

ことくする物にて候間随分々々むつましく召れ候

へと被申候久兵衛被申候は其儀一つ思召被候は

御心安可被思召とて誓言にて被申候世上見申候

へば十人か九人兄弟或者従弟むつましく無之後に

不通に成申者ともを能々承候へは十は十ともに

銀慾穂の事にて武士道の事にては無御座候誓言に

於私少も御心にかけられましく弟とも一右の

通の儀にて不通仕候様に成行申とも私方より斷申候てむつましく可候併武士の道に不叶儀と存候は、早明日にも不通に罷成可申と被申候へは扨々尤殘心無之と被申候山老父は別て心安く枕本にて右之承申候て毎度被申聞候扨久兵衛は島原知行にて武百石親の千石一つに被成被致拜領候即座に弟兩人に百石つ三百石宛に成申唯今の長谷川新右衛門と申奉行勤申候先麗にて候子に分遣申候

ても皆々自身々々も心には々尤とは存候へ共栄を子の様には思はぬ世の中取るか上にも慾にはあきなく自分の身かへりみ過たると被存候哉拙*覺にても岩間小十郎千石迄御取立被成後に柏原新左衛門殿も千石の時雨人共に千石宛御加増被下候時小十郎は差上申候時古監物殿御譽と承候池部宗川江村節齋三百石苑の時百石宛御加増の時池部け差上申候へ共又被爲拜領候是より外拙者一代承不

申候昔し志方半兵衛と申 三齋公御代歩行より

御取立千石に成申候 三齋公御他界の時御暇申上

御國立退の時 眞源院様委細御聞被成南關に長岡

勘解由殿今壹人は覺不申Sや松野右京殿兩人に被

仰付御留被成其方は御國を御出し被成候者にてな

く候年寄勤成らぬと御聞及被成候本知被下御國内

居申度所に可罷在候子供は夫々可被召仕心安存候

へと段々忝事にて御留被成候嫡子に三百石次男

に貳百石被下候時に半兵衛申上候は難有仕合奉存

候願くは二男に嫡子に被下候三百石被爲拜領被下

候様譯は甥を養子に仕娘と取合置申由申上候へは

扨々尤成事を申上候然らは二男にも三百石可被下

1110

勤可由に御座候左候へば私不調法御心に不叶

且夕覺書

故右他國へ御越被成候は、如此の

私御奉公にて立身をも可仕哉と口に出し不申候へ

ども心に奉存候放扨々不及是非候他所へ御座候:

御遺言承候て御奉公共儘居候事身爲斗にて御

遺言背申候口惜く又上には添存候て相勤申候へは

何の不足にて御暇申上候哉と可被思召候此儀心に

かい居候處に今日一同に被爲拝領候事は私別て

身の上と存候へば一人の様に奉存候扨唯今此座に

て申上候右の通の心底にて神以奉存居候へ共今日

の難有さ く々々存候へは遺言を背明日か様

の儀にても御暇出他國へ御出被成候共私は殘

御

て心、

は侍の習にて傍輩に對し候ても御奉公のならぬ事

も有之候左樣の刻は兄弟共申合候樣にと御申被成

候儀常々心懸居申候先年内人は六人扶持にて御座

候事御心に不叶何と哉覧他にも御志有之樣に見

及申候淇時分は歩の御使番勤當り前の一度被召仕

候時分の儀に御坐候へは此度又御供と被仰出候へ

は定御供にて罷成候 候左候得は定御供の歩の御使番

御中小姓は 申 々後々は新知被嶌拝領候私も

其及

氣味には二〇九

浜流し難有奉 候事八十に成候へとも以

儀如此相調候内にも昔存出し拙者一人殘り四人の

内三人は被果候落涙にて調申候間各々能々見被巾

勤可被申候尤戰場にて義により父子兄弟別々に成

申事不珍候へ共御の世には同名中むつましく

兄弟は他人の初と俗語に申ことく早従弟に成申

候次第々々に繁昌いたし候程夫々に家もわかり可

候へとも同名中者堀内と申せは本老父より初御
に参候老父儀各御存知有間敷口に段々調置思ひ
出し思ひ出し如此調申候同名六人共に先麗に對し
たとへ互に心に叶不申共直に善悪を無遠慮吟味仕
被申不通仕候とも亦共意趣直り申候は本のこと
くむつましく可被仕候長谷川仁左衛門被果候刻三
人の子供呼被申候者老體にて快氣可仕様なく候
尤各随分むつましく見及ひ候果候跡の事一つ残
心有之と被申候へは嫡千久兵衛罷出何事 唯
今被仰置候へと被申候へはSや別の事にてなく候
後々は三人とも繁昌めされ子供も多く成可申候親
御暇被下候とも御御勤可被成候御遺言とても譯
違申候間不 思召間敷候と神以申候互に打寄
安に子
の悪人と見へ申候故に能く仕度頼申たる物に候夫
程の事にて共儘隠居にて申儀我が身の爲斗にて
御代々の御恩を忘れたる心にて候病氣とか何とそ

申立一類の内に子にましたる者他人にても養子に
仕候は親の跡へ申間敷候悪人と親目利いたし
共儘致隠居候心は子同然の人と存候老父抔は神以
子供の内に御奉公のならぬと目利仕候は、丸裸に
して追出可申と誓文にて被申候故神以恐しく存候
事八十に成申候ても少も失念不仕
少も失念不仕候右の通に候へ
は諸人の目にも能きと存たると見へ上々も御三代
能被召仕候信賞は聖賢は格別天はあきらかに候
忠不忠果候跡にて諸人心あるは吟味仕思ひしり可
申候親の子を思ふ事生類鳥けた物も同前にて候我
身の為に悪人と見申候て跡をゆつり樂いたし候は
世に多く老父の様に存候は先拙者一代見不申候勿
論親の事故ヶ様に書置ると各者見ぬ事にてひか
と可被存幾所にも々々々々調置申候御家中に唯
利逢申
にて可有之候大

串候拙者つ

は同類にて候私も此悪人目肥後文獻叢書第四巻

同罪と中物

其後御暇被遣一類は殘ん

右の道の親他人の心一新地拜領の日母部屋にて喜左衛門内入三盛拙者居

互に難有と申内に母は涙流し御花畑方を拜し被申

難右 被申候膨拙者申候は今日の難有さ私一

人と奉存候子細を唯今ならては不申候父被果候時

何も御聞可被成候三盛は御代々御恩を喋りたる事

常々御被置候徳庵に其方は御つき御暇なと被

下候共御厨申上候御國に居中在郷へ成共引飮申御

國の百姓共末々の者致療治候て渡世を送り申候へ

他所へ罷出申間敷候内入拙者は又武士を立居候へ

をみかき被申候は、成ましき物にてもなく繁昌S

たし候へは幸之助傅事幼少に候へは後々いか様

に可成も知れ不申候拙者も廿年在宅にて隙にて

白淋敷若時分大勢出合唱たる事故古きも新きも覺

如斯思ひ出し々々々々調申も皆老父影能々申心付

可被申候

今六人迄に知にても相当家の嫡子共には早拾人

十二人に成申候御味可有候外に類無之候 御家

は名高 細川如斯繁昌仕候事老父如形不調法成人

と子の目も思ひ候へとも信實の心は中々せても

らる事にてはなく候然とも信をとふとみ 心

二〇八

はたとへ何十年父母に逢不申とも御主の御遺骸の

御供にて熊本へ御着の日ならは就中父母に心

可有様なく候追膜仕候衆中多く候夫にくらへ候得

は見ぬ男成れとも大形つらつき迄見る様に有之役

に立申間敷物をと心に存候尤當 御代迄御側に被

召仕候由 御入國前に江戸にて候哉堀次郎石な

とより能く被召仕候様に承候扨其弟是も能被召仕

候故 御前にて軍書太平記東鏡抔の類よませ御開

候由夫故に後には拙者なと一生にて十左衛門殿に

御心安く候者にて候兄の事は承及拙者は兄弟

にて何事を古き武士の善悪の増すひさん成奴めと

若時分心安(申せともうけつけ不申候然處に御殿

被遣候右両人の親は御奉行迄勤智恵才疊すくれ候

旦夕覺書

て拙者覺候ては御奉行も勤申候嫡子故 光侃公

御兒姓勤 御遺骸御供に

御遺骸御供にて熊本御着の時に數年勤

申父母戀存親の屋敷

敷立寄申候 5

ཉི

だれか身にしても左可有事 申候拙者一人わ

かく承居申扨々合點不參候にて候へ共何も年寄

能き者と申人に候へとも肌を尤と存候事とも何

共拙者心に落不串と口には出し不申心の

と御家中一二人の内にて候へは子供の親

見へ申間敷様なく候いかにも申付近一類に江

戸動外様に出申時分に拙者事心安く貴様頼存申入

候孫事若 にて無心元世悖も參居候へ共世悴生

付氣に入不申候甥をもて引をし可申男にて候

なとの拙者見申候見せ申候には拙者心安く色

々の噌を仕男の噂も仕在江戸の時にて伯父様ふ

候て甥の金銀も取申身のみは他人は不及申油

の成男にて無之候親とは貴様は別て御語被成

故少申兼候へ共今時はやり言においはきとて伯

様の甥をたし候御家中大勢の内にて拙者

はす.一と申候へは黒仁扨も々々能く目利仕候

利はならぬ物と古人も申候此比拙者方へ參候狀

見へ可申候ゆるく申す人の目利奴々我折申候親の

目にさへ子には迷ひ申は世の常にて候すくれたる

と申さぬは子の目利さへ成不申候此親は御存可有

候當 御代迄 御三代勤能奉公人にて候ゆゑ如斯

拙者方へ子の事無心元存賴と申越候必々御沙汰拙

目利のゆるして御飛脚者候時分にて右の紙面

以見申候て笑申候はひや善人は善人の目利可仕

1104

に

へヶ様の時節は別て若き衆は手足すくやかに心も

夫に癒しすくやかに成物にて候由にて何も同道に

て段山にて茶辨當くわし抔持参三盛は殊にかわゆ

かり被申候ゑうすべり敷にて被居候處近

くに居申候御城につく〻〻見被申三盛に被申候

は何と〻〻拙者には如被存若き時より東中の城

〻を見ぬはなく候 御城つく〻〻見申〻能枕に

て老人の心底察被申候へと被申候三盛も心に萬一

の時は御城にて打死と被極ると早心にうかみ

申と被申候其後御家中上下歴〻も尤と存候で野遊

へ出被申候由三盛中聞候八十に成候て少も失念不

仕候扨も〻〻左様に可有事御家中多き士にて候へ

は仁左衛門武功におとらぬと可有之儀に候へ共時

に逢不被申候へは委細に心付申さぬ筈にて候ヶ

様の事老功の武道を吟味被仕たる物と存候佐久間之丞は大坂にて能三千石にて唯今備前殿屋敷に居被申候此之丞被申候由先年江戸にて野田小三郎咄申候孚之丞には色々噺多さ人にて候武士の道の相談可仕は長谷川仁左衛門と被申たる由是に察可被申候唯今の長谷川久兵衛曾祖父にて候

一拙者初江戸廿二歳の時にて右 御代先 御代勤申の御使番殘居申噌も承拙者儀に候へは同名中心安き衆は拙者をかわゆかり御知行衆に別て多とて仲間そねみ申たる事も承候然共夫々の隅に兎角洪身の位に癒したる多く御座候高位高官うかへる雲のことしの言葉にても人により雲位よりは高き咄も有之候仲間にても吉田傳兵衛眞野牛兵術は八代に居候愈々雨人は別で心安く噌申候拙者へ申候は心安く申聞候皆々拙者に批仕候先血氣うは氣に見へ扨父も多く開され共十の内一つ二つ

扨々尤成噌と申者も有之候是は皆同名衆のを聞

たる物と申拙者人から悪敷見へ申候故に同名共に

とられ申様成る事に候随分皆共心安く語申候ゆゑ

如斯申と申候ゆゑ拙者中は諸人の察のことく親の

階伯父ともの承候ての事にて拙者も存寄一つ

も無之候申たる儀申候右の通に候へは先先御

代より相勤申直に居御入園の時御供にて能被召

仕候者の兄は靴に見不申候是も三百五拾石被下

親は能人と申忠利公にも二三人の内にて何そ

と申候へは必々御吟味にのり尤御老中迄も共通に

故なかぬ物々々々

も高腔にて候由事

れも壁を上涙を流し候時拙

被遊候跡に

一眞源院様江戸にて御逝去の年御参勤の砌立田にて

皆共見物仕候拙者は五つに成内入者九つと被申候

こふにそり髪をゆび被申候由就夫御目に立申誰

か子かと御尋させ被遊候と内入被申候拙者は唯御

駕に黒き御小袖を召させられ御色白(被成御坐候

斗覺申候正月の怖物なと伯父三人の内誰とは

不申候法師に成り被申候は右のかさり物取捨さ

せ被申候を取除被申串は曼申候翌春 御遺骸御下

着唯今御花畑と御馬屋の間のき所に御家中の妻

子各罷出拝 剣拙者は六つに成り候由 御通

兄弟三人少成人仕寄合四方山のいたし候時老父

被申候はSかに 々々左様に寄合候て中事

は能々惣別人の吟味他人は内の事不知物に候八

右衛門角本文左衛門三人は奥へ候三人の伯父

事を能々見候てたれは是が能きと致吟味能と思

ふをまね候て見習候へはと被申候事唯今も存尤成

事に候

申候

二〇五

川仁左衛門殿老人にて武功有之人にて幼少より親

召參候故男振居申候か小男にて若き時唐瘡

被申候由鼻もひしけ見苦敷男振にて候直江山城奥

力にて度々上杉の家にて武功御聞

功御聞及八百石にて

召出即座に千石の折紙被爲頂戴候是にて察可被申

候此仁左衛門所に御家中老若心ある皆々毎度酬

に參候よし拙者も幼少にて覺申候大里儀太夫大野

傳兵衛抔は拙者申候右の御跡目不被仰出候内は

熊本上下の侍」人も野邊へ出不申びつこうとして

居候然に或日大勢哩申候に仁左衛門被申候

は今日は天氣能く段山遊に氣はらしに各同道可仕

と被申候へは各見合返答無之故何と憚入候哉被

申候時何も申候は唯今の時節上下侍中遠慮に存不

泥出候尤曲輪より外には以にて候由申候へは笑

ひ々々々々拙者致道候程に各心安く被存展

々とすかし候へはいやなこふと申一しは高く泣続
由母後に度々被申候故右の通かすかに登申候直に
川端通船場橋より妙解寺へ被成御座家督延引仕
候に付御家中にも上下の内侍中夫々心替り色々
る日被る衆中老父打寄咄被申候覺申候長谷
ても信用申候御將の御吟味にも兎角勇を好は
世上に常に候へとも吟味仕候へは唯律儀成者武士
は第一に好申候律儀成者は此筈士の役と存武道能
頼母しく存候血の勇者不頼母敷小身者は他家を
日九月十三日本白は四月六日かと覺申候江戸に居
候時に一唯今も慥に覺不申候右の道に候間必々内
被仰置候とも拙者存生に申入候だとへは々々々
々征月に召れ候はすとも此一冊を御覧候て祖父祖
母は見られ不申候へとも如斯の心底共本を御吟味
可有候拙者に被申候事を如此傳申筈に候尤各了簡
御吟味候て善悪御わけ候事不及申常然の道理に叶
候様にと存候麗父母より生れ増たる者泄に多く

候かろき事は時々の風にま 申候様にと

候信は古へ今に日月の如くにて候人たる者は本

武士たるは義理を専一に用申候軍書近くは大阪夏

冬の御陳にて如斯天下治申候其後島原記此時者

御父子様御供御家中不殘被召連候拙者も随分致哈

喙書置候御心付御覽可有候尤夫々のの次第は委

細に見へ不申候へとも定て御褒美の如くと存候大

坂關ヶ原皆々天下にしられ能武士と申者 S

仕候ても立身皇大身成者は謀叛を工み兎角賴母

と存候者は律儀者ならではと御意候旨加藤左馬助

殿御申候様に何やらの書に見へ申候心を付見候へ

は大坂陳の刻水野日向守殿右筆にて廣田儀太夫と

申者五月六日の合戦の砌そはに居候役故念に思

たるか今日は先手へ参候へと御申候忝と申参候て

高名仕罷歸申様には明日は其儘御側に被召置被下

候様にと中共時何も先手を好可中にこりたるかと

目引県引笑申候扨七日の合戦に日向殿御手に大坂

方より大勢かり日向守殿も自身麓にて二三

御首は家來共に御とらせ候右の儀太夫如斯可有

之事を前六日に先手に参心にかけ候故一番に日

向守殿前にて討死仕候餘り志を不便に思召候て御

覽候得は少息も有之故かうかひにて口を御あけ御

薬御用候へは氣も付次第に共後有馬に湯治被

仰付候て段々御取立御家老役に成候よし勇士一言

集に有之候寫置候へ共近年見へ不申候何方へ借申

候哉入る書物三冊有之候を一冊に寫置ると

覺申候御吟味候は、後々出可申候難波戰記には廣

m儀太夫なと能き働と迄有之如此委細に見へ不

一右の時分茶の間にてわるさ仕候放老母しかり候へ

は腹たち薪有之を投打いたし候へは内入居被申お

とれめは母に投仕候哉とたくさ可被申被任候

處に優逃け門外に出歸候へは母被申候は親

に不孝成者は 天道御にくみ候男女に限らす天窓

を打申事はせぬ物にて候天窓には不断の御座候

下々男女の事にても告口せぬ物に候立聞とて人

の物をしらぬ顔にて聞ぬ様にするは道をあるく

旦夕覺書

時に扨々うつけめか左様の事を何

の役に立事かとて以外立夜更候へ共三盛を踏

付被申候へは逃て次に被候を又起て追被申候

へは長屋迄被參候老母もおき色々斷被申候へとも

聞不被申拙者はおそろしく震ひ居申候へは氣に入

夫程おそれ申か能天下の御法度殿様よりの毎月

御觸にて候にかりそめにもあの なるわはふ成事

又は下々のはやり言はSはぬ物と被申候唯今八

十に成候ても失念不仕候扨も々々ヶ様成事を覺候

ても幼少より公義の重さ事中開せられたる共志能

々可被思知候與風存出し書置候

まりやなと、

出し三盛ひと拙者に覺ぬ

かとて被申候110111

とても不孝成者のありき候へ者地とて土の下に

ある物にて劍をさかさまに立たるよりはいやに

思召孝者成者の歩行候へはとふしみ一筋置たるよ

軽く思召物とて色々のおしへ被申候八十に成候

ても少も忘れ不申只今思ひ出落涙仕候扨も々々雨

親ともにおしへ被申候事皆々 天道神を敬申候斗

に候各心得子孫に傳へ可被申候皆々拙者に親母の

被申たる事の為に成可申候扨拙者果申候ても必

精心無用に候右衛門は格別夫もよそへ参申或

は悦の坐敷へ参候て扨々能所へ参候とて魚鳥給不

申今日は親の日なと、断申事てい主の心に減事

ては心にかけ可申候心をやふり申事しく候心

に精進の事忘れ不申ために御主の日は格別と親被

申候五十年以前十左衛門殿て江戸へ御越候時拙

毎度申候拙者精進多く候誰々かと御尋候故に

其時分同名八右衛門八月五日に被致病死候兄是安
は八月九日両日共に朝斗精進仕候と申候へは八右
衛門日は跡繼候子可仕候伯多く候に無用是安者
跡なく候一日の筈に候と御申尤に存少も忘れ不申
近年は誠に精進多く毎月朝も止申征月斗は八月五
兵被申たる事申上候へば 御意に叶たると見へ申
候面被申候時分御小姓にて毎度出合候衆谷
右衛門兼松七右衛門被申候 *儕右今度拜顔の屋敷
は世上にて如形家も能候様に承候近所にて候故咄
承候へば板敷も古く天井もむきは無之と承およ
び候由被申候故いかにも仰の通に御座候へば私に
は過たると存候は私親は御存被成まじく御家中一
番のすり切にて奥に天井も無御座しふ紙をはり申
所にて生れ申たる私故に親より過たると存候と
神以申候へば扨々むさとしたる事と申笑び々々被
申候故おし返々々々申候て大笑に成申事に致失
念不申候拙者はかりそめにもと申事別て嫌び餘

勢成もきら放老父すり切居など少もかくし
候事なく候常世承申候へば親の前身は不及申
多く候心には扨々人はしらぬと憂申候が實の
忠義思ひもよらぬ事とおかしく存候各能心付可
申候天道明らか成事是に付ても不出書つけ中
一雨年の内に山田調庵果候て山崎の屋敷筑後殿振
廻申候位座敷ぬり床には歳も有之候林兵助
に被下候村井は佐川儀太夫と申先御代より代々勤

新組にて勤申候唯今跡は無之候貳百五拾石の被下
御幼少より被名候人にて拙者にも懇比に被申候
北屋敷臧奥 程能座敷は源兵衛代に立候是を
望候て致拝領 候是皆拙者拜領の時くし取なしに拙
者に譲申候天道明らか成攸におのつから如斯致拜
領候扨江戸へ参候拙者に横次左衛門時は堀次
郎右殿組脇にて幼少より隣にて能く存候拙者に申
候は林村井拜領屋敷と拙者屋敷とは格別善悪替

申候と御次にて何も被申候只今は以能屋敷候
望申候は調可申拙者ためと存被申候即座に御
心入忝は候へ共拙者に被下候時分能屋敷とて被下
候唯今は右より能屋敷候とて願申儀心に叶不申と
て願不申候かりそめにも慾かましさ儀老父殊之外
嫌ひ申候事少しも忘不老父蔭と存調置候
一幼少の時三盛拙者両人者老父臥し被申候跡に寝せ
色々の聞せられ候十歳斗の時と存候三盛拙者に
駄なから色々小歌時分のはやり事下々の申儀
と互に申候時分は切支丹宗門の御改毎月ふれ小
身者家内にも帳をとち男女手に墨付させ形のこ
とくさせ申候両人に被申付候時ていうすさんた

11011

旦夕書

承申老影にて候是に似たる毎度山名殿大木

殿にて承候へ共々我物に出来たる様に上下中事

能見覺候勿論おのづから出たる事可有之候へとも

能事と中は皆々古人の言或は父老の昔承

のづから與風出合中事のみと存候放此間は別て果

候間もなく存各同苗中悪名を受申さぬ様に日本の

神ぞ御加增御座候へ位も能く御成候様にとはさか

み不存候雅今の通に候へば各親より能き所も有之

候拙者も見申候然れども年寄功者に成候程實に薄

く成當世の風に成中右井田に申たる様に拙者心

に覺申候先御代よりの上下侍拙者程大勢出合申滔

は又有間敷候山名殿前へ出候程の男に拙者しらぬ

は無之候上下の侍に是は實成人と存たるは少く大

身程輕多く覺申候打死追腹心懸見可被申候ふ身

者には多く候島原にても大形新参衆に多く古参は

候人形參者尾藤金左も新参にて御一

言恭事承り被申打死被仕候咄三盛被開候島原の

事書たるを見被申一人宛に心付見可被申候子孫

多く候皆々親に似たると似ぬと思様成事心にかけ

につくろひ不申有様に申度も昔の能き侍の毎

1101

へば者ときの者の心付申儀に候を以存候
へば無事なる時にも人にうたがはれ申者不實故に
て候程利口に立廻り被召仕候も宜く候ても不實
と頭に思はれ候事人間の大なる恥と存候へ共其
者は人はしらぬ誰も如斯など昔今の同類申たて
誰も如斯是も十人は九人申候大形左様のが自慢
にておれより上は有間敷と思ふ事も脇よりも心有
者は見る事に候扨二三日過堀二郎右殿より呼に
今候故唯今中瀬助五郎居被申屋敷に共儘參候ヶ
々々と被仰付候村井源兵衛林兵助は今少以前に中
渡候へば兩人被申候は皆共儀は當分居申所少も支
不申候傳右衛門儀は母も有之上承申候へば此中
縁組も極め申様に承申候左候へば兩人よりは傳右
衛門拜領仕度可存候間麗におよび不申候傳右
衛門追付可參候三ヶ所之内望次第に被爲

被申兩人ともに被候扨々仕合成事と被申どれか
と尋被申候故坪井牧丹右衛門上ヶ屋と望致拝領候
其後次郎右殿御車候は右の様子達御耳候へ者然
ば此後兵助源兵衛に被爲拝領候屋敷者傳右衛門に
被下候屋敷同前なる可被下間能覺候へと兵助源
は老母も有之っうに似ぬ孝行成ると被聞召候兎
之思召候石三人は同じ様なる者共にて此内右衛
一四十年前屋敷拝領の刻は林兵助村井源兵衛拙者
にて候其刻唯今在江戸被仕候鬧川杢太夫親關川
檢校は拙者兄是安同名文左衛門心安く語りたると
て拙者も同前とて心安く被申候熊本へ御供にて被
參候時澤村一官も別面にて振舞被申鹽屋町屋敷に
居被申候時にて右關川相伴に同名文左衛門大鹽弼
五右衛門拙者參候害にて文左衛門所へ參候へば早
關川は參咄被申候處に拙者參候へば傳右殿は屋敷
望と承候夜前御前に堀次郎右殿御召被仰付候私も
居中承候三人の共屋敷望候由唯今御吟味被成候

へば家有る屋敷三ヶ所有之由定て夫にも上下可有

し書付見せ申候彈臓に御見せ可有候笑ひ可申候

底には多分拙者返答心に叶可申候常世は同名か一

門近きは必々ひけの事のみ十人は九人にて候上下

共に侍る者の思様に如斯の事にさへ傍輩中我よ

り上に被召仕候人に向以遠慮仕候心にては中々悪

身を捨勤申事は成兼可申候しかれば忠義の程も當

世なみと存候

心

角くし取にて相渡候へど御比の様子と被申聞

拙者申候は扨々難有奉存候併私母に孝行に御候

段被開召上候事近比器内に迷惑至極奉存候如御存

知喜左衛門は諸人私よりはていねS成ると申三盛

法醫者にて毒薬のわけ能存老母給候朝夕の物迄念

を入申候私方へ母節々逗留候は御存知のごとく

定御供にて熊本に居中事すくなく就夫三十日に廿

日は私方に居申候毎度食傷なども仕候放り逗留

無用と拙者へも度々申候へ共母心次第と留も不仕

右の通私のを孝行と被開召候儀は忝内に却致

迷惑候能御聞被下候へ々々々々と返々申候刻

左衛門殿申ると被存たる面色に見へ候救彌五右

衛門も参一度に参候へば一友に關川中候は前夜是

に参候事御前にて申上候へば土之丞に能申聞候へ

御禮日に御覧裬成候へば若き時の風今になり不

と思召候衣類上下迄に御心つけられ候へば關川

申候料理迄覺申候本膳の向に腹赤鯛を出し被申關

川悦候高瀬に銀有之調申と一友被申候其外は覺

不申候拙者も珍敷疑申候如斯實に内人三盛孝行拙

者はおよひ不申と存即座に有様に申候何事も物毎

二〇〇

門方へ御家中歴々上下共に御出御用は格別常之御

咄にて候へは毎度次の間に混在承申候江比も御加

増御拝領是は御存知のことく向の津川殿代々心安

夫故十左衛門方へも御出被成私へも御懇比に御
申候つく々々存候へは御奉公人は前より乍外お
とり申と存候と隅候へ共名は書不申候是にて一言
にても不實成事けいはく成る言葉は家來々 人
にて上下なく質にて候へは恥かしき事にも十左衛
門殿舎人殿如形御心安他人にて心の
程心安く御申
候事身にも覺申候へとも一言にて芸人の心知れ
候在宅仕年に成申候熊本に居候時分山名殿大木
殿へ出入仕候時分家中の為に能事は折々申たる
儀け亮申候拙*身の上能事けいはく成事一言も
不申~覺估仕候放在宅へ引込候時も前々のことく
家來共にも逢申間敷候され共打寄候て皆々咄申時
拙者事存出し可申候恥ヶ敷存候儀一ッも無之と存
候唯今も共通定て皆々果可申と存候前かと含人殿
なと御家老に被仰付候時の事堀次郎右殿上田新兵
御殿と共立身御取立候衆の批判有之候寄

々々申候時にも能勤故夫々に又立身御加増

旦夕登書

被下候へ共人は前よりは悪敷成候と申候へは舎

人は何と含人程能成りたる者はなきかと次郎右殿

被申候莅拙者申候は々夫故に御家老役被仰付候

諸人に勝れた・事しれ申と申候へは是は尤々

と新兵衛殿一座にて御申候事も失念不仕候

一同名彈藏御用人に御加増にて被仰付候淇刻熊本に

て拙者へ配儀を被申心には少過きたると被存た

様子に見及候處即座に返答仕候は如仰結構に被仰

付候て私共迄難有奉存候被仰付間入にて御

座候共子細は大守様は格別御老中方の御目利にて

も平八事においては何として拙者程御存知可有様

無之候中八事に候へは幼少より能存候惣親も

御器比に被召仕御加増も被下候得とも親よりは益

たる處多く候共上相佼中も前々より能存候團之進

なとは貳千石迄被下候先もさのみ皆共に替り不

申候併是は兒姓達と申御家の宇右衛門殿も御兒姓
達と申候然は唯今の御用人にて千石迄被下候
共さのみ相役にはおとり申間敷と存候御家老役に
被仰付候ても宇右衛門殿例有之候へは一萬石迄被
下は餘り珍敷事と不存候岬以返答仕候事唯今存出
一九九
にならぬとても少上にもあたる心有之と存候即
刻段々達 御耳候て事の外 上にも御迷惑に思召
九右衛門爲に本の屋敷の家より能き様に被聞召九
右衛門に被下候此後屋敷の儀別し ヤマ々念を入
可申と被仰出候由角入被申神以少も于今失念不仕
候筑後殿御存生十左衛門殿も御存たる事を哉と九
右衛門は直に心安申たる由承候曽て段々のわけ御
存知なく九右衛門方へは十左衛門殿即刻御出候て
御存知なきの御申分被成候然は一八親父も父子と
惣利發は勝れ候へ共身慾も又すくれたると
の咄は井田太郎兵衛とて筑後殿より十左衛門殿御

もらひ被成候おとなにて十左衛門殿姉聟達の藤崎

作兵津川子供衆御兒小姓に被召出候時十左衛門殿

御母儀へ御所望召れ候衣類等に付段々夫々の拙

者は分て十左衛門心安く存候とて十左衛門殿御申

おき内設の唯一々承候以後にも拙者に作右衛門一

八八三人ともに何と存候哉と御尋候故以心底

夫御哈味にて共刻被仰渡にも右之通想家は九右

衛門家よりは殊の外能く候へ共屋敷せょく右之通

九右衛門心に叶不申候儘替申は老母すまひ

御叱り被成比は此方より控申事のみと申候へ

日本の以井田哲文にて拙者側によりも々々

拙者は不様成御詞憚なから奉咸候如御存知十左衛

不殘申候へばいかにも々々々々共通と神以御申被

成候扨共後流水も口中の頃にて果被申一八も病氣

に早く御斷被申一八跡も病氣とて御断被申候へと

も譯有家にて唯今の左は次男にて家を御つかせ

被成候如斯のわけ諸人共にいや筈是は此筈と當

世の不實のみにて心實は常世にあわ

と上下申事にて候常世にあひ申能事も有之候へ

とも以後は必々本に成申候唯今江戸の趣承傳候に

も背したひと中傳候是にて能々合點可被仕候

一台の井田太郎兵衛に或時色々車内に拙者申候は皆

人に御聞の通立身加增被下候位も能く被仰付候事

に候拙者心にひきくらへ申候新知被下候時分は

夫程にも不存候少御加增被下候て却て拙者心は本

よりわろく成申覺申候子細は年もより御存知

のことく妻子も有之候へはちと身をかほひ申心出

來十左衛門殿御前にても昔のことく思ふ事不殘御

申事十か七八は控申御尤毎度々々口が過候

一九八

一右の通に銘々上下共に屋敷をもたぬ者はなく候忠

利公御時に興津作太夫と申者御奉行一瞬一人と

申たる三百五十石にて唯今土山内居被申屋敷に

て子は彌五太夫と申角入は近所にて別て内外とな
〳咄被申候績彦太夫姉聟にて能覺申候三十一二に
て病死弟三五郎と申おろか成者にて亂心に成り申
後に何方へ参果候哉彌五太夫存生の内にちくてん
ひたし知不申候共時分老父被申候は親作太夫全
盛の時分心儘に屋敷の内には輕者共大勢居申候
追立居屋敷廣く仕候小倉より熊本へ被成御座直に
落付たるかろき者共にても皆々子供生候光公
儀よりは決て能屋敷家無之には銀子など被下作
格別定御供は御断申上止可申哉なと敷きの内に
色々あんし市内に右の通り次太夫被申候に付以
儘心に通し誠に沈成事を承候と共儘心を改申候
能存候へはあやまりては改に憚る事なかれと申は
如斯の事か此次太夫は 三齊公御兒小姓勤被申
龜之助二男にて古人にて候つる唯今右衛門事同
名にても父方にて候不思寄の縁に成候右の仕合
放老父の一言と同前に唯々落

太夫も内にては心付候へ共内に老父老母は別
てなけき申候むくと被申候すると共跡無之
喉奥津彌五右衛門同名にて質は兄弟の別れと被申
候横山九右衛門屋敷を津川一八拝領にて唯今平左
衛門居被申候此屋敷差上候時分水前寺へ御供立直
に甘くれ時分九右衛門方へ見舞に参候得者へ参
候へとて初て通り申候扨々不及是非次第是見候へ
は愛は親父被居候所是は母か女子共にはり物な
させ申ためとて奥の椽一間に長さおし通し十間
餘可有竹檬付其身妻の居候所は茶の間と臺所の間
に拵氏家林雲院隠居のこと仕居被申候故以涙
を流し口惜次第御奉行所にて被仰渡候故石守九丘
術に中候は私儀は如御存御取立者首を被召上候
ても兎角可申上様無御座と申上ると事の外腹立
被申拙者も神以尤 候放涙を流して見申候御
すまひの様子見尤成事御雨親への御孝行咸し申
神以涙なかし申事唯今も同前にて泪を流し申候

時分家有にて一番の屋敷山崎に平野清兵衛と申四

・百石被下御奉行役にて勝手も能く座敷ぬり床に圍

ひも有之奥は三間はりにて如形和應より廣く候就

一九七

父三盛被果候年は拙者廿七の時にて共時分は親果

候て三日法事過家屋敷差上申様に被仰付候是は傅

々にて能家屋敷御次方の者共病中にも夜るは屋敷

の間を打見申な 沙汰仕申候老父承被申枞々笑

止成事昔は無左候唯今も先君へ被相勤申被候衆御

側にも有之候是程の事を不被申上候哉と被申候

右の通にて手取金津助十郎屋敷へ荷物なと遣候時

心有りて甲を給はり候頂戴仕討死いたし候

承及び候此類幾たりも御座候軍書にも見へ申候と

申候へはひしとこまり一言出不申候尤拙者より十

を余うへかと覺申候後には御鐵炮三十挺御預け利

日程當世に叶たる男にて候子孫有之候名は記

不申候先此一事も拙者にはおとり申候是も古き能

侍の事心かけ申故に興風言葉にも出候助十郎には申聞笑ひ候右の爲に書置候

の内にひか様の居も勤申か本意にて候上しはりからけて不被召置候御軍法背候て討死と切腕の悟にて昔も御留守より参候て致討死天下に類はしたる侍藤堂和泉殿家中には同玄蕃は關原合戦に留守に居申一人ぬけて陳場に参候へは和泉

申候處に續頭太夫被参候て傳右衛門殿には御下着以後不懸御目是へ御出候へ逢申度と被申候處臺所口より出候へは拙者手を取候て々拙者は能時に着仕數日御看病にて候先御代より定御供被召候衆親のしに目に逢申衆はすくなく能覺申候扨々御孝行天道に御叶候忌明候は早々御出御勤候へど被申開候時節は廿七にての御使番定御供は必立身被仰付候事見及候へ共三盛存生にてこそ立身仕候ても悦可被申候母者女にて候へは夫程には被

存間敷候一所に居候事悦可被申候當り前の御供は

皆とも助十屋敷在宅にて座敷なく奥に何も居

一九六

坂崎清左衛門殿通り見被申候て尋させ被申候へは

三盛荷物と申たるよし御花畑へ當番にて詰被申候

時にて御家中侍衆果候て三日過家屋敷差上申事妻

子歎きの内に秘々笑止に存候今日三盛屋敷差上候

故荷物のけ中候を見申候せめて三七めか或は三十

五日かに上ヶ申様に御奉行衆へ申度事と被申候近

年は五十日過に成候哉時分も御家中古人は三盛

は存命の時人の為に成候者にて候つるか果候て跡

にても諸人の為に成申と心有衆は被申候段以承

申趣も尤に存候然共ての御意に御代に被召仕候

衆も代々にて何も跡の断絶候事不便に思召就中

常御代に御取立の衆は以不便に被思召候との内

々御意にて候拙者儀は別而御重恩との仰に候へは

右の御意の筋養子被成間敷との儀は御心に叶び申

間敷候と被申候誠に左様にての御意承申候
御家中一同に承申難有儀に奉存候然らは乍御六ヶ
敷御自筆にて熊本に居申候同名中に連紙にて右の
趣被仰遣可被下候私手前よりは少遠慮に存候儀
御座候と申候へは招々御得心別太慶仕候御飛脚
立候は、御同名方へ可申遣とて則息に書同
名中に被申入候角入初として々難有化合 御取持
被下候へと返事も見せ被申候てしからは養子に誰
かと時工夫仕候處に村井源兵衛参被申候は此
間節瘡と拙者子の噂申事に候差當り堀内中に無
之様に存候とへ有之共今度の事は亡妻存生の内
にて別て力を落し可被申候左候へは御同名の内に
たとへ心當有之共御内方の爲と存寄候へは式は弟
か甥か兎角其心寄可然と申候拙者もいかにも尤と
存幸に妻の弟有之候是を願上可申とて其後は熊本

連候とへは夫を苦に被存候ても時に至ては銘

々心に有事にて候常々役儀心に叶不申候とも御静

一九五

長谷川殿存たるにて無之候へども老父心に拙者

存寄叶可申壹筋に奉候へは右の通恭次第三悦

養子候時彈藏口上書のことく拙者養子同名中承難

被存返事節濟見せ申候右の熊本へ連狀を彼申候

三盛なとにも尋候へども何方に有之哉見出し不被

申候此後にも自然出申候は次に御渡し可有候

一金津助十郎他田詫唐兩御奉行勤候時去5人三百石

取父島原討死にて候者の宇土郡奉行被仰付候

時噌者へ申候は助十郎も同前拙者も宇土郡奉行

に成無是非事と申候故何と職場に不被召れ候役と

思召被申候哉助十郎は左様には存間敷候承及び候

へは兩人役は時くじ 何役にても一人は被名

へも申遣取遣済共年極月廿八日子如願被仰出候

ヶ様に節に申候儀も前々老父咖長谷川久兵衛殿

實子被果て跡子の事幸孫有之候取持可申と筑

後殿御申候時斷被申候筑後殿委細直に御聞承
尤成事と感じ被申然らは拙者方より願可申とて
兵衛殿に構はず御願被成候事々承候日本の
は同年同位にて右の通に採明候は少し自慢に
備頭番頭奉行は不及申拙者小身にても勤は成間敷
は不存候尤平九郎は萬一新兵衛殿咄承にも可有之
此事の外にも上田殿拙者も事の外咸し被申候事
寺九兵衛被申聞候是は小原長四郎事堀次郎右衛門
殿に申候時一座に新兵衛殿居 被申候多覺
書に可有之候堀殿は彈藏同前に 採明と申人に
て候毎度如申古人の事を不承候ては今時の先
に任せ時々に合候者の好事にて無之候武士の武道
も十人並の侍の噌と一位上へに聞へ申噌と語中内
に早者の心しられ申候隨分々々御吟味可有候皆
老父か本に成申候隨分心付可被申候尤其時分
の風にて無御坐候へは通り不申拙者も四十餘年相
勤覺申候然共何を大事に成候て古侍の申傳古き

事不承候ては當世斗にては成不申候江戸も古きを

御慕ひの趣に聞へ申候

ても本の正敷事をいやとは可申様無之候

門

にても 秀林院様御事實に思はれさるにて候拙者

申合點仕候は 秀林院様の御利久左衛門承候

ひしと止拙者事斗つく〻〻と承候いか成事に

にても心に叶申間敷と申候へは節いかにも拙者

持させ候へとの御意の旨にて拙宅へ節齊被參候扨

・難有仕合涙を流し申 は私儀如御存知歩行よん

段〻御取立被下子果候とて又養子を仕候事は先麗

の儀を存名字致斷絕は不孝と承及申候圳御存知三

盛事親 名迄付居申又喜左衛門儀も私同前に新知

被爲拜碩居申候私儀は以段〻御恩兄共より重く

蒙り存る様御奉公

様御奉公不仕上養子と申事は老父草の陰

一九四

一拙者江戸詰の時廿五年以前に熊本より狀參り一子

土之進果候由申來十左衛門殿も自筆にて北節忠義

の出候所とて平野九郎右衛門方へ被仰遣候山にて

拙者居申町屋へ態と參被申開候本よりあきれ居候

へとも共三四十日前 惠雲院様七月廿一日御遠行

被遊候土之進は八月十六日にて間もなく恐惠雲

院様の時力を落し食事給候事土之進事於申候時分

に心中にて引くらへ見候に神以土之進時には萬事

輕く覺申候故扨は未御奉公中にさのみ草不

事と日本の心を心にてためし申候御前にも

聞召上江村節齋に御意被成候は最早唯今より出來

たる子は傅右衛門爲に成ましく思召候間養子

も〻〻そなたは大不忠切腹皇と存候拙者儀にて

御心易く存候へ共 殿様御様へ大不忠の人なれ

旦夕覺書

家は御堂様(彼爲付候人は小

被爲付候人は小笠原備前河喜多石見

拙者にて候へ共金津助次郎此者は軽者にて

も名をしたるは何故そ萬一 殿様御心付なく

殿様の御あやまり君君たらす共臣は臣たらす

聖賢の詞にも見へ申候扨々夫は他家の事にて御

家にも嫌び申男は偏に鎧の上手稲宮をうら山敷

思男か嫌ひ可申本より如斯申候へとも拙者も

望候ては有様か此方より望申事にてはなく候併波

仰付候は、御請召れ候へ能了簡被仕候へ其方今度

御斷被申候は萬一如願成申候か扨は切腹可被仰

付候本より侍たる者のわけよく侍の道にて切腹は

結構成事そなたも本覺悟にて可有之候跡に

仰付候者も定侍にて可有之候そなたの切腹にて

将明申跡に御國中廣く共いか成者か其跡を勤可申

哉しかれは御姫様御一代侍を不被召仕と腰ぬけ

か下々斗被召仕候様に成行申時は御家御様方に

對し兎角可申様もなきそなたにて候拙者事心安く

段々上田殿御標色々断不成候道すがらあん

は切腹召れ土にうめ候とも拙者心に成る事ならば

引出し討果度神以存ること申候へは一言も返答な

く泪を流し候共時拙者も涙を流し落涙仕候扨久左

衛門合點仕候様子に見へ候故拙者儀是迄參候しる

今夜早熊本へ御出候へと申同道仕只今一村彌三

兵衛屋敷奥村二郎右衛門居候同道仕直に座敷へ參

候へは次郎右衛門優扨も々々恭久左衛門へは

Sり料理申付候へ傳右衛門殿へ御酒を強度と被申

久左衛門は勝手へはり申候跡にて拙者へ次郎

右衛門禮を被る事共は我身の上にて書しるし

難く其時段々久左衛門親の事私弟にて中津へ町人

仕居申候久左衛門を熊本へ呼御兒小姓に被召出候

咄にて段々ヶ様の者にて御座候へ共私甥にて如斯

成行申候此間打寄何も御異見承不申候處に扨・

々と悦ひ被申皆共若く此後御奉公の爲とて先御代

にも御目利の是は誠に無勿奉存候へ共此隅は

拙者若く御奉公の爲とて妙解院様の時御目かね

違たる侍中迄被申開候右の道に候皆々拙者

年増後々は御備頭平九郎親父も貳拾挺御預上田

殿は頭に成伯父の次郎右衛門奉行も剄申候衆

候内々承及候氏家殿御兄弟殊に各様伯父次郎左衛

門殿なとの御申候事を合點不仕候事を何と仕私式

異見可仕哉と申候へはSや々々左様にて無御座候

人には合口と申事昔より申候拙者は無類の合口

と存候是非々々今日中に遠方にて候へとも御越被

下候様にと偏に々々頼申ために是迄參候と被申候

故今日は老母をひきみたまと申振舞候物とてい主

の三盛開今晩は右の通にて上居敷に乍慮外御

覽波下研物も御座候て柿原村は是より一里も可

有御座候何と仕今明日中は成間敷と申候へは

は、夕食迦に拙者方より駕を進可申候冶の通最早

四五日に成申候事の外打寄御延引を氣遣任候是

非々々と被申候拙者も何とも難申左候は、夕食

過七時分より可參と申候へは々器奉存候とて

踊り被申候跡にて右の通の時節は近頃遠方と申參

る事も快く不存扨々にくき久左衛門のおのれか身

もしらす御様に付候儀心に不叶と申事は殿様

を先艦く存ると聞へ候と日本の拙者心は別々

々腹立色々工夫仕居候無程七つに駕人共に上田殿

り來候故罷出候共刻は三盛は今の櫻馬場澤村主

11

行止る心を宿と定めてもふる里の方を悲しさ

右の心底にて久左衛門何と申て御請申させ可申哉

事によりたらは打果候て残念なく拙者四拾一の年

駕の内にて色々様々案し扨彦候へは共儘罷出申候

ゆゑ今日上田新兵殿御出にて初て承申候何と心

得被申候へは御請不被申候哉と申候へはいや思ふ

ても見候へ拙者事は他國者御家生れ多候に御座様

へ御付被成候は不及是非候と申候故成程尤夫斗か

と申候へはいかにも々々々々と申候時拙者申候短

はそなたは御家御先祖の事しらぬか 細川敏

の根元知ら侍の勤式は間敷と申は先身のお

こりと存候 秀林院様御自害天下に知らぬ者な

く書物にのせ置候忠義を御代々如斯に候他家に

て女につくをきらみ申儀は拙者御國にて生れ申候

へ共随分他國の名ある侍を及ならすなからま

ね度他所の望少も無之歩の御使番を望出申候於細

膳屋敷に添申候唯今南春伯と申か御者の向にて

ロ九間かと登申候拙者共生れたる所にて候調候

内にも老老母雲外兄妹の事以存出し落涙仕候

作憚 旨公の御歌

一拙者新知被下候者貞享二年九月十二日其年七月七

日に奥村久左衛門御禮仕舞候て残り候新知武百石

被下江戸御戦様へ御附被成候由被仰出在宅に罷

歸御殿も不申上御断を申にて家甚左衛門殿兄

弟共に前々より心安くいか様久左衛門豊前にて

氏家は歴々放奉公分にて居申候哉久左衛門伯父奥

村二郎右衛門は歩便番忠利公被召仕候者にて三百

石波下御奉行勤拙者は江戸にて親以來とて懇比に

被申候唯今弓削太郎右衛門か舅にて上田新兵衛殿

は氏家兄弟の妹の衆打寄異見被仕候へ共承

申候久左衛門は豊前中津に一類とも在之中津にて

生れ十四五より次郎右衛門奉行役倣全盛の時熊本

へ呼寄次郎右衛門子にして御兒小性に十六か

申候拙者も可被差出と有吉顧殿より内藤左門三

盛所へ被下其後拙者は成人にて成不候人により

被召出候と覺書に書置候は此久左衛門事に而候故

覺書には扣名は有間敷候へ共の心得に成可申と

旦夕覺

覺 書 風

調申候右の通にて御不仕候七月十一日に三盛屋

敷に居申時今日はひきみたまとて親方を振舞申=

三盛被申候神以拙者に不承候是にて拙者事御

察可有候唯今の様成若き衆不存者は有間敷候右

仕合にて心ひそかしく居申所に上田新兵衛少可

得御意儀御座候て参候御入候とも可懸御目との

口上にて候惣躰上田殿年寄にてきうくつに存候へ

共同名文左衛門と相役にて度々同苗とも所にて咄

申度々在江戸にて毎度上御屋敷へ被居候御供に
候ては必上田殿より呼に参候て度々料理給申心安
く被申候時節もすくれたる能人と申たる事にて
候罷出候へは被申候は此間久左衛門事御聞候哉
御申候新知拜領の祝儀に次郎右衛門殿屋敷に帳
に付置候其後は何共不承候と申候へはひやヶ様々
々七日に拜領四五日に成候へとも承引不候拙
者事兼々ケ様の時分御聞候は御異見可有事と被
申候故神以御咄にて初て承申候如仰毎度互に定御
供にて在江戸中は無類に心安く語り熊本にては輩
にうとく御座候はよのつねの事に御座候唯今の御
水候へは私儀は久左衛門同年同位の者にて御座
一九一
共外の事にても中々まねもならぬ男の推参者と拙
者別てに候へは能存今もおかしく一人笑ひ仕候扨
右の佐分利加左衛門にも差出調候様にと纈頭より
申來候其時襯父作左衛門被申候は加左衛門何と可

書と存候哉一番乗りか四郎か首取候は格別一揆と
云ひ百姓共の事にそこにて愛にてと共に書はおか
しく存候唯何の働も無之とはかり調候て差上申せ
と申たる由此咄は神以拙者歩の御使番にて居申候
當年五十九年以前に被召出十年目に御奉行被仰
付候田邊又右衛門は平助弟頭より御使番頭に成
申候其又右衛門小姓組御供役にて聞たる事に候
調候内に存付書付置候如斯覺候事は拙者も少自滿
に存候右佐分利作右衛門果候砌 忠利公へ遺物差
上候小脇差にて同名入御兒姓の時分被致拜領候
宇津と慥に被申候在宅被致候刻拂被申候後悔仕
候と拙者に此脇差を吟味仕取返度と被申候にて
佐分利事察申候色々も承り候とも如斯調候にも
段々別の事に移り将明申間敷候武功のとも多く
聞たる故に再兒新四郎さかり諸人馬を見せたかり
候に一國澄人と拙者存候定て父の承傳夫を用

同

俅 次殿

享保九甲辰十二月 堀内旦夕入道勝到

堀内傳右衛門殿

八十歳にて書

信長記の内平手清秀か嫡子の馬信長公御所望の

儀書置候處に終りの事は見へ不申候 S か様信長

公御心に叶たる様に被存候此信長公時代別で合

戰多見へ申候其時分の隅に牧丞太夫覺書に御座

候へは佐分利此馬のも有りたると存調置候

信長公御乳母人手中務太輔清秀子三人あり嫡

子五郎右衛門二男監物三男甚左衛門と申ける五

郎右衛門名馬を持たりけるを請はせ玉處に某

は武勇を心懸候間御免候へとにくてひに申上ま

ひらせさりけり尾籠なりし事共なり

たる事に候孝行にも志をすくを第一に申候馬の儀

に付先頃幸右衛門殿へ進し候

米取申候は一人も無御座候物頭の格にて候唯合も
古き書付なと御奉行所に可有之候就夫拙者も四男
にて候へとも含人殿尾藤勝助兄弟此頃迄も存命の
助之丞近所にて精彦太夫仲光小内膳ヶ様の衆と一
同に八十二三人か御座候人殿とは節々 ひた
し笑ひ申候おれも傅右は御目見も一同御奉公に出
候事も同年と節々御咄鹽山仁右衛門なと度々上下
の咄大笑仕候右の佐分利時分能駒を持居被申候
故人殿御聞及御所望にて候へ共斷申見せ不被申
候就夫御馬役に頼乘込候者遠乗に参候とて含人殿
に見せ申候中間に被聞候哉以の外佐分利腹立被賴
候馬役不通に成被申候由拙者承坂々一國壹人の志
と心に咸申候唯今迄心安語申候右の通にて合人殿
は若く外様の衆は淇時分迄御仕合可有様無之候然
は皆々けはくに唯今存候へは大小身共思案仕見

せ可申事に候再兒職父佐分利作左衛門と申武功の

儀は牧丞太夫覺当にも佐分利作左衛門と書置其

外の武功咄申候 忠興公御代八百石にて御鐵砲三

十豐前にて御預子加左衛門は老父も心安覺申候

島原にて三十挺御預被成候此加左衛門島原御陳に

にも申なとも神以不被仰候尤歴々 にて候へは十左

衛門殿御一類も御座候拙者は能御心安思召ヶ様の

者も御見せ候と唯今神以落涙仕候尤聖賢ならねは

御謎も拙者式も身に覺候へ共當時の何もの通當

世御家中上下共に一人の事に候へは少の誤はゆる

し可申事拙者へ噌被申候衆中の内にもそしりたる

を覺申候其身には武勇顯れ可申様なき時節に候へ

何も働の様子書付右の通誓文にて無御座候と

組頭に當日の下に自分の名御座候是は十左衛門殿

御見せ被成候御父長岡右馬介殿道白と申は十左

衛門殿御祖父島原の時御備頭田中又助差出御見せ

被成候此紙を見候へは唯今はおこり強く物書とも

下書にもせぬとて御見せ候見申候神以是は扨もそ

いう成事しかも武道の御尋に定て此差出にも色々

工夫にて能様に書たるも可有御座候此紙のそう

成を見候へは又助心の内蔵申候と申候へは御笑々

御聞候てれきく衆の働神以具に承候へ共各終に

末々の侍の事はたる事可有之候十左衛門殿御咄

被成候歴 名は不申候間御聞有間敷候拙者は覺

なから果候 を愼中聖賢の言十左衛門殿尤誰

11

へは兩人ともに迷惑仕候是は御望叶可申事存寄申

候何とくと御申候故に十左衛門殿は彥太夫とは

私同前に御心安御座候と申候へは夫々とて硯~

御申手紙御調候故私は御暇申候と申候へは權平

所さのみおそく有ましく候此返事聞候て參候へ

御申候に付しはらく居中無程返事參御見せ被成候

此紙面に緑組馬の取持は拙者少わけ有て肝煎不申

候へとも御紙面見申候へは何卒御手に入候様に可

仕候間可御心安との御紙面にさつと濟んたとて事

の外はや參れくと共塵を立申候其後舍人殿よ

り御紙面にて御花畑より直に追廻に御出被成候彼

馬今日事濟直に追廻に引寄見申候拙者も直に追廻

に參候へと被仰下候放參候處に御花畑より御出候

に御門にて逢申候放同道可仕とて參候處に辻御番

所にて續團右殿に御逢被成候州右殿御申候は是は

傳右被召逆何方へ御座候哉と被申候へは内々御咄
安存申上候如御存彥太夫儀心安く御座候へは申候
は、進上可申候併彥太夫は一類多き者にて内に
はしかと申さぬも多く御座候此者共他人に
所望とは不申候此方より進候様に沙汰

申候彥太馬拆明追廻にて唯今見申候と御申候へは
からは私も見可申とて御同道の道にて傳右も見
團右殿被申候へは舍人殿 ひや傳右は此馬の
本にて候と御申候へは右殿拙者へむき同名か馬
をおれには取呉不被申御家老は格別かと笑び被申
候其後山名殿に参候へは此間は見へぬ無事か人に
骨おらせ我身は面白く見物して出来た物と御申候
ゑ此事存や彥太夫馬の儀を事の外御望と御賴
被成候故私も何共合點不參候ゆゑにけ言葉に御自
分様と申候御自分様御取持にては彥太夫爲に能御
座候・存申候御免被下候へと申候へはや人は

其方事一位見あけ候とて譽候そと御申候舎人殿前

により馬數寄にて其時分迄は拙者も元服めされ候

ても暫くは外様者には逢不申候御意を御伺横井

左平は鷹田中次太夫は弓此兩人ならではひたしく

御咄候外様者は無之候御家中馬持被申候衆の内上

下共に御出頭にて候へは此方よりも見せ度存る人

多く御座候其時分佐分利再兒は新四郎と申御入國

の時分初て御家中子供致御目見候時迄はむかし

の格式にて御醫者老父時分は知行被下ぬ御扶持切

能かわやと申候へはひや是は御花畑老女

野殿の娘にて手きにて候と申候て能聟らは遣

度拙者にも毎度被申上に御存知も被成舎人殿な

とも御心懸にて候何と拙者は同心仕間敷やと申候

淡いや~御花畑通りに物入可申候第一には御花

畑をかさにかけ女のおこりあらくひや成事と返答

仕後にあんし候へは人殿内意を聞せ被申たると
存候其後高瀬善兵衛娘にもら候唯今久右衛門と
申か先妻にて果たるかと覺申候高瀬なとは元來か
ろき者の末にて中々一門侍のわけを存ましく候久
右衛門唯今鎧炮御預妻は下津久馬か姪か兎角近き
者にて坂崎兵衛ものかれさる間にて半兵衛肝煎
かと覺申候拙者も同前にて御奉公勤結構に成
候へとも先祖以来の事を存候へは心底には大名衆
御備頭より下はさのみ成間敷物にてなく如形心は
構成されにて候是は縫物とは見へ不申候ても
可有事と被申候其後暫く間有之候て拙者宅へ高坂
極校ひたと参針を立申候舍人殿へも毎日參候者に
候拙者所へ參候時新敷結構成されにて申 申たる
針袋を見せ何と是は見候哉と申候ゆゑ扨
一或時立石權平所にそは切振舞に參候唯今片山多門
屋敷にて候合人殿より手紙參候故直に參候へはロ
に御出松島三碩と御咄候所に參候へは此中度々咄

申候へとも取合不申候績彦太夫馬今日も見申候最

早こらへられぬ程に何卒肝煎呉候へと御申候拙者

申候はいかにも御望の様子心付申候へとも三碩心

一八七

御存事多く可有候此一冊折々御覧にて一事に

心を付御覧候は落字或是はひかと被存候事

は御尋可有候如此書置候事も老父おしへを守り在

宅仕別して書置候亡妻申候は色々も承り候へと

も拙者御奉公刭候一を書置くれ候へと助望と

申聞候故誠に(咄斗にては致失念事尤と存別

昔置候是も不斷老父書付置候へ後は忘る事のみ

と被申候咄承る事と存候へは何事も老父の

影にてなき事は一ッもなく候他人にても善言善行

見夫を師と古言にも見へ候

高く若き時より随分 昔の能武士と承り候衆の

申傳たる物と一字 に心を付近年は歩行不

自由にて近所の日輪寺にさへ亡妻の四十九日に漸

參候迄にて快時分は如此調中候各若く候へは無
可被參候と御申候故得其意申候又明日參可申
と罷立候其後一度も不參候文左衛門は上田新兵器
なと、此儀を談被申候と後に承候拙者も毎日あな
た此方と咄に參候て態と角入文左衛門に逢申さぬ
心得にて候子細は談合と申事はいかとわかり申
さぬ事を談合と申候是は拙者心にて成事ならぬ事
は壹人にて能将明申候御家老御兩人の御肝煎を斷
候事此方の道理立申候は得意不申共御家老役
する人にて無理にも譯も聞わけす御申可有道理に
てなく又重て縁組は成功しきとの儀も拙者は合點
不參候御奉公のみつかへも可有之哉との噂も承り
つまり先刻のに可仕とてしはらく申罷立候時
に先刻より申上候儀宜賴上申候老母は女の儀に付
忝かり申内に御兩所様の御肝煎背候は私は何と
可成と存候様子に 外氣遣仕候故少も氣
遣仕間敷御兩所様共に御懇頃の儀候間私の存る様

に御断可申上と先刻も申候嘸々氣遣可仕候間先

罷歸可申候彌宜賴上候と申候へはいや~急には

我等分別成棄候御母儀の氣遣は誠にく尤に候併

江戸に参る事なれとも此事将明申さぬ内には毎日

候へとも是も道理も可被開召上候は自分の爲に

少しもつかぬ事と存候て以同名中壹人も談合

仕不申しはらく間有之候て又舎人殿へ御使に老母

方へ角入被參候て被申候は右衛門と直に申談候

成程傳右衛門被申樣尤に被存候故此緣組は「可申

候外に宜き事候は、肝煎可申心安被存候へと

懇頃の事にて候傳右衛門又留守にて御座候哉先

しれ申候は、呼に被遣急度禮に參申候へと申角入

歸被申候舎人殿八叁候扱々忝奉存候枞及申上候

御兩所樣の御肝煎背候ては以後緣組は遠慮可仕事

~承り申候へ共私はて左樣に不存候此後心に叶

たる緣組不中上共心に極め可申候左樣に思召可

被下候と申候へはひやく夫は成らぬ事と御申候
故是は御無理成事に奉存候心儘に妻を求候儀迄各
様へ申上候儀は憚に奉存候間急度極め可申と笑ひ
~罷歸候神以即坐に右の通将明申候其後上田新
兵衛に逢び申候へは此噺さて~能ひらき候中
々御所の御肝煎にて候へは成可申候又一段の
御縁組とも有様の不存此中御同名文左共悔申惣
御心安とても御家老衆の縁組と御肝煎は少遠慮

へはひや誓言には及不申と御申候時拙者申候
私は何とも合點不仕候子細は私儀人殿御自分様
御懇頃の儀は太守様も御存知と承及申候御家中
上下侍中何も右の趣は可存候御雨所様に何々筋と
申儀も無御座候へとも御前御座候時より御馬屋
にて毎度御目に懸り其後段々御兩所様共に御家老
に御成り被成候右之段々は諸侍中存不申常時の御

家老御兩所様と御心安参候事はけいはく者の内に

は一番と可申事は私とくより心付申候夏は川狩破

遊御拜領の魚御ひらき冬は晩御拜領の御ひらき御

兩様へ替る(被召寄候此儀不存侍中壹入も有御

座間敷候四郎右衛門殿御頼被成候由被仰開候舍人

殿には未懸御目候追付可参と奉存候組を得其

意申候は右の二度の御領の時分二度なから四

郎右衛門殿へ参候事思召御覧可被下候迷惑千萬に

奉存候何卒 宜敷様に被仰分可被下と申候へは

十左衛門殿尤と思召候哉兎角舍人に参候て委細

候へ我等も含人と相談可申と御申候故罷立直に合

ははー段の事と御申候即坐に御言を承

申

は高松院逢申事も成秉備前を使に被頼候由に候是

の返事角惑千萬成儀十左衛門殿被仰聞候直に参上仕候由申

候へは何とと御申候故そはにより十左衛門殿へ

ヶ様に御厨宜奉頼と申候へは先御自分様へ参

候て直に承候へあなたも御相談可被成と被仰聞罷

立申候時舎人殿御申候は十左へ被申候様に四郎

右へ二度のひらき二度共に参候へ少も(十左此

方へ不参とて不苦候と御申候故Sや御両所様は左

様に可思召候へとも私方に仕候て筋目によ 四郎

右衛門殿へ参御両所様へ参り來り私の心にて心な

らす四郎右衛門殿へ参候事迷惑千萬扨御家中上下

の侍中亦四郎右衛門殿出入を求申と沙汰仕候事見

申様に御座候此儀を第一に十左衛門殿へも申上候

と申候へは又舎人殿御申候はいかにも御家中何も

申事に被 存候は御耳にも可達かと存候ての事と

存候我等事にて候へは神以具に貴殿の思寄不殘可

申と御申候共時又申候はいや夫は成程 御前の儀

は被仰立開被下候へ共御家中一同に申事の被仰分

は成棄可申と神以押返し申候時に含人殿も御

候事待候由にて是へと御申候故扨も

之丞被參

何と

御母儀人殿へ参候へは右の咄の様子拙者へ母被申聞候是は何と思

召候哉と尋候へは老母も我は女の事にてとくと分

申さぬにより角入いか、存る哉と尋候へは角入

一右の時分兩人にて櫻馬場御殿の向角の屋敷郡源内

跡屋敷を兄弟にて借り居候老母も居申候舎人殿御

使にて老母へ縁組の事を有吉四郎右衛門殿御母

高松院殿聟故小笠原備前殿を以舎人殿へ被申開候

就中其時分舎人殿御隙なし高松院殿御逢候事難成

とて備前殿へ御申候由四郎右衛門殿は直に十左衙

門殿御心安と御開及十左衛門殿へ御出被頼候筈に

候四郎右衛門殿おとな菅次太夫と申者親代の有吉

を名乗申筋目有之候此者の妹を拙者に遣度候事済

候へは後々は四郎右衛門上下のぬき所にも致度心

に候此様子は傳吉には被申間敷御母儀へ御咄候へ

と被申候由老母へ角入委細被申候由拙者留守にて

さぬ事にて一言事にても善言を請申は師たると古語に有之候如此調置候事皆々親の隅に善悪共に付置候へはかり承候ては失念仕候事有之由被申候老父は拙者より悪筆故書置る物見へ不申候共時代悪筆のみ多く無筆多く御座候つる

被申候は私も可然共不存候へとも人殿御頼の事に付委細姉に可申聞と罷立候四郎右衛門殿は十左衛門殿へ御頼被成候筈と舎人殿御申候左候へは御家老御兩人傳右衛門に御目被懸候故に如此の様子に御座候へは御断も成棄可申候上江戸前にて合人殿も急度返事御聞有度様に被仰聞候傳右衛門定て頓て歸可申候間具に被仰聞候へと申て角入は被戻候由にて老母も氣遣仕文左衛門にも申聞せ宜賴候と角入へも申候由被申候處に十左衛門殿よ呼に参候ゆゑ拙者も此事と存舎人殿へも不参候内に可參と返事仕候へは老母は氣遣おれはしらぬ事

成れとも御兩人の御肝煎Sやと被申間敷候間能分

別仕參候へと被申候故Sや少も御氣遣被成間

敷候御兩人共に御心安被仰開候故私のおもふ様に

可仕候其内角入參られ候て尋被候は、舍人殿

も直に參候て御咄可申候延引不苦事と申たると御

申候へとて十左衛門殿へ參候へは御笑ひ~何と

替る事はなさか御申候故先刻母に角之丞を以舍

人殿御難題を被仰開候と申候へは此方へも先刻四

郎右衛門殿御出にて段々斯様に御頼人殿に

一八四

難有事を一々咄申事尤に候又夫程心安咄さ

ぬ者にも同前に申候は、先の者より何も一同に被

爲拜領候に拙者はかりかけて難有と申はひな事を

と却てそしる者も可有之間共了簡仕候へと御申候

其時の御請の様子神以其時分より何と申たるか何

と仕えるか真刻も存候へともしか!覺不申扇子を

忘れ罷立候とも十左衛門殿御立是々と御申御渡被

旦夕覺

候故右三人は刻老人にて七十はかりにて歩行お

そく候へは拙者道にて追付申候先に參り候へと被

申候故Sや御同道可仕とてそろ參り候内に拙

者申候は今日は互に難有就中各様と御同前に被爲

拝領: 候事別て難有と申候へは三人ともに被申候は

皆共儀は年寄申御奉公勤申間無御座候に拙者共は

被召仕候最中皆共と一同に被爲拝領難有と被申唯

今も思ひ出し互に挨拶共刻信實に難有奉存候時に

互の挨拶と存候其後に含人殿御申候は十左と

此頃各兄弟衆の噂申候唯今の時節各兄弟ともに何

と難有時には雨御寺に參詣との志と見へ候拙者先

日の御請の様子跡にて十左とし入候尤のに候

併唯今は人の心も夫々替り拙者心安咄申故にはひ

成候時目出度くと御申候を覺申候内入に被仰渡

罷立共居申所にて惣様に如斯と被申候時拙者

もく難有儀と涙出候をそろりと人の見ぬ様にぬ

くひ申たるは覺申候時拙者は定て御切米抔の御
加増か新知被下候共二百石は被下まし神以いか様
に被仰付候とても兄に先に被下難有心質より存候
故神以(拙者身の上の事毛頭思ひ不申候處
井源兵衛罷出貳百石拜領と申時は拙者も御知行
か定て百五拾石にて拙者は可有御座哉御知行と御
座候へは難有事と神以少も失念不仕候惣
體拙者は常々まんかちに見へ申生付諸人左様に
思ふと拙者も存候併曾て心に左様に不存候は右の
趣神以唯今も慥に覺申候此志は段々死後にも吟味
可有候實より出申心にて候へは書置不申共後々知
れ可申候右の通に雨御寺と御申候へは内入は被參
候哉拙者は終に泰勝寺には參詣不仕候併近年は心
付極月二日 忠興公の御征月には精進候先玄旨
公の御歌抔拜し申心にて見申候是も雨御寺へ參詣
の心と御申候儀に付心付申事多く候へは皆々十左
衛門殿舍人殿御を請たる心にて拙者よりは出

定て御家中上下の侍中の御批判はなくて不叶事と
存候へは直に含人殿御と存候又其仁拙者式の
寄も富田も拙者も同前にて小身者何をか可存と共
身より利發者さのみ有ましく唯合人殿へ能く思は
れさへすれは其身の為に能と一筋に被存たると存
候此類は世間に多く有之さのみ症ならぬ事と思ふ
者又多く候拙者はせまき心にて一言にてもけいは
く成事を申は拙者家來にても嫌ひゆゑに別て耳に
立候其後在宅いたし廿年に成候故昔の事存候に右
の仕合の拙者故十左衛門人殿江御家中備頭衆よ
り下に壹人も不殘挨拶萬事別人殿にて見申候
前沼田小兵衛殿御勤候時分の衆中の内にては小
兵衛殿についく衆末無御座候誠におのつから如座
配有之侍大際には小兵衛殿下知を受度物と心の
内に存居候笛様の事 後心持に可成事書置候尤
故奉得意とて参候人殿次の座はるか間有之御

奉行御目附郡頭なとも居申候へとも中々隅の聞へ
申事にては無之候家来も可申様無之候能あんし候
へは十左衛門殿舎人殿御相役御儀方にては二猊
弟にて前髪の時分より心易き事能存候無左候

其時分は 眞源院様被召仕候者多く角入抔時分の
侍はまれに御座候拾人の内七八人は拙者とも位の
衆にて候前廉古き侍中の老咄承居候くらへ見
中に誠に上を學下にて御三代の侍中皆々三色に
衣類着用物すきまて時々の殿様ならてはと
の幼少の時より承り候角入不白兄弟にても替り
中噌にて何も尤なる儀御思を蒙りたるを第一に奉
存候は當前の道理と年寄候ては其本と吟味仕
候は、たとへは不被召仕時代にて御目見不仕共
御先 安旨公より御代々と成り來候へは侍中
又代々と成候各能了商被仕襯父親も御恩蒙りたれ
我等蒙り申さぬなど、大形存る様に成可申候聖賢

のに孝は志をを専一と申候へは忠孝と申候へ

は見ぬ殿様をも同前に被存候心底にて善悪と

信實に被存候は、御守可有御座道理と存候内入拙

同日に新知を致拝領候IIは島原の働御味に沈

候衆小崎孫右衛門魚住市郎右衛門佐野左太夫三人

も皆とも同日に被爲頭尤筑後守殿も其時御存生

にて具には覺書に可有御座候拙者は其日の末座

被仰渡候故何も召置直に御老中御一門に廻り

一八二

被成候料理過候時分に去る仁千石餘取結構に被召

仕候共刻御見舞申と次迄被參候か 書被申候故未

旦夕覺書

の通故結構成料理にて拙者相 御頼

衞門父子拙者三人舍人殿も共座に て相律

一富田貞右衛門は御人國前より歩の御使番勤原田小

衞門同前にて拙者御中小姓被仰付候て御駕奉

被 仰付候時兩人ともに年も寄候故に見習候

にと思召被仰付候事故心安語申候後貞右衛門

五拾石御加増新組に被仰付御次に居候小兒の

藥覺居申候十左衛門殿舍人殿御息女幼少の刻爲療

治逵御耳雨所へ參候快氣の以後右の禮に含人殿御

田出羽子供御出入候様に承り候于今出入仕候哉御

尋申せと内藏助申由被申候紋いかにも只今の

中守祖父越中守代に肥後國拜領仕候故領地豐後

の内鶴崎と申處より致參候刻致出船候必下津井

牛窓にて水を馳走に出被申候當 越中守入國の

時分よりもむかしのことく唯今も共通とあらまし

置候右の段々のわけ内臓助は委細被存尋申候と

心付候へとも返答には存たる譯は不申右の通内臟

助にも申候

衛門殿を手紙にて參候へは扨々先日含人方へ富田

相伴に參由承候誠に拙者は能相前々相役

近日日を極め此方へも呼申候必々差合申共何とそ

參候へと御申候奉得意候しかし御のことく左

様の時分別で授挨等不調法にて迷惑と申候へは其

儘舎人殿所にて御姫様聞た~八代より鶴もらひ

後段は失念勝手には貴殿も心安き一八作右衛門も

参る筈にて候物いわずにうまき物給候へと御申候

一八一

御食不参候は、夫にて参候へ爰許は紛仕舞申と使

を出し申候頓て共座に被参候ゆゑ拙者居申下座

に着被申候故居間にてせまく候へ共下へ立可申と

仕候へは拙者ひさに手をかけて留被申候其優居由

候舎人殿御息女幼少に候故貞右衛門に御逢候爲に

奥より被出候時何も共儘居候へと御申候故居候所

に彼仁はてにて拙者へ向々能御姫様との口上

故拙者もあきれ苑角の挨拶にこまり居申候御姫様

の外には御一門衆の御息女にても何とそ可申様も

可有に彼仁は拙者同前に度々江戸相勤上公義相

勤申役儀も相勤御國にては御家老歴々衆と出合設

仁にて候に輕薄成口上と心中に存居候其後十左

御織はかりに参上仕候とて申候て御門外に様
子見せに御玄關香遣候へは乗物馬にて小姓共大勢
召連候定て壹人はひり刀をもたせ申者は定て小知
も取申者と存候其後伊豫様コチ院を御預火事の時
分御歸候を折節柳澤出羽殿に御供に参り御門前に
て見申候伊豫様は無紋の黒らしや御羽織御手綱は
紫縮緬長手綱にて随分静に御通り二三十間御跡よ
大學は柿の布三尺手拭にて鉢巻仕五寸はかりの
馬にのり伊豫様におとり申さぬ程人數連申候法師
兩人ちやせん髪のことく一束髪と申か他家の茶道
多くは右の通と承候推量に壹人は本道一人は外料
と存候是にて外の人數察可被申候彦太夫に又申
候右の様子見申候如斯可ため國元にて貴殿御出
の時分もさわき不申候不断の衣類にて貴殿を何と
も不存候事知れ申候江戸大場にて主人におとらぬ
日本の見る所をはれと常々存る心顯れ申候其後
承り候へは致病死十七人の義士御預の時大石内臓

助被申候は池田伊賀と申候と覺候拙者書に具に

書置之ると存候先祖は出羽と申池田家嫡家此方に

て長岡内膳殿のことく成ものにて候長久手に勝

把後文獻叢書四巻

入公御嫡紀伊守殿御父子打死にて御二男輝政公是

も右の書に可有之候出羽成人被致蜂須賀岸の

聟に成被申候岸の御子阿波守様 妙解院様の御

相羿其筋目故唯今も定て伊賀御出入可被仕候大石

内臓助一巻の書物けいつにも見へ申候拙者へ伊賀

は御出入を仕かと尋被申候時成程代々水船を下津

井牛窓邊に被出候此方より小姓組と中知行取候

共禮に使者を遣被申候とはかり返答仕候時に御

家中に上月名字の御侍衆御座候哉と内臓助尋被申

候時Sかにも前かと稿島左衛門太夫殿代に城代勤

居申上月文右衛門唯今の越中守親 肥後守代に

五千石にて召出果候刻知行わけ遣申度願を仕候放

四人の子供にわけ遣申候内三男八右衛門と申私

の親屋敷近所にて能存候是も果申候其子唯今番頭

に申付候 八右衛門兄三左衛門は牢人にて京都に

居申娘を備前に遣候様に八右衛門承候か!覺申

候と咄申候へは初々委細御存被成候共三左衛門娘

は申さは私爲には祖母分にも御座候へとも此腹に

は子は無御座候と被申候具に覺書に書置候前かと

潮田又之丞被申候内藏助申候極平伊豫様御家來池

書

一右の通彦太夫に申候は顔て拙者も江戸に參候大學

も定て此方へ可參候江戸にての様躰見可被申候總

胚備前はかりにてもなく能風と承り候は古風にて

候何國も同前にて候國々にては随分略仕衣類

江戸にて着可仕と日本國の侍とも可存候御國にて

在宅者熊本へ出候へは下々迄月代すり衣類もあ

らため申候然るに唯今見候へは御に御座被成候

時に熊本中の衣類馬供廻り立派にて江戸に参候と

又借銀才覺或は願上申誰か耻處誰に見せ度な

哉扨も(ロ惜事にて候貴殿は小身にても 殿様

に對し當分は此方大名家もくらへ見候へ池田より

細川は高くされとも大學は能 殿様御懇の筋

目にて能可存候熊本の風も見不申候共大形察申多

九郎書付差越被申候此書は同名中同前にて候間平

九にも御見可有候末々の者迄其家々つふし度人

は有御座間敷候就中武道の勝れたる御家にて御座

候へは後世の事被思召上文武二道の御家後々迄可

申候御家に生れたる幸侍中も夫々に名を残

度物に候能々見心にかけ子孫迄も可申傳候事 先

君の御心に叶可申候。

分貴殿の家來も多 衣類もりつはと聞態と右の

にて參候大學心には扨々おか敷不断にて少

さわく心なく越中殿は度々御目見いたし旦那と心

安御承候又江戸御供に參候家老用人とも大形存

候と萬事心をくはり不申事早衣類にて知申候熊本

にてたとへは薩摩殿より御使者御門類にても小倉
より御使者と申候へはうろたへまはり夫々に末々
は以他をしらぬ御國にて生れたる者斗にて御
國にての大名出頭に恐れ廻る心故他國の使者と申
せはわらへ女の鬼の面を見恐れ廻る心に少も替
不申と申候へは太夫又わる口を申と笑び申候扨
江戸にて大學着の刻小屋へ誰か小姓組被遣候致失
念候人のに先座敷へ通候へは兒小姓壹人共儘
茶を持出申候壹人はこ盆持出申候前髮有之子供
兩人共に茶字の随分きれいなる様子外の事共
は失念申候此方へ多分今日可參とて御取次に被仰
付候は大學參候は直に御座敷へ通し候へとの事
にて何も心掛居申處に小姓壹人召連參候故御使者
~存候に付使者間に通候處に大學と申候ゆゑ氣も
つぶし先是へと申候へ共六ヶ敷存候哉や是にて
一七九
候に能承置候へ古主にて御座候へとも子末に成候

へは御家に参縁の國の御主と老父被申聞候就夫
拙者は歩の御使番申時上ヶ羽の蝶の紋付たる小
袖致拝領候て仕立御供にて一度致着後拂申候古
は池田の家は拙者先襯居申承候三萬五千石三萬石
二萬石取申候家老有之輝政公百萬石の時の者とも
にて御手達に分遣され候へとも其内御跡絶る
有之備前因幡御兩人、被遣候就夫歴々名高3位大
勢有之候就中大名共は新太郎様へ居申候小身にて
名高者は相摸守様へ居申候事永き譯は書兼申候
政公御前様は北條氏直の後家 東照宮の御娘御名
は失念いたし候御腹の御孫相摸守様也新六郎様
前々御前様中川瀬兵衛殿唯今豊後竹田に御座候中
川殿先麗にて候各心かけ見被申候は、唯今諸大々
の紋系圖書付に有之かと見申候併拙者見候ても相
違哉と存候事も御座候右の譯にて御分被成候時大
名は新太郎様へ小身にて名高者共宮内宰相様とわ
かり申候就夫于今相模守様御家は御連枝の方と拙

勤申内に上月八右衛門な咄被申候右之譯委細

は友心老老父寄合備前因幡咄の時分幼少に

此御歌は日外平九郎方より事の外感し如此の思召

にて御家御繁昌と被申越候永文の返事調彙候神以

拙者も衆妙集はんこに乍憚私ことときの者もわかり

申御歌は書付唯今如此調申候殊に末々の人の歌に

ても面白く存るは用事其人々の心風景を好み或

は珍敷見立なと諸人心々にて又其人からも知れ

申候此御歌は扨も御弓は本はす裏はす就中

本のつよきを用申候道を第一正敷被思召上候御家

の者ともにて別して賞翫可仕事と存寫置候處に平

願くは家につたへんあつさ弓本たつ斗道を正し

て

玄旨公の御歌

主の御紋拜領故一度は致着候如斯拙者は親の被申

たる儀随分守り唯今如斯調申候にも涙を流し候何

も如存拙者は文盲にて聖賢の書物讀め不申候如斯

調申にも文字も造に覺不申候ひらかなにて諦め申

間敷候へとも各見被申拙者心を察被申萬事に本有

之其本)と吟味被仕候は、さのみ悪事は有之間

と存候其本亂れ末治る事はあらしと聖賢の言に

有之候

一七八

分煎の下うすべりの上左右に池田信濃様と向合

の心悪にて候戦の時分は右の通御靜艦の時

分は成棄申候と見拙者勤車内にも其家々家老役

勤車内にさへ池田大學壹人禁の御普請松平伊豫

様御勤の時京都逗留の内萬事無殘所様子とて近代

の高名勤申候一々承候へは事永く書付不申候江戸

にて含人殿なども聞及たると御申候へとも委細咄

申候後には江戸御供に節々被召連伊豫様へ御振舞

に成御座

成御座候大學馬乘方も御覧候由御歸被成

の根本にて候然とも今は成らぬ事夫は昔事などい

皆々心得候得共人間に昔今とて替り不申候しから

は一事成とも何とそまね身の上に行度存学に候生

れ付たる信を随分をたて生食事給申に幼少より

下々の給申を見申候むかし下々も大形頂戴仕給申

候下々には今に信の心のつから御座候しるし

見へ申候侍と成り命を差上置世を渡る身成れは幸

に結構成御家松平におとらぬ事にて當世にては外

に無双儀心にかけ候は御主人の御位光にても日

本國の侍にてもすくれる程批判にあび可申は其身

間

原書置申候尤と存候覚と存ましき様な!

一七七

屋に参候故大學事は聞及たると存其儘罷出候へは

つむきのきる物という成縞の裏付上下にて参り暫

く咄來春は江戸供に参候御自分はSかと尋候處

私も江戸供被申付候と申候へは左様に候は、江戸

にて折々可得御意と申候て立候故敷臺送り見候へ
は木綿羽織着仕候小姓兩入居申候故いな事と心付
彦太夫家來を出て門外に居申候家を見せ候へ
は乗物にて馬も牽せ候へは小姓は三四人何も同様
に木綿羽織と申拙者へも不審に存申候拙者申候
せに居申御用人ともははるか下栗石に居申候場八
郎右衛門殿事 自姓老被申候は大學は馬をも乗方も
御覧被成別して忝かり申由挨拶めされ候へは其鑑
大學側に 綱利公御寄被成御刀を御つき御右の手
もつかれ今日は様々御馳走共と御織開候時少
頭を下げ又見上候て御挨拶申上候報共後に信濃様
方御寄被成候て御挨拶被遊候罷歸一々舎人殿へ
大學は此方の筑後殿前の者にて御座候へとも筑
後殿も大學か様に仕度と申候へはや城主以上は
筑後殿にても栗石に下り可然と思召と御意の旨と
申候續彦太夫備前へ御使者に参歸候て咄申候
孫に七八百石被下 眞源院様御代に共刻随一の奉

公人と御開及び江戸御供に被召候折節御心安思
召御大名衆御煩被成候由毎日代る(御使者に被
遣候其者參候て候刻被召出御直に御聞被成候處
に段々委細申上罷立候跡にても氣味能物に
ておもふ様に勤申候熊本にて何も譽年寄共も譽た
るか道理也去ながら一つかはれぬ事が有ると御
意被成候由同名不白其時分御兒小姓勤承申候拙者
に咄被申候島原にて能きと申にて無之内に末々に
て沙汰仕候夫を御聞被遊右の御意との不白被申
候尤昔は一度能候ても腕を合申とて二度泥を用申
事鷹も逸物と申すは一度にては用不申二度取申時
逸物との名を付申由島原後御人數出候後なく候へ
ば右の人一代主君に左様に思召候様なるは天罰と
存候御奉行も勤たる儀幼少にてへ後には御番頭
に成申候唯今家絕申候へ共緣者多く名は記不申
別人の悪はかくし申道にて候へ共興風書つゞ
け申候當世靜話にて人の勇知れ棄申人々の不

仕合又は仕合も可有之哉おかしく候其家々にて諸
人あれは用に立可申物と申は十人に九人は用に立

申候あれは何共合點ゆかぬ者と諸人申者は十人か
十人無勇物と信玄記武功の侍とも批判仕候と見へ
申候左様に可有之事哉と存候はつれにか有之
哉筆を取れは物書樂きをとれは音をたてんと思
ふとか覺申候武功の者は定て度々の戦場にて見覺
可申候若き内には必とうはきにて平生も力身男
伊達成る仕形にて噛もうてたて好候事世の常にて
候次第夫もすくなくて時々のはやり事に心を
うつし申事各御存知可有候生武士道を心がけ申
はむねの内に有之事にて外 らはしたかるは血
氣の勇とやらん大勇には及不申と申傳候近くは木
村長門守難波戰記にしるし置候存生にては色々申
候へども死後に志顯れ信實に秀頼公を被存たる儀
日本國中の侍は不及將軍國主(迄御感じ被

成と申傳候下々末々迄勇は相應に有之候侍と
生れ下々の勇を心にかけ可申樣もなく候軍書を見
れば或はかりこと多く有之候間聖賢の書を見申
樣にと幼少より同名として申閉候いかにも尤成
儀仁義禮智本にて何も信實に守る樣に尤 と書
物見申ても一字にて其身に行申事學間の根元と貝

へ先年十七人の義士磯貝十郎右衛門母儀
貞柳…申拙者に一ツの年おとりにて何も切腹の年
の五月廿六日に十郎左衛門事のみ思ひ被申候哉
かへ差出被果候病中にも音信仕見舞歐居被申候所
へ呼被申逢申候富森助右衛門母儀にも竹屋惣次郎
申候て此方屋敷へ出入仕候刷屋所にてて逢申
候右兩人の承申候何も女には珍敷昔も今も女は
女男男にて替りは有間敷候へとも其所々の風俗
にも寄り申又は親の心により娘にも幼少の時より

武士の道語り聞見たる哉と存候其刻亡妻方へ

申遣候にも拙者姪共に能く申聞せ候へとて以娘

同前に存右の通に候然とも各存候通同名中にても

拙者は身輕く御奉公に出三人の内にても弟にて

候へは何を申か當世はならぬ事など、心の内に何

も彼存たるも世のひにて根共不存候拙者初とし

勤車内には侍中それに結構に召候より

敵も多く位も能被仰付候へはおのつから人柄も能

く見へ敬愼申事に候左候へは人は自慢顔にて勤

申せとも大勢の小身者の内には右の人より上成る

者多く候放打寄くそしり笑申せ共人はしらす

仕候位程に手前の身を軽く拾其身より末々を

恵む心を第一に心得可被申候尤目利相違は聖賢な

では人の目利は成らぬ物と承申候能きと被思召

候ても悪敷物も可有之候へ共人には必能所或

は十の物六七能きは能き方にて可有之候又八九能

候ても一ッ二ッ惡敷御用に立申さぬ者可有之候十

が十能き者可有之様無御座候若有之候ても質の男

は無之物と信玄記に有之候御先代に被召仕

申出入者は芸人を心から能きと思又は夫程に

は思ひ不申候へともへつらひ廻りや外にもヶ様

の事多く他國の事を申出うそ誠我等にさへ申たる

當世者神以幾人も有之候定で十左衛門殿人殿御

懇頃の儀は 太守様も御存被遊候御家中侍中は不

及申其時傳右衛門と申相伴にも方々參申候て

味き物給年在宅仕其時節を思の出如斯調申候

若く候へば結構にも被召仕候様に有間敷物にても

なくうかへる雲の如しと賢人の言のごとく成行申

候間必々古人の言葉を被存結構に成候程重

は若くて病死いか様災難も有之天のつけと嗜み不

次第

におこり出来心まゝに成候故天罰にて或

大方は鏡を見ても思ひしれ空に帰らぬ神の心を

新知被爲拜順しはらく仕候て老父知行所の観音に

米毎年被上候事存出し拙者知行所の村にて祭禮

有之候兩所とも新米差上申候御加増被下候正保村

名も拙者生れたる年號にて不思議と心付所々様子

承り候へはむかし阿蘇大宮司知行にて御座候由承

候故阿曽へ初穂銀少差上申候共後傳右衛門代に智

人有之毎年札申請候尤近所に伊勢御座候故毎年米

の初穂差上申候是も老母被申候は拙者内入新知同

日に拜領いたし候時兩人に無心申事有之と被申候

鏡こそしるし成けれ曇なき心を神とふき來ぬ

れは

安旨公御歌

平生の噌には覺へす誓言立候事皆人多く拙者分

多く御座候由身には覺不申候何個か實かと尋

時は大形の人も立兼申候是は心には實何も御座候

其實を何事にも用度事に候神佛を敬申度の心にて

候汶、萬事能可有之候

なう名ぞと人には云ひて有なまし心の間は、S

かく答へん

故何事にて御座候哉と申候へはSや薬師法王八米

俵宛毎年上くれ候へと被申候得意候由に毎年

上申候其砌は拙者何の心なく其後又被申候は祖母

妙菴の位牌道室寺に上置被申候哉是にも三人に

一斗宛に仕一俵上くれ候へと被申候是も得悪意候

と中西岸寺下にて毎年上せ申候右の妙菴構之助殿

娘一人子にて幼少の時鬼松とつけ被申殊の外秘蔵

にて十二三迄は門前を池田輝政公御通被遊候節は

名漣 御目見被仕候へは毎度鬼松出たか堀出かと

御意被成候由幼少にて承申候拙者母八右衛門角

入不自母にて拙者共の為には祖母にて熊本へ被參

果申候十七日廿六日に精進を被仕月待日待も宮内

に頼共餅を毎度給申覺申候老父は誰にても昔唱す

き妙笹へ參被候へは昔備前にて構之助殿代の名

る侍ともの事尋被申候に誰は知行何程夫は番頭足

輕頭と一々覺咄被申候覺居申候むかしは外にも似

たる人多く候長谷川久兵衛殿御母儀諸仙と中も老

母所に折々被參麗母同前の年にて老父と夜申候

に妙菴同意の隅にて御座候右の通むかしは女にて

も武士の子は男子の心御座候近代にも其所々の風

と申候へは敷石の上にてはたしに成程に心付候は

儘にて可參儀に双栗石の上にて踏申事はSか

としはらく物をも御申なく案し居被申候故少又

寄候申候は私儀今度新知被爲拜領候てて罷越

衛門殿御申候は夫程含人立腹の様子ならは思ひ當

る事はなきかと拙者へ被申候故いや~ヶ様

の事御座候御廣間の御目附より御聞被成候物と申

候へは夫々扨々苦々敷儀にて候随分~申譯あら

は能々申候へと次郎右衛門殿節も殊の外氣遣に

て被申聞候拙者儀は不及申最早将明たる事新知拜

領にてて上り如斯の儀は天罰と極め鍵を持せ

申事も最早是迄と存神以鑓もたせ急き参候合人殿
中山九郎左衛門咄居申候へとも罷立候へ御用の儀
有之傳右衛門寄呼候由にて立申に次にて逢申直に
居間に参候へは是へ寄候へと御申候故寄候へは先
日御廣間の前を木屋にて通候由如何様の心得にて
踏通候哉と御申候放Sつも妙解院へ御参詣の御供
ふれに芝へ御寄被成候由觸申候へはそふりけたを
も持せ申候へとも其前の觸にも任せ直に御歸被成
候と何れも存候てわらしの替斗持参候放
と被申候へとも日本の神以爲なと申候て申開くへ
心底にて無御座候結句此方より親のを申出し
重罪と奉存たる事老父心にかなひ即生に事濟たる
と存候事は替候ても各心得にも成可申哉と書置候
惣體武士の別して愃可申は爲にて候たとへ共事
のかれ候ても生たる甲斐はなくにてのかれたる
は末々の者金銀を盗み仕合にてのか ると同前
にて候渡邊綱の歌と申傳候鬼の手を女にばけ取返

さる事末世に傳へひか何とそ申様可有哉頼光仰

の時

一七三

教罰と奉存候由申候時に敷石にてはたしに成せめて

にて候此間承り候に少も無相違候今度新知拜顔の

儀數年無懈怠相勤跡々の衆の見習にも成候様にと

思召事に候扨々龜抹成仕形此後心懸萬事そまつ

無之様にたしなみ候へと事濟歸候次郎右衛門殿

節齋事の外氣遣にて工夫仕候て随分申譯を仕候へ

て

敷被申候儀不殘申候て如此の私にて右の生合はだ

候慮に右の仕合兎角可申上様無御座候其上能々只

今奉存候へは私身の上なからも重罪と奉存候子細

は幼少の時分よりヶ様 と右の老父頭巾をぬき

我等の如く幼少の時分より 殿様を本に仕拜し申

候其心御家來は何も同前にて御座候幼少より利發

にて親のを請す生れ来たる衆も可有之哉乍去拙

者同年位の侍中上下ともに拙者を不存衆無御座候
尤十歳はかりの時分より拙者は老父召連候て同姓
八右衛門角入本書作置文左衛所へ毎度参候屋敷た
から町河田原手取三ヶ所今は替り申候其時分御花
畑の辻番所にて夜中にても冬は頭巾をぬき申候て
頓て御入國被成候へは侍中是にて下馬仕候頭巾も
同前とておしへ被申候如斯幼少より色々おしへ被
申候へとも生れ付のしく心悪も薄く我身に覺へ節
々誤り多く年寄候て思ひ出す事のみにて候新知被
爲拝領御供にて江戸へ参り候年より初て上御屋敷
へ被成御座候四十年前迄は芝御屋敷に被成御座候
上御屋敷より東海寺妙解院に御参詣直に芝へ御寄
被成御供衆に御料理被下候給申候て御廣間の次帳
付共居候所に而はこ給居申候へは佐分利再兒よ
小屋へ参候て御國茶申付候給候へと被申越候故
得意候と申草履取呼候へはわらし計持居申故木
履を借参り候へとて奥村久左衛門小屋へ遣候て借

参り候放其儘御安關前栗石の上路通り敷石の所にて二十年前思出先年三田八幡の御祭禮御門にて御覽被成候時に爰はうすへり敷候て御歩行被成候所と心付はたしに成候て通又木履にて參候御廣間御番の内に御横目結居申候何も御小姓組にて候惣躰拙者事は御奉行御目附共に皆々憎み壹人も拙者をかはるかる者無之候口の過たる故にと度々十左衛門殿口に手をかけ縫ひ細め候へ當世にて勤候へ
毎度暇乞に參候時分被仰聞候然れとも若き時分生れ付にて人前にても無遠慮思事不殘申故諸人にくむも尤と存候右の通御目附申達候て含人殿以の外立腹にて翌日江村節齋上御屋敷へ參候とて扨々能時分被參候唯今芝へ拙者を呼に遣可申と存候處に幸にて候明日早々御用有之候間參り候へと上御屋敷に被參折節堀次郎右衛門小屋にて居候處へ節齊被參候て右の通被申聞候故次郎右衛門殿も

何事哉と節に尋被申候へはとくとは不承候へ共

拙者に向先日芝へ御供に参候時何を不調法成る事

候哉終に見不申程に含人殿顔色替御申候由拙者に

被申聞候拙者もきもつぶしはつと存候時に次郎右

1911

に小歌三味線大酒を呑大食をいたし面白くな

る者は差常り今度の様成る扶持方はかり渡候時分

行當迷惑仕候能々工夫可有事に候かな書の書

この書物に

質と落と御座候實を書 書物古人の言葉多

隙の刻は御覧可有候正成の軍法も皆々唐にて

六事にて夫を尤と見被申たる故におのつから正成

の智謀も出たると聞へ申候何時もむかし仕置候儀

は宜常世の事は常時の用にても以後には拾

申候はやり事は末々の好む事と 三齋公

御留被成候事はおもく 太守様の思召をは

輕く存る事當然の道理にて候就夫御双方様の御心

に叶別して太守様御意に叶候信質から出たる事

は天の恵みある道理にて候何事に不限時々の輕

重可有之儀に候とへ御意にても事により輕く御

家來迎も事により重くなる事可有之候何事も信實
より出たる事にてなく候へは能とは不被申候昔の
善人と申物も聖賢の傳を請言行たしなみ其身の行
能無之候は諸人合點不仕候兎角間を好み本を
正敷其身を治家治國治天下治と御座候事何事にも
入申候平生の寄合中にもむさと仕候常世のはや
一我等は十四より馬を乗習ひ申候刻十八日には毎
月初瀬へ參候老父被申候は何と存參候哉と被申候
時馬を能乗り落不申怪我不仕様にと拜申と申候へ
はいや左様に我身の事はかり拜し申さぬ物にて候
頓て御入被成候へは御目見させ可申候左候へ
は無足にても 殿様御家にて候前には先
殿様御機嫌よく御繁昌被遊候様次には雨親兄共息
災に居申候様に共次に我身の事を申し候物とお
しへ被申候唯今も奉存涙を流申候尤成る事幼少よ
如斯おしへ被申候共志を各にも能合點可被仕候

御意被成候儀覺書に調候間御覧可被下候我身の覺

候事迄を覺書に調申候六拾年前より廿年程はむそ

りの刀脇差はやり拙者も差申候四十年より此かた

昔のことく反りたる刀脇差に成り申候第一に用

申候刀脇差さへ右の通御家中にて歴々外老人

さし不申候是にて合點可有候犬の鳥の菊の花

のと金銀つゐへ誠に無勿躰存候近頃は皆々す

たりたると承及申候必々はやり事御用ひ有ましく

候拙者能覺申候廿年には本のことく成物と

三齋公御意の通に身に覺申候

一同彈藏方より先年 太守様宣の字御拜領の時江戸

より同姓中に逵書に御悦を被越申候 = 紙面に

宣紀公の御字にカタカナ付候て即刻讀申様の心と

存外御持鑓或御駕の者の衣類迄書付差越被申候

拙者心には扨々能心を付申候是に熊个には即刻侍

中に聞申度事觸状にても廻可被申事と存候故合

人殿に持參仕右の段一々申同名平八は兎角器量御

座候と同名なから咸し入申是は御觸にて諸侍中に

も早く知らせ申度事とわさと含人殿に返々申逹候

へはかたかな迄付たか~とくり返(きもつふ

朋友の心にて古人の傅にては快く不存候此は

於江戸舎人殿小屋にて互に刀脇差見中時拂物多く

參候時拙者申出候へは尤と被申たる儀迄失念不仕

候置候

光に候へとも人により刀脇差数寄は取賣の名を請

馬數寄に馬苦労の名を請申候間無左様に心得申候

へと若き時分に被申たる事以少も失念不仕至

極に存候尤大小共に拂たる事多く御座候へとも御

國中にて排申事は叶不申候は拙者道具とて取申自

然切兼候時されぬ故に拂ると申候へは御國中

一平九郎初江戸御供にて參候時曽我殿か覺申候

御使者に參候時分折節能を被仰付候日にて幸に思

召候外に御用も無之候は、共儘居申候て見物被仕

候へ 太守様へは右の通御断可被仰上と御懇頃に

仰聞候曽ヅ殿は御代々別御心安く思召故に

通の時に参仕合と申見物罷歸候上 妙應院様事

の外御意に叶兄の平八も及び申間敷との御意にて

候つる兎角ヶ様の時節も善悪共に身を捨中心に無

て候へは分別極めかたく候かろき事にて平九郎器

量顯れ申候不賞にてはSか可哉儘見物 候

ては太守様御意に叶申間敷候曽我殿へ御斷申分

は輕事なと十人の男は分別分り棄申候此時は

初江戸より歸候刻舎人殿御迎に出被申候て久住

一宿の所に立寄申さぬとて角入宿を可知と存使

遣申なと被申たると覺申候

されたる様子にて候つる惣彈臟をは舎人殿に夫

程能きとは不被存候放拙者態と申候に幼少より唯

今迄の儀私ならては他人何とて可哉親には生

増たる取多御座候色々申たる事共彈臟に語申候間

覺居可申候

一同名彈藏御聞番相勤候趣十七人の衆へ刀脇差可被
下候間其心得仕刀屋共にそろ~申開金三枚の
札有之を才覺仕候へとの御内意三宅藤兵衛殿松野
旦夕覺書
妙解院様御代ならは御意に叶可申と神以如書付咄
申候本より文左衛門儀故如斯に申たるにても神
以無之候他人にてもヶ様の儀當座の御意には
叶申間敷候へ共後年の御爲と心を付申候へは信實
と奉存信實は天の好むと承り候同名にても能に能
悪は悪と見へ申候
妙解院様御代ならは御意に叶可申儀と感心仕内入
に候へは夫は文左衛門預りの郡にて候間文左衛
門申付たると被申候其後文左衛門に尋候へはいか
にも左様にて候唯今時分候ては前のことくく
と諸事聞へ申候故尋不申心まに申付候若悪敷成
候ても郡奉行さのみ望に存不申と申候尤極と感

心時分山名殿御の儀に候へは委細に申道す

から感申候へは文左衛門預と内入申聞候

捨當分の能様に諸人心得候時分故扨も

仕候

とも見掛に不構申付候其時節は中々後 年の儀

故道も少せまくは成候へとも畑のくすれ申

一二なと覺申候其坐に横山五郎太夫も居被申候而

承候て拙者に被申候々彈臓に能申たると拙者

に被申候故神以即座に申候は惣躰同名共打寄咄申

時分は萬事吟味仕咄申候本より左様の儀申氣候彈

臓にて無御座候由返答仕候委細に事永く書付不申

候覺書共傳右衛門見候は可申候御聞可有候其

後町宅へ彈藏參候てヶ様と申候折節三枚の正

利の刀拵出來仕目釘打申時之儀に御座候へは同名

中並平九郎差替差上可申と申候故刀は是より上

ケ可申候多分内臓助に可被爲拜領候數年數寄候て

求申候にヶ様の時御用に立申儀武冥加に叶たると

申候定て彈藏覺居可申候其後熊本へ出府の刻石の
刀初差出候に内入屋敷前にて家來走り出候不相
應かと存召置候處其後油屋源二郎承申候御刀在
宅にて當分御用になくは御拂被成候へ去る御大名
樣方御聞及被成候て申上候山在宅へ申越候刻圖
書殿御妹か縫殿殿に遊被仰出候時分にて多分
此衆と存拂申候へは十左衛門殿御取被成唯今に帶
刀殿差料と承り候其後十左衛門殿咄中笑申候若き
時分刀脇差馬を寄申候老父被申候は武士の數寄

一六九

一妙解院樣御代に御國中の竹の皮を請申銀子差上可
申と京都の町人とも以才覺御耳熊本にて御郡奉
合せ申者を能人と沙汰仕候事三十四五年此かた別
て多く候江戸表の儀承傳候へは昔を御好被成候と
聞候間次第に實儀成者と不實者とあらはれ可
申と人の非をかくし申事道にて人の善をは少の事
にても顯れ申樣にと心得候事專用と見へ候得とも

當世はうらおもてにて我身は不及申他人も氣に合
候へは非と存なから色々能申直し候しかし人をめ
くむ心にて候へは非を改善に移り候は、天道御
ゆるし可被成哉其身聖賢にてなく愚人の目利に合
可申候實成人は必働不申候佞奸に必發明利發者
見へ申大にては家をたをし小に人をたし申候
東照宮の御遺訓に大賀彌四郎と申人御目利違にて
信康公へ御附御悔の儀委細に書て有之候左候へは
末々の人の目利相違候事有間敷物にてなく候兎角
人をめくむと申事天道の好事と申候へはめくむ心
にて目利相違は其人により御ゆるしも可有哉主人
の爲と申て大形に其身の爲に成事多く有之故
天罰多く有之と見へ申候

一同姓二觀郡奉行勤候時分在宅より致出府候時道筋
左右見候へは畑い崩れ不申候様に芝をつかせ申候

行其外御勝手方の役人に如此京都の町人さへ申上
候に郡を御預被成候者共御爲をおろそかに存候故
心付不申と御叱り被成候山共趣何某とか申仁申上
候にいかにも心付申候へとも當分銀差上申は御
爲めの様に聞へ申候へ共以後に御爲に不成候譯
は御國中の竹のかはは其所の村々に老人或は病
にて子供に懸り居候者何百も御座候其者取申候而
すけ笠同前に笠を拵へ或は草履に仕渡世を送り申
候子供の助けに成り申候町人に被遣候てに共渡世
おくり申者子供迄も迷惑におよひ候は夫(御
吟味の上にて大分の米不被鷲拜領候は、成申間敷
候他國へ開へ候ても御外聞も不宜と奉存候故其分
にて召置候由申上候へは扨々尤成儀と御譽被成候
由宇野理兵衛郡奉行寄合の刻此咄承り候て咄被申
候誠に此事を存候はに諸事に付て如斯心持有可之
事と書置候寔に信質に御爲を奉存心より顯れ申候
先見の明と有之聖賢の言に後年の儀を考申事と申

候

るのとられて自慢顔にて居申者多く候世々代々

家々數萬人の勤たる路にてたとへ見開いたさす共

おのすと工夫にて仕事も開及ひたるの見及ひた

るなと、申候自慢顔にて居申よりは一位能人柄

と存候功譲ると申古賢のは右の心得たる人まれ

には數十年江戸御供にて上下の侍中に出合咄申候

は少の事にても其身は自慢顔にて咄申候今度江戸

中に壹度も御奉公をかくし申さす熊本にても個様

くと咄中人多有之候小者仲間下々一年給鉄取候

木々の申様成る事と拙者は歩の御使番勤申時分よ

り心の内には扨々の男は物頭にも被仰付先祖代

々御知行をも被下候者のさもしき心底成と存候へ

共能奉公人と申に成る儀多く御座候右の通の

忌か る輕親類なとは隠し忌の内にも勤申を承

及び申候或は生れ付不氣根に病よわき人は共時々

には引籠養生仕快成候て勤可申事に候尤症病にて

夫程の事にて無く度々御奉公を勤不申候者も御座

候へとも夫は人外と存候へとも必々左様の者は不

實故あなたこなたと輕仕却て儀にたる者よ

能く成り候*有之候併天道明らかに御座候へは

旦夕覺書

必々後には悪敷成り申候だとへは御意に候へは

わきくよりも其節々申候けはく者の不實は

天の御にくみにて必々後には悪敷成候事歳寄候へ

は能く思び合候事多く候此後も年若く候へは随

心かけより末々に筋目有之者或は實儀にてう

すもれたる者は引立被申候心持第一に我身の命も

天命候へは願てもならす貧幅も同前にて候右の通

のの心得は天道に呼び差當ては芸人の爲能人にて候

へは御爲にも成り申候當世は大形我心に叶たる者

をは色々と才覺にて能く成り申候へとも共人にあ

らされはうかへる雲のことしと申賢の詞の通各

も定て心底には思可被申候拙者事に値へは數十

年の儀覺申候共上に先御代のも承傳候日本には

聖賢と中は人王以來少く御座候也又明大將と申も

少く御座候つる人の目利は聖賢ならてはならぬ事

と承り申候うかへる雲のたとへを能々工夫可被仕

候必々浦山敷被存ましく候不實にて欲心深き人は

必々天爵承申事定りたる儀に候へ共或は不仕合者

の父あれさへ如斯なと、常世の人は大形天道を恐

れ不不實は目に見へす利發日利口に當時(問

一六七

命

て或年

食事おもふ様に給へ衣類屋宅も相態にとおこる

心さへすくなく候は、上中下ともにくらし能時節

殊更江戸表の儀を承候へは常世のおこりを御嫌

ひ古風を御したひ被遊候様に相聞誠に以各は結構

なる時節に御逢ひ候と存候からやまと共に昔の善

人と申程の上下共におこる者をさらひ申さぬは

なさと見へ申候武田信玄の内武勇すくれたる者と

もに奉行役外色々に被召仕候に如願万事能将明

申候山されとも世の時分にて差當戦場の御用大

事に思召古の人々に或は侍頭足輕頭に城代境目を

如斯亂世の時さへ心にかけ候へは名も高く子孫の

面目にも成り申候御静謐の時節は座敷の上にて

儻奸徒

用謀

樂義士

上有好利行則 下有盜賊俗

心を明白に夫々の信實に命を上ヶ置候しるしの

外にも顯はる程の人はたとへは明君成れは遠近

となく被見屈上の好勇義下々 多く何事も上の

好ことく成もの由聖賢の言各も見可被申候へ

とも書付置候

肥後文獻叢書第四巻

今の世に善人とSわる八上下共に有兼申候と聞

へ申候たとへは少の事にても扨々能仕候の能申
御預け候由に候左候へは明白成心にても武道もす
くれ夫々の役も明白に将明申たると聞へ申候しか
れは武士たる者は專一に心を満く朝幕我身を主
へ上置たる事忘れ申さぬやうに嗜み申候は先我
身の養生能息災に無之候ては勤も成り申間敷候兎
角我身を我と思ふ故に或は私欲多く立身を心かけ
へつらひ可申事も諸人にしかられぬ様にと口をす
くみ萬事我とくるしむ事人はしらぬと思へ共諸人
目も耳もかわらぬ物故おのすと見および聞及び笑
ひそしり申事八十に成り候へは數十年能覺申候名
大將衆は御家来は不及申牢人を被召抱候に十人と
もに譽申は御不審にてけいはく者かと佞奸を御さ
くり被成候儀誠に唐日本共に佐奸者のかろきは人
をそこないおもきは天下之亂れと成事古今書物
に見へ申候右二色は明白心不明にては見へ不申物
と聞へ申候三好松永石田共末々にも数多記置候唯

今も可有之候へ共すくれたるも善悪共に世に成

候ては少く成候と見へ申候

一六六

一上田新兵衛咄にて承候廣島に

候廣島にて此以前安藝守様御

家中に縁組に出入有之中々六ヶ敷成申候何某とか

名は致失念候歴々の嫡子年若く候へとも智勇義黛

たる人にて候故無事に取持事濟申候其後御下國被

成候て御家老御用人なと被召出色々御聞被成候時

旦知覺書

御罰蒙り申も天罰同事に奉存候八十に成候て如此

書置候事も心底には隠居相應の忠節と存候大阪御

陳の時松加賀守殿内に家老の隠居松平阿波守殿

内に家老の隠居何も七十八十迄堅固相勤候由にて

東照宮御父子様より御褒美被下候難波戰記に見へ

申候我等一代御静にて戰場の御奉公勤不申儀は

不及力事に候せめて同名中の内へ御静の内には

其役々に被仰付候勤を身を捨相勤られ御用に立被
申かしと日本國の尊神奉存上候儀一の忠にも
成り可申哉拙者子孫は不及申堀内名乗申中大勢有
之候へは何も同前に可有之事にて候日本國中の昔
より武士たる人名高く書置候書物に御覧可有候人
と生成ましき事に無御座候心懸申様にと世々書
置候御静謐の世には夫々の勤戰場同前に可存事
候
罷成候處私嫡子取持申事濟申候此段は是に居候
者とも能存申候尤親の身にて申上候段いか共奉
存候へとも是は御家中の侍ともの生覺悟可仕事
にて後に御召仕候時御用立可申子供の爲にて御座
候御褒美を可被下儀と奉存候と申候由安藝守様御
聞被成扨々能申上候此間あらましは御聞被成候と
て即刻被召出御褒美被下候其時分御家中一同に扨
々能く申上候とて咸申候此咄は舎人殿にも度々
申候新兵衛殿被申候上田主水は新兵衛殿母方の祖

父天野牛之助は主水聟かと覺申候兩人ともに隠な

3人にて半之助は若き時分は松倉豊後殿に居候大

阪夏陣に高名仕安藝守様に三千石にて御召出候右

の通の筋目故新兵衛殿は 眞源院様御代に御召出

御念頭に御召仕候由承申候嫡子の儀を申上候人も

右の兩人の内か慥には覺不申候扨々明白成心底と

感心仕書置候總して武士は武勇を専ら用る事と見

へ候得とも亂世の時は銘々の志の働にて名も高く

候へとも御静謐の時には平生の言行専一に身を嗜

一六五

御留守の内にヶ様の儀御座候而六ヶ

に右の取持被申たる親罷出被申候は未被聞召と奉

坂陣にても能壹石被爲拝領候へども河内申上候

言と御意とは扨も上下の相違と書付置候我等

式も年寄申候へば別して奉感調候内に咸淚仕

候武士たる者は高下なく身を捨御静の世には夫

々勤申役儀に身をすて勤がたく存候事は断申候て

も又相の勤も可有事に候料にはなれ難く兎や
角と能き手立を求申上をかすめ申様成者は大小と
もに数十年の間の事近年廿年餘致休息思ひ合せ申
儀多有之候右の御意の通に御代々思召候て御取
立多くは御代々被召仕候子供何も親同前に思召
家を御潰し不被遊候様に養子迄如願被仰付候此
御恩を奉存候は、親々よりは精を出勤候筈に候へ
とも或は世上の仕合よきへつらひ者の不實成者を
浦山敷存御爲と存候ても傍輩へさわりあうて迷惑
仕者も色々取なしにて能成候實成る者は多くは働
不申物事遲く将明候へ共誤り少く發明と申者又は
採明け申は多くは常時の間にあひ候へども以後に
はあらはれ申候兎角我が心にて御爲存る事道に叶
たる事と或は御爲には少御損も可有之哉併御家中
御國中の爲に成り申事は少の御損にても大き成御

仁政に成候へば身を捨て可申上事に候我等十年斗

勤申在江戸熊本にても如形大勢の諸侍上中下咄承

候へども百は百ともに御爲(とばかり承傳候是

は少御損參り候へ共御家中御國の爲と申事一言も

承り不申候昔のは常世にはあわぬとばかり

にて當世(御意に入候様はかり上中下共に勤申

たる事能覺申候長谷川久兵衛と申仁老父心易く度

々悔被申たる事覺申候拙者も其時分は不入事を被

申候なとと存候へども扨々近年に成申扨長谷川は

能被申たる事哉と先見の明と聖賢の書に見へ申候

如形文盲成る仁にて候へども志は聖賢に叶ると

存候一國壹人と存る尤おろかにて心付不申者は天

罰も蒙り申間敷候世を渡る事のみ工夫仕時々にあ

わせ我身の爲ばかり存候者上中下覺申内に罰を蒙

りたる人多く有之候誠に~常世は明將少く善悪

分り候へども天道は明らかに罰を蒙り申と奉存

候右の通昔は御用に立可申侍は五千石にても他國

にて名顗 顯はれ申者は被召抱候幸に御家代々被召仕

候者夫々に敵を被下被召仕候者我身を圍び御奉公

をば不實に勤め上に御免被置候ても 御代々の

太夫樣御出被候此頃法輪院樣へ警候へは左

京太夫樣御入被成候て御意被成候は節齋は御城

樣子存間敷候問咄開せ候 越中殿 公義ある唯今

同列に無之樣子に候間悅申候へしかしながら

親父肥後守殿には被及ぬと思召候唯今に 肥後殿

は若く候時より病氣にも有之候哉唯今に 肥後殿

間と申御濟申前休息所有之候は火鉢出候よし

唯今御三家の外に火鉢出申事は無之候是を思召候

一江村節齋先年咄被申候は珍敷儀承り申候松

も即刻御廣間番見かけ候間御口上も不承誰棕御出

と申上候へばIII儘御出被成候故御書院へ御通候而

夏は御汗も不被入冬は火鉢も出申さぬ内に御客衆

に御逢ひ被成候 眞源院樣は御病氣にて御痔を御

病被成候串多く御自由に被成御座候ては中々おそ

くたとへば御客方御出被成候而も御口上御開被成

扨御取次衆も段々に有之申上候故御書院へ御頭候

にも御客方御待被成候右 御所様の間を御思

慮被成候て宜敷様に被遊候様に申上候へとの由拙

幼少にて茶の宮を仕候而覺へ申候御尤成被仰

上様と書付申候

一眞源院様御代に上月文右衛門五千石にて被召抱候

其刻八代にて三齋公へ村上河内申上候は此印熊

本にて大身なる者を

大身なる者を被召抱由申上候へば御意に

肥後は人數寄にて候間左様に可有之何と申者か

御尋の時上月文右衛門と福嶋左衛門太夫殿、

城代勤居申候由申上候へばいかにも御開及び被成

者の由御意被成候河内申上候は最早年

は最早年が無御座

候と承及び候由申上候へばの外御立腹にて初々

侍に年がいる物か今日被置早用に立侍越後の忠

太を知らぬかと御意被成候由日の内に熊本に開

申候へば年寄たる侍中何れも八代の方を拜申候山

遠坂間内殿承り申候先年拾七人の義士御の刻

此仕申候へば何れも承り被申被奉咸候河内も大

一六三

へば 肥後守殿には彼及ぬと思召との左京様御咄

にてて承ると節齊被申聞候乍恐能々了簡仕候へ

ば保壽院様は 權現様の御嫡孫にて岡崎信康公

の御孫にて筋目故かと奉存候御家にて終に不承

候事とて節齋被申開候此儀は多分御聞及び被成間

敷と書置申候三十一にて御逝去被成候へば雲内の

儀と奉存候

て事の外譽被申候親は討死麗父越後は隠なき

武功の人兄の孫九郎は追腹段々の血筋の人崇られ

一角入老へ彈藏殿若き時陳桶の儀申來候節居合候而

承候若者の申越候倣申付遣候わりこなと役に立

事にてなく候常々給申わんぞ糸そこを引切候て持

参能きと古人申たる由御申候島原の刻承候に箱或

は桶の皆々ひしけ申候皮の類にてなく候へはく

だけ役に立不申候由拙者陳桶馬ひしやく革にて申

付候は長岡與八郎殿中間持候て御馬屋に参候

時見亮申新知拝領の時申付候陳桶革にて塗り不申

からし申候置候事關内殿見被申扨も能物數

候哉御家のとう油のあり

外皮能或は具足箱刀箱は御旗本衆御心安衆より

前々より御賞被成候角人拝領の刀箱挾箱見申候

第一戰場にて入に能きと御申候 光尚公御意に

小身なる者は不斷指中大小を陳場へ差申心得にて

柄頭小尻仕候へとの御意と被申候文左衛門は大小

小尻前々より差被申候御意の通と尤に存候

覺居申候

扨々御家中に居申

金紋のあら可申遣とて注亥調へ候所へ被參候て

一山田竺印江戸へ被参候刻古佐渡殿古監物殿へ暇請

に参被申候へば御兩人共御入國迄は存命ましく候

間貴老へ申置候在江戸中に御機嫌見合被申兩人中

上候:可被申候妙解院様たとへば御客御座候て

折々御覽被成候様にと存候拙者も

存候拙者も御同前に存書付

置候自然御心得にも成候へば本望に存候各へ申入

候最早出府も仕間敷候各へ在宅へ御出兼々無用と

申入候何もと申心にて段々思ひ出候書遺候故御意

なども無勿體存候へ共書置申候

古き事御聞被成度むかし御慕ひ にて候事共申進

候へと被仰聞候御尤 て覺書の内あら

あらため如

段々書付進申候最早 出府御咄申事は

此歌の心と存候

平九郎殿へ申候

萬葉に物はた あたらしきょし人はたく

ふりぬるのみそよろしかるへの

一角人老江戸にて御成候老父三盛は古き事居

申候へとも嘔數寄にて事永(成候故韓置不申事殘

念至極と神以被仰開候

嬉數存候つる

一六二

太守様 宣公先年泰勝寺にて見申候御刀塗鮫にて

豚々目出度事と作恐奉存候つる役所も他家にては

細川家ちらし紋と申候由村井源兵衛事御家に參候

旦夕覺書

綱利公むらさきのうね打御下精古きをもらひ小サ

刀の下緒に仕に今能仕召置候唯今の若き衆はうね

うち見申間敷候右の通に御座候へは刀脇差の拵さ

へ當世に成申候其後細川丹後守殿長岡筑後守殿な

と江戸にて見申候へは大小ぬり鮫多御座候間舎人

殿なとも後にはぬり鮫多成申候御幼少の時の御拵

御柄鮫なと拂に出申候間私も取申候不殘塗鮫にて

御座候大木隼人殿御小姓頭之時御立闕前にて見申
に薩摩守様陸奥守様加賀守様御腰物皆々塗鮫にて
拵は見へ不申候赤銅多きと被申候加賀守様御供
衆いつも皆其近所に居申候心付見申に四人宛腰か
けに居申内壹入脇差白鮫金拵にて候三人は赤銅拵
にて同し人度々出合見申候唯今の
中うね打と申候下緒何れも上下の侍中下ヶ申候
京伏見すあるの女ても細川の御家中と申候其
外は大方唯今御座候かいの口其外色々時々はやり
申下緒にて候横山九右衛門御腰物奉行の時
一同名文左衛門熊本にて拙者屋敷に被参候刻大坂に
一六一
一私歩の御使番の砌江戸竹御門未た小屋なと出來不
申候刻宗宇御門の向に居候刻御供仕御歩行にて被
成御座候刻御側のわかき衆中四五人被召連被成御
座候刻折節五月朔日にて青山之方の昇なと被成御
覽あれ見候へ青きは竹木にまされ見へ兼候白きと

赤と黄なと能見へ候何も心を付差物抔可仕事と御

にて馬役の者共に申付候而駒なと遠にのり申

昇を見せ申様に被仰付候折節馬場に節々出申馬

乗り候時分故細々遠乗に可参と悦申ひたと尋候へ

とも失念被仕候か右之御意御馬役に承り不申由

扨々不及是非心底様々御用も多く出頭にて御意を

夫程大事に不存とも武士たる者の失念可仕事とは

不存候故名は書付不申皆々拙者に十も十四五も弟

に候へとも何も疾く果申候御主の罸と存候

て七所紋付申御家中付申さぬ男を事の外笑ひ申候

有吉殿小笠原は昔より七所付被申候能覺申候拜領

多く候故其外之衆自分の七所に付申たる衆すく

なく村井笑ひたるも尤御先祖以来の御紋さへ失

念と見へ申候其外の失念は尤也

には御前之事を式部同前に世上沙汰仕候由申聞候

に付我等も風と腹立候故閉門申付候へども能々致

了簡候へば扨もういやつ慥成者と存候尤我等

家にも武功之者共品々多く家代々の者も多く用にも立可申と存る者も候へ共唯今迄我等身の上の善惡申聞候者壹人も無之候此後も随分心底を不殘一筋に勤申候へ是は昔々存たる我等先祖代々相傳の刀にて候へとも今度の褒美に被下候由にて御加増にて千石に御申付候由幼少の時は鼻をたれ候故成人にて出頭の時もはなたれくと何もそねみ申候由其時節世上に知れ一番鎚一番首は多き事に候申刀を御取寄候へは皆々承及手討に逢申候と其身存罷出候由扨家老壹人居申處に其外用人共歴御呼寄被申聞候法令雙加藤式部少御改易之被 仰渡委細御聞不被成候故何も存之様に一郎兵衛儀江戸へ一類共多く有之故世上之沙汰能々承候て申聞候へと申候處に式部少事第一侍共之召仕様悪敷或は暇を遣候様なる者は切腹申付切腹可申付者は成敗仕尤領國之仕置も悪敷有之候へども第は家頼とも被召仕様悪敷御改易と沙汰仕

へ共其上たるへき批判仕候無双の忠臣と申たる由
於江戸上月八右衛門所にてを承候而書付置候右
之安知老は京都に御座候て御子息丹後殿は私初江
戸之刻御改易上屋敷大名丁は酒井左衛門尉様御幼
少の時小五郎様と申 申時御拜領被成候能覺申候
一三齋公八代に被成 候刻紀伊大納言様より中來
候は御老躰にて御申彙被成候へ共此刀は加藤主計
頭清正より御もらひ被成候刀にて御座候拵古るく
成り申候間御物數寄にて御拵被成被下候へ御慰に
も成候へは御本望之由にて被差越候由八代町中古
き鍔なと御取寄被成御物數寄にて御推被成被遣候
由三浦九郎兵衛 三齋公御兒小姓にて被召仕候先
年在江戸の砌遠坂關内殿小屋にて咄申候處旦夕覺
書付置候近年も細川和泉守殿に松平越中守様御相
の時に和泉守殿は御家の事に候間 三齋の物數
寄も御存知可有候へとも御拵見候へは當世にて候

拙者所へは三齋御物數寄大小の拵三通迄致所持

候寫し拵進可申との儀と江戸にて承反申候定て淇

通と存候唯今伊豆守殿御家來共可存候拙者覺申候

而も五十九年以前に初江戸にて参候時分は御家

從若至于老可恐可愼者此三也

一身之行勇にして分別有て物言和かなるがよし

1三悪とは僑と盗と臆病と也

一日之事天氣清明之日を吉日にすべし

一軍法以味方實待敵之盧討

一諸道具調様能物を高直に買がよし

し

一内之者之使様教を先として呵事を次とすべし

一所務之仕様免を軽くして催促を厳敷するがよし

造作之仕様丈夫に成事を本として奇麗を次にすべ

一奉公之仕様新参に出たる時の志を後迄不可忘

一孝行之爲樣身之養生を能して不煩を考の第一とす

一傍輩之着相廣交り変態熟成がよし

一牧士書 蒲地三郎兵衛

右何レモ中庸ノ徳不可失

一神道能信シ尊聊モ輕ルヘカラス但罪チ天

ニウレ禱所ナシトイェル言貴カナ

一人、非チキラヒ嘲ヘカラス身チカエリミル事

一物玩志チ失フトイエル言不可忘事

屈散スヘキ事

一京極丹後守殿に今野一郎兵衛と申千石被下丹後殿

隠居被成候て安智と申候迄勤居候十二三之頃南鱓

寺にかむろにて居申丹後守殿御所望被成被召仕

候加藤式部殿御改易の砌被仰渡外へ委細知れ棄

候故右一郎兵衛は在江戸の一類多く有之候を丹後

殿能御存にて候ゆゑ共方は一類多事に候間今度

式部少へ被仰渡之趣とくと承て歸り申上候へと

御申付候て初て使者に出申候無並出頭ゆゑ使者な

どに不傍輩共も出頭故常々そねみ申者多く

初而使者に出候間つくし申かしかられ可申など、

批判仕候内に罷歸候て直に罷出御尋之通御改易之

被仰渡江戸中之沙汰一々不殘申上候へは丹後殿

機嫌惡敷其儘閉門被申付候時に右の批判仕候者

共夫見よ常に出頭にて初め使者勤閉門仕候とて

寄(笑ひ申候由四五日程有て例年茶の口の時

分いつも家老相伴に出候迄にて外に出候者は無之

に右の一郎兵衛罷出候へと被申付京極の家に傳り

常にわするなもののみち

もてあそぶその品々はおふくとも

赤松則の歌

常に心の内をかへり見て一點の私欲邪念あらば早く

去へし私欲とは名利色貨の欲とて名聞を好み利分を

好み色を好むの類井耳目口體の好む處の私する欲を

邪念とは人をだけ人を怒り諍ひ私身にほこり人

をあなどり人をそねみそしり人にへつらひ人をあざ

むきる類を是邪悪のころ也是等の事露

斗もあらばすみやかに去べし心を害する事敷けれ

ばなり又氣質の偏あらば勝べし氣質の偏とは生れ付

にかたおちたる所有を云氣あらきとさはかしきと又

や か過てよわきと或はや過たるとにふくゆるす

きたるの類或生れ付ていかり多く欲多き類を云皆是

氣質の偏也心を害す凡氣質の悪敷所を變化する事は

極てかたし平生心を用てかたすんばあるべからず 又

あやまちあらば速に改むべし過とは工みて悪をする

にあらず是非を知らずして不意に道理にそむくを云

氣質の偏により私欲の妨によりて過を成す事多し人

聖人にあらず誰も過多し過としらば速に改善に移

るべし客かなるべからず落成とは過をおしみて改

旦夕覺書 鳥

肥後文獻叢書第四巻

一弓馬兵法等,家

不怠兼又合

一好テ戯遊宴チナスカラス武ニタヨリテ氣!

ネ學事

不怠棄又合戰勝負,道チタッ

一言が少シテカリニモ偽カサルヘカラサル事

一義:ヨッテ交り信チ以チナムヘシ不親球無禮ス

ヘカラサル事

一行跡、正久堅き所肝要之事

一邪智拂ステ心セチ誠實ナラシメ武略! 事法

巧ニスカラサル事

一侍之格チハッサス一身ノ威チ不可失但威チ立ン

スレ威失っ事

一忠孝武,三道片時モ不可忘此三ヶ能ワキマエ勤行

事學ニアラザレバカタキ事

日新之覺

るを云凡私欲邪念氣質の偏り過と此三ッの物ふりて

は心術を害す心を正し道を行んとすれども是等の

過惡有去されば徳に進べき様なし假ば田を作るに

券を去されば水をそぎ肥ても券のみしけりて苗に

益なし先券を去りて水と肥を用るが如し赤身の病を

去りて後保養をするがごとし

一五八

只歹覺書

おもきはおつる人のよの中

草々のはとくにおける露の玉

心に誠有時は分を安んす誠なき時は分しらす

心にいやしき時は願るからされは願事なし

心に迷ひ有時は人をとかする迷ひなけれはる事

なし

心に自慢ある時は人の善をしらす自慢なき時は人

の善を知る

心に優なき時は侮事をなし優有時は侮事なし

心に怒有時は言葉はけし怒なき時は言葉柔也

心に貪有時はへつろ貪なき時はへつろふ事なし

に堪忍なき時は事をそこのふ堪忍ある時は事と

のふ

心に飾る時はをかまふなき時はなし

心に有時は人をあなとる奢なき時は人を敬

心に私有時は人を疑え私な時は疑事なし

心に誤り有時は恐る誤りなき時は恐る事なし

心に邪見有時は人をそこのふ直なる時は人をそこ

なはす

亨保九甲辰十一月十七日

八十歳

堀内傳右衛門殿

同小傳次殿

一五七

堀内旦夕人道判

右之通被仰出候由にて熊本にて寫置候六十二

三年に成可申候殉死御制禁之事も紀伊大納言

頼宣公被仰上たるよし諸大名家中之證人も此

時節御赦免かと覺申候拙者覺候ても御家中

御一門にては細川刑部殿御家老衆御城代田

中左兵衛此分2覺申候其後御法度故追腹之沙

法不承候右之紀伊大納言様は其刻聖賢之様に

父母孝行守法度へりくたり不驕人々勤家職止

直を本とする事誰も存たる事なれとも彌下へ

可申聞者也

紀伊古大納言頼宣公御制法

御代官中

延寶八年閏八月

備中判

右之條々堅可被相守之事・

一面々御代官所替又は私領相渡節は銘々未進其外諸

事無油斷常々念を入第一御勘定所無様に可被掛

心事

之節は輕内聞眉内にて可相濟儀は依怙贔負な

不及難儀様可被申付候事

心に欲ある時は義を思はす欲な時は義を思ふ

に我慢ある時は愛敬を失く我慢なき時は愛敬そ

なはる

心に物ある時は心狭窮屈なり物な時は心廣體

ゆたか也

心をは直なるへしと祈るへしあしさを捨てよ

きになへ

信謂之俗

直詞正非善不行非道不興惣テ不内外勤行有眞名テ

何事も其品々を知る人にひろくて他をそし

るなよ

廣学詩文達萬藝温故知新九三度思還是非分名テ

謂之智

君をふき臣を思ひても高さひやしき禮

みすれ

謂之禮

臣君子孝親弟兄敬老愛幼居上不梅爲下不猥名テ

へつらわす奢る事なく諍す慾を離れて義理を

あんせよ

義謂之義

富テ不驕積テ能施天地交衆不靜守謙相讓名テ

他恵我を忘れて物ことに慈悲ある人を仁

と知るべし

仁誌咱惠他救危扶窮都戶於物先情觸事三有憐心名子

一五六

頼母殿

佐渡殿

寛永十五戊寅六月廿四日

以上

右之通被仰出上は御給人之儀は不及申御代官御郡

奉行にても非分之儀於有之は言上可被仕候不屆に

極候は悪者に切腹被仰付儀斗殿様御存知可被

成旨御意御座候事

御國中を大方三ッにかけ御年寄衆三人にて一年代

りに余の郡へ無構銘々受取之郡々を先三年萬事可

被申候事

有之と思召候自然御給人により非分成儀百姓に申

懸候は、御代官頭御郡奉行沖津作太夫聞届其所裁

到之御年寄衆へ致相談将明可申旨御意にて如斯被

仰出と有之候は百姓奢り申儀も可有之候間其段

御代官頭御郡奉行江堅可申付旨御意之事

一今度島原討死病死仕候跡目被遣候子供幼少にて所

務成間敷と思召候間御代官方御臓納同前に所務等

申付物成其給人に相渡候様可被申付候事

持申間敷候間自然所務なと仕様むさと仕候儀・

一堤川除道橋等其外諸事常々心にかけ物毎不及大破

時支配所へ達し可被加修理百姓訟論ヶ間敷儀

一五五

一面々之儀は不及申手代等に至迄支配所の民私用に

仕はず井 金銀米錢民方借亦は民へ借し不申様堅

被申付事

一御代官之面々常に身を愼み費なく民の農業細に

存候は、御取立等念を入宜敷可被申付候惣て諸事

手代に不任自身勤儀肝要候然時は手代末々迄私有

間敷事

一民は上へ遠き故に疑有もの此故に上方も又下を

疑事多し上下疑なさ様に萬事念入可申付事

一瞬寛なる時は民もの時は己か事業に憚り安

諸民衣食住諸事奢な様に可被申付候事

一民は國の本也御代官の面々常に民の辛苦を能察し

飢寒等之愁無之様可被申付候事

條女

沖準作太夫江

椋梨半兵衛

監物殿#

河喜多五郎左衛門

一難波戦記の内淺野采女正+城兵と刀を交進んつ進

れつ討つ討れつ鋒よ 火烟を出し汗馬に息を不繼

せ戰ける釆女正か家牧野金城は野一番に首を

取て来る所に山城半左衛門も野 首を持

參す金彌是を見て我取所の首は二番也某は二の備

成故に本陣へ近し依之早く来る山城は先手に在

本陣へ遠し是故に遅く来ると申遣れは淺野大に是

を感し先手の一番首を半左衛門二の備の一番首は

金彌也と定られ正月具足の祝にも左右の上座を替

々勤けり又是に似たる事有り昨六日の合戦に松平

陸奥守正宗か軍士蒲倉仁兵衛と云者一番に首を取

て来る所に歩行立の侍も同く首持參せり蒲倉是を

見て渠か取處一番首也其故は某は馬にて来る此

者は歩行なれは遅參せり敵を討時刻においては足

下一番也大に相違あれは論するにたらすとそ

此佐分利は常御家の佐分利也佐治頼母事は老

父三盛裝々咄候被申候

濃守より佐治に作の鞍鏡を賜る頼母は後に松本新

太郎光政家に来て佐治縫殿と號領地千石にて足輕

預りたると也

一御給人方百姓に對し非分有之間敷と思召候へ共小

身成者亦は江戸上方に詰居候者しかと仕たる下代

一御藏納之儀は土免に被仰付上にて水損日損虫喰

な候へは檢見之上にて免相定所務萬事之儀御代

官頭如此段々被爲仰付置候上は別儀有之間敷と思

召候事

一寛永十五戊寅 六月廿四日 忠利公被仰出覺

覺

し心懸る者は冑より可參諸人に勝れたるは日の暮

さる内に可參そ萬事如此ならされは諸人の中人

に先立事は難成もの也

一名将の日敵國へ押寄明日辰の刻城責と

宗大に是をし馬上の一番首は蒲倉仁兵衛歩行立

の一番首は汝也とて二人を被褒美ける惣して義士

の振舞は斯こそ有へけれと皆人大に感じける青山

伯耆守忠利組大久保玄番允武功あり此度先登に進

む御蹄陳有御加恩給り駿府の御城代を命す行年

九拾余にて卒す

申ける歩卒聞も不敢譬騎馬にても歩行にても本陳

へ来る事一番なれは是を實の一番首な

彼山中市内長政の前を退て黒田三左衛門一成後號

美作逢某に鎧一領御借有りて紛れと三左衛門

返答に我等も着替の具足なし家来の鎧を扱せて御

還に與んもひか也所詮金子を一雨與る程に是に

用意せられよとて遣しける山中悦て満州の町中走

廻り右具足一両求出し合渡の合戦に先を争び働け

石田三成か家人松井又右衛門と云者に突伏られ

て果たり松井山中か首を取けるに笠印の緒に文字

黒甲州様

八月井伊兵部少輔直政

廿五日

誠に汝か申所至極せ汝を東へ下すべしと云し

は我誤り也とて山中か訴訟を叶へ其後如水の歌

二三通井伊兵部少輔陳所へ遣し直政返書を送らる

從如水公此中貴様〻被差越候御狀共數通被下

拜見仕候内府披見に入可申候今度於御國元別

而御情被入殊に御人数多く御抱被成内府次第

何方へ成共御行候由に候此節に御座候間何

分にも被入御情を御手に可入所は何程も御手

に被入候得と可被仰遣候何事も而止可申上候

恐謹言

國宇和島にて拾貳萬石賜也或説日勢州津の城にて

籠城かなひかたく信濃守自害せんとありし時上田

吉之允か兒小姓佐治頼母と云者信濃守前に來りて

申けるは味方の言今に支て罷在候某見て参らんと

出し處に敵四五騎早城中に責入けるを上田吉之允

佐分利九之允二人にて支へたる所に佐治も駈付鑓

にて一人突伏るかいる所に扱に成り城渡す此時信

誤字か

一富田信濃守知信は關ヶ原御陣泰平の

出伊與

命より名こそ惜けれ武士の道をは誰もかくや

思はん

一大友家の侍森迫三十郎甲の前立物三本菖蒲金にし

て討死の時

石田三成山中か頭を見て彼は志の者ならんとて松

井又右衛門に思賞を厚く與へたると也

うたるも討もよろしき武士の道より外は行

方そなき

月日 黑田如水内 山中市内

今日之間に可極功名若不然者討死し義を可守

者也

書付たる是を取添て三成實検に備詞に

一關ヶ原御陣前黒田如水の歩士山中市内と云者如水

の使として息甲斐守長政に書狀持參る長政如水の
狀拜見せらる石田治部少輔三成佐和山出て大坂へ
下り逆意を企る聞へ有に依て軍勢を揃へ三成へ組
する敵地へ責入軍功を願す覺悟也貴殿も志を堅し
て内府の下知に可被任との趣長政彼市内を呼被
にて有しか切先二三寸つ掛て不扱となり
一岐阜城責の時編島左衛門太夫正則軍使櫛田勘十郎
堀の手へ上りける時しなへの差物上につかへ乗入
難さに付差物を下人にもたせ城に乗入然處に櫛田
差物持る下人鐵炮にて打立られ坂より下へ赴
下る岐阜落城の後櫛田か同役の使武士十九人正則
に訴て日櫛田勘十郎御差物を預なから卑しき下人
に持せ置たるに依て坂下へ下る他の備より是を
は當家の軍使迯たると申さん若明日にも某芸御
機嫌を背く事有他家の奉公を望んに彼岐阜の城
責に迯たる者にやと疑れ可申事可有然は勘十郎に
切腹御申付可給と申送る正則も暫く無同心色にな

ため扱申されけれとも承引不仕依て是非なく勘十郎に切腹被申付由

申付は先日度々如水公より此書来ると云へ共此度汝か持参し委細なる御言終になし此状を關東へ差下し内府の御目に可懸汝乍若身此狀を持参せよと被申遣れは山中違背して筑紫より遙々参たるを父關東へ馳下るへしとの仰近頃無御情御事也別人に被仰付と云長政以の外氣色を替て如水も我も己がために主人不成や彌違背するにおいては座を立せしと怒られるける其時山中申けるは筑紫より遙々參り候事申立るには更に苦身をいとはす候如水公既に御出陣之御沙汰有之半なれ共主命成に依て此表へ來候然るに近日此邊に於て御合戰可有風聞有關東に下れと被仰は無御情と申物也但如水公於筑紫早御合戦をもられ如きの者も戰場を見参りたるかは某年頃人に名を知れて内府

公の御前にも可被召出者ならは關東への御使奉て

可相勤然共筑紫の戦をも見るにもあらす亦人數

ならぬ某か關東へ下りたれはとて何の御爲に成可

申哉依之愚意を廻らすに御身近輩には御ひひ丸

有て如水公へ御奉公申某なとは御不便も薄さ故に

此御意を承るにや申立けれは長政忽氣色を直し

高麗陳の時敵に手負有之を味方の中より討取へき

とする加藤清正之口敬之手負は不討取物也子細は

敵に手負働不成者は其所に共儘置は看病して引懸

退とする依之敵の人數ひけ味方の強みとなる物な

左之方なれは左之指をまけ

右之方なれは右之指をまけ

右三篇唱

此駒の血筋の血をはとめ置て来てあからん

雲の上迄

す突捨て不知磴にて場を立退程に玄蕃走り寄て

首をとる其後玄蕃も能敵を討首を取首帳に付る時

玄蕃か日此一つの首は四坂麓之助麓付たる首也某

もらひたる也我は不討と云健之助脇にて是を聞て

様は玄蕃は何を云るか左様の能敵を討取人に

取らるうつけにてはなしうろんなる事を被申物

哉と云てしかりけれは安蕃か日鑓之助はさすか武

道を能知る物を数度用に立たるか道理也侍る者

は誰もケ様にあり度物也と感心すると也

んとすれとも脇差の寸長く不披両人脇差の鞘小

口さけたり後に南條と庄林傍輩に成て此事を語り

出しけると也庄林刀は一尺八寸南條刀は一尺六寸

一宇土郡小西行長城加藤清正攻給時清正の侍庄林

隼人と行長か城代南條玄宅と戰組けるか双方共

精兵にて上に成下に成ころび廻り互に押て首か

一大坂御陣の時矢尾の土居に城中人數出し引入ん

とす去れ共藤堂和泉守内渡邊勘兵衛遠藤傳右衛門

喰留付入へき様に成放引取事ならす依之敵差物を

土居に立置土居かけより人數引入るに遠藤右

衛門敵の差物Sこかさるに目を付高さ處より見立

其處より乗取なり

一同時諸將參會して小早川隆景に一戰之仕様被尋處

に日其家の古老の者と談合仕可申と云て手立を云

す座を立私宅にかへり自身分別して書付を日

第一後の山に道を作る第二合戰可有とならは味方

の兵を引たもつへし左あらは合戰早くあるへし

と云第三は密にして不宏之三ヶ條ともに用之後の

山に道作るを見て日本より加勢の人數来ると云て

敵引取と也

一家康公伏見御城下八御屋敷御座候時五 行方より

本つき政道を立各家職を勤る者を用ゆ へき也

一同大將は人を能見知る事專一也古今の各將人を能
知り賢愚佞奸勇を見る事其品有とSへ共先言
と行と合と不合との二つにて大形知らる物
一同關ヶ原にて九月十五日の朝霧かいり敵の様子四
五間の先も見へす依之家康公被仰は物見に誰か可
被遣井伊兵衛本多中務は先へ參る内藤四郎左衛門
は江戸留守に被召置扨は横須賀に握美源五郎を
召て先の様子見せに被遣候處に源五郎二三町程行
元の様子見れ共見られるに付即刻立かへり御合
戰は御勝利無疑候御旗本を被詰可然と申上る佐之
即刻御旗本を御詰被成御合戰に御利得らる也
其後源五郎に問敵の様子も見へさるに何として御
合戰御勝とは申と問源五郎か日關東よるはる
(是迄御出馬有て御合戰ならすして御引取被成
場にてなし是非共に御一戰なくては不叶場也御勝
利なれはよし御負の時は家康公も御討死我等も死
する程に見そこなひは不入と云是心眼を以て見る

者也

一古侍に四坂鑓之助と云者あり數度の武功の勇士或
時戰場にて能敵をつけ討取らんとする所に味方
の内に村井玄藩と云者彼も武功ある者なれ共此陳
に未敵を不討鍵之助鍵付たる敵を某未敵を不討此
敵我にとらせよと所望しけれは鍵之助何とも答へ
逆心可有と風聞之時黒田如水を召此屋敷不用心に
ても三千人數有之は自然の時三河へ可退との仰也
如水日敵上の小幡山より銀砲二三百挺にて打懸
上に火矢を射かけ申さは此所に御座有事難成奉存
候向島へ御移可然と申上る依て向島へ御移り被成
則細川忠興福島正則加藤左馬之助森右近此四人を
召し宣は敵火を懸たらは各は何として参るへ
きやと被仰忠興の日火懸るを見て可參と申さる家
康公宣は先各々家に火を可被悪子細は小西攝津
守其外奉行中之屋敷家各々の家の間に入ましり

有之上は火事にて驚き妻子を退る仕配にて此方へ

之働延引すへきそ共間に向島へ御移り被成其後は

東寺へ御引取あるへし東寺は要害能しまり有る所

にて三千の人数にて御籠何の御氣遣もなき能地形

との御諚也

一五〇

旦夕覺書

一同武士は常に忠義の肝要心懸能武士は人に負

一東照宮の御詞に世に武を嗜は不珍縦は鼠の人に

被捕を苦んて人に喰付か如し治る世に武道を嗜

信の武道を好む人と可謂司馬法に國大成とSへ共

戰を忘る時は危しといへり太平の時も戰を不忘

か武道を知る人と仰られると

丹鳳來儀宇宙在 中天雨路四時新

世間好事忠孝 臣報君恩子報親

言の葉は中々たくて誠より語につきてつ

はなし

長岡筑後殿歌の由

小車の道ある人は雲井て君にひかれて名を

も上げる

光尚公之殉死之衆江保鹿良益和歌詠する

と古語に見へ申候

君命有,所以不恐 軍陳無„禮法̏

る働と御書にも見へ申候然は一命を惜み中候而御

介錯仕るには有べからすと存候就中ヶ様之處に

て武士之高下に知れ申候生心懸武道吟味可仕事

に存候

臆病なる者は驕安し瀰安き者はめり安し如是侍は

味方と成て多くは逆心をなす敵と成ては恐る

足らず又日大將は文武一致を知りて軍法の二字

一四九

一同我家に武道不案内なるは大小上下共に不用之凡

武道不嗜の者は恥を不知恥をしらざる者は義理な

義理なき者は虚言多し虚言多き者は必臆病なり

一同世の中に狐つきと云事有是をかちする事世に多

唯世の人に人の付と云事あり是を能禁へき事也

肝邪欲ある者を寵愛し黒人を用是人に人の付

と云ふ物也七敗る物也

此其家に生れ出るより家職なれは武道の勤有故也

扨こそ武士の常に武義を能勤る者は武士に勝事

必定也此故に家職能勤る事肝要也

同千の人數にて合戦する時は武士必可勝そ

さるものそ人間生して共機貌四民遊民替る事なし

然 共家職の前に依て共事業替事也子細は先和歌

の道公家能知るもの仙法の事を談するは出家能知

るもの武義の道理を知る事は武士に及者なし縦は

軍陳において對する人数を以て合戦して勝負を決

時一方は武士千の人数にて又一方は公家か坊主か

番かしら

内膳殿

左馬殿

中殿

式部殿

志主水殿

藏人殿

隼人殿

内匠殿

内記殿

興

五月七日

越中忠又申候我ら小姓共迄物に候事申上候へは大

御所様御前江被召出候是にて仕合可有推量候

以上

一此狀之内被見候而くたびれさる飛脚之早き者に持

せ豐前江可被差下候取紛書狀書兼申候恐々謹言

一時之内に天下泰平に成申候事

一大阪御城天守も申,下刻火掛申候不殘御果被成候

一何も事之外手柄仕候事

首"主水内之者取候事

申候一細川與五郎様は大阪落城巳後同年六月六日稲荷に

御切腹松井右近御介錯仕候由後右近は子は

たぬかとの御意御座候由右近も三年之内悪病煩果

候由主君之爵蒙りたるとの沙汰之旨老父申候右

近儀は高麗陣にも如形右之通大阪陳にも勝れた

又申候七太夫は御本陣へ付置候故手にはつれ

候以上

又申候丹後討死ふびんさ中々申はかりも候は

す候以上

宗り九軒へ刑部Sり殿太郎左方へも可申遣候

以上

由也

かけゆ殿

より清田

小谷殿

周防殿

六兵殿

小民殿

宗入老

此狀被見之後壽齋に渡しまんへも讀開せ候へ

可被申候

馬之助殿

一四八

美濃手にて合戰候て首數多上り中

申候大阪にて物頭

長門後藤又兵衛鈴木田隼人にて候事

旦夕覺書

一昨日大阪飯守之下大和日江八數六萬斗も出候放

藤堂手にて合戰候て首數多討捕候

急度申遣候

元和元年五月七日の刻大阪落城に付三齋公

方忠利公江 御注進之御書寫

定て島原御陣之刻大分御入ると存候四

十五七年此方御國中の持とも次第に少く成

申承覺申候他船定運賃下直成故と存候

一寛文元年正月十五日巳の刻禁裏炎上餘煙及民家

仙洞様は修學寺江渡御女に

-寺江 渡御女院様岩倉江渡御炎上之

内鳳祥院様岩倉江 伺御機嫌被成御座候節御菓子御

意外洛中之餅紙草履迄不殘御調させ御持參

被遊候由尤女院様御機嫌洛中洛外迄節は是のみ

沙汰仕候山鳳祥院様は三齋公御様御幼之時はお

まん様と申候て三齋公別而御寵愛にて烏丸大納言

殿御簾中也

人づ熊本にて代々在宅者致逗留相勤申候拙者心

安く咄申候津崎庄九郎百石にて御留守居組 五

一首之助「主水首か山半兵衛音「朽木與五郎

一七助鍵は先を突まけ申候傳右衛門も鑓二本先をつ

2曲申候

一又其後大崩に成候處右近一人取て返し候處に酒井

左衛門尉殿も被見候酒井左衛門小姓右近と返し中

に迯又右近側へ返し候間はつを取申候則右近は
甲共に首を取申候
一錠きつ候面々 一番七助二番縫殿佐藤傳右衛門っ
け藪三左衛門甲つけ佐方與左衛門吉住四郎續少助
右之鑓寄衆之もの(つれに成候處に七助縫殿兩人
馬を入かせき候事
一今日七日之午の下刻大阪江少々御寄せ被成候處に
茶臼山より岡山迄取つけ七八萬も可有之候此方
之人數立是よりひた物無利に合戦のかけ候に及
一戰數刻相さらへ半分は此方へ半分は大阪勝申候
つれ共此方之御人數数多に付御勝に成申候不殘打
果し被成候度々之せり合中々推量之外にて候本多
雲州討死小笠原兵部殿も手負候是にて推量可有候
我々事先書に申越候哉鐵炮頭三人小姓にて大阪
へ參り合戦に逢申候
忠利公肥後御入國二年目に唯之出町小笠原備前
屋敷之木戸より外に町被仰付候由悪後御後悔被成

清正は國之時に城石垣等調申候一國之力にても

中々難及思召候當分之御城荒不申候様にと思召候

御城下廣く成候は、荒可申と思召候此後は御廣め

被成しきの御意之山御座候は八代に居候白

一三齋公忠利公光尚公御三人於江戸御咄之節光尚公

へ三齋被仰候は何を稽古被致候哉と御尋被成候

へば御請に小畑勘兵衛に軍法を被聞召候由御意被

成候へば三齋公終に軍法御聞不被成候軍法は常々

家頼能召仕候へば何事之間にても軍配能候唯侍を

能召仕其程々に能召仕候へば何時も軍法能と被成

御意候と也

心に誠の道に叶ひなはひのらずとても神は

守らん

職さへも神慮に叶ひ申様には成棄可申候俗人とし

獪以成申間敷候或は亂心に成申候か家に災難

有之物と老父被申候尤なる事と奉存候能々工夫め

され随分(神を敬可被申候若き時より拙者は如

形敬申候

之駄賃取候故前

候故前々川尻往來

な馬を

長六橋邊に船着

候ては駄賃馬少く

貝馬少く成可申候左候ては小身なる侍と

も伐に馬を求申儀成棄可申候何卒馬を澤山に持申

様に仕度私は存候旨御申上候へば扨々尤至極に思

候今度御在江戸之刻御願被成候間先少々堀候て

其後ならぬとて御止可被成と御意之旨干今堀懸

申跡御座候由御郡奉行金津助十郎勤申時承申候海

船も昔は澤山に町人共持居申候浦番とて御侍衆兩

細は熊本之町中に駄賃馬

初承申候白川筋御はらせ長六橋遊船着に被成旨

候ば唯今之如く共儘にて川尻船着能奉存候子

私一忠利公御在江戸之時被得上意候て御下國之上にて

白川筋淺き所を御堀せ被成可成事あらば川尻江着

仕候船を熊本長六橋遊に船付候様に被成候はば熊

本賑やかに可成と思召候てそろくと御堀せ被成

候由古監物殿へ誰か出入の侍衆申候へば夜中に

御聞被成候て扨々夫はて不開事とて共儘御花

畑へ御出候て可得御意儀御座候て夜中にても罷出

候旨被申候へば共儘被爲召何事ぞと御意之時唯

初

石山名殿

怨,之人

一妙應院様御幼少之刻は御目附衆御兩人づ熊本へ

御越被成御逗留候阿蘇大宮司此二三日鳥井にく

ちなわ大小澤山に出申候不思議なるよし申來候其

刻熊本御家老中寄合にて御目附衆御通之日阿蘇御

田植之御祭禮にて人馬差支申候就夫御祭禮可被差
延候哉と御讃談之砌に右之通申來候就夫神事は格
別にて候間御目附衆江申遣可然と熊本にて御讃談
相濟申事其之辰之刻にて御座候に阿蘇鳥井之く
ちなわ一も見へ不申候由熊本へ申來候て御家老
中も何れも神慮明らか成事感被成候由其刻松村太
兵衛は阿曽御郡奉行勤被申候哉息松村久右衛門拙
者相組にて度々咄被申ヶ様之事は昔不珍事に
而年寄可申と思召候随分御不便を被加江戸表之
御供抔も御免被成緩々と居申候様に御心可被付候
天下之御用に立申者にて御座候由掃部頭様御咄被
成候而一兩日仕候て熊本も委細申成候由松平阿
波守様御家老稲田九郎兵衛も此方之監物殿におと
らぬ者之上月八右衛門度々咪承申候稲田父子稲
田宗心七十餘 大坂冬陳に三人共に家康公 秀忠公
御咸狀#御腰物金子拜領仕候者共にて候
候得共末に成候而人の心信少かたとへは御國中之

神佛共に殿様之御蔭にて社の修理御祭禮も調申な

ど諸役人も悪敷心得雁木等も御用と申せば切用

申候上に御存知被成ぬ事ながら神罰はのかるい處

なきと申傳候間能々ヶ様之事をも各々若く候間御

了簡候て其役にて無之候ても忠義之信御座候は

何卒申立の成間敷事とは不存候十八九人は笑止成

事など咄たる迄にて候我子などの煩中時は神に

祈念願立申候其心をもつて主君と奉候は、萬事

道に叶ひ可申候堀内權之助は十四之時能首取被申

候へども人に奪れ被申候由父母被申候は武士は就

中神を敬信し申者 武の冥加に叶ものにて候隨

分心掛被申候様にと教 られ如形信し被申候由拙者

共祖母妙庵皆共にも聞被申候老父も左様に被申

候又心得違にて神之精進或は我家の内に神を納候

て信じ申者多く候必々神之精進又屋敷之内は不及

申候左様にはせぬ者と被申候皆共幼少之刻あらた

成藥師御座候 Sか様何とぞ心にかる事御座候哉

薬師坊へ預申とて遣申候事覺申候能々察し申候へ
ば尤成事趾は昔より地を吟味仕る事と見へ中候神

一四五

一同はたへ山にて鹿狩被成候熊本大津へ御一宿其
時分も同名是安御供に被召連候内入は御中小姓に
て御供被參候御中小姓不殘參候由山名十左衛門殿
未前髪御座候時陳羽織之様成たてなる羽織にて馬
にて櫻馬場御通を見申候松野龜右衛門息小源太後
彈藏牧野安右衛門 同勘右衛門松野父子 牧野父子鐵

一妙應院様御入國の年か御國廻り被成候同名是安も
御供に參り申候御國中宿わりは御中小姓勤申候永
尾伊右衛門に是安宿之事頼申候而覺居申候櫻馬場
御通被成候松野龜右衛門御鐵炮三十挺預り候時黑
羅沙の羽織着にて御鐵炮之脇先に歩にて被參候事
覺申候

一眞源院様御國廻り被遊候時御馬に召被成御座候處
御馬つまつき候而御轡おれ申候長谷川仁左衛門は

不断狹箱に替の轡入置被申候折節御先の御供に

長谷川を差上被申候殊之外御咸被成御歸座之

上御馬被爲拜領候拙者幼少之時見申候老馬にて

顔と申事にてつなぎ置れたるかと存候黒栗毛のひ

たSに星御座候と覺申候

被成候由遠坂關内殿咄被申候

肥後文獻叢書第四巻

一右之時分は光尚公御在江戸にて熊本御飛脚不參

候に御城には度々御注進有之或時光侗公御登城被

遊候刻井伊掃部様被仰候は今度長崎にて御家來之

監物黒船之儀に付愚意を申上候儀委細上開候定

一正保四年六月長崎?黑船渡海七月朔日之朝松平右

衛門佐様長崎江御着被成候由此方は長岡勘ヶ山

殿御人數召漣七月二日長崎へ着之由其前黑田殿鍋

島殿家老共承かけに鷹野場直に參り申者も有之

候由此方御人數ヶ山殿七月二日に被参候

事一番と長崎之町人共も申由一騎かけに參り候而

は御用に立申間敷候定而公義之御吟味にて町人共

迄申たるにて可有之候此」巻之覺書を一冊寫置候

故略す

一妙應院御幼少之時澤村古大學殿御具足被差上候時

鰹ふしーッ添て上ヶ被申候由控に御座候哉山崎傳

左衛門咄申候

炮能打申候由にて被召候由御歸候刻大津一里斗

熊本之方廣所にて御側物頭之馬自身乗り御覽被

成候由上田新兵衛馬能御座候杯と沙汰承候拙者十

七之時にて御座候

一三齊公豊前小倉に被成御座候時秀林院様御年回に

御參拜被成候而御歸座以後に金津助次郎子供成人

仕候哉と御尋戮遊候兄十次郎十一歳父十郎九ッと

申上候へば即日兄弟共に百石宛被爲拜領候松井

殿方兄弟に青員之鞍鉛給候由老父三盛に又十郎

被申候事覺申候誠以舊功を被思召十一歳九歳之子

供に如此之儀は御家之侍中何れも同前に難有事と

書置候

一三齋公御用にて八代江老父参候刻小崎忠次か子供

は越中か不便かるかと御意被成候へ共御不将に

御座候に付いかにも我は新参者にて存まし丹後籠

城之時關東より御使に被遣候御書之持様關所(

の通様委細に被仰付候無恙丹後江着仕候骨を折た

る者と御意被成候由後に致吟味候へば小崎次郎左

衙門小崎孫右衛門親之山小崎太郎右衛門は歩御使

番相組にて熊本之御様に付新地百五拾石被下候

右之小崎子孫多く可有之候

文左衛門娘かと承候津田平助妻田中又助妻谷權右

衛門姪にて權右衛門よ

權右衛門より津田田中江遣被申と覺申

候

其後三齋公江 如水老右衛門兵衛御所望にて小身に

て被召仕候由拙者江被下候は貳千可被下との

事に候時の様成者は幾人にても願申候と則

千石御加増被下候由魚住又助祖父之由先年御家中

先附差出候時右之かにしてもかくれぬとて

又助致遠慮候とて澤伊左衛門縁者にて拙者江咄申

候理知儀過たる男とて笑申候右之紙面寫置候三齋

公御代は外之御家にも跡式皆々へり不殘は不被下

候由忠利公肥後御拜領被成候以後御家中侍中之跡

目十五以上無相違可被爲拜領と被仰出候由八代に

て三齋公御開被成越中大名に成れるとて右之通

被仰出候後々には奉公人之人柄しく可成と御意

一四三

魚住右衛門兵衛殿

一昨日御手柄之段松佐州有四郎右御物語に

候於我等滿足不過之候今日爰許相澄候て明日

其地入參面上以萬々可申入候恐謹言

九月十五日 如水軒判

一三齋様御代豐後國石垣原の合戦之時御家 松井殿

有吉殿大将にて黒田如水も人數被遣候御家にて

魚住右衛門兵衛働如水老之紙面之寫なり

此通之紙面之様覺申候江戸御書所には控茂可有御

座候や其時分迄も慥成申傳も不承候近年色々古さ

書付 山申候と存田中又助祖父は中院殿相鐸之

(c)に覺申候右之書之内に加茂大宮司松の下と御座

候は河方安左衛門先祖かと覺申候先年田中又助に

此紙面申候へはいかにも(承及申候此方の御

譜は誰が書たるかと尋被申候へども不存候拙者

先年在江戸の砌田中一庵に被仰付候て御家譜調申

由にて拙者へ引兩之事尋申候三引雨と申間ニッ引

兩と申ても可然哉など、申たる儀覺申候右之書付

之内飯川妙佐の妹と御座候飯川殿とて譯ある人飯

川何果とか老父咄被申儀も 申候委細に知れたる

書様にて候誰の作と申事 吟味候は、知れ

申存候

慶長五年七月廿七日八條殿より家老大西助

を扱之儀被仰下候得共幽齊同心無御座其後

徳善院勅命を奉り双方に和談を入被取扱候又

勅命にて中院殿三條殿烏丸殿井 前田主膳正等

を田遊城江被下種々取扱有之候勅詔及再三申

に付幽齋難默和議を以被成出城候

肥後文獻叢書第四巻

妙應院様御入國上にて貳千石苑御加増被遷御一門

の格に被仰付候其時分細川將監殿細川修理殿長岡

興八郎殿長岡平左衛門殿如此四人にて候右の田中

一水戸家の御末子松平大炊頭様は從公義一萬石五十

年以前に御拜領被成候小石川の御屋敷之内に被成

御座候て妙 様御振舞に被成御座候て御供衆皆

共迄御座敷に上り御料理被下候御馳走人に田中文

左衛門と申仁出候而咄被申侘

被申候私儀は熊本へ久々居

申候田中又助甥にて御座候先年京都へ御座候長岡

與八郎殿同左衛門殿御兩人肥後へ御呼下し被成

候時又助を被遣候其刻も助致同道候而京都上下

仕候由嘶被申候我等共幼少之時分與八郎殿半左衛

門殿な乗馬を迎に兄の是安方へ被遣候事覺申候甲

佐近邊に御兩人共千石宛被下候て御在宅にて候川

狩にて是安を御呼被成候かと覺申候

座をおりて遅くたちよる松の下すきの道には

のへ足もなし

一衆妙集之内に玄旨公吉田の草に松下民部少輔

數寄に呼侍るに遅くければ即座に此一首を請

路次迄持せけり

一四二

傳授此時永ク絕モヤセント是ノミ苦シミ思い

レクル所再と禁遣シ奉り神國光彌々雲

上二輝カスナット千喜萬悅更ニ喩ンカタモナク

思と奉レリ僣傳授事畢テ後兩人勅使大宮司松

下以寄手大將共勅命趣宣 #セ玉ヒケ

ル今度勅使トシテ三條大納言烏丸大納言向下ッ

テ藤孝入道玄旨法印=天子古今傳授マシマセ

玄旨則天子、神道歌道師ナレ此陳早々引

取ヘシトラレクレ牙チカミシ寄手諸將モ勅

命ナレ謹テ領掌異儀ナク圍チ解テ引去ケル抑

此藤孝;氏十二代,後胤義晴公,四男也母還

翠軒義賢,息女ニテ飯川妙佐妹ナリ萬松院義晴

公東山鹿ヶ谷移居玉ヒシ時寵セラレテ懐任シ

男子設ケサセ玉の後兵部太輔藤孝名

ッケクリ義晴公嫡男義輝公二男北山鹿苑院

周嵩三男云南都一乗院門跡覺慶四男、藤孝也後

此妾三淵伊賀守ニ嫁セラレテ大和守ト別種

兄弟ナリトカヤ慈母嫁スル時藤孝モ倶行

テ三淵ヵ繼子ト成テ育ケル處=其頃泉州岸和田

城主細川右馬頭元常子ナシ幸二三淵ト緑有シ

一延寶四年~覺申候芝之御屋敷に被成御座候刻紀伊

大納言様御家賴衆尋被申候由にて森雲仙を以大木

織部殿へ申來候御右筆山崎角左衛門相調申如斯申

遣候

一御家傳二三淵氏、室町幕府,落胤也、稱ストア

リ天文十八年三好ヶ鼠藤孝十六歳トア

藤孝公實三淵伊賀守賢入道宗薫子也

一細川御家譜 御家系等二

右東國太平記ノ内ニァルチ披書スル由山鹿湯

,町島屋長之允寫タルチ見内々此書面通

聞傳タルマテニテ如此委細此書ニテ見幸ト

寫置也島屋町人家業ナラネト國恩重

*事忘≠ル志咸入候此書絕板ニナル由島屋

父母=孝ナル由忠孝車兩輪云事でコ

トナルカナ

放兵部太輔藤孝養テ子トス仍細川ト云其子

越中守忠興長岡下名乘事 昔日藤孝京南勝龍寺

軍二戰功ァ シ故=則其在所長岡,庄*信長公ョ

リ采邑地二拜領セシ仍り長岡ト名乘ラレケ

ルトカヤ

浦島光添テ玉手箱明テタ見スカエス浪

カナ

御返シチトテ幽齋

明ケテ見「甲斐モアリケリ玉手箱二度皈浦

島カ波

斯通リテ高麓陳時藤孝入道玄旨筑紫名護

屋詰ラレケル共息朝鮮ニテ軍功大ヒナルヲ以テ

秀吉公御遺言ニテ豊後臼杵城加思預ケラレ

ケル皈陳後光廣ョリ箱*返ストテ

萬代、誓ヒシ鏡シレイカテカアケン浦島

カ箱

古今,箱預り玉フトテ返歌光廣

漢シホ草カキアッメッ跡留テ昔ニカヘセ和

歌ノ浦波

人國ヒクャ矢島モ治リテ二度刀エセ和歌

浦波

一傳授永久絕ナン事則古今箱幽齋孫烏丸

大納言光廣遣高麗間方預奉若討死

致スナラ此箱條卿ヘ渡玉レト有ラ一首

和歌*ラレケル幽齋

古今モ替ラス世中心の種殘言ノ葉

ト讀テ實條卿對シテ古今ノ箱並源氏物語廿1

代集箱共=渡シ奉ラル斯テ烏丸光廣卿モテか

以傳授シ玉フトカャ最目出度聞ヘケル玄旨法印

「互=諷哈シテ傳授,箱*贈り返シ公家武家共。

悦カヘル折柄岡スモ治部三成軍兵催シ諸卒ヲ

遣シ玄旨ヵ在城+取圍大軍キヒシク攻戰と落城

近キュアリト奏聞アリケレカセ玉と玄旨討

死スルニ於テ本朝道歌傳永久絕神國掟モ

空々ナルヘシ古今傳授き再と禁裡=殘サレン爲

勅使相向フナリ此陣暫ク引退テ古今傳授ァラ

シメョト宣旨委細:演玉へ兩伏セ

冑ォ腔嗎チ靜テ戰チ止スレ勅使宣旨ノ通り*玄

旨仰ケル入道法印有カタキ勅命ナリト頓テ本

丸城=請シ燒香灑水シテ古今箱取出シ三神

五吐き掛奉リテ秘密授一言句モ殘サスシテ

三條大納言實條卿=傳授セラレケル其上源氏物語

ノ奥義二十一代集ノ口訣切紙和歌,三神人九,正

體八雲,大事二時のカリカ共間叮嘩認テ神國秘

密傳授,印信」テ一首ノ和歌チッ奉上ラレケル

旦夕覺書

一口略頃公家古今集ノ傳授中絕シテ天子

御アラセ玉サル所細川藤孝入道玄旨法印

カ身有ケレ若藤孝討死七日本神道歌傳永

ク絕ナント忝モ後陽成院歎き思召テ時傳奏三條

大納言實條卿烏丸大納言光廣 賀茂丿大宮司松

下相添田邊之戰場ヘソ遣サレケル兩軍相

トンテ戰ナル=勅使急き輦ヨリドサセ玉ヒテ兩

幽齋玄旨公古今御傳授非御先祖之事

一東國太平記の投書

ふるとも

今はとて忘れなはその事は心にもあらて程は

若狹より御返し

玄旨公御姉前川様より御妹光壽院様へ

君こむといひし月日もすきぬれは待こそ渡れ天の

橋立

とも

なびくまし我ませ垣の女郎花あらぬ方より風は吹

秀林院殿御返歌

とも

なひくなよ我ませ垣の女郎花あらぬ方より風は吹

傳公保コリ三光院實澄卿へ傳:共ヨリ丹智

院公國卿=傳っ公國早世折節子香雲院實條七

歳ナリシ故=細川兵部太輔藤孝入道玄旨傳ﾌ藤

孝文武二道義勇ノ名將ニテ我カ師範タル

丹智院,息實條卿傳ン爲田邊城ヘ迎ヘ取テ

養育歌道神道盡授シタレトモ未幼弱ナレ

古今傳カリ殘サレケル實既成長及

シ故帝都返奉リケル=天子龍遐他超テ

聞サセ玉ェ輔佐,大臣トモ成セ玉ハント思ハレ

テ藤孝モ悅アエリ古今傳授チモテ師恩報セ

ハヤト思レシ處高麗征伐觸アル依異

國合戰,用意取粉と卿チ呼迎エテ傳授セン隙

ファラサル武士習何回ニテモ討死セン事カ

リカタク思と若討死セン時於テ本朝歌道

陳ェ向テ仰セケル今度天子勅使トシテ三條大

納言烏丸大納言遙是マテ來リタリ雨隙慥承レ

今本朝歌道秘傳鳳絕タル如クテ武家

*相續セリ抑古今傳授云中古濃州士東下

野守平常緣ョリ紀州種玉菴宗祇=傳宗祇ョッ

三條大納言逍遙院實隆卿傳實隆ヨリ稱名院公保

何も唯心すなをにうそいはて主を敬い義を守る人

右は先年同氏彈藏書くれ申候此御歌も玄旨公

と申候

無事に見らるゝ物

賣買の直段つめして深く身持てなる人そげひ

ぬる

下劣に見らる物

おふよふに慈悲深くしておとなしく物にあたらぬ

人を床しき

馬鹿無力病者述懷やく者別籠思案油断不氣根

氣高く見らる物

んや勇力武燕世上かた公義才覺身を立る人

物にならざる物

物になる物

すいにして物知りたてのさして口ついせう有て自

慢する人

人に悪まる物

柔和やかに心をしめて氣立能いんきん成にしく物

はなし

肥後文獻叢書第四巻

人に譽る物

間忠興貓島左衛門太夫正則爲先此時秀林院

殿に忠興歌

忠興公開ヶ原上杉景勝逆心に付加藤左馬助嘉

目釘穴うちおさまれる御代なれは柄は中々なる事

もなし

心やすくする世ありともSかて我つらさけしきを

人にみせまし

きす

煙たつ空をあはれと鳴捨てかへるにおしき山ほと

光尚公御歌

道しらぬ人は人にて人ならすけに岩木にもおとる

なりけり

を

忠利公木石心なしといへとも私なし人は心

れとも曲りぬれば木石になんおとるといふ心

萬代も直きにすめよ渡り川かへらぬ水のあはれお

もはい

三齋公辭世曰

きる物も内外して着る人ははれなる時に恥をこ

そかけ

一三八

旦夕覺書

一家中輩井國中仕置之儀可爲如肥後守付町人百姓不

窮困樣「仕置可申付事

條

家光公御代

慶安三年四月十八日 長岡ヶ山左衛門

長岡式部

右讃岐守樣被仰聞候通程共如此覺申候御口上

之事長く御座候へつる間前後爲仕儀も可有之

候八共畢竟相違之儀有御座間敷候以上

!!被召出昨日之上意共難有可奉存之旨再三被成御

意其上ㄷㅜ又被仰聞候扠肥後守縁邊之儀越中守存

生之時分被申候;一筋.御奉公仕度奉存候間肥後

守緑者組之儀不被仰付候様!!<被申上候汇付烏丸

息女被致祝言候然處彼息女死去!汇付肥後守代汇成「

緑邊之内證6雖有之越中守如申上肥後守儀達而御

斷被申上依之緣者組髻不被仰付候夕様之儀未被成「

上意候、共上意多候故態讃岐守様被仰除候由被仰

候夫方伊豆守様人致伺公候處御懇被仰候昨日之上

意之様子主殿頭様丹波守様<被成御物語候此外何

も不殘御禮に致伺候

酩酊にぼうまん書寝遊山好親を不孝に主へ緩急

一三七

毒となる物

な

朝起や身をはたらかし小食に師親に近く灸を絶す

喧嘩好Sげん廣言うつけ者人の中垣公事工む人

となる物

正直や能者物書學問者貴人年寄余所を見し

寄合之惡友

寄合之善友

幽齊公被示家臣十一首

細川六九とのへ

慶安年五月廿九日

三庚寅

一貴理師旦宗門之儀最前度々如分制禁彌堅可申付事

右條々可相守此旨者也

一家中緑邊之儀知行三千石以上可言上之縱雖小

身依其仁體申上之可相慎事

一萬事家老輩送相談仕置可申付候難相極儀於有之日

小笠原右近太夫可得差圖依事之品可致言上事

一於隣國何篇之儀雖分出來無下知而不可出合之右近

太夫非 目附之面々可受差圖事

候就夫跡目之御仕置早々可被仰付候處に依御遠例

唯今被仰出候肥後國之儀御手端共上大國之儀に候

六事は幼少之儀に候條所替をも可被仰付候へ共三

齋關ヶ原之時分奉對御當家一筋に御忠節仕以後

越中守御奉公仕度奉存體に被思召候に付被成御取

立肥後國へ被遣候處無程相果申候扨又肥後守儀若

く候へ共御奉公をも可仕者と被爲及御覽候故越中

守跡職無相違被仰付彌以肥後守御奉公一筋之志と

被思召候就中相果候刻之申置にも御取立之儀に御

座候へ共御奉公をも不仕千萬迷惑奉存候然は幼少

之世作に跡式被仰付又候哉御奉公をも不仕上樣に

御座候へは彌以迷惑至極奉 條御國之儀は差上

申候世碎兩人御座候御奉公をも可仕樣に罷成候は

至其砌被爲斗御覽之通被召仕被下候樣にと申上

候代々ヶ樣之御奉公振殊相果候刻御奉公之道も忘

却不仕子供の儀にも無搆御を差上申段神妙に被

思召因六儀幼少に候へ共肥後國無相違被仰付候

間奉存共旨六幼少之事に候へとも此段々具に可申

含候實子無之候へは養子をも仕跡職之儀何角申事

も御座候へ共肥後守今度之申上様御取立之肥後守

右上意之趣四月十八日於殿中酒井讃岐守様被爲仰聞候護て承知仕候て御座敷罷立候左候て阿波守様主殿守様も被成御退出直に此方上之御座敷江被成御越此兩所様と稲葉能登守様と殿様被成御同道掃部頭様讃岐守様加賀守様 守様豊後守様對馬守様へ御禮に被成御出式部ヶ由左衛門御供に被致參上候翌十九日之朝田中主殿頭様曽我丹波守様同文左衛門様御供仕先讃岐守様へ致伺公候處に御前には左に被思召候而如此被仰出候家頼之者共も難有奉存六御奉公をも仕候様随分守立可申候然上は諸事無油斷相心得仕置等可申付候小笠原右近太儀は六間柄之事に候幸隣國に罷在候間折々肥後國へ見舞候様にと被仰付候間仕置之儀談合仕度儀共相尋可致沙汰候其上六事御懇に被思召候條御目附をも可被遣候間左様可相心得之旨被仰渡御座

敷を罷立候得は被召返重て被仰開候は六九被召出

可被仰聞候へとも幼少之儀候間兩人被召出被仰聞

候追付御目見も可被仰付候旨上意之由被仰聞候右

之趣早速國元江申遣家頼之者難有奉存諸事精を入

候様にと被仰聞候

一三六

旦夕覺書

右之通先年於江戸與一郎様御十四之年御官位之御

沙法御座候砌曽而知不申候由小笠原素心被申候其

後拙者罷下休息之内前田素閑所へ參候へは拙者

古き事数寄候とて此書付見せ被申候素閟親共時分

歩之御小姓を承及候就夫此御口上書之様に當所茂

無御座候つる右之時分熊本へ御使に参候かと存候

十左衛門殿へ見せ候へは扨もくと御申物畫

一熊本町中方祝儀可申候是Sかにもかろく右三人

之者に言傳候様に飛脚前に町人を一人下候様に

可申付候以上

祝儀に御逢候事御満足可被成とて御酒を被出左
文字之御脇差御拝領御座敷之様子外開實儀無所
候可被心安候就夫家中之者共祝儀可申候御成橋御
普請前に候間人なと何も下候儀無用候佐渡頼母監
物方歩之者一人宛可被下候杈高五千石迄馬太刀
外は此方にて一度に祝儀調せ可申候間歩之者三
人迄可被下候樽錢銀子迄爰元に候間人迄可下候
一一門之女房方目出度と文迄下し可申候是又右同
前に此方にて代も取替させ可申候立允所方も歩
之者一八下候様三齋様被仰遣候様にと申候
一慶安三年四月十七日阿部對馬守様田中主殿様を
以被仰下候は長岡式部長岡勘ヶ由左衛門兩人明十
八日辰の主殿頸様被召連御城江可罷上之旨被仰
聞候松平阿波守様も上意にて同十八日辰の刻御登
城被成候様にと是又主殿頭様を以被仰渡候由御座
候依之式部勘由左衛門 十八日 辰ノ刻 主殿頭様御供
仕御城江罷上候處に井伊掃部頭様酒井讃岐守様堀

田加賀守様極平伊豆守様阿部豊後守様阿部馬守

様御列座にて阿波守殿も御座敷へ御出被成式部勘

夕由左衛門被召出爲上意讃岐守様被仰渡候は肥後

守儀被成御取立候に付て御奉公をも可仕覺悟と被

思召上候處に不慮に若年にて相果御不便に被思召

きせ具に控書留候へと御申付候舎人殿へ右之趣物

語見せ候へは如此之書付は皆共役之扣に有之候者

無之は寫可申と共儘御返し十左衛門殿は而御

覽候とて御党共儘御寫させ候如此御兩人之替り有

之候此政宗名物と御座候は鎌倉へ参候て打候時

正の字近江國生國にて政宗と打たる由承候何事も

本を致賞翫候故わかき時打たる故かと存候

綱利公御家督被仰渡候通り熊本御一門方へ申参候此書付は簡椎左

衒門方方寫閻候

二月廿八日に惣責との内ならしに候處に廿七日晝

時分鍋島出丸へ仕寄を寄せ候處に内よりきつく鐵

炮をうち候をうちかへし候て其時何やらん出丸

へ少寄り候を見候て我等ものを肥後居候而共儘乘

こませ三九は我等立花者斗にてのりこみ候二丸は

鍋島ものはやく乗火を付候扨我等人數二丸へ火行

わたらさる先に二九へ乗込夫よりすぐに本丸の堀

の手へ付け七日七ッキに本丸海手より我等人數一

番に乗込本丸を焼立四郎首を此方へ討捕申候扨一

兩人の人數少宛本丸へはいり申候かやうに申候へ

は手間も不入様に候へ共家中之手負死人合貳千九

尚々中左へも此段御物語にて可被下候以上

早々可申處取紛唯今如此候

妙解院様鳥原の時被遣候御書之寫

御返事

道孝老

利根川道孝は

二月七日

松利

三齋

御なくさみに可有御覽候此外いくつも御入候へ共

飾りこくう成事にて候間書不進候大名衆之はじ

かきと可有御心得候笑敷候恐々謹言

肥後文獻叢書第四卷

一七月廿三日に六元服被仰付肥後守に成申候先六と

我等先へ御前へ罷出候處に越 中事御以立被成肥

後の守に被爲置候肥後守事も不相替御心安可被

仕候間其心得仕御奉公可致由御直に被仰聞共上に

て御名乗之御字光之字を被下光忠之御腰物拜

官も侍従に可被任由被仰出候御盃出献々之御酒

被下候上我等へ名物之政宗之御脇差拜領申候扨三

齋様被召出御年被寄候入共能時分御下被成「様之

態飛脚を下候

家光公御代

眞源院様は六丸様と申御十七御元服の刻從江戸熊

本八妙解院様方御一門中江被仰遣候寫也

御宿所

道仲老

壽命院

盛方院

三月二日

細越中忠利

拾九人にて候愛を以心安無之處可有御推量候我等

は其日城責無之に相濟候故小屋へ帰り候とて少お

そくかけつけ三ノ丸乗候時は肥後斗居申候伺肥後

下候時可申候恐々謹言

1111111

此度は不進候能事分又跡可進候事

一此書中之通道家にも可有御物語候京之落書寫進候

一正月廿五日道家方之便宜に煎藥清心丹又進候條

事

我等氣色能候江戸江参候儀尋に遣候其返事未参候

て候間扨々あふなき儀に候事

正月十二日之御一ッ書具に披見仕候

同島原之時利根川道孝に被遣候御書寫

籠城之泉中候大雨彌一兵衛所にて見申

御所望候

宮津之

右は田綱五左衛門所持筑

九月廿一日 越中興

の事ににくけなくおかしく候恐々謹言

昨日廿日願山迄合以上

三齋様丹後國宮津城之衆中之御書寫

傳候能々心を付可受被申候事

共家潰れ申は多く無之候おこりは天の憎む

多く懈怠多く家も潰れたる多く候小身は多く候へ 一島原之儀如仰不慮にて候みづぼがれうちわるく候

着候處に城可相渡由申候得共

徳善院事に候間可成程馳走可申と様子内府へ申

入候其御返事次第可下國候扨々二度逢候はん

夢のみ思ふ事に候面々籠城さへ奇特と存候に

かき共のよし無比類にけおち候やつはら餘り

大がさに成申候大事の事不珍候一揆の仕様

つよきにては一切無之候共子細は松倉長門留守居

共と二三度もせり合仕候其時長門留守居の小勢

にて候つるに勝つ負つ仕えるにて手並は知れ申候

され共今の寄手何も初心にて城のかつ様に仕なし

たと存候今又れき(被下候へ共立花飛彈殿の外

はらへ共と同事にて候間又不慮出來可申とあふ

なさせうしさ心もとなさ申斗無之候不入事なから
是を案し此頃はむねもいだく右のかたの乳ばれ出
煩申候心中可有御推量候何も大名衆一揆と申も人
にて候野あひの合戦にて候は、手に立申間敷候へ
共城に取籠候故不成とのわけを未何もかてん不參
と見へ申候信長以来の事覺へ申候城の中に一萬二
三千の人數を入一たんせめに仕候事終に承も不及
見申たる事も無之候此所曽て辨へられぬ大名衆に
間知不申候一御養性之事御油斷無之由尤に候乍去心を長く可
御持事惣一之瀬性にて可有其御心得
跡にて佐渡殿御申候は唯今之御意之趣何も入念勤
可被申候唯今も被仰聞候様に御家之儀は前々
他所にも見習手本に仕事に候諸事念を入不作法に
無之様に何も可被勤と御申候江戸に而は御發駕前
に五ッ過に被仰聞候刻老母に申閉候は御先代之
咄度々老父被申聞候へ共御側近く御懇碩之衆老父
初として涙を流し忝かり秋申候事覺申候唯今之殿

様は末々之者共不殘不便に思召との御意に御座

候難有仕合迎涙を流し申候事今以少も失念不仕候

一眞源院様御代九年の内七年虫くひ何やかやにて不

にて御勝手差支申に付御番頭十二人に被仰付難

被召仕者共吟味仕候而申上候様被仰付候其後何も

被召寄御家老中御吟味之時藪圖書被申候は私組中

吟味仕候所に不調法にて差當役儀等は勤可申哉

御軍用に立不申者一人も無御座候御勝手差支及御

二百石三

難儀今幸 私嫡子右衛門 三百石 次男島之助 三浦祐

左衛門殿父

三男熊之允二百石三人の者共江被下置候御知行差上

させ可申候夫にても不足に思召候は、私江被爲拜

領候貳千石之内千石差上可申由被申候同市正梅島

之允兎角三人ならては如此申候者無御座候殘る

肥後文 最書第四巻

一妙解院様御代に津川四郎右衛思へは小身者別而不

便に思召候大身成者は屋敷も廣く萬事自由能料理

も朝夕思ふ様に給申候何その時御用に立事は大小

身共に同意に思召との儀に候櫻馬場御通候刻は必

二百石三盛

々三盛竹村彌右衛門 御言葉掛申候由老

母被申候いか様大身は末々おこり付近年別而病死

一同御代歳暮に御一門之御女中御頭巾を上ヶ申候

時老人之御伽衆何も居申候所にて扨々是は老人共

には幸の事とらせ度思へ共不勝手に家中之侍共

に無心申儀何も可存候側之者共に少にても物をと

らするなと外様の批判可候納戸に置ヶと御

意被成候御家中末々迄承申候て扨々忝御意奉感候

同名文左衛門にて候つる事

衆は書付なと持参之衆も有之由尤即刻達御耳圖書

申所尤至極に思召由其刻藪内匠子相應之申様とて

御家中末々迄感申候由老父咄申候今の三左衛門殿

にも度々咄申候何事も人の為に能殊に組親と昔よ

申傳候拙者幼少之時覺へ申候今之清助殿屋敷に
て候いつにても門前に馬へす御番頭随一と申
たる由

111T11

旦夕覺書

一御出頭衣之飾はやとくよりの事にて巳之刻之か

一渡勘兵事少能様子有之由被召出か歸参此南條之内

婦参に成候へは笑止と存候

一藤大學別儀も有之間敷體之由左様に可有之候雅樂

殿ひいきにて候間神明三寶もよけて通可申候谷大

鸟身上可有御覽事

一國帥唯此前同前之由苦夕敷儀候事

一永傳十御本丸へ日々夜々被詣息災之由珍重候事

一南光坊被炊大事と申候へ共又々能候是おしき人

にて候事

一貴老兩御所様江御目見候様子被仰越尤存候積殊之

外強候へ共御食事さへよく候へは餘之事は入不申

候珍重存候私此中無病に候つる當月に入積差出申

いつも五月は如此候大發無之候問可御心安事

一島彈殿腫物同前之由貴樣御父子御迷滅推量申候事

一淺派女殿困之山左樣可有之と 存候笑止にて土李

さのみ痛不被申由珍重存候事

務取こまるへき儀と存候然を前に被申出候事不

思儀千萬に存候是こそはりを棒に申候か氣違かに

可有之と存候事

樣御代四十七八年以前に熊本御發駕十日斗

前に江戸御供に被召連候御中小姓以上に御直に

渡候は今度鼎中道中於江戸公義御法度之趣堅相

守可申候且又御自分より被仰付候趣末々之者共に

堅可申候惣體御家之儀は脇より見まねを仕由前

々より御聞及被威候若狹守丹後守家來共にもむつ

ましく申合候樣にと思召候必々末々より何角免有

之候ては上々の御苦身に成候事世上に多く有之候

斯樣に不殘被召出被仰聞候はひつきやう何も不便

被思召候故被仰聞候とて御立被遊候刻佐渡四郎

右衛門何も跡にて能く申候へとて御立被遊候御

111 1

妙

御返報

一桑左様

三齋

やきはや申之下刻目出度頓而御口切た、一人御慰

候由尤存候た、一壘の上に風煌御すへ御采女土杢

にも無御見せ御一人御樂之山無餘儀候當暮か來正

月早々可罷下間私も池をほり島をつき其中に堂を

其中を疊餘圍一人之茶給所可仕と命をあら

まし申候恐々謹言

五月廿六日

可爲時分候上りきわに被申出往來之間に常所

門

新左衛門御小

黑繻子 一秘奥州被年寄在江戸御奉公成間敷候間隱居被仕頭

鹽一箱

事

献上

辛丑六月朔日一駿河大納言昆布一箱 御樽一荷

寛文元年

は有間敷候事

桑山左衛門殿江三齋公被進候御書之寫

五月十三日之御狀拜見申候界上樣御息災之面目出

度存候事

と御座候様茶をも可進候と御挨拶被成御長袴の上

四千石

人持

に十徳を御召候由尤道筋橋などの事榊野理兵衛に

被仰付候橋の前にて三郎左衛門御挨拶被成候へ

御馳走に橋をも申付候へ共見不申候次而に橋をも

見可申と御歩にて橋を御通り過御暇請被成候三齋

様御挨拶に將軍御機嫌能御満足に思召其後從江

戸能勢次左衛門殿爲上使御越鶴御拜領被成候鶴を

備後表に包青竹に釣候由御ひろめ之時御自分之鶴

三少御添被成八代町人迄不殘被為頂戴之由

一妙應院様初而御入國萬治四晬 二月五日上使稲葉美

濃守様御出御小袖 五十 白銀五百枚御馬壹疋同三月

廿七日江戸御發駕四月十八日に熊本御着座同日江

戸江爲御禮長岡監物殿佳庵被差立候

改元右之刻御船中より直に豊前小倉小笠原右近太夫様

へ御寄被近候御仕舞被成鶴崎江小倉之御供御家老

澤村宇右衛門 友好坂崎清左 門柏原殿甲州江御越候由免角何之道にもかた

付不申候ては成不申事に候朝稲彌太郎近年大納言

殿江 被成御付候駿河在府之由此比此地江被參貴老

江被參候群様子御尋候へは御氣色替事は無之候は

り程之事棒之様に申成候と被語候由主君之事を加

様に御成下候時左様に最負に被申は奇特にて候へ

共此中之ことく歴々之者子供を理不盡に御切候外

別之氣違一馬之儀先書にも承候年寄候故能も悪さも馬は入不

申候そり有度山大炊殿江申來候由世間に沙汰仕候得

とも貴老なとは一圓無御存由左様に可有之候右之

分に被申上候は如御書中違か色を被立類にて可

有候されとも謀叛可仕と被存候は政宗被上事十

姓組十人此時之江戸御留守番長岡九郎兵衛豐宮視父 月旦夕覺書

一御下帯絹のも布のも半下帯に引廻す所よりニッに

たちてたち目をとちて前下り兩方に精を付首にか

ける様に

一布之御具足下も御ゑりたて同布はたん右同

一羽二重御拾裏布長サ二尺九寸但かれ尺も右同前御

袖口の下三寸五歩左り脇に

袖下一尺一寸御袖口五寸列 クボタンニッカケ

御袖下より三寸下さけて長≠六尺の一方に二尺

置ぬS付て有り御ゑりたてにほたんあり

三齋様御具足下之覺

一忠利公熊本にて或時御家老中へ色々御咄之時御意

被成候は世の時は忠不忠上下共に人の心顕れ申

候御治世の時は御仕置に夜白御心盡され萬民安穏

にと思召外なく候何も其心得仕候而随分心を盡候

へ萬々一御亂心にて御謀叛など御座候時は即刻

公儀へ言上可仕と誓紙仕候へ御深志に思召故興風

被思召出候由御家老中へ何れも右之趣之誓紙を被

仰仕候由是は細川修理殿に御家中老人誰か名は覺

不申左京殿と申時咄申候由後藤文右衛門は幼少之

節小姓にて居申候右之承候故書付置候

家來大身歴々に負可申樣なく候

一家光公御代三齋樣八代に被成御座候時分薩摩へ上

使馬場三郎左衛門殿御下り三齋樣江も爲上使三郎

左衛門殿御越御對面之刻上使之趣被仰達候へは三

齋樣御意に年寄候へは耳聞へ乗申候高く被仰聞候

へ定而將軍三齋は未存命可申候此比柿被爲拜領と

の事にて可有御望候遠路御苦身に存候上意之趣は

濟申候拙者も尻ひへ申候らくに居可申と羅穀の蒲

團にぱんや入申候を御敷御頭巾彼成三郎左ゆる

一二九

人々御中

土大S樣

明廿三 御目見仕度候御返事次第にて候

一大御所樣今日御精進あかり候由承及候我等在所よ

此袖くろの鶴鎧炮にて打一昨日のほせ申候幸に

御坐候間上申候不苦候は、御ひろう奉頼候無

用と思召候は、御さしつ次第可仕候恐惶謹言

九月廿二日

三齋

稲島右衛門殿は番具足迄木綿わた入にて包有之由

上月文右衛門内三木又兵衛咄し

一木綿の花色にて両面に大廣袖に綿入具足の上に着

由布にてもかきに染大廣袖同前

此外色々御飾有之

一子硯珠光文琳

一御勝手定家古今

御茶菓子芋

御肴鱓細くシテ焼

御吸物白魚

蒲锋

御自身御重箱二重なやきて

御飯

御椀煮豆腐

御汁〆

生鮑

右御會席

一御數寄屋より直に御暇申上退出之節御路次口迄被

遊御大炊頭外御路次迄手を引被之

一御茶終て前々ふくべに御旋御組出御有畢而御勝

手へ被通緩々と被居候様にと上意也

御水

御水指烏帽子箱

メンツゥ引切御持 出御御茶被爲立

1

一 御茶碗割香臺高麗

一 御茶入投頭巾

一後の御笛御床鶴一聲御花菊を御入被遊候處に永井

濃信守見事の木瓜献上被遊御上覽三齋は老人公方

様は病後木瓜ところにて無之四季と云菊可然との

上意にて則を御生被遊

肥後文獻叢書第四巻

御茶赦二尊院 - 一駿河大納言様御行跡不宜時分忠利公土井大炊頭様

へ御物語被遊候由及兩度候由大炊頭様被仰候は御

合弟様の事故か唯今迄一人も御自身之様に被申聞

候仁無御座候達上聞可申候との事にて委細上聞

御代々忠節之事三齋様御勝れ被成候事に思召候へ

共亂世之時分にて唯今治世の時節第一之忠節と被

思召上事之外御蔵被成候由南光坊と申は上野御佛

殿の開山にて有之候南光坊も忠利公御同意にて被

達上聞候由肥後國御拜碩被成候は本より三齋様御
忠節にもおとらざる事と被思召上如此大國を御拜
領被成候よし阿部主殿と申五百石被下堀七郎兵衛
母方の祖父にて在宅の時分近に心安き仁に申
候由覺書見申候妙應院様御隱居被遊候時分御代
御忠節右之趣も達上聞候由承及候山名十左衛門殿
も此噂を御聞候由拙者へ御噺被成候多分彈藏は委
細可存候惣愷御代々御忠節之儀は書物にも見へ申
候箇様之儀は見へ不申候へ共各能承置可被申候上
を學下と俗語にも申候小身にても志を御代々の御
右の書附在江戸の節寫置片桐石見守殿覺書之内抜
出す由小堀遠江殿所に此書付有之由

旦夕覺書

一寛永十五賊九月七日於西御九細川三齋へ被下御茶

一關ヶ原御陣の上秀忠公東照宮へ御咄被成候は加
藤肥後守馬の差物が細川越中守銀の中くりの差
物か此二の内に御替被成度思召候いか思召候

哉御伺被成候へば家康公差物などはあやかり物に

て候肥後守は若き者も能けなけ成者にて候へども

大閤代競斗に合候越中は信長數度難儀成義戰迄を

能勤先年小牧表の窓口を敵に成能見居候越中守差

物可然と被仰出土井大炊頭爲上使右之趣被仰渡忠

興差物被召上唯今は御とに成銀の月と號す

此節土井大炊頭内意被申候甘松平氏被遣度御内存

に候いかゝとあれば忠興日上より被仰村候へば兎

角は難申上候御内意と御座候は、辻の事に徳川氏

免被下候へば一入難有可奉存とあれば其後は

無挨拶退座なり

外御老中方被仰通候忠利樣殊の外御迷惑被成候由

御意被成候へば今日之樣成御懇之上意は御次の間

に詰被居候若衆迄慥承傳候樣に御請御延引故

掃部殿御老中方御言次に御次に詰居候若きも

慥に承可被申と思召由被仰候事

前日爲上使佐久間一御吸物之節出御盃被下之寒氣前可被爲成御上候

目出度頓て被致参府候様にとの上意御茶菓子過ぎ

御路次江被出大炊頭手を引

1114

御勝手口御明被遊三齋今日被參被遊御満足候しか

と被居候へ今日初て御爐御開被遊候處雨天故寒く

候て仕合たるとの上意扨御炭被遊御勝手へ御入

御會席出る

一御壺當年御茶末御取寄不被遊候爲休息の急御上せ

可被遊と思召去年之御壺の内其儘有之候を今日御

口切被遊候由上意の旨大炊頭傳之

一御路次へ三齋手を引土井大炊頭御數寄屋四疊半大

目縁有之御床安國寺虚堂御爐御はり出口廣の御釜

御棚に羽掃御香合御置合ふくべの御計

一御表迄迎に松平伊豆守御出し御病後故御さかやき

御断の上意也家光公三十五の御時

將監を以明朝可被下御茶候御道

具何也とも望次第御飾可被遊旨上意也御請に投頭

巾安國寺虚堂鶴一聲拜見仕度由

御一客

三齋一人此時七十六

の次第

對馬樣堀田加賀樣被仰合御屋敷へ御出三齋公へ

御申被成候は御隱居の上は向後共に越中殿え何事

御任せ被成候て皆共方迄不時に御使者被差越被

何御機嫌候て可然と存候此段は越中殿と可然樣

御談合可仕候又御隱居に而は御家中の樣子も御か

ろく被成可然樣に各存候由何も御申候へば御請に

拙者存候とは抜群相違にて候唯今の將軍へは私終

に御奉公不仕候内府樣へは如形ひじに仕候と存候

然れば各被仰聞候忠節は栗柿にて不時の御訪れ

て濟候哉得意申候内々は常將軍へ差たる御用を

も不承候間老極仕候共何樣何ぞと御座候は、穴く

さく罷成候へ共少々侍とも洗濯仕召置候向後最早

不入にて御座候我等の隱居體を相守候へと御座候

は、兒小姓一兩人に草履取にて上方に罷在候て能

御座候由被仰候へば何も御行當の體にて土井大炊様被仰候は曾て御合點にて無御座候上に思召處は御老極の所御殘多思召候左様思召候へばいつ迄も御身の御養生にて御長久にも候へば何ぞと御座候時は一御談合をも必可被成と思召候就夫遠國海陸共に隔り有之事に御座候へば江戸御參勤等に付

此趣にて我々奉存候所は御養生と存候に付御公義向何事も越中殿へ御任せ被成可然様に奉存候由御挨拶此所にて越中様を三齋様御呼被成唯今の御口上を能承置候へと三齋様御意被成候大炊頭様然れば我々共に不時に御機嫌をも御伺被成可然様にとは御心体にと奉存候へば御心に常り候へ共左様にては無御座候御失念は有御座間敷候先年御參之砌御一人御馳走の然三齋は能すきにても御座候と上意にて御能御見物被成候扨以後御下り之時上使

被成遣候御口上に老足被致候儀惜敷被思召候いつ

迄も國元にて被致養生何卒長命に被罷居候へとて

御秘蔵の白符の大鷹の御手鷹一居御拜領被成忝由

の御禮被仰上候定而御失念は被成間敷と存候由御

申被成候て何れも寛々と御咄被成候て御歸候由也

一三齋様忠利様御登城被遊御直に色々御前々御

忠節之上意御座候砌三齋様御請度々に無御座候に

付井伊掃部様其外之御老中上意之趣毎々高々と被

仰通候時に三齋様御請御座候御下城以後忠利様御

意被成候は今日は段々難有上意共に御座候處御

耳遠く御聞不被成候哉御請無御座候に付掃部殿

一將軍家光公御代寛永九旺 十月廿八日肥後國忠利公

へ賜る 同十二月九日豊前小倉御發駕同十三

日熊へ御入城御先御鐵炮頭井門龜右衛門寺尾左助

切火縄にて大手へ御着の時憩右衛門差圖にて鐵炮

打放し申候由大手御門けはなしを御頂き被遊候由

月廿日三齋公八代被成御出府大手の脇杉垣

所御下り被遊候放忠利公共儘御召被遊候様にと

被仰上候へ共右之通にて御登城松の間にて御料理

御吸物出候に目出たふ謠候へと三齋公御意被成候

へば忠利中村靭負を召候へば靭負はSらぬ伯耆

四海浪謠、と御意被成聲立候へば何もつけ候へ

御意被成御機嫌能御立被成候由翌廿一日雨中に

て川尻に御逗留被遊候步行之衆御飛脚に被差上候

て歸候刻御自筆之御書津川山田畑へ被下候御紙上

昨日申候つれども初而參候間無儀候今日

天氣悪敷候而川尻に逗留車内に越中所より步

之者參候間幸と合申候仍檜垣の女石塔肥後守

歹覺書

日

元

右之御書二代目之竺排人有之候蓮臺寺中興開山文

海叟梅原丸兵衛を以古三盛を頼所望竺印より道臺

寺へ寄附其後長岡友山老より檜垣の老女の繪に西

園寺左府識の歌御書寄附長岡筑後殿より檜垣集森

崎玄幸に御書せ寄附之由利公寺領

寄附

一家光公御代土井大炊頭様酒井讃岐様酒井雅樂 樂様阿

一二五

參る

竺印

道孝殿

四郎右衛門殿

居間の庭に居て御入候此女は三代集之内にも

入無儀に候左候得者國之古跡にて候に墓

の石塔取候事も有間敷儀に候殊に主城の庭に

石塔居候事も氣違の一の内たるべきと存候

其上少も見事に無之候萬事肥後被仕様悪事を

仕り可直儀に候條當年中に是を被取除昔の

へ遣むかしに不替様被立置可然歟と存候各御

分別候而能時分越中に可被仰開候哉以上

十二月廿一日 三齋

我ながらわれもなつかしなき親の

○孝經に云、身體髮膚は之を父母に受たり敢て毀傷

ざるは孝の始なり、身を立道を行び名を後世に揚

父母を顯はすは孝の終也と、 是をもて見れば父

母いまさずといへども我身存命居らん程は、孝を

用ゆる時所にあらざる事なし、古歌に

祈らすとても神や守らん

心だにまことの道にかなひなは

は必餘の殃わりと善とは何かひふや親に孝君に

忠人を慈み物を愛して身を恨み用を節にして己々

が家業を精測するの類なり、不善とは何をかい

や、不孝不忠殘忍にして情をしらず貪欲にして人

を害し驕奢放肆にして家業を怠るの類也不善不

吉の影響のことし或は乍に至るありまた年月を

經て来るあり、或は遠く子孫に及びて顯はるあ

り、遅速ありといへ共に違事なしふくか考へ

しるべし、此理をしらすして安りに幅を得禍を免れんことを天地神明に祈る人あり、たとへば種子を下さずして共質のるを求るがごとし大に愚なる事といふべし、菅公の神詠に

肥後文獻叢書第四巻

孝經賤小枝折終

古 城 貞 吉校

中邮正俘謹識

此編に難へ記す數條の事は強ち孝行の事にあづからざるが如しといへども、孝經の以て父母をふといふ一句の義に帰すべきか其事固より廣く問び糺すに及ばされば時所により或は齟齬して行ふべからざる者多かるべし、但其大意に於て一つも取ることあらば幸甚ならんといふ

天明七年丁未四月

露もわすれな孝の一道

年ぶりて我身消べき夕まて

竹馬歌に

三四

わけてのこせるる我身とおもへば

肥後孝子傳附録

○町家も互に相助く倶々に生業の立やうに棄て心を

川ゆべし、若困究機饉におよぶものは雲町の年寄

又は富ぬる家より心をつけて助け救ふべき事なり

然るに商人は交易の問い利によりで生理を立るも

のなれば、常に利慾の心主になりて義理ある事を

しらず、只己が利便になることのみを謀りて人の

害になる所をひとはず常に人の醤油をしぼり取て

己が目腹の欲を極め又は妻子の衣服に美を盡す、

天の冥罰恐るべしく、己も人も固よりに心を用

ゆる事肝要なり、まして況親類縁者に於てをや

人はよし淵にもしづめ我身だに

ず、居ながら一日一時の間に得るものは商人なり

されば商人たるものはふかく此所をへて、天の

冥慮を恐るべし、然るに町家は財の多少家の貧富

によりて貴高下を爲すものなれば、そのづから

外をかざりて誠少く、衣服家屋に賛を盡し矯恣の

心盛にして飲食遊宴を事として日を徒に送る者多

し盛衰くびをめぐらさず手を返すがごとし、尤恐

れ慎むべき所なり

夜身力を勞して百日に得る所の利を手足をも動さ

職人は晝夜筋力を勞して各職を攻めて國家の用

を助べし、假にも質素の手入を略すべからず、又

物をもて精巧の物として人を欺くべからず、但

値段の高下によりて物の善悪はあるべき事なり

正道を以て得るを貴ぶ謀計

見て財は身力を勞し、

或は不慮に得たる財には必禰したか上勞して

得たる財は自用る所をのづから節ありて漫ならず

謀計不慮に得たる財みづから用る所にして長久

を保ちがたし、たと財を保とも種々の鯛ありて

心腹を苦むる事絶す今日に試みてしるべし

〇易に日積善の家には必餘の慶あり不善を積の家に

大學の傅に財悖て入ものは又悖て出と戒め給へり

恐るべしく

るべからず約の間急

速の時の類 竹馬歌に

世をわたる道はととは、とにかくに

のあさ瀬をひけとこたへよ

〇商人は第一原直を本とし高利を貪るべからず、假

にも己一人の利を謀りて衆人の苦みとなる事をす

べからず 又勢に乗じて非分非常の利をと

うかまはとおもふひとは人かは

下方の禍は酒より起る事多し、大抵酒の長じ

てよき事は少きものなれば心得あるべき事なり

村ごとに色々の宗旨ありて一様にひひがたけれど

無僧徒のす めによりて彌孝悌を行ひ仁義の

道を守り公法政令を重んじて年貢公役を先じ、善

をなして悪事を戒め己々がなすべき業を精勤して
題目念佛を唱へて後世をねがんは元より善き事也
然るに勤むる人に或はたかひあり、聞人に或誤
ありて専ら題目念佛をさへ唱ふれば、いかなる惡
業をなすとも必成佛すると心得貪欲邪心を恣にし
て慈悲善根を行はず、己が宗旨の神佛をのみ貴ひ
て他の神をおろそかにして忝くも伊勢太神宮の太
祓をも受奉らす或は受ても川に流し藪に捨又七月
盂蘭盆會にも父母妻子の墓の掃除をもせず、 又内
座法問と云ひて他聞をいとび、密に五六人打より
異なる安心を説或は經文を論じ他宗を誹て、
争ひを生じ、又は一人の僧に帰依しては生佛のや
うにひて晝夜つきまとひ或ば跡を追慕して遠
方迄にひたり、農業の缺るをも思はず、田畑の荒
るをもいとはず、又すいめによりて多くの財を

○農人の耕作を本業といひ、職人商人のする所を末業といふ、譯は人の命は食にあり其食となる百穀を生じ出す者は農人なり、故に本業と云諸の器物を作出して今日の用を助る者は職人也、其米穀器物を交易して人事を助る者は商人なり、故に職人商人のする所を末業とSふ、此三の者は皆天地の化育をする者にして、一として缺事のたはず、又一日も無きこと能はざる所也但其中に於て本業末業の異なる事有のみ、然るに農人職人の遺擲あるひは加持祈縞のために產業を破るに至るも間々有となん如此なれば大に風俗をみだり民に害ある事なればふかいましむべき事なり

○凡て民家は諸事備はらすして質素なるを上とす、然るに村里に小商ひをする者あれば共所の自由にはよき事もあれど、共自由によき所即村所の風俗のやぶれにて零落衰微の基なり、尤窃に酒など賣者あるは大にあしき事なればふかく戒むべし

〇 町に近き村里は自然と町の風俗うつりて民の

風俗も外を飾り奢かましき事ありて費多し庄屋よ

以下みなく心得有べき事なり

肥後孝子傳附錄

○凡て死者ある家は哀戚を本として諸事を愼み家の

内ひつそりとして葬送の事を行ふへし没して内

外酒を用べからず、人酒をのめば言語喧く聲高に

なりて後は笑ひたはふれて喪家のごとくならず偏

に興宴などの場に似たる所あり、今親を失い夫に

後妻に別れ子を先だて何ぞ人に酒のませて

笑ひかたるをきくの心あらんや、共所に行て快く

飲食する事は淺ましき事也、然るにも世のならは

し、喪家より酒食を出して客を馳走せされば、客

嗇卑劣にして死者の爲に薄しと譲ることありひと

淺ましき情なりされば巳ことをえずして斯取行

人もありと見へたり供に心得あるへき事なり

いにしへ唐土にては人死すれば三日を経て後に

る事也は三日の中には或は蘇生ことあれは

り、とに小兒の痘瘡又は急病などにて死たる者沐

浴入棺の時に至りて蘇生たる例眼前に多くある事

なればせめて一日一夜あまりは葬るまじきとなり

それに昨日までは側に千世もと祈り、互に親み愛

民の為には尤よろしき法なれば右の事は村毎に

あり度事なり

1111

○都所により若き者組といふ事あり、 前髪を取大人

の名をつきて組に入、妻をむかへて組を離る組

ありて善事もすべけれども多くは惡し、先組に

入組を離る時入開きといふ事ありて多くの物

入あり、又平日から初の出にも酒を呑合錢を

つかひ隙をついやし、或はてにくしと思ふ者あ

ればSひ合せて言いは、共断のために酒を買

せて飲み、又桴入なとの時大なる樽にゆづか斗の

酒を入て贈り、大勢行で飲食し、又は徒煎を立て他

所の者を打擲して所の騒動と成る事あり、しゐて

組を立んとならば、其中より善ものをゑらびて頭

を定めきびしく法を立互に言合せて孝悌をつと

め、農耕を隠し、喧嘩口論酔狂亂博奕等を戒め

若法を背き務に怠る者は異見を加へ頭の了簡に及

びがたき事は庄屋又所の役人にも相談して事を

公平に取行ふべし、此二の間よく共得失利害

を考へて有無を定むべし

して語り笑びし父母や妻子の死したるを穢しさも

のを掃除るやうに一晝夜も家に留して送り葬

るは尤情なき事なり

○上より凡て窮の者に銀錢米栗を賜るは莫大の事

なれば是を受る者は心得るべき事也人情欲には

かぎりなきものなれば或はとやかく取つく者も

其内に加らんとする者あるべしそれは大のしき心

得なれば自戒慎むべし又其所の長など精く吟味す

べき事なり

貧しき人にほどこさんため

此世にて錢のすこしも持たるは

○凶作饉の年は村中ひ合せわきてかましき事

を戒て専儉約を用ゆべし扨また木の質草の根何に

ても食物と成べきものを食物として倶に饑ぬや

にする事肝要な富る者はたけに救を施す

べき事なり其心得町在ともに同じかるべし竹馬歌

に

して己が田に懸ることあり、心惡むべき事なり

○火災はさし當りたる不慮の難義なりされば上より

一通りの家作の材木等は賜る事なれども共上に親

縁者は因よりの事にて村中に親疎をいはずひS

合せて米錢外諸品をおくりて生業の立やうに相

すくふべし町家も其心得同じかるべし

今死喪の患あれば村中打より葬等の事をみ

助ることあり是は一和してよき事なれども餘り人

多ければかへつて紛雑にして事はか行す且家の

費多し父村によりては婦人小兒の類迄寄集りて物

食ひ酒呑み莫大の費ありて多くの借物と成り或は

田畑を質に入れ又は賣拂して終に産業を失ふに至

るも間々ありとなん淇村所の廣狭民家の多少にし

たがひて事足るやうにかねて組合を極め置死

者あらば親類縁者と共組合の者のみ打寄て葬禮

を取行ひとかくに物入の少きやうにする事肝要な

り、或村に死者あれば家一軒より何程の出錢出来

とて員數を定め置死者あれば直に其村のあるき

取あつめて喪家に興ふ、是を名付て無常講と云貧

ことなり

〇民間町家ともに孤獨の類の一人もの大病が長

病をやみ煩く事ぁれば其所の長且五人組の心を

用して服薬食物等をいたはり助くべしたとひ病は

癒たりとも病後の疲にて生理をなし得して

寒へて死する者もあるまじともひひがし若如此

ならば尤いたましき事なればふかく心をつくべき

C庄屋たる者は平生依怙贔負なく村中の生立やうに心を用ゆる事肝要也別て毛見損引のとき心を用ゆべし人はともあれ己さへよければと思ふは庄屋の本意にあらず、彙て村中家内の多少家の貧富を考へ年貢の未進又は不慮の事有餘計の借物出来て往々立がたきやうすなるものは己主に成Sひ合せて取すくふべき事なり其仕法は色々あるべし如此せば門を潰し生業を立得ざる民はあるまじ又平日親への孝不孝家内の和不和及農業の精不精を試み殊に善良なる民はSひ立て賞を行是に反する者は己より戒め正すべし、扨父年貢の高下諸出米錢の出入を委しく帳に記し小百姓までもくれぬやうに分明に讀聞かせいひさとす時は民常に疑心な

○凡て民は知恵才覺あるを貴ばず唯正直にして外を

飾らず堅く公法を守りて掟を背かず唯耕作を精勤

して年貢を納め公役を務るを上とすべし

同郡同手永

白石村

郡同手永

阿彌陀寺村

同郡同手永

同郡同手永

同早の年田の水をふて或口論争闘に及ぶ事あり

是皆己々が田にのみ水をとらんとするより起る事

なり己に利あれば人に害有利は己が好む所害は己

がむ所なれば入も又同じ共同き所を推計り且田

地は皆君の田地にして民も亦君の民たる事を辨

己一人の田に水をとることをせず村中熟和にひひ

合せ川筋井出の水かいりの遠近田地の高下を計

その筋々にしたがひて何れの田にも不同なく水の

かるやうにする時は争もなく水のからぬ所も

あるべからずかる時分は庄屋組頭晝夜田面を打

めぐりて水かりに心を用ゆべき事也然るによか

ぬ民の癖にひそかに夜中に行て人の湛道し水を落

一一九

○村中は平生一和して一家のやうに相親み倶に相立

やうに心得べし吉凶忠難互に相たすけ根付根さら

へ苅揚等の手投手後れ等にならぬやうにする事第

一也

くして信じふべし、又組頭と示し合せ組々を

きびしく吟味せば博奕等の奸をなす事はあるべ

からず戒てもやまぬといふものは必竟戒る心實な

らずして行とかぬ所あるが故なり

○村中一和して農業を精勤するを賞して物を賜ふ村

左のごとし

諸事をさしいそぎ手早く事を濟せて跡作の手後れ

にならぬやうにする事第一也と

○或人日かねて毛見を好所あり又あながち好むには

あらねども不作ならば毛見を願ふべしとおもふ所

あり又是等に反して定免を心懸るところあり毛見

を思ふ所は自然と諸作不熟して年々毛見をせねば

ならぬやうになりて所よく零落し定免を心

懸る所は自然と諸作上熟して年々定免に納めて其

所ひょ~榮ゆるものなり故いかんとなれば定

免を心懸るところの民は平日一和して耕作を勧め

心がけ異質にして疎ならず晝夜辛労して怠らず

手入やし等の事精くして行きおのづから

諸作上熟す又毛見を心にさしはさむ所の民は本農

業にむかふ心真實ならず諸作の手入こやし等の事

皆おろそかにして行届かぬ所多く、ひろくの害

出来て必ず不熟するものなり本是人事の精粗によ

るといへども亦是天理の自然感應の妙なり深くお

もふべき所なり

肥後文獻叢書第四巻

小川町

飽田郡池田手永

谷尾崎村

芦北郡湯浦手永

六ヶ村

同郡水俣手永

石坂川村

益城郡矢部手永

苳井村

同郡

山本郡正院手永

二田村

南郷布田手永

外 牧村

同郡同手永

宮山村

同郡荒尾手永

本村

飽田郡横手手永

八島村

同郡同手永

金山村

同郡同手永

西照寺村

玉名郡坂下手永

錦 野 村

同郡同手永

* 田 村

露崎關手永

合志郡竹迫手永

湞 屋 村

八代郡野津手永

小 路 村

同郡甲佐手永

下早川村

波多島村

同郡田浦手永

同郡釘野手永之

者 共

○前文にふ人事を盡すとは平生田畑の水かり水

なり

ケンミ

償事のはず、されば初の六斗の時に驚き心を

本書の文には

用ひて誇すべき事也とぞ、本

大意を逃

〇凡田畑に高と苑とのニッあり定めといふも往昔の

田畑地味の善悪厚薄ところの利不利を考へ

又數十年の毛上を試み其中矩を取て定たる年貢米

の員数也人事さへ爲せば大抵の天災ありても定免

の米を出しても餘利にて父母妻子を可也にふ

やうに積りたるものとぞ扨諸作よく實り米粟田畑

より充溢れる年とひども上には定苑の外に粒

も取給はず、又不作の年は毛見をなして定免を滅

し給ひしき作の時は米を賜りて餓に至ら

しめ給はす 民たるものはふかく此所を考へて

作のとき専倹約を用ひ共餘をたくはへて国作の備

へをなし並凶作の年上の累びにならぬやうに心得

べき事なり大抵民の習ひ或は一年又は二年とも作

並よければ新に家を作り或は參宮本寺参り等に上

京して多くの財を致しいまだ年数も立ざるに家

やしきをも賣拂て生業を失ふに至るものありふ

かくおもふべき事売朽損ね苅揚延引になりて第一跡作の地こしらへ

植付土かひ手坂手後れに成りて翌年の夏作必不熟

するものなりもし止とを得ずして毛見損引をせば

一一七

上下見彼是の隙取りて事はか行す間に作

〇或老農曰農人二秋と毛見損引をしてはよき百姓

は成り立べからず悪故は毛見損引をすればそれだ

けの下り米の利はありといへども役人出入のあ

よけ水はきを善し川筋をさらへ塘堤を堅固にし

るひは作障り又は水はきの礙になる竹木を切除け
又は田畑の地こしらへ植付草さらへやし土かひ
の手助け手後れなく或は虫を生ずる時ははやくこ
れを防き去るの術を施すの類なり如此なるときは
霖雨ふり續たりといへども水はきょく塘堤堅固に
して田畑民家を害事なく又堤よく水を湛えれば
旱魃の思ひ少く手入精しければ苗の生立健にして
諸虫風雨のも少しこれを人事を盡すといふか
くのごとくしても不作損亡あるは誠の天災にて
力の及はぬところなり如此ならずして不作損亡
るはみづから招くところにして天災とはひふべか
らず

つきて身の分を忘れいつとなく用いまじき衣
服飲食を用ゆるにいたる、貧者これをうらやみ
借求めて決まねをするより第一民の風俗奢方に
り且財用ひょ~乏く成て農具こやしの用意もな
し得ず自然と手入土かひも疎に成りて、諸作不熟

し、年を追て零落する所多し、初めに光戒め正

○凡て貴上下ともに公の法を重じ國の掟を守る事

肝要の愼なり努(忽にすべからず、そのうへに

天子より位の次第を段々にわかつに民を至て下賤

とす、されば民たるものは深く此所を辨へ堅く身

の分をまもりて上に目をつくべからずされど人情

矯の心を長し易くして質素は守りがたし今日の

すぎはひもやうやく心よくなればそのづから上に

理を實に識得ばたとひ上よりいかやうなる無理な

る事を命ぜらることも恨憤ることなかるべし、

もとより民は國の本なれば上よりは子のやうに慈

しみ給ひ、各分を得るやうに治め給ふべし、さ

れど共法式は己が勝手にあはぬ事あれば色々とう

らみる者もありと見へたり、尤恐るべき事なり

職人商人も皆その心得おなじかるべし

農家訓とSへる新刻の書に、民の怠りを戒めて耕

作を勤る一條に、朝人並より時はやく起き背

時遅く寐るとまた朝人なみより半時遅く起き霄半

時はやく寐るとを計り合すれば一日に二時の違な

一日を朝六ッより暮六ッまで六時のつもりにし

二時を三百六十日に隠れば一年に百廿日なり

共百廿日には飲食諸造用の費もなく天然自然の餘

力也、ふかく省みて勤べきことなりとぞ、 又六石

十年六拾石とS事あり、たとへば初年米六斗の

年貢の未進なるを共にして十年置ば六十石と

成る、時に至りては家屋敷を盡すといへども

○農人は四季ともに晝夜苦労してしばらくも身を安

逸におくべからず、詩とSふ書にも書爾往て茅

かれ宵爾索絢へ速に屋に登れ始めて百穀を播んと

いへり是を以て見れば古聖人の御代にも民は晝夜

苦労せりと見へたり稼に追付貧乏なしとへるは賤

しき諺なれども尤理あることなり貧幅の分ると

ころ大抵稼を怠るとの二つにあり今日に試みて

理を信ずべし

すべきことなり

一一六

肥後孝子附錄

庶人とは農人職人商人をS此所にては農人を

主として二のものうちにこもるべし

是いふ心は農人天の道を用ひ地の利に因耕作し

晝夜怠りなく手入を精しくすれば諸作よく熟し利

を得ること多くして生產の基たつ身を愼むときは

安に害を受す且安に病を生するの患なくして父母

節用とは、衣服飮食家居雜具及び婚葬幟神事

佛事親類朋友の出會等に至るまでがましき事

なく質素にして萬うちはにするをいふ

養父母とは身の分限に感じて父母の身心志を

安樂にあらしめ飮食衣服飽暖なるやうにするを

愼身とは喧嘩口論博奕妮亂及大酒大食の如さ

て道に背き身の害に成べき事を禁止して恋にせ

ざるを云

用地之利とは田に稲をうへ畑に変栗を作るの類

より皆共土地の厚薄善悪に従ひ其所に相應

の物を作りて精手入するをぺ

其時候に従び後れす先ずして度にかなふ

様にするを云

○農人の第一に心得べき事あり一瞬一郡の内は皆

君の有にして一尺一寸の地も己が物といふ所な

し、其地に居り、其地を作り、其利を得て己の身ょ

り父母妻子迄を養ふて一生を安樂に送るは是Sか

程の恩顧と思ふや、廣大なるゆへにそれと心

のつかぬ者もあるべし、深く心を用ひ理を明

らめ常に心にしめて忘れず身の苦労を厭ず晝夜精

勤して耕地し綫の地も荒ぬやうに手入を痛くして

百穀を作り出し、年貢を納め公役を勤る肝要の

事として等閑にすべからず農人當然の理なり此

の心常に安じ、用を節にする時は貨財の費少くし

て困究に至らず、常に有除ありて父母のひ足ら

ざる所なし是農人の孝とする所なり、士以上は定

あればひはおのづから足るべし、故に選びの

事に説及ぼし給はず、庶人は定禄なく、みづから

躬を苦め力を勞して父母をやしなふものなれば是

を専に示し給へり若困究に至て父母口腹のひ足

らざれば、たと志をふといふとも又善を盡さ

ず、されば飲食を以て是を忠養すとも宣へり職

人商人も皆おなじ

孟子曰。謹庠序之殺申之以孝悌之義。

夫庠序之爲教也。固孝悌而已矣。而又

申其義者何,丁寧反覆之謂也 中村子

撰藩内孝子傳以爲前後編。行諸四方。

且前編附以人倫大意後編附以是篇。

用明其性分之所固有 與職分之所當爲。

此亦申其義之謂與。嗚乎藩内之民。既

蒙吾 公化。而感發興起者。今又讀乎

是篇,而明其職分之所當爲。則其懿德

善行可繼孝子傳者。亦當不匱云爾。

天明丁未秋九月朔熊府訓導辛島憲序

肥後文獻叢書第四巻

天之道とは春耕し夏耘り秋苅るの諸作

専孝とする所異なることを示したまへり、此

一章は庶人の事也

以庶人以人五等に別ち其位

に就

孝經とは古唐土にて孔子とへる聖人、曾參を

S御門弟に孝行の道理説示したまふ書の名な

城主の

り、無理を天子、まふくない

類ないふ

〇孝經日用天之道用地之利”愼身、節用以養父

母;此庶人之孝也

世間の人大やう孝行といへば雪の中に筝を抜き
氷の上に臥して魚を求め子を埋まんとして金の
釜を得るの類をのみ孝行とおもへり大に偏なる
ことなり固より夫も孝行なり又平生己が爲
すべき業を爲して父母の身體を 心志を快
するも亦孝行なり何ぞ難爲事を行 妙なる奇
瑞有て而後初て孝行とひはんや孝の文を見て
真理を知るべし今共大意を和解し且事のあら
ましを述べて孝經賤が枝折と続けて孝子傳後編
に附すといふ

1 1111

世以同士以等夷。而後始入焉。中村子 肥後孝子傳後編下終

氓之固也。難乎其諭之告之以古人則

曰是隔世之美,非今時所企及也。告之

以異邦。則曰是殊俗之譚。非吾土所望

也,告之以士人一則曰是門地之業。非

吾儕匹夫所能行也,故其告之也,以近

孝子傳後編跋

府學訓導大城煥

賞者。以著前後編一率是軍門主寵之人

 し務让心L

也。又且近其言鄙其辭使愚夫愚婦易

曉。曉斯悪。悪斯將遷乎善。然則中村

子之有補于邦教。豈細々哉。

も人也、我何ぞ彼に如さらんやと憤をして質

垤5、人其本心の發石亿占5<、彼古人S6我 蓋有見於是。采錄闔境之孝弟

汇力的行仗e、豈彼汇如°C6事办5人户,又聖

賢の地位にも至るべし、然るに罪を家身の生質

に委ねて力行はず、又己が私意私欲を主として

克去ることをせず、遂に不孝の子不忠の徒に終

石景哀办5寸、詩日、天生烝民有因物有則

民之秉､释好是懿,德之、办丶 思Ǻ心ふ所は皆洪身の歎きのみ、みつから不孝の罪をしり

て悔改るにはあらず 此ころいかでよく我母へつ

へ久しくして愛せる事を得んや、我きく孝は

妻子に衰くと今汝を去すんば他日かなる我不孝の

ならんもはかりかたし、ふたゝびいふ事なかれと

聞入べくもなし、是において妻大に號泣して地に倒

れふし、過を悔び身を咎めてやまず、終に天地明

にちかひて不孝のこころをあらため身をつくして事

へんことを請ふ、さま殊に切なり、傳吉共誠を察

して共罪をゆるし、又伴ひて家にかへる。 是より

妻姑に事ること至つて厚し、其後女子三人を産めり

皆父母のする所にならひて母につかへて孝なり、

常に傍にありて起立居を助けければ母は老
らくの苦みをしらで日を送りけるとなん、安永二年
十二月君是を聞て深く感じ傳吉をめし出して對面給
はり、くりかへして共孝を譽、 凡人の子の親につか
ふ類汝をもて則とせば誰か善らずとせんやと月俸を
賜はり、母にも貴衣服をあたへ給、傳吉ふか
共恩を謝し、共衣を兩手に捧げて赤瀬村にかへる、
其道七里あまりしばらくも置かず、人ありひはく、

夫人は萬物の靈にして、仁儀豐智の性全く具る
是を以て共性=用倫の間に流行して
して善ならざるなかるべし、然るに今しかる事
能はざるものは、氣質の偏駁我身の私欲に訪れ
然るのみ、固より仁義の心なくして然りとい
ふにあらず、共故は人々皆忠孝の切なる跡を見
聞しては必咸じ必好しく、己がしからざる非を
恥悔るの心發らさる者なし、此心即仁義の本心

なんぞ馬に負せさるやうと傳吉こたん、是我君の賜

なり固よりみづから捧持べし何ぞ馬に負せんやと共

慎める事見るべし、ちかき遊りの人々是を聞て深く

感嘆して各物をおくりて探す、又是によりて或は孝

心を興す者ありといふ、安永四年二月廿五日傳吉死

す、論に日傳吉邊僻の地に生れ、固より聖賢孝悌の

を聞べからず、然るにする所かくのごとし、殊

是人性の尤難所なり今の

に母のために妻を去る、

世或は妻子の愛にひかれて父母の志にたかる人の

、是を何とSはんや、天明四年の月日君又命じて

共傳を石碑に刻みて世に傳へしめ給ふと云

總論

1111

肥後孝子傳後編下

は己が懐に入てあたい

し去ん、我此詞を茶をせんじて母にすゝめ、又よく味を調べて飯を供

、今汝がS

、今

賞ありし孝子赤瀬傳吉か傳を携來りて手に示 めて是を用い、其ころを用ゆる事大やう此類な

す、予熟是を関するに誠に哀深し、時に此編成一初傳吉妻を娶りぬるとき、妻にひふやうは汝才無

る、因て爰に附しぬ、此傳もと共主人の命によはわがむる所にあらず、緑にも不孝ならば速に出

つて其家の儒臣白某漢字をもて撰せり大意を述ることしかり、文中君とするもの

皆その主人をさす

(十三)赤瀬傳吉

赤瀬傳吉は我君の地筒なり、常に土地を受て農業を事とす

年事には鐵砲のに従ふこ

世々合志郡大津の郷赤瀬村に住めり老たる母

あり、是につかへて孝なり、博吉さか事とへ

ども母に問いふ所にしたがふ家極貧といへ

とも母のひは程に過厚し朝は早く起てみづから

傍にありて何くれと物かたりして心を慰扨

農業に出んとしては先行かたを告げ歸れば直に

みへて共日なしぬる事とも委しくかたる、母いねん

とすれば傳吉みづからむしろをのべてやすくふさし

め、共寒暖安否を問ふ事夜毎にいく度といふ事なし

若汚らひたる物ぁればみづからひそかにすぎて、

妻にだにしらしめず 又常に藁沓を作り置てふませ

けるに、多のSとふ寒きときたがへじと一因て妻も慣めり、され

ど傳吉足れりとせず、或日從容として共妻にひへ

らく、今汝が母につかえる所本より薄しとせず、然

れども我ころにおひてあき足らざる所あり、ね

がぼくは彌心を用ゆべしと、妻こたへて日、わらは

今姑につかへて大なるあやまりなし、たとへ追しり

ぞけらることも是よりうへに勉を加ん所をしらずと

傅吉を聞びすしていはく、質にかくのごとく

ならば力なし、今汝を出し去べし、然れども汝ひと

り家に帰らば汝が父母必怪み給はん、我も供に行て

趣をかたるべしと、妻を伴して出ぬ、妻既に過

悔て道々打詫ていはく、何れの所か父母なからん

妾不孝をもて乗られ侍らは、誰か我を容侍らはむ、

父母父いかで我を罪し給はさらんや、 けふより心を

改めて姑に事へ侍らはん足さる所あらばそのとき

ともかふはかり給はるべしと、あながちに許されん

ことを請ふ、傅吉うけがはずしてSはく孝女心を決しておもへらく、此うへは力なし、兄弟

ともに身を辱しめ面をさらすともしばらく府中の町

小路を打刺人の憐を請て母をやしなふべしされど

人の門戸に立ては乞食に近し、 我女なりといへども

本帯刀の者の子也、たとひ衣服は垢き裂るともよの

常の乞食に等しかるべからずと、下に一刀を帯し上

に古き單衣を打とひ、髪は一つに束ね、櫛をもてそのもとをかためふくめん頭巾に面をかくし、妹一人を供してあまねく府中を徘徊す、されば常に府中を廻り非常を物頭馬上より見て其部下をし詰問はしむ、孝女つぶさに共趣を述ぶ、頭聞いはくかくのごとくなればもとよりとがむべき事なし、但此後頭巾を去り、面をあらはして通行すべし夫より孝女頭巾をさり面をあらはして町家は直に入て其趣を述べ諸士の家は其事の始終を委しく書たる一通を携へそれを出して共意を達す、人々其孝義の切なるを感じて来るを待て各物をあたふ諸士の家或は奥むきに呼入て茶を出して厚く物をさづけ又は人をして若干の米鹽醤を送る家あり或日薩州の客彼女の風礎を聞て大に感じ、兄弟を旅宿に招

我友岸原某は米田某の家士なり、家往年に褒

先君の賢き御志をせ給ひ、今文孝義を以て先務と

し給ふ事を國に見し給ふならし

き入てあつく敬禮を加へ懇に馳走し、且銀子および

國産の櫛を與え、日既にくければ老たる女と僕

とをつけて其家に送り歸らしむ、或は婢妾となして

母に祿を送らんといふ家あり、又は嫁とし妻とせん

と母に請望む人あり、母で是を孝女にかたる孝女

日、人の心しりがたし、始ありといへども終わる事

を必とすべからず、もし我に過ありて追退けらる

ことあらば悔てかへるべからず、唯今のまにてあ

るの勝れるにしかじと、露も心をうごかす事なし、

事具に官府に聞く、天明五年十二月廿八日褒賞あ

て年毎に米十五俵宛を賜、是を聞人々しるとし

らざると皆我にもの賜しやうに悦び感じあへりと

ぞ、其後なは米錢鹽酢或は衣服苧綿の類を送りて共

養を助け、かつ女功をすむる人へすといふ、是

先君の末歳 當君襲封の首、はじめて事を行政を

施し給ふに、先此孝子を賞し給ふものを、

孝次あり名をつちといふ 川尻読の小吏大場徳三が

娘なり、其性質貞都にして言葉少く父母につかへて

孝なり 家流行の疾によりて天明四年三月廿六日

父伊三死す其奉仕の年月少きをもつて子に下ら

(十二) 大場伊三娘つち

謹欲歸命於司典戮諸四郊身首

殊處唯命。 面爲城且。以戮辱之亦唯命。

若夫沛然垂大惠全首領改事老母、以

孝平、所謂化鴉」哺所生者也。非所敢布

鄙衷 罪人雖不育獨不知被之爲三於亡命

乎。所以臨不測之罪而自致者。以三中懷之切。

忍。若夫得負」米拾穗本三水之。

以報昊天罔神之萬一罪人之至願不離於夢

想者也。罪人無三大馬恐懼之情謹因下執

事 ׀ 以開。安永九年秋九月既望。罪人辨頓首稽首。

死罪死罪

望於邑。以爲我楽巳知罪矣。 庶乎」我哉乃今

而後知之不可。而天之不借於有罪」也。

豊不畏乎。豊不乎 休日。使君失刑、非人

臣也。 今罪人雖三至微賤」平亦莫非一物之數

す又共家官舎なるをもて久しく居ることあたはず、

されば熊本竹部とSふ所にはづか計りの家を求めて

移住しけるがもとより無禄なれば貧州日々にせまり

日用の道具さかなる物までも昔て食としける

に後はうるべきものもなくて朝夕の煙をも立得ざる

事多し、母は病後猶なやみがち也、弟妹五人皆幼し

艱難憂苦孝女が一身に

因で礎をぬかる術なく。

せまれり、貧苦のあまり郭の作為に類する事をな

して母を養はんとおもへども、是もとより公法の戒

る所にして、母の心の安んずる所にあらざれば果す

こと能はず孝友爲んかたなく尼と成て母をやしなは

んとす、されどあらかじめ是を母に知らせば母かな

既

らずゆるさじと竊に尼寺に行師弟の約をなす、

にして父思へらく、母に告ずして姿をかへばみづか

ら我身を私するなり、罪重かるべしと、共期に及

で告く、母を聞て天を恨み身をかこちて泣て日

汝今年十八みどりの髪長に過ぐ、我唯共行するゑをた

のしみて今の貧苦に堪るのみ、然るに今汝を尼とな

してやしないを請んは、終にて死るの勝れるに

しかじと、色々にかきくどきてゆるさず、愛において

一〇九

顧之厚。有3隃„„骨肉?罪人以爲辨之所以償„„罪債

者。於、是乎在。乃與;二三友生、講習討論唯日不

足。以至今日?然罪人謭劣。才短力薄。無„異技

能?豈足以陳„諸大方:乎。但以君子之所」敢。朋

友之所訁 攝、不無一二異聞於"是乎益信往者不」諫。

而來者可以追,也。罪人聞、之孝者始„„於事,親中1

於事,君終„於立身。盖事」親者在」脩s身。事」君

者在亅盡,忠。立身 者在亅顯親。今罪人其 事親。則

行已虧矣,其事君則奸,凱大禁,矣其立、身則辱亅親

矣?嗟乎嗟乎如,罪人,者。其謂,氵之何?其謂亅之何?

罪人不幸。幼而喪、父。猶有氵 母在? 年且 七十? 罪

人未、束。 髪己種々。生平善病。伏在,,床蓐? 氣息

奄々。如一縷之將、絕者狀? 今加以,,罪人之故? 其

羸憊亦可、知矣。嗚呼人無貴賤?孰不丿念親。然親

之於子。昊天罔、極。而子之於、親每不及焉。

此其不亅及念? 推彼 其罔、極恩。憂 罪人 者果如何

哉。罪 人 雖不肯跟寧能忍亅之。且人命薤露。朝

不亅慮、夕。或有一朝捨 簪珥。死者不可復生?罪

人何面目以立, 天地之間? 是所以丘吾子之投、水而

死;也。是以每一念之。當、食而歎。不、知,甘酸之

節?怛然痛傷。如丿愛銼刀?立身一誤。萬事瓦解。

聲汚行醜。爲世所-笑。然又不、能死尚且對、人

言語。糊口苟 活者,獨以 老母哀々在堂。思而

無措也已。罪人從、辭,,膝下?十有五年 于玆,矣。

未知,母之安否?比.氵 之翳桑之餓人 ? 相隔也又久矣。

嗚乎秋氣一至。草木凋落、蘭茝殫梧3天光慘憺。
凉風凛颯。夜不˩能˩寢。愀然獨座。則蟋蟀迭吟。
鴻雁 哀鳴。方 此時也。百感 盡集。千慮關、心。
上焉悼 老母憔悴°懷¸生別之悲?中焉憾 兄弟隔絕。
違,,,,友于之義?下焉 傷身負氵 國恩?終 爲-刑 戮之
氓悲憤兼至。心骨沸熱。不˩覺溟簌々下。昔鐘
幽而楚音。莊舃顯而越擊。王粲在、荆而有. 非土之
歎?誠人情之切,於懷土?從/古以然、詩日、我之懷
矣。自貽,伊阻?罪人獨何人。而能無、之°恭惟本
藩昌大融朗之政隆,,,於上?而仁慈德澤之及 於下?至
深厚矣,勸,民五教? 而孝之 偽、先。寬猛相濟。綱
紀盡舉。君子務˩德以無倦。小人樂業而不˩移。
有、功必賞。有、罪必罰。湯々平々。無、黨無、偏。
於是有道者進矣,不仁者遠矣。一物之微莫不˩被氵
其澤?隣國之人。莫、不丿願為,其民?罪人嘗引、領南

10K

肥後孝子傳後嗎下

無

K

罪人辨再拜謹言。罪人本抱關擊柝之隸也以明和

上書

ありといへども砕して就ず、心偏に身に犯罪

を恐れ、且一たびに帰りて母を見るにあり、彼東

武を出走りし初め、母是を聞て深くかなしみ 邦君

の菩提寺妙解寺といふに因りて非常のをねが、

主僧も是を憐みてしば官府に請ふ是より前道明

既に上書千百餘巻を制し官府に達せんことをもとむ

れどもあたはず、専ら過を悔身をめ母のため

にみづから刑を請國に帰らんことを述ぶ、今や寺

の訴訟と供に官府に達す、天明五年七月官府前罪を

許して國に歸る事を得せしめ給ふ、共詞にSはく、

道明東武に於て門限を過つて入ことを得ず、遂に

出奔すといへども他に犯せる悪事なし、其後ふかく

間に志し前非を悔みづから來りて刑に伏せん事を

おもふの中既に才藝成り、他侯の招きありといへど

も身の罪を恐れ、又老母奉養のころざし切なるを

て辭して行ず、是奇特の至りなり、且御法會に對

して前の罪を許すといへり

三年春三月7祇,役于東都白銀之邸7居四歳-罪人10+

趨人急 逐往謁見。請以受敢焉。幷語ņ得聞罪顚末?

某不以,罪人之不肯?而嘉有,改勵之志7 以爲孺子

可以致也。死,諸門客之間?敢誨淳々日夜不倦、愛

於､是聞北 筑龜氏某者。開/門待四方之士? 能

狀º與第二三僚友自龍口之邸,來者共出遊肆中7呼

/酒爲､歡。僚友以„„路稍遠。故皆先還?罪人妄意以

爲距､邸離„日已沒?未/至/愆/期、更酌而沈頓既而

醒窘,則不啻愆､期,夜巳鄉､晨,投､袂而起、欲

狂奔而還?私竊以爲 國邸禁之嚴,僅移 數刻 尙

有常刑?今已如此。雖歸苦愬?不」可,復入,也必

矣。仰､天悔恨。噬､臍何及事既不」可;如何?進退

維谷。欲 自囚就罪过敗 亦逡巡未果。因計還 歸

西土?偪,,,處兩國?以､時乎、幸而遇,赦。或者可

以入,也。決」意而西矣。罪人素貧。加以失產

囊中縣罄。窮困已甚。我寄寓廡下?或倚樹陰?或

乞食路旁?二月乃始來 于南筑7罪人狂愚。未

嘗閑 ;敢訓7 年少客氣,不」愼,機微? 踈脫繆戾°果

蹈不測之辜?自求取 禍。又復何怪。己而慨然以為

罪己大矣。詬己甚矣。死則己。若尚未､死则勤

學檢､身。以補 前行 未 甚晚 也。因伏讀､書四年

(十一)佐伯道明

佐伯道明は本藪某が部下の足輕にて初め名を中村

次とぞ呼ける、年十七にして始て役に丁りて東武に

趣き白銀の邸に居る事四年、ある時邸外に出て瀧口

島田温撰

一婦居萬人興行建片石兮

山之幽忠誠兮耀三千秋」

銘曰

國府賜錢若干以後三忠九年又有三賞干

時公室有三大夫人之喪事未」及〃行、津也罹疾危篤

縣尹聞之與錢若干、里宰齎三貴樂而 里中之

父老朝夕有問、在者、不得速而來診蓋

共忠節於人也如此、嗣主夫妻、撫視極厚、津也

泣而謂之日前日妾幸得侍於先主二人之終、志願

己畢、今也亦何愛生之有、喘々之息、延及老老」

是從貽君累也且 主婦之 沒近在是歳妾得相繼

從三于地下不亦幸平然且湯藥一起者無

他、妾以至之身、慶辱尹及父老之恩顧故欲

一踵門躬自拜謝而已、刺々不已以至

纊(矣、嗚呼哀哉

肥後文獻叢書第四卷

の郎の朋友と酒肆にして飲む、龍の日道遠し因

門限を過さん事を恐れて皆帰る、私邸門に出る者日暮

過れば決して入れず、後ふたびに 獨道明白銀甚近

、あるひはに到る時にとらへており

きをもて帰らず、のこり留りて飲む終に酔伏して

時の移るを覺へず、 や酢去り夢覺め驚き走て踊ら

千悔すれどもかひな

んとすれば既に鶏鳴に及べり、

し、おもへらく邸に帰りてみづから刑を受んかと又

一心に思へり、一度九州の地に至らば國に歸るの幸

を得る事或はあるべしと途に心を決して趣く、固よ

りのたくはへなければ食を路頭に乞ひ、軒に佇み

木陰にし二月餘を經て辛じて筑後の國に至る、み

づからおもへらく、牲ものは追べからず来るものは

猶追ふべし、隣に踊りて母を見るの諜偏にをし

行を改めて善をするにしかじと伏して書を事四年

筑前福岡の儒龜井道齊先生大名ありて、危難を水

火の中にすくふの仁心ある事を聞さ行謁見しつぶ

さに己が事を過つ始終を語る、先生II改勵の志を

感じ、又爲すべきの質あることを好して、家に留め

て學ばしむ夫より道明書夜勤して學び、年を累ね

て怠らず、遂に共材を成しぬ、或は公侯大家の招き

に制限の定あ

10K

肥後孝子傳後編下

女津也者、小國縣下城村)奴產子也以純忠聞三千

世,安永九年十二月廿日死歲六十有五、葬,于北河

内原、遠近聞 者莫不二歎惜也越翌年之 春里宰興二

ば、心におひて思ひ残す所なし、 又主婦と同じ年に

死ん事元より願所なり、且我おしむべき齢にあら

ず、若老朽る迄存命居て今の主人の累とならばかへ

りて本意なき事なり、然るに今つとめて薬を服する

ものは、全く命の延んとをねがふにあらず、わらは

至りて賤しき身にして、かく迄上下の人々の恩顧を

蒙りぬると冥加の程恐れ思ふところなり、病すこし

をこしくをこたる事を得ば一たびかの人々のもとに

至りて一言の禮謝を述んがためなりと、こころを勵

して薬を用ひけれどもしるしなく、病日々に重りて

天なる哉命なるかな、十二月の廿日をもてにはか

なくなりけり 年六十五、是を聞へ々しるとしらさ

ると涙をおとして惜みへりとなん、例の人々相

はかりて彼が爲に石碑を建て忠烈の名を世にあら

はし、永く傳んことを官府に請ふ、官府許す則墓

に石碑を立つ、其文府學の句讀師島田某撰せり、

のごとし

一〇五

父老」議、欲三建碣以忠三國府國府許

千津也之行狀」主貧困、質津也錢十貫時

津歳甫十七、辛勒勉勵、晝夜不怠人就寢而後

敢營私事、麻希、積十三年、而得

錢十貫;白贖而歸事」主愈恪既而主滋貧、又質 津

也一如､初、津也辛勤六年 又贖而歸是時主家死喪

事故荐 至不忍坐麗乃出爲庸一年得錢悉輸主

家主家道負既多、得之未贍津也又自質錢十貫

以補不足、辛勤四年、又贖而歸、而主家貧益甚

津也又不忍坐視出質如時主人年老無ぃ子、夫

妻困於躬耕津也思之弗措、其在質家」也、冬月

寒身無全衣而、辛勤於未出三二年、又贖

而歸、凡津也」身五、得錢四十餘貫、皆爲三其主

也、至/此歳既四十餘、主人憐之謀欲›嫁之鄉里

嘉爲聘之者衆、主人以強津也津也

不」可曰君等年老家貧、妾舍,此而出嫁假得,安逸

適足以增咸耳、終不肯嫁服勤主家躬秉耒秬、 未

幾主人夫妻相繼羅干篤津也不交睫不解帶

晝夜扶持久而不懈、及主人沒二回鄉菓子爲

嗣、津也事」之亦謹云安永四年

ス

を救い、身を苦しむる事ひょくつとめて四年にし

て又みづからあがなくて帰るかへりて其家のやう

をうかゃふに、一つも甘くを見ずして日々に迫る

を見る、つや又みづから身を質にする事前のごとし

此時に至りては主人夫婦年老力衰て身農業にたへ

ずされど外にたすくる人なし、つや是を深く悲しみ

暑さは寒き夜身には全衣を着ずして勤めうごき、

色(に心を用ひ身をくださ、二年にして又みづか

らがなひて家にかへり、専ら力を耕作にして主

につかふる事凡五度、とし

人夫婦をふ、彼出て人につかふる事凡五度、とし

てる事二十六年銭を得て主人をたすくること四十

餘貫皆自らあがなへり、その艱難辛苦おもひ遣る

し、主人彼が身を苦めて己夫婦につかへていま年四

十を越絡にやもめにして終らんとを憐み、よるべ

求めんとす、里人又彼が人がらを好して迎へんと云

者多しつや是を聞てて夫婦にSへらく、御志の深

きことはいひやらんかたおはしまさず、されど今よ

はひかたふき給ひ、又貧しきに苦み給ふ事かくの

とし、それを拾ひらせて人に行、たとひ我身か

なる幸を得候とも何のひさみからはむかへりて

我心の苦しみますにてこそ侍れと、さらに承引け

しきもなし、夫婦いろくにひひさとせども聞もち

れず、とかくしける内主人の姉病に手足叶はず

成けり、つやかたはらに在て帯をもとかず目も合せ

ず、晝夜いたはり扱ふと八年ばかり、其事へ更にた

ゆまず、安永四年官府賞して錢若干を賜ふ、かく

後主人夫婦相續いて死す男子なし、因て人々相謀り

武吉と云ふ者を養子とす、つや是に仕える事又慎

めり、武吉夫婦もふかく彼を憐み常に身を安く居ら

しめんとすれどもつや是に安んせず、倶に農業をな

よく顯はる、同九年の冬

して主人を助く、忠

官府又重く褒賞あらんとす、時にたまく公に故ぁ

りて其事たゆとふ程に、つや病にひねて危し、郡代

等を聞て深く憂び、錢を興へて共病用を助く、鄕

の長およびー里の心ある人々皆藥師を送り或は人參

やうの薬をあたへ朝夕病をひ偏に共生ん事を願ふ

武

郡の醫師は招さるに来りて豚を診療治を加え、

吉夫婦も又深く心を用ひて扱勞はる、つや打泣て謝

してSへらく、わらは前の主人夫婦につかへ、其終

りを取給へるまでかたはらをはなれずして扱ひけれ

肥後 傳後編下

銀次は玉名郡小田郷青野村の幸三郎といふ者の子也

年十五母につかへてことに孝なり、父は同じ郷櫻井

村といふ所の長と成て常にかしこにあり家には祖父

なる著者五六人を率いて耕作す、銀次が母久しく

あしき病をうけて居りけるが近比よりいといとう

うるさくなりぬ、されば別に家を作りて居らしむ、

銀次是れにつかふる事ことにあつし、あした夕の食

物も皆みづから携へきてすむ、又にも味よき物

あれば必あたふ、酒ある時は銀次親父祖母の目に

いぬやうに心を用ひて取はからひ、たづさへ行て

れをすくむ、母かる病なりければ衣服のけがれも

かれも

多かり銀次みなみづからすぎて詩くす、又彩し

處の掃除をもみづからなして、家人の手にふれしむ
る事少し、母のうとましくけがらひたるを人の
とひにくまんことを思ひてなり、銀次かねて顧父
母の里の小民なるうへ、彼悪痰あるをうとみて、母
をすてんとするの心あるとおもひけるにや、銀次七
八つの年よりは母里にゆけば必したがひ行き、母の
かへらざるほどは己もかへらず、祖父母銀次をし
たひて人を遣りて呼といへども、銀次母を残して己

1 0111

忠女あり名をつやとよべり、小國の鄉下城村の七兵
といふ民の家にて生育し仕女なり、其家至りて貧
しければ、彼が十七に成りけるとき錢十貫文の質に
して人につかへしむ、それよりつや仕へのひとまを
はかりて色々に心を用或は夜にひたりふくるまで
も一人おき居て苧をうみ綿をつむぎ、それを人にう
てひさかづの錢を得てたくはへおき、十三年
にしてみづから身をあがなひ家にかへりぬ、其家 S
よく貧し、因て又彼を質にする事初めの如し、い
よく身を苦しめて六年にして又みづからあがなび
てかへる其折しも家に不幸多くして主人ことに苦し
めり、つや居ながら見るに忍びず、自ら出て人につ
かへ一年の身の代金を送りて共主人を助く、されど
補ふに足らず、つやおもへらくかくては事に盆なし
と、又みづから身を質にして錢十貫を得て主人の急

(十)下城村つや

ひとり家に帰ることなし、頑父祖母やむことを得ずして母を供にすれば、銀次すなはち帰る、其心のうちおもひはかるべし、時に安永九年六月十八日賞して物賜ふてひょ 孝をはげまし給ふと云

吉左衛門は豊後野國津原郷筒日村の民なり妻をはつといふ、老たる母をもてり、吉右衛門夫婦是をいた

(八) 筒口村吉右衛門井妻はつ

善十郎は盆城郡小川町の商人なり、父につかへて孝なり、父既に身まかりければ近きりに葬り詣る事一日もかくことなし、したはしさのあまりにや父が姿をつくり、其生る時の髪を用ひてひ成し、一室に崇め置て朝夕物をそなえる事狩生る時のごとし是本朝孝子傳に載する伴直家主がする所に同し、孝子の情古今をもて異ならざる事又見るべし、 然而生るときの髪を用ゆといふはかれに勝れりともいはんか、兄の二人ありけるが不幸にして一人は病多く

一人は其身不具なり、善十郎是を労はる事殊にあつ

く家の内又よく和らげり、安永九年二月十七日賞し

て物を賜る時に年三十一

七) 小川町善十郎

ひてかくふるまひける事、おのづから聖賢のへに

もかなひていとし、是ひとへに孝心の至れるがい

たす所ならし安永八年六月暮の日世に孝徳有をこと

に賞して一人扶持を賜はりぬ

肥後文獻叢書第四巻

(九) 青野村銀次

ふしむ事人に過たり、母のふ所受したがはずとい

ふ事なし、ある時母孫の二つ三つなるをいだきて開

爐裏の側に居りけるが、立んとするときあやまりて

孫を抱きながら火の上に倒れぬ、吉右衛門夫婦大に

あはて母をSだき起して労はり、扨彼子を取あげ

て見るにひとうやけたされぬいとかなしく心を盡し

ていろ!療治を加へけれどもしるしなくて終に死

しけり、吉右衛門夫婦其かなしみを深くかくして色
にあらはさず、何くれと母をさとし慰めて其うれへ
をゆるへけり、彼等獨もてる男子のことに非常の死
をなしぬれば、かなしみたべくもあるまじきを
母の心を推はかりてかくふるまいぬる心のうちおも
ひはかるべし、いと哀れなる事ならずや、又其兄隣
に居りけるが極貧しければ、吉右衛門しば艇
をつけ、又は臨薪やうの物をあたへ、或は農業時
に後る事あれば夫婦必倶に行て是を助く事つぶさ
に聞ふ吉右衛門母に考なるのみにあらず兄にも悌成
事を賞し給ひ、夫婦ながらに物多く賜ふ、安永九年
の四月十四日の事なりけらし

1011

肥後孝子傳後編下

叶はざる事八年ばかり、藤左衛門

ふかくれへ色々に療治をくはへはり扱ふこと至

にあり

你前編

藤左衛門は玉名郡荒尾大島町の民なり、父を藤市と

いへり、享保の初めつかた孝をもてられて三人

(六) 大島町藤左衛門

踊る、雨に風に一日も怠る事なし、事公に聞ふひま

だくことに女の子にして世のいとなみに力を用ひ

父の養を助るとを賞して錢多く給ひて志をし

給、時に安永八年正月廿五日なり、大やう幼き者

のあとなきたはふれをして、日をいたづらに送るは

常のならはしなる、かの三女子は然らず、みづか

身を苦めて父が生理をたすけぬると、ひと殊勝な

る事なめり、又かる事でも精しく察して褒賞を

行ひ給ふ事、尤やむことなき政ならずや、さるに健

なる男の家の業怠り酒に耽り、色におよびて、父

母のひかへりみざる人は是いかなるころぞ

豊三女子に恥さらめや

扶持を賜りぬ、

孝順の風家に行はれて、

子藤左衛門又父母をいとふしむことあつく、家人も

皆よく和らぎ順へり、既に死したふきて

猫にし、起彩も101

きてあたらしめ夏もあふきて其身をすぐしむあるひ

は清らかなる所に席をまふけて母を居らしめ、茶を

すくめた葉粉をあたへて何くれとかたらひなぐさむ

又農業 いそがしくて、家人皆田に畑に出行とき

は、ゆかりの屋のあるを雇ひて母をまもらせつとめ

て他よりも早く事を終へてみな家にかへりて母につ

かふ、藤左衛門父が慕道のかたはらに在りて牛馬の

ためにけがさることを棄てられひけるが、其二十

五年忌にあたりたる時、母に問ひにはかりて、所

を撰びてあらためほうむり、又はじめ葬り置し所に

大

も土を高く築き、忌日には必香花をそなる、

やう民のなら親の生る程はよくつかふると見る

もあれど既に死ぬるなどの事に心を用いるは

まれなり、藤左衛門より書を読み其義理をはきま

へたるにも有まじきに墓の清浄堅固ならざるをうれ

打添ても母をひとり居らしめず、冬も火をた

らざる所なし、朝夕の食物も心を用ひてみづから煮

調へ、好みねが物れば必營み出て備え藤左衛門

貧しとS.へども、必ず母のふし所に終夜ともし火

をかしげて側にし、書のほどいへと家人かはる

馬淵惣吉は秋のなりはSを試み、年貢の高下をはか

る小吏なり是を内検といふ、母あり年八十あまり、是

に事へて孝なり、出るに申帰るに時を過さず、帰る

時は必菓子やうの物を買きたりて母にあたへてよろ

こばしむ、或は例の刻限に帰る事あたはざらんと思

ふおりは具によしを告て出巳こと能はざるより外

は事未終らず、興いまだ盡ずといへども、とかくひ

ひことはりてはやく帰りて母の心を安んず、又役に

あたりて遠さ村里に行に譬ば三十日あまりも居りな

んと思ふときは、先母に十日ばかりといひ聞せ、

後に及べば又右のごとくいひやりて、初より久し

き事をいはず、若初より有のまいに告げしらせたら

んには母日数を経ることの久しきを心苦しく思ら

んことを恐れてなり、惣吉弟りて異所に住めり、

母或は家に行て居べしといへば、惣吉さかはず

弟の方に居らしめしたゆふべ夫婦かはる行て

母をとひ慰め、又程をはかりて伴ひて踊る年おひ手

年五月官府又孝友仁慈を褒賞して、年ごとに米七

俵を賜はり、且民を誘致せん事を命じたまふと云ふ

(四) 馬淵惣吉

高橋町に賤き商人あり、名を喜三郎といい、女子のみ七八ありて其家ことに貧し、されば共年だけたる

年十二次

二人は人につかる、次をりくと名づく、

はかね十、次はりか八、次は皆至りて幼し母日

とにうるべき菓子くだものを営み出てあたふれば

三人の女子朝とく起き物を受取て己がさまに

はしりまとひてる、夜ははなれに行と能はさ

れば、三人打つれて同じかたに伴ひ行漸霄過て家に

(五) 高橋町三女子

足いたみて歩行ことかなはず成りぬ、されば惣吉!

和のよき頃は園の遊りにむしろをしき、母を負て行

てそこに居きあるひは茄子をちぎりて給はるべし、

又は栄をつみて給はるべしといへば、母あたりを

いさりまはりて其事をいとなむ、又雨のふりていた

ふつれなる日は古き双紙をよみ、又は上るり本

など取出しふしをつけてそうかたりて閉しめけり、みな是母の事にまぎれ痛苦を忘れ日を安く送らん事を思ひてなり、其心を用ゆるの切なる事思ひはかるべし、安永六年八月十二日賞して白銀そこばくを賜ふと云

肥後孝子体後而下

れば

造り、晝の程はかの荒地に力を用ひ、真及ばざる所

は一郷の力を借べし、己手足をも動かさずして中 分てこいのを用ひておしへ論しけるとごく、

の助を頼まん事は、安からざる所なるべしとさとし 心行論によりて、身のおこなひをあらためて善に

ければ、みな其儀に同じ、正月の初より功を興しけ 遷たる人多し、天明二年八月又褒買ありて郡代の

れば、事漸く成りて郷中の徭役をはぶく事に過た といふものにすめらる、これよりさき安永の

一年郷中の田畑質のりよからずして村毛 郷の父老北里董也といふ人小國良民傳云書を草

見損引を願へり、作彌いはく、いかほどの年とい 稿し、作彌がのに彼今年二十八此後益善に進ま

へ共定数の外にはづかも上に取給はず、さあるに今 ん見る人詳に紀置て世にあらはし傳へん事を願ふと

年なりはひよからずとて、安りに毛見を願はんこと いへり、黄也か人の善を稱することを好める事亦見

は恐るべき事也、成べきほとは定数にて、おさめ るべし、或人の語りけるは、或時作彌を伴びて他領

に至りて肌に及はば、山に入て葛藤を掘食として を通りけるに、日暮て道路に難義なりければ、或家

上のはづらひになみやうにありたき事なりとひけ に入て明松をひねるに折節明松こそなけれとあた

れば、人皆同意して其村のみ毛見を願はさけると へず、我作彌が名を呼てなくば外の家にこふべしと

なんかいる事どもは温めや、其ころを用ゆ ひひけるを共家の老人寢て届けるが是を聞とがめて

る事安永六年六月五日官府褒賞ありて若干を賜 是は杉原村の作彌どのなるべし、彼人なればそれに

作彌夫を受てひとり己に私せず、みな家人にはかち

ては成べからずとて、呼入て窓にもてなし、そこら

あたへて賜を廣 りのありけるをもて鶴嘴 あたりの垣をこぼちて明を作りてあたへぬ、彼が

といふものニッ造り、一つは家にとめ、一ッは一徳によりておもひがけなき幸にあひけると、見ずし

村の何某とSふ者にあたへて日是を用ゆる度とらぬ心境の人々まで信仰せらる事斯の如しと、今

此何某といふもの

ぬ人がらなり

九九

へをくに倶めて是を熱

は夜~

事なれども、此節に御國恩を報じ奉る心にて溝畔をも揺べしと、

によからし、此事をあらかじめ告奉らんがため、かくはから 恩を報ずるをもて宗とし、年貢を納め公役をつと

ひ侍ると、夫より極めて飲ず、或は家にて母のめと る事を主とし、人をもすめて然らしむ、或は病

云ば少し飲て酔に至らず、是母の命にそむかず に懸り、又は死喪の患ありて耕作時にる者あれ

其心を安くせんが爲めなり、伯父あり一年貢を負 ば、必力を添へて其事をなさしめ路頭に病煩者あ

ひ、人に物かりて其責をふさぎけれども其償をなし を見てはあつく勞はり、或は馬を借して乗せてみ

得ず、作彌5さめて云く、人に物かりては速に づから黒家におくり踊らしむ、又は手で明松を作り

すべき事なり、ことに年貢のために借給へる物なれ おひてみちゆく人にあたへあるひは道路の石を除て

ば、しばらくもゆるくすべき所にあらずと、己が持 往來によりす、己が獨の力に及ばぬものは、若き

たる牛を伯父にあたへつくのはしむ、貸ぬる人是を 輩の暇の日をえて徒に居るをいさなひ行て、とも!

聞きふかく感じ、其牛を愛して日、彼償は兎もか ちからを用ひて掘のぞく、ある年その近村に瘟疫は

くも又成行有べし、かく速にかへし給ふに及ばす、 やりて人多く病めり、されど其病にふれんことを恐

ひかで此牛を受侍らんと返しぬ、作彌ひろくにい れて相る者少し、ひとり作彌ひさしかもおそれず

ひさとしてしひて愛しむ、芸人止ことを得ずして牛 そのために紫をとり薪を贈りて、親しく其家に往來

を受、其價をまして其負めをすませけり、又外にお して一つも避る所なしといへどもにその病に染ず

ちありて家にかいて居りけるもふかく勞はり、 是天地神明の彼がまことを冥助し給ふ物ならし、又

常に弟をみちびきて農業をなさしめ、程をはかりて 一年なが雨降績て水ひたいき其里の田畑多くて鄉

ものなどあたへて志をましけり、或は近きほと 中の徭役を用ゆるにあらずば修しがたし、作彌一

りの童部率びて野山をひらき、物を作らせてその 里の人と相謀りて、今年はかる非常の天變あれば

利をあたへて世を渡る術をしらせ、人に平日身を逸 なみに心を用ひては成べからず、年中用ゆる牛

く置べからざることをさとす、作彌回より上を敬び馬の綱、又はふやうの物いつも正月の内にこしら

(と敬ひは必足らず、其人まこと人の家の既に亡び

たるをふたび興しぬること、類ひ少き忠臣なるべ

しと へりとなん

兵衛

すけ保つのみにあらず、父親族のして日、彌歳主人の家

お得がプしく、

らば市郎兵衛もまた待がたき孝子ならんかし

をた

(三) 杉平村作彌

家按るぬ、

に備前國横井村の孝農其親を敬へるを隠して、

凡貧賤の親をやしなふを見るに愛しみはふかきもあ

これをもよく勞にきたりてかいりはり、

其田畑のありけるは皆心を用いて一ッにつくりなし

遂に三平が爲に子を襲いて其娘にめあはせ、奮の家

を修復しかの田畑をみなかしたへて三平が後を立

けり、一里人皆二) 川尻町市郎作彌は小國の杉村の小民にて専ら農業を勤るを

以湿を売るといふまでのことなり、されど人の

爲といへば、費をいとはす隙をおします、心をつく

して共事をなす事、自他境の人知るとしらざると

市郎兵衛は川尻大渡町の商人にて、近きあたりの村 を選ぶ事なし、父ははやく死して母と居れり、孝心

里に物を敷きて生業とす、 人となり柔順にして欲 ことにふかし、出るに申蹄るに時を過さずたまく

少く、幼時より人とまじはりてあらそひもとらず、 旧過れば母ひとふ待はびて、若酒に酔てもやわらん

殊に父母を敬事至りて深し、彼父母の前にありて かとうれへおもへり、作彌もとより酒にふけるもの

常に身をほしいまいにせず、暑さ寒さ夜雨に風に にてはなけれども、彼が酒によりて病を受たれば

遅く踊りていたくつかれたりといへども、正しく座 母これをこりてかくおもひけるとなん、作彌是をほ

して父母に對し父母いねざるほどは己も寢ずして、 のかに聞てあるとき酒をかひさかなを設て、其里の

其日の事つぶさに語る、又あけの日の事どもみ 老る人彼是招きつどへて是をすくめていふやう、

な父に問謀りて、其おしへのごとくして一つも己が やつがれひさかおもふこと侍らへば今より酒を飲

ころに任する事なし、安永四年十月十八日孝を むことを禁じ侍る、願はくば此後たとへ酒ある所に

賞して錢若干をたまふ、とし三十四、本朝孝子傳をまじはり侍ふとも、必して飲事をゆるしはるべ

十三附録赤瀬傳吉

十一佐 D 道明

十下城村つや

九春 村銀次

妻はつ

七小川町善十郎

筒口村吉右衛門非

藤左衛門

町三女子

六五高橋惣 吉

四間

政所村彌藏 二川尻町市郎兵衛

1

肥後孝子傳後編下目錄

肥後文獻叢書第四巻

大島町十二大場伊三娘つち

彌藏は鶴崎關の鄆政所村の民儀とS者の奴なり

儀が祖父某がときよりつかへて三代心を盡せり、

安永四年正月廿九日官府其忠烈を賞して物を賜ふ、

時に年六十三、北行狀を考えるに、儀が頑父某死

して其子二人兄は儀介妹はひとけなし、彌臟力

を極めて耕作をつとめて妻子をひ、遂に彼兄弟

を人と成し、兄は父が後をせて妻をむかへ、妹は

人に嫁せしむ、儀介又不幸にして年三十ばかりにし

て死せり、共子二人兄は儀平弟は惣次郎みな至りて

幼なく、殊に惣次郎其身不具なり、かく家主相殺で

死し亡び、其上寄託人も相添けれども彌藏露も共志

をおとさず己が妻又芸家人をも皆率びて専ら農業を

しければ、儀年十四五に成りけるときは生理も

や甘ぎ、田畑をも買もとむるに至れり、又祖父が

姉同じ村の三平といふ者の妻と成りて届けるが、こ

れより十年ばかりへに孀となり娘をつれて儀平が

(1)政所村彌藏

教聞あながちに酒をこのむ、されば儀介常に買てた 肥後孝子傳後編中 終

益城の郡杉島の郷川村に民あり、剃髪して名を

とよべり貽百歳、其子儀介年七十四、孫吉三郎年

三十四、玄孫あり、間百歳におよぶとSへ共心

貞かにしていまだ起居も物うからず、儀介是に事へ

て考なり、常に面持うらやかにしてうちむかび、共

Sふ所に背き戻る事なし、是にならひて、妻子もよ

く事へ、よめも又和らぎしたがひて家内とに陸し

(二十) 蓍町村儀介 #子吉三郎

くはへおき、其このみ望める時にしたがひて、

けれどいさかも苦しとせず、冬の寒さにも夜書身

をつくしける親しき人是を見て今此身もと病多くし

て年亦更り、 若病おこらば身のためはいふにやお

よぶ、母のためにもしかりなんそれもはかり給

ふべしといへど、落ち我身をいとひかへり見る心な

く、母の終れる安でいよ孝養をなしけり、安永

三年の春賞して白銀若干を紛ふ年六十五

或はたくはへし酒のあらざる時飲んと求る事あれば

吉三郎田に切

吉三郎田に現にありて事 いそがしとひへと速に師

て必買てすむ、或は鮮き魚を好む事あれば求めて

すいめずといふ事なし儀介は年七に超たりといへ

ども狩身を安くおかず草をとり畔をはり妻子も皆力

を合せて農事を勤む、されば受作る所の田畑多から

とSへども諸作よく熟して利多く寒きに至るの

なし、 其家孝順の風行れてむつまじく又農耕を務

る事を買して子にも孫にも物賜ふと云、安永四年正

月十一日の事也

あつかひ、汚らひたる物は日毎に洗ふてしきかへさ

せければ、後は敷べき物もなく、己が着ける衣を脱

てみなしきものに成しければ、身には全き衣だにな

しばしが程も其傍をはなれずして心のかぎり勢はり

孝姉名をふりといへり、詫摩郡保田窪荒木字小太が

習えて是を常とせり、 彼父が居る所のうるさきこと 伯母なり、父死して後獨り母に事へて孝なり、芸家

を常に心苦しく思ひけれども、更に營み作るべき便 極めて貧しければ、みなくふものは至てあしい、唯

りもあらで心ならず過行けりされどひろくにはか 母にすむる物のみとかくよろしきをいとなみ出、

て辛ふじて終に父が心のやうに家をつくりて興へ よく煮とのへかならず口にかなはしむ、母又酒

ぬ、久住の驛は其所より八里ばかりとなん 國君東 を好めり、孝婦進めんとするに物なし、されば朝夕

武の往来に彼所を通らせ給ふ時は、里人皆彼所に行 己がくふ物のうちを減じ、それを集めて酒の料とす

て公役をつとむ、傳次郎生れつき健ならずして重 母年八十六久しく病つかれ心惚て手足もかなはず、

荷を負ひきをいたす事能はず、一年例の通らせ給 二便も皆居ながらにして共通するを覺へされば孝婦

(十九)保田窪村ふり

とりて行勞に代らむといへば

家に使われば必買て貯置好める時に随して是九四

書第四巻

に入あり賃を次郎答へて日、此公役は尋常の類びにあらざればた

賃のみを出して己安く家に居らん事は恐るべき事

也と、はる久住の扉に行、己が堪べき事は皆自

ち勉め、力のたゆましき事のみ賃を出して人を雇へ

り、其公を重んする事かくのごとし、妻夫を敬

へる事賤民のしはさに類せず、たとひ急なる事あ

りとへ共傳次郎がふしたる枕の遊を假初にも通ら

ずとぞ、是を推餘をしるべし、時に安永三年三

月それの日賞して夫婦ながら物多く賜ふと云

を備

ふ、共家元より乏しければ朝夕の食物も毎にこき味

を調る事能はず。たゃあかさのあつものといふとも

夫婦心を用ひて煮調へずといふ事なし或時傳次郎父

にいへらく、強物を少く喰給へとSふにはあらず

食過れば必命を傷ふと承る、唯好みたまへ度毎に

いくたびも喰て過し給はず、恙なく一日も永く存命

おはし給はるべし、足のみやつがれが願ひに侍ふと

彼父とつれて行き必勤めて父の影を踏ず、又日の

さしたる所に用を使せず、彼おもへり凡人日の出る

まで寝てあらん事は天道の冥爵も恐るべき事なりと

夫婦ともにまた夜の明さるに起て各事にしたが

調へ、携へ行て父母にすむ、又傳次郎外に出

肥後行ことある時は必酒買て踊りて父母にすむ又酒賣

海には ならずあらたに衣を作りて年の初めに

子なり、養父年九十六常に床にふせり、理不是に仕

へて孝也、假初に出るにも必告し、歸れば必面をみ

せ寢るときも又告ぐ、朝早く起て父がふしどに入、

其寢し傍りを掃除してうるさきさまを人に見せず、

汚らひたる物はみづからすぎて妻の手にだに觸し

年毎に己が田そばくを分ちて心を用ひて作

りなし、米を別に貯へ置て父が私用に備、年の

小國の郷下城村に何次郎といひて能父母に仕ふる民

(十八) 下城村傳次郎井妻

平其遺言を守りても違はず、彼又常に農業を晒し

暫くも時を空しくせず、出て田の水を引時といへ

どもそれのみに止らず、其畔にありて縄をなふ、共

ていろを用る事見るべし、安永三年正月廿五日官府

これを賞して物を賜ふ、本朝孝子傳肥前國島原の孝

子安永安次とい者年毎に己が若干を分ちて心を

用ひて作りなして父母が私の用にそなへけると記せ

り、理がする所暗に彼と符合す、 あい孝子親愛の

情古今異境を以て異ならざる事しかり、然るに況や

理は養子なるをや

・十七) 役犬原村理不

れひて古き綿帽子を彼が首に引とい獪道の程ら

んといへば庄吉さかはず其ていろにまかす、母既に

彼を送りて帰れば、庄吉父母のあとよりひそかに見

送りて共家に至るを伺、心に違はざる事見るべ

し、安永二年賞して物を賜ふ、時に四十二

理不は阿蘇郡内牧鄆役犬原村の傅七といふもの

心なし、又寒き夜は母庄吉が風におかされん事をう

ず其ぞいにしてかへる、人の見て笑はん事をはかるの事まで誰に理
に命じ置ぬ、既に死ぬる後理

ざる共まじなびのためとなり庄吉是を演み受て消さ

衣ともに分ちあたく

てあとの形見とし、又とを吊び、先祖の忌日年忌

て指にて鍋のすみをつけぬ、是道にて狐に迷はされ

取出して、みづから親しき人々是を着せ をことぶく、父久しく病けるが一日彼

孝子傳あり妻も又舅姑に孝なり父母既に老て家を傳次郎に

ゆづりて己は別に住めり父母共に茶を好み酒をすき

和らかなる物

ぬれば、傳次郎夫婦朝毎に茶を煎じ、

く物をくへるやうにす、中ごろ得意の家より四郎兵

衛を養して子とせんといふものありけれども、彼聊

其富をかへり見るころなく唯母の病を勞はるをの

みつとめとしける、寛延のすへつかた人ありかたり

て日、伊豆國萩原村といふ所にかる病の妙薬あり

と、四郎兵衛是を聞いかにもして行て求めましく

思ひけれども、伊豆國は海山を隔て遙なる東の方に

しあれば、家貧して心にも任せざりけり、されども

ひろくにはかり己が衣服やうの物を賣代なして、

途に彼所に至り、彼を求めてかへり母に用ひけれ

ど其しるしもあらで、心を盡してはる行ぬるか

ひもなかりけるとぞ、家次第に貧しくなりて後は妻をやしなふ便りもなければ、幼き男子のありけるをも妻に添て共親の元に預けぬ、母がいる病人なりければ二便に行にも心を用ひて勞はりたすけ、若汚らひたる物あればみづからすぎてくす、是を見彼を聞人々皆感じあへりとぞ、されば、芸家に子や孫を手習物讀などに遣りぬる人も多かりしが、幸いひけるは是強ちに物學びの爲といふにあらず、彼が母に仕ふるやうを幼き者共が見かたとらん事

庄吉は鶴崎高田の郷國宗村の民なり、父は早く死し母と居れり、是を愛する事人に過たり、又よく兄につか、母人に物喰せ又施す事を好めり、庄吉家極めて貧しといへども勉てこいろの欲する儘にし露も苦しとする色なし、彼年計計りのときより鶴崎町仲屋某が許に仕べて甘年あまり能慎めり、其初めしば家に帰る、主人呵りて押へとむといへ

主人大にあやしみ思へり是物

ども兎角して止まず、

を掠取りて行にもやらんと、器にうたがひ見るに

曽故にあらず、彼つかへの暇をはかりて行て母

に孝養をするにてありければ主人もふかく感じ、

れより後は心よくゆるしてぞやりける、母も父慈み

深く庄吉が來りて帰る毎に、必彼が額に犬子といひ

(十六)國宗村庄吉

を思ひてなりと、時に安永二年十二月廿九日賞して

一人扶持を賜はる、世の人大やう己が妻や子の病を

うれしして身を苦しめ財を費してひとはざるは多けれ

ども親のにするはまれなり、しかるに此人母の病

を思ひて年月心を盡して、遠き他の国まで行ぬる事

豊類い希なる孝心ならずや

貞婦は飽田郡五町の郷山室村の民長右衛門が妻也、

長右衛門病で死なんとする時共妻にSへらく、今

齢かたふき給ひ二人の娘替し、我死せば父よるか

たおはしまさじ、汝志堅くして家を守り、父を

ふて天をしめ、娘を生し立婿とりて我家を立

と云終りて死ぬ、それより貞婦此言葉をころに

しめて忘れず、舅ともに力を盡して田作り、娘を生

育ありけるに、舅次第に衰へて後は農業をもなし得

ずなりければ、貞婦自ら獨耕に力の悪ふ間敷をはか

り、田畑の七反計りありけるを、ふたつを分ちて

に作らせ、己はひとつを作り、 ひの足らざる

所は或は人に雇はれて賃を求め、或は苧をうみ綿

をつむぎて老たる肌をひき娘二人を生育ければ

艱難思いやるべし、貞婦が兄弟玉名郡迫間村とい

(十四) 山室村貞姉

娘ありて、凡女七八人つと集う居けれども、常に

和らぎ睦しくて聊もひもどる事なし、安永二年の

四月それの日甚右衛門に一人扶持を賜り、妻にも妹

にも錢そこぼくかつけて、家内よく齊び又よく農業

をなす事を賞し給ふと云

清く又朝夕の物を供える時母ことに物くるはしく

見ゆれば、四郎兵衛或は小唄をうたひ或はおどりを

し、己もよしなき戯とも打して母の機嫌をとり、心よ

九一

四郎兵衛は鶴崎町の商人にて家の名を平野屋とぞ

よびける、父母につかへて孝なり、母年四十に近

北より不岡心倒れて定かならず、ころ四郎兵衛は

年ばかりなりけるが深く是を敷き、心のおよび療

蓑を加へけれどもしるしなし、四郎兵衛是を勞はり

扱ふさまさながらおさな子を生ふすることし、何く

とひひすかして日毎に髪を結び湯を浴せて共身を

(十五) 鶴崎町四郎兵衛

ふところにありけるが深く是をあはれみ、貞婦にさ

として日、家に帰らばともによき謀あるべしと貞

婦澄てSはく、夫死しぬる時、舅をひ家を立んこ

と我に託せり、我既是をうけがふ、今艱難に堪

してそのかみの約を變じ、舅を捨登らせて家に帰

りて我身の爲を謀り候はん事は、豊あるべき道なら

んやと露も共志をかへ彌身を盡しけり、事公に聞

ふ、安永二年十月十九日物を賜て操をし給ふ、

時に年三十七

なる

に妹の人に行て居けるが不幸にしてあしき病起り、

十二になる娘をつれて家に踊りてかりぬ、甚右衛

妻をさとしてSへらく妹は我より外に頼むかたな

石を立て橋供養金介と記せり、金介是を見て大に

が、黒さおさ~男のしはさにもおとな事なし、外

、然るに

童部やもすれば水口をそこなん、金介是をうれ

ひ、切石を用いて共邊りを堅固ならしむ、又湯町と

吉田村熊入村の間に流れあり、吉田河國瀬川とふ

本小石を集め土俵を居へて往來の便りとす、されど

わづかに雨降れば伐に水壇て土俵小石流れちりて、

人渡りのたよりをうしなふ、金介切石三十餘をつ

居患なからしむ、熊入村の民芸川の傍に

目の事を語る、妻も妹も皆外に出て耕作しける

甚右衛門は菊池郡器川の郷山崎村の民なり、父母に

直にまみへ

め

(十三) 山崎村甚右衛門さ満し、道行人是を汲て暑をさけ渇を止むの倍など通る事多し、金介線香一把錢一錢づきを施奉りて志を致せり平日爲る所大やう此類なり、

して一人も渡す事なし、共道の傍に出水あり至てS| 明和八年十一月褒賞ありて物を賜ふ、年七十三

肥後文獻叢書第四巻

き、人是を見ば何といはんや早くとりのぞけ給るべ

しいと恥かしといへば、里人答て是ぞこの功徳を

はさんとにはあらず、かくのごとくならずんば或は

此石を盗む者あらん、それを恐るが爲なりといひ

て止みぬ、一年國の儲君初で東武へ越せ給ふ時、國中

の富る商家農民して物を奉らん事をねが、是近

仁政大に行れて、民共利を利とし各所を安

ければ、共國恩を報じ奉らんが爲なり、金介も父是

を訴え、官ゆるす、彼大に悦び聊ばかりの白銀を

楼と事へて孝なり、常に父母の心を安くする事を以て心

とす、妻もよくしたがひ妹も又和らげり、父年七十

餘り甚右衛門共立居起寐を助け、日毎に農業に出る

に必父の前に来りて教を詰、帰れば又し、汝はかへ去事ありとも彼は捨去の理なし、汝深

く此理を辨へて常によろしく勞はりふべし、譬び

勢はり共づかも厭びうとむ心あらば、心自

ら色に顯はれて母の心易かるべからずとしば 戒

ぬれば、妻もよく教を守りて彼等を愛む事更に内

外なければ、母深く是を悦びて折々人にもかたり出

て泪落しけるとなん、 黒家にも十二と六つに肥後孝子傳後編中

金介は山鹿郡湯町の商人なり不幸にして生れつきせ

ゞまり、其上幼き時足をそこなひて蹇となり、又

八つ九つにて相續て母と父とを失いて孤と成りぬ、

それより隣あたりの人々の憐みにて生長、年女ばか

りの比より温泉の傍に店を出して菓子くだものを賣

けるが、後は共所に假に小屋を構へ、鎧の古き道具

野菜の類を送りて共施を助る人有しとぞ宜上に

官府より飢民を救給へること府中の町は所用

毎に年々若干づゝの を用ひ、又は價を省きて

米をうりあたへ、外は郷里のを出し、

年齢話づいの落書於C版機能又は更に米を

た又府中白川の邊り上河原とい所に假に小家

を作りて道路にさまよふ民を居らしめ、粥を煮

て日々に二度づ是にあたへ、そこにありて病め

るものは官幣をして療治をなさしむ、又回國の僧

の道路に病煩ふ事ぁれば所の長をして

勞はり養はしむ、又民の壽九十に及べばし

て金帛或は酒肴を賜び、百歳已上は年毎に老米

を給ふ、これらをおして其他思ひはかるべし

(十二)湯町金介

用の物を商びて生理とす、凡物をうりかふて高利を

取らず、専倹約をまもりてつとめて陰徳を行へり、

彼父の命日には毎月待夜より心を用ひて厚く寺に

物を奉り。又父母の恩をうけられし人の生けるには

物を送り、死せるには其人々の寺にものを供ふ、己

が恩を蒙りし人におけるも大やうしかり、恩に報

ひを忘れさる事かくのごとし、姉の人に行てあり

けるが、夫死して孀となり、金介其娘のありける

は人に嫁せしめ、姉は己が方にむかへび、これを

愛しむ事殊に厚し、姉酒を好みければ或は買て進め

又は共料をあたふ、既に身まかりぬるのちは、忌

日に寺に物を供ふる事父母にひとし、金介甥の

二人ありけるをもふかく慈み、ちからをそへて共生

理をなさしむ、後に其甥の子七右衛門とSふ者を子

とさだむ、されば朝夕の食物をも皆が家にて煮

調へ、七右衛門必彼小家に携へ行てこれをすくむ、

又商物の出し入をも七右衛門是をつとむ、金介其米

の料を奥へんとす、七右衛門堅くして受金介

後おり(其母に酒茶の料を與ふ、是洪恩に報ん

爲なるべし、湯町は自他の國通行の大路なれば回國

八九

る妻乂孝なり、姤久しく眼して家内の自由もな

し得ず、是を勞はりあつかふ事殊にあつく且家人に

よろし、天明元年母死す壽九十一、ときに嘉右衛門

年五十三共成み哀める事さながら嬰兒の母をしたふ

がごとし、見る人心を動かせり、碩年相續て國中饑

し慣至つてたつとし、共上瘋疫盛んに流行して

民死する者多し、二丁目二つの恵によつてて死ん

とする者少なからず、嘉右衛門色々に心を用ひて取

救う事數十日、遂に力及ばず、已ことを得ずして救

を官府に請、官府所の用金をもてしばくすくは

しむ、是に於て嘉右衛門窮肌の者の深緩急をはか

つて施しすくふ、法公にして私なし、又流行の病に

罹りて死する者數十人、共内七月七魂祭の時に至る

といへども佛寺に一銭の供養を成し得ざる者あり、

嘉右衛門深く是をあはれひ所の志有輩に相計りて

錢若干を集め夫を自ら四十餘に封じ分ちて、各死者

の俗名を書記し、父母妻子の類いに賦りあたへて

各其情を伸しむ、又その所の困窮を賑はし且廣く饑

民を救ふもの他町に越て多し、萬屋太兵衛魚屋清右衛門吉

文字屋右衛門且本郷某が

施欒のたぐひ皆

一級の役敗あり 是彼が仁心に誘はれて然る者なりし、

肥食文鬻液書 四巻

べし、かいる機種は又有べからずとて己が好き

翫びし物、 茶器などをも賣代なし、米を買て粥を

煮、其上野菜甘藷やうのものを味噌に和して煮調

へて彼飢民に施す、志に感して或は米錢、或は

から

路頭の飢民に施し、又官府に納て官府國中

飢民を救給ふ助けをなす、官府其功の高下に随

但此の仮の

皆各褒賞あり、

内予たま~聞所

にくくす

に殊勝なる一人あり、筆の序にこに其大やらを

記す、熊本蔚山町やはやうより世を逃れて

愛し名を空山と改め、ふかく佛道を信して常によ

るかたなきものに施す事をつとむ、家もとより

豪富とSふにもあらず、共上近年比相續きて生

業よからす、然るに空路頭にさまよふ飢民を見

て思へらく、いかなる珍器奇物も求めば又もある

凡此饑饉につきて國中の富家數百人、各金銀新聞

注 米穀酸は歳を出して貧民を賑はし、或は粥を

る者しるべからず、然るに一人の此患なきもの

は皆此人の力也と、小職といへとも官府入を得給

ふ事見るべし

いひけるは二丁目嘉右衛門なかりせば飢て死す

八八

⺝後孝子侨後祝中

海津嘉右衛門は熊本新町二丁目の年寄にて檜物屋を

業とす、其所人數千人ばかりことに贇賤なる者多し、

嘉右衛門是を治る事殆四十年、仁愛をもとして法

を正し、自ら私用を以ていさいかなる事といへども

終に公事をたる事なし、人みな愼しみ従へり、官府

日賞して三

に

月み

信に服す

持(十一ふを) 海津嘉右衛門

の

某いろ

其の

た

はるべしと、途にすいめて娶らしむ、彌太郎病に
ふしぬ嘉右衛門ふかく憂び心を用ひて色々療治を加
ふといへどもしるしなく日々にあつし、或夜彌太
郎親敷友を呼、己久しく主人の恩顧をうけし事とも
を物がたり、叔々はいかに藥すとも生べからず、我死
が
そば衹山の麓元弟彌七屋久しく世家にありて嘉右衛門
たすけ太をしものなり
墓の傍に埋み給るべしとひびけるが、夜の明る
待して遂に空しくなりぬ、年六十五、其家にある
事五十三年、唯主人の家あることをしりて己が身有
ることを知らず、専ら主人の思の深さをおもふて己
が功の大なるわする、かくのごとくの人豈得易か
らんや、天明五年九月嘉右衛門其遺言のごとくにし
て厚く葬ると云
あらす他町の
・八と年への共深うのもの父がなし置し跡を守りて安りに改めず、

枝をだにそこなはずして今奮さを存せり、有司彼

が篤なるを好みして家業をもて公の用を勤めん

事をはかる、嘉右衛門深く思を謝し且解して日、

父母公用を家に請ん事を欲せず、因て命に隠じ

かたしと嘉右衛門元より生産足らずといへども是をかへり見

おもんぱかる所なく、かの姉等を呼むかへてふかく

劳はり養び、女子は時に及で嫁せしむ、暦九年十

一月母に孝心深く姉にもよく仕ふる事を賞して禮服

一領及び金子若干を賜く、嘉右衛門年四十を越て娶

八七

、有司共利害を説てりにすむといへど

ち露も心をうごかす事なし、是獨父母の志に違はじ

とのみにあらず己是を肯ふときは今公用をなす人の

利を失ふが爲也、彼又姉なるもの二人人に嫁して

るが皆不幸にして家おとろへ生業を成し得ず、

1

しば褒賞を賜ふ、其人と成篤實直にして人に

對して安りに家の有無をいはず、廣く人を愛して陰

徳を行び、又人の善を稱する事を好み、殊に孝心ふ

かく家の内和らげり、父は早く死して嘉右衛門年十

五六の時より家を受継ぐ、其後家の住居庭の木石や

彌太郎は、熊本新町檜物屋海津嘉右衛門が弟子也、

ずして家事となはず、篇に早く此事をはかりて

(十)檜物屋町彌太郎

あたふるつか

へて孝なり、其親類藤本屋某死して子なし、因

養子と成けるが程なく共養母も死ぬ、かくて後賞

・足も自由ならざる事五年ばかり、幸

藏明暮其家 側に在りて勞はり扱ふ事殊にあつ

く、或は父が好ぬるし今の物語をし、ある時は近

き遊りにたすけ行て其心を慰む、病甚しうなりぬ

れば心を用いる事殊に切にして至らざる所なし、既

に死ぬれば共悲みよのつねに過ぎ、三年が間漁鳥

の肉を喰はず、髪をそらす出て人と交らず常に家に

ありて愼み居けるとなん、今の世父母の五十日

限りとす、夫を過れば大やう肉をくらひ興宴に交り

或はみづから舞謡て忌憚る所なし、人も怪とせず、

然るに此人かくのごとし、是蓋三代喪に居る人の遺

風あるもの。明和二年賞して物を賜

主人年四十を越し給へども妻を具し給は

幸は鶴崎町高田屋某が二男にて幼より父母に(九)鶴崎町幸藏

行いちじるしきをもて倶に賞せらる

山にありて父が看病に預らずといへども、 平生の孝一年十三にして
嘉右衛門が父が時に来りて弟子とな

Sへども、平生の孝

り専ら共業を勤む、其人と成廉静柔順にして言葉多

からず又欲少し、飲食衣類みな與えるものを食び、

者を着て聊もみづから求る所なし、主人某

死して嘉右衛門未幼なり、彌太郎これをたすけて

ひょく力を共業に用ひて、家人數人を養ふつ

とめ人の及ぶ所にあらず、朝は早く起て終=共業を

營み夜亥子の刻に至る、日として然らざる事なし、

朝夕の食時といへども安んじ居らず、趾をて食ひ

食終れば直にたつて其事にしたがふ、人間事あれば

常に家にのみ在て隣家とい

答ふ、然らざれば默す、

へども行かず、唯家業を勤めて他事ある事をしらさ

る者のごとし、明和二年十二月廿五日彌太郎を官府

に召れ、年來家業を精勤して主人に忠節を盡すこと

をして若干を賜る、かくて嘉右衛門彌太郎に妻

をむかへ別に家を立しめん事をはかる、彌太郎是

を聞嘉右衛門が友某に謂て日、やつがれもとよ

り其心なし、只今のまゝにて身を終ん事是我素願

り、此兄弟が爲る所豊遠からんや、其とき三次郎は

にせず、木履足駄やうの物も紙の袋に入てみだりに む事深し、母は母なりけれども是における事實の

用ゆる事なし、又父が幕四町ばかり隔たりたる山の 母のごとし、彼昔毎年竹田領の炭山に行て炭を焼こ

麓にあり、義仙是に詣ること雨風はげしきときとい

或年例のごとくゆきけるに父家にあ

と生理とす、

へども、あるひは事ありて夜中曉に至るといへども りていたく病めり、使をはせて告ぐ、兄弟を聞て大

必ず詣て一日もかくことなし、斯する事こに至り に驚き、相謀りて三次郎を留て炭山をまもらせ其三

殆二十年、其始め近きりの人といへ共をしら 人は直ちに帰る、其道三十餘里晝夜を終ずして家に

ず、ゆう(年月を経て後其事あらはれけるとなん、 至る、然るに父が病甚おもし、兄弟を勞はり扱ふ

又義仙父の生る時がひに親しくして更に異なる事 こと至らざる所なし、後は小便閉して通せず、わづ

もなかりければ、人等閑に思び過しけるが、父が死 かにも通すれば聊甘くとSへども通ずる事稀にして

ぬるあとより彼是と思ひ合せ、其心を用ゆるのふか 苦痛殊に甚し、兄弟身を置に所なく夜書替る

かりし事とも感じあへりとなん、明和二年淇追孝を 小道を吸ふ、しるしなくして終に空しくなりぬ、

賞し給ふ、世には親の生ける時ことに好き翫びし物 其孝養具に官府に聞くければ、明和元年十二月錢若

をも其死後に至れば或はかひやりさまにするもの 干を賜、へ唐土に庾黔婁と云人、痢族を思ひ

るに、義仙が爲る所期のごとし、禮記に日、父殺しければ病の軽重をしらんが爲に糞を嘗ける事あ

鶴崎湖の郷木佐上村に四人の孝子あり、伯は萬吉次

其常に手馴もてあそびしものふかくめて等閑は十太郎、次は三次郎、季は金三郎、皆父母を愛し

金三郎

義仙は小國西里村に世を累ねたる醫師なりその人が

それ近からんか

吉 十太郎

((七) 西里村義仙

杯飲能はざるは口の氣存してしかりと、

八) 木佐上村四子 三次郎 篤質にして怪しきいつはりたる事をいはず、 常に

正しく座して手足をほしいまいにせず、父死して後、て父の書讀む事能はざるは手澤存して爾り、母沒し

半臓はもと新坪井の產なり、後竹部松雲院といふ寺

の境内にうつり住けるが谷某につかへて二度江戸に

至る、谷某かしこにて病死しぬ、則芝の聖り坂功

まを色に顯はさず、妻は人に雇はれ仕べて常に異る

事なし、母又痛やめば食を欲する事よる書數なし、

若其設なきときはいし夜あかつきとSはず近き邊

りにゆきて米を借り粥をてすむ、彼が孝心

を知りてければそのもとめに来る毎に食物ればか

ならず奥ふ、石しば人の恤みを受ることをひと

はしく思ひ、朝夕の食物己は一度喰て一度は喰ず、

れを貯へ置て母が不時の求めに備え、冬の夜の殊に

寒く覺ゆる時は母の眠居れるを伺ひ、己が衣を脱

母のふすまに加へ、又其眠のさめんころをはかりか

の衣を取て着て母をして是をしらしめず、其心を用

ゆるの深き思ひはかるべし、母生れつき心びがく

しく至りて腹悪し、ともすれば無理なる事をいびて

けっとくひかり詈り、或は打たいきけり、されど石

聊も逆はず面もちうらやかにして打悦びてつかへけ

り、寶暦十年淇孝を賞して壹人扶持をかつけ給ふ

(六)新坪井町藏

肥後文叢書第四

暦九谷某が十三回忌にあたれり、半藏思へら

~彼所のならはし十年あまりとひ吊らはきる墓は或

は毀ち去事ありと、今既に十年に過れば其基の存

亡もはかりがたし、此折から行て其やうすをもうか

ひ見んと心を定めけれども、俄に共用意も出來さ

れば、己がける家を人に賣興へ、又何くれの物とも

賣代なして其質をたくはへ、男子の七のなるが母は

早死してよるかたなきがありけるは隣なる人の許

に頼み置、公の役にあたりて江戸に趣く人にしたが

ひ行、さてかしこに着ては先彼寺に詣て墓を見るに、

ありしまゝにて恙なかりしかば大によろこび、寺に

物をさげて永く墓の思ひなからしむ、彼かしこに

在る程は日毎に墓に詣怠らず、十日ばかりありて役

果て國に帰る人のありければ、又其人に従ひて五月

の末つかた家にかへりぬ、谷某はもとより彼が世々

恩を受し主人といふにもあらざるに、斯ふるまひけ

る事人々皆有がたき事に稱しへりければ、頓て公

に聞へ物を賜ふて其ころざしを賞し給ふ

八四

運寺に葬る、其後藏一度江戸に趣き古主の墓に詣

む事を思へども、家貫くして心ならず過行けるに、

貞婦名をいちといへり、 久住波野村の新之介と云者

妻なり、不幸にして新之介早く死して後家と成れ

り、姉がいまだ若くして後家と成る事を憐み、

親の家にかへりて再嫁せんことをすむ、 ひち泣て

答てSはく、今家に帰りて再び嫁せばさき立し夫に

對して本意を失ふなり、わらは不宵なりといへども

是をするに忍び侍らず、願くは愛にありて夫の在せ

し時のやうに仕へまほしと、舅Sろくにひろ聞せ

けれども更に聞入べくもなし、舅も深く志を感じ

びて願にまかせけり、夫の弟二人ありけれども

皆人に仕へて家に居らされば、いち自ら田作りて

娘二人を生しながら舅をいたはりあつかる事廿年

肥後孝子傳後編中

(四)浪野村いち

の長某にて日、藤介が請に任せて役を発して人を

代給は、誰を用ひ給ふといふとも今のごとくなる

べからず、願くは彼病おこりて事に堪さる時は姑く

人をして共事を勤めしめ、彼は今のまにて置給は

るべしと、郷の長趣を直に官府に申、官府ふかく

咸賞して藤介を郡代の直觸となし、又物多く賜ひて

悪役を勤めしめ、九年の月日也

孝姉名をいしといへり、鶴崎町勘右衛門とS者の

妹なり、勘右衛門早く死して家に貧し、Sし日毎

に人に雇は賃をもて母を養、母年老又積の

ありて朝夕の物を調へ得ず、ひし常に調してすむ、

て雇はれぬる向にもあらかじめ共譯を断り置てし

いとまのる事を思ひて殊に

ば家にかへる、

つ込め働きて是をつくなる、されば雇ぬる人も亦

踊るひとはずして却て憐みを加へけり。母殊に病

起れば一向床にふして食をたつ、石是を労はりあつ

ふて夜帯を解ず目を合せざる事多し、されどさ

八三

(五)鶴崎町 ひし

まりつとめ露もたゆまず、彼弟是より五年ばかり

前に仕へを止めて同じ村に別に家をつくりて住ける

が、頻に舅をむかへはん事を求む、貞婦うけがは

ずしていはく、我此年月くるしみにたえて舅をやし

なひことし八十に過ぎ給へり、然るを今更よそに遷

し遣らん事は思ひもよらざる事なりと、ひょく身

を盡して事へけり、事公に聞ふ、舅に孝心ふかく亡

夫に操を立る事を買して米若干を給ふ、年四十八、

寶暦九年十二月の事なり

藤介は盆城郡甲佐の郷津志田村の長也、人

て貧といへどもとかくに營み出て日毎にこれをすい

是よりさき其所の風俗よか

がら心正しくて才賢し、

む、己もたばこをすきけれども買事能はざれば、父母 らずして民業に怠り、年貢を納る事速ならずし

らなどを拾い集めてそれを用ひける…なん、 て年毎に公の累となる事久し、藤介其所の長と成り

斯て伊佐吉専ら農業を年月怠らざりければ、後 し初めに、民の第一に心得べ道を説論して法を正し、

は家に貯あるに至れり、されども前の貧しさを忘れ 耕作の術を具にて深く共力を用ひしめ、朝夕自

す堅く倹約をまもりて妻子といへども聊も分に過た ら村中の田畑を打廻りて用功の精と疎かなるとを

る事をなさしめず、常に己を推て人の貧さを賑はし 察し、若疎か成田畑あれば共生を呼て深く其怠りを

肌を救ひ、巨人に物をかして高利をむさぼらず、なり 責む、又常に心を用いて其所の費をはぶき、年(

はひぁしき年は其期をゆるへ或は共利をとらず、又 の年貢及び所より出る米錢の員数を委しく帳に書

毎も年の終には貧者に必ず物を興、又道橋の崩 記して周く一里の人にしらしむ、されば民皆信と從

れそこねて往還の便りを失ひ、牛馬のかよひ危き所 てよく共数をまもり、風俗大に改りて耕作を断し、

あれば、自ら竹木を集め心を用ひて修理を加へて其 年貢を納る事速にして滞なき事三十年、斯て藤介年

村所の費となさず、彼父より(物を施す所の者多 老なやみがちなりければ共役を辭しぬ、一里の民邪

(三) 津志田村藤介

伊佐吉は小國の鄉關田村の民なり、父母に仕へて孝

伊佐吉

しといへども自ら秘していはされば委しき事知が

其心を慰む、見る人共孝行をして婦とし妻とせ

んと望む者も多かうけれども彼聞も入唯一筋に母

に仕ふ、賓暦九年の秋賞して年毎に米三俵つを賜

はりぬ時歳(二)關田村たし、公に顯れたるもの若干、暦六年の饑饉に因

りて窮肌の民を救數百人、皆功の高下によりて

各褒賜あり、伊佐吉もあつかる、同九年よく親につ

かへ又よく農業を隠す事賞し給ふ

なり、父母酒を好み多葉粉をすきければ、伊佐吉至り 肥後孝子傳後編中

八

事なし、或は手を引て寺へ詣又は近き遊りに伴ひ行

二十萶町村茂介井 子吉三郎

はり扱ひ、立も居るも母の心のごとくならずといふ

十八下城村次郎 #妻 十九荒木宇平太伯母ふりり、夫より後はしばしが程も母の傍を離れずして勞

なければ、母さまに身を苦しめ辛して娘を生育

て居けるに、五年ばかりありて母を思ひて床に

ふし終に目しぬにひとしく成りぬ、時に孝女年十三、

外に男子なく親しきゆかりの助るものなく供に飢

寒へんとす、やつは生れながらの孝子にて朝夕母の

病をいたはり起寢を助けり、又日毎にひさいか

くだもの或は貝やうの類を販て共價を得て母をひ

ければ苦さ思ひやるべし、やおとなしくなるに

したがひて孝心ひょく深し、出て人に雇はれぬる

日も早く事を終へ、又物を販てありく時も勉てとく

つくし、いまだ日影のかざるさきに必家にかへ

十六國 宗 村 庄吉

孝女あり名をやつと呼べり、玉名郡小田の郷南方村

の貧しき民のむすめなり、父早く死して世渡る便り

十四山 室 村 十五鶴崎町十七役 犬 原 村理平

十三山崎村甚右衛門

十一海津嘉右衛門

四郎兵衛

十八三

(1)南方村やつ

介

崎

鹿

藏

金

十檜物屋町 彌太郎

仙

五鶴崎木 佐 上村四子

井

坪

町いし

八

町臓

三 津志田村藤介 四浪野村 いち

六 新

一南方村やつ 二 闢田村伊佐吉

肥後孝子傳後編中

肥後孝子傳後編中目録

姉

なり、ときに公の臓をひらきて民の肌を救ばれけれ 肥後孝子傳後編上終

めず、其こゝろのうち思ひはかるべしいと哀なる事をもて追賞し給ふ

ひひすかして子供等は外に出し、己獨家にあり 進む、又素を好む、また買てすむ、 母父酒を好

て母と同じ物をくらふねをして母の心を安からし めり、さん貧しき事斯のごとしといへどもとかくし

む、かくて終に母を飢さん事を悲み涙に打ひたりて て日毎に買て備ふ、凡て母の好むもの一つも共願を

ありといへども、母の前に出てはたい物ごとあまり みてずといふことなし、寅暦九年正月母死す、其世

あるやうにのみいひ聞せて、聊も其苦しみをしらしに在しときのさんが孝養に公にあらはれ、米若干

ん事を欲す、されば物くふときは、さん、さま

ば、さんも其米を受粥を煮て母に進む、母のいは~

て是にめあはせ身はいく程なくて死しぬ、共家

彌々貧し、婿すべきやうあらで其男子二人と共に出

で人につかふさんは家にありて老たる母と幼き子

ふたりと外に伯父をひければ共貧さは思ひはかる

べし、彼日ごとに濱邊に出て雑魚鰯やうの物を買

近き村里にひさきて生理としけるに、あるひは魚

賣盡さずして残りありといへども其實をあらはさす

けふはいつにもまして思ひの外なる利を得侍るとひ

ひ聞せて母をよろこばしむ、暦六年の饑饉にあひ

て養び既に究り、母に進むる物のみやう营み出

其外は皆あらぬ物を食て届ける、母を見てこい

さらにたのしまず、家の皆己がくふものを用ひ

むまこらにもわたへよと、さんていふやう、此米

は老たる親をへと上より賜りし物なれば、かれら

に喰せ侍らん事は成まじき事なりとわづかも其子にはわかたず、さてさんは母の次第におとろへて、顔形のさまかはりて頼少く成行を見て深くかなしみ、いやまし心を用ひていたはり事へ、 脊をなで脚をさすりて、このみ給いる物あらば何やらの物をも望み給へといへど、母は家の至つて貧しきを知りてければ、更に好しき物なしとのみ答ふ、にとふてのち母漸ひひけるは我若かりしとき鯛といふ魚を喰しに味びことに美はしくて今にわすれず、願くは今一度を喰てんかと、さん安き程の事なり則ち買て

に肥後孝子傳後編上

岩介は八代郡高田郷萩原村の助次郎と云者の弟也、父母に孝心ふかく兄にも又よくつかふ、父久しく病にふして危し、兄弟心を盡していたはり財を惜ますして療養を加へ、人参やうの貴藥をも多く用ひけれども、しるしなくして終に空しくなりぬ、その負め

(九) 萩原村岩介

次郎に任せて、己は一間なる所に引籠りける、彦次郎是に仕へて孝なり、朝夕父がふし所に入て寒暖を問起寢を助く、 事ありて出るときは其よしをつぶさに告、歸れば又直ちにまみへて其趣を語る、かりそめに田畑に出るといへども告ずといふことなし殊に稱すべきは、深く父が敵をまもりて家法をみたらす、稻熟して既に刈收めたりとへ共いまだ年貢を納めざる程は聊も私の事に用ひず、妻子といへども衣を重ねることを許さず、初めて貢を納めて後は其程にしたがふ、又村役の者きたりて事を觸告事あれば、夜寢たりといへども必おきて正しく座し謹で是を聞、すなはち趣を家人に示す、其上を重んする事かくのごとし、時に寅八年それの月日賞して父にも子にも物を賜ふ

玉名郡荒尾鄉宮崎村の孝婦をさんと名づく、傳介といふ貧しき民の娘なり、傳介外に男子なければ聟と

(十)宮崎村さん

介次郎が身におははす因で岩介出て人につかへ其身

の代をもて是をつくのび、九年にして家に踊る、か

くて別に家をつくり母をむかへて養なひけるうち、

兄又いたくてなりは殊にあしく多くの年貢を

負ひて家屋しきをも賣てつくのはんとす、岩介座な

がら見るにしのびず則母と兄とにはかり、しばらく

母を兄に預けてはしめ、己は又出て人につかへ、

其身の代を兄にあたへて其責をふさがしむ、其人に

折々兄

つかへてある程も己はSといたう艱難して、

に物を送りて母のひに力をそへ、或はおのがくふ

ものの内をわかちて母にあたる、後兄弟一つ家に

ありて母をひけるに、或は味よき物を營いでそ

なふれば獨是をくはず、聊なる物といへども必孫等

に分輿へて己はいつもあく事なし、兄弟深くこれを

憂ひ相はかりて岩介ふたび別居して母を、共

つかへ殊に厚し、賓暦九年九月岩介母に孝なるのみ
ならず兄にも悌なる事を賞して物を賜ふ
甚藏はもと合志郡竹迫鄉中林村の民也、同鄉弘生村
平兵衛といふ者養して子とす、 甚藏是に事へてな
父死して後母につかふ母生れつき極めてかたま
しく藏をつかふてわづかにも心に叶はざる事われ
ば、怒のしり或は打たいきけり、されども甚藏ふか
く欺罪をうけて唯和らぎしたがへり、其家ことに贅
しければ出て人につかへ、其身の代をもて母を
へり、妹あり人に緣を結びて置たるが、母ひか
おもひけん約をして離緣せしめ、其妹に聟とり
家がしむ、是を安からぬことにおもひて
甚藏に其家を去りて古鄉にかへれといへどもしたが
はずしきりにすめければ甚臓いへらく、一度來り
親とのみ捨てるの理あらんやと聞も入れず、
とかくしけるうちに其婿は病死しぬ、其後甚藏つ
かへを止て家に帰りて母をやしな、さま初より

(七)弘生村甚藏

賞ありて物多く賜、大や世の人情實の親の病と

へども久しきに至れば、其勞りに疲れた後は怠

りがちなるもあるに、四郎は本養子にして斯ふる

まひける事豈尊からずや、誠の孝子といふべし

肥後文獻叢書第四巻

菊地郡河原の鄉木村に民あり、剃髪して名を淨念

とSふ年九十二、其家もと貧かりければ、若き時よ

夫より專農

り人に仕へ漸白に至りて家にかへる、

楽をはげまし終に田畑多く求め買て生理や、甘ぐと

Sへども、常に倹約を守りて家人をしてかりにも分

に過たる事をなさしめず、殊に公を重んじて掟を背

かず、年貢をおさめ公役を務ることを先として我身

の便を斗らず、齡既にかたふきぬれば家の事皆子の

のひぶん出来て親しからぬは大やう共親のす

る所子のころに合ぬ所を登る心あるより起る事な

もし子たる者親に順なるは我當然の道と所に

心つき、我意を立ずして専父母の心をもて心として

したがひ事へば、悦びざる父母はあるべからず、此二

つの間最省み愼むべき所なり、古人も人の臣たり子

たる者、君と父とを弑するの大悪逆に至るも其君父

の不是なる所を見るより初ると示し給へり、然らば

甚臓は母の不是なる所を見る人のふべし

母の慈なきをしらざるものごとし、時に賓暦六年

それの月日賞して物若干を賜ふ凡世間親子の間いろ

つやは益城郡廻江の郷原村の民利右衛門といふ者

の妻の妹なり、利右衛門死して姉又病にふしぬ、つ

やみづから農業をはげまして母と姉とを養ふ、家

受作る所の高十六石に近し、つや馬一疋を飼ひ置て

自ら田を耕し畑をすく、又稲をうへ粟をまき、刈收

ることも皆自らす、或は縄をなび俵をあみ、釈をす

俵をこしらゆ、又いとまあるときは柴薪を山にと

る、さま男といふともたやすく及ぶと能はじ、凡

民のする所一も自らせざる所なし、獨公の臓に年貢

を納め、又溝をさらへ堤を築くやうの公役ある時の

み、人を雇びて己あつか事なしとぞ、事官府に聞く、

女の身にしてふかく農業に心を用ひ、且善母姉を

ふことを褒賞ありて錢若干を給ふ、資暦七年の秋の

ければ人皆親み従へり、暦七年の秋農業をはげ

まして家を興し、又よく母につかふ事を賞してもの

を賜ふ或人のかたりけるは、其のちひょ家さか

へて牛馬もやましけるに、其久しくつかひて年お

ひたる牛馬は、別に涙を作りて一つに飼置、事に用ゆ

る事なかりしとぞ、良民の名遠近に稱せらるとなん

(五) 塚原村つや

權四郎は山鹿郡中村の鄉久原村伊介といふ者の養子

也、養父母に事へて孝なり、其言所一つも受したが

はずといふ事なし、ある時伊介あやまりて家のうへ

より落て大に身をそこない、痛み甚しくて自反側も

なし得ず、母又生れ付なやみがちにて父が病をたす

くる事能はずされば獨權四郎側にありて父をい

たはりあつか、二便に行にも皆抱かへ、汚らひた

る物あれば皆洗ひて清くす、とび農事に勞してい

たうつかれ臥したる夜といへども父一聲權四郎と呼

べば則答へて直ちに起て共事にしたが、父終に腰

足痛み屈まりて步行ことかなはず成けるが出て遊ば

んといふ事あれば、權四郎ふやうの物に父を乗せ

人を雇いて是を荷び、野にあれ山にあれ父が欲する

所に行て其ころをなぐさめけり、父かくてある事

二十年あまり其つかへさらにたゆまず、賓曆七年褒

(六)久村原權四郎

事なり、其後子をひ嫁をとり孫などいできて生理

もやし甘ぐと云、然るにあるひは健なる男の農業に

怠り、父死して後幾程なく家屋しきをもうしなふ者

あり、豊恥さらんや

新七は阿蘇郡野尻郷河原村の貧民の子なり、其父か

れが十五に成りけるを質にして人に仕しむ、主人

ばく彼れに馬をひかせ、人にかして其賃をとる、

其行ことに必錢五せん七せんをあた新七受て安り

に用ひず又夏と冬とに衣一宛をさづく、新七年ごと

に是を用ひずして或は悪質を求、彼又主人の田のあ

畑の畔にわづかも空地あれば、必物を植てみづか

其利を収む、かくひろくにはかりひさかづい

の錢をたくはへ、五年にして身をあがなくて踊るそ

れよりさき父は身かり家もなければ伯父がもとに

これば伯父がもとに

へりぬかくてある内に牛馬の子三つを買求め八年

ばかりありてもと父がすみける屋敷に家をつくりて

耕作をつとめけるが、三年を終ずして人をもつか

やうに成りぬ、それよります~心を用ひ力を砕き

てに五十餘石の高地を受持、家人二十六人牛馬二

十六疋を養ふに至れり、新七初め人につかへてあり

けるとき、人と共に耕作するに人は皆休らひて書飯

をくふ、新七は其物を携へ持て田畑の絆を行めぐり

(四)河原村新七

に賓暦七年兄弟を買して米錢苦干を賜る

ゆく(是を用ゆ、人これを笑へば彼いふやう、我

耕作の仕法苗の生立をみるたのしみこれに過たる事

なしと、是をもておもふに、彼が大に家を起しぬる

は、一朝一夕の幸にあらずといふべし、かれ又母に

つかへて孝なり、母のために一間をしつらひて圍爐

裏をまふけ、床の下には和らかなるものをしきて身

を安く居らしめ、冬はあたゝかにして夏は涼しくす

あしたゆべし所に入て寒暖をとひ二便に行ば

みづから手をそへ腰をかくへ、出るに申歸ればみ

ゆ、たとへ急なる事ありといへども母をみされば必

家事に及ぶ事なし、又常に人を救ふことをこゝろと

して、貧しきを賑はし飢を助く又人に物をかして共

償をせめず、あるひは力をもて償はん事をこふ者

れば、共願ひに任せて己より分数を定す、糅栗やう

の種物、又耕作の具を求め借人あれば、必用を叶へ

己が事のかくるをひとは、殊に一里の人をすい

めて農業をはげまし、力をそへて時を失はしめず

常に年貢を納め公役をつとむる事を先とし、あるひ

は公役にあたりて書飯の用意に難義する人あれば必

根をあたへて是を助く、かく萬に心を用ひて相だす

三八彦介兄弟は鶴崎高田の郷政所村の傳右衛門と

民の奴也、傳右衛門年々に年貢を負ひ其負めに利足

加はり後若干に成りければ、家屋敷を皆賣て是を

償ふとSへども、猶足ざる所米六十俵あまりなり因

て三八が身一生を質にして償はむとす、時に三八年

二十三、村の長にはかりて言やう、主人の爲に我身

一生を質にせん事は少しもひとひ候はず、されどか
くはかり侍ふとも恐くはつくのふことあたはし、又
我出て人に仕へば誰か主人を見繼候はん願はくば今
より後其負めの米に利を加へず、元の儘にて償
とを許し給は、我等身を盡してこれをつぐのひ候
はんと村の長志を感じて願ひのごとくす夫より三
八弟の彥介が未幼きをつれて冬は日向國の炭山に行
て炭を焼き、夏は家に在て農業を勵まし、年月ひろ
くに力をくだきてつゐに其負めをすませけり、其
初め傳右衛門重く病て危し、三八是をいたはりあ
(三) 政所村三八井彥介
を拝しり、其賜りし儘にてふかくめ置き家の重
き賓として子孫に傳、凡て其風今に残りて其家他
の商家のたぐひにあらずと云
かふ事至つて厚し傳右衛門に死せんとするとき三
八を枕もとに呼告ていはく、我子の宇三郎年のづか
に十、はやく母に後れ今乂我に離る不幸甚し、願は

くは汝かれを生し立てふたび我家を興せと、三

八泣て答て日、我愚なりといへども兄弟ころをあ

はせて必今の命をむなしくせに、是を念とせずして

心よく終りをとり給へと、傅右衛門既に死す、三八

み歎くこと殊に深し、さて日向國に行んとしては

先宇三郎が事をよく計らひ、且近き邊りの人々に念

頃に頼み置、彼處に在程も折々物を送つて其養ひを

助け、又主人夫婦の跡をとむらはしむ、宇三郎既に

長成りたりといへども生れつき病多くして、専力を

農業に盡す事能はず、亦其姉妹の人に行てあるは皆

貧くして相助くる事能はず、されば唯三八兄弟色々

に心を盡して孤を生ふし立、つるに一家の民と成し

一里の人功を稱して倶

新に家を作らんとす、

に力を合せければ、日ならずして家成りぬ、兄弟

主人の家の困厄危難の間につかへて心を盡す事斯に

至りて二十四年、始終志をかへず、さまやむこ

となき人の忠節にもほとんど恥る所なかるべし、時

(二)兄弟三家

農業を事とせりと云

るにしたがひ有餘を存しけり、されば兼て父が負目

といへば憂ひて物を食はず或は食へども飽こと

を得ず、父寺に詣むとSへば必負て至る、負事もな

らさるさまなる時は僧を家に招き、父の親き人など

また呼つどへて説法を聞せ父に寺の思ひをなさし

めて其心をなぐさめ其病苦をゆるへけり、其父兄善

太郎に妻をむかへ別に家をたてんことをはかる、善

太郎固辭す、その意偏に長く同居して兄を切るにあ

り、すでに死しぬる後は兄に事ふること父のごと

其人が 至て朴質にして言葉すくなく、出て人

と交る事を好まず、常に家にありて父兄につかへ、

かの子弟を率いてを問い尋ね、筋々を立て十餘年にして若干の錢を

償い、終に新に家を買ひ臓をも造るやうに成りぬ、

されど衣服飲食より萬の事奢がましさとを禁じ専ら

質素を守りて唯賣買の事にのみ心を盡し、凡て遊山

玩水物見見物のために目を徒らに暮さず、人或は誘

ふ事あれば何くれとSひ断りて行ず、たま出遊

ぶことある時は、兄弟三人相謀り障りなき日を選

て相伴ひ出て更に他の人を雜へず、朝夕寺に詣する

にも互にさそび合せて後れず先へたくす皆一同に打

て至る、夜或は酒を飲むときは、ひさかなる物

を各携へ來り、三人一所に寄集りてかたらひたのし

熊本西古町に兄弟友愛ふかく、且家業をす三人の む、常に三家た貨財のみにあらず、器物雜具のた

商家あり、兄を七左衛門とSひ、次を彌左衛門とい ぐひまでも互に相通はし相たすけて一家のごとし、

ひ、季を九兵衛と云、各別に一家を立同し所に軒を されど亦淇内おのづから分別ありてみだりなること

並べて住み、皆其家の名を代物屋と稱せり、父が時は なし、其兄弟相したしみ家内睦じき事大やうかくの

ことに貫くして人の家を借りて居りけるが、七左衛 ごとし、餘は推してしるべし、事聞ふ、寶暦六年彼

門十二の頃より商の道にかしてく善力を用ひ、 年 等三人を官府に召され兄弟相親しみ且産業を精勤す

長するに従い遠近を悪古着やうのものを買、身のる事を賞して錢若干宛を賜ふ、 時に七左衛門年六十

苦勞をSとはずして晝夜力を砕きければ、年月を經八、彌右衛門年六十一、九兵衛年五十四、彼等其賜

西古町肥後孝子傳後編上

を見る、或は程遠き所にて晝の程歸ることあたはさ

ちんとおもふ時は、つぶさに其由をさとし置き、暮

に及べば必急ぎて踊り直に父のふし所に行て様子

を伺ひ、わづかも快きさまを見れば、その心のひさ

むやうなる事をいび聞せて己も共に悦び、日の食

せる所を家人に問、多しと答れば悦びて食を甘んじ

原

九

すめ、家人を起して父が事を委敷いひ置て後農業

に出づ、出て外にありといへどもしば踊りて父

萩

ん

八木庭村淨念井彦次郎 まり一日もかず、毎朝早く起て薬をせんじて父に

十 宮 村

四弘

て孝なり、寛保二年に母死す年七十二、暦元年に

七

忤 村

村

生

五塚原村つ 四 郎

六久原村 權 つや

三政所村三八

村三八彥介

一野津村善太郎 二西古町兄弟三家 善太郎は八代郡野津郷の民也年五十二、父母に事へ

(一) 野津村善太郎

肥後孝子傳後編上目録

肥後孝子傳後編上

河原村新七父失ぬ年九十二、善太郎が孝狀そのかみ所の長怠り

て官府に告ず、同六年に至て顯はる、官府是を追賞

して米若干を賜ふ、 孝狀左のごとし、父齡かたふ

病にふして手足も叶はず成けり、善太郎深く憂び

てあした夕、其所のにひたりて祈ること二十年あ

新馬借町壽太郎

上職人町德右衛門

熊本

代

城

U

下 村は

介平

左

門吉吉

.同 同 同

村村

吟五

和機

仁 村

同手永

赤 仁

同手永

竹中

高田手永

小澤 町 儀 右衛門妻

□

熊本

濱

村 せ

永保手永

○新坪井鳥町 八五郎#娘たみ〇

熊本

◎ 麻生

矢部手永

肥後文獻叢書第四巻

村源入娘かめ

本

次

馬場兵藏妻るさ

廻江手永

中宮地村

同手永

た宇

平

次

村

田 介心つ

安之允

同手永

同

E:

嘉金兵

同手永

阿藏野村甚四郎

宮原 村 伊吉

三吉郎吉允

〇高瀬藏

高田手永

O植柳村

新坪井六間町太次郎

新大工町次兵衛

に至固より編に載べき所にして此編の輿る所

にあらずといへども暫く斯に記して編の端を

ひらくと云

六十三人よりです

是天明六年より今年今月

右同村彌一 右衛門

年月

學彥山村清右衛門

門

町

久住手永

七二

肥後孝子傳後編上

たつ

丁目

平

和

同手永

右五百五拾四人此頃追考えるに何たる者少からず

○松合村文右衛門後家

下 女

松山手永

田 新 村文三郎

し

鶴崎橋本魯之允

衞兵

八郎道庵井娘むめ

大同 平

○ 岩尾村又左衛門

川

木倉手永

三

郎

四

允

辰同 角同 久園

見 三 之 允

南關手永

同加子

政所村嘉平下人文七

關手永

野村字右衛門井妻 〇引迫宇右衛門#妻

出京町彌兵衛娘まさ

○ 西上野村佐賀關

同

左 衛 門

神崎村理左衛門井吉右衛門

同

同

同

田村 文兵衛

同村文右衛門 妻

同村三八彥介 傳あり

鶴崎村善吉娘きは

上村四子傳あり

同

高田手永

右衛門

崎國宗町傳藏

政所村彌藏傳あり

志 村 ○國宗村庄吉傳あり

關手永

加

追

高田手永

同町四郎兵衛 博あり 姓名美行を共編に加へ給は、幸甚

傳あり

○新町

町大工甚八〇 太郎内恐くは數十人に及ばんされど力の愛に及ぶべきなし

若續編を撰する人あらば翼は遍く遺漏を拾集して

七

O 陳村L兵衛

鯰手永

古来屋壹丁日 久左衛門

熊本

戸口崎村佐次郎娘い

邢捕手永

郎熊本

E

平

111

熊本

門内田手永

兵

河江手永

藏衛八

麺屋町 伊

念妻きく

鹽同

吉平

和

志村安平

妹もよ

O

高田手永

赤馬

脇 吉啓あり

同

金 兵 衛

北里

同郡小國

尾門

介同

手代 惣介

村 惣次郎

下

野尻手永

高森

高森手永

小森村喜三

介

右

布

同 郡南鄉

同村助 市權四郎

△

▷

同

村 藤 吉 妻

手永

七兵 衛

湯

同

役犬原村理平傳

郎同

草 村

衞門

)西里

同

村

文

九

回

助

市

萬成 寺 村

右衛門

忠 兵

A A

Δ

问

Δ

河同 同同 錦同

野同岩同

町

野

管

JA

同同黑同寺同 七

平

次兵

り

次

郎衛

城村つや

同

高花 花村左次右衛門井军七○ 杉平村作彌 傳 y

善 太 郎

村忠右衛

住 豐後國直入郡相雜市今皆肥後1分

新七傳あり

山鹿村 增之介 □ 産山村三之允 #姊つや

久 介娘みよ

波野村新之介後家傳

] 小池 野村 善 次

豐後國

野 津 原 今肥後領

惠良村儀介家内五人

關同

原田

野 津原 善 兵 衛

◎ 野津原手代喜右衛門

衛門

村新右衛門

國

○下堀村傳次郎#妻

皆肥後領

衛門 ○鶴崎町幸藏傳あり

O 同町

太

右

肥後孝子傳後新上

同村 惣右衛門

七

半右衛門

村

西

源同

次門同 村 惣

次嘉 三

野間口村

作

菊池 郡

深川手永

清

町◎長次町惣

南關手永

町

同村大工善九郎

母平

○ 大島町藤左衛門傳あり

尾手永

同 村 武 右 衞門後家

○下分田村 曽介

中富手永

口村大工杢助

米渡尾村 傳介

坂下手永

滑石村 市郎次

同

市

同

同

● 古村助 市娘2吋-

河原手永

岩原村七右衛門後家

原

原

村

同

仁

介介平

同 同同 虎 A

村兵右衛門

門

隈 府 町

衛門

同

町 助 七

同

八郎○宮崎村さん傳あり

O 正觀寺村 安右衛門

/編者平

志 郡

手永

同

傳淨

同山同村同 水同 噼同 深同

郎

富

同

嘉右衛門

凄味きん

茂右衛門 阿

内收手永

原永

村

郡

村

甚

宣

理

孫

介

ぁ

介

市仙妻門

り

衛門

同 竹同 二同 弘門介六九

的石村長左衛門

次吉永町德右衛門

村

妻

O

右

同

傳あり

) 木庭村淨念非彥次郎

七郎氏の祖先)

云合の中島/

町

伊次郎

同A O

村傳右衛門

衛門

いち

大同

村市右衛門#弟吉作 ◎ 陳内村 惣兵衛

衛門娘

陳杰 村 新 左 衛

①

水俣手永

木村 利七

奈木村文四郎

七衛門

東北

同

津奈木手氷

Δ

伏村權三郎

門 平

藤 町

村

湯浦手永

小田手永

〇 杉 谷村虎藏 田浦村

浦村 善兵 衛

玉名郡

玉田浦手永

忠右衛門

佐敦手永

△

○ 東河田村平七娘≤2

村善太郎 啓 あり

同

右衛門 妻

同

Δ

岩介あり

同

仁兵衛妻

花同同

善四郎

村仁右衛門

七

置村村 勘

保田○

道村又介#助十郎

上

妻

△

日

助奈良木村高田手永

あり

中村手永

傳

右衛門

南 野

山鹿手永

山鹿郡

同

村庄右衛門

野 津：村 藤介幷惣左衛門

郎久次

四圓

山本 權

郡

正院手永

加

村

田村三 郎右衛門

同

三右衛門

新中 北 西 下同 内同

允

佐村清之Δ

野

介允

肥後文獻上第四巻

有 佐 村〇湯町金助

小同 藏あり 靑野村銀次傳ぁ、

木町理 三右衛門

理

田

村武右衛門

町野

部島 大同 野同 青同

村淨念

● 山内村 又 右衛門妻

同

久原村權四郎 傳あり

三右衛門妻

同門郎

四

次郎

村

留

同 津同

Δ

口大野村孫右衛門

湯浦手求

肥後孝子傳後編上

菁町村儀介吉三郎傳击 同村平兵衛 门 郡浦手代嘉次右衛門

衞 村○

村 介 市

曲 野 同

① 荷崎村源

同

● 宇土町貳丁目伊三次

つ 杉島手永

尾村 孫

七

Δ

崎

原村兵右衛門妻

< 糸田村儀三右衛門

町

惣右衛 介同

門

矢部手永

大町村伊右衛門後家

介

庄右衛門

村 幸介後家

野

衛門

家嘉

宇土

同

村五 衛門後家

善彌同

郡

松山手永

同

黃九 郎

砥用手永

孫

同○ 津志田村藤介 傳あり

嘉介

同

七郎郡

同

權

永

中山手

後

代

四段

同

村はつ

兵 衞

同

町

善七娘てい

松橋町忠七妻悴木倉手永

村傳兵

權

宮

同右

同

同町

町善〇安右衛門

村あり

同

同

小

口5

富村庄右衛門

吉並妻

同

右衛門

塚原〇 馬落あり

水村 約 2

阿江手永

詔山津手永

村つや□ 藤山村八

河江手永

〇才木村仁右衛門娘

十郎係早城倉田

川村村九○ 部田見村 又右衛門

村 叉右衛門|O 河江村甚右衛門や Δ

郡浦手永

細

六七

桑同 萱同 下同同同 同

介

村清左衛門

野村

野村

介入

市右衛門娘たや

善右衛門

町安兵衛

門

衛門

五町手永

田 郡

○ 鹽 屋 町

徳淵町喜

○川端町 善 四 郎

< 喜三郎娘三人傳あり

八日町與右衛門

路町平三郎

小

左 吉

町吉介娘しち

左衛門

新田町嘉平次妹ため

1

外城町 壽八郎

壽㇏

● 同町新右衛門妻

○ 大渡町市郎兵衛傳あり

□同町 忠次郎妻

詫摩郡

本庄手永

回 八百屋町儀右衛門母-A本山村伊右衛門後家

富村喜右衛門後家

同

同町清右衛門

中木部村平右衛門妻

同本

町

又

惠

同

山室村貞傳あり

○ 谷尾崎村忠右衛門

横手永(編者云横手手永)

春日村吉右衛門

田崎村 忠 左衛門

白石村七右衛門

介益城郡

鯰手永

四 〇 砥川村權右衛門後家

同

東 上 島 村 五右衛門

同 村 嘉右衛門

同

ム 柚 木 村 善 左衛門

上義林

町 嘉右 衛門妻

同 西周 同

島村 安兵衛 □ 下江津村文五郎後家

下同

田 村 清左衛門

田村源左衛門

竹村 源次郎

) 田井島村喜介娘 S

□同村 孫七後家

田迎手永

野田村半右衛門

藤 村 藤 左衛門

錢塘手永

九右衛門

田村藤左衛門

池田手永

六六

肥後孝子傳後編上

< 同下三丁目又次郎

吉

京町 久 右衛門

兵衛

夫後家

町同平Δ 横郎平七

忠

Δ

久

町 町

五

町

本

壹

同同

郎彌

町

門

同

同

右衛門

同

町 彌吉

同

同同 同同 同同

町町町

甚理

四兵太

衞 門

▵同上三丁目理三次

▵同魚屋町彌次郎 川尻町

同 同 今Δ Δ Δ

同 同 同 同

坪井町 小七

壹丁目五郎町町町

彌兵次

作吉介

<出京町彌三郎後家

丁目 嘉兵衛

同七衞市平郎郎吉平四郎

〇堀端町

紺堀同職同同端松次六五

五 郎

妻

郎善 七同

郎吉郎郎門藏平平郎

町 介町衛

原太才

町

次

年

久町

同 O

兵

同忠

同

伊

町町右

孫權

屋町

町

太

町

町屋町

才

町

同 同魚米

町屋

町

次 三 郎

同

町

D

鳥

A

同一度賞賜を蒙りし民九十歳以上の老人には所の

○同町義介娘りのりせ

⊙ 同町 伊之 介嘉次郎

郎

)

◎ 同町

町灭

○ 六間町 平次郎

新坪井町 別釘潮吉井永山某等相艦で年々錢若干充賦興す

藏

平

同

町

◎ 同 町 次 兵衛

▵同町次右衛門娘よね

○ 新大工町九平次才吉

同

◎ 新古川町

@ 古 川 町辰藏

□ 同町伊右衛門下女よし

同武丁目源兵衛

吉源 吉

同

町

次郎

衞門

左

同

よ

門

西古町懸

○同町助三郎 吉三郎

同

◎古魚屋町太次郎

〇 萬貳丁目

きん

次同同 同同 同同 同同 同同同同同同同通同同同同 同同板同同古同

◎ 古大工町源次郎

工町源次郎 □室町儀 三 次 妻

源 次 郎

同

庭

善 五 郎

町町町

同 同同室局

右衛門

町

町

町

三郎一〇

同

郎一〇同

同

四郎娘はつ

同

松 三 郎 妻 ◎ 同町

同

町町

庄

町町

吉

叉理介

娘惣惣

郎郎吉六郎

同 町町

町

町

次長

目

右右

衛衛

家九門門次

Δ

同

又五郎

助 七┤● 同町太右衛門安右衛門

藤 次|○ 同三丁目 彌 市

同

同

同

屋 横町武七#姉

町

町又三郎

萬 吉

ム 同町彌平次後家〇同町源藏又五郎

○ 同町三右衛門娘りせ

世門郎町次郎吉

町

次平四

阿

寺町屋

貳丁目庄三郎井妻

同喜

丁目清兵衛

り

產町伊左衛門

郎妻

新同

彦六姪しち

辰次郎

又三郎妹ちょ

理 三 三 郎

町町

肥後孝子傳後編上

同町清五郎

同町五郎兵衛

町 宇 平

平同門門樓吉吉

郎郎郎次門郎

衛門

#

衛衛

町次太

庄庄

右同

町町

惣

右七

源源

同

左

町

同叮

町Δ

町

屋

同

同

□ 鹽 屋

町 次 郎

同

同同同

〇段山町喜右衛門

同

三町目懸り

○ 三丁目庄次郎叔母いさ

同同同伊同

同同同同

◎ 同町 藤

山町懸り

○蔚山町

町

職人町懸り

Δ A Δ

ID

同同職職同

町町町町

町

町町

甚半又甚

甚

久

兵次次兵

郎三七

さ

衞郎郎衞平平

介同町松 郎 同

古鍛治屋町兄弟三口町懸り

ム 米屋壹丁目六三

丁目 淸八

七兵

同

町

宇

町

町茂兵衛

同

西唐人町惣七娘ふさ

郎松次郎

兵衛

同

町善九郎

町

● 家

衞衞

同

次

兵

郎

五

同

同

同町庄三郎下女すま

O川端郎

町 源太郎

同

同 町圓次

○ 古桶屋町 市郎兵衛

次郎同

同

⊙同町市郎町

小平次小次郎 〇 西阿彌陀寺町權九郎

介

⊚ 同三丁目 理 右

● 同町甚平姪 52人

人

同同 中同 古同西 川

唐

○ 吳服二丁目善七

門

○ 同五丁目庄次郎娘さつ

西古町懸り

○ 高麗門町彌太郎

⊙ 細工壹丁目孫三郎

○同町茂右衛門

O同貳丁 權太郎

細工町

○大場伊三娘つち傳あり

郡 次 。

佐右衛門

道

門

明

藏傳

銀

り

正順武滿

津井

右衛門

中村兵馬家來

邊衛門

島

島和左 財

渡和

左 衛 門

硒,五三郎家來

高崎吉兵衛

池松 丹

肥後文獻叢書第四巻

野

安福田

○ 田中和平

郡左七藏平口中尾

惣嘉和

千

衛

吉平平

門

次太

二

但位の高下年月の先後にかくわらず浸りに

記之下同L

本小路

横田留

田

兩

左 衙 門

城荒仙

子方

右左

介門七

○ 荒仕子仁

OE

同長

右

柄

者

久

野 竹 高

崎

井

圓惠

平

衞

りあり

太伯母

郎娘藏介門七

仓

同

同

同

衛門

郎傳あり

三 郎 ○ 海津 嘉 右 衞 門傳

郎

町

三右

熊本町

凡元上下

と次第す其心

丁と記するの見るべし下の郷村亦同し

同町同

新町

壹丁目懸明

日伊介

町

萬

AO

同魚同同同同同 貳同

町

丁目

町町

果彩

目り

長

W

嘉

太

郎郎三衞

次吉

門吉

平

衙門

門七

肥後孝子傳後編上

●又問、此幅Oて~くRL¢足扎加、曰然6寸、

芸人を盡し事を具にする時は、 善を盡し美を全

くして、又加ふる所なけん、然るに予年老疲れ、

殊にして斯に及ぶ事能はず、葉は懿を好む

の君子全功を爲し、且相て今より後の善良の

傳を撰して永く世に傳へ給は、幸甚ならんと云

こと能はず、因循して月日を経るの間褒賞を蒙る

もの亦百数十人に及べり、其内異行志のもの有

れは、唯姓名のみを記して止みがたく、心異な

るもの 撰して更に加へ、前に草をなすも

の丶 内L扫ㄈ、猾相類了心~の体略了、是其

人数の衆多に及び峡の増すことを以てなり、然

して乙巳の釜に終るものは、其意大場が傳の末

を見てしるべし

柏原九八郃家來

小◎ 高田安之允

高木

2

允介次尻

本

O

太

O 田

平門太門平

村小

加

右

衞

衞 中山 會

平

門

平

助

崎

昌武

太入介

江橋

惣

江戸定詰

右

吉

衛門

忠

林

大

本

江戸定詰

西

坂EO

藤尾

〇 西三 郎

小森市右衛門 S

衛門

林

清水數馬家來

門介傳次

宇

口小森 嘉右衛

柏原九八郎家來

猪口

上

凡て士席以上は皆輿らす其以下及倍臣

A業兼德之印

门廉尚勤務之印

A力田精◎德業之印

兼業之印

〇孝悌敦睦之印

[忠烈貞節之印

總姓名錄

○又問、かの文案を考るに其行狀至て親切なるもの

君に事りて忠ならざるは孝にあらず、官に臨て敬

せざるは孝にあらず、朋友に信ならざるは孝にあ

らず、戦陣に勇なさは孝にあらず、此五つのもの成

らされば載必淇親に及ぶ、敢て敬せざらんやと是

を取れば孝道の統る所大にして、獨親に事る

の間のみに止まらざることしるべし、 是忠臣貞婦

及力田精業の民に至るまで并擧る所以なり

○問、爲すんば已なん、既に傳を撰するならば悉

く擧て壹人も遺す事なかるべし、然るに今遺す所

の多して擧る所十が一二に及ばざるものは何

ぞや、目懶務先生當時本朝孝子傳を撰して今世二

十人に止る、自多からさる所以論して日、此

編常人の爲に謀りて學者とSに足れる者なし、

常人の情は大やう煩きに堪ず、故に多きときは厭

ふ、もしいとふて讃さる時は積て帙をなすと

ふとも何の益あらんやと是をもてはかれは此編繒

多し、然共芸人の多事本彼かごとくなれば、今

斯のごとくならざることはず、是五十餘人に

及ぶ所以なり

〇問、前編の序文を考ふれは、此編天明二年壬

寅の秋に終るべくして同五年癸巳の冬に至る故

何ぞや、日然り、然るに二編の草稿既に成るとへ

ども、予年來の眼病益甚して訂正を一時に加入る

〇問、往昔の賞賜は其人の終身に及ぶもの多くし

て一時一旦に止るもの少し、近世は是に反す、是

悪行の淺深、政事の厚薄に由る者か、日然らず

往昔は數年にして二人三人、多くして九八十人に

過す、今世は一年にして十数人、或は廿人三十人

に及ぶ、試に延享より前を以往昔とし其後を

今世として全編に考ふべし

村はつか三俵、坂本某か加藤、下分田村曽介か月

俸を得るの類措て舉ず、是を以て賞の多少によ

らざる事亦しるべし

取するにあらず、 處士澤村某か年米俵、田代

取舍するにあらず、處士澤村某か年米

獪多して此編にもらし、反て彼に及さる者を募る

事は何ぞや、日此編專簡約を務む故に是を減じて

又是を減じ、人は其跡の尤異なる者のみを擧て相

似たるものは皆もらす、事は大旨を述て細目の

ときは或は略す、素より善良の優劣をかつて

天明六年ひ

人丙午仲春日

謹識

且學校を設て孝悦のを施し、

とりも善良なる民あれば必褒賞して衆に瀕し給ふ、

然しよりこのかた政日々に新に百廢ことんく擧

り、百姓各所を得て各利を利とし孝子忠臣月々

に勸み、民向所を知りて大に仁厚の風行はる、

是今天地淳厚和順の氣の行はる時にしておのづか

ら然る歟、抑はた 君臣相得るの致す所に本つくも

の歟、孔子曰、爲政在」人、取人以身、脩身以道

脩道、以仁と、所謂仁とは何ぞや、日親を親むの

謂ならし

中 村

五

正

年間其前編は寛文六年に間

其

肥後孝子傳後編序

九年始り寶暦五年に終る

十二人此編は同六年より天明五年に、十

百五十四人盛らずや、 是延享の末つかた先君御代

をせ給ひてより去年乙巳の冬に至るまで殆ど四拾

其一ヶの臣を抜擢し、官録を盛にして國家の

政を委任し給ひ、○或人間、 傳を撰するの法則如何、日是より市中

人六

野外皆其所の長より官府に達せし文案を本とし、

間また人の直に見聞して語り傳ふるものを雜へ、
其間に於て或は齟齬し、或は疑しきものあれば更
に又共所の父老に問糺して、而後取舍を定む、猶
心に信し得さるものは、至て親切なる行也とSへ
ども姑く闕て安に錄せず、是其情狀の的當を得す
してたとひ盡ざる所ありとも、わづかも其無所を
誤り加へて善良の民をして虛名をとるの患なから
しめんが爲也、盡さるの罪は己に帰す、誤り加
ふるの過は善良の質を累はし、且人を欺くに至る、
故に予おもへらく、寧此罪を犯すとも決して彼過
をなさしと、是事の遺漏多き所以也、前編も亦然
○又問、前後の編専孝子傳と稱してる所特孝に止
らざるものは何ぞや、日孝經に日、天の道を用ひ、
地の利に因り、身を愼み用を節して父母を、此
庶人の孝也と、曾子も亦云、身は父母の遺體也、
敢て敬せさらんや、居所莊ならざるは孝にあらず、

ク

凡例辨疑

夫以我藩封疆雖大不過一侯國先公臨國雖久不滿四十年而善民 之 衆至于如此此

雖曰政教之相關而實賴先公德化之使然焉詩曰牖民孔易先公之 謂 矣若夫我藩治

蹟世有公論故 臣 愨獨論國中善民之衆蓋有所本云爾天明六年丙午 七月熊本府學

祭酒藪 愨謹序

肥後孝于俺篌 編上

天明甲辰本藩孝子傳成惡既爲之序今竝丙午後編成又屬序於惡愨乃再拜稽首興

而歎曰嗚呼是先公德化之書也然一書而作兩序兩序出於一手不 亦 幾於煩而瀆乎

愨 宜固辭而不辭者抑有以也蓋先公在世恭儉退讓不許臣下稱揚 功 德而本編之成

成於公在之日故臣愨欲言而不敢言此前序之所以有遺憾也後編之成成於公薨之後

今而不言後世何述此後序之所以不可已而 臣 愨之所以不敢辭也遂 謹爲之序曰古

昔明王之導民也必本之於身身之所行以致其家家之所做以令其 國 而民有懿德高

行出於衆者又從而旌表焉是以令出而民莫不從賞行而民莫不勸夫 上之所行既足

以使民觀感而興起又況加之以勞來作新之政乎此明時之民所以 日進於善而不能

已也然人能知聲色號令之可以導民而鮮能知器已躬行之爲之基 本 也恭惟我先公

襲封以來凡所以教令于國中者一莫不出於其躬行之餘也既又擢 其 孝子悌弟忠臣

貞婦最可靠尙者而賞之三十九年之間積至五百餘人於戯盛矣近 古 侯國所未聞也

肥後孝子傳後編序

肥後孝子傳前編下

古城貞吉校

しかるを此爲助、其ひやんことなき人にもま

さり、其つかへ交よ輩にもこえたり、誰か是を

譽さらんと、是をもて顧ふ、此傳に載る所其人

は皆至て賤し、其する所も又極めてうるさし、

されど心は専親を愛み、 君をの誠に出て

天下の善行なり、人に貴賤の別ありて、善に上

下の異なるなし、もしやんごとなき人此体を讀

見給ひて、咲きにすらする所かくのごとし、

おのれ素より士大夫にして、共親に事へ君につ

かふつるの心、彼に恥る所なからんやと、身

に省求めて憤をし、志をして質に力を用ひ

給ふ事あらば、則此傳獨民間兒婦の玩に止まら

ざらむもの

あれたり、喜左衛門里の長と成てより深く是を憂び

唯民を救其里を賑はさん事を思へり、されば色々

に心を用ひ、或は貧しき者に籾をかし、又たなつ物

をあたへてうふるに時におくれしめず、或は米、或

は錢をかして民をすくふかす者は是をうけ收め

しからざる者は其償ひを責ず、又は出て人の奴とな

て居る者には、其身の代を借償ひて家にかへらし

め、或は馬をかひてあたへて農耕をはげまさしむ、

萬にかく心を用ひければ、月をかさね年を積にした

がひて、民あつまり土地ひらけ、田畑よく實のりて

其里大ににぎはへり、一とせ温疫流行て、近き里く

死する人多し、喜左衛門其里の爲にみづかち丹精を

こらして、神に佛に祈りければ、隣をさかひて、彼

が治る里には病る民一人もなし、人智誠のいたす

所と感じ悦びへりとぞ、喜左衛門年老身もやまし

くなりてければ、里の長を解しなんとおもへり、里

人を深く憂びになげきとゃむること嬰兒の母をし

たぶがごとし、又一里の人皆喜左衛門が行狀ども詳

にしるして公に告訴へん事をおもへども、斯のこと

きは彼が常の志にあらざることをしりて、おのづか

弘文院の學士春先生嘗て孝子芦田爲助が

撰せり、其論に日、人の行孝より先なるはな

し、されば孝なれば賤きが至りといへど人なり

孝ならされば S とやんごとなききはといへど人

ならず、舜の聖なる、曾子の賢き、皆孝に本ず

き給はずや、孔子宣、わが行ひ孝經にありと

孝經幸に家々にありて人ごとに諦めり、讀ど

孝ならざれば、鴉の鳴、蝉の噪に異ならず、

總

調

ら恐憚てかくもなし得ず、又徒にもやみがたかりけ

るにや、ひそかに郷の長などには、其はしくSS

出けることもありとなん、事終に君に聞え貞享二

年喜左衛門が作り来る田畑十石の貢を、其身を終る

までにゆるし給り、又彼が買て民にあたへける馬九

疋の代そこばくをもかづけ給ひにけり、凡貞享二年

君聽に達して賞を賜ひし、 孝子忠臣十人に及

べり、其内此喜左衛門と大見村四郎兵衛とは、異な

る命下りて、かれら二人死しぬることあらば、すみ

是ひとり親に孝な

やかに官府に告奉るべきとなり、

るのみにあらず、民に功あるを以てなるべし

傳兵衛は阿蘇郡菅尾の川の口村の長なり、世々富

傳兵衛常に公を重んじ里人を賑はすをもて心と

せり、其所の土地やせて稲をうふる田なし、彼地の

利をはかりみづから力を用ひてそこぼくを開けり

上下共利ありと云、其里寛文の初つかたよりしきり

に實のりよからずして民つかれ苦めり、傳兵衛民の

に其租税をゆるべられんことを官府に訴へ且己か

役につきて得る所の物を受ずして、一里の民に是を

施さん事を誇り 君聞召て深く感じ給ひ、其所の

そこぼくを永く免して大に民を惠み給へり、かく

傳兵衛常に心を用ひて民を勞はる事を賞し給ひて

作り來れる畑の内五石、其身を終る迄賜はり、又江戸

(十九) 川口村傳兵衛

左衛門身まかりぬ、いかなる故にや世々賜りける米

助市に至りて賜らず、彦助深く是を憂へてひろ

\に謀り先祖の譯を詳に申顯して、公に憐みをこ

ひければ、その明の七人扶持を賜りけり、是びと

へに彥助が心を盡しける放なり、時に同五年七

月日同しさまに賞し給ひぬ、同十一年に死す、年八

十一、其事大やう七に同し

肥後文獻叢書第四巻

宇土郡松山の鄕御領村の民を喜左衛門といへり、父

母に事へて孝なり、親に事ふる心を推て家人に及

ぼし、又里人を慈しむ事深し、かければ初より

仕ふる者は去ことを欲せず、他に仕ふる者は家に

らんことを願へり、其里久しく衰へて民ちり土地

に交代し給ふとき、子孫まで阿蘇谷に出て拜謁すべ

き事を命ぜらる、同六年六月の事なりそのかみ麗父

又四郎と云者其里の長たりしに、元和の奈須山に

事ありて、そこなる民十二人、男女五十人あまりを

率ひて来りて憐みを乞、又四郎是に所をあたへて

民たらしむ、當家此國を知し召て後、此事を聞召て

又四郎を高瀬と云所に召出して對面給り、彼は事

らんとき功をも立べきものなりとはめて、其折し

着給ひし小袖をぬぎてたへ給ひけるとなん、北小

袖今に傳へて家の重き寶とせりと云、其子仁左衛門

島原の軍にも奈須山より來りける民人に、鐵砲を

持せて幸ひて從ひけるといふ、家の初めは知るべ

からず、元和より後今に至るまで百七十年ばかり、

やうやくに涙へたりといへども今狩數十口ありと云

(二十) 御領村喜左衛門

彥助はもと河尻町の五郎右衛門と云者の子なり、

熊本新町丁目米屋助市が父權兵衛といふ者の

きに水仕へて、子權左衛門、孫助市まて三代に

及べり、助市先麗は前の國主加藤氏のときより富

へたる商家なり、太閤秀吉公朝鮮征伐の時、加藤氏

の為に軍の用意をうけたまはり、權兵衛と云稱も加

藤氏より賜はりしとなん、それより後:相て皆樣

兵衛とぞ呼けり、寛永九年 當家此図を知召給ひ

し始、權兵衛を召出して先代の事ども問せ給ひ

町中の事皆權兵衛一人に司どらしめ給ひぬ、同十四

(十八) 新町貳丁目彦助

十三年に死す、 年八十六、彼其家にある事實に六十

八年なり、是よりさき三郎は大番頭澤村某の家に

仕へ、其子弟に句説を授け、書義を講する事を職とす

外に激を受る子弟も又多し、こにひたりて姓名を

木山之丞と改む、或人之丞に、七が忠あげ

賞すべき事多からんいかん、 平之丞答、父母老て

俱に飢塞の憂をまぬかれ、又我かくて今日に至るも

のはみな七か功なり、更に何をあげて稱せんやと

これをもて共忠の大なる事をしるべし

五三

年島原に事ありし時も、前の吉例に任せられて軍の

用意をも命せられて權兵衛是をつとむ、又手船三艘

を出して事にしたがひ、島原にもしば至りて

拝謁しければ御おぼえも尋常ならず、家にも入せ

られ、又妻子を召出しの茶入など名器を

も賜はり、手づから茶を下されぬる事もありしとな

ん、のち代々の君もまたしば芸家に入せら

れ、異なる恩顧をたれさせ給ひ、又月毎に米そこば

く賜はりけり、然るに時うつり事さりて家やう ～

衰へけり、されど頑父權兵衛が比までは かたち

を失はさけれども、共子權左衛門職ありて噓 が時に

至りては家をも壊ち除け、數多有ける男女も皆離

家世を累ねて

ちりて只助のみぞ残り届ける、

儲けるならはしにより始るにや、家の主の族皆世

の營にひた疎く、常のふるまひも多く商家の則に

叶はずして、貧しき事いはんかたなし、獨彦助の

み其營みに力をくだき、みづから水を汲薪をわり、

又は園をひらきて畑とし、時にしたがひて物を植

て養の助けとし、よく共苦にたくて幼き助市を生ふ

して届けるに暦元年助市が十五に成ける時、父權

父を重右衛門と云、書籍をあきなふて家富、おとく

女もあまたつかひけり、半七も共一人なり、その

七はもと他田郡八島村の民吉之丞が子にて、熊本

新町貳丁目澤屋平三郎と商家に仕え、三郎が

(十七) 新町貳丁目平七

ひけるに、共たらさる事あれば、夜なくひそか

に出て人に物をこひけり、みな其志を感じて其求

めに應じ、又彼かくふべき物など更にあたれば、

己はくふまねして食ず、ひそかに携へ帰りて必主と

母とに進む、暦三年のそれの月日錢そこばこ

興へて共忠を賞し給ひぬ、わ彼家にあること二十

四年に及べり、其間の艱難辛苦思ひやるべし、人或

は疑ふ、いわがかくてあるは、己が行かたなく、又

男女恩愛の情にひかれてなるべしと、然るにかれ里

に兄弟ありてよるかたなきものにもあらず、又德右

衛門が病にふしぬる後に来り仕へ、共上形いたう品

くだりて男女照愛のちなみあるにもあらず、只家

のを助る人なきを見て、すてるに忍びず、年

月かくてありけるとなん、人皆是をして彌深く咸

じあへりと云

み油屋何某と云者公に罪を得けるに、重右衛門も共

親類なりければ、事につらなりて数多の財を出し

てつくのひけり、夫より後も尋常ならぬともしき

りに至りて、共子平三郎と云者の時に及びては、家

の財悉く亡びうせ男女もみなあらずなりぬ、かくて

後平三郎は剃髪して名を示爲と改め、世の營を心に

ひれず、常にかくろひたる所にこもり居つく、歌よ

家の内の事は皆七に打まかせ

み物書ことを翫び、

ておきける、七は主人の家のかく淚へて外に助

る人なきを捨てるに忍びず、唯共家にありて物を

も得ず、妻をも具せず、年月身をゆだね力を極めて

家人を、或は柿を澁と云物に作り又は竹の皮

籠など張てうりて生理としければ、家の貧き事は

思ひはかるべし、云爲はじめ子も数多ありけれ共皆

幼くて死けり、年七十に近くて男子をまふけ三郎

と名づけて深く愛せり、半七心をして是を勞はり

そだて、手を習はせ書を讀せて、終に材を成さし

平七主人の家三代に仕へ

む、寳暦五年正月十七日、

忠をし、ことに幼を養ひたい人となし、終に

家をしめぬる事を賞し錢そこばくを賜りけり、

玉名郡關の町に安藤如石と云る弊帥あり、共下部を 德右衛門年ひまだ四十にも至らざりけるが、病にふ

戸八と呼べり、幼かりし比より家に仕へて心を盡 して手足叶はず、生理つとむべきやうもあらで、年

せり、宝暦元年の夏如石病死しぬ、妻と十五なる 月を経るにしたがひ家日々に貫くなりて、後は朝夕

おのこと、至りて幼き娘あり、 家もとより貫くしての煙もたえがちなりけり、されど親しきゆかりの

又頼むかたなし、万八身には常に全衣だになけれ一助る人もなし、母のあるは老たり、妹は形至りて醜

更に苦しとせず、寒き朝あつき日木草を山にとり ~才又ことにつたなし、S或は人に雇はれ、或は

て市にうり、又雨に風に人に雇はれて其賃を求め、 人の衣を縫て賃を求め、又は洗粉といふものを作

夜晝をわかすさまに心をくだきて、かの三人をりてうり、其質を得て日ごとに親を買て彼三人を養

グスシ

(十五)岡町戸

(十六) 唐人町S

八ひける、其志を感じてひそかに物をあたへて力を

田

助る人も有けるとぞ、戸八主人の家かくおちぶれ、

飢巻の憂をまぬがるいは、皆己が力によるといへど

も、聊それを功とする心なく、只是をうやまふ事更

に初にことならず、出て外にありといへど、しばく

帰りて水を汲薪をかりて、主人の苦労をたすく、

三年の十二月それの日、其忠を賞して錢そこばくを

興へ給ひぬ、如石もと筑後の國の人なりければ、そ

の妻子も万八も本土に帰りぬと云

幸立

野西

西村信

寳暦三年癸酉七月二十三日

近古

可已草野親鄉撰

シ

ス

十 三

得年 レ

信

所存 云、寛延己巳

己巳之秋七月二

スル

テ

甫七歳孫右衛門收-恤保、蓋恩-

爲三䵷-ㅁ䎧時 年

屈、割情

彌市家

村

チ

之謂、九-藏原-

利

大

焉、詩民之秉彝好三是懿一徳斯

レ

義七十二、維彼如是、

嗚呼是ひめは沼山津の郷河原村の半右衛門と云民の娘にて

熊本唐人町茶屋徳右衛門と云商家のつかひ女なり、

にあり

りければ、皆心をかたふけて農事をつとめぬ、されば年月を経るにしたがいて、既に衰へぬる家再び興り、離れ散たる田畑もあつまり、牛馬をもまた多く家につなぎて上農夫となれりけり、 是皆九臓が力なり、因彌五右衛門も常に九藏を親のやうになん尊み事へけるとぞ、寛延三年七月廿三日九藏死す、年七十二、彼もとより妻子なく、 又親類なし、されば其葬の事跡の吊ひ、みな彌五右衛門是を司り、其外の兄弟などよりつどひ、力をはめて營み助けけり扨九臓が家に貯へし田畑牛馬やうの物も、皆彌五右衛門がはからひと成けるとなん、西村某此郡の事司

的中證

どうける時、赤馬場の三郎が孝 此九城が忠

を聞て深く感じ、野田某と謀り追賞の事を官府に請ふ、其略に日、九臓は其身既に死して三年に及べされば今官府より物を下して共墓に石碑を立、忠節

の名を永く世に傳へ給はゞ、獨善をあらはすのみ

ならず、是を見きく人相悅でSはん、既に死しぬる

人の善を賞し給ふ事すら斯のごとし、まして今生る

人の善行をやと、上の善を好んじ給ふことを信じて

下の風俗もいつとなく善に移るべしと、懇にこひ求

11

めければ、官府是を可として銭そこばくを下し給へ

り、寅暦三年正月初の四日の事なり、彌五右衛門

賜を受て則石碑を建つ、碑の銘儒官潜溪先生作り

左の如し

尙度

チ

業存

11

阿蘇郡大利村九藏之墓

九藏者山鹿村

山鹿村 孫-右衛門 駈-口 也、

右衛門而屬武-右-衞門 ｜ 孫-

11

ルコ

メチ

右衛門

哏時別爲

勤益

草-土i邃-以 照

一餘二而不娶妻、武-右衛門有

スルニ

必假討償、有三女及笄

眥 爲 擇 婿 婖之身

レテ

旣 沒 之三年、而鄉-人

ス

セチ

シ

チ

忠、西

村信古野田幸近始領三鄉事得審

行-實至爲-泣乃請追三賞忠魂表

風聲 於 無極い有-司 依-

旌善行

チンクナラ

賞賜緡−錢 ı 俾三二子如三言i親−鄉

私謂、一夫之有可欲者、無能-間

ニスルチ

、仕への更に力を用

ひて、畔をほり野をひらきて田畑となし、或は聊づ

つの物を集め貯へ、に身を贖ひて自家を作り孫右

ϡϡ

九歳は同し卯大利村の貧民彌市が子なり、 彌市一と

せ年貢をかきて共責にたえず、九臓が七つに成ける

を山鹿村の民孫右衛門と云者に仕へしめ、錢を借て

・(十四)大利村九藏

し、かれ又徳之丞が常に居る所

を、朝ごとに拜み居たるとなん、永五年に死す、

年六十餘、妻もなく子もなし

イタカ

のが類にあらずと稱しへりとぞ、かくて徳之丞久

しく病にて生業つとむべきやうもあらで、妻子

飢塞んとす、權三郎いよ~精力をはげまして耕し

転り夜つとめて是を養い、又深く徳之丞が病

を勞る、やすと同 忠を賞し給ひて彼が作り來

る所の田畑七石九斗の年貢を、權三郎が身を彩るま

でに免し給へり、徳之丞死して後權三郎彼妻子に心

ゆる事益つ負めをつくのひけり、九藏性至りて忠しく才こと

にかしこし、常に孫右衛門につかへて心を盡し身を

くださければ、孫右衛門も又ふかく好みして憐を加

へぬ、年長するにしたがひ四九

衛門か宅の傍に住けり、それより心を用ひ色々に

はかりて財をふやし、田畑を求めかひ又牛馬をもあ

また持ぬ、されど身を終まで妻を具せず、心ひと

へに孫右衛門が家を助けて、恩を報ゆるにありけ

り、孫右衛門死して其子武右衛門家を受つぐ、才つ

たなくして選任に堪ず、年毎に覚をかきて田畑をも

うり失び、又牛馬をも人にあはせとられて、既に生

を破らんとす、九或は己が米を出して共債の貢

を償ひ、又は銭をかして畑を求め、牛馬を買て興

へて、共生業を立しむる事しばくなり、されど終

に共償をとはず、武右衛門三人の娘りて男なし、

九残日謀りて、二人は牛馬をもあたへて人に嫁せ

しめ、獪たらざる所あれば是を助く、又の里の彌

五右衛門と云者を婿にとりて、 季の子にあはせて家

をうけしめ、武右衛門は身をのみあらしめて、

家内の事は皆彌五右衛門にそ司らせける、かくて九

藏彌五右衛門を助けて、専農業をはげまし、家の事に

力を用ひしめけり、公役の事馬のはみかん事まで

も、九城心をそへ、又北家にある男女にもあはれみ

を加へ、共はどくにしたがひて物などふる事あ

權三郎は久住鄉波野村徳之丞と云民の下部なり、其

久住の郷阿蔵野村に忠女あり、名をやすと呼けり、 人となり和順にして人と争はず、心正しくして邪な

其所の佐藤某が家のつかひ女なり、そこなる母三十 る事を好まず、主人を敬ふ事至りて厚し、徳之丞が

あまりの比より病に臥て、手足叶はざること三十年 居る所の上をかりそめにも通らず、常に農の事をつ

ばかりなり、やす其家にきたりてつかへぬる比、年十とめて身のいたはりをかへり見る事なし、里人替お

(十二)阿藏野村やす

(十三)波野村權三郎

に謀りて久助を官の奴となしぬ、かくて後寛文の

つかたいかなる故かありけん、半兵衛官禄をはなさ

れて夫婦よるかたなし、久助己が方に迎ひ来らしめ

力を極めて、同十二年に兵衛死す、妻年

老て後病にて手足叶ひがし、久助家にある時は

みづから心を用ひて勞はる、出る時は妻をして愼み

事へしむ、二とせばかりありて久助が妻も亦病に手

足叶はず成けり、久助すべきやうなく黒子の人につ

かへて居けるをよびかへして、勞らしむ、心を盡

事玆に至りて二十年あまり、少も初に異なる事な

し、貞享二年十二月 君是を聞給ひてふかく感じ給

ひ、年ごとに米十俵宛をかづけ給へり、其のちそれ

の年月半兵衛が妻死す、 年八十餘、久助もいく程な

く空しくなりぬと云

四八

うち

いたは

久助はもと松尾半兵衛と云人の下部なり、半兵衛

五六にても有けん、母の病を勢はりあつか事至

りて厚し、彼仕への暇をはかりて傍に来りてたば

を進め茶を興、又共起寝立居を助け、に行に

もひだかへ、汚らひたる物は人のしらぬやうに

よる(洗びて清くす、また夜は側に寝居て、何く

れと昔今の物語とも打して其病苦を慰めけり、

する事十年あまりに及べり、されど己が務むべき事

君ふかく感ぜられ、

は一日もかく事なし、事聞ふ

元禄三年の七月廿七日主人の母によく事へて年月怠

らざる事を賞し給ひて、年毎に五俵宛の米を下し賜

ふ、やすは淇賜ふ米を受て必しも己が用とせず、主

人の事に備ふる事多かりしとぞ、彼終に人にも行ず

して主人の家にありけるか、享保十五年に死せ6年

六十七

孫次郎は玉名郡坂下の郷川崎村の民なり、初め立石

某の家士渡邊某に仕へ届ける時、立石某古主の障

て、中比しばらくをはなされて國を去、大坂に

趣きければ、家士菜は山鹿と云所に引籠り、路を生

理とぞしける、夫より孫次郎は己がさとの新右衛門

と云民に身をゆだねつかへけり、其間折々物を贈り

渡邊を助ける事もありしとなん、新右衛門一

とせ多くの年貢をかぎて苦めり、孫次郎座ながら見

るにしのびず、則出て立石某に仕へ七年の身の代を

もて其債を償ひけり、子新助が時に至りて又年貢

をかき子の八郎兵衛と云ものを人に仕へしめ、物を

かりて共責をふさぎぬ、此時も又孫次郎立石某に仕

へ其身の代をもて償ふこと前のごとし、とかくしけ

作左衛門と人、此郡の事を司りて其所を見めぐり

たる時、つやをよび出して對面し、彼が孝行の事と

も、くりかへして稀嘆し、かいる善良なる人ある所

を司る命を蒙るは我身に於て深きよろこびなり、

身の悦びをしるしなりとて、物を多く興へて帰

しけると云

るに新助生理もやしゅたけく成ければ、孫次郎に妻

求しむ、孫次郎辭していはく、妻を具しなば此家を

思ふ心の疎くならんもはかりがたし、其上八郎兵衛

いまだ妻なければばと、すいめて娶らしむ、新助死し

て八郎兵衛年獪若しよりて又産をやぶりて八郎兵衛

兄弟倶に出て人の奴となり、妻子は皆孫次郎にゆ

だねけり、其時に至りては孫次郎も年老力衰へて

身なり耕に堪ざりければ、或は馬草を苅て人に賣、

或は市に物をひさぎ、又は人に雇はれて其賃を得、

様々に身を盡してかの妻子をひける、立石某いは

、親に事へて孝なる子はあるべし、四代の主人

に仕てかく忠なる臣は尤類少かるべしと、錢そこばくを興へて賞せり、里人又具に申出れば君聞し召てかく賞し給ひて、毎年三石五斗苑の米を賜はり又八郎兵衛兄弟二人が身の代をも下し賜ひぬ、時に貞享二年なり、かくて八郎兵衛は身を購して家に歸りぬるが、いく程なく身まかりにけり、孫次郎共妻子を養ふて少したゆまず、彌心を盡せりと云、元祿十二年に死す、年七十餘

ひ

阿蘇郡小國鄉西鄉村の孝婦をつやといへり、誓者了三が娘なり、父ははやく死して母と居れり、孝心ことに深く、かくて世わたるよすがなければ、同じ某といへる者をして婿とし、名を又了三と改め父が業を継せけり、母は生れつき腹しい、上目しゐたりければ、怒り腹たつこと彌多し、されとつやは面もちやはらかにして、打悦びて事へけり、つ近きわたりに行にも、母にとひ伺ひて其心にまか

す、或は人より物を得る事あれば、すなはち必母に

(九) 西郷村つや

(九)西郷村

御恵を蒙り奉りて、聊なる物をもて人の憐みを受る

ことは有まじき事なるべしと、夫より後は其事をや

めて再びせざりけるとなん、姑病に寝て危し、つや

深くれへて心を盡して薬を用ゐけれどもしるしな

く、元文五年の夏終空しくなりぬ、年七十八、彼歎

き悲めることSはんかたなく、しばしが程は息も絶

るばかりなりけり、見る人汨をもよふさゃるはなし

扨しもあるべき事ならねば、近邊りに葬り、懇に

跡を吊ひ、墓に石のしるしを建ぬ、かくてつや賞賜

の米を避けれども、是も又其ま賜はると云

そなへて、人の母に奥へしやうにひひきかせて心

を悦ばせける、萬にかくなんありければ、後は母が

心もおのづからのどやかになりて、腹たつ事も少か

りしとぞ、其家至つて貧しけれど、つやとかく營み
出て、其乏を母にしらしめず、母寺に詣る時は、
や必したがひ行て手を引く、道のぬれてあしき所は
足駄携へ行て是をはかす、あつき日は其身をあふぎ
或は涼しげなる木陰を撰びていてはせ、道すがらも
何くれと物いひかたりて心を慰む、冬のいたう寒
き時は必負て、おのが衣のすそをかくして母の足を
ついめり、其心を用ゆる大やう此類なるべし、時に
延享五年の文月の末の五日、其孝を賞し給ひて年ご
とに一石八斗宛の米を下し賜、かくて母は長月の
中の九日に身まかりぬ、つや思へり、かる御恵を
喋り奉りて、母いくほどなくて身まかりぬ、しかる
に其御賜を己獨うけをらん事は、Sと恐れ多き事な
と解しけれども、是も又、愛しめ給へりけれ
ば、先其米をもて京より佛の御影を請と下して家に
安置し、朝夕香花を供べて父母の冥を祈り、跡の
吊ひともひょく心を溢しけるとなん、年経て西村

こに行てたま~宿ることあれは姉夜の明るを待詫 んや、或ときつや例の物を持て小天と云所に行ける

て行てむか、姑も又婦が来るを遅しと俱に打連 に、田尻菜が家に至りぬ、其家の母島の孝婦な

歸る、慈愛かたみにふかき事大やうかくのごとくな ることを知りてと懇にもてなし、物など多くあた

り、孫七死しぬる後は家をも地をも皆人にて居る へけり、其後つや其あたりには行けれども、家に

べき所もなくて、人の家のかたはしをかりて姑を居 は至らざりけるとなん、時に同き二十年の十二月

らしめ、日ごとに聊ばかりのくた物など持て、かな れの日公の命に日つや夫死して志を守りてあらため

たこなたの里に行めぐり、人の憐みを受て姑 ず、姑に事へて孝を盡しぬる事を賞して、一人扶持

ひけるに、其出ることに必姑がことを近邊の人を下賜となり、つやおもうへらく、かる公の

おあま

我身の爲をはからん事は本意にもあらさるべし、姑 をとめずして急きて帰る、つや家にだにある程は

かくておはしまさん程は、ひか成堪難辛苦に堪ても 昔今の事ども何くれとかたり笑ひて、姑か心を慰め

湊ふべし、只我志をしめ給はるべしと、ひたすらに ければ、外より聞ては人の多くつどひあつまりて、

佗あへりけり、兄弟獪さまに♪ひすかしけれど、 酒など居るやうに、初のほどは人も皆あやしみ思

更にうけ引氣色もなし、かくてつやは夫の生る時よ ひけるとぞ、又聊なる食物にても人の奥へぬれば、

も彌あつく姑をひとふしみ、萬の事其心のごとく 必先姑にすいめて、餘りあらざれば己はくはず、一

ならずと云事なし、姑も又婦をいつくしむ事ことに とせ西國すべて實のらずして饑饉す、九州ことに甚

深し、姤むすめの高瀬と云ふ所に嫁して居りければ、 し、或は途に餓たる民あり、然るにつや女の身にして

これより先には折行て、二夜も三夜も宿けれ共

倶に死をまぬかれぬる苦しさ

老たる姑をふて、

孫七死しぬる後は一夜も宿らず、婦も姑が一夜も家 おもひはかるべし、 是また彼が孝徳を天地神明の冥

にいまさぬことをいたううれはしく思へり、姑かし 助し給ふにあらずは、ひかでともにひくることを得

くたのみすくなくなり給ひし姤をすて家に帰りてに頼み置、行ぬるさきにても、しばらくも足

或は夜をこめて柴を山にとり、萱を野に苅て、

小川と所の市にちりて、其價を得て父母をひけ

り、市人彼が孝ふかきに感じて、来るを待て價を

増てぞ買ける、彼其得たる錢の内をひさかづく分

ちて人に預け置、たくはへあつめて後、衣を買て父

母にあたる事しばくなり、市人名を唱へし

て皆孝行殿とぞ呼ける、彼市に出る毎に必くだもの

を買て帰りて父母に供え、又或は酒を求めて父にす

む、或甘いかしけん例の葉を携へずして遅く歸

りければ、父悦びず、せき深く悔恐れるさまに

りけるが、やがて小川の市にひたりて飴を買て帰り

て父にあたへけるとぞ、小川は其所より一里ばかり

もありける、しかるに女の身にて日暮て踊りて直に再び行ぬるは、是いかなる孝心ぞや、時に寛保二年の文月一人扶持をかづけて共孝を賞し給へり、其明の年父身まかりぬ、因てせき賜を辭す、是其心、父既に死して母猶にしあれば、自に安かりなんしかるに御賜をうけおらんは恐れ多かる事なりとおもひけるとぞ、されど米はせきに賜りし物なれば其身存命おらん程に受奉るべきよしかさねて命せ

孝婦名をつやと呼べり、玉名郡小田の横島村の孫七とS民の妻なり、孫七久しく病にふして生業つとむべきやうもあらで、家H~貧しくなれり、母あり、いた~更たり、つや身には常に全き衣だになくて、寒嵐のはげしき日も、海に出て貝を拾ひて、人にうりて價を求め、あるひは人に雇はれて其賃を得夜書安心なく勤め動きて少しも苦とする色なく、只身を盡して姑と夫とをひける、そのふ

たりに進むるは常に続く、己が用ゆるは至りてあら

し、享保十七年の夏の初つかた孫七病重りて身か

りぬ、つやが兄弟彼が年月夫の病を労はり、姑を養

ふて身を苦めける事をあはれみて、汝今夫死して子

なし、又今四十にも至らされば、再び人にまみゆま

じき年にもあらず、はやく家に帰りてともかふもは

かるべしといへば、つやきいてて答てSはく、夫

の在し時だに苦しみにて姑を養へり、今姑年老

給ひて、ことに子を失いよるかたおはしまさず、か

る、其後は心よく母をしていよ孝行をはげま

しけるとなん

も、たやすく共営もならで、 空しく月日を過し、

されどひろくに心をくださ二十三の時、漸身を

贖ひて家に帰り、自力をはめ、身をつくして父母

を養ひけり、春は菜を摘野をほり、秋は木の質を拾いて食とし、或は人に雇れて其賃を得、又蒟蒻とひふ物をつくりて久住の町にひさぎ、或は豊後の竹田の城府にうりて、其價をもて親を買て父母を養ひける、其道三里ばかりもありとなん、然るをせん雨に風に、夜となく晝となく、行かよひて露も苦とする色なし、かりけるに父はからずも目をつきてしゐたり、母また血の道の病にて起ねも安からず父母倶に床にあり、 せん常に傍に侍りて、而もち和らかにして其起ね立居を助け、ひたはりあつかふ事至らざる所なし、外に出る時は父母のふべき物それにはからひ置、やがてこそ帰り候はめと念北に暇を乞、歸れば其まま見へて何くれと物ひひ慰む、又道のゆく手に落枝を拾び、柴を折てたくはへ置.寒き夕は是を火にたきて父母をあたゝむ、人にやとはれつかへて外にある日も、只父母を思ひしたふ事のふかさが、おのづから色にもあらはれ詞

益城郡河江の郷東海東村に孝女あり、名をせきとい

、父久しく病にふして足たず、母ははやうより

目したり、其上男子はなく娘のみふたりなりけれ

ば、其侘しき事ひふもおろかり、父生れつき極て

だましく、わづかにも心に叶はざる事あればひかり

のしりけり、されとせきは常に面もちうらかに

して打むかび、もしひかりにあへば深く共罪をうけ

てさからはず、事へて怠らず、よろづ其心にしたが

へり、姉は人に仕へて、其身の代を送りて父母の

ひを助く、せきは家にありて自田をたがへし畑をう

も出ければ、皆感じあへりとぞ、或はかみなる音

ひさかも聞ふれは、いそぎ家に帰りて父母を守り

て届ける、事公にきこえ、享保七年の四月親にも

子にも衣一宛と、米一俵を賜り、又其八月に至りて

米三俵を賜り、其冬より米七俵宛を賜はるとの命

くだりぬ、同十一年に父身まかりぬ、年七十四、同

十六年に母失ぬ、七十七、せんは身終る迄人にも

ゆかず、父母の墓に詣、香花を手向るを事としける

とぞ

、父病

にして起居も叶はず成けり、それよりたつは日で 孝女おせんと呼べり、久住の郷阿蔵野村の民清右衛

とに近きあたりの村里に通ひ、聊なる物を携へ行 門と云者の娘なり、其家至つて貧かりければ、せん

人のあわれみを受て父をひけれども、其日の餌を が九つに成ける比より人につかはせてうきめ見せけ

も助けかぬける、されど酒をほしがりければ、其 り、其後清右衛門貢をかぎて其費にたえず、彼が十

うちより必買て進む、たつ思へらく、かくては父の 五に成けるを質にして又異所に仕へしむ、夫より打

養終べからずと、自髪を剃てとなりて父をひ つじきて生業よからず、男子の二人ありけるをも皆

けることになかくしてうるはし、さればやん 人の奴となし、 田畠をも又替うりてければ、其家の

ことなき上さまの人の求給ひて、髪のよしを問き 貧き事はんかたなし、せん深くこれを憂へ、ひか

はめられければ、ぬる人答へて、それは十七に成にもして家に帰りて父母を養はほしく思ひけれど

(六) 阿蔵野村せん

とありのまゝにひひければ、是を聞人々皆汨落しけ

君にもれて深く憐み給ひ、正

るとなん、事やがて

徳三年の十二月廿六日三人扶持を賜ひて父を養はし

め給ふ、女の身に於て深く愛して、いたく惜むもの

は髪にしく物なしとぞ、それを断て親を養はんと思

ひ入ぬる心の中、最哀ならずや、むべなるかな殊な

褒賞を蒙りして、其後それの年月父身かりぬ、

年七十四孝女幸~すくして二十七の年に病死

せりと云

孝女名はたつ、熊本新町の借町に住る徳兵衛と云

馬借町たつ

女の父をふ便のなくて、みづから切てうれるなり

(五)新盡して事へ居けるに、父父病にして手足叶はず成

ければ、養ひ既に売りけり、まんすべきやうやなか

けん、おのが髪をたちて、髢といふ者に作りて

て父を養ひけり、時に貞享二年それの月日賞したま

ひて年ごとに米三石五斗をかづけ給ふかくてい

程なく父は死し、夫よりまんは尼になりて名を貞

正と改め、父母の跡とむらひてぞありける

者の娘なり、家至りて貫く朝夕のけふりもたえまが

ちなり、かゝりけるにたつが十四五に成ける時肥後孝子傳前編下

熊本板屋町に至りて貧く賤き男有、名を庄左衛門と

呼べり、子三人をもてり、兄を吉左衛門と云、江戸

に趣く、弟を清助と名づく、家にあり、娘をまんと

呼べり、人につかふ、是孝子なり、常に共身の代を

贈りて父母のを助く、しかるに兄は江戸にて死

し、いく程なく弟は家にて身まかり、母病にひね

て起寝苦めり、折しもぞんは益田菜のもとに仕へ

て居けるが、此事を聞て深く悲み、よしを詳にの

べ、懇に暇をこひければ、主人もあわれみて身

代をすて、暇をやりける、 夫よりまんは家に帰り、

力をはめて父母を差し、心を盡して母を勞はり、

(四)板屋町まん

とに壹石八斗宛の米を賜りて其孝を追賞し給へり

是も又貞享二年のそれの月日なり、妙喜享保四年に

死す年九十二

延寅八年に死せり、 年八十、其時に至りては孝

女も五十に三をあましければ、人に行べきにもあら

す、自髪を剃て尼となり、名を妙喜とぞ呼ける、 彼

が孝行の事どもなく成ぬるあとまでも人々かたり

出て稱しへりければ、終に 君の聽に達して

常に共傍にありておきねを助け、に行にもひだき

かいえ、汚らひたる物は日毎にあらびて清くす、母

或は出て遊ばんといへばよなか暁といはず、必負て
其心のむか所に行ても背かず、常はたばこと
ふものをのべ、或は人の衣をあらひ、又は繊縫事を
ひとなみ、其賃を得て父母をひければ、家の貧
しき事はんかたなし、冬の夜の寒さにも、
母をあたいむべきやうなければ、母の足を己がふと
ころに入てあため居て、夜たく更過るまでも猶
人の衣を縫、すでに寢んとすれど、重ぬべき夜の
なければ、己が着ける衣をぬぎて母のうへに加へ、
身も供に其中に入て母をいだきてぞ臥しける、母
かく病る事とせばかりにして終に空しくなりぬ、
父はいやまし衰へて足たず、されば共町の番する
る家の、身をいるばかりなる所にて、悪事を
勤めけり、されば冬の夜のいたう寒きには、まん火
桶と云物に火をいけて父にひだかせ、又は粥を煎茶
をせんじて是をすいめ、夜毎に至りてとひ慰る事二
度三度に及べり、深く酒を好みければ、まんとか

くに營み出て是を進めて一日もかず、色々に身を

妙喜は阿蘇郡南鄕高森の鄕白河村の里の長七右衛門

と者の娘なり、弟ふたりあり、 久兵衛と云ひ、四

(三)白河村妙喜

左衛門と云者の妻なり、市左衛門父あり、病にふし

苦める事七年ばかり、しほ是につかへて心を盡せ

り、常に傍にありて病を労はり、よろづ其心のごと

くす、舅寺に詣んとSへば、しぼ必負て到る、然る

に三とせばかりありてひたすらに床にふしぬ、し

は夜身を安くせず、共立居起艇を助け、ふすとS

へどもしば〈起て粥を湯を進む、又苧をうみ

をつむぎ、凡の事をなすに大やう其傍に在て遠くは

なれず、是共用のあらん時にかなへて事におくれ

じとなり、舅かくてある事また四年ばかりなり、し

は是に事へて更にたゆまずいよ~しめり、郡代

中村菜是を聞、下が下なるもの、かく舅に孝行な

ることに類すくなかるべしと、賞して夫市左衛門が

課役をゆるしぬ、貞享二年 君またつぶさに見を聞

たまひて、年毎に一石八斗宛の米をかづけて賞し給

へり、其明の年の六月孝婦死す、年わづかに三十三

今齢かたふきて且病り、おのれ家にありて勞はり養

ふにあらずは朝夕の起彩も物うかるべし、父かくて

おはさんほどは人に行事はすべからずと、其すゝめ

にしたがはず、ひょ~心を盡して事へけり、かく

またやめ

とくならずとおもへばなり、したしき人相はかりて

孝女に嫁せんことを進む、孝女答へて いへらく、父

かして己是をなさしむ、従者は我心を用ゆるがご

めしっかひ

郎兵衛と名づく、幼し、母は孝女が十三に成ける

時身かり、父は四十ばかりの比より病發りて里の

長をも辭し、髪を剃て名を閑と改め、家の内の事

をも皆心にひざりければ、家日々に貫くなれりけ

り、孝女生れつきさとくさかしくして、孝の心ことにいみじ、常に父の傍にありて面持うららかにしてよく和らぎ事へ、一も其心にうけ從はずといふ事し、長しく成にしたがひ、専家の事に心を用力をはげまし、幼き弟どもをよく生育、既に衰へたる家を起して再び里の長となし、男女も又あまたつかひけり、されど父が事は皆自勤めて家人の手にふれしめず、朝夕の食物も必自味を調べて父に進め、又父手をあらひ足をすぐにも、皆必自水を汲、湯を

四〇

を好て飼けるに、その馬はからずも死したり、おほち力をおとして心常にたのしまず、ちょ深く是をうれへ、いかにもして馬を求めて祖父にあたへほしく思ひけれども、家に物なければ心にもまかせさりけり、それよりSやまし紡績織縫ことに力をはげまし、晝夜さまに心をくだき、聊宛の錢を得て他の事に用いず、年月集めたくはへて終に馬を買

祖父にあたへ、馬草をもみづから苅て飼ければ、

祖父斜ならずよろこびけるとなん、一とせ芦北の郡

質のらずとて、公の臓をひらきて民を販はされしと

き、ちょも其よねを受けるに、北米は父夫婦に

のみ進めて己はも用ひず、例の木の實の根

ひてぞ居ける、父次郎右衛門久しく病人となりて舊

の里に降りて届けるが、朝夕の煙も絶まがちなり、

肥後孝子傳前編下

ひとなみをなして老の心を慰めける、

若き比

夫婦をひければ盛なる形もかけ疲れていとうる

さかりける、祖父深く是をあはれみ、己も倶に山に

行て其手をも助んといへば、老衰たる人を伴しては

中はだしなるべきを、ちょ聊も其志に力がはず、

日のあたいかなる比は近邊りの山に伴ひ行終日其

かたち

より馬孝婦名をしほとS、阿蘇郡坂梨の郷宮地村の民市

三九

(二)宮地村しは

ちょ是をもひければ辛苦思ひはかるべし、或人

ちょにおしえて、人に仕へて其身の代をもて養は、

かばかりは苦まじ、ひかでさはせざるやとSへば、

ちょ答ていはく、顧父夫婦Sたく老て外に助くる親

類もなし、われ家を出て人につかへばたれか祖父夫

我ちからの堪べきかぎりは

婦をあはれみ候らはん、

かくてふべしと、ひょ~身を盡しけり、かいる

事どもはるかに熊本に聞え貞享二年の六月十六

日年ごとに米十俵宛を賜りけり、時に孝女年十八、

かりければ郡代も又の長にへらく、ちょに婿

とりて家をたてよと、それより鄉の長など相はかり

て、高無禮村の喜三次と云者をゑらびて婿としてち

よにあはせ、田畑など更にあたへにけり、かくてのち

はちよも心安くて祖父夫婦をひける、父後は

Sたう衰へて道行事叶はされば、ちょ脊負ひて寺に

年八十九、

も詣させける、元禄十二年に父死す、

延享元年にちよ空しくなりぬ、七十七、褒賞の米

を受る事六十年と云

十九 川口村傳兵衛

十八 同

十六 唐 =

+

東海東八

せき

新馬借町たつ

三

七

六

五

白河村妙喜

野中村ちよ

二

肥後孝子傳前編下目錄

肥後文獻叢書第四巻

四

町

宮地村しは

まん

阿藏野村せん

横島村つや

村九 西 鄉 村 つや

十一荒仕子久助

十三波野村權三郎

十五關町戸八

十七 新町貳丁目半七

川崎村孫次郎

十二阿藏野村やす

十四 大 利 村九藏

町

二十 御領村喜左衛門

S

助

芦北郡津奈木の郷野中村と云所に民あり、藤十郎

といへり、おのこはなくて娘ひとりもてりければ、

それの里の次郎右衛門と云者を婿にとりて娘にあは

せ、女子ひとりをまふけぬ、ちょと名づく、それが

六〇七つに成ける頃より、父次郎右衛門病おこりて

農業をもいとなみえず、家日に窮りければ故の

里に帰りぬ、それより二とせあまりを経てちよが母

も身まかりにけり、其時祖父は齢六十に五をあまし、

ちょは九つとなん、是生れながらの孝子なり、顧父

畑に出る時はちょ必農具を荷びてしたがひ行、己は

やがて家に帰りて祖母が助けをなし、やく暮ぢかく

なれば又畑に行顧父をして帰りける、ちょ長

しく成にしたがひ孝心いよく厚し、みづから田を

耕し畑をうち、栗をつみ木の實を拾い、或は人にや

とばれて賃を求め、又は遠き深山の奥に分入て葛

蕨をはり、人のがたき事にもよく堪忍びて、麗父

(1)野中村千代

肥後孝子傳前編下

肥後孝千傳前中

三七

せ、又父寺より歸る事の遅ければ必むかひに行、道 肥後孝子傳前編中終

のあしき所は手をひき或は負ひぬ、或年の元日に雪

八代郡高田の鄉植柳村に民あり、剃髪して善西と

も有なるべし、兄弟の孝行いづれをいづれと別ちが

(廿三) 植柳村惣左衛門

其子も皆幼き時よりそれを見ならひて、かく孝行

うやなぎ

十二月廿二日岩太郎を官府に召出し申渡されし趣に

Sはく、岩太郎事 いまだ幼ければ孝道のわさまへも

有まじきに、母に孝心を盡すこと奇特の至りなり、

是によりて特に賞せられ三人扶持を下し賜り、且其

家の課役をゆるさる、となり、時に孝子年十五、是を聞人しるとしらざると、皆我に物賜ひしやうに悦びあへりとぞ、其明の年の正月又錢そこばくをあたへて、生業の基となさしめ給ふ、母も子も今獪なしふ、子ふたりを持てり、兄を傳右衛門と名づけ、弟を惣左衛門と呼ける、倶に孝心深し、惣左衛門したごとに父が足をもておのが頭を撫て、あしかたじけなしくとくりかへしいひて悦びけりるとぞ、是親の恩を日々に戴きて忘れじの心にてもあらんかし彼日ごとに耕作に出るに、必行かたを父に告て更に方をかへず、踊るに時を過さず、ならふてこれを常とせり、或ははやく踊りて父をすくめて寺に詣さひたうふりて道をうづめり、惣左衛門朝とく起てみづから鍬にて雪を切ひらきて、父が寺に詣るさはりなからしむ、その程六七丁もありとなん、父若かりし比より相撲を好めり、惣左衛門兄弟いとまあるときは相撲をとりて父に見せ、又は子むまこらを集め

てすもふをとらせ、父が代をも定めおき、其勝負を

わちかて父が心を悦ばせ、己くも興に入ぬ、里人皆

云けるは、善西もと親に事へて孝行なりける故に、

たしといへども、兄傳右衛門は彼が幼き時より家

惣

わけて別に任せければ、それだけの違ひなり、

左衛門が孝行の事どもはあげてかぞへがたし、是洪

賞賜の有無と年月と皆群な

あらましをうたへ出るのみと云ふぐり、

母の身のあらはれん事を恐れてなり、 に 床などの崩れし所、己が力の及ぶ際はみづか

母もし事ありて起出る事あれば、夜半暁といへど、己 ら心を用ひて取繕ひけるとぞ、腰の尾といふ所に母

も倶に起て火を愛し、母のはくべき物など求め出て のゆかりのありけるが、或日きたりて家の貧しき

打したが召て行ぬ、母是をふかくひとはしく思ひて さまを見て、かくては母子三人皆飢寒にも至りなん、

やたらすべり出るといへど、岩太郎必目さめて例の 弟の才吉は己が方にて生ふし立、後は人にもやりな

ごとくす、母生れつきことに病多かりければ、朝夕 ん、然らば今の助なるべしと、才吉を具して踊りぬ、

の食物を調へ、あとを取おさむる事も、皆岩太郎 それより母才吉がいまだ幼さを、遠くやりぬること

みづから力を用ひて聊も母の手やすめんとす、ある

を悔欺きて心更にたのしまず、岩太郎心を察して

時小を買て、 けふはとく歸りてこそよきにはから 母にひへらく、才吉はひとりもちたる弟にてさら

ひ候はめ、必ひろはせ給ふなといひて出けるが、心な へば人にやりなんは本意なき事にてさふらふ、ひか

らず踊る事のや、遅かりつるに、母すでに変を粉に にもして一つに居りて、ゆくは相ともに力を合

して置ぬ、岩太郎是を見て己の帰る事の遅くして、 せて生理をもはげまし候べしと、はる腰の尾に

獨母の苦労に成し事を深く悔恐れ、夫より後は急ぎ 行て才吉をつれて帰りければ、母斜ならずぞ悦びけ

帰りて時を過さぐりけるとぞ、家もいつしか荒はて る、是を聞人々汨落して志を感じあへりとなん、

屋根くち軒かたふき、壁も床も皆あばらになりて、 かる事どもは盡めや、所の長海津嘉右衛門彼

雨の降ときはもらぬ所もなければ、窯の上には笠をが孝行のあらましを官府に申出ければ、暦五年

きは

寒

きにも、重ぬべき夜の衣のなくて母のこゃゆるをな

げき、おのが着ける衣のを母のうへに加へて、打添

臥終夜身を動かさず、若身をうごかしたらんには、衣

三六

に蚊をはらひてあかつきに至り、冬の夜のひたう肥後文獻

打覆いて食物をも調へける、其訖しさおもひやるべ

し、折しも所の長町並の荒れる所を修覆しければ

彼家をも同くよきにはからひてやりけるに、岩太郎

は常に何くれと共長の恩顧をのみ受る事を思ひける

たよりて花田儀助は長柄の者の小頭なり、母をふて孝なり

母の云所うけしたがはずといふ事なし、家貧しい

肥後孝子傳前編中

(廿一)花田儀助

同五年の冬霜降月のつかた母の病やうかはりて
たう危し、曾七母の病今はかよと思ひ、しばしが
程も命のうちに事へまはしく、母の身におのが身を
ひしとより添居て、手をなで足をさすり、薬も湯も
みなみづから口にふくみて母に用い、心のかぎり勞
はりけれどもしるしなく、其明の日に事されにけ
り、曾七悲み歎き、なきまどへるさまくねぶに言葉
なし、見る人泪をもよふさすと云事なし、さて葬り
の事跡の吊ひ力を極めて取行ひ、 夫より後は日ごと
に墓に詣、ちりを拂ひ草をさりて其あたりを満から
しむ、 一里の人皆Sはく、彼が孝行の事どもいは
盡めや、 是其あらましのみと、郡代某を聞て深く
感じ錢そこばくをかづけぬ、かくて十五年を経て、
寶暦五年に至り、横井猿渡の二氏彼が孝行も又往時
公の褒賞にもれける事を官所に訴へにければ、則錢
そこばくを賜り、且一級をすくめて郡代の直觸と云
ものにして、孝を民にあらはし給ふと云

熊本新町貳丁目に岩太郎といふ童部あり、彼が十に
成ける時父は身まかり、母と幼き弟ばかりなれば家
日々に貧し彼生質順和にして友と居て争はず殊に母
を愛しむ心深し、朝毎に早く起て顔かきあらひ先佛
に打向ひて、家貧しくしてひとり持たる母をさへ満
ひわび候、あはれ佛の御利生にて、母に一飯をも心
よく食せ候やうに守らせましませよと一向に祈り居
けるとぞ、扨日ごとにちひさき箱をかつぎ、針糸や
うの物を販ぎてすぎはひとしけれど、朝夕の煙も絶
がちなり、夏の夜蚊多けれども張ぬべき帳なくて
母のひたく苦しめるをかなしみてもやらず、其傍

へと母に供る物は程に過て厚し、母今何の魚好まし
といへば、 儀助みづからかなたこなたの魚をあきな
ふ家にもとめて必買て是をすむ、母も又ひつくし
み深く家の内よく和らげり、彼叉職に在て私なく、

人と交りて慈み深かりければ、それにしたがふ輩も

よくなづき悼み、近き邊りの人々も皆親しめり、事

公に聞え暦五年の某の月賞して一人扶持を増賜は

ると云

奉りけれどもかはらず下し賜ふ

、さまに身をして痛はり居けるに、

を進むは母と姉とに事る事至つて厚し、彼が母の前にある、

身を愼みて肆ならず、母物い時は手をつきて聞き 阿蘇郡内牧の町に孝子あり、曽七といへり、家貧く

いひ終りて後手をあぐ、 母煙草を好めり、政右衛門 して娶る事を得ず、ひとり力を盡して父母を、

おのれ好まずといへども必すひつけてしば是を 父身ばかりぬる後は母をひとふしむ事彌々厚し、元

進む、其吸付るごとに必先口をそげり、母目うと 文二年の冬母病にして手足叶はざれば、曽七常に

し、政右衛門常に心を用ひて其立居を助け、寺に詣 傍に侍りて深く痛はりけり、されど外に世渡る便な

る時は必したがひ行、道のあしき所は手を引く、あ ければかくてのみある事わたはず、又家に人なけれ

つき日はうちはにて陰をさし、寒さ夕は更に衣を携 ば外に出て日を終がたし、されば近き邊りにありて

寺にありても傍を離れず、 事ありて家に帰る時 耕耘り、又は人に雇はれぬる日も、初より譯を詳

は母に告け事終れば又行て必伴して踊る、夜母の寢 に断り置、しば家に帰りて母にまみえ、其起ね

入ざる程は何くれとかたらひ慰め、たばこを進め茶 を安くし二便の用をかなえ、二人の姉あり皆人に行

をあたふ、身のつかれたるをもて更に怠らず、外に て近所に届ければ、をり(母をむかへて養ふ、

出んとしては必母に申、母ゆるせば出しからされ されど母そこに久しく居る事を悦びず、曽七が養ひ

ばやむ、聊も背かず、其家父と母と宗旨異なり、宗 の粗しさをうくるの心よきにしか心と、ともすれば

旨異なればわさも又同じからず、政右衛門おもへ 夜半あかつきとSはず曽七に、脊負れて踊る、母年

らく、ひづれをなすも皆父母への孝行なればと、昔 老病にさへふしければ、夜を安く寢ずして目覺がち

それをなして更に隔る事なし、寰暦五年二月 なりけり、曽七終夜母の側にて、むかし今の事ど

某の日賞して三俵づの米を年毎に賜と云、時に孝 も何くれと語り出て、其心を慰め病苦を忘れしむ、

子年十九、安永五年二月に母死す、賞賜の米を辭し 又いたう寒き夜は、柴をたきて母の身をあたゝめ粥

(二十) 内牧曽七

肥後交紙叢書第四巻

三川

肥後孝子体前編中

ひけれども、母をしりて常にうれへ 政右衛門は同じ郡新町に住る商人なり、父死して後

(十九) 新町政右衛門

未出、それにの糠を入充て母に示てSはく、是な

ん今年のまふけなり、されば今より後は親には乏し

からじと見せければ、母之を見て誠にしかりと打悅

び、夫より心を安んじけるとなん、兄弟身には全き衣

だになけれど、母の衣は必薄からしめず、冬のいた

うさむきにも用べき薪と炭とあらされば、常に芥を

あつめ草の根を取て、ほして火にきて母をあたい

む、かくに佗しかりけれど年貢やうのものは必

に先立て納むかる事ども人々語り傳へてはめあ

へりければ、寅暦四年の十二月郡代某是を聞て深く

母に孝なるのみにあらず、上を

感じ、新右衛門

重じて貢をなさりにせず、又農の事に力をはげま

すよしを數へあげて褒賞し、白銀許多を與へぬ、新

右衛門是をもて則を買て母に着せ、又よき畑とも

求めけるとぞ、其明の年の二月官府賞して兄弟二

人に年々米五俵づゝを賜りけり、時に姉年二十六、

弟二十二と云

山鹿郡中村といふはると

思へり、ある年の冬兄弟相はかりてきたるとも

いりみて

云者あり、かくのごとくなれば己に徳つくといへど

うけではず、萬の事心にいる事なく、只親に事

るのみ務とはしける、見る人皆共孝を稱せり、同

五年の二月それの日年ごとに米五俵づきを賜(十八) 中村新右衛門亜姉ぎん

所に兄弟ふたりの孝子あり、 姉を

ぎんといひ、弟を新右衛門と呼べり、彼等が十八と

十四になりける時、父は身かりにけり、それより

姉は人につかへて、其身の代をもてひをたすけ、

弟は家にありて農業をなして世を渡る便とす、され

といまだ十五にもたらされば家日)~に貧しくな

れりけり、かくて三とせばかりありて母また病にふ

して手足も叶ひがたし、されば姉も事へをやめて家

に帰り兄弟心を盡して母をふ、姉は柴薪を山に

りて人にうり、或は苧をうみ綿をつく、弟は耕し

耘り、或は人に傭れ仕へて共の質を求む、かく夜晝

たゆまず様に身を盡しけれど、朝夕の煙もる

ばかりなりけり、共有さまを母のしらぬやうにとい

ろく心を用が家の前を通らせ給ふ時、服して陰ながら拜み奉ら

ん爲となり、常はすいのうとSふ物を市に販き、又

は物挽なる臼の目をさらへて、悪賃を得て養ひとし

ければ、家の乏き事云はんかたなし、されど其家よ

り出すべきほどのものは、いつも期に先だちて納め

て一日もおくれず、宝暦五年の春、所の長助市を呼

て告ていはく、そこの君の御庭に移植させら

るべきとなり、松出しやるべき道なければ、家を

こぼちて出さめ、しかれば願ひ思ふ事も有なん申出

べしと、助市是を聞て手を拍て大に悦びていはく、

父が秘藏せし松 君の御庭に移植させらる事

何の幸か是にまさり侍らはん、たとひ家はなくなり

野に候共何の恨かさふらふべき、願ひ出る事更

に侍らずと、それより後は外に出ず、是 君の御松な

りと明暮守り居けるとなん、程なく松は移され家は

元のごとく能はからびて給りけり、かくて助市先

に孝心深き事を賞し給ひ、年毎に米三俵宛を下し賜

ふと云、助市容貌のみにあらず、其言行も又世の人

に類せざる所多かりければ、時の人異人と稱せり

(十七) 船場町伊平

肥後文獻叢書第四巻

伊平は熊本船場町に住る工匠なり、人となり凡なら

ず、みだりに出て人と交らず、常に家にありて父母

に事へて孝を盡せり、暦三年の十一月父身まかり

ぬ、夫より伊平日毎に墓に詣、叉燈籠をつくりて夜

毎に手向る事其明の年の七月に至るまでかく事なし

其後燈籠は月々の忌日を用ひ、墓に詣る事は更にあ

らためず、彼父なくなりぬる後は生業のために外

あした夕のくひも

出して常に母の側をはなれず、

のも皆自調べてすむ、又公の役に當りて出る時

は、必母のくふべき物それ にはからひ、いつに

ても食べるにたよりよきやうにしてぞ置ける、世

に在しとき、ことに能を好けり、されば伊平父死し

ぬる後、能ありと聞ば必行て見けるに、まづ父が霊

に告其位牌をよく認めて携へ持、其頭の方を少し

ばかり懐より出して届ける、是其心ひとへに父か

幽魂を慰んが爲となり、豊切ならずや、人あり伊平

に妻を迎んことをすゝむ、答て日、人の心しりがた

し、もし我妻たらん者母によからずは、悔ともかへ

らめや、獨ありて自心を盡すの安きにしかじとした

がはず、又伊平を婿にとりて母をも倶に迎嚢はんと

惣次郎は熊本新町二丁目の商人なり、父母をいとふ

しむ事深し、日々に物をひさきてありく内にも父母

の事の思はれけるにや、書の頃はひ必歸りて父母に

まみえ、何れの事どもに心を付て又出行、ならふ

て常とす、一日もかず、家もとより貧しけれど

も父母の事はとかくに營み備へて、唯あまり有やう

にのみ思はせ、賽銭やうの物をも常にたえぬやうに

珠數袋の内にひそかに入てぞ置ける、父母寺にある

ほどもし雨のふり出ることあれば、其儘笠と足駄を

携へ行て必伴ひて帰る、 惣次郎妻死す、 父母父後の

妻求めしむ、かれらけ給はりぬといひけれど、とか

くして娶らず、其心に思へらく、水らん女のもし父

母によからずは長さうれひなるへしと、獨ある事十

とせあまり、父母彼が爲に強て後の妻を迎え、其妻

ことに孝なり、かくて母病にふしておきねなやめり

惣次郎夫婦心を合せて深く痛はりあつかふ事久しく

(十五) 新町二丁目惣次郎

にあやしみ、何故ありてかいる御恵みにあひ侍ら

ふにゃと、且恐れ且悦びて、更に己が孝の深きに因

ることをしらずと云

三一

熊本坪井町に茶屋忠左衛門といへる商家あり、常に

庭を好み松を愛して類すくなきを持けり、其子を助

市といふ、兄弟もなく妻もなし其人となり外をかざ

らず榮利をむさぼらず、心清く欲少なし、ことに公

を重んず、父母倶に死して後年月を経るにしたがひ

て、家いたくおとろへ養日々にきはまりけり、されと是を心とせず、獨われたる家を守りてけるに、床に一局の碁盤を飾り置、又常に松を愛して、土をかひ水をそぎ、枝をため葉をすかしてたのしみとす、人ありさとしていはく、家をうらばあまたの寶を得べし、それをもて身の一生をはかれと、助市したがわず、又多くの銀をもて松にかへんと乞ものあり、それも又かへり見ず、是其心幸うすくして親先の跡、おのづから損ね破れんは力なし、自賣失はんことは本意なしと思へばなり、外に禮服一領をお君の江戸に趣かせ給ふに、おの

さめもてり、是は

(十六) 坪井町助市

して怠らず、人みな其孝を稱せり、母既に死しぬる後は、倶に父に事ふる事彌厚し、暦五年の正月年毎に米五俵宛を賜りぬ、惣次郎今猶恙なし

小七郎は先鋒の士楯岡四郎兵衛が長子也、四郎兵衛

罪ありて囚と成獄の内に苦める事久し、小七郎

年月時をみ歎きけるが其思ひに絶す。終に書をも

て官府に願ひ出けるは、己も倶に獄に下りて、父に

へんと、其詞ひとへに孝行の誠に出けれ

ば君是を見給ひて深く感し給ひ、小七郎が父を思

ふ孝心の切なるに寄せられ、父四郎兵衛が罪一等を

宥られて獄を出し、宗家楯岡某が家に圍をつくり

入置べし、又小七郎は祿なければ父を養ふたより

(十三)楯岡小七郎

ば、吉兵衛おもへらく、かくては母の悦うべからず

さる人なからんにしかじと、其妻も去りて其のち終

に娶ず、獨母に事へて心を盡せり、安暦四年の二月

錢そこばかづけて其孝を賞し給へり、彼其賜を

もて則を買て母にあたへ、其あまりは皆母のの

料にぞ定め置ける明の年の春母病にふして空しくな

りぬ、年八十二、吉兵衛則父が墓の側に葬り、是を

弔ひ祭る事父に同じ、一里の人皆いはく、彼が孝行

父母の生る時といひ、死せる後といひ至らざる所な

しと感じへりとなん

肥後文獻叢書第四巻

平吉は李寮の奴なり、老たる母に事へて孝なり、家

極めて貧しけれど、萬に心を用いて乏を母にし

らしめず、朝は早く起て自飯を炊て母に進め、又水

を汲米をかして夕飯のまふけをなし、薪やうの物を

もそれに便よく、母の苦勞少きやうにはからひ

てぞ出ける、酒を好む、歳にも錢あれは必買て

進めけるに、母も又吉を愛して汝も供に飲てよと

いへば、我飲侍らは外にあれば、まづ心よく飲給

へと母にのみぞ進める、母吉に妻求めしむ、平

吉へらく、今家至りて貧しく侍らへば、来らん女

の其せはしさに堪ずして、母に事ふることのよから

ずは悔ともかへらめや、初よりかる人なからんに

しかじと終に娶らず、暦カ年の正月官府其孝を買

し給ひて、年ごとに米五俵宛を賜りければ、平吉大

あるまじとて、三人扶持を賜りて父をはしめ給ふ

時に賓暦四年十二月十七日の事なり、かくて後小七

郎は其身の材力をもて舉用ひられてあまたの職を経

位は父に越、蔽は殆奮に復る、誰か孝を大ならず

といはんや、小七郎今恙なし

豊後の國鶴崎も、今熊本の治め給ふ所なり、そこな

神崎村と云所の民を吉兵衛とそひひける、父母に

て届けるが、其ま死骸にいたきつき、葬のきはま

でも獪はなしもやらで、敷きまとへるありさまだと

ふるに物なし、其年阿蘇の郡なりのひよからず、只

藤次が作りぬる田畑のみょくみのりければ、葬の事

跡の吊ひなど心のまゝにとり行ひけり、是孝徳の招

き引く所と人は皆稱しのへりける、 夫より後藤次外
に出る時は必父母の墓に詣、歸る時も又しかせり、
其なきあとまで父母を思ひしたふことの至れる、是
をもてしるべし、かくて後横井某所の郡代となり
て彼が孝行を聞て深く感じ、同寮猿渡某と謀りて、
そのかみ褒賞のなかりし事を官所に訴へて追のこ
とをこひければ、錢そこばくをあたへて其孝を賞し
給へり、箕暦四年の二月某の日なり、其比しも藤次
父の跡とふべき月日の近づきければ、賜をもて
が追善をかたのごとくにひとなみ、狩其あまりの
りけるをもて父母と祖父が墓に石のしるしを建けり
事へて孝なり、年毎に日向の国にかよび、山に入て
炭を焼ことをすぎはひとしけるか、いつも日向に趣
く時は先つ父母の前に出て手を合せて伏拝みていは
く、わか留守の程ことに飲物食物をつくしみて病煩
ひ給はず、恙なくおはしましてわが帰るをまたせ給
はるべしと懇に暇を乞て出行、山にありても便

とに文を送り、又人にも只父母の事をのみ頼みてぞやりける、七十ばかりなりけるが病死しぬ、吉兵衛悲めることよのつねならず、己か家近き所に葬りて朝夕墓に詣、水を手向香花をそなへ、跡のとらひなどひとにひとなみ行ひけり、夫より後は日向へもゆかず、ちかきわたりの人に雇はれて其賃をとりて母を養ひけるに、母目の病おこれり、吉兵衛心の及び薬を求めて療治を加へけれどもに目しゐにけり、母かくてあること二十年ばかり、吉兵衛深く是をうれへて常にその傍にありて心を慰め或は脊負て寺に詣、又は里に佛事ある時は必行て夜はらせ己もともにそこにありていたはりつかふ、吉兵衛はじめ妻ありけるが母に孝ならざりければ去りぬ、又後の妻を求む、それも母によからず母も又好せされ

二九

阿蘇郡内牧郷宮原村に新九郎といへる民二人の子もたり、弟を藤次と呼べり、父母をいとふしむこと至

りて深し、家はめて負けれども父母を己が方に呼

もく煩ひて危し、又左衛門深くうれひて、夜帯を

もとかず目をも合せず、心のかぎり痛はりあつかひ

を求め薬を用ひ、天を拝み神に祈りて、終に身を

もて代らん事を願へり、其孝蔵によりけるにや母の

全く癒て其身も父恙なし、母も子も倶に悦べり、

事聞ふ賞して年毎に五俵宛の米を賜はりけり、賓暦

三年十一月某の日なり、其後母乂病にふして手足か

なはず、又左衛門常に傍に侍りて起を助けも

粥も皆みづから進め、汚れの器も皆自とれり、人

りさとしてSはく今妻なくて母の病をいたはる人に

とぼしきはかへりて不孝に近かるべしと、しゐて娶

しむ、左衛門其諌にしたがひて娶りぬ、悪妻こと

に孝心深く、母の病を痛はる事其産る所のごとし、

母大に悦べり、かりければ慈愛かたみに深く家の

内よく和らげり、母かくてある事五年ばかりにして

世を去りぬ年七十五、又左衛門今年七十一狩恙なし

(十一) 宮原村藤次

肥後文獻叢書第四巻

て母の病をいたはる、母足ことに寒ていたら苦めり

されど家にものなければすべきやうなく、常に母の

足を己が懐に入れてはだへをもて温めけり、同四年

の夏の初つかたより母の病あつしうなりて終に空し

くなりぬ、其折しも藤次は例のごとく母の足を温め

ひえ

なれずして晝夜力を極めて痛る、されどかくのみ

ありては父母をふべき便りなければ、共ょしを

具に告さとし、父ゆるして後に出て農の事をつと

めぬ、出て田に畑にありといへどしばく呼べ

り、其呼ぬるたびごとに、藤次手にある物をすて、

なし居る事をやめて、直に帰りて父が命にしたがふ

そのさま露もかへり見思所なるがごとし、若呼こ

との間とをなれば必自かへりて父に見えて、其用

のあるやなしやを伺ふ、父病重りて寛延二年の五月

終に身まかりにけり、かくて後母又病にいて手足

藤次是を痛はる事父の病るにおけ

も叶はず成けり、

るがごとし、ひさしかもたゆまず、えさらぬ事あ

りて遠く行時は、ちかき邊りの人に頼おきて出

事終りぬれば人のおもはくかへりみず、急き踊り

迎

藤次傍をは

ふ、病に臥ておきね苦めり、

又左衛門、氏は松本よく物かきて國の家老有吉某の

爲に筆を取けるが、年二十あまりの比病起りければ

仕をやめて廻江の郷沈目村と云所に引籠り、童部に

手習ふことをおしえて生業としける、ひとりの母

あり、 是に事へて孝なり、母生れつき病多かりけれ

ば、又左衛門遠く遊ばず、常に家に在て力を盡して

養、朝は早く起て自水を汲み薪をわり、朝夕の食

(十)松本又左衛門

所を可

とし、權三郎は曾て質の母に孝なりしのみにあらず

又養父母にもよく事へぬる事を賞し給ひて、錢そこ

ぼくを下したまん、暦三年の正月の五日の事な

り、權三郎は共錢を聊も他の事に用ひず、父母の墓

に石のしるしを建けると云、時に年六十五

を聞て大にじ、同寮野菜とはかりて行狀具

にしるして、官府にったへて追賞を請ふ、其略にひ

はく、權三郎は母死して已に三十三年に至り、九藏

は其身已に亡びて三年に及べり時すぎ事去りつる

後の事なれども、其忠孝尋常ならざるをもて、更に

今物を賜ひて其忠孝をあまねく民にあらはし給は

善をすくむるの一の助ならんと、官所

物も皆白味を調べてに進む、又母の衣垢づき裂れ

ば皆自あらひて清くし、縫補ひて供、或は人に招

かれ、或は友達つとひ集りて酒のみ物くふことある
時、俄に雨風あれて恐しげなれば、母のことの思は
れて心も身にそはず、人と物ひびかたらふ心のせね
ば、其所をとかくひことはりて家に帰りて母を守
慰む、親しき人又左衛門に妻を娶んとをすいむ、
又左衛門おもへらく、 孝は妻子に衰ふと解して娶ら
す、延享四年の春、麓の主有吉の家より又左衛門に
立歸て再仕ん事を命ぜらる、又左衛門則母に謀る、
母のひはく、仕へて富んよりは貧くして今の心安き
にしかじと、仕る事を悦びず、又左衛門心にした
がひて辭しぬ、免されず、しゐて辭せばいきほひ罪
を得んとす、又左衛門みづから日、たとひ罪を得て
今の生業を失ふとも、猫の母にしあれば、いかなる
艱難辛苦に堪てもふに安かりなん、ひかで母の心
に背んと強辭しぬ、舊主も其孝心の深さに感じ、
今の儘にて母をふべし、母が心改りて汝を仕し
めば、他の家に行へからず、必要に歸り仕ふべしと

聞えければ、母も倶に心を安んじけり、一とせ母お

ラ

といへど父母それと居ることを悦びず、 常に權三

郎がもとにのみ居けり、三郎力を極めて是につか

ふ、享保二年の冬父母ともに重く煩ひけるが、父は

明の年の春空しくなりぬ、母は死なざりけれども手

足なえしびれてかなはず、權三郎夜書かたはらをは

なれずして其起寢立居を助け、朝夕の食物も皆側よ

り箸をとりてふくむ、二便に行にも皆いだきかえ

汚ひたる物は皆よる洗ひて人のしらぬやうにぞ

しける、かくなんありければ權三郎外に出て生理つ

とむべきやうなく、常に家にのみ在筥脚駄やうの

物を作りてひとぞしける、母もと毛むしを恐れけ

るが、病おこりぬるいよく甚し、ある時母家の

上に毛虫の居るを取て捨よといひぬ、權三郎すなは

ちあがりて見ておらぬよしをいへど、母心をやす

んせず、しからば市原村の吉臓に見てもらへかしと

ひへば、權三郎走りてかしこに行、吉藏を伴ひ来りて見せけり、吉藏見て毛虫のおらぬよしをいひて、母はじめて心を安んじぬ、母後は病ばれて色々と權三郎にのぞむ事ありけり、或は片足にて飛て見せよ或は猫鼠牛馬のまねをせよと、彼其聲に感じてそれ

の物のまねをなして、母の心を慰めける、又或時人のおほく畑に在て農業をなし居けるを見て母のSはく、かの人々を我門にあつめて市の遊びをして見たしと、權三郎則芸人々の居る所に行て具に其よしをのべ、念比に請もとめければ、人皆きたりて母が願いをかなへけり、是權三郎が孝行の誠、兼て人を感せしむる事ふかきにあらずば、かろあどなたはふれをして時をうつすことあらんや、親しき人權三郎がために妻をむかへて、其苦勞を助んこ

とをはかる、權三郎深く其志を謝して、扱いはく、今母病つかれて心もさたかならぬ事、元より知玉へる所なり、それを親しからぬ人に見せんもつきましければ、母かくてあらん程は妻を娶る事は止ぬべしとひらへぬ、それより三とせばかりありて母に空しくなりぬ、郡代某彼が孝行を聞てふかく感じ、米そこばくを與へて貸せり、其後權三郎は馬場村の喜左衛門とSふ者ひて子とす、かくて養母は元文三年に死す年七十、養父は寛保二年に失ぬ年七十九、其病の中のSはり後の弔び至りて厚し、郡代西村

荒木菜が預りの長柄の者喜三次老れる母に事へて孝なり、妻を具しなば孝養のへんことを恐れて、四十年を過れども娶らず、母年老て病つかれ、心ぼれてさだかならず、其上手足のいたみも加りて叶はねば、喜三次公の事にあらされぱしばらくも外に出ず

進めら

る、かくて母年九十五にして世を去りぬ、よりて

賞の米を辭し奉りけれ共、其儘に下し賜はると云

(七) 長柄者喜三次

ラ

たのみ、降をまねき薬を用ひてからうして癒しめた

り、其家はじめは富けれども後にはや~おとろへけ

り、母是をしらば、うれひかなしまん事を傳右衛門

ふかくおそれ、 さまに心を用ひて、母の身を終

る迄に、其衰たるをしらしめず、傳右衛門また事を

治るに公の法を守りて私をなさず、又其町の人にも

慈み深し、或は公にうたへて其所を賑はし、或は自

財を散して貧きを救ひしことも數多度なり、官所

ば 是を買して物をたまふ、或は白銀、或は禮服

又寛延元年十月に至りて年毎に米七俵づくを下し賜

はり、且姓氏をする事をゆるさる、是に於て姓名

を村井安左衛門と改む、其のち又階を獨禮に阿蘇郡小國の赤馬場村にあり、孫右衛門と云、子

六人をもてり、末の子權三郎孝心至りて深し、兄弟

二五

(九)赤馬場村權三郎

熊本本坪井町に大工あり名を多七とぞいへる、母に

彼思へらく、孝は妻子に衰ふ~終に

事へて孝なり、

娶らず、母既に老きはまりて起居苦めり、多七常に

心を盡して、人にやとはれて出る時は、朝とく

おきて飯をかしきて母に進め、夕飯をもよく調へ置

母の食せるやうにはからひてぞ出ける、賓暦

|元年の春の頃より母病にふしぬ、それより多七一日

一も外に出ず、常に家に在て母を勞はりあつかふ事い

よく厚し、其年のおはり、賞して年ごとに米五俵

宛を賜はりぬ、

(八)本坪井町多

只母の側にのみ打添居て手をなで足をさすり、心を盡して勞はりつかへて夜晝たゆむ事なし、事具に官府に聞ふ、寛延二年の冬年毎に米五俵宛を賜はり又母かる病人なるに、外に助くべき人なければと、喜三次をひとまわる役にうつして、心よく母をはしめ給ふと云

蒲地彌次右衛門は山本郡小畑村と云所に住る牢人なり、父と妾母と三たり居りけり、もとより祚なければ自力を勞して田つくり、又里の長がために筆を取ひのたよりとす其生れつき忠にして幼き時より孝心ふかく、聊も親の心にそむく事なし、常に親のうれひ思はんとを恐れて安に遠く遊ばず、父も慈み深く、たがひに親み睦くして語り笑ふこと多かりければ、人の多く打つとひてあるやうにぞ外には聞えけり父強にあざらけき魚を好めり、彌次右衛門自綱をあげて魚を求め、又は買てすむ、妾母彌次右衛門に姉を娶んことをすくむ、彼何くれと事によそへて

(五) 蒲地彌次右衛門

みな顯賞を垂て本土に歸り住しめ給へり豊あつか

ずや、然るに其後孝子數百人に及ぶといへども一人

も路頭にさすらふる者なし德化の日々に新なるを見

るべし

スマ

人なりけれども、八十歳の坂打越てなを五とせを過

れども恙なかりしとぞ、 娘名をはつといふ、又孝心

深し、賓暦七年賞して年ごとに米三俵づくを下し賜

はると云、孝子の路頭にさすらふる者是に至て三人

肥後文獻叢書第四巻

恐れてなり、親病ある時は傳衛門は高橋町の年寄にて、家の名を博多やと云

てまた船の出入をあらたむ、その人柄柔和にして

物と争ひさかふ事なし、父ははやく死して老れる母

に事へて、よく愛み又よく敬へり、妻子もよく和ぎ

家にある男女も皆是に倣ひて恭し、傳右衛門家の内

の事を大となく小となく、皆母に問て其Sふ所のご

母佛をみて日毎

とくにして一つも自謀る所なし、

に寺に詣づ、或は駕、或は歩行、傳右衛門したが

へり、ある年の夏母の病をうれひて悪寒戦慄甚し

夜の衣ひくつ重ぬといへども寒さやまずしてしきり

に苦しみければ、傅右衛門見るに忍びず、則其中に

はいりて己が身をもて母をあたいむ、母厠に行時は

前にまはり後にめぐりて手を引腰をかくゆ、母ひた

老ぬる身に病もことにあつしなりて死ぬべく見

へければ、かれ身を置に所なげなり、神に祈り佛に

自に走りを求め勞は

民皆孝を稱せり延

りあつかふ事至らざる所なし、

享四年の十二月賞して年毎に米五俵宛を賜はると云

(六) 高橋町傳右衛門

ひのさらんことを

娶らず、是家貧しければ親の

たら

肥後孝子傳前編中

善之丞は同郡木倉郷南田代村に住る窮民なり、兄弟

もなく親類もなし、妻の有けるは病て死けり、善之丞

幼き娘を育み、老れる母に事へて孝を盡せり、母は四

十歳あまりの頃よりなやみがちなりけるが、かた

ふきて手足もかなはず成けり、かくてのちは善之丞

外に出て生業務むべきやうなく、常に傍を離して

おきふしを助け、二便も皆負いだきてぞやりける

かければひ日々にきはまりけり、己もさこそ

心うきことに思ふらめと力なく、老たる母を脊に負

ひ、幼き娘が手を引て熊本にいたり、下河原といふ所

にやう(小家を結び、此所より母を負ひむすめ

つれて、日々にかなこなたと行めぐり人に物を乞

てある事三とせに及べり、其明くれ母を勞はり愛む

(四) 南田代村善之丞

思ひ出てなりあるとき見壽自髭を剃けるが、もと

かしかりけるをかたへの人見て、人に頼めよかしと

いへば、見壽答へて、人に剃せてもしあやまりて血

など出しぬる時は大に安からぬことなりといへりと

ぞ、是身は父母の遺體なればあへてそこなびやぶら

との心にてもや有けむかし

ミカラ

ことよのつねならざりければ、あやしの乞食どもい

昔いみじき孝子なりと奪み稱しへりとぞ、母は身

のうきぶしにつけて、世をもかこち、子をうらむべき

ことなるにさはなくて常に人にかたりて、我かる

病人なるを善之丞よく養ふて、よろづ我心のごとく

ならさる事なく又一日もすことなし、子ながらも

彼はたゞならぬものと思ふといへるとなん、是をも

て見れば善之丞はよく親の志を養えて、深く其よろ

こびを得たる者といふべし、事具に公に脱れて二人

扶持を賜りて孝をあらはし給へり、延享三年四月

某の日の事なり、其時母が齢七十五、 孝子年五十一、

娘九つとなん、夫より善之丞は古郷に帰り、月ごと

の賜をもて力を極めて母をひけり、朝夕の食物湯

茶を進むるにも、必自とろみて共宜きにかなふ、

母もし不食する事あれは、必味よきものをいとなみ

出て是をそなふ、夏の日のひたちあつきには、すぐ

しげなる木陰をゑらびて母を負行終日其心を慰め

冬の夜のことに寒きには、火をたきてその身をあた

たむ、善之丞かく心をつくして、よく口をひ

よく其心をたのしましめける故にや、母は久しき病

哀ふかりしは、空の雲り雨のふり

へて母の上より覆へり、母あながちに酒を好めり、 出ぬれば、笠を持行て母の墓に覆へり、 是母の

されど見壽料をたくはへされば、二銭三錢宛の錢世に在せしとき家のもりていたくうきめ見しことを

ダスム

戸板をはづし是をかい

見壽は益城郡廻江の郵限庄の町(三)松崎見壽

の頃より母の病いた

うあつしくなりぬ、儀右衛門夜晝深く勞はりけれど

も、其冬の半終にはかなくなりけり、己に葬りて後

は儀右衛門雨に風に日毎に寺に詣、墓の前にSた

て、生るときのやうに物打いひて歎き悲みける、

さま至りて切なり母已に世を去りければ、恩賜の米

を避けれどもその儘に賜りける、彼父役に常りて

江戸に趣くときは首途に母の墓に詣、歸る時も又墓

に詣で後家にいたりぬと

を人に1111

下し賜はりけり、其明の年の夏肥後文獻叢書第四巻

乞て日ごとに酒をかひて母にすむ、一日も

すめ得さればうれひてひねもす物をくはず、人皆

母の爲にしておのが身のためにあらざる事をしり

て、其来るをまちて日ごとに錢をあたへて酒の料と

なさしむ、彼の錢を得て打悦びちいさき瓢を二つ

袖にかくしもち、一には水を入一には酒を買て携へ
踊りて母にすむ、母は其酒の至りてづかなるを
しらず、そこうも飲てよといへば、我飲ぬる酒は爰
にさふらふと水を入れたるひさごを取り出て己は飲
て、まとの酒は母に進む、あるひは己は酒うる家に
てのみて酔たるまねして飲ず、只母にのみぞすい
ける、心を用いるの至れる事思ひ見るべし、時に
延享元年の冬一人扶持をかづけ賜へり、かくて後母
死す、年七十あまり、見壽かなしみにたえず、した
ひてやまず、晝夜涙に打ひたりて泣まどへるさまた
とふるに物なし、やうくおのが家近所に葬り、
それより日ごとに酒をかひて墓に備る事猶生る時の
ごとし、ことにに住る松崎見貞とい
へる醫師の子なり、生れつきさとからず、父死して
其業を繼ことあたはず、夏は團扇やうの物をつく
り、冬は馬の沓などかきて世をわたるよすがとなし
けるが家極めて貧し、夏の夜蚊多くしていぶせけれ

ども張ぬべき帳もなければよもすがら蚊をおびて母

の側に侍へり、又雨のふりぬるときは、家のSたく

漏したゝりて不所もなければ肥後孝子傳前點中

111

、汚ひたる物とも皆川に持て、自らびて を深くうれひて、郡使といふことを勤めけり、郡

敷かへさせけるに、後は皆洗び破りて敷べきものも とは道の遠近嶮夷をいはず、夜書をわかず、急に行

なかりければ、己がきたる衣をぬぎて母のしきもの 飛脚なりきはめて苦労なる役なれば、是に當りたる

にぞしける、彼あきなひに出んとしては、先母の側 人或は質を出して人を雇へり、儀右衛門是をつとめ

に行て病をとび、歸れば直にまみへてかはらぬさま 悪質をとりて母のびの助にぞしける、かれかくす

を見て打よろこび物いひなぐさむ、時に元文三年の る事十とせあまりなりけれども聊も苦とせず、これ

彌生の初つかた、一人扶持を賜はりて其孝を賞し給 只母のひのためと思へばなるべし、元文四年の四

へり、かくて母はその月の十一日といふに身まかり 月養母になる事を賞し給ひて、年毎に米五俵宛を

ホリツカヒ

儀右衛門アカ

近き村さとにかよび、色々の物を販て世をわたりけ

ヒサキ

(二) 石崎儀右衛門

の吊ひ年月怠らざりけりと云

熊本本坪井新町に孝子あり、名を三之丞と呼べり、

(一) 本坪井町三之丞

モト

ふけ、朝夕物をそなえること生る時のごとし、忌

日 には賜米の穂を佛に奉り、墓に詣で後

肥後孝子傳前編中

ぬ、年八十一、それより三之丞は母の位牌を家にま

は石崎某といひし者の養子にして市村某が

其人柄忠にして老たる母に事へて孝なり、 家 部下の足輕なり、生れつき至りてまめくしく常に

はめて貧といへども、母の事はとかくいとなみ出て 母に事へて孝心深く、又よく公の事を勤めけり、

よきにはからひて貧きを知らしめず、母齢かたぶ 母おとろへて病にさへ掛ければ儀右衛門心を盡して

きて久しく打なやみて届けるが、二とせ三とせが程 深く勞はり、二便の汚もみな自とれり、されども祿

はひたすらに床にして側にも行えず、居ながらに 至つてうすく家きはめて貧しければ、母のひ思ふ

してかなえけり、かりければ三之丞日每に朝とく やうならず、願ひ好めるものをそなえること叶ざる

おきて肥後孝子傳前編上 終

惣 左衛門

母をすくめていはしむ、宇母のSへるを聞て答へ

ていはく、親さまの御仰かで背き候らはむ、己も

とより外の思ひなし、唯御心ぞかなひ候らふ人をむ

かへ給ふべしと聞えければ、母すなはちむかへぬ、

妻ことに孝なり、夫より後は夫婦心を合せて、ひ 五 蒲地彌次 右衛門

よく努はり養ひけるに、元文二年の正月一人扶持

を下し賜へり、かくて年比続けるに、 寛保の初つか

宇病にふして終に空しくなりぬ、年三十九、 母

は外に子も持ずして養ふべき人なかりけるに、 宇平

に賜ひし扶持を直に母に下し賜へり、豊たうとから

ずや、又婦も志を守りて再人に行ず、幼き娘を生育

ながら力をつくして姑を勞はる事厚かりければ姑は

心安くあまたの年月を送りて、延享三年四月十三日

に身まかりぬ、婦姑に事へて始終怠らざりしこ!ヾ

も又つぶさに公に聞えて、姑に賜ひし米を其年の六

月よりまた姉に賜りける

七長柄者喜三次

ユカ

テ

三松崎見壽

一坪井町三之丞

肥後孝子傳前編中目錄

娶ん事をすくむ、芋かたくして従はず、人はた

肥後文獻叢書第四巻

田代九 赤馬場村 權三郎

十一宮原村藤次

十三楯岡 小七郎

十五新町貳丁目惣次郎

十七船場町伊平

十九新町政右衛門

廿一花 田 儀 助

廿三植 柳 村 二新町貳丁目岩太郎

十二神 崎 村 吉 兵

十四作 事 所下使平吉

十六本坪井町助市

十八中村新右衛門 #姉さん

二十内牧町曽七

衛門

+

六 高橋町傳右衛門

八本 本坪井町多七

南村 善之丞

四

石崎儀右衛門

肥後孝子傳前湯上

一九

(長しくなるにしたがひて、常に深くを歩み、

におどろき、是はいかなる事をなし給ふにや、御手

いかにもして父を呼むかへまほしくおもひけれど、

をおろして汲給へる水を、やつがれいかで用ひさふ

家至つて貧しければ、ひたづらに思ひて過しぬ、さ

らはんや、恐れ多しといひけるとぞかれ常は山の土

れど唯此事のみ思ひ居ければ、色々にはかりて、

を市に運びてうりてすぎはひとしけるに、其土をは

づの錢をたくはへて他の事に用ひず、年二十あ こぶうちにも母を思ふことあれば必歸りて母を見る

まりの頃、何某氏なる人に從ひて江戸に趣き、終に それによりてたとへば人の土を十たび運ぶ時やうや

父をともなひて家に踊り心を盡して事へ届けるに、

く五たび六たびにも及べり、土をはこぶ事少なけ

父は Sく程なくて身まかりぬ、夫より母を愛む事い れば、錢を得る事又少し、されど是を心とせず、市

よく深く、又敬ふこと至つて厚し、朝夕の食物も に出てはあざらけき魚珍らかなるくひ物あれば、必

皆みづから調べて、かりそめにも母の手をふれしめ 買て降りて母にすむ、いたはりひとをしむさま

ず、食をすむるときはうやしく膳をそなへ手さながら種子をふがごとし、親しき人宇に妻を

おとな

父

(十四) 横手村宇平並妻とい

へて今年六十四、兄弟もなし妻もなし

れ幼き時より、親に事へて心を勞しけるゆへにや

いる病も起りけん、されど月ごとの御賜にて心安

く日を送りぬ、まことにふかき御恵みなりと稱しあ

へりとぞ、後に助太剃髪して名を宗全と改む、病

けふは何もなく候へど

をつき頭をさげていへらく、

も、宜くきこしめし給るべしと、その詞づかひ立ふ

るまひ、上さまの人の親を尊み給ふがごとし見る

人はじめは怪しみ笑ひけれども後には其敬ひをぞは

めける、宇外に出る時は母の前にひたりて手をつ

き、念比によしを告、歸ればまたたちにま見へ

宇平は飽田郡横手の鄉横手村の貫く賤民なり、

安しや否やを問、母又外に出る時は、宇手をつか

を清右衛門とSへり、学平が幼き時江戸に趣き、か ね腰をかいめて門に送り、帰るときも又むかへまつ

しにて病を受て久しく帰らざりけり、宇つら 或時母の手桶をさげて水を汲居けるを見て、宇平大

立戻りて、其やうすをうかゃふ事

なれば、賃を少くとりてぞ行ける、又其行ぬるさき

にて己がくふ物のうちを分ちて、携へ帰りて必母に

すむ、或日人來りて雇ひにければ、ひなびて行ず

あやしみて其故をとふ、助太Sへらく、けふは母が

病を受しむかはりにあたりぬれば、もし病や加はら

んかとそれを恐れてはなれずと、きく人其孝心を

じぬ、まがきの内にわずかなる畑あり、助太物をつ

くるごとに必母にとひて其をしへのごとくしけるに

マゾシ

家に在て遠く行ず、或はえさらぬ事にてたま(旦

くとあれば、急ぎかへりて其期を過さず、又一夜も

餘所に宿ることなし、其明の年の冬母また重き病に

ふせり、助太大に憂ひ、晝夜かたはらに打そび居て

おきふしを助け、ことに心を用ひて二便のけがれ

なきやうにす、もしけがらひたる物あれば皆みづか

ぎて清くす、家きはめて貧けれども、母の薬は

心の及び求めて是を用ひ、又ねがひ好める物はとか

ひとみてこれをすくむ、かくて世を渡るべき便

なければ、近き遊りの人々に雇はれ其賃を得て養ひ

とす、されど母の事の心にかして、一日の中には

ニたびも三たびも一とせ敢にしたがひて作りぬる茄子よくさかべて

多くなりければ、入替根をもてかへけり、助太は人

の求めにきたるごとに必母に問て、多く少くも悪い

ふ通りをあたへて更にみづからはかる所なし、かい

ければ助太は損徳をしらぬ愚なる人なりと、人々

あさみけるに助太が母生れつき腹しく、とに重き

病を受居ければ、それが心をやふらじと、かくはする

なめりとしりてければ初あざみし人々も打こぞりて

感じあへりとなん、其近さわたりに松の尾の証あり、

八多くつど

年毎の祭には歌舞妓やうのものありて、

へり、友達助太が常に家に在て母につかへて苦める

を憐みて誘しければ、助太は母をひとり家に置事の

安からざりけるにや、何となくひひことはりてゆか

ごりけり、かれ常に人交らひをする心もなくて髪を

唯家にありて母をのみまもり居けれ

だにけづらず、

ば、人皆孝行殿~とぞ呼ける、時に元文元年の正

月それの日、其孝を稱し給ひて一人扶持を賜りけり

時に助太は年十八母かくてある事三とせばかりにし

てはかなく成ける、助太も後は心ぃろなるやうに

て、農業をもなし得ざりければ、人替Sひけるは、

他の家をもつぎ 山鹿郡中村の郷村の民助市ひとりの子をもてり、

後の榮へを謀るべしといへば、 源右衛門聞て打て 助太と名づく、幼き時より父母に孝なり、父母のひ

Sはく、一たび來りて其姓氏を名乗ぬれば富貴患難 ふところ受したがはすといふとなし、かれが十五に

皆俱にすべき所なり、しかるに今かる不幸にあひ 成ける時父は死しけり、夫より後は母をひとふしむ

給へる父を見捨て家に踊りて我身の便をはからんと 事彌あつし、母生れつき病多かりければ、かれ常に

(十三) 庄村助太

又東條の家よりもろくにひひすかしけれども、

源右衛門堅く志をまもりて更に承引さりければ右

衛門深く志を感じ悦びけり、終に菊池郡下河原と

所に倶に引こもりけるに、家日に貧くなりけ

り、源右衛門はみづから仕馴さる賎き業をなし、年

月苦みに堪て父母をひ労はる、かくするうちに

父は病死しけり、それより母につかる事いよ

(あつし、又常に身を謙り敬てよく人に交りけれ

ば、さと人替ふかくたっとみ稱じあへり、かる事

とも君つぶさに聞召、享保十五年の七月其孝義の

ふかきを賞し給ひて元の士に復し月俸五口を下し賜

はりけり、母は七十あまりまでながらへ届けるか、

互に親み睦とまとの母子にまされりと云

源右衛門は東條何某といへる人の次男なりけるを原

(十二) 原源右衛門

憚り恐るべき事なりとありて、初めてことうけ申ぬ

人來りて此事をすれば、助七は恥かしそみに面を

伏して居たりと、かれか心には己孝行ならざるを

孝行なりと買し給へるを、 とうけ申ぬるが、獨心に

恥かしと思ふなるべし、夫より五年ばかりを経て母

空しくなりぬ年七十二、かきりければ助七すなはち

恩賜の米を辭すされどもゆるされざりけりと云延享

三年に死す年六十一

は、武士の本意にあらずと、離縁の事を強に酔しぬ

サケヒカ

ひはく上より賜はるものを下として強に辭し奉るは

彦右衛門養して子とす夫より姓名を原源右衛門とぞ

呼ける、其後彦右衛門罪ありて官録をはなされ牢人

と成ければかれ養子の源右衛門に汝年やう(十五

六、爰に在て我と供に永く埋れはてん事我心におる

て安からず、今汝本の家に帰りて又是買人の多くして母のよろこばんを欲してなり又

遠く出行きに必近きあたりの童部に錢をあたへ

窃にしめして置けば童部その留主をうかひきたり

て、菓子を買ふ事特に多し、其放をしらずして大

に是を悦び、助七が帰るを待て誇りてSはく、己物

をあきなへば、買人多くして錢を得る事少からずと

其心を用ゆるとおもひ見るべし、助七妻有文孝なり

母しげく浴することを好みければ、助七常に湯をまふ

けてぞ置ける、これ其浴せんといふとさすみやかに

適へて事におくれじとなり、すでに浴する時は助七

抱へてらへば妻は片手にきせるを携へ、片手に握

飯をもち側に居たり、 是母齢かたふき、又久し

く病居ければ、浴して若つかれたらん時のためとな

り、或時母かたりてSはく、芦北日南久の湯はいみ

じき藥湯なりと聞り、されど道遠ければ徒に思ひて

やむと、助七聞ていと安き程の事なり、 今宵出立

ばあすの暮かたにはかしこにひたりなんと、とる物

もとりへず、夫婦竹輿を昇て出けるに、宇土と云所

に至りぬる時やうく明かたなりけり、たま~助

七が近きはとりの人にあひぬ、人間、夫婦して輿を

天の冥慮恐れ多しと強に辭しければ、官所戒めて

アナカ

舁ていづかたに行給ふやと、助七答ふ母を伴ひて日

南久の湯に行なりと、黒人聞て打驚きてSはく、日南

久は熊本よりはるかの道也かく夜を日につぎて

行とは、男さへたやすくは成かたし、しかるを女の

身にてかごをかきて行給ふは誠に有がたき孝行なり

是を徒に見すぐして家に歸んことは本意なき事なり

と、妻にかはりてかごをかきて供に日南久に行け

るとなん、孝行の至り人心を動す事しかり、母既に

衰へ身の惱も又加はりければ母の寢る床の下には

和らかに藁をしたいめてあつくしき、其上にふとん

を重ねて母を居らしめ、夫婦常に前に侍りていた

りあつかふ有さなひとへに赤子を保つがごとし、

享保九年の九月それの日官所に助七を召孝行を

賞して年ごとに米七俵宛を下し賜はる由を命ぜらる

助七うけたまはりしばらくして謹で申す、我身貧く

して世の營に暇候らはねば、母を事さへ思ふや

ならず、それゆへ母の病も加はるかと常に憂ひお

それ候ひぬ、ひつのひとまわりて孝行と申事をいた

し候はんや、さるにかいる御褒美を受奉らんとは、

助七は熊本新大工町の商人にて、 こなたかなたと菓

あつかふさま尋常ならさりければ、見る人みな孝子

と思へり、や、秋風の音づるにつけて母故郷もや

したはしかりけん、歸んといへば、太郎右衛門承り

ぬと其まい負て帰りぬれど、固より居るべき家なけ

れば、かなこなたとさまよびてぞありける、しか

るに彼か孝行のふるまひに公にあらはれ、其冬の

半に至りて二人扶持を下し賜りけり、享保八年の事

なり、太郎右衛門はすなはち先家をつくりて母を居

き朝夕のくひものもよく味を調へ母もしすまされ

ば更に調し直して進む母また酒を好みければ常に酒

を買て貯へ置共好み望める時にしたがひてこれを

む又よるくは湯をあびせて身をあため必酒を進

めて安く駄さしめけり、其心を用いる事大やう此類

子をひさきて生業とぞしける父ははやく死して母と

居れり、孝心ことにひみと、常に母の心を悦ばしむる

をもて心とせり、母佛を悼みてしば寺に詰ん事

をねが、されど年頃足いたみて道行とかなはされ

ば、七した。ふべ急なる事ありといへども、又

たく疲たりといへども、必負て寺に詣させ、己も

倶に傍に打添居り、事終りてのち又負て帰る、母家

に在て菓子をあきなふ、助七常に質をはぶきてる

一五

(近き野邊に送り事終りぬれどかへりもやらず、

七日が程も墓のかたはらにありて、日々に香花を手

向に家に帰りても唯母が追善のみ事として、更に

他事なかりしとそ、延享四年に死せり年七十二

(十一)新大工町助七

白河の橋の下に続ける、其おさふし母をいたはり

に至てはすでにきはまりけり、夫より母を負ひて一年八十二、太郎右衛門歎きかなしめる事だとへをと

熊本にいたり、晝は終日路頭にさすらひ、夜に るにものなし、やっ葬の事どもみで、泣

にふしていたく苦めり、かれ身を置に所なげなり、力

を極めてを招き薬を用ひけれども、しるしなく、わ

づかに五日を終すしてついにはかなくなりにけり、

たき

をしてくはす、たい母にのみすめて更に飢える色

なるべし、かくて同十五年九月中の五日より、母病

をあらはさず、冬は火を焼て母を温め例よりも寒し

と思ふときは己が衣をぬぎて母の身に加へ身は藁

のをひきまといて居ける、かくて年くれ明の春

に来りて病をいたはり、三とせが程心の及び色く

の薬を用ひけれどもなくて終に目しゐ足かやまり

けり、とかくするうち八介も又病おこりければ爲方

なくてや父母を離別してけり、其折しも久八人につ

かばれて居りければ、八介其身の代をつくのびて久八を取戻し母に附てぞやりける、夫より母子三人又九兵衛が方に行てかいりぬ、久八妹は人につかはせ己は人に雇はれて賃をえて母を養び居けれとも、九兵衛も家貧く、其上母かるうとましき病人と成りければ、倶に長く居うかりけるにや兄弟相はかりて久入ひそかに母を負てのかれけるが彼方此方とさまよび、享保六年終に熊本にきたりて妙専寺といふ寺の門にやどし居けり、共明くれ母に事ふること殊に厚し、晝は母を春に負て行廻り、人に物を乞て育けるにもらひたる物の中にて、歳もよろしと見ゆるは皆母にすめ、己は至りてあしきをのみくひける、母生れつき極めてひがしともすればけうとく怒りのしり或は脊に負れながら久八が頭をたき、髪を引ぬき、または肩にくひつきなどしけることもありけれども、久八聊も杵び戻る色なく、唯つい

太郎右衛門は山鹿郡中村の郷多久村の貧民なり、父

ははやく死して母と居れり幼より母をひとふしむ心

ふかく敬ふ事厚し、かりそめに出るにも母の前に手

をつきて問ひうかひ、母心よくゆるして後に出、

すでに出ればひそぎて帰り歸れば共まいまみえて其

やうすを傳母寺に詣るときは脊負て寺の門にひた

、母佛の前にある程は、夏はあふぎて其身を涼し

む事終りて踊る時もまた寺の門より負けり常は松

の落葉をかき爪木をとりて市にうりて其めたひをえ

て母をひけるに、聊も珍ちか成くひものを求め待

れば、急き歸りて母にすいめて悦ばしむ、又霖雨の

ふりぬる時は薪を取、錢を得るべきだよりのなくて

竈の煙もとぼしく、其食物たらされば己はくふまね

しみ從へり見る人其子を好して、母にくまずとい

ふ事なし、事終に公にきこへて、明の年の秋の初つ

かた米三俵を賜り、其冬の終りに至りて、又年ごと

に米五俵宛を賜るとの命下りぬ、時に孝子年二十餘

りかりければ久八母が故郷白小野村に帰りて本の

こいろやすく母を養へりと云

民となり、

ればみな自川に持行くす、親類の人才兵衛に妻

ミヅカラ

松本才兵衛は田中菜の部下の足輕なり、老たる母に

事へて孝なり公の事にあらざれはみたりに外に出す

常に家にありて母に事ふ朝夕の食物も必自味を調へ

て先母にすむ、母寺に詣る時は手を引或は負母

病る時は傍を離れずして其起立居を助けだけがる

(八)松本才兵衛

或は湯をあびせて身を清くし或は脊負て寺に

詣させけり、また役に當りて江戸に赴くべき事あれ

ば必賃を出して人を雇いて己に代らしむ、これ母の

病るを離れて遠く行に思ひさればなり、享保七年三

月より年ことに米五俵宛賜りけり、かくて後は心安

く母をひ居けるに同九年の秋の末助病死しぬ

母年老ことに重さ病にし居て、かいる孝子を先だ

てぬる心の内思ひやるべし、しかるに平助に賜し

米を直に母に賜りて其餘りの年を養給へり、 是回よ

平助が孝行の深さかひたす事なれども、又公の恵

みの偏く至りてもらす所なきものにあらずば、ひか

でかくのことききことをえんや、誠に尊み仰くべき事

ならし

川

久八は益城郡矢部の郷荒谷村の貧民なり父を理助と

Sへり、母は同し郷白小野村の九兵衛とい者の妻

の妹なりけるが、九兵衛が所に届けるを理助娶て久

八とむすめ一人をまふく、かくて久八が六〇七つに

なりける比父いたく悩みて生理つとむべきやうなけ

れば、久八か母を去け夫より母は幼き娘をつれて

九兵衛が方に歸りて又湯鶴原村八介といふ者に娘を

つれて嫁しける、久八は父とふたり届けるが二とせ

三とせばかりもありて父終に身まかりにけり、八介

久八が孤となりてよるかたなさをあはれみ己が方に

呼むかへてはごくみ居けれども、家もとより負けれ

ば、かれが十三に成ける比より人の奴となしぬ、久八

は人に仕へてある中に母しきを病出しけり、久

八ふかく是を憂い仕への暇をはかりて、しば(家

(九)荒谷村久八

もとめよとすむ従はず、常に自力を用いて勞はり

あつかふ事ことにあつし、見る人孝を稱せり享保

七年三月賞して年ことに一石八斗宛米をかつけ給へ

り、母は其五月に死す夫より才兵衛墓に詣跡を弔ひ

寺に物を供える事年を経て怠らずと

源四郎は盆城郡河江郷中小野村の民なり獨の母あり

是に事へて孝なり、家貧しく世わたるたよりなけれ

ば、熊本にひたりて人につかはれ、其身の代をもて

母をひけり、然るに母を遠く故郷に残し置けるが

心に懸りて安からざりけるにや、仕へをやめて熊本

鹽屋町小路に人の家をかりて母をむかへて倶にけ

母常に佛寺に詣ん事を願ふ されど老ことに

足いたみて道行事叶はされば、彼日ごとに負て行ぬ

もし人に雇はれて遅く帰りぬれば、手足をも洗はず

直に負てぞ出ける、時にふれてき友だち、疎か

らぬ親類などの切に慕はしきこともやありけん、故

郷に行て見はやといへば、源四郎~けたまはりぬと

何やうの事をもふり捨て打脊負てぞ行ける其道七里

ばかりありけれども少しも苦とする色なし、その妻

も又孝なり、常に母の傍にてよろづ其心に従其

くふべき物など何くれといとなみそなへ又は近邊

りに行んと求るかたあれは、甲斐しくかき負て

ゆきぬ、母やうく衰へて後は脊負こともならぬさ

(六) 中小野村源四郎

それの月日なり

平助は前田某が預りの長柄の者にて、青木某が預り

の長柄の者助七が弟なりに今日子なり助もと行合兄弟と

或人は助か父の後妻にて平助

母と供に助七が家に居れり常に母に事へて孝の心ふ

かく、又公の事をつむる事等閑ならず、其母五十

八ばかりのころより病にふして手なえ足しびれたり

それより平助公の事にあらされぱしばしか程も外に

出す夜書母の傍に打添居て心のかぎり勞はりあつか

(七)長柄者平助

まに成ければ、箔をこしらへ、ふきふとんをしき、

母を其内にいれて負けり夫婦さまに心をくださ

けれども、次第に貧しくなりければ、家の内の物か

づく賣て後は妻が鏡などやうの物をも錢にかへ

て母のひとぞしける、時に享保六年源四郎を官所

にめされ、其孝を賞して錢そこぼくを賜り、共

明の年の正月十六日二人扶持を賜はりけり、かくて

夫より後源

いく程なく母は身まかりぬ、年七十四、

四郎は、君の菩提所妙解寺と云寺に詣させ給ふこと

に、其道の傍に出で陰なから拝み居けるとぞ、猫の

むすめあり孝心ふかく、何某その孝徳を好して

姉とせりと云

111

肥後孝子傳前額上

にていかにも勝れたるを販すしていつも父母に調し

て進め其次なる物よりそ賣けるある日彼が家にしら

ヒサカ

だまらざりけるにや父は足駄はけと云母はごうりは

けといひければ彼すべきやうなかりけん片足に足駄

をはき片足にごうりをはきてぞ行けるある夜寝る

後いかにして過ちけん藤市が足の母の身にさはりぬ

る事のありければ母戒めていはく、汝我をふめり、

必天の罰あらんとさて母親とく起て見けるに藤市は

足を物にて結び屈めて置けるとそれ素より己の業

に疎きものにてもなかりけれども漁に出ることに必

父に問ひて東にも西にもSふ方に行て更に異方に

行す魚を得る事の多き少きをはからずして偏に父か

敵を守れり或日父が敢へにて磯の方にていさりし

けるを友だち見て今日のひよりにそこにては魚を得

また、沖に出よと諭しければ我もさこそ思へりけれ

されど父か敢に違んことを恐れて爰に居るなりとて

更に沖に出す、かくなん常にあらぬ方にて漁れとも

其得ものは人よりいつも多かりければ人皆大に怪み

龍神のかれか孝徳をめでさせましまして、かく

はるらめとそ稱しへりける、彼其得た魚の中

ぬ商人の来りて休らひけるが、折しも藤市海よ

魚を携へて帰りぬ、其商人その魚のことに勝れてよ

ろしきを價をよくして求めんといひければ藤市かた

くしてあたへ、其次なる物をあたへんとそいひ

ける是は彼か孝行を試むとて官の役人のさまをかへ

て来れるなりとぞ、時に享保三年二月十三日其郡の

事司れる堀田某がもとに藤市を呼出して藤市雨親に

君具に開召てふかく感じ給ひ、三人

孝行なること

扶持を下し賜るとの命をつたへぬかくて母は同き入

年に死す、年七十四父は同十二年に失ぬ年八十五、

夫より後は藤市月毎に忌日に佛に米を奉り墓に

詣て更に怠る事なし延享五年の三月それの日母の

三十三年忌に當りければ心の及ぶ佛事をいとなみ終

りて扨人に語りて我幸になからへ居て此日にあひぬ

何のよろこびか是に勝り侍らはん、たとひ今死すと
ふと少しも世に思ひなしといひけるが其月の中
の二日をもて身かりにけり年七十二子三人あり皆
孝心深し、ことに藤左衛門父死しぬる後に至つても
あつく心を用ひ母にもまたよく事へければ世
孝徳あるを賞して一人扶持を下し賜りぬ、安永八年
子與兵衛が所に居るに定まりぬれば殘の兄弟相謀り
て更に若干の地を買求め其地より出すべき年貢やう
の物皆三人して辨へ其他を與兵衛にあたって作らせ
て倶に母を資料となしけり、傳之丞は妻の親を育
居けるが實の母のやうにしけるとなん、扨兄弟野に
あれ山にあれ其仕業に出る時は必同じ方に伸びて行
ぬこれは母いたく老衰へぬればいつの日かなる病
の起りて急に立歸る事のあらんときちかくに出行
居たらんには其踊るに速遅さありて母の今はのと
き一同に集ることあたはざらんことを恐れてなり四
人家は別に住けれども常にひとつ家のやうに心を用

ひて互に相助けけり秋の年貢も定りたる通りをもて

毎に期に先立て納め或は兄弟の内なりはひしくて

年貢のたらざる者あれは、たがひに力を合せてつく

のひ納めて更に責を受しむる事なし、常に和ぎ

親めること大やう此類なり兄弟四家一家のごとく夫

人のことし是を以て母に事ふ其母の心ひかばか

りか樂しかりけん郷の長中山某具に官所にうたへう

ければ兄弟四人ながらに各米三俵宛年毎に下し賜ふ

是もまた貞享二年なりかくて寛永二年の夏母壽九十

といふことなし、父強に酒を好めりかれ必肴をまふ

けてHことにしば酒を進む己も又酒を好けれど

も親のひとひ思はん事を恐れて飲ず或は飲とも肆な

らず、藤市年三十あまりの頃妻を娶る、其妻も又よ

く和らき従り父母しばく佛に詣ん事をねがふたれ

とも年や~~老て脚なんよはかりければ藤市まづ

父をかき負て寺に至り、走歸りて又母を負て父と同

じ所にをき事終りて歸る時も父しかせり彼毎に漁に

出ても、父母の憂い思はんことを恐れて早く帰り叉

漁に出ぬときは父母の傍にのみ在其心をなぐさむ

或時藤市外に出んとしけるに雨のふりみふらずみさ

デ

藤市は玉名郡荒尾郷大島町の久兵衛と云漁夫の子家

貧しけれど厚く父母を養へり父母のSふ所うけ從ず

アナカチ

(五)漁夫藤市

三にして世をさりぬれば、近き邊りに葬り兄弟力を

合せてかたのこと(追善をいとなみぬ母既に死ぬ

れば下し給ひける米を辭し奉るべきよし申出けれど

も其米は母に賜りしにはあらず孝子を賞して賜りけ

るものなれば各なからへあらん程は受奉るべきの旨

命下りしとぞ

見て病人は

男

益城ケオキ

(四) 糸原村四子

アセヨン

六日なり

フィ

ひたる物あれば密にすきて人にしらしめず、夏は

夜に湯をあびせて其身を清くせり母常に烟草を好

めり右衛門夜にしば起てねざめをうかゃ

ひて是をすむ母寺に詣或は出て遊ばんといへば脊

中さしむけて負ひ母の心のむか所に行てもそむ

かず朝は早く起て飯をかしきてまづ母に進めて野

に山に己が仕業に出むとしては母のくふへき物其

せる側ちかく取そろへいつにてもくへるに便よきや

うにはからひてぞ置ける或はえさらぬ事にて遠く出

行事あれば必人を雇いて母に附置歸れば必自飯を炊

きて母に進む、次右衛門人がら忠やかにして公を敬

ひ公役を等閑にせず或は己の行べき時にあらずとい

へども是をつとめて露も其勞苦をかへり見る事なし

成年かれ母を負して影踏とに郡代場する役人み

盡く里の長が家に集めて御條目を讀聞せて其後耶蘇の佛像を踏

被宗門をまざるの謎とす是を影踏といふ、其佛像を狹て入る箱を

の場に趣んとしけるを、かたへの人は、ひつとても母を負其場に行
て踏すべしとひら

へぬ、かれがふるまい近き里々に語りつたえてかく

れなかりければ、終に熊本にきこへて年ごとに五俵

宛の米をかづけたまへり是もまた貞享二年の六月十

郡中山の鄉糸原村に、よく母え孝を盡し兄弟友

ふかく、畑婢睦き四人の子あり兄を傳之丞といひ次

を半兵衛といひ其つぎを惣兵衛といひ季を與兵衛と

名つく同所に各家をつくり、各妻を具して住けり父

は早く死して獨の母なんありける其母ふかく佛を尊

びて常に寺に詣んことをわがふ、さればひたく老

て歩行こ叶はされば屋敷の中ほどに堂をつくり

佛を安置し、其子や嫁なる朝夕負抱きてぞ詣さ

せける、母子の内今は誰が所に行て居るへしとい

へば、其心の安んずる所に居らしめ各家に調へたる

ならずしも其場に到ずとも役人影板を持來りて其 物の穂を各携へ行て母にそなふ或は願ひのぞむ物

の家にて踏することなれば、汝か母もかくせよと諭 あれば必營み求めてこれを進む黒子出る時は必母の

せば、次右衛門答へて、我等とき家に御役人を居る所に行て具に申踊るときも又所に行て先母に

入奉らんは憚り恐るべき事なり我かく健ならんほど見へて後己が家に帰りぬしかるに母が心季の

肥ば、おのれ人に物をかりてつくのひ置て責を受し

めて毎に期に後ずもし速に納得して苦む民あれ

チクレ

は人に負せてもしかりなんといへば答へていは

く、かれらは朝とく出て終日苦しみ星を見て帰りぬ

るに又かくせよといひ聞えんは情なし、其上Sたく

老衰へたる親をあからさまに人に任せてんも安から

ぬと、おもへばかくはし侍るといらへぬ、かくて四

郎兵衛は父の日々におとろへて頼み少く成りぬるを

見て大に憂び夜晝傍をはなれずして起立居を助

け藥も粥もみな自すめて心のかぎりあつかひきこ

えぬかれ又三人四人の人をつかひければ、其外は

り帰らんころをはかりて飯を炊き湯をわかし置てそ

の勞苦を勞ふ又深く公を重んじ、秋の年貢も速に

夕の食物も好み望める物を調へ必自嘗てすむ、出

るときは必申し帰れば必まみ父老て夜を安く寝

ず、四郎兵衛夜半暁に至るまでも傍にありて物い

ひ慰め、又いたら寒さ夜は度々衣を温めて父の足を

つむ、父寺に詣んといへば、従者ありといへども

それを用ひず四郎兵衛必自負てゆきかへれり親き友

是を見て常に自苦めると斯のごとくならずとも折

君具に閉し

里人も皆能懐き従りかりける事とも

召て右衛門は八代郡中山の郷谷川村に住民なり猫の

母に事へて孝心に深しはじめ妻ありけれども母の

心に叶はさりければ去ぬ親さ人また妻を娶んとをす

Sへらく、又娶りて若前のごとく不

む、次右衛門

孝なる女ならば悔ともかひなかるべし唯自力を盡し

て事ふるの心易きにしかじと終に娶らず母年老て目

うとく足ださる事十年ばかり、次右衛門其傍に在

起立居を助けに行にも必自Sだきかえ汚ら

深く感じ給ひ貞享二年の六月十六日四郎兵衛を

官府に召れ、其孝行を殊に勝れたりと賞し給ひて年

毎に米十俵死を下し賜りけり、日比經て父は八十歳

あまりにして空しくなりぬ、四郎兵衛歎き悲めると

よのつねに過しばしかほどは物をもくはず、面くろ

み肌やせて日毎に墓に詣るにも杖にあらさればゆく

ことを得ず、既に墓の前にいたってはに打ひたり

て世に在し時養びのうすかりし事どもひ出で悔

悲みけるとぞ享保四年六月に死す壽九十三

(三) 谷川村次右衛門

シタガ

めざりけり、萬の事かくなん心を用ひければ家 家人も

へ

肥後孝子傳前編上

母の心

のごとくせり冬例よりも寒しと思ふ夜は己が夜の四郎兵衛は宇土の郡山の郷大見村と所の里の長

をぬぎて母のふすまに加へ己はやらすべり出て身なり母もはやく死し老たる父に事へて孝を描せり朝

(二) 大見村四郎兵衛

帰りける、母病にふしぬかれ身を置に

所なげなり母のくふべきほどのもの力を極めて營み

なへ母の衣汚れぬれば皆自すぎて清くすすでに

身かりければ、なく近き野邊に送り葬事終り

ぬれど頓には帰りもやらず終に帰りて家にあうとい

へども、日ごとに行歎き悲みけり、ことに哀ふか

りしは、ふべき日にへば先母が墓に行て泪お

しのごひて、幾年か此日を家にむかへて飯はぁはけ

れど母と供にあき、酒もうすけれど母と供に酢たれ

ば我心あかぬ事はありし今母我を捨て此野にありた

と郡司の富を得るとも又はた我何にかせんやあゝ

我母いかで帰り来らざるやとどへるさまたとへ

なり、

む物なし是を見る里人泪を落さゞるは

君之を聞し召て深く感歎せられ、寛文六年正月廿四

日米五石に武人ふちを、永く子孫までに賜ふて國府

うつろS住しめたまふと云

み又しげく佛寺に詣んとをねがふ、されど八十の後

や明がた

を出湯に打てい其夜の寒さをふせぎ、

にぞ家にはの老人にて道ゆく事かなはされば、彼はくに抱き

負てぞ行けるとき母彼にへらく、汝年五十若き

にもあらず、我に事へて苦しめり、我心に於て安か

らずと、孫次郎答へていはく、我身もとより強く力

も人に過きはべる、又道行くとを好めり、今母と倶

にゆく何のたのしみか是にまさり侍らん、我常にや

んごとなき人の出を見るに輿あり馬あり、我母

貧しくしてこれなし、幸に獨の男を持給へり、こはき

事馬にもましぬ我是にのれり、更に何をうらやみ

給はんといひて、せなかさしむけて負ひぬ、負ひて

家を出るに至りて顧みて母に戯ていはく、此馬の速

唯母の心の如くならんと、すでにして走り進

み或は止りてやすらひ、足をはね頭をふりて實の馬

の勢いをなす母大に笑里人の是を見る者まづ笑ひ

てのちは皆打なげて共孝心をぞはめける、母すで

に出湯にいれば己が身にて母の衣を温めてまち夏は

身をあんぎて涼しむ寺に行ても又ひとへに十四横手村字平井妻とい

十三庄村助太

十二原 源右衛門

九荒谷村

入

十多久村太郎右衛門

助

松本才兵衛

久

五大島町藤市 六中小野村源四郎

四糸原村四子

治

孫次郎 二大見村四郎兵衛

鍛

肥後孝子傳前編上目録

肥後文獻叢書第四巻

三 谷川村次右衛門

十一新大工町 助七

も質をはふきてぞうりける、一里の人つとひ集りて

物くひ酒の事あれば、孫次郎も行て夜はりたるも

よき酒肴あれば己は用ひずして携へ歸へりて必ず母

に進む、後に人々是れをあはれみ母に進むべきをば

更にあたへたり、里に出湯あり、母に浴るとを好

ひとさと

孫次郎は肥後國山鹿の郡湯町の鍛冶なり、業拙くし

てられず、家きはめて貧し齢五十に至れ共いまだ

娶るを得ず、父は早く死して居り、 孝心と

に深し、我身には常に全き衣だになくて、母の養ひ

は程に過て厚し、酒を好め にも錢あればかな

らずかびてすむ酒うる家かれが考ふかきに感じて

酒をあたへて錢をとめされば、彼悦びずしてSは

く、斯の如くなればそこに我母に酒をすくめらる、

なり我すいむにはあらず願くは我酒をこそすいめま

ほしけれとて、去りて異所にてかひけり、酒うる家

々後は彼れのころざしをして錢はかへされど

(一)鍛治孫次郎

肥後孝子傳前編上

肥後孝子傳序

へて手向祭るとも生る時の蔬菜にはおとるべし、ひ

かなれば今の世の人父母のを大切の事に思はざる

や、最愛の妻子たりと云とも妻子は失ひて又も得べ

し、唯一たび失して二たび得べからざるものは父母

也、人の子たる者を思は、 いかで孝心を起さ

るべき、今の世や、孝心ありと見ゆる人も大かた妻

を娶り子をもてる身になれば、眼前妻子の愛にひ

れておのずから朝夕の勤さへおたるをくやしとだ

ヒキサシ

イケ

年けて後はおはかた側を離す出入には手を引後を

かえ寢起には夜はしづめ朝は省るべし、父母もし

病あらば晝夜帶をとかず、他事を捨て看病し醫薬の

事にのみ心をつくすべし、扨第一に心得べき事は、

いかほど父母の身を孝養すとも其心を安くせずして

は大なる不孝と云べし、何事も父母の教訓にたがは

ず、世法を重んじ、よく身を守り家をたもつべし、

黒子のかくの如くなるを見ては、父母の心中 かほ

S

どの悦びとかしる、是を父母の志を養となり、

唯常に思ふべし、惜むべきは父母存生の日なるとを

今此時に及で孝養をいたさずば、父母死して後はS

かに悔ともかへるべきや、たとひ山海の珍物をそな

ハナレ

I.

天明二年壬寅仲秋

中村正雰謹識

にも思はず、それによからぬ妻子にあへば、ひつと

なく父母の悪き事をいふほどに、言葉耳に入心に

つもれば、己も父母をうとむ心に成ぬるこそひふも

ましき事なれ、よく思ひ見よ我身十四五歳までは

妻と云ものなし子と云ものもなし、此時我を養育せ

し人は何人ぞや我を介抱せし人は何人ぞや、然るに

父母にかへて妻子を思ふ事やるべき、鳥の鳥さへ

反哺とて親にくいめ反すと云事あり、人として不孝

なるは人たる本心たえはて禽獸にもおとりたると

云べし、深く恐るべき事なりとひへり、人の子熟讀

て深く身に體すべき所ならし

とならば父母の思を能々思ふべし先十月の間懷胎

孝子忠臣斯に輯録する所の者六十二人、顧ふに狩 に在しより母を苦む扨生れ出て幼稚の程は父母とも

たる者多からん、老友神崎直衙嘗て其傳を撰して梓 に晝夜艱難辛苦をSは常にあらき風をもひとひて

に鏤め、共令名美徳を開く民にはして永く世に 抱きそだて少も病ありて煩しければ前に祈り醫を求

え、且風教の萬一を助んとを欲し、當時官府の書 め、我身もかはたきほどに思ひ唯子の息災にして

に因て既に筆を起し、未稿を脱するに及ずして没せ 成長するを待より外に何の願かある、共子稍長しく

豊惜からずや、 是に於て正自揆らず今志を なれば其ために師を撰びを習はせてよさ人にもな

共事を成して三巻とし是を前編とす其後なる者數 れかしと思ひ家をも治るほとになれば縁を求め姉を

百人皆共姓名を記し、姑く五十餘人の傳を撰じて又 むかへてゆく末をこひねがふ又世に立まじはるを

三巻とし是を後編とす凡六巻名つけて肥後孝子傳と 見ては或はあしき友にもひかれ或は不慮の難にもあ

ひふ、素より才短く筆拙ければ、 孝子忠臣の情狀を はんかといまだ目に見えぬ事までもたえず心ぐるし

著すに足らず又讀人をして咸發興起せしむる事能は く思ふほどにすべて一生の營み何事か子の爲にせぬ

と、特に愧懼るのみ蓋人の子孝道の己に於て尤 ことやある、何れの時か子を思はぬときやある是等

巳べからざるの理を識得して此傳を讃まば彼是相發 の厚恩たとへ報じ盡さずともせめて孝行にして養ふ

して孝心に本づく所彌深切ならん因て六衍義大意 べき事なり孝行とSは貧苦貴はおのづから不

父母に孝順の一條を表彰して窓を開くの第一義とす 同れば必しも父母の衣食を結構にせよと云にもあ

其説に日凡世間にある人貴となく賤となく父母のうらず唯分限相應に父母の飽暖なるやうにすへし父母

肥後孝子傳序

まざる人やある、されば父母は我身の出来し本なれ

ば本をば忘るまじき事なり泥や養育の思山よりも高

肥後文默書店叫

四

く海よりも深しいかして忘るべき今孝心に本づか

我那寛文六年より暦五年に至る迄公の褒賞を蒙る む肥後孝子傳序

天明二年八月朔

熊本府學祭酒藪 撰

公襲封之初。首建學校。以施孝弟之教。而一邦之民。雍 如 也,既賞其尤孝弟

者。歲挽十餘人。積至數百人。史臣請采錄以傳四方。公曰傳之四方人。將日

寡人德教之所致。寡人實不德。而獲斯美譽。此累寡人之過也。事乃寢、處士中

村子曰。我野人也一國無野史之禁。我唯恐孝子之湮沒莫聞也乃錄述成卷凡

六卷。名曰肥後孝子傳。將授梓工。需序於愨。愨曰善哉。國史之不錄。以成公

之謙也,處士之傳之。以顯孝子之美也。傳曰。道並行而不相悖,其斯之謂乎。

其斯之謂乎。

肥後孝子傳序

天明八年戊申之冬

11

浪華竹山居士中非積善撰

肥後文獻叢書第四卷

。而民賴其慶。四十年所。其規模宏遠。足以四常奧黃備三公之賢焉。猗與盛

矣哉。予也豈不樂與天下道之乎,雖然藪祭酒右簡之需。則感然不敢當也。蓋藩

學之隆如此。祭酒而下,能言之士'林立相揖。朝觚暮牘。雲合霞蒸。而此書

各糯。祭酒所叙亦備矣。更取總序於別手與。在泮獻功。匪乏其人。胡必假孱鈍

寡陋之言于煙濤千里之外焉哉。已而曰。有是哉祭酒之需也。魯之頌僖公。詞義

莊重。而後人議以史克之夸張矣。今肥藩之盛。其倫固絕乎魯偉然藩臣而極筆

贊其實者。纍然以出乎。退讓君子之衷。或將病於夫夸焉。乃誤推予,以爲口有

微辭。且知予頗耳藩事。又喜譚民間之懿。並有素也。蓋謂夫也啾々。足以示信

于世矣。與其取給於己。毋寧仰成於人。迺忠翁良工獨苦之心。詳于事狀。而不

溢予言辭。亦益可以白焉。是所以有域外之請也耶。予也尚何終於固辭。於是乎

蹶然以起。拂簡而書。

1

肥後孝子傳序

東肥處士忠亭中村翁所撰孝子傳前后編成矣。藩學祭酒藪君士厚遙送其 稿。授

予以右簡。予受讀未卒編。泫然隕涕。輒揜卷嘆曰。嗟哉蒸民天禀 之懿。不待

學而爾所謂不爲堯存。不爲桀亡者是也。善夫忠翁纂輯之勤。可以 風一時。

而貽則於後世矣。但秉彝之性。業已古今同之。則四海之廣。人民之衆。 其 特

出之美。往々接聞見固也。然今而獨鍾秀於東肥。何若此之夥耶~蓋吾聞之也。

肥藩自 上祖二公。克文克武。樹基深厚。其風有自。旌表之典。奕世 弗墜。

數傳至 靈感公。恭儉持己。任賢不疑。大崇儒術。覃思平治道。廼設庠 黌。

禮俊士。躬親臨視。率以爲常。故士大夫以下。至府史胥徒。莫不橫

文教駸々然以興。推及黎庶。勞徠振德。能殫其方一片羨必收。寸長不遺,故四

境之内。孝子順孫 貞婦良奴。想然拔興。膺褒賞者。比々相望詩云。群黎百

姓。徧爲爾德。此之謂也。君德之美。風化之懋。皆可知也已。是即鍾秀之所

肥後孝子傳序

竿 齋存稿拾遺一卷

1

肥後文獻叢書第四巻

11

"

六六六

·五九八

五七三

渡邊先祖以來今事記一卷

渡邊玄察日記一卷·

拾 卷卷

1

卷

11

集集昔

物預

記録一巻

堀内傳右衛門覺書一巻

御

覺 書 四 巻

同附録孝經賤於枝折一巻

肥後孝子傳後編三卷·

肥後孝子傳前編三

肥後文獻叢書第四卷目次

拾 拾 1

五五 二

·五一三

:四八〇

四三三

:...1111111

:三五三

・三四一

·二八九

一九一

五七

1

識

編

11

丽 治 四 十 三年四月

一孚齋存稿拾遺は、岡田康治氏が孚齋存稿に漏れたるを集録せられたるものなり、

一齋存稿は、大塚退野の遺稿なり、天保嘉永の際に、米田、横井、荻、元田等の郷先賢に由りて解録せら

れたるものと云へども、麗雑駁、體例の観るべき∞のあるなし、本叢書に採録するに當り、二三の

刊落を加へたるある、仍多くは其の舊に因り、退野は名を久成、通稱を丹左衛門、號を孚齋と

云へり、細川家に仕へて世祿二百石を食みしが、仕して退野と稱せり、初め陽明の學を好みたりし

が、二十八歳の時、朝鮮李退溪の朱書節要を得てこれを読み、終に篤く程朱の説を信ずるに至れりと、

寛延三年三月五日、七十四歳にて歿せり、

川故事と名く、其の玄察物語といへるは、後人の追題に係る、玄察は寛永九年に生れて、正徳四年に

歿せし人なり、其の家系は、玄察書中に詳なれば、今爰には云はず、本書原本は、玄察の後人渡邉

光叔氏の家にて、先祖以来今事記の末尾數修を除き、珍しく玄察の手筆に係る、原巻数は詳かなら

ざる∞、寛政十年に焼失して、今は緩かに拾集昔語一、同三、拾集物語三、同五、拾集記、玄察日記、

先祖以來今事記の七冊残れるのみ、本書上記の書巻は、一一原本に擦りて校正し、拾集昔語二、及び

早川故事は、並びに同家の原本、現存せざるを以て、通行本を以て之れを補ひたり、思ふに本書は、

往々重複の處あり、未だ必らずしも定本たらず、及其の燼餘、缺落せる處ありて、亦完稿ならざるに

似たり、然れど戰國時代の佚事傳聞、赤本書に頼りて存する∞の鮮しとせず、具眼の士、其の荒謬

を変りて、精處を探らば可なり、

肥後文獻叢書第四巻

迎

例

一渡邊玄察物語は、渡遊玄察の手錄せしもの、原拾集昔語、拾集物語、拾集記、渡邊建長以來故事、早

一御預人記録は、義士一件に關する細川家の記録なり、亦當時の實錄なるが故に探録したり、巻末に抄

校者の語ある、其の何人なるやを知るべからず、

傅右衛門は老後致仕して、旦と號せり、旦覺書は、晩年に其の子孫の爲めに書き遺こせしものな

り、旦夕は享保十二年八月に八十三歳にてせり、

一堀内傅右術門覺書、旦夕覺書は、均しく堀内傳右衛門の手録せし∞のに係る、傅右衛門は名を勝重と

云ふ、細川家に仕へて祿二百五十石を食み、御使番と爲る、元禄年中、赤穂義臣の内、 大石良雄以下

十七人、細川家に御預となるや、傅右衛門は應接方を命ぜられたりしが、深く義士の志に感じ、晝夜

心を盡して懇切に接待したり、停右衛門覺書は當時其の親しく見聞せし所を手録したるものなり

本書の通行本は数本ありて、行文詳略、互ひに出入あり、本書は細川家藏本(舊藩學時習館本)を底本と

し、帝國圖書館本(林家舊藏本)及び他の數本を以て參校したり、只巻尾に於ける詩歌書牘の類、後人の

竄人に係るものは、一併してこれを刊落せり、今にして後廬山の面目を復するに幾からんか、

一肥後孝子傳前後編、及び附錄孝經賤が枝折は、珍しく中村忠亭の撰する所に係る、忠亭名は正尊、通

稱は忠助、業を大塚退野に問ひしも、宋學者流の臼に落ちず、孝子傳の一書、最其の篤實忠

厚を見るに足る、寛正七年正月八日、七十三歳を以て残せり、

一本巻には、肥後孝子傳前編三巻、同後編三巻、同附録一巻、堀内旦夕覺書四巻、堀内傳右衛門覺書一

巻、御預人記録一巻、 渡邊玄察物語九巻、 李齋存稿三巻、 同拾遺一巻、都べて九種二十六巻を探録し

たり、其の解題は下の如し、

m98

1.4

肥古城野藤

武

東京

隆

後

獻

貞東

吉風

同

編

版

男

文館藏

箴

第

四卷

後

男

吉

吉貞貞車

獻

風編

第

版

四卷

書

1

THE LIBRARIES